明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成二十五年三月二十九日

○第百八十三回国会 参議院会議録第十三号（その一）

平成二十五年三月二十九日（金曜日）
午後一時三十一分開議

○議事日程　第十三号
平成二十五年三月二十九日
午後一時三十分開議
第一　外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（衆議院送付）
第二　水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第三　特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（衆議院送付）
第四　地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第五　地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第六　放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（衆議院送付）
第七　所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第八　関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第九　予防接種法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○本日の会議に付した案件
一、国家公務員等の任命に関する件
一、平成二十五年度一般会計暫定予算
一、平成二十五年度特別会計暫定予算
一、平成二十五年度政府関係機関暫定予算
以下　議事日程のとおり

○議長（平田健二君）　これより会議を開きます。
この際、**国家公務員等の任命に関する件**についてお諮りいたします。
内閣から、人事官、検査官、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員、情報公開・個人情報保護審査会委員、公益認定等委員会委員、預金保険機構監事、公認会計士・監査審査会会長及び同委員、電気通信紛争処理委員会委員、中央更生保護審査会委員並びに公害健康被害補償不服審査会委員の任命について、本院の同意を求めてまいりました。
これより採決をいたします。
まず、人事官に上林千恵子君を任命することについて採決をいたします。
内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。
〔投票開始〕

○議長（平田健二君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕

○議長（平田健二君）　投票の結果を報告いたします。
投票総数　二百三十五
賛成　百十五
反対　百二十
よって、同意しないことに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（平田健二君）　次に、検査官に武田紀代恵君を任命することについて採決をいたします。
内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。
〔投票開始〕

○議長（平田健二君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕

○議長（平田健二君）　投票の結果を報告いたします。
投票総数　二百三十五
賛成　百十五
反対　百二十
よって、同意しないことに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（平田健二君）　次に、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員に山舗弥一郎君、大塚成男君及び中西敬子君を、情報公開・個人情報保護審査会委員に大野市太郎君、遠藤みどり君、池田綾子君、伊達規子君、加々美光子君、下井康史君及び中川丈久君を、公益認定等委員会委員に山下徹君、小森幹夫君、双木小百合君、門野泉君、北地達明君及び堀裕君を、預金保険機構監事に町田恵美君を、公認会計士・監査審査会会長に千代田邦夫君を、同委員に廣本敏郎君、佐藤淑子君、櫻井久勝君及び淵田康之君を、電気通信紛争処理委員会委員に荒川薫君を、中央更生保護審査会委員に松浪克文君を、公害健康被害補償不服審査会委員に鎌倉惠子君を任命することについて採決をいたします。
内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。
〔投票開始〕

○議長（平田健二君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕

○議長（平田健二君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十五
賛成　二百三十五
反対　〇

よって、全会一致をもって同意することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（平田健二君）　次に、情報公開・個人情報保護審査会委員に岡島敦子君及び池田陽子君を、公認会計士・監査審査会委員に市川育義君、坂本道美君及び八木和則君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（平田健二君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（平田健二君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十四
賛成　二百二十八
反対　六

よって、同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（平田健二君）　次に、公益認定等委員会委員に時枝孝子君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（平田健二君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（平田健二君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十二
賛成　百三十七
反対　九十五

よって、同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（平田健二君）　次に、公認会計士・監査審査会委員に木村明子君及び水口啓子君を任命することについて採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（平田健二君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（平田健二君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十四
賛成　二百三十
反対　四

よって、同意することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（平田健二君）　この際、日程に追加して、**平成二十五年度一般会計暫定予算**
平成二十五年度特別会計暫定予算
平成二十五年度政府関係機関暫定予算
以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平田健二君）　御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。予算委員長石井一君。

〔審査報告書は本号（その二）に掲載〕

〔石井一君登壇、拍手〕

○石井一君　ただいま議題となりました平成二十五年度暫定予算三案に関しまして、予算委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

暫定予算三案は、四月一日から五月二十日までの期間について編成されたものであります。

暫定予算三案は、三月二十七日に国会に提出され、衆議院からの送付を経た後、本日、財務大臣から趣旨説明を聴取し、質疑を行いました。

質疑は、暫定予算が経済に及ぼす影響、復興予算の執行状況、ＴＰＰ交渉における労働問題の取扱い、成年後見制度をめぐる違憲判決への対応、一票の格差是正に向けた選挙制度改革の在り方、在日米軍基地移設問題や憲法改正問題など、多岐にわたりましたが、その子細は会議録によって御承知いただきたいと存じます。

質疑を終局し、採決の結果、平成二十五年度暫定予算三案は賛成多数をもっていずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（平田健二君）　これより三案を一括して採決いたします。

三案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（平田健二君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（平田健二君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十二
賛成　二百二十六
反対　六

よって、三案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（平田健二君）　日程第一　外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長増子輝彦君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔増子輝彦君登壇、拍手〕

○増子輝彦君　ただいま議題となりました承認案件につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本件は、北朝鮮への全ての貨物の輸出及び北朝鮮からの全ての貨物の輸入につき、平成二十四年四月十四日から平成二十五年四月十三日までの間、引き続き、経済産業大臣の承認を受ける義務を課する等の措置を講じたことについて、外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求めるものであります。

委員会におきましては、累次にわたる対北朝鮮制裁措置の評価及び今後の対応、制裁効果を高めるための国際連携の推進、迂回貿易の取締り強化の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（平田健二君）　これより採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（平田健二君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（平田健二君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十四
賛成　二百三十四
反対　〇

よって、本件は全会一致をもって承認することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（平田健二君）　日程第二　水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長中谷智司君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔中谷智司君登壇、拍手〕

○中谷智司君　ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における水産加工品の原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に鑑み、引き続き、株式会社日本政策金融公庫が水産加工資金の貸付けの業務を行うことができるようにするため、現行法の有効期限を平成三十年三月三十一日まで五年間延長しようとするものであります。

委員会におきましては、水産加工資金制度の成果と法律延長の意義、被災地水産加工業の復興対策、ＴＰＰの水産業への影響等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（平田健二君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（平田健二君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（平田健二君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十三
賛成　二百三十三
反対　〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（平田健二君）　日程第三　特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長石井準一君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔石井準一君登壇、拍手〕

○石井準一君　ただいま議題となりました承認案件につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

我が国の平和及び安全を維持するため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づき、平成十八年十月以降、北朝鮮船籍の全ての船舶の入港禁止措置が講じられてきました。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件　水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案　特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

本件は、平成二十四年四月三日の閣議決定により、平成二十五年四月十三日までの一年間、引き続き北朝鮮船籍の全ての船舶の本邦への入港を禁止する措置が講じられたことについて、同法に基づき、国会の承認を求めようとするものであります。

委員会におきましては、国土交通大臣より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（平田健二君）　これより採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（平田健二君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（平田健二君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十三
賛成　二百三十三
反対　〇

よって、本件は全会一致をもって承認することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（平田健二君）　日程第四　地方税法の一部を改正する法律案
日程第五　地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案
（いずれも内閣提出、衆議院送付）
日程第六　放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（衆議院送付）

以上三件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長松あきら君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔松あきら君登壇、拍手〕

○松あきら君　ただいま議題となりました三案件につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、地方税法の一部を改正する法律案は、上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税の特例の拡充等の改正を行うとともに、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除等の延長、拡充並びに東日本大震災に係る津波により被害を受けた土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置の延長等の改正並びに延滞金等の見直しを行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行おうとするものであります。

次に、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案は、平成二十五年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、地方交付税の単位費用等の改正等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、中低所得者への住宅ローン控除の効果、自動車取得税の代替財源、地方公務員給与削減の妥当性、給与削減要請に応じない場合のペナルティー、交付税特別会計借入金償還計画の実現可能性等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山下芳生委員より両法律案に反対、社会民主党・護憲連合を代表して又市征治委員より地方税法一部改正案に賛成、地方交付税法等一部改正案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件は、日本放送協会の平成二十五年度収支予算、事業計画及び資金計画について国会の承認を求めるものであります。

収支予算においては、一般勘定事業収支は、事業収入、事業支出とも六千四百七十九億円の収支均衡としております。

また、事業計画においては、平成二十四年十月より実施された受信料の値下げによる減収が見込まれる中、増収に向けた取組や経営の効率化により、収支均衡に向けて取り組むこととしております。

なお、本件について総務大臣から、収支予算等についてはおおむね妥当なものと認められるとした上で、その収支予算等の実施に当たっては、受信料を負担する国民・視聴者に対するサービスの低下を招かないよう配慮することが必要である旨の意見が付されております。

委員会におきましては、受信料支払率の向上に向けた取組、災害に備えた公共放送の機能強化、放送と通信が連携する新しいサービスの開発、ＮＨＫの国際放送の強化に向けた取組、日本の放送技術やコンテンツの海外展開においてＮＨＫの果たす役割、ＮＨＫ職員の給与制度改革による放送サービス低下への懸念等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、本件に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（平田健二君）　ただいま委員長報告がありました議案のうち、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案に対し、討論の通告がございます。発言を許します。神本美恵子君。

〔神本美恵子君登壇、拍手〕

○神本美恵子君　民主党・新緑風会の神本美恵子でございます。

私は、民主党・新緑風会を代表し、ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案に対し、反対の立場で討論を行います。

本法律案は、地方公務員の給与改定の取扱いについて、国家公務員の給与減額支給措置平均七・八％に準ずる措置をとるよう地方自治体に求めるというものであります。これは、地方自治体で働く公務員の生活と、これに密接に関連する地域の広範な国民生活に多大なマイナスを及ぼすものであると同時に、こうした一方的なやり方が地方自治の原則を根本から揺るがすものであるという観点から、絶対に容認することができません。

政府は、一昨年、二〇一一年六月、今回の国家公務員給与抑制措置はあくまで東日本大震災からの復旧・復興の財源とするための臨時的措置として行うものであって、地方交付税減額などによってこの引下げを地方に強制することは考えていないと閣議決定をしております。

自治体の立場からすれば、政権交代したからといって、国との約束がほごにされ、信頼関係を著しく損なう裏切り行為だとの思いを抱くものであります。だからこそ十分な説明を尽くすべきでしたけれども、政府は、その努力もほとんどせず、地方が強く反発する中、予算編成まで僅か一か月で給与削減を一方的に強行することを決定したのであります。

その内容は、地方自治の根幹にかかわる地方財政計画と、それに基づく地方交付税交付金から地方公務員給与削減分として八千五百四億円を一方的に削減するというものであり、東京都などの不交付団体を除く全ての自治体にとって交付税が死活的な固有財源となっていることを考えれば、地方への要請ではなく、これはまさに強制以外の何物でもありません。

地方自治体の現場では、厳しい財政事情が続く中で、行政の無駄を省き、自治体職員の定数削減や給与を抑制する血のにじむような自主的努力がこれまで積み重ねられてきております。

自治体には、それぞれ国の人事院に相当する人事委員会があり、地方公務員の給与は、それぞれの自治体の人事委員会の勧告、報告に基づき、職員団体との真摯な協議を経て、議会の条例可決により決定されてきました。この十年間、勧告を上回る給与削減額は都道府県分だけで二兆円を超えているのです。自治体の仕事とは、警察、学校、福祉の現場など住民生活に密着した仕事ばかりであり、その削減余地はまさにぎりぎりの段階であることを申し上げなければなりません。

先日、「ルポ　子どもの貧困連鎖」という本を読みました。その中に、授業後に深夜営業の飲食店で働く定時制の高校生二人の話がありました。

自営業を営む二人の家庭は、リーマン・ショックによる経済危機により経営が悪化し、二人は学費、生活費を二つのアルバイトで稼いでいます。今から四年前のまだ肌寒い三月のことです。二人は、仕事を終えて終電に間に合わず、翌日の早朝アルバイトのため駅前の多目的トイレで寝泊まりをすることが度々あったということです。その生徒が、先生は一生懸命教えてくれたし、生徒と向き合ってくれる、定時制でなければ勉強が全然分からなかったと話しています。

貧困の中にいる子供たちと共に歩む教職員がいます。また、介護が必要な方、障害がある方、高齢の方など、社会からの支援がなければ生きていくことや日常生活を送れない社会的な弱者の方々をいつも見守り、行政的な支援を続けているのが公務で働く方々です。

宮城県職員の一割がバーンアウト症候群の兆候を示していると、昨年、宮城県が公表しました。

今年一月三日、兵庫県宝塚市から岩手県大槌町へ派遣されていた職員の方が自殺をされました。同町は、総務省と地方公務員災害補償基金によるメンタルヘルス対策をしっかり実施していた自治体です。それでも自死という痛ましいことが起こったのです。

子供と共に歩む全国の教職員のほとんどは給与削減を経験しています。何年も何年も続いています。バーンアウト症候群の兆候を示している職員にも給与を削減し、もっと頑張れと言う。被災地に派遣された職員の給与も削減し、もっと頑張れと言う。国民の皆様からの負託にこたえるために自らの健康と命を懸けて働く者に対する冷酷な仕打ちが、今回の措置であります。絶対に認めるわけにはいきません。

私たち国政に携わる者は、こうした自治体行政の最前線で日夜懸命に奮闘する地方公務員、教職員によってどれほど多くの社会的支援を必要とする方々や子供たちが救われているかに思いを致し、支えていくことこそが求められているのではないでしょうか。国がやったのだから地方もそれに倣うのが当然と言わんばかりの今回のやり方が、知事会を始めとする地方の総反発を招くのは当然でありましょう。

そもそも、地方交付税とはどういうものであるのか。これを家計に例えて、田舎の親への仕送りなどといまだに説明されることがありますが、それは本質を誤解しています。

地方分権一括法が成立して十三年、これにより国と地方の関係が対等、協力であることが明確にされています。そして、地方交付税交付金は、地方の固有財源であり、地方自治体の共有財源であって、一旦国庫に入りはするが、そもそも国のお金ではないのです。これを時々の政府の目的や思惑でさじ加減すべきものではないのです。このような地方自治、地方分権時代の常識もわきまえない政府に分権推進を語る資格はないと言わなければなりません。

これを後ろめたく思う政府は、今回の交付税算定に当たり、給与削減分とほぼ同額を防災や地域の元気づくり事業費として盛り込み、地方の歳出総額は変わらないという取り繕いをしております。つまり、八千五百四億円もの給与削減に見合った事業費として、歳出に防災・減災事業等を行うための特別枠八千五百二十三億円を設定していますが、うち五千五百二十三億円は地方債で措置されます。これは、使途を制限されない一般財源を特定財源化するものであり、地方分権と逆行するものであります。いみじくも全国知事会の会長が、給与を切られた上に借金までさせられると表現されたとおり、地方自治体にとって、職員の給与を切られる上に公共事業のために借金をさせられるという政策であります。自治体関係者は誰も納得できないでしょう。

そして、総務大臣は、給与削減措置は平成二十五年度限りとしながらも、平成二十六年度以降についてはその時点での協議によると、当該措置が継続する可能性を否定しませんでした。国の財政事情が厳しい中、今回の対応を先鞭として、また国が一方的に給与削減措置を強制してくるのではないか、懸念は膨らむばかりであります。

以上、今回の措置が及ぼす地域の国民生活への計り知れないマイナスの影響を心配し、自治と分権の根幹を何としても守らなければならないという立場から、本法案に反対する意見を申し述べました。

私たち民主党は、再び地域から、生活者、納税者、消費者、働く者の立場に立ち、共に生きる社会をつくることをお誓いし、満場の賛同をお願いして、私の反対討論を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（平田健二君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（平田健二君）　これより採決をいたします。

まず、地方税法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（平田健二君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（平田健二君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十四
賛成　二百二十八
反対　六

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（平田健二君）　次に、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（平田健二君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（平田健二君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十二
賛成　百三十一
反対　百一

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（平田健二君）　次に、放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件の採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（平田健二君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（平田健二君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十
賛成　二百二十九
反対　一

よって、本件は承認することに決しました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（平田健二君）　日程第七　所得税法等の一部を改正する法律案

日程第八　関税定率法等の一部を改正する法律案

（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員長藤田幸久君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔藤田幸久君登壇、拍手〕

○藤田幸久君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、所得税法等の一部を改正する法律案は、現下の経済情勢等を踏まえ、成長と富の創出の好循環を実現するとともに、社会保障・税一体改革を着実に実施するなどの観点から、国税に関し、個人所得課税、法人課税、資産課税、納税環境整備等について所要の措置を講じようとするものであります。

次に、関税定率法等の一部を改正する法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、暫定関税率等の適用期限を延長するとともに、適正な課税のための規定の整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、安倍内閣総理大臣に対する質疑を行うとともに、金融所得課税一体化の今後の方向性、所得拡大促進税制の創設及び雇用促進税制の拡充の効果、自動車関係諸税の抜本的見直しの必要性、関税評価に関する規定を明確化する趣旨、社会悪物品等の水際取締り強化の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して大門実紀史委員より、所得税法等改正案に反対、関税定率法等改正案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、順次採決の結果、所得税法等改正案は多数をもって、関税定率法等改正案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（平田健二君）　これより採決をいたします。

まず、所得税法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（平田健二君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（平田健二君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十四
賛成　二百二十
反対　十四

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（平田健二君）　次に、関税定率法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（平田健二君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（平田健二君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十二
賛成　二百三十二
反対　〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（平田健二君）　日程第九　予防接種法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長武内則男君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔武内則男君登壇、拍手〕

○武内則男君　ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、予防接種施策の総合的な推進を図るため、これまで補正予算により予防接種を実施してきたＨｉｂ感染症、小児の肺炎球菌感染症及びヒトパピローマウイルス感染症について、地方財政措置を講じた上で、予防接種法に基づく定期の予防接種の対象とするほか、厚生労働大臣による予防接種基本計画の策定、副反応報告制度の法定化等、予防接種の適正な実施のための措置に関する規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、いわゆるワクチンギャップの解消に向けた今後の取組、副反応に対する対策の重要性、評価・検討組織の在り方等について質疑を行いましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局しましたところ、社会民主党・護憲連合を代表して福島みずほ委員より、定期の予防接種の対象疾病を追加する規定のうち、ヒトパピローマウイルス感染症の追加に係る部分を削除することを内容とする修正案が提出されました。

順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（平田健二君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（平田健二君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（平田健二君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十一
賛成　二百三十
反対　一

よって、本案は可決されました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（平田健二君）　本日はこれにて散会いたします。

午後二時十八分散会

出席者は左のとおり。

議長　平田　健二君
副議長　山崎　正昭君

議員

田村　智子君　山田　太郎君
吉田　忠智君　紙　智子君
藤巻　幸夫君　真山　勇一君
山内　徳信君　大門実紀史君
行田　邦子君　福島みずほ君
又市　征治君　斎藤　嘉隆君
井上　哲士君　中西　健治君
松田　公太君　植松恵美子君
中谷　智司君　風間　直樹君
大久保潔重君　山下　芳生君
寺田　典城君　柴田　巧君
松野　信夫君　川上　義博君

室井　邦彦君　　林　久美子君
蓮　舫君　　市田　忠義君
米長　晴信君　　川田　龍平君
柳澤　光美君　　ジルネン　マルティ君
藤田　幸久君　　榛葉賀津也君
岩本　司君　　水野　賢一君
小野　次郎君　　江口　克彦君
増子　輝彦君　　福山　哲郎君
櫻井　充君　　郡司　彰君
長浜　博行君　　藤原　正司君
小川　敏夫君　　浜田　和幸君
樽井　良和君　　小西　洋之君
自見庄三郎君　　石橋　通宏君
大野　元裕君　　安井美沙子君
西村まさみ君　　徳永　エリ君
田城　郁君　　難波　奨二君
江崎　孝君　　有田　芳生君
金子　洋一君　　金子　恵美君
牧山ひろえ君　　川合　孝典君
徳永　久志君　　大島九州男君
川崎　稔君　　轟木　利治君
武内　則男君　　藤末　健三君
尾立　源幸君　　前川　清成君
大久保　勉君　　小見山幸治君
白　眞勲君　　那谷屋正義君
足立　信也君　　鈴木　寛君
松井　孝治君　　高橋　千秋君
小林　正夫君　　広田　一君
大塚　耕平君　　辻　泰弘君
平野　達男君　　岡崎トミ子君

柳田　稔君　　一川　保夫君
輿石　東君　　池口　修次君
水岡　俊一君　　小川　勝也君
直嶋　正行君　　北澤　俊美君
玉置　一弥君　　水戸　将史君
森田　高君　　島尻安伊子君
片山虎之助君　　中山　恭子君
糸数　慶子君　　横峯　良郎君
松下　新平君　　片山さつき君
吉川　沙織君　　梅村　聡君
松浦　大悟君　　石井　浩郎君
磯﨑　仁彦君　　岩井　茂樹君
大河原雅子君　　相原久美子君
加賀谷　健君　　藤谷　光信君
赤石　清美君　　青木　一彦君
長谷川大紋君　　山田　俊男君
藤本　祐司君　　津田弥太郎君
芝　博一君　　加藤　敏幸君
北川イッセイ君　　小泉　昭男君
末松　信介君　　中川　雅治君
神本美恵子君　　山根　隆治君
谷　博之君　　羽田雄一郎君
山谷えり子君　　藤井　基之君
野上浩太郎君　　岡田　広君
前田　武志君　　田中　直紀君
江田　五月君　　石井　一君
尾辻　秀久君　　鴻池　祥肇君
小坂　憲次君　　山東　昭子君
丸川　珠代君　　佐藤　正久君
若林　健太君　　荒井　広幸君

佐藤ゆかり君　　渡辺　猛之君
藤川　政人君　　長谷川　岳君
舛添　要一君　　上野　通子君
宇都　隆史君　　熊谷　大君
高階恵美子君　　中西　祐介君
中原　八一君　　丸山　和也君
牧野たかお君　　古川　俊治君
西田　昌司君　　大家　敏志君
塚田　一郎君　　佐藤　信秋君
石井みどり君　　中村　博彦君
二之湯　智君　　野村　哲郎君
松村　祥史君　　岡田　直樹君
水落　敏栄君　　山本　順三君
川口　順子君　　有村　治子君
宮沢　洋一君　　関口　昌一君
脇　雅史君　　岩城　光英君
礒崎　陽輔君　　松山　政司君
伊達　忠一君　　橋本　聖子君
鈴木　政二君　　谷川　秀善君
松村　龍二君　　中曽根弘文君
溝手　顕正君　　岸　宏一君
吉田　博美君　　山崎　力君
武見　敬三君　　竹谷とし子君
秋野　公造君　　はた　ともこ君
舟山　康江君　　横山　信一君
石川　博崇君　　谷　亮子君
三原じゅん子君　　山本　博司君
谷合　正明君　　平山　幸司君
平山　誠君　　石井　準一君

国務大臣

内閣総理大臣　安倍　晋三君
財務大臣
国務大臣
（内閣府特命担当大臣（金融））　麻生　太郎君
総務大臣
国務大臣
（内閣府特命担当大臣（地方分権改革））　新藤　義孝君
法務大臣　谷垣　禎一君
外務大臣　岸田　文雄君
文部科学大臣　下村　博文君
厚生労働大臣　田村　憲久君
農林水産大臣　林　芳正君

大江　康弘君　　浜田　昌良君
山本　香苗君　　渡辺　孝男君
藤原　良信君　　亀井亜紀子君
猪口　邦子君　　福岡　資麿君
加藤　修一君　　荒木　清寛君
長沢　広明君　　主濱　了君
佐藤　公治君　　谷岡　郁子君
加治屋義人君　　鶴保　庸介君
世耕　弘成君　　松　あきら君
西田　実仁君　　魚住裕一郎君
広野ただし君　　森　ゆうこ君
金子原二郎君　　愛知　治郎君
林　芳正君　　山本　一太君
森　まさこ君　　衛藤　晟一君
木庭健太郎君　　白浜　一良君
山口那津男君　　草川　昭三君

経済産業大臣
国務大臣（内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構））　茂木　敏充君

国土交通大臣　太田　昭宏君

環境大臣
国務大臣（内閣府特命担当大臣（原子力防災））　石原　伸晃君

防衛大臣　小野寺五典君

国務大臣（内閣官房長官）　菅　義偉君

国務大臣（復興大臣）　根本　匠君

国務大臣（国家公安委員会委員長）（内閣府特命担当大臣（防災））　古屋　圭司君

国務大臣（内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策、科学技術政策、宇宙政策））　山本　一太君

国務大臣（内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全、少子化対策、男女共同参画））　森　まさこ君

国務大臣（内閣府特命担当大臣（経済財政政策））　甘利　明君

国務大臣（内閣府特命担当大臣（規制改革））　稲田　朋美君

議長の報告事項

去る二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　白　眞勲君　藤本　祐司君

補欠　羽田雄一郎君　松浦　大悟君

総務委員

辞任　水岡　俊一君

補欠　斎藤　嘉隆君

法務委員

辞任　磯﨑　仁彦君

補欠　佐藤　信秋君

外交防衛委員

辞任　小野　次郎君

補欠　水野　賢一君

文教科学委員

辞任　斎藤　嘉隆君

補欠　水岡　俊一君

農林水産委員

辞任　小川　勝也君　松浦　大悟君

補欠　小見山幸治君　藤本　祐司君

国土交通委員

辞任　羽田雄一郎君　佐藤　信秋君

補欠　白　眞勲君　磯﨑　仁彦君

環境委員

辞任　補欠　小見山幸治君　小川　勝也君　水野　賢一君　小野　次郎君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

地方税法の一部を改正する法律案（閣法第一二号）

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一三号）

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第三号）

総務委員会に付託

所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第八号）

関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第九号）

財政金融委員会に付託

予防接種法の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）

厚生労働委員会に付託

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第一一号）

農林水産委員会に付託

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（閣承認第二号）

経済産業委員会に付託

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（閣承認第一号）

国土交通委員会に付託

同日議員から次の質問主意書が提出された。

エネルギーコスト削減に向けた具体的なアクションに関する質問主意書（藤末健三君提出）（第六二号）

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

六・三・三・四制の抜本的な見直しに関する質問主意書（江口克彦君提出）（第六〇号）

地方公務員の給与改定に関する質問主意書（斎藤嘉隆君提出）（第六一号）

日朝平壌宣言に関する再質問主意書（有田芳生君提出）（第六二号）

同日本院は、中央選挙管理会委員及び同予備委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。

記

中央選挙管理会委員

神﨑　浩昭君
原　邦明君
中野　寛成君
和田　洋子君
長谷雄幸久君

同　予備委員

元宿　仁君
久米　晃君
尾崎　智子君
早川　忠孝君
橋本　文彦君

同日衆議院議長から、国会は中央選挙管理会委員及び同予備委員を左記のとおり指名したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

記

中央選挙管理会委員

神崎　浩昭君
原　邦明君
中野　寛成君
和田　洋子君
長谷雄幸久君

同　予備委員

元宿　仁君
久米　晃君
尾崎　智子君
早川　忠孝君
橋本　文彦君

同日議長は、ピエトロ・グラッソ・イタリア共和国上院議長就任に際し、同議長宛祝辞を発送した。

去る二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　補欠

羽田雄一郎君　白　眞勲君
松浦　大悟君　藤本　祐司君

総務委員

辞任　補欠

斎藤　嘉隆君　水岡　俊一君
森　まさこ君（国会法第四十二条第二項ただし書の規定によるもの）　岩井　茂樹君（国会法第四十二条第三項の規定によるもの）

法務委員

辞任　補欠

佐藤　信秋君　磯﨑　仁彦君

外交防衛委員

辞任　補欠

水野　賢一君　小野　次郎君

財政金融委員

辞任　補欠

川合　孝典君　田城　郁君
川上　義博君　石橋　通宏君
辻　泰弘君　那谷屋正義君
林　芳正君（国会法第四十二条第二項ただし書の規定によるもの）　上野　通子君（国会法第四十二条第三項の規定によるもの）

文教科学委員

辞任　補欠

那谷屋正義君　辻　泰弘君
水岡　俊一君　斎藤　嘉隆君

厚生労働委員

辞任　補欠

石橋　通宏君　川上　義博君

農林水産委員

辞任　補欠

小見山幸治君　小川　勝也君
藤本　祐司君　松浦　大悟君

国土交通委員

辞任　補欠

田城　郁君　川合　孝典君
白　眞勲君　羽田雄一郎君
磯﨑　仁彦君　佐藤　信秋君

環境委員

辞任　補欠

小川　勝也君　小見山幸治君
小野　次郎君　水野　賢一君

予算委員

辞任　補欠

岩井　茂樹君　脇　雅史君

議院運営委員

辞任　補欠

上野　通子君　林　芳正君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

外交防衛委員会

理事　大野　元裕君（山根隆治君の補欠）
理事　柳田　稔君（福山哲郎君の補欠）
理事　宇都　隆史君（島尻安伊子君の補欠）
理事　末松　信介君（武見敬三君の補欠）

農林水産委員会

理事　長谷川　岳君（山田俊男君の補欠）

同日委員長から次の報告書が提出された。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（閣承認第二号）審査報告書

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第一一号）審査報告書

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（閣承認第一号）審査報告書

地方税法の一部を改正する法律案（閣法第一二号）審査報告書

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一三号）審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

「拉致問題に関する認定分科会」に関する質問主意書（有田芳生君提出）（第六四号）

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員松野信夫君提出大牟田労災病院廃止に伴う確認書に関する質問に対する答弁書（第五九号）

同日内閣から、左記の者を人事官に任命したいので、国家公務員法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（四月一日任期満了の篠塚英子の後任）

上林千恵子

同日内閣から、左記の者を検査官に任命したいので、会計検査院法第四条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（五月十日定年退官の山浦久司の後任）

武田紀代恵

同日内閣から、左記の者を会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員に任命したいので、会計検査院法第十九条の三第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（三月三十一日任期満了の小木曽國隆の後任）

山舗弥一郎

（同日任期満了による再任）　大塚　成男

（同日任期満了の早坂禧子の後任）

中西　敬子

同日内閣から、左記の者を情報公開・個人情報保護審査会委員に任命したいので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第四条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（三月三十一日任期満了の小林克巳の後任）

大野市太郎

（同日任期満了の名取はにわの後任）

岡島　敦子

（同日任期満了による再任）　遠藤みどり

（同日任期満了による再任）　池田　綾子

（同日任期満了の近藤卓史の後任）

池田　陽子

（同日任期満了による再任）　伊達　規子

（同日任期満了の中村晶子の後任）

加々美光子

（同日任期満了の橋本博之の後任）

下井　康史

（同日任期満了の村上裕章の後任）

中川　丈久

同日内閣から、左記の者を公益認定等委員会委員に任命したいので、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第三十五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（三月三十一日任期満了の池田守男の後任）

山下　徹

（同日任期満了の海東英和の後任）

小森　幹夫

（同日任期満了の出口正之の後任）

双木小百合

（同日任期満了による再任）　時枝　孝子

（同日任期満了による再任）　門野　泉

（同日任期満了による再任）　北地　達明

（同日任期満了による再任）　堀　裕

同日内閣から、左記の者を預金保険機構監事に任命したいので、預金保険法第二十六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（三月三十一日任期満了の飯田小夜子の後任）

荒川　薫

同日内閣から、左記の者を公認会計士・監査審査会会長及び同委員に任命したいので、公認会計士法第三十七条の二第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（三月三十一日任期満了の友杉芳正の後任）（会長）

千代田邦夫

（同日任期満了による再任）（委員）

廣本　敏郎

（同日任期満了による再任）（同）　市川　育義

（同日任期満了の引頭麻実の後任）（同）

佐藤　淑子

（同日任期満了による再任）（同）　坂本　道美

（同日任期満了による再任）（同）　櫻井　久勝

（同日任期満了の田島優子の後任）（同）

木村　明子

（同日任期満了の根本直子の後任）（同）

水口　啓子

（同日任期満了による再任）（同）　淵田　康之

（同日任期満了による再任）（同）　八木　和則

同日内閣から、左記の者を電気通信紛争処理委員会委員に任命したいので、電気通信事業法第百四十七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（三月三十一日辞職予定の各務洋子の後任）

荒川　薫

同日内閣から、左記の者を中央更生保護審査会委員に任命したいので、更生保護法第六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（四月一日任期満了の宮本信也の後任）

松浪　克文

同日内閣から、左記の者を日本銀行総裁に任命したいので、日本銀行法第二十三条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（三月三十一日任期満了による再任）

鎌倉　惠子

（四月八日任期満了による再任）　黒田　東彦

同日内閣から、左記の者を公害健康被害補償不服審査会委員に任命したいので、公害健康被害の補償等に関する法律第百十三条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（三月三十一日任期満了による再任）

鎌倉　惠子

一昨二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任　　補欠

小川　敏夫君　　吉川　沙織君

岩井　茂樹君　　石井　浩郎君（国会法第四十二条第三項の規定によるもの）

法務委員

辞任　　補欠

吉川　沙織君　　小川　敏夫君

財政金融委員
辞任　石橋　通宏君　田城　郁君　那谷屋正義君　上野　通子君
補欠　川上　義博君　川合　孝典君　辻　泰弘君　長谷川　岳君（国会法第四十二条第三項の規定によるもの）

文教科学委員
辞任　辻　泰弘君
補欠　那谷屋正義君

厚生労働委員
辞任　川上　義博君　石井みどり君
補欠　石橋　通宏君　岩井　茂樹君

経済産業委員
辞任　岩井　茂樹君
補欠　石井みどり君

国土交通委員
辞任　川合　孝典君
補欠　田城　郁君

国家基本政策委員
辞任　自見庄三郎君
予算委員
辞任　脇　雅史君
補欠　岩井　茂樹君

議院運営委員
辞任　石井　浩郎君　長谷川　岳君
補欠　脇　雅史君　上野　通子君

環境委員
辞任　青木　一彦君
補欠　武見　敬三君

国家基本政策委員
辞任　高階恵美子君
補欠　西田　昌司君　溝手　顕正君

予算委員
辞任　西田　昌司君　米長　晴信君　大門実紀史君　福島みずほ君
補欠　高階恵美子君　山田　太郎君　井上　哲士君　山内　徳信君

決算委員
辞任　井上　哲士君
補欠　大門実紀史君

議院運営委員
辞任　林　芳正君　脇　雅史君
補欠　長谷川　岳君　石井　浩郎君

懲罰委員
辞任　平山　誠君
補欠　行田　邦子君

消費者問題に関する特別委員
辞任　谷岡　郁子君
補欠　藤井　基之君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可した。
政府開発援助等に関する特別委員
辞任　浜田　和幸君
東日本大震災復興特別委員
辞任　浜田　和幸君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可した。
国際・地球環境・食糧問題に関する調査会委員
辞任　浜田　和幸君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを予算委員会に付託した。
平成二十五年度一般会計暫定予算（閣予第七号）
平成二十五年度特別会計暫定予算（閣予第八号）
平成二十五年度政府関係機関暫定予算（閣予第九号）

同日委員長から次の報告書が提出された。
所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第八号）審査報告書
関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第九号）審査報告書
放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第三号）審査報告書
同日次の質問主意書を内閣に転送した。
エネルギーコスト削減に向けた具体的なアクションに関する質問主意書（藤末健三君提出）（第六三号）

同日人事院総裁から、国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十三条第三項の規定に基づく平成二十四年官民人事交流に関する年次報告を受領した。

昨二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
総務委員
辞任　石井　浩郎君
補欠　森　まさこ君

外交防衛委員
辞任　広田　一君
補欠　櫻井　充君

財政金融委員
辞任　川上　義博君　長谷川　岳君
補欠　田城　郁君　林　芳正君

厚生労働委員
辞任　櫻井　充君　岩井　茂樹君　武見　敬三君　川田　龍平君
補欠　広田　一君　石井みどり君　青木　一彦君　山田　太郎君

農林水産委員
辞任　山田　太郎君
補欠　川田　龍平君

経済産業委員
辞任　石井みどり君
補欠　岩井　茂樹君

国土交通委員
辞任　田城　郁君
補欠　川上　義博君

東日本大震災復興特別委員

補欠

足立　信也君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際・地球環境・食糧問題に関する調査会委員

辞任

補欠

江田　五月君

藤原　良信君

国民生活・経済・社会保障に関する調査会委員

辞任

補欠

平山　誠君　藤原　良信君

同日議長において、次のとおり政治倫理審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

補欠

川崎　稔君　郡司　彰君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一四号）

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第二七号）

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを予算委員会に付託した。

平成二十五年度一般会計暫定予算（閣予第七号）

平成二十五年度特別会計暫定予算（閣予第八号）

平成二十五年度政府関係機関暫定予算（閣予第九号）

同日委員長から次の報告書が提出された。

予防接種法の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

中国のＰＭ二・五による大気汚染に関する質問主意書（松田公太君提出）（第六五号）

本日委員長から次の報告書が提出された。

平成二十五年度一般会計暫定予算、平成二十五年度特別会計暫定予算及び平成二十五年度政府関係機関暫定予算審査報告書

投票者氏名

国家公務員等の任命に関する件「人事官（上林千恵子君）」

賛成者氏名　一一五名

川崎　稔君　愛知　治郎君　佐藤　正久君　佐藤ゆかり君　木庭健太郎君

青木　一彦君　赤石　清美君　山東　昭子君　島尻安伊子君　竹谷とし子君

有村　治子君　石井　準一君　末松　信介君　鈴木　政二君　長沢　広明君

石井　浩郎君　石井みどり君　世耕　弘成君　関口　昌一君　浜田　昌良君

磯崎　仁彦君　礒崎　陽輔君　伊達　忠一君　松　あきら君

猪口　邦子君　岩井　茂樹君　高階恵美子君　山口那津男君

岩城　光英君　宇都　隆史君　武見　敬三君　山本　香苗君

上野　通子君　衛藤　晟一君　谷川　秀善君　山本　博司君

尾辻　秀久君　大家　敏志君　塚田　一郎君　横山　信一君

大江　康弘君　岡田　直樹君　鶴保　庸介君　福島みずほ君

岡田　広君　加治屋義人君　中川　雅治君　渡辺　孝男君

片山さつき君　金子原二郎君　中曽根弘文君　又市　征治君

川口　順子君　岸　宏一君　中西　祐介君　山内　徳信君

北川イッセイ君　熊谷　大君　中原　八一君　吉田　忠智君

小泉　昭男君　小坂　憲次君　中村　博彦君　糸数　慶子君

鴻池　祥肇君　佐藤　信秋君　二之湯　智君　浜田　和幸君

西田　昌司君　野上浩太郎君　森田　高君

野村　哲郎君　長谷川　岳君　山崎　正昭君

長谷川大紋君　橋本　聖子君　横峯　良郎君

林　芳正君　福岡　資麿君

藤井　基之君　藤川　政人君

古川　俊治君　牧野たかお君

松下　新平君　松村　祥史君

松村　龍二君　松山　政司君

丸川　珠代君　丸山　和也君

三原じゅん子君　水落　敏栄君

溝手　顕正君　宮沢　洋一君

森　まさこ君　山崎　力君

山田　俊男君　山谷えり子君

山本　一太君　山本　順三君

吉田　博美君　若林　健太君

脇　雅史君　渡辺　猛之君

秋野　公造君　荒木　清寛君

石川　博崇君　魚住裕一郎君

加藤　修一君　草川　昭三君

反対者氏名　一二〇名

足立　信也君　相原久美子君　白浜　一良君

有田　芳生君　池口　修次君　谷合　正明君

石井　一君　石橋　通宏君　西田　実仁君

一川　保夫君　岩本　司君　松　あきら君

植松恵美子君　梅村　聡君　山口那津男君

江崎　孝君　江田　五月君　山本　香苗君

小川　勝也君　小川　敏夫君　横山　信一君

尾立　源幸君　大河原雅子君　福島みずほ君

大久保　勉君　大久保潔重君　渡辺　孝男君

大島九州男君　大塚　耕平君　又市　征治君

大野　元裕君　岡崎トミ子君　山内　徳信君

加賀谷　健君　加藤　敏幸君　吉田　忠智君

風間　直樹君　金子　恵美君　糸数　慶子君

金子　洋一君　神本美恵子君　浜田　和幸君

川合　孝典君　川上　義博君
北澤　俊美君　郡司　彰君
小西　洋之君　小林　正夫君
小見山幸治君　輿石　東君
斎藤　嘉隆君　櫻井　充君
芝　博一君　榛葉賀津也君
鈴木　寛君　田城　郁君
田中　直紀君　高橋　千秋君
武内　則男君　谷　博之君
玉置　一弥君　樽井　良和君
ツルネン　マルティ君　津田弥太郎君
辻　泰弘君　徳永　エリ君
徳永　久志君　轟木　利治君
那谷屋正義君　直嶋　正行君
中谷　智司君　長浜　博行君
難波　奨二君　西村まさみ君
羽田雄一郎君　白　眞勲君
林　久美子君　平野　達男君
広田　一君　福山　哲郎君
藤末　健三君　藤田　幸久君
藤谷　光信君　藤本　祐司君
藤原　正司君　前川　清成君
前田　武志君　牧山ひろえ君
増子　輝彦君　松井　孝治君
松浦　大悟君　松野　信夫君
水岡　俊一君　室井　邦彦君
安井美沙子君　柳澤　光美君
柳田　稔君　山根　隆治君
吉川　沙織君　蓮　舫君

江口　克彦君　小野　次郎君
川田　龍平君　行田　邦子君
柴田　巧君　寺田　典城君
中西　健治君　藤巻　幸夫君
真山　勇一君　松田　公太君
水野　賢一君　山田　太郎君
米長　晴信君　佐藤　公治君
主濱　了君　谷　亮子君
はた　ともこ君　平山　幸司君
広野ただし君　藤原　良信君
森　ゆうこ君　井上　哲士君
市田　忠義君　紙　智子君
田村　智子君　大門実紀史君
山下　芳生君　亀井亜紀子君
谷岡　郁子君　平山　誠君
舟山　康江君　片山虎之助君
中山　恭子君　水戸　将史君

国家公務員等の任命に関する件「検査官（武田紀代惠君）」

賛成者氏名

一一五名

川崎　稔君　愛知　治郎君
青木　一彦君　赤石　清美君
有村　治子君　石井　準一君
石井　浩郎君　石井みどり君
磯崎　仁彦君　礒崎　陽輔君
猪口　邦子君　岩井　茂樹君
岩城　光英君　宇都　隆史君
上野　通子君　衛藤　晟一君

尾辻　秀久君　大家　敏志君
大江　康弘君　岡田　直樹君
岡田　広君　加治屋義人君
片山さつき君　金子原二郎君
川口　順子君　岸　宏一君
北川イッセイ君　熊谷　大君
小泉　昭男君　小坂　憲次君
鴻池　祥肇君　佐藤　信秋君
佐藤　正久君　佐藤ゆかり君
山東　昭子君　島尻安伊子君
末松　信介君　鈴木　政二君
世耕　弘成君　関口　昌一君
伊達　忠一君　高階恵美子君
武見　敬三君　谷川　秀善君
塚田　一郎君　鶴保　庸介君
中川　雅治君　中曽根弘文君
中西　祐介君　中原　八一君
中村　博彦君　二之湯　智君
西田　昌司君　野上浩太郎君
野村　哲郎君　長谷川　岳君
長谷川大紋君　橋本　聖子君
林　芳正君　福岡　資麿君
藤井　基之君　藤川　政人君
古川　俊治君　牧野たかお君
松下　新平君　松村　祥史君
松村　龍二君　松山　政司君
丸川　珠代君　丸山　和也君
三原じゅん子君　水落　敏栄君
溝手　顕正君　宮沢　洋一君

森　まさこ君　山崎　力君
山田　俊男君　山谷えり子君
山本　一太君　山本　順三君
吉田　博美君　若林　健太君
脇　雅史君　渡辺　猛之君
秋野　公造君　荒木　清寛君
石川　博崇君　魚住裕一郎君
加藤　修一君　草川　昭三君
木庭健太郎君　白浜　一良君
竹谷とし子君　谷合　正明君
長沢　広明君　西田　実仁君
浜田　昌良君　松　あきら君
山口那津男君　山本　香苗君
山本　博司君　横山　信一君
渡辺　孝男君　福島みずほ君
又市　征治君　山内　徳信君
吉田　忠智君　荒井　広幸君
舛添　要一君　糸数　慶子君
白見庄三郎君　浜田　和幸君
森田　高君　山崎　正昭君
横峯　良郎君

反対者氏名

一二〇名

足立　信也君　相原久美子君
有田　芳生君　池口　修次君
石井　一君　石橋　通宏君
一川　保夫君　岩本　司君
植松恵美子君　梅村　聡君

江崎　孝君
小川　勝也君
尾立　源幸君
大久保　勉君
大島九州男君
大野　元裕君
加賀谷　健君
風間　直樹君
金子　洋一君
川合　孝典君
北澤　俊美君
小西　洋之君
小見山幸治君
斎藤　嘉隆君
芝　博一君
鈴木　寛君
田中　直紀君
武内　則男君
玉置　一弥君
ツルネン　マルティ君
辻　泰弘君
徳永　久志君
轟木　利治君
那谷屋正義君
中谷　智司君
長浜　博行君
難波　奨二君
羽田雄一郎君
林　久美子君
広田　一君

江田　五月君
小川　敏夫君
大河原雅子君
大久保潔重君
大塚　耕平君
岡崎トミ子君
加藤　敏幸君
金子　恵美君
神本美恵子君
川上　義博君
郡司　彰君
小林　正夫君
奥石　東君
櫻井　充君
榛葉賀津也君
田城　郁君
高橋　千秋君
谷　博之君
樽井　良和君
津田弥太郎君
徳永　エリ君
直嶋　正行君
長浜　博行君
西村まさみ君
白　眞勲君
平野　達男君
福山　哲郎君

藤末　健三君
藤谷　光信君
藤原　正司君
前田　武志君
増子　輝彦君
松浦　大悟君
水岡　俊一君
安井美沙子君
柳田　稔君
吉川　沙織君
江口　克彦君
川田　龍平君
柴田　巧君
中西　健治君
真山　勇一君
水野　賢一君
米長　晴信君
主濱　了君
はた　ともこ君
広野ただし君
森　ゆうこ君
市田　忠義君
田村　智子君
山下　芳生君
谷岡　郁子君
舟山　康江君
中山　恭子君

藤田　幸久君
藤本　祐司君
前川　清成君
牧山ひろえ君
松井　孝治君
松野　信夫君
室井　邦彦君
柳澤　光美君
山根　隆治君
蓮　舫君
小野　次郎君
行田　邦子君
寺田　典城君
藤巻　幸夫君
松田　公太君
山田　太郎君
佐藤　公治君
谷　亮子君
平山　幸司君
藤原　良信君
井上　哲士君
紙　智子君
大門実紀史君
亀井亜紀子君
平山　誠君
片山虎之助君
水戸　将史君

国家公務員等の任命に関する件「会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員（山舗弥一郎君、大塚成男君及び中西敬子君）、情報公開・個人情報保護審査会委員（大野市太郎君、遠藤みどり君、池田綾子君、伊達規子君、加々美光子君、下井康史君及び中川丈久君）、公益認定等委員会委員（山下徹君、小森幹夫君、双木小百合君、門野泉君、北地達明君及び堀裕君）、預金保険機構監事（町田恵美君）、公認会計士・監査審査会公長（千代田邦夫君）、同委員（廣本敏郎君、佐藤淑子君、櫻井久勝君及び淵田康之君）、電気通信紛争処理委員会委員（荒川薫君）、中央更生保護審査会委員（松浪克文君）及び公害健康被害補償不服審査会委員（鎌倉惠子君）」

賛成者氏名　二三五名

足立　信也君
有田　芳生君
石井　一君
一川　保夫君
植松恵美子君
江崎　孝君
小川　勝也君
尾立　源幸君
大久保　勉君
大島九州男君
大野　元裕君
加賀谷　健君
風間　直樹君
金子　洋一君
川合　孝典君
川崎　稔君
郡司　彰君
小林　正夫君
奥石　東君
櫻井　充君
榛葉賀津也君
田城　郁君
高橋　千秋君
谷　博之君
玉置　一弥君
ツルネン　マルティ君
辻　泰弘君
徳永　久志君
轟木　利治君
津田弥太郎君
樽井　良和君
長浜　博行君
西村まさみ君
白　眞勲君
平野　達男君
福山　哲郎君
藤田　幸久君
藤谷　光信君
藤原　正司君
藤本　祐司君
前川　清成君
牧山ひろえ君
松井　孝治君
松野　信夫君
水岡　俊一君
室井　邦彦君
柳澤　光美君
山根　隆治君
相原久美子君
池口　修次君
石橋　通宏君
岩本　司君
梅村　聡君
江田　五月君
小川　敏夫君
大河原雅子君
大久保潔重君
大塚　耕平君
岡崎トミ子君
加藤　敏幸君
金子　恵美君
神本美恵子君
川上　義博君
北澤　俊美君
小西　洋之君
小見山幸治君
斎藤　嘉隆君
芝　博一君
鈴木　寛君
田中　直紀君
武内　則男君
高橋　千秋君
谷　博之君
玉置　一弥君
ツルネン　マルティ君
辻　泰弘君
徳永　久志君
那谷屋正義君
中谷　智司君
難波　奨二君
羽田雄一郎君
林　久美子君
広田　一君
藤末　健三君
藤谷　光信君
藤原　正司君
前田　武志君
増子　輝彦君
松浦　大悟君
水岡　俊一君
安井美沙子君
柳田　稔君
吉川　沙織君

蓮　舫君　愛知　治郎君
青木　一彦君　赤石　清美君
有村　治子君　石井　準一君
石井　浩郎君　石井みどり君
磯﨑　仁彦君　礒崎　陽輔君
猪口　邦子君　岩井　茂樹君
岩城　光英君　宇都　隆史君
上野　通子君　衛藤　晟一君
尾辻　秀久君　大家　敏志君
大江　康弘君　岡田　直樹君
岡田　広君　加治屋義人君
片山さつき君　金子原二郎君
川口　順子君　岸　宏一君
北川イッセイ君　熊谷　大君
小泉　昭男君　小坂　憲次君
鴻池　祥肇君　佐藤　信秋君
佐藤　正久君　佐藤ゆかり君
山東　昭子君　島尻安伊子君
末松　信介君　鈴木　政二君
世耕　弘成君　関口　昌一君
伊達　忠一君　髙階恵美子君
武見　敬三君　谷川　秀善君
塚田　一郎君　鶴保　庸介君
中川　雅治君　中曽根弘文君
中西　祐介君　中原　八一君
中村　博彦君　二之湯　智君
西田　昌司君　野上浩太郎君
野村　哲郎君　長谷川　岳君
長谷川大紋君　橋本　聖子君
林　芳正君　福岡　資麿君

藤井　基之君　古川　俊治君
松下　新平君　松村　龍二君
丸川　珠代君　三原じゅん子君
溝手　顕正君　森　まさこ君
山田　俊男君　山本　一太君
吉田　博美君　脇　雅史君
秋野　公造君　石川　博崇君
加藤　修一君　木庭健太郎君
竹谷とし子君　長沢　広明君
浜田　昌良君　山口那津男君
山本　博司君　横山　信一君
渡辺　孝男君　小野　次郎君
行田　邦子君　寺田　典城君
藤巻　幸夫君　松田　公太君
水野　賢一君　米長　晴信君
主濱　了君　佐藤　公治君
谷　亮子君

藤川　政人君　牧野たかお君
松村　祥史君　松山　政司君
丸山　和也君　水落　敏栄君
宮沢　洋一君　山崎　力君
山谷えり子君　山本　順三君
若林　健太君　渡辺　猛之君
荒木　清寛君　魚住裕一郎君
草川　昭三君　白浜　一良君
谷合　正明君　西田　実仁君
松　あきら君　山本　香苗君
山口那津男君　江口　克彦君
川田　龍平君

平山　幸司君　藤原　良信君
井上　哲士君　紙　智子君
田村　智子君　大門実紀史君
山下　芳生君　亀井亜紀子君
谷岡　郁子君　平山　誠君
舟山　康江君　福島みずほ君
又市　征治君　山内　徳信君
吉田　忠智君　片山虎之助君
中山　恭子君　水戸　将史君
荒井　広幸君　外added　要一君
糸数　慶子君　自見庄三郎君
浜田　和幸君　森田　高君
山崎　正昭君　横峯　良郎君

広野ただし君　森　ゆうこ君
市田　忠義君　田村　智子君
谷岡　郁子君　舟山　康江君
山下　芳生君　亀井亜紀子君
大門実紀史君　丸山　和也君
水落　敏栄君　宮沢　洋一君
山崎　力君　山谷えり子君
山本　順三君　若林　健太君
渡辺　猛之君　荒木　清寛君
魚住裕一郎君　草川　昭三君
白浜　一良君　谷合　正明君
西田　実仁君　松　あきら君
山本　香苗君　横山　信一君
江口　克彦君　川田　龍平君

反対者氏名　○名

国家公務員等の任命に関する件「情報公開・個人情報保護審査会委員（岡島敦子君及び池田陽子君）及び公認会計士・監査審査会委員（市川育義君、坂本道美君及び八木和則君）」

賛成者氏名　二二八名

足立　信也君　相原久美子君
有田　芳生君　池口　修次君
石井　一君　石橋　通宏君
一川　保夫君　岩本　司君
植松恵美子君　梅村　聡君
江崎　孝君　江田　五月君
小川　勝也君　小川　敏夫君
尾立　源幸君　大久保　勉君
大島九州男君　大野　元裕君
加賀谷　健君　風間　直樹君
金子　洋一君　川合　孝典君
川崎　稔君　郡司　彰君
小林　正夫君　輿石　東君
櫻井　充君　芝　博一君
鈴木　寛君　田城　郁君
田中　直紀君　武内　則男君
玉置　一弥君　ツルネン　マルティ君
辻　泰弘君　徳永　久志君
那谷屋正義君　中谷　智司君
難波　奨二君　羽田雄一郎君
林　久美子君　平野　達男君
広田　一君　藤末　健三君
藤谷　光信君　藤原　正司君
前田　武志君

大河原雅子君　大久保潔重君
大塚　耕平君　岡崎トミ子君
加藤　敏幸君　金子　恵美君
神本美恵子君　川上　義博君
北澤　俊美君　小西　洋之君
小見山幸治君　斎藤　嘉隆君
芝　博一君　鈴木　寛君
田中　直紀君　武内　則男君
玉置　一弥君　ツルネン　マルティ君
辻　泰弘君　徳永　久志君
那谷屋正義君　中谷　智司君
難波　奨二君　羽田雄一郎君
林　久美子君　広田　一君
藤末　健三君　藤谷　光信君
藤原　正司君　前田　武志君

牧山ひろえ君　松井　孝治君　松野　信夫君　室井　邦彦君　柳澤　光美君　山根　隆治君　蓮　　舫君　青木　一彦君　有村　治子君　石井　浩郎君　磯﨑　仁彦君　猪口　邦子君　岩城　光英君　上野　通子君　尾辻　秀久君　大江　康弘君　岡田　　広君　片山さつき君　川口　順子君　北川イッセイ君　小泉　昭男君　鴻池　祥肇君　佐藤　正久君　山東　昭子君　末松　信介君　世耕　弘成君　伊達　忠一君　武見　敬三君　塚田　一郎君

増子　輝彦君　松浦　大悟君　水岡　俊一君　安井美沙子君　柳田　　稔君　吉川　沙織君　愛知　治郎君　赤石　清美君　石井　準一君　石井みどり君　儀﨑　陽輔君　岩井　茂樹君　宇都　隆史君　衛藤　晟一君　大家　敏志君　岡田　直樹君　加治屋義人君　金子原二郎君　岸　　宏一君　熊谷　　大君　小坂　憲次君　佐藤　信秋君　佐藤ゆかり君　島尻安伊子君　鈴木　政二君　関口　昌一君　高階恵美子君　谷川　秀善君　鶴保　庸介君

中川　雅治君　中西　祐介君　中村　博彦君　西田　昌司君　野村　哲郎君　長谷川大紋君　林　　芳正君　藤井　基之君　古川　俊治君　松下　新平君　松村　龍二君　丸川　珠代君　三原じゅん子君　溝手　顕正君　森　まさこ君　山田　俊男君　山本　一太君　吉田　博美君　脇　　雅史君　荒木　清寛君　魚住裕一郎君　草川　昭三君　白浜　一良君　谷合　正明君　西田　実仁君　松　あきら君　山本　香苗君　横山　信一君　江口　克彦君

中曽根弘文君　中原　八一君　二之湯　智君　野上浩太郎君　長谷川　岳君　橋本　聖子君　福岡　資麿君　藤川　政人君　牧野たかお君　松村　祥史君　松山　政司君　丸山　和也君　水落　敏栄君　宮沢　洋一君　山崎　　力君　山谷えり子君　山本　順三君　若林　健太君　渡辺　猛之君　石川　博崇君　加藤　修一君　木庭健太郎君　竹谷とし子君　長沢　広明君　浜田　昌良君　山口那津男君　山本　博司君　渡辺　孝男君　小野　次郎君

川田　龍平君　柴田　　巧君　中西　健治君　真山　勇一君　水野　賢一君　米長　晴信君　主濱　　了君　はた　ともこ君　広野ただし君　森　ゆうこ君　谷岡　郁子君　舟山　康江君　又市　征治君　吉田　忠智君　中山　恭子君　荒井　広幸君　糸数　慶子君　浜田　和幸君　山崎　正昭君

行田　邦子君　寺田　典城君　藤巻　幸夫君　松田　公太君　山田　太郎君　佐藤　公治君　谷　　亮子君　平山　幸司君　藤原　良信君　亀井亜紀子君　平山　　誠君　福島みずほ君　山内　徳信君　片山虎之助君　水戸　将史君　舛添　要一君　自見庄三郎君　森田　　高君　横峯　良郎君

反対者氏名　六名

井上　哲士君　市田　忠義君　紙　　智子君　田村　智子君　大門実紀史君　山下　芳生君

国家公務員等の任命に関する件「公益認定等委員会委員（時枝孝子君）」

賛成者氏名　一三七名

川崎　　稔君　愛知　治郎君

青木　一彦君　有村　治子君　石井　浩郎君　磯﨑　仁彦君　猪口　邦子君　岩城　光英君　上野　通子君　尾辻　秀久君　大江　康弘君　岡田　　広君　加治屋義人君　金子原二郎君　片山さつき君　川口　順子君　北川イッセイ君　小泉　昭男君　小坂　憲次君　佐藤　信秋君　佐藤ゆかり君　島尻安伊子君　鈴木　政二君　関口　昌一君　高階恵美子君　谷川　秀善君　鶴保　庸介君　中川　雅治君　中西　祐介君　中村　博彦君　西田　昌司君　野村　哲郎君　長谷川大紋君　林　　芳正君

赤石　清美君　石井　準一君　石井みどり君　磯﨑　陽輔君　宇都　隆史君　衛藤　晟一君　大家　敏志君　岡田　直樹君　加治屋義人君　岸　　宏一君　熊谷　　大君　小坂　憲次君　佐藤　信秋君　佐藤ゆかり君　島尻安伊子君　鈴木　政二君　関口　昌一君　高階恵美子君　谷川　秀善君　鶴保　庸介君　中曽根弘文君　中原　八一君　二之湯　智君　野上浩太郎君　長谷川　岳君　橋本　聖子君　福岡　資麿君

藤井　基之君
古川　俊治君
松下　新平君
松村　龍二君
丸川　珠代君
三原じゅん子君
溝手　顕正君
森　まさこ君
山田　俊男君
山本　一太君
吉田　博美君
脇　雅史君
秋野　公造君
石川　博崇君
加藤　修一君
木庭健太郎君
竹谷とし子君
長沢　広明君
浜田　昌良君
山口那津男君
山本　博司君
渡辺　孝男君
小野　次郎君
行田　邦子君
寺田　典城君
藤巻　幸夫君
松田　公太君
山田　太郎君
井上　哲士君
紙　智子君

藤川　政人君
牧野たかお君
松村　祥史君
松山　政司君
丸山　和也君
水落　敏栄君
宮沢　洋一君
山崎　力君
山谷えり子君
山本　順三君
若林　健太君
渡辺　猛之君
荒木　清寛君
魚住裕一郎君
草川　昭三君
白浜　一良君
谷合　正明君
西田　実仁君
松　あきら君
山本　香苗君
横山　信一君
江口　克彦君
川田　龍平君
柴田　巧君
中西　健治君
真山　勇一君
水野　賢一君
米長　晴信君
市田　忠義君
田村　智子君

大門実紀史君
福島みずほ君
山内　徳信君
片山虎之助君
水戸　将史君
舛添　要一君
自見庄三郎君
森田　高君
横峯　良郎君

反対者氏名　九五名

足立　信也君
有田　芳生君
石井　一君
一川　保夫君
植松恵美子君
江崎　孝君
小川　勝也君
尾立　源幸君
大久保潔重君
大塚　耕平君
岡崎トミ子君
加藤　敏幸君
金子　恵美君
神本美恵子君
川上　義博君
郡司　彰君
小林　正夫君
斎藤　嘉隆君
櫻井　充君

山下　芳生君
又市　征治君
吉田　忠智君
中山　恭子君
荒井　広幸君
糸数　慶子君
浜田　和幸君
山崎　正昭君

相原久美子君
池口　修次君
岩本　司君
梅村　聡君
江田　五月君
小川　敏夫君
大久保　勉君
大島九州男君
大野　元裕君
加賀谷　健君
風間　直樹君
金子　洋一君
北澤　俊美君
小西　洋之君
小見山幸治君
東　君
芝　博一君

榛葉賀津也君
田城　郁君
高橋　千秋君
谷　博之君
樽井　良和君
辻　泰弘君
徳永　エリ君
那谷屋正義君
中谷　智司君
難波　奨二君
羽田雄一郎君
林　久美子君
平野　達男君
藤末　健三君
藤谷　光信君
藤原　正司君
前田　武志君
増子　輝彦君
松野　信夫君
室井　邦彦君
柳澤　光美君
山根　隆治君
蓮　舫君
主濱　了君
はた　ともこ君
広野ただし君
森　ゆうこ君
谷岡　郁子君
舟山　康江君

鈴木　寛君
田中　直紀君
武内　則男君
玉置　一弥君
ツルネン　マルティ君
辻　泰弘君
徳永　久志君
徳永　エリ君
中谷　智司君
長浜　博行君
羽田雄一郎君
林　久美子君
広田　一君
藤田　幸久君
藤本　祐司君
前川　清成君
牧山ひろえ君
松浦　大悟君
水岡　俊一君
安井美沙子君
柳田　稔君
吉川　沙織君
佐藤　公治君
谷　亮子君
平山　幸司君
藤原　良信君
亀井亜紀子君
平山　誠君

国家公務員等の任命に関する件「公認会計士・監査審査会委員（木村明子君及び水口啓子君）」

賛成者氏名　二三〇名

足立　信也君
有田　芳生君
石井　一君
一川　保夫君
岩本　司君
梅村　聡君
江崎　孝君
江田　五月君
大久保　勉君
大島九州男君
大塚　耕平君
岡崎トミ子君
加藤　敏幸君
金子　恵美君
風間　直樹君
神本美恵子君
川上　義博君
北澤　俊美君
小西　洋之君
郡司　彰君
小林　正夫君
小見山幸治君
斎藤　嘉隆君
芝　博一君
櫻井　充君
榛葉賀津也君
田城　郁君
田中　直紀君
高橋　千秋君
谷　博之君
樽井　良和君
津田弥太郎君
辻　泰弘君
徳永　エリ君
徳永　久志君
ツルネン　マルティ君
玉置　一弥君
武内　則男君
池口　修次君
石橋　通宏君
岩本　司君
江崎　孝君
江田　五月君
大河原雅子君
大久保潔重君
大島九州男君
大塚　耕平君
岡崎トミ子君
加賀谷　健君
金子　恵美君
神本美恵子君
川合　孝典君
川崎　稔君
北澤　俊美君
小西　洋之君
小林　正夫君
小見山幸治君
斎藤　嘉隆君
芝　博一君
櫻井　充君
佐藤　公治君
谷　亮子君
田城　郁君
田中　直紀君
武内　則男君
玉置　一弥君
ツルネン　マルティ君
辻　泰弘君
徳永　久志君
外山　斎君
豊田　俊郎君
中川　雅治君
中曽根弘文君
長峯　誠君
西田　昌司君
野村　哲郎君
林　芳正君
藤井　基之君
古川　俊治君
堀　北斗君
松下　新平君
松村　祥史君
丸川　珠代君
三原じゅん子君
溝手　顕正君
宮沢　洋一君
森　まさこ君
山田　俊男君
山本　一太君
吉田　博美君
脇　雅史君
秋野　公造君
石川　博崇君
加藤　修一君
木庭健太郎君
竹谷とし子君
長沢　広明君
浜田　昌良君
山口那津男君
山本　博司君
渡辺　孝男君
小野　次郎君
行田　邦子君
寺田　典城君
藤巻　幸夫君
松田　公太君
山田　太郎君
井上　哲士君
紙　智子君

轟木　利治君
直嶋　正行君
長浜　博行君
西村まさみ君
白　眞勲君
平野　達男君
福山　哲郎君
藤田　幸久君
藤本　祐司君
前川　清成君
牧山ひろえ君
松井　孝治君
松野　信夫君
室井　邦彦君
柳澤　光美君
山根　隆治君
蓮　舫君
青木　一彦君
有村　治子君
石井　浩郎君
磯﨑　仁彦君
猪口　邦子君
岩城　光英君
上野　通子君
尾辻　秀久君
大江　康弘君
岡田　広君
片山さつき君
川口　順子君
那谷屋正義君
中谷　智司君
難波　奨二君
羽田雄一郎君
林　久美子君
広田　一君
藤末　健三君
藤谷　光信君
藤原　正司君
前田　武志君
増子　輝彦君
松浦　大悟君
水岡　俊一君
安井美沙子君
柳田　稔君
吉川　沙織君
愛知　治郎君
赤石　清美君
石井　準一君
石井みどり君
礒崎　陽輔君
岩井　茂樹君
宇都　隆史君
衛藤　晟一君
大家　敏志君
岡田　直樹君
加治屋義人君
金子原二郎君
川口　順子君
岸　宏一君
北川イッセイ君
小泉　昭男君
鴻池　祥肇君
佐藤　正久君
山東　昭子君
末松　信介君
世耕　弘成君
伊達　忠一君
武見　敬三君
塚田　一郎君
中川　雅治君
中西　祐介君
中村　博彦君
西田　昌司君
野村　哲郎君
長谷川大紋君
林　芳正君
藤井　基之君
古川　俊治君
松下　新平君
松村　龍二君
丸川　珠代君
三原じゅん子君
溝手　顕正君
森　まさこ君
山田　俊男君
山本　一太君
吉田　博美君
脇　雅史君
秋野　公造君
熊谷　大君
小坂　憲次君
佐藤　信秋君
佐藤ゆかり君
島尻安伊子君
鈴木　政二君
関口　昌一君
高階恵美子君
谷川　秀善君
鶴保　庸介君
中曽根弘文君
中原　八一君
二之湯　智君
野上浩太郎君
長谷川　岳君
橋本　聖子君
福岡　資麿君
藤川　政人君
牧野たかお君
松村　祥史君
松山　政司君
丸山　和也君
水落　敏栄君
宮沢　洋一君
山崎　力君
山谷えり子君
山本　順三君
若林　健太君
渡辺　猛之君
荒木　清寛君
石川　博崇君
草川　昭三君
白浜　一良君
谷合　正明君
西田　実仁君
松　あきら君
山本　香苗君
横山　信一君
江口　克彦君
川田　龍平君
行田　邦子君
寺田　典城君
藤巻　幸夫君
松田　公太君
山田　太郎君
佐藤　公治君
谷　亮子君
平山　幸司君
藤原　良信君
井上　哲士君
紙　智子君
田村　智子君
山下　芳生君
山内　徳信君
片山虎之助君
中山　恭子君
荒井　広幸君
糸数　慶子君
浜田　和幸君
山崎　正昭君
魚住裕一郎君
木庭健太郎君
竹谷とし子君
長沢　広明君
浜田　昌良君
山口那津男君
山本　博司君
渡辺　孝男君
小野　次郎君
川田　龍平君
行田　邦子君
寺田　典城君
藤巻　幸夫君
松田　公太君
山田　太郎君
佐藤　公治君
谷　亮子君
平山　幸司君
藤原　良信君
井上　哲士君
紙　智子君
田村　智子君
山下　芳生君
山内　徳信君
片山虎之助君
中山　恭子君
荒井　広幸君
糸数　慶子君
浜田　和幸君
山崎　正昭君
横峯　良郎君

平成二十五年度一般会計暫定予算
平成二十五年度特別会計暫定予算
平成二十五年度政府関係機関暫定予算

賛成者氏名

二二六名

足立　信也君
有田　芳生君
石井　一君
一川　保夫君
岩本　司君
植松恵美子君
江崎　孝君
江田　五月君
小川　勝也君
尾立　源幸君
大久保　勉君
大島九州男君
大野　元裕君
加賀谷　健君
風間　直樹君
金子　洋一君
川合　孝典君
川崎　稔君
郡司　彰君
小林　正夫君
輿石　東君
櫻井　充君
榛葉賀津也君
田城　郁君
相原久美子君
池口　修次君
石橋　通宏君
岩本　司君
梅村　聡君
江田　五月君
小川　敏夫君
大河原雅子君
大久保潔重君
大塚　耕平君
岡崎トミ子君
加藤　敏幸君
金子　恵美君
神本美恵子君
川上　義博君
北澤　俊美君
小西　洋之君
小見山幸治君
斎藤　嘉隆君
芝　博一君
鈴木　寛君
田中　直紀君

反対者氏名

四名

亀井亜紀子君
平山　誠君
谷岡　郁子君
舟山　康江君

高橋　千秋君
谷　博之君
樽井　良和君
津田弥太郎君
徳永　エリ君
轟木　利治君
直嶋　正行君
長浜　博行君
西村まさみ君
白　眞勲君
平野　達男君
福山　哲郎君
藤田　幸久君
藤本　祐司君
前川　清成君
牧山ひろえ君
松井　孝治君
松野　信夫君
室井　邦彦君
柳澤　光美君
山根　隆治君
蓮　舫君
青木　一彦君
有村　治子君
石井　浩郎君
磯崎　仁彦君
猪口　邦子君
岩城　光英君
上野　通子君
尾辻　秀久君
大江　康弘君
武内　則男君
玉置　一弥君
ツルネン　マルティ君
辻　泰弘君
徳永　久志君
那谷屋正義君
中谷　智司君
難波　奨二君
羽田雄一郎君
林　久美子君
広田　一君
藤末　健三君
藤谷　光信君
藤原　正司君
前田　武志君
増子　輝彦君
松浦　大悟君
水岡　俊一君
安井美沙子君
柳田　稔君
吉川　沙織君
愛知　治郎君
赤石　清美君
石井　準一君
石井みどり君
礒崎　陽輔君
岩井　茂樹君
宇都　隆史君
衛藤　晟一君
大家　敏志君
岡田　直樹君
岡田　広君
片山さつき君
川口　順子君
北川イッセイ君
小泉　昭男君
鴻池　祥肇君
佐藤　正久君
山東　昭子君
末松　信介君
世耕　弘成君
伊達　忠一君
武見　敬三君
塚田　一郎君
中川　雅治君
中西　祐介君
中村　博彦君
西田　昌司君
野村　哲郎君
長谷川大紋君
福岡　資麿君
藤川　政人君
牧野たかお君
松村　祥史君
松山　政司君
丸山　和也君
水落　敏栄君
宮沢　洋一君
山田　俊男君
山本　順三君
若林　健太君
渡辺　猛之君
加治屋義人君
金子原二郎君
岸　宏一君
熊谷　大君
小坂　憲次君
佐藤　信秋君
佐藤ゆかり君
島尻安伊子君
鈴木　政二君
関口　昌一君
高階恵美子君
谷川　秀善君
鶴保　庸介君
中曽根弘文君
中原　八一君
二之湯　智君
野上浩太郎君
長谷川　岳君
橋本　聖子君
藤井　基之君
古川　俊治君
松下　新平君
松村　龍二君
丸川　珠代君
三原じゅん子君
溝手　顕正君
山崎　力君
山谷えり子君
吉田　博美君
脇　雅史君
秋野　公造君
荒木　清寛君
魚住裕一郎君
草川　昭三君
白浜　一良君
谷合　正明君
西田　実仁君
松　あきら君
山口那津男君
山本　香苗君
渡辺　孝男君
江口　克彦君
川田　龍平君
小野　次郎君
行田　邦子君
寺田　典城君
藤巻　幸夫君
真山　勇一君
水野　賢一君
米長　晴信君
佐藤　公治君
谷　亮子君
平山　幸司君
藤原　良信君
亀井亜紀子君
平山　誠君
福島みずほ君
山内　徳信君
片山虎之助君
水戸　将史君
舛添　要一君
自見庄三郎君
森田　高君
大久保　勉君
大島九州男君
大野　元裕君
加賀谷　健君
風間　直樹君
金子　洋一君
川合　孝典君
川崎　稔君
郡司　彰君
小林　正夫君
輿石　東君
石川　博崇君
加藤　修一君
木庭健太郎君
竹谷とし子君
長沢　広明君
浜田　昌良君
山本　博司君
横山　信一君
小川　敏夫君
尾立　源幸君
大河原雅子君
大塚　耕平君
岡崎トミ子君
加藤　敏幸君
金子　恵美君
神本美恵子君
川上　義博君
北澤　俊美君
小西　洋之君
小見山幸治君
斎藤　嘉隆君
横峯　良郎君

反対者氏名　六名

井上　哲士君
紙　智子君
大門実紀史君
市田　忠義君
田村　智子君
山下　芳生君

日程第一　外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（衆議院送付）

賛成者氏名　二三四名

足立　信也君
有田　芳生君
石井　一君
一川　保夫君
植松恵美子君
江崎　孝君
小川　勝也君
尾立　源幸君
大久保　勉君
大島九州男君
大野　元裕君
加賀谷　健君
風間　直樹君
金子　洋一君
川合　孝典君
川崎　稔君
郡司　彰君
小林　正夫君
輿石　東君
相原久美子君
池口　修次君
石橋　通宏君
岩本　司君
梅村　聡君
江田　五月君
小川　敏夫君
大河原雅子君
大久保潔重君
大塚　耕平君
岡崎トミ子君
加藤　敏幸君
金子　恵美君
神本美恵子君
川上　義博君
北澤　俊美君
小西　洋之君
小見山幸治君
斎藤　嘉隆君

櫻井　充君　芝　博一君
榛葉賀津也君　鈴木　寛君
田城　郁君　田中　直紀君
高橋　千秋君　武内　則男君
谷　博之君　玉置　一弥君
樽井　良和君　ソルテン　マルティ君
津田弥太郎君　辻　泰弘君
徳永　エリ君　徳永　久志君
轟木　利治君　那谷屋正義君
直嶋　正行君　中谷　智司君
長浜　博行君　難波　奨二君
西村まさみ君　羽田雄一郎君
白　眞勲君　林　久美子君
平野　達男君　広田　一君
福山　哲郎君　藤末　健三君
藤田　幸久君　藤谷　光信君
藤本　祐司君　藤原　正司君
前川　清成君　前田　武志君
牧山ひろえ君　増子　輝彦君
松井　孝治君　松浦　大悟君
松野　信夫君　水岡　俊一君
室井　邦彦君　安井美沙子君
柳澤　光美君　柳田　稔君
山根　隆治君　吉川　沙織君
蓮　舫君　愛知　治郎君
青木　一彦君　赤石　清美君
有村　治子君　石井　準一君
石井　浩郎君　石井みどり君
磯﨑　仁彦君　礒崎　陽輔君
猪口　邦子君　岩井　茂樹君

岩城　光英君　宇都　隆史君
上野　通子君　衛藤　晟一君
尾辻　秀久君　大家　敏志君
大江　康弘君　岡田　直樹君
岡田　広君　加治屋義人君
片山さつき君　金子原二郎君
川口　順子君　岸　宏一君
北川イッセイ君　熊谷　大君
小泉　昭男君　小坂　憲次君
鴻池　祥肇君　佐藤　信秋君
佐藤　正久君　佐藤ゆかり君
山東　昭子君　島尻安伊子君
末松　信介君　鈴木　政二君
世耕　弘成君　関口　昌一君
伊達　忠一君　高階恵美子君
武見　敬三君　谷川　秀善君
塚田　一郎君　鶴保　庸介君
中川　雅治君　中曽根弘文君
中西　祐介君　中原　八一君
中村　博彦君　二之湯　智君
野上浩太郎君　野村　哲郎君
長谷川　岳君　長谷川大紋君
橋本　聖子君　林　芳正君
福岡　資麿君　藤井　基之君
藤川　政人君　古川　俊治君
牧野たかお君　松下　新平君
松村　祥史君　松村　龍二君
松山　政司君　丸川　珠代君
丸山　和也君　三原じゅん子君
水落　敏栄君　溝手　顕正君

宮沢　洋一君　森　まさこ君
山崎　力君　山田　俊男君
山谷えり子君　山本　一太君
山本　順三君　吉田　博美君
若林　健太君　脇　雅史君
渡辺　猛之君　秋野　公造君
荒木　清寛君　石川　博崇君
魚住裕一郎君　加藤　修一君
草川　昭三君　木庭健太郎君
白浜　一良君　竹谷とし子君
谷合　正明君　長沢　広明君
西田　実仁君　浜田　昌良君
松　あきら君　山口那津男君
山本　香苗君　山本　博司君
横山　信一君　渡辺　孝男君
江口　克彦君　小野　次郎君
川田　龍平君　行田　邦子君
柴田　巧君　寺田　典城君
中西　健治君　藤巻　幸夫君
真山　勇一君　松田　公太君
水野　賢一君　山田　太郎君
米長　晴信君　佐藤　公治君
主濱　了君　谷　亮子君
はた　ともこ君　平山　幸司君
広野ただし君　藤原　良信君
森　ゆうこ君　井上　哲士君
市田　忠義君　紙　智子君
田村　智子君　大門実紀史君
山下　芳生君　亀井亜紀子君
谷岡　郁子君　平山　誠君

舟山　康江君　福島みずほ君
又市　征治君　山内　徳信君
吉田　忠智君　片山虎之助君
中山　恭子君　水戸　将史君
荒井　広幸君　舛添　要一君
糸数　慶子君　自見庄三郎君
浜田　和幸君　森田　高君
山崎　正昭君　横峯　良郎君

反対者氏名　〇名

日程第二　水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二三三名

足立　信也君　相原久美子君
有田　芳生君　池口　修次君
石井　一君　石橋　通宏君
一川　保夫君　岩本　司君
植松恵美子君　梅村　聡君
江崎　孝君　江田　五月君
小川　勝也君　小川　敏夫君
尾立　源幸君　大河原雅子君
大久保　勉君　大久保潔重君
大島九州男君　大塚　耕平君
大野　元裕君　岡崎トミ子君
加賀谷　健君　加藤　敏幸君
風間　直樹君　金子　恵美君
金子　洋一君　神本美恵子君
川合　孝典君　川上　義博君

川崎　稔君　北澤　俊美君
郡司　彰君　小西　洋之君
小林　正夫君　小見山幸治君
輿石　東君　斎藤　嘉隆君
櫻井　充君　芝　博一君
榛葉賀津也君　鈴木　寛君
田城　郁君　田中　直紀君
高橋　千秋君　武内　則男君
谷　博之君　玉置　一弥君
樽井　良和君　ツルネン　マルティ君
津田弥太郎君　辻　泰弘君
徳永　エリ君　徳永　久志君
轟木　利治君　那谷屋正義君
直嶋　正行君　中谷　智司君
長浜　博行君　難波　奨二君
西村まさみ君　羽田雄一郎君
白　眞勲君　林　久美子君
平野　達男君　広田　一君
福山　哲郎君　藤末　健三君
藤田　幸久君　藤谷　光信君
藤本　祐司君　藤原　正司君
前川　清成君　前田　武志君
牧山ひろえ君　増子　輝彦君
松井　孝治君　松浦　大悟君
松野　信夫君　水岡　俊一君
室井　邦彦君　安井美沙子君
柳澤　光美君　柳田　稔君
山根　隆治君　吉川　沙織君
蓮　舫君　愛知　治郎君
青木　一彦君　赤石　清美君

有村　治子君　石井　準一君
石井　浩郎君　石井みどり君
磯﨑　仁彦君　礒崎　陽輔君
猪口　邦子君　岩井　茂樹君
岩城　光英君　宇都　隆史君
上野　通子君　衛藤　晟一君
尾辻　秀久君　大家　敏志君
大江　康弘君　岡田　直樹君
岡田　広君　加治屋義人君
片山さつき君　金子原二郎君
川口　順子君　岸　宏一君
北川イッセイ君　熊谷　大君
小泉　昭男君　小坂　憲次君
鴻池　祥肇君　佐藤　信秋君
佐藤　正久君　佐藤ゆかり君
山東　昭子君　島尻安伊子君
末松　信介君　鈴木　政二君
世耕　弘成君　関口　昌一君
伊達　忠一君　高階恵美子君
武見　敬三君　谷川　秀善君
塚田　一郎君　鶴保　庸介君
中川　雅治君　中曽根弘文君
中西　祐介君　中原　八一君
中村　博彦君　二之湯　智君
野上浩太郎君　野村　哲郎君
長谷川　岳君　長谷川大紋君
橋本　聖子君　福岡　資麿君
藤井　基之君　藤川　政人君
古川　俊治君　牧野たかお君
松下　新平君　松村　祥史君

松村　龍二君　松山　政司君
丸川　珠代君　丸山　和也君
三原じゅん子君　水落　敏栄君
溝手　顕正君　宮沢　洋一君
森　まさこ君　山崎　力君
山田　俊男君　山谷えり子君
山本　一太君　山本　順三君
吉田　博美君　若林　健太君
脇　雅史君　渡辺　猛之君
秋野　公造君　荒木　清寛君
石川　博崇君　魚住裕一郎君
加藤　修一君　草川　昭三君
木庭健太郎君　白浜　一良君
竹谷とし子君　谷合　正明君
長沢　広明君　西田　実仁君
浜田　昌良君　松　あきら君
山口那津男君　山本　香苗君
山本　博司君　横山　信一君
渡辺　孝男君　江口　克彦君
小野　次郎君　川田　龍平君
行田　邦子君　柴田　巧君
寺田　典城君　中西　健治君
藤巻　幸夫君　真山　勇一君
松田　公太君　水野　賢一君
山田　太郎君　米長　晴信君
佐藤　公治君　主濱　了君
谷　亮子君　はた　ともこ君
平山　幸司君　広野ただし君
藤原　良信君　森　ゆうこ君
井上　哲士君　市田　忠義君

紙　智子君　田村　智子君
大門実紀史君　山下　芳生君
亀井亜紀子君　谷岡　郁子君
平山　誠君　舟山　康江君
福島みずほ君　又市　征治君
山内　徳信君　吉田　忠智君
片山虎之助君　中山　恭子君
水戸　将史君　荒井　広幸君
舛添　要一君　糸数　慶子君
自見庄三郎君　浜田　和幸君
森田　高君　山崎　正昭君
横峯　良郎君

反対者氏名　○名

日程第三　特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（衆議院送付）

賛成者氏名　二三三名

足立　信也君　相原久美子君
有田　芳生君　池口　修次君
石井　一君　石橋　通宏君
一川　保夫君　岩本　司君
植松恵美子君　梅村　聡君
江崎　孝君　江田　五月君
小川　勝也君　小川　敏夫君
尾立　源幸君　大河原雅子君
大久保　勉君　大久保潔重君
大島九州男君　大塚　耕平君

大野　元裕君
加賀谷　健君
風間　直樹君
金子　洋一君
川合　孝典君
川崎　稔君
郡司　彰君
小林　正夫君
輿石　東君
櫻井　充君
榛葉賀津也君
田城　郁君
高橋　千秋君
谷　博之君
樽井　良和君
津田弥太郎君
徳永　エリ君
轟木　利治君
直嶋　正行君
長浜　博行君
西村まさみ君
白　眞勲君
平野　達男君
福山　哲郎君
藤田　幸久君
藤本　祐司君
前川　清成君
牧山ひろえ君
松井　孝治君
松野　信夫君
岡崎トミ子君
加藤　敏幸君
金子　恵美君
神本美恵子君
川上　義博君
北澤　俊美君
小西　洋之君
小見山幸治君
斎藤　嘉隆君
芝　博一君
鈴木　寛君
田中　直紀君
武内　則男君
玉置　一弥君
ツルネン　マルティ君
辻　泰弘君
徳永　久志君
那谷屋正義君
中谷　智司君
難波　奨二君
羽田雄一郎君
林　久美子君
広田　一君
藤末　健三君
藤谷　光信君
藤原　正司君
前田　武志君
増子　輝彦君
松浦　大悟君
水岡　俊一君
室井　邦彦君
柳澤　光美君
山根　隆治君
蓮　舫君
青木　一彦君
有村　治子君
石井　浩郎君
磯﨑　仁彦君
猪口　邦子君
岩城　光英君
上野　通子君
尾辻　秀久君
大江　康弘君
岡田　広君
片山さつき君
川口　順子君
北川イッセイ君
小泉　昭男君
鴻池　祥肇君
佐藤　正久君
山東　昭子君
末松　信介君
世耕　弘成君
伊達　忠一君
高階恵美子君
武見　敬三君
塚田　一郎君
中川　雅治君
中西　祐介君
中村　博彦君
野上浩太郎君
安井美沙子君
柳田　稔君
吉川　沙織君
愛知　治郎君
赤石　清美君
石井　準一君
石井みどり君
儀﨑　陽輔君
岩井　茂樹君
宇都　隆史君
衛藤　晟一君
大家　敏志君
岡田　直樹君
加治屋義人君
金子原二郎君
岸　宏一君
熊谷　大君
小坂　憲次君
佐藤ゆかり君
島尻安伊子君
鈴木　政二君
関口　昌一君
高階恵美子君
谷川　秀善君
鶴保　庸介君
中曽根弘文君
中原　八一君
二之湯　智君
野村　哲郎君
長谷川　岳君
橋本　聖子君
福岡　資麿君
藤川　政人君
松下　新平君
松村　龍二君
丸川　珠代君
三原じゅん子君
溝手　顕正君
森　まさこ君
山田　俊男君
山本　一太君
吉田　博美君
脇　雅史君
渡辺　猛之君
秋野　公造君
石川　博崇君
加藤　修一君
木庭健太郎君
竹谷とし子君
長沢　広明君
浜田　昌良君
山口那津男君
山本　博司君
渡辺　孝男君
小野　次郎君
行田　邦子君
寺田　典城君
藤巻　幸夫君
松田　公太君
山田　太郎君
長谷川大紋君
林　芳正君
藤井　基之君
古川　俊治君
松村　祥史君
松山　政司君
丸山　和也君
水落　敏栄君
宮沢　洋一君
山崎　力君
山谷えり子君
山本　順三君
若林　健太君
渡辺　猛之君
荒木　清寛君
魚住裕一郎君
草川　昭三君
白浜　一良君
谷合　正明君
西田　実仁君
松　あきら君
山本　香苗君
横山　信一君
江口　克彦君
川田　龍平君
柴田　巧君
中西　健治君
真山　勇一君
水野　賢一君
米長　晴信君
佐藤　公治君
谷　亮子君
平山　幸司君
藤原　良信君
森　ゆうこ君
井上　哲士君
市田　忠義君
紙　智子君
田村　智子君
山下　芳生君
谷岡　郁子君
舟山　康江君
又市　征治君
吉田　忠智君
中山　恭子君
荒井　広幸君
糸数　慶子君
浜田　和幸君
山崎　正昭君
主濱　了君
はた　ともこ君
広野ただし君
市田　忠義君
田村　智子君
山下　芳生君
谷岡　郁子君
舟山　康江君
江田　五月君
小川　勝也君

反対者氏名　　〇名

日程第四　地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　　二二八名

相原久美子君
池口　修次君
石橋　通宏君
岩本　司君
梅村　聡君
江崎　孝君
小川　勝也君
足立　信也君
有田　芳生君
石井　一君
一川　保夫君
植松恵美子君

尾立　源幸君　大河原雅子君　牧山ひろえ君　増子　輝彦君　中西　祐介君　中原　八一君　中西　健治君　藤巻　幸夫君
大久保　勉君　大久保潔重君　松井　孝治君　松浦　大悟君　中村　博彦君　二之湯　智君　真山　勇一君　松田　公太君
大島九州男君　大塚　耕平君　松野　信夫君　水岡　俊一君　野上浩太郎君　野村　哲郎君　水野　賢一君　山田　太郎君
大野　元裕君　岡崎トミ子君　室井　邦彦君　安井美沙子君　長谷川　岳君　長谷川大紋君　米長　晴信君　佐藤　公治君
加賀谷　健君　加藤　敏幸君　柳澤　光美君　柳田　稔君　橋本　聖子君　林　芳正君　主濱　了君　谷　亮子君
風間　直樹君　金子　恵美君　山根　隆治君　吉川　沙織君　福岡　資麿君　藤井　基之君　はた　ともこ君　平山　幸司君
金子　洋一君　神本美恵子君　蓮　舫君　愛知　治郎君　古川　俊治君　藤川　政人君　広野ただし君　藤原　良信君
川合　孝典君　川上　義博君　青木　一彦君　赤石　清美君　牧野たかお君　松下　新平君　森　ゆうこ君　亀井亜紀子君
川崎　稔君　北澤　俊美君　有村　治子君　石井　準一君　松村　祥史君　松村　龍二君　谷岡　郁子君　平山　誠君
郡司　彰君　小西　洋之君　石井　浩郎君　石井みどり君　松山　政司君　丸川　珠代君　舟山　康江君　福島みずほ君
小林　正夫君　小見山幸治君　磯﨑　仁彦君　礒崎　陽輔君　丸山　和也君　三原じゅん子君　又市　征治君　山内　徳信君
輿石　東君　斎藤　嘉隆君　猪口　邦子君　岩井　茂樹君　水落　敏栄君　溝手　顕正君　吉田　忠智君　片山虎之助君
櫻井　充君　芝　博一君　岩城　光英君　宇都　隆史君　宮沢　洋一君　森　まさこ君　中山　恭子君　水戸　将史君
榛葉賀津也君　鈴木　寛君　上野　通子君　衛藤　晟一君　山崎　力君　山田　俊男君　荒井　広幸君　舛添　要一君
田城　郁君　田中　直紀君　尾辻　秀久君　大家　敏志君　山谷えり子君　山本　一太君　糸数　慶子君　自見庄三郎君
高橋　千秋君　武内　則男君　大江　康弘君　岡田　直樹君　吉田　博美君　浜田　和幸君　森田　高君
谷　博之君　玉置　一弥君　岡田　広君　加治屋義人君　若林　健太君　脇　雅史君　山崎　正昭君　横峯　良郎君
樽井　良和君　ツルネン　マルティ君　片山さつき君　金子原二郎君　渡辺　猛之君　秋野　公造君
津田弥太郎君　辻　泰弘君　川口　順子君　岸　宏一君　荒木　清寛君　石川　博崇君
徳永　エリ君　徳永　久志君　北川イッセイ君　熊谷　大君　魚住裕一郎君　加藤　修一君
轟木　利治君　那谷屋正義君　小泉　昭男君　小坂　憲次君　草川　昭三君　木庭健太郎君
直嶋　正行君　中谷　智司君　鴻池　祥肇君　佐藤　信秋君　白浜　一良君　竹谷とし子君
長浜　博行君　難波　奨二君　佐藤　正久君　佐藤ゆかり君　谷合　正明君　長沢　広明君
西村まさみ君　羽田雄一郎君　山東　昭子君　島尻安伊子君　西田　実仁君　浜田　昌良君
白　眞勲君　林　久美子君　末松　信介君　鈴木　政二君　松　あきら君　山口那津男君
平野　達男君　広田　一君　世耕　弘成君　関口　昌一君　山本　香苗君　山本　博司君
福山　哲郎君　藤末　健三君　伊達　忠一君　高階恵美子君　横山　信一君　渡辺　孝男君
藤田　幸久君　藤谷　光信君　武見　敬三君　谷川　秀善君　江口　克彦君　小野　次郎君
藤本　祐司君　藤原　正司君　塚田　一郎君　鶴保　庸介君　川田　龍平君　行田　邦子君
前川　清成君　前田　武志君　中川　雅治君　中曽根弘文君　柴田　巧君　寺田　典城君
石井　浩郎君

反対者氏名　六名

井上　哲士君　市田　忠義君
紙　智子君　田村　智子君
大門実紀史君　山下　芳生君

日程第五　地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　一三一名

愛知　治郎君　青木　一彦君
赤石　清美君　有村　治子君
石井　準一君　石井　浩郎君

石井みどり君　磯崎　仁彦君
礒崎　陽輔君　猪口　邦子君
岩井　茂樹君　岩城　光英君
宇都　隆史君　上野　通子君
衛藤　晟一君　尾辻　秀久君
大家　敏志君　大江　康弘君
岡田　直樹君　岡田　広君
加治屋義人君　片山さつき君
金子原二郎君　川口　順子君
岸　宏一君　北川イッセイ君
熊谷　大君　小泉　昭男君
小坂　憲次君　鴻池　祥肇君
佐藤　信秋君　佐藤　正久君
佐藤ゆかり君　山東　昭子君
島尻安伊子君　末松　信介君
鈴木　政二君　世耕　弘成君
関口　昌一君　伊達　忠一君
高階恵美子君　武見　敬三君
谷川　秀善君　塚田　一郎君
鶴保　庸介君　中川　雅治君
中曽根弘文君　中西　祐介君
中原　八一君　中村　博彦君
二之湯　智君　野上浩太郎君
野村　哲郎君　長谷川　岳君
長谷川大紋君　橋本　聖子君
林　芳正君　福岡　資麿君
藤井　基之君　藤川　政人君
古川　俊治君　牧野たかお君
松下　新平君　松村　祥史君

松村　龍二君　丸川　珠代君
三原じゅん子君　溝手　顕正君
森　まさこ君　山田　俊男君
山本　一太君　吉田　博美君
脇　雅史君　秋野　公造君
石川　博崇君　加藤　修一君
木庭健太郎君　竹谷とし子君
長沢　広明君　浜田　昌良君
山口那津男君　山本　博司君
渡辺　孝男君　小野　次郎君
行田　邦子君　寺田　典城君
藤巻　幸夫君　松田　公太君
山田　太郎君　佐藤　公治君
谷　亮子君　広野ただし君
森　ゆうこ君

松山　政司君　丸山　和也君
水落　敏栄君　宮沢　洋一君
山崎　力君　山谷えり子君
山本　順三君　若林　健太君
渡辺　猛之君　荒木　清寛君
石川　博崇君　魚住裕一郎君
草川　昭三君　白浜　一良君
谷合　正明君　西田　実仁君
松　あきら君　山本　香苗君
横山　信一君　江口　克彦君
川田　龍平君　柴田　巧君
中西　健治君　真山　勇一君
水野　賢一君　米長　晴信君
主濱　了君　はた　ともこ君
藤原　良信君　片山虎之助君

中山　恭子君　荒井　広幸君
自見庄三郎君　森田　高君
横峯　良郎君

反対者氏名

一〇一名

足立　信也君　有田　芳生君
石井　一君　一川　保夫君
植松恵美子君　江崎　孝君
小川　勝也君　尾立　源幸君
大久保　勉君　大島九州男君
大野　元裕君　加賀谷　健君
風間　直樹君　金子　洋一君
川合　孝典君　川崎　稔君
郡司　彰君　小林　正夫君
輿石　東君　櫻井　充君
榛葉賀津也君　田城　郁君

水戸　将史君　妙添　要一君
浜田　和幸君　山崎　正昭君

相原久美子君　池口　修次君
石橋　通宏君　岩本　司君
梅村　聡君　江田　五月君
大河原雅子君　大久保潔重君
大塚　耕平君　岡崎トミ子君
加藤　敏幸君　金子　恵美君
神本美恵子君　川上　義博君
北澤　俊美君　小西　洋之君
小見山幸治君　斎藤　嘉隆君
芝　博一君　鈴木　寛君
田中　直紀君

高橋　千秋君　谷　博之君
樽井　良和君　津田弥太郎君
徳永　エリ君　轟木　利治君
直嶋　正行君　長浜　博行君
西村まさみ君　羽田雄一郎君
林　久美子君　平野　達男君
広田　一君　福山　哲郎君
藤末　健三君　藤谷　光信君
藤原　正司君　前田　武志君
牧山ひろえ君　増子　輝彦君
松井　孝治君　松浦　大悟君
松野　信夫君　水岡　俊一君
室井　邦彦君　安井美沙子君
柳澤　光美君　柳田　稔君
山根　隆治君　吉川　沙織君
蓮　舫君　井上　哲士君
市田　忠義君　紙　智子君
田村　智子君　大門実紀史君
山下　芳生君　亀井亜紀子君
谷岡　郁子君　舟山　康江君
福島みずほ君　又市　征治君
山内　徳信君　吉田　忠智君
糸数　慶子君

武内　則男君　玉置　一弥君
ツルネン・マルティ君　辻　泰弘君
那谷屋正義君　中谷　智司君
難波　奨二君　羽田雄一郎君
林　久美子君　広田　一君
藤末　健三君　藤谷　光信君
藤原　正司君　前田　武志君
増子　輝彦君　松浦　大悟君
水岡　俊一君　安井美沙子君
柳田　稔君　山内　徳信君
吉田　忠智君

日程第六　放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（衆議院送付）

賛成者氏名

二二九名

足立　信也君　有田　芳生君　那谷屋正義君　直嶋　正行君　小坂　憲次君　竹谷とし子君
池口　修次君　石井　一君　中谷　智司君　長浜　博行君　佐藤　信秋君　長沢　広明君
石橋　通宏君　一川　保夫君　難波　奨二君　西村まさみ君　山東　昭子君　浜田　昌良君
岩本　司君　植松恵美子君　羽田雄一郎君　白　眞勲君　島尻安伊子君　山口那津男君
梅村　聡君　江崎　孝君　林　久美子君　平野　達男君　世耕　弘成君　山本　博司君
江田　五月君　小川　勝也君　広田　一君　福山　哲郎君　関口　昌一君　渡辺　孝男君
小川　敏夫君　尾立　源幸君　藤末　健三君　藤田　幸久君　末松　信介君　小野　次郎君
大河原雅子君　大久保　勉君　藤谷　光信君　藤本　祐司君　伊達　忠一君　行田　邦子君
大久保潔重君　大島九州男君　藤原　正司君　前川　清成君　武見　敬三君　寺田　典城君
大塚　耕平君　大野　元裕君　前田　武志君　牧山ひろえ君　高階恵美子君　藤巻　幸夫君
岡崎トミ子君　加賀谷　健君　増子　輝彦君　松井　孝治君　谷川　秀善君　真山　勇一君
加藤　敏幸君　風間　直樹君　松浦　大悟君　松野　信夫君　塚田　一郎君　水野　賢一君
金子　恵美君　金子　洋一君　水岡　俊一君　室井　邦彦君　中曽根弘文君　松田　公太君
神本美恵子君　川合　孝典君　安井美沙子君　柳澤　光美君　中原　八一君　中村　博彦君
川上　義博君　川崎　稔君　柳田　稔君　山根　隆治君　二之湯　智君　野上浩太郎君
北澤　俊美君　郡司　彰君　吉川　沙織君　蓮　舫君　野村　哲郎君　長谷川　岳君
小西　洋之君　小林　正夫君　愛知　治郎君　青木　一彦君　長谷川大紋君　橋本　聖子君
小見山幸治君　輿石　東君　赤石　清美君　有村　治子君　林　芳正君　福岡　資麿君
斎藤　嘉隆君　櫻井　充君　石井　準一君　石井　浩郎君　藤井　基之君　藤川　政人君
芝　博一君　榛葉賀津也君　石井みどり君　磯崎　仁彦君　古川　俊治君　牧野たかお君
鈴木　寛君　田城　郁君　磯崎　陽輔君　猪口　邦子君　松下　新平君　松村　祥史君
田中　直紀君　高橋　千秋君　岩井　茂樹君　岩城　光英君　松村　龍二君　松山　政司君
武内　則男君　谷　博之君　宇都　隆史君　上野　通子君　丸川　珠代君　丸山　和也君
玉置　一弥君　樽井　良和君　衛藤　晟一君　尾辻　秀久君　三原じゅん子君　水落　敏栄君
ツルネン　マルティ君　津田弥太郎君　大家　敏志君　大江　康弘君　宮沢　洋一君　山崎　力君
辻　泰弘君　徳永　エリ君　岸　宏一君　北川イッセイ君　山崎　正昭君　横峯　良郎君
徳永　久志君　轟木　利治君　熊谷　大君　小泉　昭男君　川口　順子君　片山さつき君　金子原二郎君　猪口　邦子君　岩井　茂樹君　宇都　隆史君　衛藤　晟一君　大家　敏志君　岡田　直樹君　加治屋義人君　金子原二郎君　岸　宏一君　熊谷　大君　北川イッセイ君　小泉　昭男君　小坂　憲次君　佐藤　信秋君　佐藤ゆかり君　島尻安伊子君　鈴木　政二君　関口　昌一君　高階恵美子君　谷川　秀善君　鶴保　庸介君　中曽根弘文君　中原　八一君　二之湯　智君　野村　哲郎君　長谷川大紋君　林　芳正君　藤井　基之君　古川　俊治君　松下　新平君　松村　祥史君　松村　龍二君　丸川　珠代君　三原じゅん子君　溝手　顕正君　森　まさこ君　山田　俊男君　山谷えり子君　山本　一太君　吉田　博美君　脇　雅史君　秋野　公造君　石川　博崇君　加藤　修一君　木庭健太郎君　鴻池　祥肇君　佐藤　正久君　山東　昭子君　末松　信介君　世耕　弘成君　伊達　忠一君　武見　敬三君　塚田　一郎君　中川　雅治君　中西　祐介君　中村　博彦君　野上浩太郎君　長谷川　岳君　橋本　聖子君　福岡　資麿君　藤川　政人君　牧野たかお君　松村　祥史君　松山　政司君　丸山　和也君　水落　敏栄君　宮沢　洋一君　山崎　力君　山谷えり子君　山本　一太君　若林　健太君　渡辺　猛之君　荒木　清寛君　魚住裕一郎君　草川　昭三君　白浜　一良君　谷合　正明君　西田　実仁君　松　あきら君　山本　香苗君　横山　信一君　江口　克彦君　川田　龍平君　柴田　巧君　中西　健治君　真山　勇一君　水野　賢一君　米長　晴信君　佐藤　公治君　主濱　了君　はた　ともこ君　谷　亮子君　平山　幸司君　広野ただし君　森　ゆうこ君　井上　哲士君　紙　智子君　大門実紀史君　福島みずほ君　山内　徳信君　片山虎之助君　水戸　将史君　舛添　要一君　自見庄三郎君　森田　高君　横峯　良郎君

反対者氏名

相原久美子君

一名

日程第七　所得税法等の一部を改正する法律案
（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名

二二〇名

足立　信也君　相原久美子君　轟木　利治君　那谷屋正義君　鴻池　祥肇君　佐藤　信秋君　長沢　広明君
有田　芳生君　池口　修次君　直嶋　正行君　中谷　智司君　佐藤　正久君　佐藤ゆかり君　浜田　昌良君
石井　一君　石橋　通宏君　長浜　博行君　難波　奨二君　山東　昭子君　島尻安伊子君　山口那津男君
一川　保夫君　岩本　司君　西村まさみ君　羽田雄一郎君　末松　信介君　鈴木　政二君　山本　博司君
植松恵美子君　梅村　聡君　白　眞勲君　林　久美子君　世耕　弘成君　関口　昌一君　渡辺　孝男君
江崎　孝君　江田　五月君　平野　達男君　広田　一君　伊達　忠一君　高階恵美子君　小野　次郎君
小川　勝也君　小川　敏夫君　福山　哲郎君　藤末　健三君　武見　敬三君　谷川　秀善君　行田　邦子君
尾立　源幸君　大河原雅子君　藤田　幸久君　藤谷　光信君　塚田　一郎君　鶴保　庸介君　寺田　典城君
大久保　勉君　大久保潔重君　藤本　祐司君　藤原　正司君　中川　雅治君　中西　健治君　藤巻　幸夫君
大島九州男君　大塚　耕平君　前川　清成君　前田　武志君　中西　祐介君　中原　八一君　松田　公太君
大野　元裕君　岡崎トミ子君　牧山ひろえ君　増子　輝彦君　中村　博彦君　二之湯　智君　山田　太郎君
加賀谷　健君　加藤　敏幸君　松井　孝治君　松浦　大悟君　野上浩太郎君　野村　哲郎君　佐藤ゆかり君
風間　直樹君　金子　恵美君　松野　信夫君　水岡　俊一君　長谷川　岳君　長谷川大紋君　島尻安伊子君
金子　洋一君　神本美恵子君　室井　邦彦君　安井美沙子君　橋本　聖子君　林　芳正君　山東　昭子君
川合　孝典君　川上　義博君　柳澤　光美君　柳田　稔君　福岡　資麿君　藤井　基之君　鈴木　政二君
川崎　稔君　北澤　俊美君　山根　隆治君　吉川　沙織君　藤川　政人君　古川　俊治君　末松　信介君
郡司　彰君　小西　洋之君　蓮　舫君　愛知　治郎君　牧野たかお君　松下　新平君　世耕　弘成君
小林　正夫君　小見山幸治君　有村　治子君　石井　準一君　松村　祥史君　松山　政司君　関口　昌一君
斎藤　嘉隆君　斎藤　東君　石井　浩郎君　石井みどり君　丸山　和也君　三原じゅん子君　高階恵美子君
芝　博一君　櫻井　充君　磯崎　仁彦君　礒崎　陽輔君　水落　敏栄君　溝手　顕正君　武見　敬三君
鈴木　寛君　榛葉賀津也君　猪口　邦子君　岩井　茂樹君　宮沢　洋一君　森　まさこ君　谷川　秀善君
田中　直紀君　田城　郁君　岩城　光英君　宇都　隆史君　山崎　力君　山田　俊男君　行田　邦子君
武内　則男君　高橋　千秋君　上野　通子君　衛藤　晟一君　山谷えり子君　山本　一太君　寺田　典城君
玉置　一弥君　谷　博之君　大江　康弘君　大家　敏志君　山本　順三君　吉田　博美君　藤巻　幸夫君
ツルネン　マルティ君　樽井　良和君　片山さつき君　岡田　広君　岡田　直樹君　若林　健太君　脇　雅史君　山田　太郎君
辻　泰弘君　津田弥太郎君　川口　順子君　加治屋義人君　金子原二郎君　荒木　清寛君　秋野　公造君　水野　賢一君
徳永　久志君　徳永　エリ君　北川イッセイ君　岸　宏一君　熊谷　大君　魚住裕一郎君　石川　博崇君　米長　晴信君
小泉　昭男君　小坂　憲次君　草川　昭三君　木庭健太郎君　佐藤　公治君
白浜　一良君　竹谷とし子君　谷合　正明君
西田　実仁君　松　あきら君
横山　信一君　江口　克彦君
平山　誠君　舟山　康江君
浜田　和幸君　山崎　正昭君
主濱　了君　谷　亮子君
はた　ともこ君　平山　幸司君
広野ただし君　藤原　良信君
森　ゆうこ君　亀井亜紀子君
谷岡　郁子君　平山　誠君
舟山　康江君　荒井　広幸君
舛添　要一君　自見庄三郎君
浜田　和幸君　森田　高君
山崎　正昭君　横峯　良郎君

反対者氏名

一四名

井上　哲士君　市田　忠義君
紙　智子君　田村　智子君
大門実紀史君　山下　芳生君
福島みずほ君　又市　征治君
山内　徳信君　吉田　忠智君
片山虎之助君　中山　恭子君
水戸　将史君　糸数　慶子君

日程第八　関税定率法等の一部を改正する法律案
（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名

二三二名

足立　信也君　有田　芳生君　石井　一君　一川　保夫君　植松恵美子君　江崎　孝君　小川　勝也君　尾立　源幸君　大久保　勉君　大島九州男君　大野　元裕君　加賀谷　健君　風間　直樹君　金子　洋一君　川上　義博君　北澤　俊美君　小西　洋之君　小見山幸治君　斎藤　嘉隆君　芝　博一君　鈴木　寛君　田中　直紀君　武内　則男君　玉置　一弥君　ツルネン　マルティ君　辻　泰弘君　徳永　久志君　轟木　利治君　那谷屋正義君　中谷　智司君　難波　奨二君　羽田雄一郎君　林　久美子君　広田　一君　藤末　健三君　藤谷　光信君　藤原　正司君　前田　武志君　増子　輝彦君　松浦　大悟君　水岡　俊一君　安井美沙子君　柳田　稔君　蓮　舫君　青木　一彦君　有村　治子君　石井　浩郎君　磯崎　仁彦君　猪口　邦子君　岩城　光英君　上野　通子君　尾辻　秀久君　大江　康弘君　岡田　広君　片山さつき君　川口　順子君　北川イッセイ君　小泉　昭男君　直嶋　正行君　長浜　博行君　西村まさみ君　白　眞勲君　平野　達男君　福山　哲郎君　藤田　幸久君　藤本　祐司君　前川　清成君　牧山ひろえ君　松井　孝治君　松野　信夫君　室井　邦彦君　柳澤　光美君　吉川　沙織君　愛知　治郎君　赤石　清美君　石井　準一君　石井みどり君　礒崎　陽輔君　岩井　茂樹君　宇都　隆史君　衛藤　晟一君　大家　敏志君　岡田　直樹君　加治屋義人君　金子原二郎君　岸　宏一君　熊谷　大君　小坂　憲次君　鴻池　祥肇君　佐藤　正久君　山東　昭子君　末松　信介君　世耕　弘成君　伊達　忠一君　武見　敬三君　塚田　一郎君　中川　雅治君　中西　祐介君　中村　博彦君　野上浩太郎君　長谷川　岳君　橋本　聖子君　福岡　資麿君　藤川　政人君　牧野たかお君　松村　祥史君　松山　政司君　丸山　和也君　水落　敏栄君　宮沢　洋一君　山崎　力君　山谷えり子君　山本　順三君　若林　健太君　渡辺　猛之君　荒木　清寛君　魚住裕一郎君　草川　昭三君　白浜　一良君　佐藤　信秋君　佐藤ゆかり君　島尻安伊子君　鈴木　政二君　関口　昌一君　髙階恵美子君　谷川　秀善君　鶴保　庸介君　中曽根弘文君　中原　八一君　二之湯　智君　野村　哲郎君　長谷川大紋君　林　芳正君　藤井　基之君　古川　俊治君　松下　新平君　松村　龍二君　丸川　珠代君　三原じゅん子君　溝手　顕正君　森　まさこ君　山田　俊男君　山本　一太君　吉田　博美君　脇　雅史君　秋野　公造君　石川　博崇君　加藤　修一君　木庭健太郎君　竹谷とし子君　谷合　正明君　西田　実仁君　松　あきら君　山本　香苗君　横山　信一君　江口　克彦君　川田　龍平君　柴田　巧君　中西　健治君　真山　勇一君　水野　賢一君　米長　晴信君　主濱　了君　はた　ともこ君　平山　幸司君　藤原　良信君　井上　哲士君　紙　智子君　田村　智子君　山下　芳生君　谷岡　郁子君　舟山　康江君　福島みずほ君　山内　徳信君　片山虎之助君　水戸　将史君　舛添　要一君　自見庄三郎君　森田　高君　横峯　良郎君　長沢　広明君　浜田　昌良君　山口那津男君　山本　博司君　渡辺　孝男君　小野　次郎君　行田　邦子君　寺田　典城君　藤巻　幸夫君　松田　公太君　山田　太郎君　佐藤　公治君　谷　亮子君　山内　徳信君　片山虎之助君　水戸　将史君　舛添　要一君　自見庄三郎君　森田　高君　横峯　良郎君

反対者氏名

○名

日程第九　予防接種法の一部を改正する法律案
（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名

二三〇名

足立　信也君　相原久美子君　赤木　利治君　那谷屋正義君　鴻池　祥肇君　佐藤　信秋君　長沢　広明君　西田　実仁君
有田　芳生君　池口　修次君　直嶋　正行君　中谷　智司君　佐藤　正久君　佐藤ゆかり君　浜田　昌良君　松　あきら君
石井　一君　石橋　通宏君　長浜　博行君　難波　奨二君　島尻安伊子君　山口那津男君　山本　香苗君
一川　保夫君　岩本　司君　西村まさみ君　羽田雄一郎君　末松　信介君　鈴木　政二君　山本　博司君　横山　信一君
植松恵美子君　梅村　聡君　白　眞勲君　林　久美子君　世耕　弘成君　関口　昌一君　渡辺　孝男君　江口　克彦君
江崎　孝君　江田　五月君　平野　達男君　広田　一君　伊達　忠一君　高階恵美子君　小野　次郎君　行田　邦子君
小川　勝也君　小川　敏夫君　福山　哲郎君　藤末　健三君　武見　敬三君　谷川　秀善君　柴田　巧君　寺田　典城君
尾立　源幸君　大河原雅子君　藤田　幸久君　藤谷　光信君　塚田　一郎君　鶴保　庸介君　中西　健治君　藤巻　幸夫君
大久保　勉君　大久保潔重君　藤本　祐司君　藤原　正司君　中川　雅治君　中曽根弘文君　真山　勇一君　松田　公太君
大島九州男君　大塚　耕平君　前川　清成君　前田　武志君　中西　祐介君　中原　八一君　水野　賢一君　山田　太郎君
大野　元裕君　岡崎トミ子君　牧山ひろえ君　増子　輝彦君　中村　博彦君　二之湯　智君　米長　晴信君　佐藤　公治君
加賀谷　健君　加藤　敏幸君　松井　孝治君　松浦　大悟君　野上浩太郎君　野村　哲郎君　谷　亮子君
風間　直樹君　金子　恵美君　松野　信夫君　水岡　俊一君　長谷川　岳君　長谷川大紋君　主濱　了君　平山　幸司君　広野ただし君
金子　洋一君　神本美恵子君　室井　邦彦君　安井美沙子君　橋本　聖子君　林　芳正君　藤原　良信君　森　ゆうこ君
川合　孝典君　川上　義博君　柳澤　光美君　柳田　稔君　福岡　資麿君　藤井　基之君　井上　哲士君　市田　忠義君
川崎　稔君　北澤　俊美君　山根　隆治君　吉川　沙織君　古川　俊治君　松下　新平君　紙　智子君　田村　智子君
郡司　彰君　小西　洋之君　石井　浩郎君　愛知　治郎君　牧野たかお君　大門実紀史君　浜田　和幸君
小林　正夫君　小見山幸治君　有村　治子君　石井　準一君　赤石　清美君　松村　祥史君　亀井亜紀子君　山崎　正昭君
斎藤　嘉隆君　猪口　邦子君　磯崎　仁彦君　石井みどり君　礒崎　陽輔君　松山　政司君　舟山　康江君
芝　博一君　上野　通子君　岩城　光英君　宇都　隆史君　衛藤　晟一君　丸山　和也君　水落　敏栄君　丸川　珠代君　山内　徳信君　森　まさこ君　山崎　力君　山本　一太君　吉田　博美君　脇　雅史君　秋野　公造君　石川　博崇君　加藤　修一君　木庭健太郎君　竹谷とし子君
鈴木　寛君　田中　直紀君　大家　敏志君　岡田　直樹君　加治屋義人君　金子原二郎君　岸　宏一君　熊谷　大君　小坂　憲次君　辻　泰弘君　武内　則男君　田城　郁君　大江　康弘君　岡田　広君　片山さつき君　川口　順子君　北川イッセイ君　小泉　昭男君　津田弥太郎君　玉置　一弥君　ツルネン　マルティ君　徳永　エリ君　徳永　久志君

反対者氏名

一名

はた　ともこ君

大牟田労災病院廃止に伴う確認書に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十五年三月十五日

松野　信夫

参議院議長　平田　健二殿

大牟田労災病院廃止に伴う確認書に関する質問主意書

本年は、昭和三十八年十一月九日に発生した三井三池炭鉱炭じん爆発事故から五十年目にあたる。同事故は、死者四百五十八名、一酸化炭素中毒患者八百三十九名を出す大災害であった。

大牟田労災病院は、三井三池炭鉱炭じん爆発事故を契機に設立された病院であったが、労災病院の再編計画により平成十八年三月三十一日に廃止された。同病院は、独立行政法人労働者健康福祉機構から財団法人福岡県社会保険医療協会に移譲され、廃止翌日から同協会が運営する大牟田吉野病院として再出発した。

病院施設移譲にあたっては、厚生労働省と同協会とで一酸化炭素中毒患者に係る特別対策事業の委託契約がなされるとともに、同省と患者団体である大牟田労災病院廃止反対連絡会議との間で平成十八年三月九日付「確認書」が交わされている。

しかし、「確認書」締結から八年目を迎えるにもかかわらず、いまだその内容が実現されるどころかそのめども立たないとして、現地、関係者からの訴えが後を絶たない。一酸化炭素中毒後遺症に加えて高齢化に伴う症状もあり、以前にもまして医療が必要な状況であることから、このまま放置できない状態である。

昨年八月二十九日にも「大牟田労災病院廃止に伴う確認書に関する質問主意書」（第百八十回国会質問第二四一号。以下「質問主意書」という。）が提出され、同年九月七日に答弁書（内閣参質一八〇第二四一号。以下「答弁書」という。）が送付されたが、なお曖昧な点があり、またその後、改善等がなされたのかも含めて、以下のとおり質問をする。

一　答弁書では、病床の百床体制及び各診療科への常勤医師の配置について現時点で実現できていないことを認めているが、質問主意書にある「ＣＯ中毒患者のみの診療・療養に特化せず広く一般に開放し、地域医療に貢献するため高次脳機能障害の中核的医療機関を目指す運営を行う」という点については言及されていない。この点も実現しているとはとうてい言い難いと考えているが、政府も同様な認識であるか示されたい。

とりわけ「地域医療に貢献するため高次脳機能障害の中核的医療機関を目指す運営」という点に関し、吉野病院について、具体的にどのような施策を行ってきたか明らかにされたい。

また、政府は実現できていない理由として「医師の確保が困難である等の事情」を挙げているが、この場合の「等」とは何を指しているか、実現できていない全ての理由を示されたい。

二　答弁書では、「吉野病院では、神経内科、内科、精神科及びリハビリテーション科を設置し、外来診療を実施している」としている。しかし、「確認書」では各科を設置するだけではなく「各診療科に常勤医師を配置することとする。」としている。

そこで、各診療科に常勤医師がどのように配置されてきているか、「確認書」の作成以降、現在に至るまでの具体的な医師名を特定して明らかにされたい。

また、外来診療を実施しているとしているが、実際には外来診療は実施していないのではないか。仮に実施しているというのであれば、大牟田労災病院時代から引き続き受診している患者ではなく、吉野病院になってから新たに外来で受診した患者の人数を診療科ごとに年別に明らかにされたい。

右質問する。

平成二十五年三月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

参議院議長　平田　健二殿

参議院議員松野信夫君提出大牟田労災病院廃止に伴う確認書に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員松野信夫君提出大牟田労災病院廃止に伴う確認書に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「確認書」（以下「確認書」という。）における「ＣＯ中毒患者のみの診療・療養に特化せず広く一般に開放し、地域医療に貢献するため、高次脳機能障害の中核的医療機関を目指す運営を行う。」ことについては、その一部が実現できておらず、また、その理由については、網羅的にお答えすることは困難であるが、例えば、社会保険大牟田吉野病院（以下「吉野病院」という。）において医師の確保や施設設備の整備のための財源の確保が困難である等の事情があるものと考えており、政府としては、確認書の内容の実現に向けて、医療関係者に対する要請や一酸化炭素中毒患者に係る特別対策事業により、医師の確保を支援する等の取組を行うとともに、財団法人福岡県社会保険医療協会に対して、医師の確保等を促してきたところである。

二について

お尋ねの吉野病院の各診療科に常勤医師がどのように配置されてきているか、「具体的な医師名を特定して明らかに」することについては、当該医師の権利利益を害するおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

なお、吉野病院の各診療科の吉野病院が開設された平成十八年度から平成二十四年度（平成二十四年四月一日から平成二十五年三月十五日までの間に限る。以下同じ。）までの間の各年度における常勤医師数については、吉野病院からの報告によると、内科は、平成十八年度が二名、平成十九年度が二名、平成二十年度が一名、平成二十一年度が一名、平成二十二年度が一名、平成二十三年度が一名、平成二十四年度

が一名であり、神経内科は、平成十八年度が零名、平成十九年度が零名、平成二十年度が零名、平成二十一年度が零名、平成二十二年度が零名、平成二十三年度が零名、平成二十四年度が零名であり、精神科は、平成十八年度が一名、平成十九年度が零名、平成二十年度が零名、平成二十一年度が零名、平成二十二年度が零名、平成二十三年度が零名、平成二十四年度が零名であり、リハビリテーション科は、平成十八年度が二名、平成十九年度が一名、平成二十年度が一名、平成二十一年度が一名、平成二十二年度が一名、平成二十三年度が一名、平成二十四年度が一名である。

また、吉野病院の各診療科に平成十八年度から平成二十四年度までの間の各年度において外来で受診した患者（大牟田労災病院時代から引き続き受診していた患者を除く。）の人数については、吉野病院からの報告によると、内科は、平成十八年度が一名、平成十九年度が四名、平成二十年度が三名、平成二十一年度が二名、平成二十二年度が六名、平成二十三年度が三名、平成二十四年度が二名であり、神経内科は、平成十八年度が零名、平成十九年度が零名、平成二十年度が零名、平成二十一年度が零名、平成二十二年度が零名、平成二十三年度が一名、平成二十四年度が零名であり、精神科は、平成十八年度が零名、平成十九年度が零名、平成二十年度が零名、平成二十一年度が零名、平成二十二年度が零名、平成二十三年度が零名、平成二十四年度が零名であり、リハビリテーション科は、平成十八年度が一名、平成十九年度が零名、平成二十年度が三名、平成二十一年度が零名、平成二十二年度が一名、平成二十三年度が零名、平成二十四年度が零名である。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成二十五年三月二十九日

○第百八十三回国会 参議院会議録第十三号（その二）

〔本号（その一）参照〕

審査報告書
平成二十五年度一般会計暫定予算
平成二十五年度特別会計暫定予算
平成二十五年度政府関係機関暫定予算
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
平成二十五年三月二十九日
予算委員長　石井　一
参議院議長　平田　健二殿

要領書
一、委員会の決定の理由
平成二十五年度一般会計暫定予算、平成二十五年度特別会計暫定予算及び平成二十五年度政府関係機関暫定予算並びに暫定財政投融資計画は、平成二十五年度本予算が年度内に成立することが困難となったことに伴い、平成二十五年四月一日から同年五月二十日までの期間に係る応急的な措置として編成されたものである。
一般会計暫定予算は、歳出において、人件費、事務費等の経常的経費、年金医療介護保険給付費、地方交付税交付金等、その他補助金等について、暫定予算期間中における行政運営上必要最小限の経費を計上することとし、期間中に特に措置する必要があるものを除き、新規の施策に係る経費は計上しないこととしている。また、公共事業関係費については、平成二十五年度予算額に対し、一般公共事業等ではおおむね十分の三を、災害復旧等事業ではおおむね五分の二をそれぞれ目途として計上することとしている。
歳入においては、税収及びその他収入についての暫定予算期間中の収入見込額を計上するほか、公債金について、公共事業費等の計上額の見合いとして、暫定予算期間中において「財政法」第四条第一項ただし書の規定により発行する公債に係る収入見込額を計上することとしている。
この結果、平成二十五年度一般会計暫定予算の総額は、歳入二兆四千百九十二億四千百四十三万九千円、歳出十三兆千八百八億三千五百十一万三千円であって、差引き十兆七千六百十五億九千三百六十七万四千円の歳出超過となるが、国庫の資金繰りについては、必要に応じ財務省証券を発行することができることとしている。
特別会計暫定予算及び政府関係機関暫定予算については、一般会計に準じて編成されている。また、財政投融資についても、一般会計に準じ、所要資金を暫定財政投融資計画に計上している。
右の措置は、本予算成立までのやむを得ない措置であり、おおむね妥当なものと認める。

平成二十五年度一般会計暫定予算
右は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成二十五年三月二十八日
衆議院議長　伊吹　文明
参議院議長　平田　健二殿

平成二十五年度特別会計暫定予算
右は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成二十五年三月二十八日
衆議院議長　伊吹　文明
参議院議長　平田　健二殿

平成二十五年度政府関係機関暫定予算
右は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成二十五年三月二十八日
衆議院議長　伊吹　文明
参議院議長　平田　健二殿

審査報告書
外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
平成二十五年三月二十六日
経済産業委員長　増子　輝彦
参議院議長　平田　健二殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本件は、外国為替及び外国貿易法第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき経済産業大臣の承認を受ける義務を課する等の措置を講じたことについて、同法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求めるものであり、妥当な措置と認める。
一、費用
本法に係る措置の実施のため、別に費用を要しない。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成二十五年三月二十二日
衆議院議長　伊吹　文明
参議院議長　平田　健二殿

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。）第十条第一項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」（平成二十四年四月三日閣議決定）に基づき、平成二十四年四月十四日から平成二十五年四月十三日までの間、法第四十八条第三項の規定による北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置、法第五十二条の規定による北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び法第二十五条第六項の規定による北朝鮮と第三国の間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引（仲介貿易取引）を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求める。

審査報告書

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十五年三月二十六日

農林水産委員長　中谷　智司

参議院議長　平田　健二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における水産加工品の原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に鑑み、引き続き、株式会社日本政策金融公庫が一定の要件に該当する水産加工施設の改良等に必要な資金の貸付けの業務を行うことができることとするため、現行法の有効期限を平成三十年三月三十一日まで五年間延長しようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十五年三月二十二日

衆議院議長　伊吹　文明

参議院議長　平田　健二殿

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法（昭和五十二年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十五年三月二十六日

国土交通委員長　石井　準一

参議院議長　平田　健二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、平成二十四年四月三日、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第三条第三項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づく入港禁止の実施につき、同法第五条第一項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本件に係る措置の実施のため、特に費用を要しない。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十五年三月二十二日

衆議院議長　伊吹　文明

参議院議長　平田　健二殿

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法（平成十六年法律第百二十五号。以下「法」という。）第三条第三項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成二十四年四月三日閣議決定）に基づき別紙のとおり行う入港禁止の実施につき、法第五条第一項の規定に基づいて国会の承認を求める。

別紙

一　入港禁止の理由

平成十八年十月九日、北朝鮮により核実験を実施した旨の発表がなされた。北朝鮮が同年七月五日に弾道ミサイルを発射したことに加え、核実験を実施したとしていることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威である。これは核兵器不拡散条約（ＮＰＴ）体制に対する重大な挑戦であり、また、日朝平壌宣言及び六者会合の共同声明のみならず、国際連合安全保障理事会決議第

一六九五号及び同年十月七日の国際連合安全保障理事会議長声明にも違反するものである。その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、法第三条第一項に基づき、三に掲げる特定船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。

二　特定の外国
　北朝鮮
三　特定船舶
　北朝鮮船籍の全ての船舶
四　入港禁止の期間
　平成十八年十月十四日から平成二十五年四月十三日までの間。ただし、万景峰九二号（北朝鮮船籍船舶、貨客船）については、平成十八年十月十三日から平成二十五年四月十三日までの間。
五　法第二条第二項第二号の船舶を特定船舶とする場合にあっては、同号に規定する日
　なし
六　法第六条第一項の規定により特定船舶を出港させなければならない期日
　平成十八年十月十四日
七　その他入港禁止の実施に関し必要な事項
　なお、必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行に支障を及ぼさないようにする。

審査報告書

地方税法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成二十五年三月二十六日

総務委員長　松　あきら

参議院議長　平田　健二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、現下の経済情勢等を踏まえ、成長と富の創出の好循環を実現する等の観点から、上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税の特例の拡充等の金融・証券税制の改正を行うとともに、社会保障・税一体改革を着実に実施するための個人住民税の住宅借入金等特別税額控除等の延長・拡充並びに東日本大震災に係る津波により被害を受けた土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置の延長等の復興支援税制の改正並びに延滞金等の見直しを行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

平成二十五年度の地方税制改正による地方税の増減収見込額は、初年度十五億円増、平年度五百八十一億円減である。

地方税法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十五年三月二十二日

衆議院議長　伊吹　文明

参議院議長　平田　健二殿

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律

（地方税法の一部改正）

第一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三百十七条の八」を「第三百十七条の七」に改める。

第十七条の六第一項中「掲げる期間」を「定める期間」に改め、同項に次の一号を加える。

四　第二十条の九の三第一項の規定による更正の請求をすることができる期限について第二十条の五第二項又は第二十条の五の二の規定の適用がある場合における当該更正の請求に係る更正又は当該更正に伴う加算金の決定　当該更正の請求があった日の翌日から起算して六月間

第十七条の六第三項中「掲げる日」を「定める日」に改め、同項第一号中「について更正」の下に「（国税通則法第七十条第三項に規定する更正で同条第一項第一号に定める期限から五年を経過した日以後において行われるものを除く。）」を加える。

第十八条第一項中「掲げる日」を「定める日」に改め、同項第一号中「若しくは第二号」を「、第二号若しくは第四号」に、「若しくは同項第二号」を「、同項第二号」に改め、「判決があった日」の下に「若しくは同項第四号の更正若しくは決定があった日」を加え、「掲げる日」を「定める日」に改め、同条第三項中「本款」を「この款」に改める。

第二十条の九の三第二項中「以下」を「第七十二条の四十八の二第五項及び第七十二条の五十第三項を除き、以下」に改める。

第二十三条第一項第四号中「同条第一項」を「第一項」に、「及び第四十二条の十二」を「、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二（第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。）及び第四十二条の十二の四」に改め、同項第四号の三中「及び第六十八条の十五の二」を「から第六十八条の十五の三まで及び第六十八条の十五の五」に改め、同項第四号の四中「又は第六十八条の十三第四項」を「、第六十八条の十三第四項又は第六十八条の十五の四第五項」に改める。

第四十五条の四を削る。

第五十三条第五項、第九項、第十二項及び第十五項中「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十二の三第五項」を加える。

第五十三条の二中「第二十条の九の三第一項の規定による」を削り、「同条第三項」を「第二十条の九の三第三項」に改める。

第七十二条の十八ただし書中「第五十九条の二」の下に「、第六十六条の五の三（第二項に係る部分を除く。）」を加え、「及び第六十八条の六十二の二」を「、第六十八条の六十二の二及び第六十八条の八十九の三（第二項に係る部分を除く。）」に改める。

第七十二条の二十三第二項第五号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第七十二条の三十二の二中「第二十条の九の

三第一項の規定による」を削り、「同条第三項」を「第二十条の九の三第三項」に改める。

第七十二条の五十五の三を削る。

第七十二条の九十中「第二十条の九の三第一項の規定による」を削り、「同条第三項」を「第二十条の九の三第三項」に改める。

第七十三条の二第十項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）附則第九条第一項又は第十一条第一項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）第十一条第一項第七号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第十九条第一項第一号イの事業を含む。第七十三条の二十九において同じ。）」を削る。

第七十三条の四第一項第四号の四中「障害者自立支援法第五条第十三項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十二項」に改め、同項第三十七号中「独立行政法人森林総合研究所法」の下に「（平成十一年法律第百九十八号）」を加える。

第七十三条の六第一項中「（独立行政法人森林総合研究所法附則第九条第三項又は第十一条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項又は旧農用地整備公団法第二十三条第二項において準用する土地改良法第五十四条の二第一項又は第五項の規定による換地の取得を含む。）」及び「（独立行政法人森林総合研究所法附則第九条第三項又は第十一条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧独立行政法人緑資源機構法第十七条第二項又は旧農用地整備公団法第二十四条第二項において準用する土地改良法第百六条第一項の規定による土地の取得を含む。）」を削る。

第二百九十二条第一項第四号中「同条第一項」を「第一項」に、「及び第四十二条の十二」を「、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二（第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。）及び第四十二条の十二の四」に改め、同項第四号の三中「及び第六十八条の十五の二」を「から第六十八条の十五の三まで及び第六十八条の十五の五」に改め、同項第四号の四中「又は第六十八条の十三第四項」を「、第六十八条の十三第四項又は第六十八条の十五の四第五項」に改める。

第三百十七条の八を削る。

第三百二十一条の八第五項、第九項、第十二項及び第十五項中「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十二の三第五項」を加える。

第三百二十一条の八の二中「第二十条の九の三第一項の規定による」を削り、「同条第三項」を「第二十条の九の三第三項」に改める。

第三百四十三条第六項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第九条第一項及び第十一条第一項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第十一条第一項第七号イの事業及び旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業を含む。）」を削る。

第三百四十八条第二項第十号の四、第五百八十六条第二項第四号の五及び第七百一条の三十四条第三項第十号の四中「障害者自立支援法第五条第十三項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十二項」に改める。

第七百三条の四第十項第一号中「の属する月以後五年を経過するまでの間に限り、同日」を削り、「属する被保険者が属する世帯」の下に「であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後五年を経過する月までの間にあるもの」を、「において同じ。）」の下に「及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後五年を経過する月の翌月から特定月以後八年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下この項及び第十八項において同じ。）」を、「乗じて得た数」の下に「と特定継続世帯の数に四分の一を乗じて得た数の合計数」を加え、同項に次の一号を加える。

三　特定継続世帯　第一号に定める額に四分の三を乗じて得た額

第七百三条の四第十八項第一号中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、「乗じて得た数」の下に「と特定継続世帯の数に四分の一を乗じて得た数の合計数」を加え、同項に次の一号を加える。

三　特定継続世帯　第一号に定める額に四分の三を乗じて得た額

第七百四十八条第一項中「第四十五条の四若しくは第三百十七条の八、」及び「、第七十二条の五十五の三」を削り、「地方団体の長」を「道府県知事」に改め、「（第七百五十五条において「電磁的方式」という。）」を削り、同項の表中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、同条第二項中「次の表の各号の上欄に掲げる者は、当該各号の中欄に掲げる地方税関係書類（第四十五条の四若しくは第三百十七条の八、第五十三条第四十二項又は第七十二条の五十五の三」を「第五十三条第四十二項に規定する控除、充当又は還付を受ける法人は、同項」に、「をいう。以下この章において同じ」を「（以下この章において「地方税関係書類」という」に、「それぞれ当該各号の下欄に掲げる地方団体の長」を「当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事」に改め、同項の表を削り、同条第三項中「同項の表の各号の上欄に掲げる者は、当該各号の中欄に掲げる」を「同項に規定する法人は、」に、「それぞれ当該各号の下欄に掲げる地方団体の長」を「同項に規定する道府県知事」に改め、同条第四十九条第一項中「地方団体の長」を「道府県知事」に、「本章」を「この章」に改め、同条第二項中「前条第二項の表の各号の上欄に掲げる者は、当該各号の中欄に掲げる」を「前条第二項に規定する法人は、」に、「それぞれ当該各号の下欄に掲げる地方団体の長」を「同項に規定する道府県知事」に改め、同条第三項中「同項の表の上欄に掲げる者は」を「同項に規定する法人は」に、「本章」を「この章」に、「住所所在地等の地方団体の長」を「事務所所在地等の道府県知事」に、「又は同条第二項の表の下欄に掲げる地方団体の長」を「に掲げる道府県知事又は同条第二項に規定する道府県知事」に改める。

第七百五十条第一項中「住所所在地等の地方団体の長」を「事務所所在地等の道府県知事」に

改め、同条第二項中「第七百四十八条第二項の表の各号の上欄に掲げる者は、当該各号の中欄に掲げる」を「第七百四十八条第二項に規定する法人は、」に、「それぞれ当該各号の下欄に掲げる住所所在地等の地方団体の長」を「同条第二項に規定する事務所所在地等の道府県知事」に改め、同項ただし書中「住所所在地等の地方団体の長」を「事務所所在地等の道府県知事」に改め、同条第三項及び第四項中「住所所在地等の地方団体の長」を「事務所所在地等の道府県知事」に改め、同条第六項中「住所所在地等の地方団体の長（第七百四十八条第一項の表第一号の下欄に掲げる市町村長及び同表第五号」を「事務所所在地等の道府県知事（第七百四十八条第一項の表第三号」に改め、「並びに同条第二項の表第一号の下欄に掲げる市町村長」を削り、「関係地方団体の長」を「関係道府県知事」に改める。

第七百五十一条第一項中「本章」を「この章」に、「住所所在地等の地方団体の長」を「事務所所在地等の道府県知事」に改め、同条第二項中「住所所在地等の地方団体の長」を「事務所所在地等の道府県知事」に改める。

第七百五十二条の見出し中「住所又は主たる事務所若しくは」を「主たる事務所又は」に改め、同条第一項中「同条第一項の表第五号」を「同条第一項の表第三号」に、「住所所在地等の地方団体の長の統轄する地方団体以外の地方団体の区域にその住所等（同条第一項の表第一号の上欄又は同条第二項の表第一号の上欄に掲げる者にあつてはその住所とし、同条第一項の表第二号から第四号まで若しくは第六号の上欄又は同条第二項の表第二号若しくは第三号の上欄に掲げる者にあつては」を「事務所所在地等の道府県知事の統轄する道府県以外の道府県の区域に」に、「とする。以下本条において同じ」を「（以下この条において「事務所等」という。）に、「住所等を」を「事務所等を」に、「住所所在地等の地方団体の長に」を「事務所所在地等の道府県知事に」に改め、同条第二項及び第三項中「住所所在地等の地方団体の長」を「事務所所在地等の道府県知事」に改め、同条第五項中「住所等」を「事務所等」に改め、同条第六項中「住所所在地等の地方団体の長」を「事務所所在地等の道府県知事」に改める。

第七百五十三条中「住所所在地等の地方団体の長」を「事務所所在地等の道府県知事」に改める。

第七百五十四条中「「前条第一項」を「「、前条第一項」に、「について、」を「について」に、「「前条第二項の」を「「、前条第二項の」に、「同条第三項第一号中「第七百五十三条第二項」とあるのは「第七百五十四条において準用する第七百五十三条第二項」と、同項第二号」を「同条第三項第二号」に、「同条第一項の表第五号」を「同条第一項の表第三号」に、「第七百四十八条第一項の表第五号」を「第七百四十八条第一項の表第三号」に改め、「、「同条第一項の表第一号」とあるのは「第七百四十八条第一項の表第一号」と」を削り、「及び電磁的記録」を「及び当該電磁的記録」に改め、「、「同条第二項中「第七百五十条第三項第二号」とあるのは「第七百五十四条において準用する第七百五十条第三項第二号」と、同条第三項中「第七百五十条第四項」とあるのは「第七百五十四条において準用する第七百五十条第四項」と」及び「、同条第六項中「第七百五十条第六項」とあるのは「第七百五十四条において準用する第七百五十条第六項」と」を削る。

第七百五十五条を削り、第七百五十四条の二を第七百五十五条とする。

第七百五十六条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

附則第三条の二第一項中「、第六十五条」、「、第七十二条の四十五の二」及び「、第三百二十七条」を削り、「延滞金の」の下に「年十四・六パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項から第三項まで」を「当該年の前年に租税特別措置法第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条」に、「次項」を「以下この条」に、「当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を「年十四・六パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　当分の間、第六十五条、第七十二条の四十五の二及び第三百二十七条に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第三条の二第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　当分の間、第十五条の九第一項、第三項及び第四項並びに第七十二条の三十八の二第十項及び第十一項に規定する延滞金（以下この項において「徴収の猶予等をした地方税に係る延滞金」という。）につきこれらの規定により免除し、又は免除することができる金額の計算の基礎となる期間であつて特例基準割合適用年に含まれる期間（以下この項において「軽減対象期間」という。）がある場合には、当該軽減対象期間に対応する徴収の猶予等をした地方税に係る延滞金についてのこれらの規定の適用については、第十五条の九第一項中「期間（延滞金が年十四・六パーセントの割合により計算される期間に限る。）」とあるのは「期間」と、「の二分の一」とあるのは「のうち当該延滞金の割合が特例基準割合（附則第三条の二第一項に規定する特例基準割合をいう。）であるとした場合における当該延滞金の額（第三項及び第四項並びに第七十二条の三十八の二第十項及び第十一項において「特例延滞金額」という。）を超える部分の金額」と、同条第三項及び第四項中「期間（延滞金が年十

四・六パーセントの割合により計算される期間に限るものとし、」とあるのは「期間（」と、「の二分の一」とあるのは「のうち特例延滞金額を超える部分の金額」と、第七十二条の三十八の二第十項中「期間（延滞金が年十四・六パーセントの割合により計算される期間に限る。次項において同じ。）」とあるのは「期間」と、「の二分の一」とあるのは「のうち特例延滞金額を超える部分の金額」と、同条第十一項中「の二分の一」とあるのは「のうち特例延滞金額を超える部分の金額」とする。

附則第三条の二の二中「前条第一項」を「前条第二項」に改め、「日本銀行法」の下に「（平成九年法律第八十九号）」を加える。

附則第三条の二の四第一項中「第九項」を「第十項」に改める。

附則第三条の三第二項第三号及び第五項第二号中「附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四の二第六項」に改める。

附則第五条の四第一項中「及び次条」を「、次条及び附則第四十五条」に改め、同項第一号中「第四十一条第二項」の下に「から第四項まで」を加え、同項第二号ハ中「第十条の五」を「第十条の五の四」に、「第十条の三の三」に改め、同項第三号中「第四十一条の十九の五」を「第四十一条の十九の四」に改め、同条第六項第一号中「第四十一条第二項」の下に「から第四項まで」を加え、同項第二号ハ中「第十条の五」を「第十条の五の四」に、「第十条の三の二」を「第十条の三の三」に改め、同項第三号中「第四十一条の十九の五」を「第四十一条の十九の四」に改める。

附則第五条の四の二第一項中「平成三十五年度」を「平成三十九年度」に、「平成二十五年」を「平成二十九年」に改め、同項第一号中「第四十一条第二項」の下に「から第五項まで」を加え、「第五項」を「第十項から第十二項まで」に改め、同項第二号中「第四十一条の十九の五」を「第四十一条の十九の四」に改め、同条第八項中「前二項」を「前三項」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第五項の」を「第六項の」に、「附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四の二第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　市町村民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成二十六年から平成二十九年までであつて、かつ、租税特別措置法第四十一条第三項第二号に規定する特定取得に該当する同条第一項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第六項の規定の適用については、同項中「百分の三」とあるのは「百分の四・二」と、「五万八千五百円」とあるのは「八万千九百円」とする。

附則第五条の四の二第六項を同条第七項とし、同条第五項中「平成三十五年度」を「平成三十九年度」に、「平成二十五年」を「平成二十九年」に改め、同項第一号中「第四十一条第二項」の下に「から第五項まで」を加え、「第五項」を「第十項から第十二項まで」に改め、同項第二号中「第四十一条の十九の五」を「第四十一条の十九の四」に改め、同条第六項中「第四十一条の十九の五」を「第四十一条の十九の四」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　道府県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成二十六年から平成二十九年までであつて、かつ、租税特別措置法第四十一条第三項第二号に規定する特定取得に該当する同条第一項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第一項の規定の適用については、同項中「百分の二」とあるのは「百分の二・八」と、「三万九千円」とあるのは「五万四千六百円」とする。

附則第五条の五の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（寄附金税額控除における特例控除額の特例）」を付する。

附則第五条の六第一項中「前条第一項」を「附則第五条の五第一項」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「附則第五条の五第二項」に改め、同条を附則第五条の七とし、附則第五条の五の次に次の一条を加える。

第五条の六　平成二十六年度から平成五十年度までの各年度分の個人の道府県民税についての第三十七条の二第一項及び第二項並びに前条第一項（これらの規定を次条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第三十七条の二第二項第一号の表中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十四・八九五」と、「百分の八十四・八九五」とあるのは「百分の七十九・七九」と、「百分の七十九・七九」とあるのは「百分の七十四・六八五」とする。

2　平成二十六年度から平成五十年度までの各年度分の個人の市町村民税についての第三百十四条の七第一項及び第二項並びに前条第二項（これらの規定を次条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第三百十四条の七第二項第一号の表中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十四・八九五」と、「百分の八十四・八九五」とあるのは「百分の七十九・七九」と、「百分の七十九・七九」とあるのは「百分の七十四・六八五」とする。

附則第六条第五項中「附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四の二第六項」に改める。

附則第八条第一項中「中小企業者等」の下に「（以下この条において「中小企業者等」という。）」を加え、同条第三項中「この項及び第六

十六・三〇七」と、「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、前条第一項第三号中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同項第四号中「百分の六十」とあるのは「百分の五十九・三七」と、同項第五号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十四・六八五」とする。

2　平成二十六年度から平成五十年度までの各年度分の個人の市町村民税についての第三百十四条の七第一項及び第二項並びに前条第二項（これらの規定を次条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第三百十四条の七第二項第一号の表中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十四・八九五」と、「百分の八十四・八九五」とあるのは「百分の七十九・七九」と、「百分の七十九・七九」とあるのは「百分の七十四・六八五」とする。

附則第六条第五項中「附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四の二第六項」に改める。

附則第八条第一項中「中小企業者等」の下に「（以下この条において「中小企業者等」という。）」を加え、同条第三項中「この項及び第六

項」を「この条」に、「次項及び第六項」を「以下この条」に改め、同条第五項中「租税特別措置法第四十二条の四第六項に規定する」を削り、「同法」を「租税特別措置法」に、「、第四十二条の十一（同条第一項、第六項及び第七項を除く。）及び」を「第四十二条の十一（第一項、第六項及び第七項を除く。）、」に、「及び第四十二条の十一（同条第一項」を「第四十二条の十一（第一項」に改め、同条第六項中「、第六十八条の十五及び第六十八条の十五の二」を「から第六十八条の十五の三まで」に、「及び第六十八条の十五の三」を「、第六十八条の十五の三」に改め、同条第七項を同条第十一項とし、同条第六項の次に次の四項を加える。

7　中小企業者等の平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の二第二項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「、第四十二条の十二の二（第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。）及び第四十二条の十二の四」とあるのは、「及び第四十二条の十二の四」とする。

8　中小連結親法人等の平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該連結事業年度の連結法人税額に係る調整前個別帰属法人税額について租税特別措置法第六十八条の十五の三第二項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「、第四十二条の十二の二（第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。）及び第四十二条の十二の四」とあるのは、「及び第四十二条の十二の二（第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。）」とする。

9　中小企業者等の平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「、第四十二条の十二の二（第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。）及び第四十二条の十二の四」とあるのは、「及び第四十二条の十二の二（第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。）」とする。

10　中小連結親法人等の平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該連結事業年度の連結法人税額に係る調整前個別帰属法人税額について租税特別措置法第六十八条の十五の五第一項の規定により控除された金額のうち当該中小連結親法人等に係る金額に相当する金額がある場合における第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の三の規定の適用については、これらの規定中「、第六十八条の十五」とあるのは「及び第六十八条の十五」と、「まで及び第六十八条の十五の五」とあるのは「まで」とする。

附則第八条の二第一項中「第六十八条の十三第四項」を「第六十八条の十五の四第五項」に改める。

附則第九条第十項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同条中第十一項から第十三項までを削り、第十四項を第十一項とし、第十五項を第十二項とする。

附則第十条第一項中「破綻金融機関等」を「破綻金融機関等（たん）」に、「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第三項中「破綻保険会社（たん）」を「破綻保険会社」に、「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第六項を削る。

附則第十一条第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第三項中「この項」を「この項から第五項まで」に、「において同じ」を「及び第十四項において同じ」に、「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第四項中「（宅地建物取引業法の宅地又は建物をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を削り、「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第五項、第七項及び第十一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第十二項中「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十条第一項若しくは」を削り、「平成二十五年三月三十一日まで」を「平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間」に改め、同条第十三項を削り、同条第十四項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十三項とし、同条に次の一項を加える。

14　不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第七項に規定する特例事業者が、同条第三項に規定する不動産特定共同事業契約（同項第二号に掲げる契約のうち政令で定めるものに限る。）に係る不動産取引の目的となる不動産で次に掲げるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

一　建替え（建替えが必要な家屋として政令で定めるものの当該建替えに限る。）その他総務省令で定める行為により家屋（都市機能の向上に資する家屋として政令で定めるものに限る。以下この項において「特定家屋」という。）の新築をする場合において、当該特定家屋の敷地の用に供することとされている土地

二　前号に掲げる土地を敷地とする同号の建替えが必要な家屋として政令で定めるもの

三　第一号に掲げる土地の上に新築される特定家屋

四　特定家屋とするために増築、改築、修繕又は模様替をすることが必要な家屋として政令で定めるもの

五　前号に掲げる家屋の敷地の用に供されている土地

附則第十一条の四第一項及び第三項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則第十二条第二項中「第九十三条第四項」を「第九十三条第五項」に改める。

附則第十二条の二の五第七項中「次に掲げるトラック」を「次に掲げる自動車」に改め、「第一号」の下に「に掲げる自動車のうち車両総重量が十二トンを超えるもの、第二号」を加え、「第二号」を「第三号」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号において「制動装置保安基準」という。）」を「制動装置保安基準」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　車両総重量が五トンを超える乗用車（総務省令で定めるものに限る。）又はバス（総務省令で定めるものに限る。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号及び第三号において「制動装置保安基準」という。）で総務省令で定めるものに適合するもの

附則第十四条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「旧独立行政法人緑資源機構法」の下に「（平成十四年法律第百三十号）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第五項中「、第二項」を削り、同項を同条第四項とする。

附則第十五条第一項及び第四項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、同条第八項中「第十七項」を「第十五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第十二項を削り、第十三項を第十一項とし、第十四項を第十二項とし、同条第十五項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「第二十六項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十七項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十八項を同条第十六項とし、同条第十九項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十項を同条第十八項とし、同条第二十一項を同条第十九項とし、同条第二十二項中「第三十二項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十四項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十五項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十六項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十七項中「第三十項」を「第二十七項」に、「外貿埠頭公社」を「港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者により設立された公益財団法人で政令で定めるもの（以下この項において「外貿埠頭公社」という。）」に、「第五項又は」を「地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）第一条の規定による改正前の地方税法附則第十五条第五項、」に、「若しくは」を「又は」に、「旧公団からの承継資産」を「当該外貿埠頭公社が海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第二条第一項の規定により承継したもの」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十五項中「平成二十年度から平成二十四年度まで」を「平成二十五年度から平成二十七年度まで」に、「二分の一」を「五分の三」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十六項を同条第二十四項とし、同条第二十七項を同条第二十五項とし、同条第二十八項中「平成二十三年度分及び平成二十四年度分」を「平成二十三年度から平成二十六年度までの各年度分」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十九項を削り、同条第三十項中「特定用途港湾施設」の下に「（同項第一号に掲げる港湾施設で政令で定める用途に供するものに限る。）」を加え、同項を同条第二十七項とし、同条第三十一項を同条第二十八項とし、同条第三十二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「第三十項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条中第三十三項を第三十項とし、第三十四項から第三十七項までを三項ずつ繰り上げ、同条に次の四項を加える。

35　エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第二条第三項第二号に掲げる機械類でエネルギー消費量との対比における性能の向上に著しく資するものとして総務省令で定めるもののうち、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該機械類に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械類に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の五の額とする。

36　鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者が平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に既設の鉄道（軌道を含む。）に係る地震防災上必要とされる補強のための工事で総務省令で定めるものにより新たに取得した鉄道事業法第八条第一項に規定する鉄道施設（軌道法による軌道施設を含み、償却資産に限る。以下この項において同じ。）で総務省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該鉄道施設に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度

から五年度分の固定資産税に限り、当該鉄道施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

37　平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に締結された都市再生特別措置法第四十五条の十五第一項の規定による管理協定に係る同法第四十五条の十六第一項第一号に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該管理協定を締結した日の属する年の翌年の一月一日（当該締結した日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該協定倉庫に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

38　港湾法第五十条の六第二項第三号に規定する特定貨物取扱埠頭機能高度化事業を実施する者が同法第二条の二第一項に規定する特定貨物輸入拠点港湾において、政府の補助で総務省令で定めるものを受けて港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間に取得した港湾法第二条第五項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるもの（第二十七項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から十年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

附則第十五条の二第一項中「前条第十七項」を「前条第十五項」に改め、同条第二項中「前条第十七項」を「前条第十五項若しくは第三十六項」に改める。

附則第十五条の八第三項から第五項までの規定中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の九第一項中「とする年度分」の下に「（当該耐震基準適合住宅が当該耐震改修が完了する直前に建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第七条第二号又は第三号に掲げる通行障害既存耐震不適格建築物であつた場合にあつては、当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度から二年度分）」を加え、同条第四項、第五項、第九項及び第十項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第十六条の二を削る。

附則第十七条第六号イの表(2)中「平成二十五年度又は」を「平成二十五年度である場合であつて、当該土地が平成二十四年度分の固定資産税について地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成二十五年改正前の地方税法」という。）第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が」に改める。

附則第十七条の二第五項の表及び第六項の表中「附則第十五条第五項、第十四項、第二十項、第二十四項、第二十五項、第二十八項及び第三十項」を「附則第十五条第十二項、第十八項、第二十二項、第二十三項、第二十六項及び第二十七項」に改める。

附則第十八条の三第二項第二号ロ及び第四項第二号ロ中「同年度分の固定資産税について」の下に「平成二十五年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十一条の二第一項第一号イ中「当該年度分の固定資産税について」の下に「平成二十五年改正前の地方税法」を加え、同号ロ中「平成二十四年度分の固定資産税について」の下に「平成二十五年改正前の地方税法」を加え、同項第二号ロ及び同条第二項の表附則第十八条第六項第三号イの項中「同年度分の固定資産税について」の下に「平成二十五年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十五条の三第二項第二号ロ及び第四項第二号ロ中「同年度分の固定資産税について」の下に「平成二十五年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十七条の四の二第一項第一号イ中「当該年度分の固定資産税について」の下に「平成二十五年改正前の地方税法」を加え、同号ロ中「平成二十四年度分の固定資産税について」の下に「平成二十五年改正前の地方税法」を加える。

附則第三十二条中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第三十三条第五項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年六月三十日」に、「平成二十五年分」を「平成二十六年分」に改める。

附則第三十三条の二第七項第四号、第三十三条の三第七項第四号及び第三十四条第六項第四号中「附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四の二第六項」に改める。

附則第三十四条の二第三項及び第六項中「又は第三十七条の九の二から第三十七条の九の五まで」を「、第三十七条の九の四又は第三十七条の九の五」に改める。

附則第三十五条第八項第四号及び第三十五条の二第十項第四号中「附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四の二第六項」に改める。

附則第三十五条の三の二第二項中「上場株式等（同法第三十七条の十一の三第二項に規定す

る上場株式等をいう。第五項において同じ。」を「株式等」に改め、同条第五項中「の上場株式等」を「の株式等」に改める。

附則第三十五条の四第五項第四号中「附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四の二第六項」に改める。

附則第三十九条及び第四十条を次のように改める。

第三十九条及び第四十条　削除

附則第四十一条第三項中「、附則第十五条第五項並びに前条」を「並びに附則第十五条第二十二項」に改める。

附則第四十四条の二の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第一項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失（震災特例法第十一条の六第一項に規定する滅失をいう。以下この条において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった道府県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（震災特例法第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、附則第四条、附則第四条の二、附則第五条の四、附則第三十四条、附則第三十四条の二、附則第三十四条の三又は附則第三十五条の規定を適用する。

附則第四条第一項第一号	租税特別措置法第四十一条の五第七項第一号	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十一条の六第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条の五第七項第一号
同法	租税特別措置法第三十六条の五	第三十六条の五（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。次条第一項第一号において同じ。）
附則第四条の二第一項第一号	租税特別措置法第四十一条の五の二第七項第一号	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条の五の二第七項第一号
同法	租税特別措置法第三十一条の三	第三十一条の三（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）
附則第五条の四第一項第二号ロ	第三十五条第一項	第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）
附則第三十四条第一項	同法第三十一条第一項	租税特別措置法第三十一条第一項
附則第三十四条の二第三項	第三十五条の二まで、第三十六条の二、第三十六条の五	第三十四条の三まで、第三十五条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）、第三十五条の二、第三十六条の二若しくは第三十六条の五（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）
附則第三十四条の三第一項	租税特別措置法第三十一条の三第一項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される租税特別措置法第三十一条の三第一項
附則第三十五条第一項	第三十五条第一項	第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第三十二条第一項	租税特別措置法第三十二条第一項

附則第四十四条の二第三項を削り、同条第二項中「前項の規定は、同項」を「前二項の規定は、これら」に、「、前項」を「、これら」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた道府県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第十一条の六第二項に規定する相続人をいう。以下この項及び第五項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第二項に規定する旧家屋をいう。以下この項及び第五項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。第五項において同じ。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として政令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第四条、附則第四条の二、附則第五条の四、附則第三十四条、附則第三十四条の二、附則第三十四条の三又は附則第三十五条の規定を適用する。

附則第四十四条の二第四項中「前項の規定は、同項」を「前二項の規定は、これら」に、「、前項」を「、これら」に改め、同項を同条第六項とし、同項の前に次の二項を加える。

4　その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた市町村民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、附則第四条、附則第四条の二、附則第五条の四、附則第三十四条、附則第三十四条の二、附則第三十四条の三、附則第三十五条又は附則第三十六条の規定を適用する。

附則第四条第一項第一号	租税特別措置法第四十一条の五第七項第一号	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十一条の六第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条の五第七項第一号
附則第四条の二第一項第一号	租税特別措置法第四十一条の五の二第七項第一号	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条の五の二第七項第一号
同法	同法	租税特別措置法
附則第五条の四第六項第二号ロ	第三十一条の三	第三十一条の三（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）
附則第三十四条第四項	第三十五条第一項	第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第三十一条第一項	租税特別措置法第三十一条第一項
附則第三十四条の二第六項	第三十五条の二まで、第三十六条の二、第三十六条の五	第三十四条の三まで、第三十五条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）、第三十五条の二、第三十六条の二若しくは第三十六条の五（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）
附則第三十四条の	租税特別措置法第	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時

三第三項	三十一条の三第一項	特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される租税特別措置法第三十一条の三第一項
附則第三十五条第五項	第三十五条第一項	第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第三十二条第一項	租税特別措置法第三十二条第一項
附則第三十六条	第三十五条第一項	第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）
	同法	租税特別措置法

5　その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた市町村民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人が、当該滅失をした旧家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として政令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第四条、附則第四条の二、附則第五条の四、附則第三十四条、附則第三十四条の二、附則第三十四条の三、附則第三十五条又は附則第三十六条の規定を適用する。

附則第四十五条を次のように改める。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

第四十五条　道府県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第十三条第一項の規定の適用を受けた場合における附則第五条の四及び附則第五条の四の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第五条の四第一項	租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二
附則第五条の四第一項第一号	租税特別措置法第四十一条第二項から第四項まで若しくは第四十一条の二	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条第二項から第四項まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二
附則第五条の四第一項第三号	租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条、同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二若しくは租税特別措置法
附則第五条の四の二第一項	租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二
附則第五条の四の二第一項第一号	租税特別措置法第四十一条第二項から第五項まで若しくは第十項から第十二項まで若しくは第四十一条の二	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条第二項から第五項まで若しくは第十項から第十二項まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二

附則第五条の四の二第一項第二号	租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条、同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二若しくは租税特別措置法
附則第五条の四の二第二項第二号	租税特別措置法第四十一条の二の二	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二

2　道府県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第十三条第三項若しくは第四項又は第十三条の二第一項から第六項までの規定の適用を受けた場合における附則第五条の四及び附則第五条の四の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、同条第四項の規定は、適用しない。

附則第五条の四第一項第一号	又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第六項まで	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第六項まで
	住宅借入金等の金額	住宅借入金等の金額（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項又は第四項の規定の適用を受ける者の有する平成二十三年から平成二十七年までの居住年に係る同条第五項第一号に規定する新規住宅借入金等の金額を除く。）
	当該金額	当該住宅借入金等の金額

	これらの規定	租税特別措置法第四十一条第二項から第四項まで若しくは第四十一条の二、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第六項までの規定
	計算した同項	計算した租税特別措置法第四十一条第一項
附則第五条の四の二第一項第一号	又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第六項まで	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第六項まで

3　前項の場合において、当該納税義務者が平成二十六年から平成二十九年までの居住年に係る租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等（居住年が平成二十六年である場合には、その同項に規定する居住日が平成二十六年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の日であるものに限る。）の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される附則第五条の四の二第一項中「百分の二」とあるのは「百分の二・八」と、「三万九千円」とあるのは「五万四千六百円」とする。

4　市町村民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第十三条第一項の規定の適用を受けた場合における附則第五条の四及び附則第五条の四の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第五条の四第六項	租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二

附則第五条の四第六項第一号	租税特別措置法第四十一条第二項から第四項まで若しくは第四十一条の二	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条第二項から第四項まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二
附則第五条の四第六項第三号	租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条、同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二若しくは租税特別措置法
附則第五条の四の二第六項	租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二
附則第五条の四の二第六項第一号	租税特別措置法第四十一条第二項から第五項まで若しくは第十項から第十二項まで若しくは第四十一条の二	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条第二項から第五項まで若しくは第十項から第十二項まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二
附則第五条の四の二第六項第二号	租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条、同項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二若しくは租税特別措置法

附則第五条の四の二第七項第二号	租税特別措置法第四十一条の二の二	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二の二

5　市町村民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第十三条第三項若しくは第四項又は第十三条の二第一項から第六項までの規定の適用を受けた場合における附則第五条の四及び附則第五条の四の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、同条第九項の規定は、適用しない。

附則第五条の四第六項第一号	又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条第二項から第五項まで若しくは第十項から第十二項まで若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項の規定により適用される租税特別措置法第四十一条の二	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第六項まで
	住宅借入金等の金額	住宅借入金等の金額（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項又は第四項の規定の適用を受ける者の有する平成二十三年から平成二十七年までの居住年に係る同条第五項第一号に規定する新規住宅借入金等の金額を除く。）
	当該金額	当該住宅借入金等の金額
	これらの規定	租税特別措置法第四十一条第二項から第四項まで若しくは第四十一条の二、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第六項までの規定

附則第五条の四の二第六項第一号	計算した同項
又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで	計算した租税特別措置法第四十一条第一項、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第六項まで
一項から第三項まで	

6　前項の場合において、当該納税義務者が平成二十六年から平成二十九年までの居住年に係る租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等（居住年が平成二十六年である場合には、その同項に規定する居住日が平成二十六年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の日であるものに限る。）の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される附則第五条の四の二第六項中「百分の三」とあるのは「百分の四・二」と、「五万八千五百円」とあるのは「八万千九百円」とする。

附則第五十一条の二第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同条第三項中「前二項に」を「前三項に」に、「前二項の」を「これらの」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　土地改良法第五十三条の三の二第二項（同法第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する同法第五十三条の三第二項に規定する土地を取得することが適当と認める者が、同法第五十三条の三の二第一項（同法第八十九条の二第三項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により換地計画（当該換地計画に係る地域の全部又は一部が附則第五十五条第一項の規定により公示された区域内にあるものに限る。）において定められた換地であつて、同法第五十三条の三の二第一項第一号に掲げる土地として定められたものを取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、当該土地の価格の三分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第五十五条の見出し中「平成二十三年度分及び平成二十四年度分」を「平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分」に改め、同条第四項中「次項及び」を「第六項及び第七項並びに」に改め、同条第五項に次の二号を加える。

三　平成二十五年度課税土地等　第一項の規定により公示された区域内に所在する土地及び当該区域内に平成二十五年度に係る賦課期日において所在する家屋のうち、次に掲げるものをいう。

イ　平成二十四年度課税土地等であつたもの

ロ　平成二十四年度課税土地等以外の土地及び家屋のうち、市町村長が、平成二十五年度に係る賦課期日における当該土地又は家屋の使用状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における社会資本の復旧の状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における市町村による役務の提供の状況その他当該土地又は家屋に関する状況を総合的に勘案し、当該土地又は家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額を減額せずに平成二十五年度分の固定資産税又は都市計画税を課することが適当と認めるものとして指定して公示したもの

四　平成二十五年度二分の一減額課税土地等　第一項の規定により公示された区域内に所在する土地及び当該区域内に平成二十五年度に係る賦課期日において所在する家屋（平成二十五年度課税土地等及び平成二十五年度課税土地等を除く。）のうち、次に掲げるものをいう。

イ　平成二十四年度二分の一減額課税土地等であつたもの

ロ　平成二十四年度二分の一減額課税土地等以外の土地及び家屋のうち、市町村長が、平成二十五年度に係る賦課期日における当該土地又は家屋の使用状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における社会資本の復旧の状況、当該土地又は家屋が所在する区域及びその周辺における市町村による役務の提供の状況その他当該土地又は家屋に関する状況を総合的に勘案し、当該土地又は家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ二分の一に相当する額を当該土地又は家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額して平成二十五年度分の固定資産税又は都市計画税を課することが適当と認めるものとして指定して公示したもの

附則第五十五条第六項を削り、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　市町村は、第一項の規定により公示された区域内に所在する土地及び当該区域内に平成二十五年度に係る賦課期日において所在する家屋（平成二十五年度課税土地等及び平成二十五年度二分の一減額課税土地等を除く。）に対しては、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成二十五年度分の固定資産税又は都市計画税を課さないものとする。

6　市町村は、平成二十五年度分の固定資産税

又は都市計画税に限り、平成二十五年度二分の一減額課税土地等に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ二分の一に相当する額を当該平成二十五年度二分の一減額課税土地等に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

附則第五十六条第十二項及び第十五項中「第三十三項」を「第三十項」に改める。

附則第五十六条の二第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第二条　地方税法の一部を次のように改正する。

目次中「第六十五条の二」を「第六十五条」に、「地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿」に改める。

第二十三条第一項第十四号イ中「所得税法第二十三条第一項に規定する利子等（租税特別措置法」を「租税特別措置法第三条第一項に規定する一般利子等（同法」に改め、「第四条第一項の規定の適用を受ける利子、同法」を削り、「、同法第四条の三第一項」を「及び同法第四条の三第一項」に改め、「及び政令で定めるもの」を削り、同号ロ中「国外公社債等の利子等」を「国外一般公社債等の利子等」に改め、「第二十五条の二第三項及び」を削り、同号ニ中「第二十五条の二第三項及び」を削り、同項第十五号を次のように改める。

十五　特定配当等　租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等の配当等及び同法第四十一条の十二の二第一項各号に掲げる償還金に係る同条第六項第三号に規定する差益金額をいう。

第二十三条第一項第十六号を同項第十七号とし、同項第十五号の次に次の一号を加える。

十六　特定株式等譲渡対価等　租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する源泉徴収選択口座（以下この号及び第六款において「選択口座」という。）に係る同法第三十七条の十一の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の同法第三十七条の十二の二第二項に規定する譲渡の対価又は当該選択口座において処理された同法第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等の同項に規定する信用取引等に係る同法第三十七条の十一の四第一項に規定する差金決済に係る差益に相当する金額をいう。

第二十三条第四項中「から第十六号まで、次条第一項第七号」を「から第十七号まで」に、「並びに第二款第三目」を「、第二款第三目」に改め、「第六款まで」の下に「並びに附則第三十五条の二の五第二項から第四項まで」を加える。

第二十四条第一項第五号中「受ける者」を「受ける個人」に改め、同項第七号を次のように改める。

七　特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在において道府県内に住所を有するもの

第二十四条の二第五項の表第五十三条第四十三項の項中「第五十三条第四十三項」を「第五十三条第三十七項」に改める。

第二十四条の三第一項ただし書中「。第七十一条の七において同じ」を削る。

第二十五条の二第一項中「又は外国法人」を削り、同条第二項及び第三項を削る。

第五十二条第二項第四号中「次条第二十九項、第三十項、第三十二項及び第三十五項」を「次条第二十六項、第二十七項、第二十九項及び第三十二項」に改める。

第五十三条第一項中「、第二十五項、第二十九項及び第三十項」を「及び第二十五項から第二十七項まで」に、「第四十三項」を「第三十七項」に改め、同条第二項中「第三十五項」を「第三十二項」に、「第四十三項」を「第三十七項」に改め、同条第三項中「第四十三項」を「第三十七項」に改め、同条第六項第二号中「第三十五項」を「第三十二項」に改め、同条第二十二項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第二十四項中「の法人税割及び利子割」を削り、同条第二十五項中「第三十四項」を「第三十一項」に、「第三十五項又は第三十八項」を「第三十二項又は第三十五項」に改め、同条第二十六項から第二十八項までを削り、同条第二十九項中「、第四十項」を「第三十一項」を「第二十八項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十項中「、第四十項」を削り、同項を同条第二十七項とし、同条第三十一項中「第二十九項」を「第二十六項」に改め、「、第四十項」を削り、同項を同条第二十八項とし、同条第三十二項中「第二十九項」を「第二十六項」に、「第三十項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十三項中「から第二十六項まで」を「及び第二十五項」に、「第二十九項及び第三十項」を「及び第二十六項」に改め、「第二十七項」を「第二十六項及び第二十七項」に、「第三十一項」を「第二十八項」に、「第四十一項」を「第三十一項」に改め、「、第二十六項の規定による控除」を削り、同項を同条第三十項とし、同条第三十四項中「第三十六項」を「第三十三項」に、「第三十八項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十五項中「第三十八項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十六項中「第三十八項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条中第三十七項を第三十四項とし、第三十八項を第三十五項とし、第三十九項及び第四十項を削り、同条第四十一項中「第二十九項又は第三十項」を「第二十六項又は第二十七項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第四十二項を削り、同条第四十三項を同条第三十七項とし、同条第四十四項中「第四十八項」を「第四十二項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十五項を同条第三十九項とし、同条第四十六項を同条第四十項とし、同条第四十七項中「第四十四項若しくは第四十五項」を「第三十八項若しくは第三十九項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条中第四十八項を第四十二項とし、第四十九項を第四十三項とし、第五十項を第四十四項とし、第五十一項を削る。

第五十五条第一項及び第三項中「若しくは還付すべき額」を削る。

第五十六条第一項中「いい、利子割に係る還付金の額に相当する税額が過大であつたことによる納付すべき額を含む」を「いう」に改める。

第六十五条の二を削る。

第七十一条の七を次のように改める。

第七十一条の七　削除

第七十一条の八の見出し中「国外公社債等の利子等」を「国外一般公社債等の利子等」に改め、同条中「国外公社債等の利子等」を「国外一般公社債等の利子等」に、「第三条の三第四項」を「第三条の三第四項第一号」に改め、「（個人に限る。）」を削る。

第七十一条の二十六第一項中「から、第五十三条第二十六項の規定により控除し、同条第三十九項の規定により充当し、又は同条第四十項の規定により還付し若しくは充当した金額に相当する額を減額した額に、第六十五条の二第一項の規定による請求に基づき他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定による請求に基づき他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額」を削る。

第七十一条の二十九中「第八条の三第二項」を「第三条の三第四項第二号に規定する国外一般公社債等の利子等以外の国外公社債等の利子等、同法第八条の三第四項第二号」に、「本条」を「この条」に改める。

第七十一条の三十一第一項中「又は租税特別措置法」を「、租税特別措置法」に改め、「という。）」の下に「又は同法第四十一条の十二の二第三項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額（次項において「償還金に係る差益金額」という。）」を加え、同条第二項中「又は上場株式等の配当等」を「、上場株式等の配当等又は償還金に係る差益金額」に改める。

第七十一条の四十八第二項を削る。

第七十一条の五十一第一項中「当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額」及び「譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額」を「特定株式等譲渡対価等」に改め、同条第二項中「当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済（次項において「対象譲渡等」という。）により特定株式等譲渡所得金額が生じたときは、当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益（以下この項において「当該譲渡の対価等」という。）に相当する金額」及び「譲渡の対価等に相当する金額」を「特定株式等譲渡対価等」に改め、同条第三項中「当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた対象譲渡等により、当該対象譲渡等に係る租税特別措置法第三十七条の十一の四第二項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額が同項に規定する源泉徴収口座内直前通算所得金額に満たないこととなつた場合」を「租税特別措置法第三十七条の十一の四第三項に規定する場合」に、「当該選択口座に係る個人に対して当該」を「同項に規定する」に改める。

第三百二十一条の七の二第一項中「を当該年度の」の下に「初日の属する年の」を加える。

第三百二十一条の七の五第一項中「特別徴収対象年金所得者に係る」の下に「年金所得に係る特別徴収税額及び」を加える。

第三百二十一条の七の八第一項中「当該年度の前年度において第三百二十一条の七の二第一項の規定により特別徴収の方法によつて徴収された年金所得に係る特別徴収税額（同条第二項の規定により当該年金所得に係る特別徴収税額に加算した所得割額がある場合にあつては、当該所得割額を控除した額）に相当する額」を「当該市町村が当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市町村民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第三百二十一条の三第一項の規定により特別徴収の方法によつて徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の二分の一に相当する額（当該額に百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が百円未満であるときは百円とする。）」に改める。

第三百二十一条の七の十中「ほか、」の下に「特別徴収対象年金所得者に係る年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を変更する場合における公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収の取扱いその他」を加え、同条を第三百二十一条の七の十一とする。

第三百二十一条の七の九中「前条第三項」を「第三百二十一条の七の八第三項」に改め、同条を第三百二十一条の七の十とする。

第三百二十一条の七の八の次に次の一条を加える。

（特別徴収対象年金所得者が市町村の区域外に転出した場合の取扱い）

第三百二十一条の七の九　市町村は、特別徴収対象年金所得者が当該年度の初日において当該市町村の区域内に住所を有しない場合には、第三百二十一条の七の二の規定にかかわらず、当該特別徴収対象年金所得者の年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収しないものとする。

2　前項の場合において、市町村は、同項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市町村民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から前条第一項の規定により特別徴収の方法によつて徴収された年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額を第三百二十条の納期のうち当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によつて徴収するものとする。

3　市町村は、当該年度の初日の属する年の末日までに前条第三項において読み替えて準用する第三百二十一条の七の五第一項の規定による特別徴収対象年金所得者又は年金保険者に対する通知を行つた場合において、当該特別徴収対象年金所得者が当該年の翌年の一月一日において当該市町村の区域内に住所を有しないときは、前条第一項の規定による当該

特別徴収対象年金所得者に係る当該年度の翌年度分の年金所得に係る仮特別徴収税額の特別徴収の方法による徴収を行わない旨を当該特別徴収対象年金所得者又は当該年金保険者に通知しなければならない。

第三百二十一条の八第二十四項中「の法人税割及び利子割」を削り、同条第三十項中「から第二十七項まで（第二十六項及び第二十七項」を「及び第二十五項の規定並びに第二十六項及び第二十七項（これら」に改める。

第七百三十四条第二項第一号中「（利子等に係るものを除く。）」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「（利子等に係るものを除く。）」を削り、同号を同項第二号とし、同条第三項中「及び利子等に係る道府県民税」を削り、「、第五款及び第六款」を「及び第四款から第六款まで」に改め、「、第二章第一節第一款（個人の道府県民税、法人の道府県民税、特定配当等に係る道府県民税及び特定株式等譲渡所得金額に係る道府県民税に関する部分の規定を除く。）及び第四款の規定を準用するものとし、同項第三号に掲げるものについては」及び「及び第二章第一節第三款（第五十三条第二十二項、第二十三項、第二十六項から第三十三項まで及び第三十九項から第四十二項まで、第五十五条、第五十六条、第六十四条並びに第六十五条の二の規定に限る。）」を削る。

第六章の章名中「地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿」に改める。

第七百四十八条の見出し中「地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿」に改め、同条第一項中「第五十三条第四十二項、」を削り、同項の表中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項及び第三項を削る。

第七百四十九条の見出し中「地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿」に改め、同条第一項中「前条第一項」を「前条」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前条第一項」を「前条」に、「同項の表の上欄に掲げる者又は同条第二項の承認を受けている同項に規定する法人」を「同条の表の上欄に掲げる者」に、「地方税関係帳簿書類（地方税関係帳簿又は地方税関係書類をいう。以下この章において同じ。）のうち同条第一項又は第二項」を「地方税関係帳簿のうち同条」に、「同条第一項の表の下欄に掲げる道府県知事又は同条第二項に規定する道府県知事」を「同表の下欄に掲げる道府県知事」に、「地方税関係帳簿書類に」を「地方税関係帳簿に」に改め、同項を同条第二項とする。

第七百五十条第一項中「第七百四十八条第一項」を「第七百四十八条」に、「同項」を「同条」に、「第五項第一号」を「第四項」に改め、「。次項において同じ。」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項又は」を削り、「地方税関係帳簿書類の」を「地方税関係帳簿の」に、「地方税関係帳簿書類について」を「地方税関係帳簿について」に改め、同項第一号中「地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿」に改め、同項第二号中「第七百四十八条各項」を「第七百四十八条」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第一項又は第二項の」を「第一項本文の規定による」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日」を「地方税関係帳簿の備付けを開始する日の前日」に、「当該各号に定める日に」を「同日に」に改め、「あつたもの」の下に「とみなし、同項ただし書の規定による申請書の提出があつた場合において、その提出の日から三月を経過する日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、同日においてその承認があつたもの」を加え、同項各号を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第七百四十八条第一項の表第三号」を「第七百四十八条の表第二号」に改め、「又は第二項」を削り、同項を同条第五項とする。

第七百五十一条第一項中「第七百四十八条各項のいずれか」を「第七百四十八条」に、「地方税関係帳簿書類（」を「地方税関係帳簿（」に、「電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿書類」を「電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿」に、「同条第一項」を「同条」に改め、「又は同条第二項若しくは第三項に規定する電磁的記録の保存」を削り、同条第二項中「第七百四十八条各項のいずれか」を「第七百四十八条」に、「電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿書類」を「電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿」に改め、「又は第二項」を削り、「（地方税関係帳簿書類」を「（地方税関係帳簿」に改める。

第七百五十二条第一項中「第七百四十八条各項のいずれか」を「第七百四十八条」に、「同条第一項の表第三号」を「同条の表第二号」に、「電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿書類」を「電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿」に、「同条第一項の規定」を「同条の規定」に改め、「代え、又は同条第二項若しくは第三項の規定により当該電磁的記録に係る承認済地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該地方税関係書類の保存に」を削り、「当該地方税関係帳簿書類」を「当該地方税関係帳簿」に、「同条各項」を「同条」に改め、同条第二項中「地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿」に、「第七百五十条第三項第二号」を「第七百五十条第二項第二号」に改め、同条第三項中「第七百五十条第四項」を「第七百五十条第三項」に改め、同条第五項中「第七百四十八条各項のいずれか」を「第七百四十八条」に改め、同条第六項中「第七百五十条第六項」を「第七百五十条第五項」に改める。

第七百五十三条第一項中「電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿書類」を「電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿」に改め、同項第二号中「第七百四十八条各項」を「第七百四十八条」に改める。

第七百五十四条を次のように改める。

（電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用）

第七百五十四条　第七百五十条から前条までの規定は、第七百四十九条各項の承認について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えるものとする。

第七百五十条第一項	同条の承認を受けようとする場合には	、前条第一項の承認を受けようとする場合にあつては	三月前の日までに	三月前の日までに、同条第二項の承認を受けようとする場合にあつては、当該承認を受けようとする第七百四十八条の承認を受けている地方税関係帳簿について電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代える日（当該地方税関係帳簿が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第四項において同じ。）の三月前の日までに
第七百五十条第二項第二号	保存	電子計算機出力マイクロフィルムによる保存	第七百四十八条	前条各項
第七百五十条第四項	前日	前日（当該申請書が前条第二項の承認を受けようとするものである場合には、電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代える日の前日）	第七百四十九条各項	第七百四十八条
第七百五十一条第一項	電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿	電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済地方税関係帳簿	及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存	第七百四十九条各項

第七百五十一条第二項	電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿	電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済地方税関係帳簿	及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を	第七百四十九条各項
第七百五十一条第一項	第七百四十八条	第七百四十九条各項	代えようと	代え、又は同条第二項の規定により電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済地方税関係帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録の保存に代えようと
	同条の表第二号	第七百四十八条の表第二号		
	電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿	電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済地方税関係帳簿		
	同条の規定	第七百四十九条第一項の規定		
第七百五十二条第五項	第七百四十八条	第七百四十九条各項		
前条第一項	電磁的記録に係る承認済地方税関係帳簿	電子計算機出力マイクロフィルムに係る承認済地方税関係帳簿		
	保存	電子計算機出力マイクロフィルムによる保存		
	第七百四十八条	第七百四十九条各項		

第七百五十五条中「地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿」に改める。

第七百五十六条第一項中「第七百四十八条各項」を「第七百四十八条」に、「地方税関係帳簿書類」を「地方税関係帳簿」に改め、同条第二項及び第三項中「又は書類の備付け」を「の備付け」に改める。

附則第五条の五第一項中「附則第三十五条の二第一項」の下に「、附則第三十五条の二の二第一項」を加え、同条第二項中「附則第三十五条の二第六項」を「附則第三十五条の二第五項、附則第三十五条の二の二第五項」に改める。

附則第八条の二第三項中「第三十四項から第三十八項」を「第三十一項から第三十五項」に、「第五十三条第三十四項」を「第五十三条第三十一項」に改める。

附則第三十三条の二の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第一項中「及び次項」及び「おいて、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の道府県民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第三十二条第十三項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第一項」を「利子所得及び配当所得については、第三十二条第一項」に、「配当所得の金額（以下」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第二項中「道府県民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第八条の四第二項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項及び第六項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、道府県民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の道府県民税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第三十二条第十三項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、道府県民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、「の金額」を削り、「第三十二条第一項」を「同条第一項」に改め、同条第三項第一号及び第三号中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項第四号中「配当所得の金額」を「配当所得等の金額」に、「（同項」を「（同条第二項に規定する特定上場株式等の配当等に係る配当所得については同項の規定により同条第一項」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同項第五号中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第五項中「及び次項」及び「おいて、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の市町村民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第三百十三条第十三項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第一項」を「利子所得及び配当所得については、第三百十三条第一項」に、「配当所得の金額（以下」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第六項中「市町村民税」を「前項の規定のうち、特定上場株式等に係る配当所得に係る部分は、市町村民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の市町村民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第三百十三条第十三項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市町村民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、同条第七項第一号及び第三号中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項第四号中「配当所得の金額」を「配当所得等の金額」に、「（同項」を「（同条第六項に規定する特定上場株式等の配当等に係る配当所得等については同項の規定により同条第五項」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同項第五号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第三十五条の二の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第一項中「株式等に」を「一般株式等に」に改め、「当該道府県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第三十二条第十五項の規定により同条第十四項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を削り、「第五項第三号」を「第四項第三号」に改め、同条第二項中「道府県民税の所得割の納税義務者が」を「租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する一般株式等（第六項において「一般株式等」という。）を有する道府県民税の所得割の納税義務者が当該一般株式等につき」に、「租税特別措置法第三十七条の十第三項各号に掲げる金額（所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。）その他政令で定める事由により交付を受ける政令で定める金額並びに租税特別措置法第四条の四第三項、第三十七条の十第四項並びに」を「同条第三項及び第四項並びに同法」に改め、「に規定する交付を受ける金額（これら」を削り、「同法第三十七条の十第一項」を「所得税法及び租税特別措置法第二章の規定の適用上同法第三十七条の十第三項及び第四項並びに第三十七条の十四の三第一項及び第二項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、「に相当する部分に限る。）」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項第一号及び第三号から第五号までの規定中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「株式等に」を「一般株式等に」に改め、「当該市町村民税の所得割の

納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第三百十三条第十五項の規定により同条第十四項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を削り、「第十項第三号」を「第八項第三号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「市町村民税の所得割の納税義務者が」を「一般株式等を有する市町村民税の所得割の納税義務者が当該一般株式等につき」に、「第三十七条の十第三項各号に掲げる金額（所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。）その他政令で定める事由により交付を受ける政令で定める金額並びに租税特別措置法第四条の四第三項、第三十七条の十第四項」を「第三十七条の十第三項及び第四項」に改め、「に規定する交付を受ける金額（これら」を削り、「同法第三十七条の十第一項」を「所得税法及び租税特別措置法第二章の規定の適用上同法第三十七条の十第三項及び第四項並びに第三十七条の十四の三第一項及び第二項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、「に相当する部分に限る。）」を削り、同項を同条第六項とし、同条第八項を削り、同条第九項中「前二項」を「前項」に、「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項中「第六項の規定の適用がある場合には」を「第五項の規定の適用がある場合には」に改め、同項第一号及び第三号から第五号までの規定中「附則第三十五条の二第六項」を「附則第三十五条の二第五項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、同項第六号中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とする。

附則第三十五条の二の三を削る。

附則第三十五条の二の二第一項中「第三十七条の十の二第一項」を「第三十七条の十一の二第一項」に、「特定管理株式（」を「特定管理株式等（」に、「特定管理株式」を「特定管理株式等」に、「又は同項」を「、同項」に、「が株式」を「又は同項に規定する特定口座内公社債（以下この条において「特定口座内公社債」という。）が株式又は同法第三十七条の十第二項第七号に規定する公社債（第五項において「公社債」という。）」に、「同項各号」を「同法第三十七条の十一の二第一項各号」に、「特定管理株式又は特定保有株式の譲渡（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項第三号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この条において同じ。）」を「特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内公社債の譲渡」に、「当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡を」を「附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等の譲渡を」に、「及び前条第一項から第五項まで」を「、前条第一項から第四項まで及び附則第三十五条の二の六第一項から第十項まで」に改め、同条第二項中「第三十七条の十の二第一項」を「第三十七条の十一の二第一項」に、「附則第三十五条の二の四第一項」を「次条第一項」に、「特定管理株式」を「特定管理株式等」に、「これに類するものとして政令で定めるものを含む」を「同法第三十七条の十一の二第二項に規定する譲渡をいう」に、「並びに附則第三十五条の二の四」を「並びに次条から附則第三十五条の三まで」に、「、附則第三十五条の二の四」を「、次条」に改め、同条第五項中「特定管理株式又は特定保有株式が株式」を「特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内公社債が株式又は公社債」に、「第三十七条の十の二第一項各号」を「第三十七条の十一の二第一項各号」に、「ことは当該特定管理株式又は特定保有株式」を「ことは当該特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内公社債」に、「金額は当該特定管理株式又は特定保有株式」を「金額は附則第三十五条の二の六第十二項に規定する上場株式等」に、「及び前条第六項から第十項まで」を「、前条第五項から第八項まで及び附則第三十五条の二の六第十一項から第二十項まで」に改め、同条第六項中「特定管理株式」を「特定管理株式等」に改め、同条を附則第三十五条の二の三とし、附則第三十五条の二の次に次の一条を加える。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）

第三十五条の二の二　道府県は、当分の間、道府県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額（当該道府県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第三十二条第十五項の規定により同条第十四項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第四項において準用する前条第四項第三号の規定により読み替えて適用される第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の二に相当する金額に相当する道府県民税の所得割を課する。この場合において、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、道府県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2　租税特別措置法第三十七条の十一第二項に規定する上場株式等（第六項、次条及び附則第三十五条の三の二において「上場株式等」という。）を有する道府県民税の所得割の納税義務者が当該上場株式等につき交付を受ける同法第四条の四第三項、第三十七条の十一第三項及び第四項並びに第三十七条の十四の三第一項及び第二項の規定により所得税法及び租税特別措置法第二章の規定の適用上同法第四条の四第三項、第三十七条の十一第三項及び第四項並びに第三十七条の十四の三第一項及

び第二項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、道府県民税に関する規定を適用する。

3　前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4　前条第四項の規定は、第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第四項中「附則第三十五条の二の二第一項」とあるのは「附則第三十五条の二の二第一項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第三十七条の十一第六項の規定により読み替えて準用される同法」と、「一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額」と読み替えるものとする。

5　市町村は、当分の間、市町村民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第三百十三条第一項及び第二項並びに第三百十四条の三の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額（当該市町村民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第三百十三条第十五項の規定により同条第十四項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第八項において準用する前条第八項第三号の規定により読み替えて適用される第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の三に相当する金額に相当する市町村民税の所得割を課する。この場合において、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市町村民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

6　上場株式等を有する市町村民税の所得割の納税義務者が当該上場株式等につき交付を受ける租税特別措置法第四条の四第三項、第三十七条の十一第三項及び第四項並びに第三十七条の十四の三第一項及び第二項の規定により所得税法及び租税特別措置法第二章の規定の適用上同法第四条の四第三項、第三十七条の十一第三項及び第四項並びに第三十七条の十四の三第一項及び第二項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、市町村民税に関する規定を適用する。

7　前項に定めるもののほか、第五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

8　前条第八項の規定は、第五項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第八項中「附則第三十五条の二の二第五項」とあるのは「附則第三十五条の二の二第五項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第三十七条の十一第六項の規定により読み替えて準用される同法」と、「一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額」と読み替えるものとする。

附則第三十五条の二の四第一項中「同条第二項」を「同法第三十七条の十一の二第一項」に改める。

附則第三十五条の二の五第一項中「この条及び」を「この項、第五項、第七項及び第八項並びに」に、「配当所得の金額と当該」を「利子所得の金額及び配当所得の金額と当該」に改め、「以外の」の下に「利子等（所得税法第二十三条第一項に規定する利子等をいう。第七項において同じ。）及び」を、「）に係る」の下に「利子所得の金額及び」を加え、同条第二項中「源泉徴収選択口座内配当等」を「同法第三十七条の十一の六第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（次項及び第四項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）」に、「同条第二項」を「第七十一条の三十一第二項」に改め、同条第三項第一号中「前条第一項」を「租税特別措置法第三十七条の十一の三第一項」に改め、同項第二号中「第二十四条第一項第七号」を「租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項」に、「前条第二項」を「同法第三十七条の十一の三第二項」に改め、同条第七項中「源泉徴収選択口座内配当等に係る」の下に「利子所得の金額及び」を加え、「以外の配当等に係る」を「以外の利子等及び配当等に係る利子所得の金額及び」に改める。

附則第三十五条の二の六第一項中「平成二十二年度分」を「平成二十九年度分」に、「附則第三十五条の二第一項後段」を「附則第三十五条の二の二第一項後段」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第二項中「第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等の譲渡のうち同法」を削り、「附則第三十五条の二第一項に規定する株式等」を「附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等」に改め、同条第四項中「配当所得の」を「計算した」に改め、「以下」を削り、同条第五項中「附則第三十五条の二第一項後段」を「附則第三十五条の二の二第一項後段」に、「株式等に係る譲渡所得等」を「上場株式等に係る譲渡所得等」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第六項中「附則第三十五条の二第一項に規定する株式等」を「附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等」に改め、同条第七項中「附則第三十五条の二第一項から第四項まで」を「附則第三十五条の二の二第一項から第三項まで」に、「配当所得の」を「計算し

た」に改め、「以下」を削り、「附則第三十五条の二第一項中」を「附則第三十五条の二の二第一項中」に改め、同条第九項中「第三十七条の十二の二第十一項（同法第三十七条の十三の二第七項」を「第三十七条の十二の二第九項（同法第三十七条の十三の二第十項」に改め、同条第十一項中「平成二十二年度分」を「平成二十九年度分」に、「附則第三十五条の二第六項後段」を「附則第三十五条の二の二第五項後段」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第十二項中「第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等の譲渡のうち同法」を削り、「附則第三十五条の二第六項に規定する株式等」を「附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等」に改め、同条第十四項中「配当所得の」を「計算した」に改め、「以下」を削り、同条第十五項中「附則第三十五条の二第六項後段」を「附則第三十五条の二の二第五項後段」に、「株式等に係る譲渡所得等」を「上場株式等に係る譲渡所得等」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第十六項中「附則第三十五条の二第六項に規定する株式等」を「附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等」に改め、同条第十七項中「附則第三十五条の二第六項から第九項まで」を「附則第三十五条の二の二第五項から第七項まで」に、「配当所得の」を「計算した」に改め、「以下」を削り、「附則第三十五条の二第六項中」を「附則第三十五条の二の二第五項中」に改め、同条第十九項中「第三十七条の十二の二第十一項（同法第三十七条の十三の二第九項（同法第三十七条の十三の二第十項」に改める。

附則第三十五条の三第一項中「及び第九項」を「及び第十一項」に、「及び第四項」を「、第五項及び第六項」に、「第四項、第九項及び第十二項」を「第六項、第十一項及び第十六項」に、「第八項」を「第十項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同条第十六項中「第九項に」を「第十一項に」に、「第十二項」を「第十六項」に、「第九項及び第十一項」を「第十一項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十五項中「第十一項の」を「第十五項の」に、「第三十七条の十三の二第七項」を「第三十七条の十三の二第十項」に、「第三十七条の十二の二第十一項」を「第三十七条の十二の二第九項」に、「附則第三十五条の三第十四項」を「附則第三十五条の三第十八項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十四項中「第十一項の」を「第十五項の」に、「附則第三十五条の三第十二項」を「附則第三十五条の三第十六項」に、「同条第十一項」を「同条第十五項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十三項中「第十一項の規定の適用がある場合における附則第三十五条の二第六項から第九項まで」を「第十五項の規定の適用がある場合における附則第三十五条の二第五項から第七項まで及び附則第三十五条の二の二第五項から第七項まで」に、「同条第六項」を「附則第三十五条の二第五項中「計算した金額（」とあるのは「計算した金額（附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」と、附則第三十五条の二の二第五項」に、「、「計算した金額（附則第三十五条の三第十一項」を「「計算した金額（附則第三十五条の三第十五項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十二項中「前項」を「第十三項及び前項」に、「第三十七条の十三の二第五項」を「第三十七条の十三の二第八項」に、「附則第三十五条の二第六項」を「附則第三十五条の二第五項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十一項中「金額（」の下に「第十三項又は」を加え、「第十四項」を「第十八項」に、「附則第三十五条の二第六項後段」を「附則第三十五条の二第五項後段」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該株式等」を「一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第十三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度として、当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十項を同条第十二項とし、同項の次に次の二項を加える。

13　市町村民税の所得割の納税義務者の特定株式に係る譲渡損失の金額は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第三百十七条の二第一項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第三百十七条の三第一項の確定申告書を含む。）に当該特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項について記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、附則第三十五条の二第五項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

14　前項の規定の適用がある場合における附則第三十五条の二の二第五項から第八項までの規定の適用については、同条第五項中「計算した金額（」とあるのは、「計算した金額（附則第三十五条の三第十三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、」とする。

附則第三十五条の三第九項中「第十一項及び第十二項」を「第十三項、第十五項及び第十六項」に、「第十六項」を「第二十項」に、「附則第三十五条の二第六項から第十項まで」を「附則第三十五条の二第五項から第八項まで」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第四項」を「第六項」に、「第一項及び第三項から前項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第三項」を「第五項」に、「第三十七条の十三の二第七項」を「第三十七条の十三の二第十項」に、「第三十七条の十二の二第九項」に、「附則第三十五条の三第六項」を「附則第三十五条の三第八項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「において第三項」を「において第五項」に、「附則第三十五条の三第四項」を「附則第三十五条の三第六項」に、「同条第三項に」を「同条第五項に」に、「同条第十四項」を「同条第十八

項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第三項の規定の適用がある場合における附則第三十五条の二第一項から第四項まで」を「第五項の規定の適用がある場合における附則第三十五条の二第一項から第三項まで」に、「同条第一項」を「附則第三十五条の二第一項中「計算した金額（」とあるのは「計算した金額（附則第三十五条の三第五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」と、附則第三十五条の二の二第一項」に、「「計算した金額（附則第三十五条の三第三項」を「「計算した金額（附則第三十五条の三第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前項」を「第三項及び前項」に、「第三十七条の十三の二第五項」を「第三十七条の十三の二第八項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「金額（」の下に「第三項又は」を加え、「第六項」を「第八項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該株式等」を「一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度として、当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　道府県民税の所得割の納税義務者の特定株式に係る譲渡損失の金額は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。）に当該特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項について記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、附則第三十五条の二第一項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

4　前項の規定の適用がある場合における附則第三十五条の二の二第一項から第四項までの規定の適用については、同条第一項中「計算した金額（」とあるのは、「計算した金額（附則第三十五条の三第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、」とする。

附則第三十五条の三の二第一項中「の株式等」を「の上場株式等」に改め、同条第二項中「第五項まで」を「第四項まで」に改め、同条第四項中「の株式等」を「の上場株式等」に改め、同条第五項中「附則第三十五条の二第六項から第十項まで」を「附則第三十五条の二第五項から第八項まで」に改める。

附則第三十五条の六（見出しを含む。）中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第三十七条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条中「附則第三十五条の二第六項の株式等」を「附則第三十五条の二第五項の一般株式等」に、「附則第三十五条の二第六項に規定する株式等」を「附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等」に改める。

附則第三十七条の二を附則第三十七条の三とする。

附則第三十七条の次に次の一条を加える。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第三十七条の二　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が附則第三十五条の二の二第五項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第七百三条の四、第七百三条の五及び第七百六条の二第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第七百三条の四第六項中「同条第二項」とあるのは「第三百十四条の二第二項」と、同条第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第七百三条の五中「この条中山林所得金額」とあるのは「この条中山林所得金額又は附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則第四十一条第一項中「から第五項まで及び第九項」を「から第四項まで及び第八項」に改め、同条第三項中「第十一項及び第十三項」を「第十項及び第十二項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「及び第二十七項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「及び第二十七項」を削り、同項を同条第五項とし、同条中第七項を第六項とし、第八項から第十項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十一項中「、移行一般社団法人等」の下に「（整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第百二十一条第一項において読み替えて準用する整備法第百六条第一項の登記（以下この項において「設立登記」という。）をしたものをいう。第十三項において同じ。）を加え、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「附則第四十一条第十一項」を「附則第四十一条第十項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第十三項を第十二項とし、第十四項を第十三項とし、第十五項を第十四項とし、同条第十六項中「附則第四十一条第十五項」を「附則第四十一条第十四項」に改め、同項を同条第十五項とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中地方税法の目次の改正規定、同法第四十五条の四を削る改正規定、同法第七十二条の五十五の三を削る改正規定、同法第三百十七条の八を削る改正規定、同法第七百四

十八条から第七百五十四条までの改正規定、同法第七百五十五条を削り、同法第七百五十四条の二を同法第七百五十五条とする改正規定及び同法第七百五十六条の改正規定並びに同法附則第三条の二、第三条の二の二及び第三条の二の四第一項の改正規定、同法附則第五条の四第一項第二号ハの改正規定（「第十条の五」を「第十条の五の四」に改める部分に限る。）、同項第三号の改正規定、同条第六項第二号ハの改正規定（「第十条の五」を「第十条の五の四」に改める部分に限る。）、同項第三号並びに同法附則第五条の四の二第一項第二号及び第五項第二号の改正規定、同法附則第五条の五の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同法附則第五条の六の改正規定、同条を同法附則第五条の七とし、同法附則第五条の五の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第十二条第二項、第三十四条の二及び第四十四条の二の改正規定並びに附則第三条、第四条第二項、第三項及び第六項、第六条第一項並びに第九条第二項、第四項及び第六項の規定　平成二十六年一月一日

二　第一条中地方税法附則第三条の三の改正規定、同法附則第五条の四第一項各号列記以外の部分及び同項第一号並びに同条第六項第一号の改正規定、同法附則第五条の四の二の改正規定（同条第一項第二号及び第五項第二号に係る部分を除く。）並びに同法附則第六条第五項、第三十三条の二第七項第四号、第三十三条の三第七項第四号、第三十四条第六項第四号、第三十五条第八項第四号、第三十五条の二第十項第四号、第三十五条の三の二、第三十五条の四第五項第四号及び第四十五条第四項第四号、第三十五条の二第十項第四号、第三十五条の三の二、第三十五条の四第五項第四号及び第四十五条第四項第四号並びに附則第十条第一項、第三百二十一条の七の五第一項、第三百二十一条の七の八第一項及び第三百二十一条の七の十の改正規定、同条を同法第三百二十一条の七の十一とする改正規定、同法第三百二十一条の七の九の改正規定、同条を同法第三百二十一条の七の十とする改正規定並びに同法第三百二十一条の七の八の次に一条を加える改正規定並びに附則第十条第一項の規定　平成二十八年十月一日

五　第二条中地方税法附則第五条の五、第三十三条の二及び第三十五条の二の改正規定、同法附則第三十五条の二の三を削る改正規定、同法附則第三十五条の二の二の改正規定、同条を同法附則第三十五条の二の三とし、同法附則第三十五条の二の次に一条を加える改正規定、同法附則第三十五条の二の四第一項、第三十五条の二の五第一項及び第七項、第三十五条の二の六、第三十五条の三、第三十五条の三の二、第三十五条の六並びに第三十七条の改正規定、同法附則第三十七条の二を同法附則第三十七条の三とする改正規定並びに同法附則第三十七条の次に一条を加える改正規定並びに附則第五条第五項、第十条第二項、第十四条、第二十三条及び第二十四条の規定　平成二十九年一月一日

六　第一条中地方税法附則第五条の四第一項第二号ハ及び第六項第二号ハの改正規定（「第十条の三の二」を「第十条の三の三」に改める部分に限る。）　福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）の施行の日

七　第一条中地方税法附則第十五条に四項を加える改正規定（同条第三十八項に係る部分に限る。）　港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日

八　第一条中地方税法附則第十五条の九第一項の改正規定　建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）の施行の日

九　第一条中地方税法附則第十一条第三項の改正規定（「において同じ」を「及び第十四項において同じ」に改める部分に限る。）及び同条に一項を加える改正規定　不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）の施行の日

（更正、決定等の期間制限の特例及び消滅時効に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第十七条の六第一項第四号の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる新法第二十条の九の三第一項の規定による更正の請求に係る新法第十八条第一項に規定する地方税の徴収権について適用し、施行日前にされた旧法第二十条の九の三第一項の規定による更正の請求に係る旧法第十八条第一項に規定する地方税の徴収権については、なお従前の例による。

（延滞金及び還付加算金に関する経過措置）

第三条　新法附則第三条の二の規定は、延滞金及び還付加算金のうち平成二十六年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（道府県民税に関する経過措置）

第四条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成二十五年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十四年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2　平成二十五年十二月三十一日以前に旧法第四十五条の四に規定する者に該当した者が同日以三第一項の規定による更正の請求に係る更正又は当該更正に伴う新法第十七条の四第一項第一号に規定する加算金の決定について適用し、施行日前にされた第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第二十条の九の三第一項の規定による更正の請求に係る更正又は当該更正に伴う旧法第十七条の四第一項第一号に規定する加算金の決定については、なお従前の例による。

2　新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる新法第二十条の九の三第一項の規定による更正の請求に係る新法第十八条第一項に規定する地方税の徴収権について適用し、施行日前にされた旧法第二十条の九の三第一項の規定による更正の請求に係る旧法第十八条第一項に規定する地方税の徴収権については、なお従前の例による。

（延滞金及び還付加算金に関する経過措置）

第三条　新法附則第三条の二の規定は、延滞金及び還付加算金のうち平成二十六年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（道府県民税に関する経過措置）

第四条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成二十五年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十四年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2　平成二十五年十二月三十一日以前に旧法第四十五条の四に規定する者に該当した者が同日以

前に作成し、又は受領した同条に規定する帳簿及び書類の保存並びに同日以前に行った電子取引（旧法第七百五十五条に規定する電子取引をいう。附則第六条第一項及び第九条第二項において同じ。）の取引情報（旧法第七百五十五条に規定する取引情報をいう。附則第六条第一項及び第九条第二項において同じ。）に係る電磁的記録（旧法第七百四十八条第一項に規定する電磁的記録をいう。附則第六条第一項及び第九条第二項において同じ。）の保存については、なお従前の例による。

3　新法附則第三条の二の四第一項、第五条の六第一項及び第五条の七第一項の規定は、平成二十六年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十五年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

4　新法附則第三条の三第二項第三号の規定は、平成二十七年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十六年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

5　新法附則第三十五条の三の二第二項の規定は、平成二十七年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用する。

6　新法附則第四十四条の二第二項の規定は、道府県民税の納税義務者が平成二十五年一月一日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

第五条　平成二十八年一月一日前に支払を受けるべき附則第一条第三号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「二十八年旧法」という。）第二十三条第一項第十四号に規定する利子等の支払を受ける日の属する事業年度分の法人の道府県民税及び同日の属する連結事業年度分の法人の道府県民税に係る二十八年旧法第五十三条第二十六項の規定による控除、同条第三十九項の規定による充当、同条第四十項の規定による還付若しくは充当又は同条第四十二項に規定する書類若しくは帳簿の保存、提示若しくは提出については、なお従前の例による。

2　附則第一条第三号に掲げる規定による改正後の地方税法（以下この条において「二十八年新法」という。）の規定中二十八年新法第二十三条第一項第十四号に規定する利子等に係る道府県民税に関する部分は、平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき同号に規定する利子等について適用し、同日前に支払を受けるべき二十八年旧法第二十三条第一項第十四号に規定する利子等については、なお従前の例による。

3　二十八年新法の規定中二十八年新法第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等に係る道府県民税に関する部分は、平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき同号に規定する特定配当等について適用し、同日前に支払を受けるべき二十八年旧法第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等については、なお従前の例による。

4　二十八年新法の規定中二十八年新法第二十三条第一項第十七号に規定する特定株式等譲渡所得金額に係る道府県民税に関する部分は、平成二十八年一月一日以後に行われる同項第十六号に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡について適用し、同日前に行われた二十八年旧法第二十四条第一項第七号に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡については、なお従前の例による。

5　附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法（附則第十条第二項及び第十四条において「二十九年新法」という。）の規定中個人の道府県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第六条　平成二十五年十二月三十一日以前に旧法第七十二条の五十五の三に規定する者に該当した者が同日以前に作成し、又は受領した同条に規定する帳簿及び書類の保存並びに同日以前に行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存については、なお従前の例による。

2　旧法附則第九条第十一項から第十三項までの規定は、施行日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なおその効力を有する。

（不動産取得税に関する経過措置）

第七条　新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第八条　新法附則第十二条の二の五第七項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する経過措置）

第九条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成二十五年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十四年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2　平成二十五年十二月三十一日以前に旧法第三百十七条の八に規定する者に該当した者が同日以前に作成し、又は受領した同条に規定する帳簿及び書類の保存並びに同日以前に行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存については、なお従前の例による。

3　新法附則第三条の三第五項、第三十三条の二第七項第四号、第三十三条の三第七項第四号、第三十四条第六項第四号、第三十五条第八項第四号、第三十五条の二第十項第四号、第三十五条の四第五項第四号並びに第四十五条第四項及び第五項の規定は、平成二十七年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十六年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

4　新法附則第五条の六第二項及び第五条の七第二項の規定は、平成二十六年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

5　新法附則第三十五条の三の二第五項の規定

は、平成二十七年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用する。

6　新法附則第四十四条の二第五項の規定は、市町村民税の納税義務者が平成二十五年一月一日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

第十条　附則第一条第四号に掲げる規定による改正後の地方税法第三百二十一条の七の八第一項及び第三百二十一条の七の九の規定は、平成二十八年十月一日以後の同法第三百十七条の二第一項に規定する公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収について適用し、同日前の同号に掲げる規定による改正前の地方税法第三百十七条の二第一項に規定する公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収については、なお従前の例による。

2　二十九年新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成二十九年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第十一条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成二十五年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成二十四年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2　平成十三年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十二項に規定する停車場建物等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3　電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十九号）の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第二十九項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4　平成十七年二月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された旧法附則第十六条の二第一項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5　平成十七年二月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に取得され、又は改良された旧法附則第十六条の二第二項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6　平成十九年七月十六日から平成二十五年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された旧法附則第十六条の二第三項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7　市町村長は、この法律の施行後速やかに（新法第四百十条第一項ただし書の規定により平成二十五年四月一日以後に土地及び家屋の平成二十五年度の価格等を決定する場合には、その価格等を決定する日までに）新法附則第五十五条第七項第三号ロ又は第四号ロに掲げる土地及び家屋を指定して公示するとともに、遅滞なく、総務大臣に届け出なければならない。

（都市計画税に関する経過措置）

第十二条　次項に定めるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成二十五年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成二十四年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2　平成十九年七月十六日から平成二十五年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された旧法附則第十六条の二第三項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第十三条　新法第七百三条の四第十項及び第十八項の規定は、平成二十五年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二十四年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第十四条　二十九年新法附則第三十五条の六及び第三十七条から第三十七条の三までの規定は、平成二十九年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二十八年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十五条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十六条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方自治法の一部改正）

第十七条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百八十二条第二項中「第二項第三号」を「第二項第二号」に改める。

（地方財政法の一部改正）

第十八条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第五条の四第五項及び第三十三条の七第二項中「第二項第三号」を「第二項第二号」に改める。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第十九条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の二の二第十一項第五号及び第十四項第五号中「附則第五条の四の二第五項」を「附則第五条の四の二第六項」に改める。

第二十条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条の二の二第四項中「国外公社債等の利子等」に改め、同条第六項及び第八項第一号中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、同条第十項中「国外公社債等の利子等」を「国外一般

公社債等の利子等」に改め、同条第十二項及び第十四項第一号中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める。

第三条の二の三第二項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条　附則第十九条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第十一項第五号及び第十四項第五号の規定は、平成二十七年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十六年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

第二十二条　附則第二十条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（次項及び第三項において「二十八年新租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第四項、第六項及び第八項第一号の規定は、平成二十九年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2　二十八年新租税条約等実施特例法第三条の二の二第十項、第十二項及び第十四項第一号の規定は、平成二十九年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3　二十八年新租税条約等実施特例法第三条の二の三第二項の規定は、平成二十九年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二十八年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十三条　地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項中「前日」と」の下に「、「附則第三十五条の二第一項」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）第二条の規定による改正後の地方税法（以下この項において「新法」という。）附則第三十五条の二第一項又は附則第三十五条の二の二第一項」と、「同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「新法附則第三十五条の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）又は新法附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）」と、「当該株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と」を加える。

附則第八条第二項中「、「地方税法等の一部を改正する法律」を「「地方税法等の一部を改正する法律」に改め、「前日」と」の下に「、「附則第三十五条の二第六項」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）第二条の規定による改正後の地方税法（以下この項において「新法」という。）附則第三十五条の二第五項又は附則第三十五条の二の二第五項」と、「同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「新法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）又は新法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）」と、「当該株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と」を加える。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条　前条の規定による改正後の地方税法等の一部を改正する法律附則第三条第二項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第三十五条の三第八項の規定は、平成二十九年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2　前条の規定による改正後の地方税法等の一部を改正する法律附則第八条第二項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第三十五条の三第十八項の規定は、平成二十九年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十五条　地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第九条第二項中「新法」を「地方税法」に改める。

附則第十条第一項中「新法附則第十八条の三（新法附則第二十一条の二第二項」を「地方税法附則第十八条の三（同法附則第二十一条の二第二項」に、「新法附則第二十七条の四の二第二項」を「同法附則第二十七条の四の二第二項」に改め、同条第二項中「新法附則第十八条第六項第一号」を「地方税法附則第十八条第六項第一号」に、「新法附則第十八条の三第一項」を「同法附則第十八条の三第一項」に、「新法附則第十八条第六項第三号」を「同法附則第十八条第六項第三号」に、「新法附則第十七条及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項」を「同法附則第十七条及び第十八条（同法附則第二十一条の二第二項」に改め、同条第三項中「新法附則第十八条第六項第二号」を「地方税法附則第十八条第六項第二号」に、「新法附則第十八条の三第一項」を「同法附則第十八条の三第一項」に、「新法附則第十八条第六項第三号」を「同法附則第十八条第六項第三号」に、「新法附則第十七条第七号」を「同法附則第十七条第七号」に、「新法附則第十七条及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項」を「同法附則第十七

条及び第十八条（同法附則第二十一条の二第二項）に改め、同条第四項中「新法附則第十八条の三第一項」を「地方税法附則第十八条の三第一項」に、「新法附則第十七条及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項）を「同法附則第十七条及び第十八条（同法附則第二十一条の二第二項）に改め、同条第五項中「新法」を「同法」に改める。

審査報告書

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十五年三月二十六日

総務委員長　松　あきら

参議院議長　平田　健二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、平成二十五年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用等の改正を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、平成二十五年度交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定において、一般会計、財政投融資特別会計及び東日本大震災復興特別会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れられる地方交付税交付金十七兆五千二百二十五億円に、同特別会計剰余金二千億円を加算した額から、同特別会計借入金償還額千億円及び同特別会計借入金等利子充当分千七百四十六億円を控除した十七兆四千四百七十九億円が、地方交付税交付金として歳出に計上されている。

なお、平成二十五年度分の通常収支に係る地方交付税総額は、平成二十四年度からの繰越分二千百九十九億円と合わせ十七兆六百二十四億円となり、平成二十五年度分の東日本大震災に係る震災復興特別交付税総額は、平成二十四年度からの年度調整分百四十五億円と合わせ六千百九十八億円となる。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十五年三月二十二日

衆議院議長　伊吹　文明

参議院議長　平田　健二殿

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第八号中「昭和五十六年度」を「昭和五十七年度」に、「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同項第九号中「平成三年度から平成二十三年度まで」を「平成四年度から平成二十四年度まで」に改め、同項第十号中「平成三年度から平成五年度までの各年度」を「平成四年度及び平成五年度」に改め、同項第十一号中「平成三年度」を「平成四年度」に改め、同項第十二号及び第十五号中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同項第十六号中「平成二十三年度」の下に「及び平成二十四年度」を加え、同表市町村の項第九号中「昭和五十六年度」を「昭和五十七年度」に、「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同項第十号中「平成三年度から平成二十三年度まで」を「平成四年度から平成二十四年度まで」に改め、同項第十一号中「平成三年度から平成五年度までの各年度」を「平成四年度及び平成五年度」に改め、同項第十二号中「平成三年度」を「平成四年度」に改め、同項第十三号及び第十六号中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同項第十七号中「平成二十三年度」の下に「及び平成二十四年度」を加え、同条第三項の表第四十号(1)中「（平成二十三年度」の下に「及び平成二十四年度」を加え、「及び平成二十三年度」を「から平成二十四年度までの各年度」に改め、同号(2)中「平成二十三年度」の下に「及び平成二十四年度」を加え、同表第四十二号中「昭和五十六年度」を「昭和五十七年度」に改め、同表第四十三号中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同表第四十四号中「平成三年度」を「平成四年度」に、「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同表第四十五号中「平成三年度から平成五年度までの各年度」を「平成四年度及び平成五年度」に改め、同表第四十六号中「平成三年度」を「平成四年度」に改め、同表第四十七号中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同表第五十号中「平成二十三年度まで」を「平成二十四年度まで」に改め、同号(6)中「平成二十三年度」の下に「及び平成二十四年度」を加え、同表第五十一号中「平成二十三年度において」を「平成二十三年度及び平成二十四年度において」に改める。

第十三条第四項第三号ハ中「、労働費」を削り、同条第五項の表道府県の項第八号中「昭和五十六年度」を「昭和五十七年度」に、「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同項第九号中「平成三年度から平成二十三年度まで」を「平成四年度から平成二十四年度まで」に改め、同表市町村の項第八号中「昭和五十六年度」を「昭和五十七年度」に、「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同項第九号中「平成三年度から平成二十三年度まで」を「平成四年度から平成二十四年度まで」に改め、同項第十号中「平成三年度から平成五年

度までの各年度」を「平成四年度及び平成五年度」に改め、同項第十一号中「平成三年度」を「平成四年度」に改め、同項第十二号及び第十五号中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同項第十六号中「平成二十三年度」の下に「及び平成二十四年度」を加える。

附則第四条の見出し中「平成二十四年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同条第一項中「平成二十四年度に限り」を「平成二十五年度に限り」に、「第七号まで」を「第五号まで」に、「一兆九千七百億円」を「一兆八千九百億円」に、「第八号から第十号まで」を「第六号から第八号まで」に、「附則第十一条及び第十三条第一項」を「附則第十三条第一項」に、「六千七百四億千三百六十万四千円」を「六千五十三億二百四十二万二千円」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「旧法附則第四条の二第三項」を「地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下「旧法」という。）附則第四条の二第二項」に、「平成二十四年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「附則第四条の二第四項」を「附則第四条の二第三項」に、「平成二十四年度分」を「平成二十五年度分」に、「六千二百三十四億八千五百万円」を「五千五百八十一億円」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、「前各号」を「前三号」に、「三兆八千三百六十一億七百五十万円」を「三兆六千四十五億三千百七十五万円」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を削り、同項第七号中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、「三十三兆四千百七十二億九千五百四十万八千円」を「三十三兆三千百七十二億九千五百四十万八千円」に改め、同号を同項第五号とし、同項第八号中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「三十三兆五千百七十二億九千五百四十万八千円」を「三十三兆四千百七十二億九千五百四十万八千円」に改め、同号を同項第六号とし、同項第九号中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、「二千四百二十八億円」を「千七百四十六億円」に改め、同号を同項第七号とし、同項第十号中「附則第四条の二第六項」を「附則第四条の二第五項」に、「平成二十四年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同号を同項第八号とし、同条第二項中「平成二十四年度分」を「平成二十五年度分」に、「附則第四条の二第五項」を「附則第四条の二第四項」に、「三千六百三十六億八千七百四十万円」を「二千九百七十七億八千七百四十万円」に改める。

附則第四条の二の見出し及び同条第一項中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「平成二十五年度から平成三十九年度まで」を「平成二十六年度から平成四十年度まで」に、「平成二十五年度にあつては第一項の額に前項の規定により加算される額及び五千五百八十一億円を加算した額とし、平成二十六年度から平成三十九年度までの各年度にあつては第一項」を「前項」に改め、同項の表を次のように改める。

年度	金額
平成二十六年度	五千百十二億円
平成二十七年度	四千六百九十四億円
平成二十八年度	四千二百四億円
平成二十九年度	三千八百七億円
平成三十年度	三千三百六十七億円
平成三十一年度	二千九百六十一億円
平成三十二年度	二千五百二十九億円
平成三十三年度	二千八十六億円
平成三十四年度	千六百四十八億円
平成三十五年度	千二百九億円
平成三十六年度	八百二十五億円
平成三十七年度	五百十五億円
平成三十八年度	二百七十三億円
平成三十九年度	百二十一億円
平成四十年度	二十六億円

附則第四条の二第三項を同条第二項とし、同条第四項中「平成二十五年度から平成二十七年度まで」を「平成二十六年度及び平成二十七年度」に、「二千九百九十六億六千二百二十万円」を「千九百九十七億七千四百八十万円」に、「三千九百五十八億六百六十九万八千円」を「千九百七十九億六百六十九万八千円」に改め、「、平成二十五年度に当該年度分の交付税の総額から二千九百七十七億八千七百四十万円を」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「平成二十五年度から平成四十二年度まで」を「平成二十六年度から平成四十二年度まで」に、「平成二十五年度から平成二十七年度までの各年度」を「平成二十六年度及び平成二十七年度」に、「第三項」を「第二項」に改め、「平成三十九年度」の下に「及び平成四十年度」を加え、「平成四十年度から平成四十二年度までの各年度」を「平成四十一年度及び平成四十二年度」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

附則第四条の三を削る。

附則第六条第一項及び第六条の二第一項中「平成二十四年度から平成二十六年度までの各年度」を「平成二十五年度及び平成二十六年度」に改める。

附則第六条の三の見出し中「平成二十四年度

及び平成二十五年度の各年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同条第一項中「平成二十四年度及び平成二十五年度の各年度分」を「平成二十五年度分」に改め、「平成二十四年度にあつては」を削り、「及び第二号に掲げる額の合算額」を「に掲げる額」に、「第一号及び第三号に掲げる額の合算額」を「第二号に掲げる額」に改め、「とし、平成二十五年度にあつては同条の規定によつて算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額」を削り、同項第一号を削り、同項第二号中「三兆二千七百八十五億円」を「三兆八千四百六十九億五千五百二十七万八千円」に改め、「から前号に掲げる額を控除した額」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号中「一兆八千八百三十二億円」を「二兆三千六百六十二億千二百九十七万二千円」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項を削り、同条第三項中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「旧法」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十八号）による改正前の地方交付税法」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　平成二十四年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の三の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

附則第六条の三第三項を同条第二項とし、同条第四項中「からその全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した第一項第一号に掲げる額の合算額を控除した額」を削り、同項を同条第三項とし、同条の次に次の一条を加える。

（全国緊急防災施策に係る地方債の元利償還に要する経費の基準財政需要額への算入）

第六条の四　地方団体が平成二十五年度において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てるために平成二十五年度に起こした地方債で総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、平成二十六年度以降において、この法律の定めるところにより、当該地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

附則第七条の三の見出し中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同条中「平成二十四年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同条第一号イ中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律」を「地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律」に、「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同号ロ中「地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）」を「平成二十三年法律第三十号」に、「震災特例法改正法及び」を「震災特例法改正法」に、「租税特別措置法等改正法」を「平成二十四年租税特別措置法等改正法」という。）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第

号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」に、「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同号ハ中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同号ニ中「及び租税特別措置法等改正法」を「、平成二十四年租税特別措置法等改正法及び平成二十五年所得税法等改正法」に、「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同号ホ中「及び平成二十四年地方税法等改正法」を「、平成二十四年地方税法等改正法及び地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号。以下この条において「平成二十五年地方税法改正法」という。）に、「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同号ヘからチまでの規定中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同号リ中「及び租税特別措置法等改正法」を「、平成二十四年租税特別措置法等改正法及び平成二十五年所得税法等改正法」に、「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同条第二号イ中「平成二十四年地方税法等改正法」を「平成二十三年法律第三十号、平成二十四年地方税法等改正法」に、「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同号ロ中「及び租税特別措置法等改正法」を「、平成二十四年租税特別措置法等改正法及び平成二十五年所得税法等改正法」に、「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同号ハ中「及び平成二十四年地方税法等改正法及び平成二十五年地方税法改正法」に、「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同号ニ及びホ中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改める。

附則第九条の二中「平成二十四年度分」を「平成二十五年度分」に改める。

附則第十一条の見出し中「平成二十四年度分」を「平成二十五年度分」に改め、同条中「平成二十四年度に限り」を「平成二十五年度に限り」に改め、「、四千九百十九万五千円」を削り、「平成二十四年度震災復興特別交付税額」を「平成二十五年度震災復興特別交付税額」に、「平成二十三年度総額特例法第四条」を「旧法附則第十二条」に、「平成二十四年度分」を「平成二十五年度分」に、「平成二十三年度震災復興特別交付税額」を「平成二十四年度震災復興特別交付税額」に、「六千七百四億千三百六十万四千円」を「六千五十三億二百四十二万二千円」に改める。

附則第十二条の見出しを「（平成二十五年度震災復興特別交付税額の一部の平成二十六年度における交付等）」に改め、同条第一項中「平成二十四年度分」を「平成二十五年度分」に、「平成二十四年度震災復興特別交付税額」を「平成二十五年度震災復興特別交付税額」に、「平成二十四年度震災復興特別交付税額」に、「平成二十五年度内」を「平成二十五年度内」に、「平成二十五年度分」を「平成二十六年度分」に改め、同条第二項中「平成二十四年度震災復興特別交付税額」を「平成二十五年度震災復興特別交付税額」に、「平成二十五年度分」を「平成二十六年度分」に、「交付税の総額から第二十条の三第二項」を「交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項」に、「（以下この項において「返還金等の額」という」を「をいう。以下この項において同じ」に、「百分の九十四」を「百分の九十五」に、「百分の六」を「百分の五」に、「返還金等の額と」

を「返還金等の額及び」に、「一部との」を「一部の」に改める。

附則第十三条第一項中「平成二十四年度及び平成二十五年度」を「平成二十五年度及び平成二十六年度」に改め、同条第二項中「平成二十四年度にあつては」を「平成二十五年度にあつては」に、「平成二十四年度震災復興特別交付税額」を「平成二十五年度震災復興特別交付税額」に、「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改める。

附則第十四条の見出し中「平成二十四年度及び平成二十五年度」を「平成二十五年度及び平成二十六年度」に改め、同条中「平成二十四年度及び平成二十五年度」を「平成二十五年度及び平成二十六年度」に、「平成二十四年度にあつては」を「平成二十五年度にあつては」に、「平成二十四年度震災復興特別交付税額」を「平成二十五年度震災復興特別交付税額」に、「平成二十三年度当初交付税総額（平成二十三年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額及び地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十三号）附則第二条の規定により平成二十三年度分として交付すべき交付税の総額に加算された額の合算額をいう。）」を「前年度の交付税の総額から地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第十一条に規定する平成二十四年度震災復興特別交付税額のうち平成二十四年度において交付された額を控除した額」に、「平成二十五年度にあつては」を「平成二十六年度にあつては」に改め、「により加算された」の下に「附則第十一条に規定する」を加え、「前年度の交付税の総額から附則第十一条」を「前年度の交付税の総額から同条」に、「平成二十四年度において」を「平成二十五年度において」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十二条第四項関係）

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一　警察費	警察職員数	一人につき　八、二八四、〇〇〇円
	二　土木費		
	1　道路橋りょう費	道路の面積	千平方メートルにつき　一五九、〇〇〇
		道路の延長	一キロメートルにつき　一、九八二、〇〇〇
	2　河川費	河川の延長	一キロメートルにつき　一六九、〇〇〇
	3　港湾費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき　二七、七〇〇
		港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき　六、〇九〇
		漁港における係留施設の延長	一メートルにつき　一〇、九〇〇
		漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき　五、九三〇
	4　その他の土木費	人口	一人につき　一、五〇〇
	三　教育費		
	1　小学校費	教職員数	一人につき　六、一四〇、〇〇〇
	2　中学校費	教職員数	一人につき　六、一七〇、〇〇〇
	3　高等学校費	教職員数	一人につき　六、五九〇、〇〇〇
		生徒数	一人につき　六六、四〇〇
	4　特別支援学校費	教職員数	一人につき　六、〇二七、〇〇〇
		学級数	一学級につき　二、二四四、〇〇〇
	5　その他の教育費	人口	一人につき　一、七六〇
		高等専門学校及び大学の学生の数	一人につき　二二四、〇〇〇
		私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき　二七一、〇〇〇
	四　厚生労働費		
	1　生活保護費	町村部人口	一人につき　八、九八〇
	2　社会福祉費	人口	一人につき　一二、三〇〇
	3　衛生費	人口	一人につき　一四、四〇〇
	4　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	一人につき　五〇、一〇〇
		七十五歳以上人口	一人につき　九五、五〇〇
	5　労働費	人口	一人につき　五一二
	五　産業経済費		
	1　農業行政費	農家数	一戸につき　一一六、〇〇〇
	2　林野行政費	公有以外の林野の面積	一ヘクタールにつき　四、八八〇

3　水産行政費	公有林野の面積	一ヘクタールにつき	一五、八〇〇
3　水産行政費	水産業者数	一人につき	三一七、〇〇〇
4　商工行政費	人口	一人につき	二、二五〇
六　総務費			
1　徴税費	世帯数	一世帯につき	六、二二〇
2　恩給費	恩給受給権者数	一人につき	一、一三一、〇〇〇
3　地域振興費	人口	一人につき	七六八
七　災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇
八　補正予算債償還費	昭和五十七年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇
九　地方税減収補填債償還費	平成十一年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から平成十八年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	五六
	地方税の減収補填のため平成四年度から平成二十四年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	二四

十　地域財政特例対策債償還費	地域財政特例対策のため平成四年度及び平成五年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	三七
十一　臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため平成四年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	三四
十二　財源対策債償還費	平成六年度から平成二十四年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行につき同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	五六
十三　減税補填債償還費	個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができた地方債の額	千円につき	六六
十四　臨時税収補填債償還費	臨時税収補填のため平成九年度において特別に起こすことができた地方債の額	千円につき	一九
十五　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十四年度までの各年度において特別に起こすこと	千円につき	六六

十六　東日本大震災全国緊急防災施策債償還費	平成二十三年度及び平成二十四年度において東日本大震災全国緊急防災施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	五	
市町村				
一　消防費	人口	一人につき	一〇、八〇〇	円
二　土木費				
1　道路橋りょう費	道路の面積	千平方メートルにつき	七九、一〇〇	
2　港湾費	道路の延長	一キロメートルにつき	二〇四、〇〇〇	
	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき	二六、二〇〇	
	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	六、〇九〇	
	漁港における係留施設の延長	一メートルにつき	一一、〇〇〇	
	漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	四、三三〇	
3　都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき	九六八	
4　公園費	都市公園の面積	一人につき	五四四	
5　下水道費	人口	千平方メートルにつき	三七、七〇〇	
6　その他の土木費	人口	一人につき	九四	
三　教育費				
1　小学校費	児童数	一人につき	四四、三〇〇	
	学級数	一学級につき	八九八、〇〇〇	
	学校数	一校につき	九、五三六、〇〇〇	
2　中学校費	生徒数	一人につき	四一、九〇〇	
3　高等学校費	学級数	一学級につき	一、一一九、〇〇〇	
	学校数	一校につき	九、八八七、〇〇〇	
	教職員数	一人につき	六、七〇一、〇〇〇	
	生徒数	一人につき	八〇、八〇〇	
4　その他の教育費	人口	一人につき	五、〇五〇	
	幼稚園の幼児数	一人につき	三三九、〇〇〇	
四　厚生費				
1　生活保護費	市部人口	一人につき	九、一三〇	
2　社会福祉費	人口	一人につき	二〇、三〇〇	
3　保健衛生費	人口	一人につき	七、六六〇	
4　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	六八、〇〇〇	
	七十五歳以上人口	一人につき	八五、一〇〇	
5　清掃費	人口	一人につき	五、〇四〇	
五　産業経済費				
1　農業行政費	農家数	一戸につき	八三、〇〇〇	
2　林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	一人につき	二七〇、〇〇〇	
3　商工行政費	人口	一人につき	一、四五〇	
六　総務費				
1　徴税費	世帯数	一世帯につき	四、九九〇	
2　戸籍住民基本台帳費	戸籍数	一籍につき	一、四八〇	
3　地域振興費	世帯数	一世帯につき	二、二九〇	
	人口	一人につき	二、二七〇	
	面積	一平方キロメートルにつき	一、二一一、〇〇〇	
七　災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇	

八　辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇	
九　補正予算債償還費	昭和五十七年度から平成十年度までの各年度において予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇	
	平成十一年度から平成十四年度及び平成十六年度から平成十八年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	五五	
十　地方税減収補塡債償還費	地方税の減収補塡のため平成二十四年度から平成四十年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	二四	
十一　地域財政特例対策債償還費	地域財政特例対策のため平成四年度及び平成五年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	三六	
十二　臨時財政特例債償還費	臨時財政特例対策のため平成四年度から平成十二年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	三四	

十三　財源対策債償還費	平成六年度から平成二十四年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	千円につき	五四	
十四　減税補塡債償還費	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十年度から平成十八年度までの各年度の減収を補塡するため当該各年度において特別に起こすこととされた地方債の額	千円につき	八五	
十五　臨時税収補塡債償還費	臨時税収補塡のため平成九年度において特別に起こすこととされた地方債の額	千円につき	五三	
十六　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	六六	
十七　東日本大震災全国緊急防災施策債償還費	平成二十三年度及び平成二十四年度において東日本大震災全国緊急防災施策に要する費用に充てるため発行を許可されている地方債について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	五	

別表第二道府県の項中「一一、九六〇」を「一一、六二〇」に、「一、二九一、〇〇〇」を「一、三〇七、〇〇〇」に改め、同表市町村の項中「二二、〇七〇」を「二二、三二〇」に、「二、五八三、〇〇〇」を「二、五八五、〇〇〇」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第二条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、「三十三兆四千百七十二億九千五百四十万八千円」を「三十三兆三千百七十二億九千五百四十万八千円」に、「平成二十五年度から」を「平成二十六年度から」に改め、同項の表中

千億円

を削る。

附則第五条中「平成十九年度」を「平成二十五年度」に改める。

附則第九条中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、「第六号まで」を「第四号まで」に、「一兆千億円」を「一兆四百億円」に、「同項第十号」を「同項第八号」に改め、「、平成二十五年度にあっては第二十四条の規定により算定した額に第一号及び第二号に掲げる額の合算額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし」を削り、「第二号に掲げる額を加算した額から第三号」を「第一号に掲げる額を加算した額から第二号」に、「第二号に掲げる額を加算した額から第四号」を「第一号に掲げる額を加算した額から第三号」に改め、「、平成三十九年度」の下に「及び平成四十年度」を加え、「第二号に掲げる額を加算した額から第五号」を「第一号に掲げる額を加算した額から第四号」に、「平成四十年度から平成四十二年度までの各年度」を「平成四十一年度及び平成四十二年度」に、「算定した額から第五号」を「算定した額から第四号」に改め、同条第一号を削り、同条第二号の表を次のように改める。

年度	金額
平成二十六年度	五千百十二億円
平成二十七年度	四千六百九十四億円
平成二十八年度	四千二百四億円
平成二十九年度	三千八百七億円
平成三十年度	三千三百六十七億円
平成三十一年度	二千九百六十一億円
平成三十二年度	二千五百二十九億円
平成三十三年度	二千八十六億円
平成三十四年度	千六百四十八億円
平成三十五年度	千二百九億円
平成三十六年度	八百二十五億円
平成三十七年度	五百十五億円
平成三十八年度	二百七十三億円
平成三十九年度	百二十一億円
平成四十年度	二十六億円

附則第九条第二号を同条第一号とし、同条第三号中「附則第四条の二第五項」を「附則第四条の二第四項」に、「平成二十五年度から平成二十七年度まで」を「平成二十六年度及び平成二十七年度」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「附則第四条の二第五項」を「附則第四条の二第四項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「附則第四条の二第五項」を「附則第四条の二第四項」に改め、同号を同条第四号とする。

附則第十条第二項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十五年度分の地方交付税から適用し、平成二十四年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（地域の元気づくり推進費の基準財政需要額への算入）

第三条　平成二十五年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によって算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	地域の元気づくり推進費	人口	一人につき　五二八円
市町村	地域の元気づくり推進費	人口	一人につき　二六二円

2　前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第二条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十五年度分の予算から適用する。

審査報告書

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十五年三月二十七日

総務委員長　松　あきら

参議院議長　平田　健二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、放送法第七十条第二項の規定に基づき、日本放送協会の平成二十五年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものである。

これらの収支予算等によれば、一般勘定事業収支については、受信料収入の確保と効率的な事業運営による経費の削減を図り、事業収入、事業支出とも六千四百七十九億円の収支均衡としている。

また、事業計画では、三か年経営計画の二年目として、「公共」「信頼」「創造・未来」「改革・活力」の四つの重点事項を二十四年度に引き続き、着実に実施し、安全・安心を守る公共放送の機能強化の一層の拡充、世界に向けた情報発信の強化、放送と通信の連携が一層進展する時代における次世代のデジタル技術を活用した新たなサービスの開発、営業改革と受信料制度の理解促進による受信料の公平負担の徹底、一層効率的な経営の推進による公共放送の価値の最大化等に取り組んでいくとしている。

これら収支予算等は、いずれも同協会の事業運営上妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

附帯決議

政府及び日本放送協会は、協会に対する国民・視聴者の信頼の向上を図り、公共放送の使命を全うできるよう、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、協会は、受信料の値下げにより国民・視聴者に対するサービスの低下を招かないよう配慮しつつ、業務の確実な実施及び更なる効率化等の取組を適切に行い、収支均衡の確実な達成に努めること。また、政府は、その取組が確実に実施されるよう配意すること。

二、協会は、リスクマネジメントの観点からも、コンプライアンスの徹底に努めるとともに、公共放送を担う者として職員の倫理意識を高め、組織一体となって信頼の向上に取り組むこと。また、その取組の状況を広く国民・視聴者に説明すること。

三、協会は、グループとしてのガバナンスを強化し、子会社等からの適切な還元を推進するとともに、重複業務の整理等を推進し、透明性の高い効率的なグループ経営を推進すること。

四、協会は、放送が社会に及ぼす影響の重大性を強く自覚し、国民・視聴者の多様な要望に応えるとともに、放送の自律性、不偏不党性を確保して、正確かつ公平な報道に努めること。

五、現状の放送では障がい者、高齢者に対し、必ずしも十分な情報が伝達されていないため、デジタル・ディバイドの解消が喫緊の課題となっていることから、字幕放送、解説放送、手話放送等の更なる拡充を図ること。

六、協会が行う外国人向け映像国際放送については、我が国の文化・経済活動等に係る情報発信の拡大を図り、国際理解・国際交流に資するよう、番組内容の充実、受信環境整備の推進、認知度の向上等に努めること。

七、地上デジタル放送への完全移行後の取組について、暫定的措置である衛星セーフティネットの終了に向け、混信対策及び新たな難視対策の着実な実施に努めるとともに、東京スカイツリーへの送信機能の移転に伴う受信障害に対し、万全の対策を講ずること。

八、協会は、公共放送の存在意義と受信料制度に対する国民・視聴者の理解の促進と信頼感の醸成に努めつつ、公平負担の観点から、受信料支払率の向上に努めること。また、契約収納活動に要する営業経費の抑制に努めること。

九、協会は、東日本大震災の経験を踏まえ、いかなる災害時にも公共放送として対応できるよう、放送設備の機能強化や体制整備に努めるとともに、東日本大震災の検証・復興に資する報道に努めること。

十、受信料で運営されている特殊法人である協会は、役職員の給与制度や子会社等の運営の状況、調達に係る取引等について、国民・視聴者に対しその説明責任を十分果たしていくこと。特に、役員報酬については国民・視聴者の理解を得られるよう留意すること。

十一、協会は、デジタル放送への移行後の新しいメディア環境へ対応するため、スーパーハイビジョン、スマートテレビ等の実用化に向けた研究開発等に積極的に取り組み、新しい時代の放送の担い手として先導的役割を果たすこと。また、受信料制度の在り方を含むデジタル時代の公共放送の役割について、国民・視聴者から広く意見を聴いた上で、その方向性を示すこと。

十二、協会は、番組アーカイブ業務について、単年度黒字化の見通しが立たない状況を真摯に受け止め、早期に収支の改善が図られるよう、あらゆる策を講ずること。

右決議する。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十五年三月二十二日

衆議院議長　伊吹　文明

参議院議長　平田　健二殿

放送法第70条第２項の規定に基づき、承認を求めるの件

放送法第70条第２項の規定に基づき、別冊日本放送協会平成25年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

日本放送協会平成25年度収支予算、事業計画及び資金計画

平　成　25　年　度　収　支　予　算

予　算　総　則

第１条　日本放送協会（以下、「協会」という。）の平成25年度収支予算の収入及び支出を別表第１収支予算書のとおり定める。

第２条　放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、別表第２に掲げる契約種別及び別表第３に掲げる支払区分に応じ、別表第４に掲げるとおりとする。ただし、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特例措置として、別表第５に掲げるとおりとする。

２　前項の規定にかかわらず、別表第６に定める契約を合わせて10件以上締結した者が、別表第３に掲げる支払区分のうち、口座振替又は継続振込により一括して支払う場合は、前項に定める受信料の額から別表第６に掲げる額を減ずることとする。ただし、第３項、第４項又は第５項の規定による場合を除く。

３　第１項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で別表第７に定める契約を締結した者が15名以上まとまり、団体としてその代表者を通じ、別表第３に掲げる支払区分のうち、口座振替又は継続振込により一括して支払う場合は、第１項に定める受信料の額から別表第７に掲げる額を減ずることとする。ただし、第５項の規定による場合を除く。また、次項の規定を重ねて適用し、対象となる契約を締結した者が代表者を通じて支払う場合は、第１項に定める受信料の額からその半額を減じ、さらに別表第７に掲げる額を減ずることとする。

４　第１項の規定にかかわらず、住居での放送の受信についての契約を締結している者が、別表第３に掲げる支払区分に応じて支払う場合で、その放送受信契約者又はその者と生計をともにする者が別の住居での放送の受信についての契約を締結し、別表第３に掲げる支払区分により支払う場合は、当該契約について、第１項に定める受信料の額からその半額を減ずることとする。

５　第１項の規定にかかわらず、事業所など住居以外の場所での放送の受信について、同一敷地内で必要なすべてかつ２件以上の契約を締結し、一括して支払う場合は、契約のうち１件を除外した残りのそれぞれについて、第１項に定める受信料の額からその半額を減ずることとする。

第３条　本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第４条　本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項間において、相互に流用することができる。ただし、給与については、退職手当・厚生費と相互に流用する場合を除いては、他の項と相互に流用することができない。

２　前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなった場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互に流用することができる。

第５条　本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

２　前年度予算総則第５条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第６条　予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

２　予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第７条　事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は設備の新設、改善に充てることができる。

第８条　事業支出における減価償却費が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を本予算において予定する設備の新設、改善に充てることができる。

第９条　事業収入が予算額に比し減少することにより、事業収支差金が予算額に比し減少するときは、経営委員会の議決を経て、前期繰越金を事業収支差金の不足の補てんに充てることができる。

第10条　前年度の決算において、後期繰越金が前年度予算で予定した額に比し増加したときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を建設積立資産への繰入れ又は設備の新設、改善に充てることができる。

第11条　国際放送及び選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送及び選挙放送に関係ある経費の支出に充てることができる。

第12条　業務に関係ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に関係ある経費の支出に充てることができる。

別表第1

平成25年度収支予算書

(一般勘定)

(事業収支)

(単位　千円)

款	項	金額
事業収入		647,906,889
	受信料	622,101,017
	交付金収入	3,526,908
	副次収入	9,246,293
	財務収入	4,470,041
	雑収入	3,500,000
	特別収入	5,062,630
事業支出		647,906,889
	国内放送費	285,663,904
	国際放送費	15,811,202
	契約収納費	58,230,571
	受信対策費	4,578,968
	広報費	5,240,833
	調査研究費	8,858,385
	給与	123,409,071
	退職手当・厚生費	61,344,504
	共通管理費	12,304,701
	減価償却費	67,330,000
	財務費	3,750
	特別支出	2,131,000
	予備費	3,000,000
事業収支差金		—

(資本収支)

(単位　千円)

款	項	金額
資本収入		71,430,000
	前期繰越金受入れ	1,812,153
	減価償却資金受入れ	67,330,000
	資産受入れ	2,287,847
資本支出		71,430,000
	建設費	71,430,000
資本収支差金		—

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、6,428億4,425万9千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、6,457億7,588万9千円であり、経常収支差金は、△29億3,163万円である。

(番組アーカイブ業務勘定)

(事業収支)

(単位　千円)

款	項	金額
事業収入		1,782,310
	視聴料収入	1,782,310
事業支出		2,425,018
	既放送番組配信費	1,987,941
	広報費	232,488
	給与	95,432
	退職手当・厚生費	42,875
	共通管理費	37,298
	減価償却費	28,984
事業収支差金		△ 642,708

（資本収支）

（単位　千円）

款	項	金額
資本収入		28,984
	減価償却資金受入れ	28,984
資本支出		28,984
	建設費	28,984
資本収支差金		—

事業収支差金△６億4,270万８千円を含む平成25年度末の繰越不足△82億55万１千円については、一般勘定からの短期借入金等をもって補てんする。

（受託業務等勘定）

（事業収支）

（単位　千円）

款	項	金額
事業収入		1,454,519
	受託業務等収入	1,454,519
事業支出		1,219,638
	受託業務等費	1,219,638
事業収支差金		234,881

事業収支差金２億3,488万１千円については、一般勘定の副次収入に繰り入れる。

別表第２　契約種別

地上契約	地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約
衛星契約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約
特別契約	地上系によるテレビジョン放送（暫定的難視聴対策事業に係る放送として社団法人デジタル放送推進協会が行う「地デジ難視対策衛星放送」（以下「地デジ難視対策衛星放送」という。）によるものを除く。）の自然の地形による難視聴地域（以下「難視聴地域」という。）又は列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約

地デジ難視対策衛星放送対象リストにデジタル放送難視聴地区、改修困難共聴若しくはデジタル放送混信地区として掲載された地域を基準とし協会が定める要件を備えた地域又は難視聴地域において、地デジ難視対策衛星放送により地上系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した者は、地上契約を適用する。

なお、別表第２において、社団法人デジタル放送推進協会が、公益法人制度改革に対応して、平成25年４月１日以降に法人の名称を変更した場合は、変更後の名称に読み替える。

別表第３　支払区分

口座振替	協会の指定する金融機関に設定する預金口座等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払
クレジットカード等継続払	協会の指定するクレジットカード会社等との契約に基づき、クレジットカード会社等に継続して立て替えさせることによって行う支払
継続振込	協会の指定する金融機関、郵便局又はコンビニエンスストア等において、協会が定期的に送付する払込用紙を用いて、協会の指定する支払期日までに継続して払込むことによって行う支払

別表第４　受信料額（消費税込額）

契約種別	支払区分	月額	６か月前払額	12か月前払額
地上契約	口座・クレジット	1,225円	6,980円	13,600円
	継続振込等	1,275円	7,270円	14,160円
衛星契約	口座・クレジット	2,170円	12,370円	24,090円
	継続振込等	2,220円	12,660円	24,650円

特　別　契　約	口座・クレジット	955円	5,430円	10,580円
	継　続　振　込　等	1,005円	5,730円	11,180円

「口座・クレジット」とは別表第３に掲げる口座振替又はクレジットカード等継続払をいい、「継続振込等」とは継続振込又は協会が定めるその他の支払方法をいう。

予算総則第２条第２項、第３項及び第５項で適用する第２条第１項の受信料額は、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。

なお、第２条第５項で規定する除外する１件の受信料額についても、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。

別表第５　受信料額（沖縄県）（消費税込額）

契　約　種　別	支　払　区　分	月　　額	６か月前払額	12か月前払額
地　上　契　約	口座・クレジット	1,070円	6,100円	11,880円
	継　続　振　込　等	1,120円	6,390円	12,440円
衛　星　契　約	口座・クレジット	2,015円	11,490円	22,370円
	継　続　振　込　等	2,065円	11,780円	22,930円

「口座・クレジット」とは別表第３に掲げる口座振替又はクレジットカード等継続払をいい、「継続振込等」とは継続振込又は協会が定めるその他の支払方法をいう。

予算総則第２条第２項、第３項及び第５項で適用する第２条第１項の受信料額は、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。

なお、第２条第５項で規定する除外する１件の受信料額についても、その支払区分にかかわらず継続振込等の額とする。

別表第６　多数契約一括支払における割引額（消費税込額）

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に１件あたり減ずる月額	
	衛　星　契　約	特　別　契　約
50件未満	200円	90円
50件以上100件未満	230円	
100件以上	300円	

衛星契約の契約件数が97件、98件又は99件（沖縄県の区域においては、96件（６か月前払又は12か月前払による場合に限る。）、97件、98件又は99件とする。）である場合は、その契約件数を100件として受信料の額を算定する。

また、沖縄県の区域においては、衛星契約又は特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合で、衛星契約の契約件数が９件（６か月前払又は12か月前払による場合に限る。）である場合は、衛星契約の契約件数を10件として受信料の額を算定する。

別表第７　団体一括支払における割引額（消費税込額）

契　約　種　別	割　　引　　額
衛　星　契　約	すべての契約件数を対象に、 契約件数１件あたり　月額　200円
特　別　契　約	すべての契約件数を対象に、 契約件数１件あたり　月額　200円 ただし、12か月前払による場合は、　年額　2,420円

平　成　25　年　度　事　業　計　画

1　計画概説

平成25年度は、３か年経営計画の２年目として、「公共」「信頼」「創造・未来」「改革・活力」の４つの重点事項を24年度に引き続き、着実に実施していく。

経営計画を策定した以降に、東海・東南海・南海地震の被害想定が見直された。また、激動する国際情勢等の中、一層正確で安心できる情報を視聴者に届けることが、公共放送に求められている。

このような状況の下、放送・サービスにおいては、いかなる災害時にも対応できるよう、安全・安心を守るための公共放送の機能強化を一層拡充し、あわせて、24年度に引き続き、東日本大震災からの復興を支援する。また、確かなニュースや世界に通用する質の高い番組、日本や地域の発展につながる放送を充実するとともに、世界に向けた情報発信を強化する。

さらには、放送と通信の連携が一層進展する時代において、スーパーハイビジョンやハイブリッドキャスト等次世代のデジタル技術を活用した新たなサービスを開発する。あわせて、人にやさしい放送・サービスを拡充する。

協会の主たる財源である受信料については、24年10月から実施した値下げの通年化により、減収影響が更に大きくなるが、受信料の公平負担の徹底のため、営業改革と受信料制度の理解促進に努めるとともに、一層効率的な経営を行い、公共放送の価値を最大に高めていく。

(1) 安全・安心を守る公共放送の機能強化に向け、いかなる災害時にも対応できる放送設備の整備を行う。また、安定的な放送を継続するための設備更新を行うとともに、緊急報道の強化や地域放送の充実、新たなサービスへの対応等に必要な設備を整備する。

(2) 国内放送は、国民の生命・財産を守るため、災害時の報道及び番組制作体制を強化して、正確で迅速な報道に万全を期すとともに、東日本大震災からの復興を支援し、課題を掘り下げる番組を放送する。また、世界に通用する質の高い番組や世代を越えて楽しむことのできる番組など多彩なジャンルの番組を放送するとともに、地域の特性や視聴者の関心に応じた放送・サービスを充実し、日本や地域の発展に寄与する。

このほか、教育放送及び障害者や高齢者に向けた放送の充実を図るとともに、第23回参議院議員通常選挙及び第22回冬季オリンピック・ソチ大会の放送を実施する。

(3) 国際放送は、自主自律の編集権を堅持し、外国人向け放送及び邦人向け放送として、英語ニュース等テレビジョン国際放送の充実を図るとともに、ラジオ国際放送については的確かつ迅速な情報発信に努める。

(4) 受信料の公平負担の徹底に向けて、契約収納活動を強化するとともに、受信料制度に対する理解促進を図り、支払率と収納率の向上及び受信料収入の確保に努める。あわせて、効率的かつ効果的な業務運営を行う。

(5) 調査研究については、放送と通信が連携する時代にふさわしい新たなサービスに向けた放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組・サービスの向上に寄与する調査研究の推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。

(6) 給与については、要員や制度の見直し等により一層の抑制に努める。

(7) アーカイブス番組等を電気通信回線により、有料で一般の利用に直接供するサービスについては、提供番組の充実や利便性の向上等により、利用者の拡大を目指す。

(8) 会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。

(9) 公共放送としての役割を達成するため、協会独自の手法により、計画の進捗状況を適切に評価・管理するなど、マネジメントを強化するとともに、業務の棚卸しや要員の見直し等を行い、子会社等を含めた効率的な業務体制を構築する。また、放送会館の省エネルギー化を推進するなど、環境経営に着実に取り組む。さらに、放送・サービスの質を向上させるため、公共放送を担う人材の確保と育成に努めるとともに、職員の士気の向上と活力ある職場づくりを進める。

2　建設計画

建設計画については、衛星放送施設の整備に８億8,900万円、テレビジョン放送網及びラジオ放送網の整備に195億9,740万円、放送会館の整備に29億7,600万円、放送番組設備の整備に378億9,760万円、研究施設の整備等に100億7,000万円、総額714億3,000万円をもって施行する。

(1) 衛星放送施設整備計画

衛星テレビジョン放送の送信設備など衛星放送設備の整備を行う。

これらに要する経費は、８億8,900万円である。

(2) テレビジョン放送網整備計画

地震や停電等に備え、放送所の電源設備等の機能を強化するとともに、テレビジョン放送の受信状況の改善のための設備の整備を行う。また、老朽の著しいテレビジョン放送設備の更新等を行う。

これらに要する経費は、87億9,890万円である。

(3) ラジオ放送網整備計画

地震や停電等に備え、放送所の電源設備等の機能を強化するとともに、外国電波による混信等の受信状況を改善するため、中波放送局及びＦＭ放送局の建設を行う。また、国際放送の送信設備を更新するための負担を行うほか、老朽の著しいラジオ放送設備の更新等を行う。

これらに要する経費は、107億9,850万円である。

(4) 放送会館整備計画

放送会館については、京都、熊本及び仙台の放送会館の整備等を行う。

これらに要する経費は、29億7,600万円である。

(5) 放送番組設備整備計画

首都直下地震等に備え、放送センター（本部）の代替機能を整備するとともに、全国の取材・伝送機能等を強化する。また、老朽の著しい放送番組設備の更新等を行う。

これらに要する経費は、378億9,760万円である。

(6) 研究施設、一般施設整備計画

新しい放送技術の開発のための研究設備を整備するほか、局舎設備等の整備を行う。

これらに要する経費は、64億円である。

(7) 建設管理

建設計画の施行に共通して要する経費は、36億7,000万円である。

3　事業運営計画

(1) 国内放送

ア　番組関係

(ア) 地上テレビジョン放送

総合テレビジョンは、生活に欠かせないチャンネルとして、日本そして世界の課題を考えるニュースや番組を継続・強化するとともに、創造的な文化、教養、娯楽番組等、心豊かに暮らせる番組をバランスよく編成する。正確で迅速な報道に万全を期し、防災や減災に役立つ情報の提供を一層強化する。また、東日本大震災からの復興を支援する番組や世代を越えて楽しむことのできる番組を放送するとともに、世界に通用する大型番組の開発・展開を進める。放送時間は、１日24時間を基本とする。

教育テレビジョンは、青少年・子供の健全な育成に資する番組や文化・芸術の継承・発展に資する番組の充実を図る。また、知的関心にこたえる番組や福祉番組等を編成し、教育放送に求められる役割の強化を図る。このほか、定時のマルチ編成を行う。放送時間は、１日20時間を基本とする。

(イ) 衛星テレビジョン放送

ＢＳ１は、生放送にこだわったスポーツや世界の今を伝える国際情報、報道の背景を深く掘り下げる番組を中心に、新規視聴者層を開拓する番組等を編成する。また、国際的な展開を視野に入れた番組や放送と通信の連携を推し進めた番組を開発するほか、マルチ編成を活用して、視聴者の利便性を向上させる。放送時間は、１日24時間を基本とする。

ＢＳプレミアムは、本物志向の教養・娯楽チャンネルとして、多彩な分野の良質で個性的な番組を編成する。また、圧倒的な訴求力と話題性を持った大型企画番組を充実するとともに、先進的な演出手法やテーマにも挑戦し、新たなテレビ文化の創造に貢献する。放送時間は、１日24時間を基本とする。

(ウ) ラジオ放送

ラジオ第１放送は、ニュースを拡充するとともに、生放送の時間を増やして、災害等の緊急時には、生命や暮らしを守る情報を迅速に伝えるなど、安心ラジオとしての機能を一層強化する。また、音声の基幹波として、幅広い世代から信頼と共感が得られるように、生活情報や教養、娯楽番組など多彩な番組を編成する。放送時間は、１日24時間を基本とする。

ラジオ第２放送は、生涯学習波として、語学番組や学校放送番組等の教育番組、幅広いテーマの教養番組等、利用者の多様な知的欲求にこたえる番組を編成し、質の向上を図る。また、福祉番組や在日外国人向け番組等にも取り組む。放送時間は、１日19時間を基本とする。

ＦＭ放送は、総合音楽波として、優れた音質を生かした多彩な音楽番組等を編成する。また、災害等の緊急時には、ラジオ第１放送と連携して機動的な編成を行い、地域向けのメディアとしてきめ細かな情報を提供する。放送時間は、１日24時間を基本とする。

また、ラジオ放送を聴取しにくい状況の改善に資するため、ラジオ第１放送、ラジオ第２放送及びＦＭ放送の放送番組を放送と同時にインターネットを通じて提供するとともに、新たに一部の地域放送番組を追加して提供する。

(エ) 地域放送

地域放送は、地域に密着したきめ細かなニュース・生活情報や地域の課題に取り組む番組等を編成し、地域の安全・安心と再生・活性化に貢献する。地域を舞台にした番組を強化し、地域からの全国発信を積極的に実施する。地域放送の放送時間は、総合テレビジョンで１日２時間30分、ラジオ第１放送で１日２時間30分、ＦＭ放送で１日１時間20分を基本とする。

(オ) 補完放送

データ放送は、地上及び衛星のテレビジョン放送各波で実施し、各波の特長を踏まえたコンテンツを展開して、安全・安心に関するコンテンツや番組情報の充実を図る。このほか、インターネットの活用により放送と通信の連携を強化する。

テレビジョン放送による聴覚障害者や高齢者向けの字幕放送については、放送時間の拡大等サービスの充実を図る。また、主として視覚障害者向けの解説放送、ステレオ放送及び２か国語放送をテレビジョン放送の一部の番組で行う。

ワンセグ(主に携帯・移動端末向けサービス)は、総合テレビジョン及び教育テレビジョンで実施し、同じ内容の番組を同時に放送することを基本とする。ただし、教育テレビジョンでは一部で独自番組の放送を実施し、携帯・移動端末にふさわしい番組を放送する。ワンセグのデータ放送では、地域ごとのニュース・気象情報や番組関連情報等を提供する。

(カ) 放送番組の提供等

放送番組の提供については、国内外の放送事業者等への提供を通じて、協会が保有する映像資産等の多角的展開を行い、多様な媒体や伝送路を活用した社会還元や海外への情報提供を行う。

インターネットによるサービスについては、放送した番組等の提供を行うとともに、放送番組の周知やきめ細かな安全・安心情報を提供するなど、多様な情報発信に取り組む。

放送番組の利用については、番組の効果的な編成に合わせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。

これら番組関係に要する経費は、番組制作に2,076億3,930万４千円、番組の編成企画等に198億5,730万円で、総額2,274億9,660万４千円である。

イ　技術関係

放送施設の運用維持については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、設備の効率的な保守運用を図る。

これら技術関係に要する経費は、総額581億6,730万円である。

以上により、国内放送費総額は、2,856億6,390万４千円となる。

(2) 国際放送

国際放送は、外国人向けと邦人向けのテレビジョン国際放送及びラジオ国際放送を実施する。また、インターネットによるサービス等を行う。

外国人向けテレビジョン国際放送では、日本、アジアをはじめとする世界の情報を伝える英語ニュースを一層強化するとともに、日本の様々な魅力や最先端の動きを伝える多彩なジャンルの番組を放送する。あわせて、東日本大震災からの復興と再生に取り組む日本の姿を海外に向けて発信し、諸外国へ日本とアジアの実情を伝え、経済・文化交流と相互理解の一層の促進に貢献する。さらに、海外における受信環境の整備を行い、簡易な設備で放送の受信が可能となる地域を拡大するとともに、ハイビジョン放送を推進する。放送時間は、１日23時間程度を基本とする。

日本語による邦人向けテレビジョン国際放送では、１日５時間程度、ニュースや情報番組を中心に放送し、海外の日本人が必要とする国内外の最新情報を提供する。また、大規模な自然災害や事件・事故等の緊急事態が発生した場合は、的確かつ迅速な情報の提供に万全を期す。このほか、北米及び欧州向けの放送をそれぞれ１日５時間程度実施する。

ラジオ国際放送については、日本及び世界の最新の動向や幅広い情報を伝えるニュース・番組の充実を図り、地域の特性に応じた多様な手段で伝える。放送時間は、外国人向け放送と邦人向け放送を合わせて、１日58時間10分とする。

このほか、邦人に向けて海外の放送事業者等への放送番組の提供を行う。

インターネットによるサービスについては、情報性と利便性の向上を図るとともに、ニュースや番組のストリーミング配信等を充実する。

これらに要する経費は、総額158億1,120万２千円となる。

(3) 契約収納

受信料の公平負担の徹底に向けて、契約収納活動を強化するとともに、受信料制度に対する理解促進を図り、支払率と収納率の向上及び受信料収入の確保に努める。あわせて、効率的かつ効果的な業務運営を行う。

これらに要する経費は、総額582億3,057万１千円となる。

(4) 受信対策

衛星セーフティネット（地デジ難視対策衛星放送）の終了に向けて、新たな難視聴対策や混信への対策等を実施する。また、受信相談など視聴者への受信サービス活動を展開する。

これらに要する経費は、総額45億7,896万８千円となる。

(5) 広報

視聴者との対話の仕組みを一層強化し、意見や要望又は苦情を迅速かつ的確に把握することで、放送及び業務運営へ反映させる回路の充実に努める。また、公共放送や受信料制度への理解促進及び視聴者層の拡大に向けて、多様で効果的な広報活動を展開する。

これらに要する経費は、総額52億4,083万３千円となる。

(6) 調査研究

放送技術の研究については、スーパーハイビジョン等将来の映像文化の発展のための研究開発、放送と通信の連携サービス等新たなメディア環境に対応する技術の研究開発等を行う。

放送番組の研究については、若年層など視聴者層拡大のための多角的分析をはじめ、放送番組・サービスの向上に寄与する調査研究を行うとともに、全国接触者率調査を実施するなど、視聴者意向の的確な把握を行う。

これらに要する経費は、総額88億5,838万５千円となる。

(7) 給与

給与については、総額1,234億907万１千円とし、要員や制度の見直し等により一層の抑制に努める。また、全国ネットワークを含む公共放送の役割を果たすための要員体制の構築・整備を進める。

(8) 退職手当及び福利厚生

退職手当及び福利厚生については、社会保険費の減等により、総額613億4,450万４千円となる。

(9) 共通管理

共通管理については、施設管理費の減等により、総額123億470万１千円となる。

(10) 番組アーカイブ業務

アーカイブス番組等を電気通信回線により、有料で一般の利用に直接供するサービスについては、提供番組の充実や利便性の向上等により、利用者の拡大を目指す。

これに係る収入は17億8,231万円、支出は24億2,501万８千円である。

(11) 受託業務等

受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。

これらに係る収入は14億5,451万９千円、支出は12億1,963万８千円である。

(12) 効率的な経営の推進による公共放送の価値の最大化

公共放送としての役割を達成するため、協会独自の手法により、計画の進捗状況を適切に評価・管理する。あわせて、公共放送としての役割の実現を目指す基本方針や、「公共」「信頼」「創造・未来」「改革・活力」の４つの重点事項に加え、現場管理を一貫して管理し、マネジメントの強化を図る。また、業務の棚卸しや要員の見直し等を行い、より効率的かつ効果的な業務体制を構築するとともに、子会社等の経営目標管理を徹底するなど、ＮＨＫグループとしてのガバナンスやマネジメントを強化する。環境経営については、放送会館の省エネルギー化等に着実に取り組む。

さらに、放送・サービスの質を向上させるため、公共放送を担う高い使命感を備えた人材を確保するとともに、コンプライアンス意識の醸成やマネジメント力強化のための人材育成施策を充実する。あわせて、人材の評価・配置の適正化により職員の士気を高めるとともに、活力ある職場づくりを進める。

4　受信契約件数

(1) 地上契約

ア　有料契約見込件数

区分	平成25年度	平成24年度	増減
年度初頭契約件数	21,142,000	21,442,000	△ 300,000
年度内新規契約件数	1,540,000	1,590,000	△ 50,000
年度内解約件数	1,750,000	1,890,000	△ 140,000
年度内増加契約件数	△ 210,000	△ 300,000	90,000
年度末契約件数	20,932,000	21,142,000	△ 210,000

イ　受信料免除見込件数

区分	平成25年度	平成24年度	増減
年度初頭免除件数	2,394,000	2,337,000	57,000
年度内新規免除件数	291,000	288,000	3,000
年度内解約件数	206,000	231,000	△ 25,000
年度内増加免除件数	85,000	57,000	28,000
年度末免除件数	2,479,000	2,394,000	85,000

(2) 衛星契約

ア　有料契約見込件数

区　　分	平成25年度	平成24年度	増　減
年度初頭契約件数	16,963,000	16,213,000	750,000
年度内新規契約件数	1,210,000	1,260,000	△ 50,000
年度内解約件数	520,000	510,000	10,000
年度内増加契約件数	690,000	750,000	△ 60,000
年度末契約件数	17,653,000	16,963,000	690,000

イ　受信料免除見込件数

区　　分	平成25年度	平成24年度	増　減
年度初頭免除件数	309,000	273,000	36,000
年度内新規免除件数	80,000	80,000	0
年度内解約件数	58,000	44,000	14,000
年度内増加免除件数	22,000	36,000	△ 14,000
年度末免除件数	331,000	309,000	22,000

(3) 特別契約

有料契約見込件数

区　　分	平成25年度	平成24年度	増　減
年度初頭契約件数	9,000	9,000	0
年度内新規契約件数	0	0	0
年度内解約件数	0	0	0
年度内増加契約件数	0	0	0
年度末契約件数	9,000	9,000	0

（参考1）

有料契約見込総数

区　　分	地上契約	衛星契約	特別契約	合　計
年度初頭契約件数	21,142,000	16,963,000	9,000	38,114,000
年度内増加契約件数	△ 210,000	690,000	0	480,000
年度末契約件数	20,932,000	17,653,000	9,000	38,594,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区　　分	地上契約	衛星契約	合　計
年度初頭契約件数	201,000	99,000	300,000
年度内増加契約件数	1,000	6,000	7,000
年度末契約件数	202,000	105,000	307,000

（参考2）

支払区分別受信契約件数

(1) 地上契約

区　　分	口座振替	クレジットカード等継続払	継続振込	その他	合　計
年度初頭契約件数	15,122,000	2,061,000	2,682,000	1,277,000	21,142,000
年度内増加契約件数	△ 135,000	110,000	△ 45,000	△ 140,000	△ 210,000
年度末契約件数	14,987,000	2,171,000	2,637,000	1,137,000	20,932,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区　　分	口座振替	クレジットカード等継続払	継続振込	その他	合　計
年度初頭契約件数	89,000	11,000	44,000	57,000	201,000
年度内増加契約件数	5,000	3,000	△ 1,000	△ 6,000	1,000
年度末契約件数	94,000	14,000	43,000	51,000	202,000

(2) 衛星契約

区　　分	口座振替	クレジットカード等継続払	継続振込	その他	合　計
年度初頭契約件数	11,269,000	1,582,000	3,812,000	300,000	16,963,000
年度内増加契約件数	315,000	250,000	145,000	△ 20,000	690,000
年度末契約件数	11,584,000	1,832,000	3,957,000	280,000	17,653,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区　　分	口座振替	クレジットカード等継続払	継続振込	その他	合　　計
年度初頭契約件数	58,000	9,000	26,000	6,000	99,000
年度内増加契約件数	4,000	1,000	1,000	0	6,000
年度末契約件数	62,000	10,000	27,000	6,000	105,000

(3)　特別契約

区　　分	口座振替	継続振込	合　　計
年度初頭契約件数	4,000	5,000	9,000
年度内増加契約件数	0	0	0
年度末契約件数	4,000	5,000	9,000

5　要員計画

区　　分	要　員　数
事業運営関係	10,213人
建設関係	179
合　　計	10,392

要員数については、業務の効率化を積極的に推進することとし、年度内100人の純減を見込んだものである。

平成25年度資金計画

1　資金計画の概要

平成25年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料等による入金総額7,083億3,645万7千円、事業経費、建設経費等による出金総額7,214億9,465万5千円をもって施行する。

2　入金の部

受信料については、受信料収入予算6,221億101万7千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額6,167億2,816万円を予定する。

このほか、固定資産売却代金16億4,691万6千円、国際放送関係など交付金収入35億2,690万8千円、有価証券の償還294億円、受取利息その他の入金570億3,447万3千円を見込む。

以上により、入金額は、総額7,083億3,645万7千円である。

3　出金の部

事業経費5,728億2,893万2千円、建設経費714億3,000万円、有価証券の購入400億円、納付消費税その他の出金372億3,572万3千円を合わせ出金額は、総額7,214億9,465万5千円である。

（参考）　資金の需要及び調達の四半期別見込は、下表のとおりである。

（単位　千円）

区　　分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合　　計
1　前期末資金有高	76,739,000	98,516,303	74,537,112	91,961,213	—
2　入　　金	210,422,210	142,124,194	205,014,314	150,775,739	708,336,457
受信料	188,743,938	122,414,014	181,007,347	124,562,861	616,728,160
固定資産売却代金	1,275,138	23,172	198,468	150,138	1,646,916
交付金収入	4,716	1,812,423	7,860	1,701,909	3,526,908
有価証券償還	5,000,000	7,800,000	9,300,000	7,300,000	29,400,000
受取利息その他の入金	15,398,418	10,074,585	14,500,639	17,060,831	57,034,473
3　出　　金	188,644,907	166,103,385	187,590,213	179,156,150	721,494,655
事業経費	159,027,271	132,334,854	146,607,683	134,859,124	572,828,932
建設経費	16,381,686	12,390,900	17,229,498	25,427,916	71,430,000
有価証券購入	5,000,000	11,500,000	14,500,000	9,000,000	40,000,000
納付消費税その他の出金	8,235,950	9,877,631	9,253,032	9,869,110	37,235,723
4　期末資金有高	98,516,303	74,537,112	91,961,213	63,580,802	—

日本放送協会平成25年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見

放送法（昭和25年法律第132号）第70条第2項の規定に基づき、日本放送協会平成25年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

平成25年3月

総　務　大　臣

日本放送協会平成25年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見

日本放送協会（以下「協会」という。）は、国民の命・安心を守り、日本の元気をつくる公共放送として、大規模災害に備えた公共放送の機能の強靭化、新たなメディア環境への対応や受信料の公平負担の更なる徹底といった、デジタル放送への完全移行化後の新たな課題への対応を着実に実施し、その社会的使命を確実に果たしていくことが求められている。

協会の平成25年度の収支予算、事業計画及び資金計画(以下「収支予算等」という。)については、平成24年10月より実施された受信料の値下げによる受信料収入の減収が見込まれる中、増収に向けた取組や経営の効率化により、収支均衡予算としており、おおむね妥当なものと認められる。

なお、その収支予算等の実施にあたっては、受信料を負担する国民・視聴者に対するサービスの低下を招かないよう配慮することが必要である。

また、特に下記の点について配意すべきである。

1　経営改革の推進

○　国民・視聴者の受信料により運営される公共放送として、国民・視聴者に対するサービスの低下につながらないことに配慮しつつ、業務の合理化・効率化に努めること。

○　給与等について、成果・業績に見合うよう一層の制度見直しを行い、適正化に努める等、国民・視聴者に対する説明責任を十分果たしていくこと。

○　子会社等に関して、特殊法人の子会社等としての位置付けに配慮しつつ、グループとしてのガバナンスを強化し、明確な事業戦略に基づいて、重複業務の整理及び子会社等からの適切な還元の推進に努めること。

○　契約収納費について、地域スタッフ制から適切な法人委託への円滑な移行等により、削減に向けて徹底的に取り組むとともに、受信料支払率の地域間格差の状況を踏まえ、戦略的かつ効率的な営業活動に努めること。

○　その他、調達に係る取引の透明化・経費削減、コンプライアンス意識の向上に向けた取組の徹底、経営・業務に係る情報公開の推進及び環境に配意した経営等、従来より指摘してきた事項についても引き続き取組の徹底を図ること。

2　放送番組の充実等

○　番組編集に当たっては、我が国の公共放送としての位置付けを踏まえ、我が国の文化の向上に寄与するとともに、国民各層の中で意見が対立している問題についてはできるだけ多くの角度から論点を明らかにするなど、正確かつ公平な報道に努めること。

○　多様な放送番組が提供できるよう、適正な取引条件の確保に配慮しつつ、外部制作事業者に十分な機会を提供することで、その能力の一層積極的な活用に努めること。

○　国際放送について、我が国の文化・経済等に係る情報発信の拡大を図ることを通じ、我が国が正しく理解され、国際理解・国際交流に資するとともに、その結果として成長戦略の推進に寄与するよう、効率性にも配慮しつつ、番組内容の充実、国内外の認知度の向上及び受信環境の整備を一層推進すること。

○　その他、地域からの情報発信の強化及び字幕・解説放送等の拡充等、従来より指摘してきた事項についても引き続き取組の徹底を図ること。

3　新しいメディア環境への対応

○　平成25年度に単年度黒字化を見込んでいた番組アーカイブ業務(ＮＨＫオンデマンド)について、平成25年度予算において黒字化が見通せない状況にあることを踏まえ、更なる増収策の強化と経費削減に努めること。

○　その他のインターネットを活用するサービスについては、受信端末や配信プラットフォームの多様化といった環境の変化を踏まえて、受信料との関係を整理しつつ、公共放送として利用者のニーズに適切に対応できるよう検討・取組を促進すること。

○　４Ｋ・８Ｋといったスーパーハイビジョンの早期実現に向けて取組を強化するとともに、スマートテレビ等新たなメディア環境に対応する技術とサービス基盤の確立に向けて、関連民間事業者等と連携を図りつつ、公共放送として先導的な役割を果たすこと。

4　受信料の公平負担の徹底等

○　受信料の公平負担を確保するため、効率性にも配慮しつつ、多様な手法を活用することにより、未契約者及び未払者対策を一層徹底すること。

○　視聴行動の変化や技術革新の動向等も踏まえ、未払者への対処方策も含めて、公平・公正で透明性の高い受信料体系の在り方について、広く国民の意見を聴取し、その結果を踏まえた検討を行うこと。

5　テレビ放送の完全デジタル化後の取組

○　衛星による暫定対策を講じた世帯等への恒久対策等、地上デジタル放送への移行後の課題に着実に取り組むこと。特に、東京スカイツリーへの送信機能の移転にあたっては、受信対策や事前の周知活動等に万全を期すこと。

○　地上デジタル放送日本方式に係る研究開発の成果がより広くいかされることで放送技術の進歩発達に寄与する観点から、同方式の国際展開に取り組むこと。

6　東日本大震災からの復興への貢献と公共放送の機能の強靭化

○　東日本大震災に関する災害映像や復興の記録、被災者の証言等のアーカイブ等、記録の伝承とこれらの公開に努めるとともに、被災地を支援する取組を充実することにより、復興に貢献すること。

○　政府の南海トラフ巨大地震に係る被害想定の見直しを踏まえ、大規模震災に備えた公共放送の機能の強靭化に係る取組の拡充及び前倒しを行うこと。

○　新放送センターの整備について、国民・視聴者に対して適切に情報開示を行いつつ、財源の確保を含めて構想の具体化を進めること。

審査報告書

所得税法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成二十五年三月二十七日

財政金融委員長　藤田　幸久

参議院議長　平田　健二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、現下の経済情勢等を踏まえ、成長と富の創出の好循環を実現する等の観点から、試験研究を行った場合の税額控除制度の特例、生産等設備投資促進税制及び所得拡大促進税制の創設等の法人関係税制の改正、経営改善に向けた設備投資促進税制の創設、交際費等の損金不算入制度に係る定額控除限度額の引上げ等の中小企業関係税制の改正、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設並びに上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税の特例並びに非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税制度の拡充等の金融・証券税制の改正を行うとともに、社会保障・税一体改革を着実に実施するための所得税の最高税率の引上げ、相続税の基礎控除の引下げ及び最高税率の引上げ等の税率構造の見直し並びに贈与税の税率構造の見直し並びに非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度の見直し並びに住宅借入金等に係る所得税額控除制度等の延長・拡充並びに避難解除区域等に係る税額控除制度の拡充等の復興支援税制の改正及び延滞税等の見直しを行うほか、既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて土地の売買等に係る登録免許税の特例等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に伴う平成二十五年度の租税減収見込額は、約二千三百四十億円である。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　税制の公平性等を確保するため、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書を踏まえ、適用実績の把握と効果の検証を十分に行うとともに、効果が不明確なものは縮減・廃止するなど、租税特別措置の徹底した見直しを推進すること。

一　申告件数の増加、滞納状況の推移、経済取引の国際化・広域化・高度情報化による調査・徴収事務等の複雑化に加え、近年の国税通則法の改正及び社会保障・税一体改革に伴う税制改正への対応など事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、歳入を確保するため、国税職員の定員の確保、高度な専門知識を要する職務に従事する国税職員の処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。

右決議する。

所得税法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十五年三月二十二日

衆議院議長　伊吹　文明

参議院議長　平田　健二殿

所得税法等の一部を改正する法律案

所得税法等の一部を改正する法律

（所得税法の一部改正）

第一条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の三第四号中「課税の特例」の下に「、第二百二十四条の三（株式等の譲渡の対価の受領者等の告知）」を加える。

第十一条第一項中「給付補てん金」を「給付補塡金」に、「公社債又は貸付信託、投資信託若しくは特定目的信託の受益権で政令で定めるもの（以下この条において「公社債等」という。）の利子、収益の分配又は第二十四条第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当（以下この条において「利子等」という。）を「貸付信託の受益権の収益の分配」に、「公社債等を」を「受益権を」に改め、同条第二項中「公社債等の利子等」を「貸付信託の受益権の収益の分配」に、「公社債等が」を「受益権が」に改め、同条第三項中「公社債等の利子等に係る」を「公社債又は貸付信託、投資信託若しくは特定目的信託の受益権で政令で定めるもの（以下この条において「公社債等」という。）の利子、収益の分配又は第二十四条第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当（以下この条において「利子等」という。）に係る」に改める。

第十四条第一項中「配当、償還金等」を「配当等」に改める。

第十七条中「規定する支払をする者」の下に「（以下この条において「給与等支払者」という。）」を加え、「その者」を「当該給与等支払者」に、「当該給与等の支払をする者が」を「当該給与等支払者が国内において」に改める。

第二十三条第一項中「社債、株式等の振替に関する法律第九十条第三項（定義）に規定する分離利息振替国債（財務省令で定めるところにより同条第一項に規定する元利分離が行われたものに限る。）」を「公社債で元本に係る部分と利子に係る部分とに分離されてそれぞれ独立して取引されるもののうち、当該利子に係る部分であつた公社債」に改める。

第八十九条第一項の表を次のように改める。

百九十五万円以下の金額	百分の五
百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額	百分の十
三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額	百分の二十
六百九十五万円を超え九百万円以下の金額	百分の二十三
九百万円を超え千八百万円以下の金額	百分の三十三
千八百万円を超え四千万円以下の金額	百分の四十
四千万円を超える金額	百分の四十五

第二百二十四条の見出しを「（利子、配当等の受領者の告知）」に改め、同条第四項及び第五項を削る。

第二百二十四条の三第二項第二号中「第四号」を「次号」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　投資信託の受益権

第二百二十四条の三第二項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同項に次の二号を加える。

六　社債的受益権

七　公社債（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項第五号（定義）に規定する長期信用銀行債等その他政令で定めるものを除く。第四項において同じ。）

第二百二十四条の三第四項中「株式等証券投資信託、非公社債等投資信託若しくは特定受益証券発行信託の終了若しくは一部の解約又は特定受益証券発行信託に係る信託の分割により交付を受ける金銭その他の資産のうち政令で定めるもの（収益の分配に係る収入金額とされる部分として政令で定める金額に係る部分を除く。）」を「次に掲げる金銭その他の資産（」に改め、同項に次の各号を加える。

一　投資信託若しくは特定受益証券発行信託の終了若しくは一部の解約又は特定受益証券発行信託に係る信託の分割により交付を受ける金銭その他の資産のうち政令で定めるもの（収益の分配に係る収入金額とされる部分として政令で定める金額に係る部分を除く。）

二　社債的受益権又は公社債の元本の償還により交付を受ける金銭その他の資産（当該金銭その他の資産とともに交付を受ける金銭その他の資産で元本の価額の変動に基因するものを含む。）

三　分離利子公社債（公社債で元本に係る部分と利子に係る部分とに分離されてそれぞれ独立して取引されるもののうち、当該利子に係る部分であつた公社債をいう。）に係る利子として交付を受ける金銭その他の資産

第二百二十四条の五第一項第四号中「第六号」を「第七号」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　市場デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第八項第一号に規定する商品関連市場デリバティブ取引に限る。以下この号において同じ。）をした場合（前号に掲げる場合を除く。）　当該市場デリバティブ取引の相手方である同条第十七項に規定する取引所金融商品市場を開設した同条第十六項に規定する金融商品取引所の長

第二百二十五条第一項中「並びに第七号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名の公社債に係る第二百二十四条第四項（利子、配当、償還金等の受領者の告知）に規定する償還金に関するもの」を削り、同項第七号を次のように改める。

七　削除

第二百二十五条第一項第八号中「国内源泉所得、」を「国内源泉所得又は」に改め、「又は前号に規定する償還金」を削り、同項第十号中「掲げる者」の下に「、同条第三項に規定する金銭等の交付をする同項に規定する交付をする者」を、「償還金等の」の下に「交付をする同項に規定する」を加え、同項第十一号を次のように改める。

十一　第百六十四条第一項第四号に掲げる非居住者、内国法人（一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）、人格のない社団等並びに法人税法以外の法律によつて法人税法第二条第六号（定義）に規定する公益法人等とみなされているもので政令で定めるものに限る。）又は外国法人に対し国内において第二百二十四条の三第四項に規定する償還金等のうち政令で定めるものの交付をする同項に規定する交付をする者

第二百四十二条第四号中「配当、償還金等」を「配当等」に改め、「又は第四項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改める。

別表第一預金保険機構の項中「（昭和四十六年法律第三十四号）」を削る。

別表第二㈧を次のように改める。

（八）

<table>
<tr><td rowspan="3">その月の社会保険料等控除後の給与等の金額</td><td colspan="8">甲</td><td rowspan="3">乙</td></tr>
<tr><td colspan="8">扶　養　親　族　等　の　数</td></tr>
<tr><td>0　人</td><td>1　人</td><td>2　人</td><td>3　人</td><td>4　人</td><td>5　人</td><td>6　人</td><td>7　人</td></tr>
<tr><td>以　上　未　満</td><td colspan="8">税　　額</td><td>税　　額</td></tr>
<tr><td>1,250,000円</td><td>円
207,030</td><td>円
196,580</td><td>円
188,850</td><td>円
181,570</td><td>円
174,280</td><td>円
167,000</td><td>円
159,720</td><td>円
152,870</td><td>円
484,500</td></tr>
<tr><td>1,250,000円を超え1,740,000円に満たない金額</td><td colspan="8">1,250,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,250,000円を超える金額の33％に相当する金額を加算した金額</td><td rowspan="4">484,500円に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,250,000円を超える金額の45％に相当する金額を加算した金額</td></tr>
<tr><td>1,740,000円</td><td>円
368,730</td><td>円
358,280</td><td>円
350,550</td><td>円
343,270</td><td>円
335,980</td><td>円
328,700</td><td>円
321,420</td><td>円
314,570</td></tr>
<tr><td>1,740,000円を超え3,570,000円に満たない金額</td><td colspan="8">1,740,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,740,000円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額</td></tr>
<tr><td>3,570,000円</td><td>円
1,100,730</td><td>円
1,090,280</td><td>円
1,082,550</td><td>円
1,075,270</td><td>円
1,067,980</td><td>円
1,060,700</td><td>円
1,053,420</td><td>円
1,046,570</td></tr>
<tr><td>3,570,000円を超える金額</td><td colspan="8">3,570,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち3,570,000円を超える金額の45％に相当する金額を加算した金額</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="9">扶養親族等の数が７人を超える場合には、扶養親族等の数が７人の場合の税額から、その７人を超える１人ごとに1,580円を控除した金額</td><td>従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等１人ごとに1,580円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額</td></tr>
</table>

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠　「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

㈡　「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

（備考）　税額の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

(1)　まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2)　当該申告書により申告された扶養親族等の数が７人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3)　当該申告書により申告された扶養親族等の数が７人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が７人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が７人を超える１人ごとに1,580円を控除した金額が、その求める税額である。

(4)　(2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

㈡　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等１人ごとに1,580円を控除した金額）が、その求める税額である。

別表第三㈦を次のように改める。

（七）

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
32,000	32,100	3,905	3,665	3,420	3,180	2,935	2,690	2,480	2,265	12,110	2,078
32,100	32,200	3,930	3,685	3,440	3,200	2,955	2,715	2,495	2,285	12,160	2,096
32,200	32,300	3,950	3,705	3,465	3,220	2,980	2,735	2,515	2,305	12,210	2,114
32,300	32,400	3,970	3,730	3,485	3,245	3,000	2,755	2,535	2,325	12,260	2,132
32,400	32,500	4,000	3,750	3,510	3,265	3,020	2,780	2,555	2,345	12,310	2,150
32,500	32,600	4,030	3,775	3,530	3,285	3,045	2,800	2,575	2,360	12,360	2,168
32,600	32,700	4,060	3,795	3,550	3,310	3,065	2,825	2,590	2,380	12,410	2,186
32,700	32,800	4,090	3,815	3,575	3,330	3,090	2,845	2,610	2,400	12,460	2,204
32,800	32,900	4,125	3,840	3,595	3,350	3,110	2,865	2,630	2,420	12,510	2,222
32,900	33,000	4,155	3,860	3,615	3,375	3,130	2,890	2,650	2,440	12,560	2,240
33,000円		4,170	3,870	3,630	3,385	3,140	2,900	2,660	2,445	12,610	2,258
33,000円を超え41,500円に満たない金額		33,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち33,000円を超える金額の31.5％に相当する金額を加算した金額								12,610円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち33,000円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額	2,258円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち33,000円を超える金額の24％に相当する金額を加算した金額
41,500円		円 6,850	円 6,550	円 6,310	円 6,065	円 5,820	円 5,580	円 5,340	円 5,125	円 16,010	
41,500円を超え58,000円に満たない金額		41,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち41,500円を超える金額の33％に相当する金額を加算した金額								16,010円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち41,500円を超える金額の45％に相当する金額を加算した金額	
58,000円		円 12,295	円 11,995	円 11,755	円 11,510	円 11,265	円 11,025	円 10,785	円 10,570		円 8,258
58,000円を超え119,000円に満たない金額		58,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち58,000円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額									8,258円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち58,000円を超える金額の33％に相当する金額を加算した金額
119,000円		円 36,695	円 36,395	円 36,155	円 35,910	円 35,665	円 35,425	円 35,185	円 34,970		円 28,388
119,000円を超える金額		119,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち119,000円を超える金額の45％に相当する金額を加算した金額									28,388円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち119,000円を超える金額の40％に相当する金額を加算した金額

別表第三に次のように加える。

（八）

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙	丙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額	税額
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに50円を控除した金額										与の等提いに申載養数扶等に上よた控額給て除がて合該記扶の給いる控書されたる場当に書た等し、族ごと、にめら求から金額従に扶申出るは、告さ親に養1人50円各てのつ額し税除	—

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠　「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

㈡　「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

（備考）　税額の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

(1)　まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2)　当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3)　当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに50円を控除した金額が、その求める税額である。

(4)　(2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判定の時期等）に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

㈡　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、

(1)　(2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに50円を控除した金額）が、その求める税額である。

(2)　その給与等が第百八十五条第一項第三号（労働した日ごとに支払われる給与等）に掲げる給与等であるときは、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

別表第四を次のように改める。

等の数								乙	
4人		5人		6人		7人以上			
除後の給与等の金額								前月の社会保険料等控除後の給与等の金額	
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
210千円未満		243千円未満		275千円未満		308千円未満			
210	300	243	300	275	333	308	372		
300	378	300	406	333	431	372	456		
378	424	406	450	431	476	456	502		
424	444	450	472	476	499	502	527		
444	470	472	496	499	525	527	553	241千円未満	
470	504	496	531	525	559	553	588		
504	543	531	574	559	604	588	632		
543	592	574	622	604	652	632	683		
592	751	622	771	652	792	683	812		
751	810	771	834	792	859	812	884	241	305
810	852	834	879	859	902	884	925		
852	898	879	922	902	947	925	971		
898	949	922	973	947	997	971	1,021		
949	1,013	973	1,038	997	1,064	1,021	1,089		
1,013	1,086	1,038	1,113	1,064	1,140	1,089	1,168	305	535
1,086	1,435	1,113	1,459	1,140	1,484	1,168	1,508		
1,435	1,664	1,459	1,692	1,484	1,720	1,508	1,749		
1,664	2,771	1,692	2,795	1,720	2,819	1,749	2,843	535	1,142
2,771	3,695	2,795	3,727	2,819	3,759	2,843	3,790		
3,695千円以上		3,727千円以上		3,759千円以上		3,790千円以上		1,142千円以上	

（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

金額から控除される社会保険料等の金額（以下この表において「前月中の社会保険料等の金額」という。）を控除し

険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。
である。
る旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、定の時期等）に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごと

居住者を含む。）については、四に該当する場合を除き、

る。
である。
合又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中表によらず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第三項

ときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控該金額から控除される社会保険料等の金額とみなす。

別表第四　賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（第百八十六条関係）

賞与の金額に乗ずべき率	甲							
	扶養親族							
	0人		1人		2人		3人	
	前月の社会保険料等控							
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
%	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0	68千円未満		94千円未満		133千円未満		171千円未満	
2	68	79	94	243	133	269	171	295
4	79	252	243	282	269	312	295	345
6	252	300	282	338	312	369	345	398
8	300	334	338	365	369	393	398	417
10	334	363	365	394	393	420	417	445
12	363	395	394	422	420	450	445	477
14	395	426	422	455	450	484	477	513
16	426	550	455	550	484	550	513	557
18	550	668	550	689	550	710	557	730
20	668	714	689	738	710	762	730	786
22	714	750	738	775	762	801	786	826
24	750	791	775	817	801	844	826	872
26	791	847	817	876	844	901	872	925
28	847	910	876	936	901	962	925	987
30	910	997	936	1,003	962	1,031	987	1,058
32	997	1,337	1,003	1,362	1,031	1,386	1,058	1,410
35	1,337	1,551	1,362	1,579	1,386	1,607	1,410	1,636
38	1,551	2,676	1,579	2,700	1,607	2,724	1,636	2,748
41	2,676	3,569	2,700	3,600	2,724	3,632	2,748	3,664
45	3,569千円以上		3,600千円以上		3,632千円以上		3,664千円以上	

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠　「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

㈡　「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項

（備考）　賞与の金額に乗ずべき率の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、㈣に該当する場合を除き、

(1)　まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等のた金額を求める。

(2)　次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保

(3)　(2)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

㈡　㈠の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当す該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判に１人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

㈢　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた

(1)　その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2)　(1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め

(3)　(2)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

㈣　前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料等の金額以下である場の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この規定を含む。）により税額を計算する。

㈤　㈠から㈣までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている除される社会保険料等の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当

（法人税法の一部改正）

第二条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第二項中「前九年内事業年度について」を「前九年内事業年度の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に」に、「確定申告書を提出している」を「書類を添付している」に改め、同条第五項中「について」を「の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に」に、「記載した確定申告書を提出し、かつ、その後において」を「記載した書類を添付し、かつ、当該事業年度後の各事業年度について」に、「の確定申告書を提出し、かつ、その後において」を「の確定申告書を提出し、かつ、当該合併等事業年度後の各事業年度について」に改める。

第五十九条第二項中「所得の金額を」を「所得の金額（第三号に掲げる場合に該当しない場合で、かつ、当該内国法人が当該適用年度終了の時において第五十七条第十一項各号に掲げる法人に該当しない場合において、同条第一項及び前条第一項、この項並びに第六十二条の五第五項の規定を適用しないものとして計算した場合における当該適用年度の所得の金額が当該合計額を超えるときは、その超える部分の金額の百分の二十に相当する金額を控除した金額）を」に改める。

第八十一条の九第二項第一号中「記載した確定申告書」を「記載した書類の添付がある確定申告書、修正申告書又は更正請求書」に改め、同条第五項第一号及び第二号中「のうち第五十七条第六項」を「で第五十七条第六項」に、「みなされて」を「みなされたもののうち、同項の規定により」に改め、「算入された金額」の下に「及び同条第五項の規定によりないものとされた金額」を加える。

（相続税法の一部改正）

第三条　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第二号を次のように改める。

二　相続又は遺贈により財産を取得した次に掲げる者であつて、当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有しないもの

イ　日本国籍を有する個人（当該個人又は当該相続若しくは遺贈に係る被相続人（遺贈をした者を含む。以下同じ。）が当該相続又は遺贈に係る相続の開始前五年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたことがある場合に限る。）

ロ　日本国籍を有しない個人（当該贈与をした者が当該贈与の時においてこの法律の施行地に住所を有していた場合に限る。）

第十五条第一項中「すべて」を「全て」に、「五千万円以下の金額　百分の十
千万円を超え三千万円以下の金額　百分の十五
三千万円を超え五千万円以下の金額　百分の二十
五千万円を超え一億円以下の金額　百分の三十
一億円を超え二億円以下の金額　百分の四十
二億円を超え三億円以下の金額　百分の四十五
三億円を超え六億円以下の金額　百分の五十
六億円を超える金額　百分の五十五」に、「千万円と千万円」を「三千万円と六百万円」に、「得た」を「算出した」に改める。

第十六条中「すべて」を「全て」に、「控除した金額」を「控除した残額」に改め、同条の表を次のように改める。

第一条の四第二号を次のように改める。

二　贈与により財産を取得した次に掲げる者であつて、当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有しないもの

イ　日本国籍を有する個人（当該個人又は当該贈与をした者が当該贈与前五年以内のいずれかの時においてこの法律の施行地に住所を有していたことがある場合に限る。）

ロ　日本国籍を有しない個人（当該贈与をした者が当該贈与の時においてこの法律の施行地に住所を有していた場合に限る。）

第十九条の三第一項中「六万円」を「十万円」に改める。

第十九条の四第一項中「六万円」を「十万円」に、「十二万円」を「二十万円」に改める。

第二十一条の四の見出し中「特別障害者」を「特定障害者」に改め、同条第一項中「第十九条の四第二項」を「特定障害者（第十九条の四第二項」に、「。以下この条」を「。以下この項」に改め、「特別障害者」という。）の下に「及び第十九条の四第二項に規定する障害者（特別障害者を除く。）のうち精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者その他の精神に障害がある者として政令で定めるもの（第一条の四第二号又は第三号の規定に該当する者を除く。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「あるもの（以下この条」を「あるもの（第三項）」に、「当該特別障害者」を「当該特定障害者」に、「特別障害者扶養信託契約」を「特定障害者扶養信託契約」に、「当該信託契約」を「当該特定障害者扶養信託契約」に改め、「六千万円」の下に「（特定障害者のうち特別障害者以外の者にあつては、三千万円）」を加え、同条第二項中「特別障害者扶養信託契約」を「特定障害者扶養信託契約」に、「特別障害者を」を「特定障害者を」に、「特別障害者の死亡後六月を経過する日」を「特定障害者の死亡の日」に改め、同条第三項中「当該申告書」を「当該障害者非課税信託申告書」に、「特別障害者扶養信託契約」を「特定障害者扶養信託契約」に改め、同条第四項中「当該申告書」を「当該障害者非課税信託申告書」に改める。

第二十一条の七の表を次のように改める。

二百万円以下の金額	百分の十
二百万円を超え三百万円以下の金額	百分の十五
三百万円を超え四百万円以下の金額	百分の二十
四百万円を超え六百万円以下の金額	百分の三十
六百万円を超え千万円以下の金額	百分の四十
千万円を超え千五百万円以下の金額	百分の四十五
千五百万円を超え三千万円以下の金額	百分の五十
三千万円を超える金額	百分の五十五

第二十一条の八中「前条」を「前条又は第二十一条の十三」に、「控除した金額」を「控除した残額」に改め、同条ただし書中「同条」を「これら」に改める。

第二十一条の九第一項及び第四項中「六十五歳」を「六十歳」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第四条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の一の項を次のように改める。

一　学校法人（私立学校法第六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人を含む。）	私立学校法	一　校舎、寄宿舎、図書館その他保育又は教育上直接必要な附属建物（以下「校舎等」という。）の所有権（賃借権を含む。以下同じ。）の取得登記（権利の保存、設定、転貸又は移転の登記をいう。以下同じ。） 二　校舎等の敷地、運動場、実習用地その他の直接に保育又は教育の用に供する土地の権利（土地の所有権及び土地の上に存する権利をいう。以下同じ。）の取得登記 三　自己の設置運営する児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項（保育所）に規定する保育所（以下「保育所」という。）の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の第一号から第三号までのいずれかの登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。

別表第三の五の二の項を次のように改める。

五の二　公益社団法人及び公益財団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	一　自己の設置運営する学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学校の範囲）に規定する学校又は同法第百二十四条（専修学校）に規定する専修学校若しくは同法第百三十四条第一項（各種学校）に規定する各種学校をいう。）の校舎等の所有権の取得登記又は当該校舎等の敷地、当該学校の運動場、実習用地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記 二　自己の設置運営する保育所の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。

別表第三の十二の項を次のように改める。

十二　宗教法人	宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）	一　専ら自己又はその包括する宗教法人の宗教の用に供する宗教法人法第三条（境内建物及び境内地の定義）に規定する境内建物の所有権の取得登記又は同条に規定する境内地の権利の取得登記 二　自己の設置運営する学校（学校教育法第一条（学校の範囲）に規定する幼稚園に限る。）の校舎等の所有権の取得登記又は当該校舎等の敷地、当該学校の運動場、実習用地その他の直接に保育若しくは教育の用に供する土地の権利の取得登記 三　自己の設置運営する保育所の用に供する建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地その他の直接に保育の用に供する土地の権利の取得登記	第三欄の第一号から第三号までのいずれかの登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。

（印紙税法の一部改正）

第五条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の非課税物件の欄中「三万円」を「五万円」に改める。

（国税通則法の一部改正）

第六条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「掲げる」を「定める」に、「決定又は」を「決定若しくは」に改め、「納付すべき国税」の下に「又は源泉徴収による国税」を加え、同項第一号中「とき。」を「とき」に改め、同項第二号中「又は期限後申告書」を「若しくは期限後申告書」に改め、「があつた場合」の下に「又は源泉徴収による国税につき納付すべき税額が確定した時以後に当該国税の納税地に異動があつた場合」を加え、「その異動に」を「これらの異動に」に、「とき。」を「とき」に改める。

第七十一条第一項に次の一号を加える。

三　更正の請求をすることができる期限について第十条第二項（期間の計算及び期限の特例）又は第十一条（災害等による期限の延長）の規定の適用がある場合における当該更正の請求に係る更正又は当該更正に伴つて行われることとなる加算税についてする賦課決定　当該更正の請求があつた日から六月間

第七十二条第一項中「又は前条第一項第一号」を「、前条第一項第一号」に改め、「更正決定等」の下に「又は同項第三号の規定による更正若しくは賦課決定」を加える。

第八十五条第一項中「に関する処分」の下に「（第三十六条第一項（納税の告知）の規定による納税の告知のうち同項第一号（不納付加算税及び第六十八条第三項（重加算税）の規定による重加算税に係る部分に限る。）及び第二号に係るものを除く。）」を加え、同条第二項中「附記」を「付記」に改める。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第七条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「若しくは第四十一条の十二第一項若しくは第二項」を「、第四十一条の十二第一項若しくは第二項若しくは第四十一条の十二の二第一項から第三項まで」に改め、同条第二項中「並びに第四十一条の十二第一項及び第二項並びに第四十一条の十二の二第一項から第三項まで」に改め、同条第三項中「若しくは第四十一条の十二第二項」を「、第四十一条の十二第二項若しくは第四十一条の十二の二第一項から第三項まで」に改め、同条第四項中「並びに第四十一条の十二第二項」を「、第四十一条の十二第二項並びに第四十一条の十二の二第一項から第三項まで」に改め、同条第五項中「若しくは第四十一条の十一第一項若しくは第四十一条の十二の二第一項から第三項まで」に改め、同条第六項中「及び第四十一条の十第一項」を「、第四十一条の十第一項及び第四十一条の十二の二第一項から第三項まで」に改め、同条第七項中「若しくは第四十一条の九第三項」を「、第四十一条の九第三項若しくは第四十一条の十二の二第一項から第三項まで」に改め、同条第八項中「及び第四十一条の九第三項」を「、第四十一条の九第三項及び第四十一条の十二の二第一項から第三項まで」に改め、同条第九項中「若しくは第四十一条の九第二項若しくは第三項」を「、第四十一条の九第二項若しくは第三項若しくは第四十一条の十二の二第一項から第三項まで」に改め、同条第十一項中「並びに第四十一条の九第二項及び第三項」を「、第四十一条の九第二項及び第三項並びに第四十一条の十二の二第一項から第三項まで」に改め、同条第十四項中「掲げる配当等」を「掲げる利子等及び配当等」に改め、「つに係る」の下に「利子所得及び」を加え、「配当所得については、所得税法」を「利子所得又は配当所得については、所得税法」に、「配当所得の」を「利子所得の金額又は配当所得の」に、「第九条の三各号」を「第八条の四第一項各号」に改め、同条第十五項第二号中「配当所得の金額（」を「利子所得の金額又は配当所得の金額（」に、「配当所得の金額」を「配当所得等の金額」に改め、同項第三号中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項第四号中「係る配当所得」を「係る配当所得等」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第十六項中「利子等」を「一般利子等」に改め、同条第二十項中「掲げる配当等」を「掲げる利子等及び配当等」に改め、「つに係る」の下に「利子所得及び」を加え、「配当所得については、所得税法」を「利子所得又は配当所得については、所得税法」に、「配当所得の」を「利子所得の金額又は配当所得の」に、「第九条の三各号」を「第八条の四第一項各号」に改め、同条第二十一項第二号中「配当所得の金額（」を「利子所得の金額又は配当所得の金額（」に、「配当所得の金額」を「配当所得等の金額」に改め、同項第三号及び第四号中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項第五号中「係る配当所得」を「係る配当所得等」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改める。

第十一条第三項中「係る共助対象外国租税」の下に「（その滞納処分費を含む。）」を加え、同条第四項中「により共助対象外国租税」の下に「（その滞納処分費を含む。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「場合には、第一項に規定する」を「場合には、」に、「及び共助実施決定並びに」を「、共助実施決定及び」に改め、「第二十一条」の下に「、第二十三条第四項」を加え、「を準用する」を「（共助対象外国租税の滞納処分費については、これらの規定のほか、国税通則法第十三条、第七十二条、第七十三条及び第百二十二条並びに国税徴収法第百三十九条、第百五十三条及び第百五十四条の規定）を準用する」に改め、同項の表国税通則法の項中「提供（」の下に「同条第一項に規定する共

助対象外国租税の滞納処分費の納付を含む。」を加え、「租税条約等実施特例法第二条第三号」を「相手国等（租税条約等実施特例法第二条第三号」に、「（以下「相手国等」という」を「をいい、租税条約等実施特例法第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する共助対象外国租税の滞納処分費にあつては、我が国とする。第六項を除き、以下同じ」に、

第四十六条第五項	納税

を

第四十六条第五項	納税	徴収
第四十六条第六項	いう。以下同じ	い

に、

納付させる	提供させる	納付させる
納付させる	提供させる	納付させる
納付の	提供の	提供の

を

を納付させる	の提供（租税条約等実施特例法第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する共助対象外国租税の滞納処分費の納付を含む。以下この条において同じ。）をさせる	を納付させる
納付させる金額、納付の	の提供をさせる	
提供をさせる金額、提供の		

に、

全額を提供しない	全額の提供をしない
提供させる	提供をさせる

を

全額の提供をしない	全額を提供しない
提供をさせる	提供させる

に、「提供すべき」を「提供をすべき」に、「を提供せず」を「の提供をせず」に、

第五十二条第六項	納付させる	提供させる

を

第五十二条第六項	を納付させる	の提供をさせる

に改め、同表国税徴収法の項中「全額の提供」の下に「（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する共助対象外国租税の滞納処分費の納付を含む。）」を加え、「以下「共助対象外国租税」という」を「第百二十九条第一項第三号（配当の原則）に掲げる債権に該当するものを除く。）及びその滞納処分費（第十条（直接の滞納処分費の優先）に規定する滞納処分費を除く」に、

納付、充当、更正の取消	租税条約等実施特例法第十一条第十一項（相手国等の租税の徴収の共助）の規定により共助の終了の決定がされ、かつ、納付	納付、充当、更正の取消その他の理由により差押に係る国税の全額が消滅した
全額	滞納処分費の全額	租税条約等実施特例法第十一条第十一項（相手国等の租税の徴収の共助）の規定により共助の終了の決定がされた

を

納付、充当、更正の取消	納付、充当、更正の取消その他の理由により交付要求に係る国税が消滅した
租税条約等実施特例法第十一条第十一項（相手国等の租税の徴収の共助）の規定により共助の終了の決定がされた	

に改め、「。以下同じ」を削り、

納付、充当、更正の取消
が消滅した

租税条約等実施特例法第十一条第十一項（相手国等の租税の徴収の共助）の規定により共助の終了の決定がされ、かつ、納付の滞納処分費が消滅した	に、「が完納された」を「国税が完納された」に、「の全額の任意提供」を「租税条約等実施特例法第十一条第十一項（相手国等の租税の徴収の共助）の規定により共助の終了の決定」に改め、「規定する相手国等」の下に「（租税条約等実施特例法第十一条第一項（相手国等の租税の徴収の共助）に規定する共助対象外国租税の滞納処分費にあつては、我が国）」を加え、「共助対象外国租税の額を」を「同条第一項に規定する共助対象外国租税（その滞納処分費を含む。以下「共助対象外国租税」という。）の額を」に、「同条第一項」を「同項」に改め、同条第五項中「場合、国税」の下に「（その滞納処分費を含む。以下この項において同じ。）」を、「前項において準用する場合を含む」の下に「。以下この項において同じ」を加え、「及び第十八条」を「、第十一条第三項（調整法第二十八条において準用する場合を含む。）、第十八条」に、「の規定の」を「及び第二十条の七（調整法第二十条の九第二項、第二十条の十及び第三十六条の十二第二項において準用する場合を含む。）の規定の」に、「を除く」を「（第三号に掲げる債権に該当するものを除く。）及びその滞納処分費（第十条（直接の滞納処分費の優先）に規定する滞納処分費を除く。）を除く」に改め、㈢第十一条第五項の規定により読み替えて適用される国税徴収法第百二十九条第一項」の下に「（租税条約等実施特例法第十一条第四項において準用する場合を含む。以下同じ。）」を、「共助対象外国租税（」の下に「その滞納処分費を含む。」を加え、「みなす」と、」を「みなす」と、調整法第十一条第三項中「みなす」とあるのは「みなし、その交付の時に共助対象外国租税に係る交付要求があつたものとみなす」と、」に改め、「同条第三項」の下に「及び調整法第二十条の七第三項」を加え、同条第七項に後段として次のように加える。

この場合において、所轄国税局長等は、これらの金銭の譲与を国税庁長官が指定した国税局長に嘱託することができる。

第十一条の二第三項中「国税（」の下に「その滞納処分費を含み、国税通則法第二条第四号に規定する」を加え、同条第四項の表第七十二条の百三第二項の項及び第七十二条の百四第一項の項を次のように改める。

第七十二条の百三第二項	第七十二条の百又は第七十二条の百一の規定により併せて賦課され又は申告された	未納に係る
第七十二条の百四第一項	当該還付すべき消費税に係る還付金に相当する額	既に納付された貨物割の額から還付後納付消費税額（既に納付された消費税の額から当該還付すべき消費税に係る還付金に相当する額を控除して得た額をいう。）
	を還付するものとする	を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を還付するものとする

第十一条の二第四項の表附則第九条の六第二項の項を次のように改める。

附則第九条の六第二項	附則第九条の四又は前条の規定により併せて賦課され又は申告された	未納に係る

第十一条の二第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　我が国が租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等に徴収の共助を要請した共助対象国税につき当該相手国等から金銭又は証券の譲与を受ける場合には、国税通則法第四十三条及び第四十四条の規定により徴収の権限を有する国税局長、税務署長又は税関長（次項において「所轄国税局長等」という。）は、当該金銭の受領又は当該証券の受領及び取立てを国税庁長官が指定した国税局長（次項において「指定国税局長」という。）に嘱託することができる。

5　所轄国税局長等は、我が国が租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等に徴収の共助を要請した共助対象国税につき当該相手国等から受領した金銭又は当該相手国等から受領した証券を取り立てた金銭（当該所轄国税局長等から前項の規定による嘱託を受けた指定国税局長が受領した金銭又は受領した証券を取り立てた金銭を含む。）を、当該共助対象国税につき第二項の規定により徴収したものとみなされた金額を限度として、当該共助対象国税に充てる。

7　前項に定めるもののほか、同項の規定の適

用がある場合における地方消費税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（租税特別措置法の一部改正）

第八条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十条の三」を「第四十条の三の二」に、「第五十七条の十」を「第五十七条の九」に、「第六十八条の八十五の三」を「第六十八条の八十五」に改める。

第三条第一項中「昭和六十三年四月一日（普通預金その他これに類するものとして政令で定めるものにあつては、政令で定める日。第三項及び次条において同じ。）」を「平成二十八年一月一日」に、「（政令で定めるもの」を「で次に掲げるもの以外のもの（同法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収を行わないものとして政令で定めるもの（次条において「不適用利子」という。）」に、「及び次条において「利子等」」を「において「一般利子等」」に改め、同項に次の各号を加える。

一　特定公社債（第三十七条の十第二項第七号に掲げる公社債のうち第三十七条の十一第二項第一号又は第五号から第十四号までに掲げるものをいう。第四号において同じ。）の利子

二　公社債投資信託で、その設定に係る受益権の募集が公募（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する取得勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。）により行われたもの又はその受益権が第三十七条の十一第二項第一号に掲げる株式等に該当するものの収益の分配

三　公募公社債等運用投資信託の収益の分配

四　特定公社債以外の公社債の利子で、その支払の確定した日（無記名の公社債の利子については、その支払をした日）においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該公社債の利子の支払をした法人が法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当することとなるときにおける当該株主その他の政令で定める者が支払を受けるもの

第三条第二項中「利子等」を「一般利子等」に改め、同条第三項中「昭和六十三年四月一日」を「平成二十八年一月一日」に、「利子等」を「一般利子等」に、「第二百二十四条第一項から第三項まで」を「第二百二十四条」に改める。

第三条の二中「支払うべき利子等」を「支払うべき所得税法第二十三条第一項に規定する利子等（不適用利子を除く。）」に改め、「（昭和二十三年法律第二十五号）」を削り、「剰余金の配当」の下に「（以下この節において「剰余金の配当」という。）」を加える。

第三条の三第一項中「昭和六十三年四月一日」を「平成二十八年一月一日」に改め、「発行された公社債」の下に「（国その他の者が発行した外国通貨で表示された公社債で政令で定めるもの（次項において「外貨建公社債」という。）を除く。）」を加え、「若しくは公募公社債等運用投資信託」及び「（政令で定めるものを除く。）」を削り、「利子等（」を「利子等で第三条第一項第一号及び第二号に掲げるもの以外のもの（」に、「国外公社債等の利子等」を「国外一般公社債等の利子等」に改め、同条第二項中「昭和六十三年四月一日」を「平成二十八年一月一日」に、「国外公社債等の利子等につき」を「国外において発行された公社債（外貨建公社債を除く。）又は公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益権の利子又は収益の分配に係る所得税法第二十三条第一項に規定する利子等（国外において支払われるものに限る。以下この条において「国外公社債等の利子等」という。）につき」に改め、同条第三項中「昭和六十三年四月一日」を「平成二十八年一月一日」に改め、「金額（」の下に「当該国外公社債等の利子等が国外一般公社債等の利子等である場合において、」を加え、同条第四項中「前項の場合」を「前二項の場合」に、「昭和六十三年四月一日」を「平成二十八年一月一日」に、「当該外国所得税の額は、前項の規定により徴収して納付すべき当該国外公社債等の利子等に係る所得税の額を限度として当該所得税の額から控除する。この場合において、当該居住者に対する同条の規定の適用については、当該外国所得税の額は、ないものとする」を「次に定めるところによる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該国外公社債等の利子等が国外一般公社債等の利子等である場合には、当該外国所得税の額は、前項の規定により徴収して納付すべき当該国外一般公社債等の利子等に係る所得税の額を限度として当該所得税の額から控除するものとし、当該居住者に対する所得税法第九十五条の規定の適用については、ないものとする。

二　当該国外公社債等の利子等が国外一般公社債等の利子等以外の国外公社債等の利子等である場合には、第二項に規定する支払を受けるべき金額は、当該国外公社債等の利子等の額から当該外国所得税の額に相当する金額を控除した後の金額とする。

第三条の三第六項中「（以下この項において「公共法人等」という。）」及び「の額のうち、当該公共法人等又は金融機関若しくは金融商品取引業者等が当該国外公社債等の利子等に係る公社債又は公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益権を引き続き所有していた期間に対応する部分の金額として政令で定める金額」を削り、同条第七項中「第五項」の下に「及び前項」を加え、「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　国外一般公社債等の利子等以外の国外公社債等の利子等につき第三項の規定により所得税が徴収されるべき場合には、当該国外公社債等の利子等を有する居住者については、当該国外公社債等の利子等が内国法人から支払を受けるものであるときは第一号に定めるところにより、当該国外公社債等の利子等が内国法人以外の者から支払を受けるものであるときは同号及び第二号に定めるところにより、第八条の五の規定を適用する。

一　当該国外公社債等の利子等の国内における支払の取扱者から交付を受けるべき金額については、当該金額を第八条の五第四項に規定する支払を受けるべき利子等の額とみなす。

二　当該国外公社債等の利子等については、これを内国法人から支払を受けるものとみなす。

第四条の四第三項中「公社債投資信託以外の証券投資信託」を「証券投資信託（その設定に係る受益権の募集が第三条第一項第二号に規定する公募により行われたものに限る。）」に、「第三十七条の十第四項」を「第三十七条の十一第四項」に、「株式等」を「上場株式等」に改める。

第五条の二第一項中「で次に掲げる要件を満たすもの」を削り、「場合には、その」を「場合において、振替国債又は振替地方債の利子につき最初にこの項の規定の適用を受けようとする際、その旨、その者の氏名又は名称及び住所（国内に居所を有する非居住者その他の財務省令で定める者にあつては、財務省令で定める場所。以下この条において同じ。）その他の財務省令で定める事項を記載した書類（以下この条において「非課税適用申告書」という。）を、当該特定振替機関等を経由し、又は当該適格外国仲介業者及び当該適格外国仲介業者が当該振替国債若しくは振替地方債の振替記載等を受ける特定振替機関等（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受ける特定振替機関等）を経由して当該特定振替機関等の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しているときは、その」に改め、「（その者が当該振替国債又は当該振替地方債を引き続き所有していた期間（当該振替国債又は当該振替地方債につき引き続き振替記載等を受けていた期間に限る。以下この条において「所有期間」という。）に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）」を削り、同項各号を削り、同条第二項中「第十三項」を「第十一項」に改め、同条第三項中「。次項において「受益者等」という。」を削り、同条第四項中「第一項各号に掲げる要件を満たしており」を「第一項の規定による非課税適用申告書を提出しており」に、「第十一項、第十二項及び第十四項」を「次項及び第十二項」に、「次に掲げる要件を満たしている」を「、当該非居住者又は外国法人が当該組合財産又は信託財産に属する振替国債又は振替地方債の利子につき第一項の規定の適用を受けようとする際、当該組合又は当該信託の名称、当該業務執行者等の氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定める事項を記載した書類（次項、第十項及び第十二項において「組合等届出書」という。）並びに当該組合契約に係る組合契約書又は当該信託に係る信託契約書の写し（次項、第十項、第十二項及び第十三項において「組合契約書等の写し」という。）を、第一項の規定に準じて同項の特定振替機関等を経由し、又は同項の適格外国仲介業者及び特定振替機関等を経由して当該特定振替機関等の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出している」に改め、同項各号を削り、同条第五項中「同項各号に掲げる要件」を「、非課税適用申告書を、同項の規定に準じて同項の特定振替機関等を経由し、又は同項の適格外国仲介業者及び特定振替機関等を経由して同項に規定する税務署長に提出しているとき」に、「第一項各号及び前項各号に掲げる要件」を満たしているとき」を「当該非居住者が、非課税適用申告書を、第一項の規定に準じて同項の特定振替機関等を経由し、又は同項の適格外国仲介業者及び特定振替機関等を経由して同項に規定する税務署長に提出しており、かつ、前項の業務執行者等が、組合等届出書及び組合契約書等の写しを、第一項の規定に準じて同項の特定振替機関等を経由し、又は同項の適格外国仲介業者及び特定振替機関等を経由して同項に規定する税務署長に提出しているとき）」に改め、「（所有期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）」を削り、「所得税法」を「第九条の三の二及び所得税法」に改め、同条第六項中「第三条及び第三条の二」を「所得税法第二百二十五条の規定並びに第三条の二及び第八条の五」に、「第三条第一項中「政令で定めるものを除く。以下この条及び次条」とあるのは「第五条の二第五項後段の規定の適用があるものを除く。以下この条」と、同条第三項中「受けるべき利子等の」とあるのは「受けるべき利子等（第五条の二第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）の」を「同法第二百二十五条第一項第八号中「外国法人」とあるのは「外国法人（外国政府その他の政令で定める法人を除く。）」と、「支払をする者」とあるのは「支払をする者（当該非居住者又は外国法人が租税特別措置法第五条の二第一項（振替国債等の利子の課税の特例）に規定する振替国債又は振替地方債の利子につき同項又は同条第五項後段の規定の適用を受けた場合には、同条第一項に規定する特定振替機関等）」に、「支払うべき利子等」を「所得税法第二十三条第一項に規定する利子等（不適用利子を除く。）」に、「支払うべき第五条の二第一項」を「第五条の二第一項」に、「受ける利子」を「受ける利子」と、「支払をする者」とあるのは「支払をする者（第五条の二第一項又は第五項後段の規定の適用を受ける利子にあつては、同条第一項に規定する特定振替機関等）」に、「当該利子」を「当該利子」と、第八条の五第一項中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの（第五条の二第五項後段の規定の適用を受けるものを除く。）」に改め、同条第八項第三号中「第十六項」を「第十四項」に、「第十七項、第十八項、第二十一項、第二十三項若しくは第二十四項」を「第十五項若しくは第十六項」に改め、同条第十項中「第一項第一号若しくは第二号又は第四項第一号若しくは第二号」を「第一項又は第四項」に、「非課税適用申告書若しくは」を「非課税適用申告書又は」に、「第一項第一号に」を「第一項に」に改め、「又は振替国債所有期間明細書、振替地方債所有期間明細書若しくは組合等所有期間明細書が同項第二号イ若しくはロに規定する税務署長に提出されたとき」及び「又は当該振替国債所有期間明細書、振替地方債所有期間明細書若しくは組合等所有期間明細書」を削り、「これらの」を「当該」に改め、同条第十一項及び第十二項を削り、同条第十三項を同条第十一項とし、同条第十四項中「その提出後、当該非課税適用申告書に記載した氏名若しくは名称若しくは住所の変更をした場合又は当該組合等届出書に記載した第四項の組合若しくは信託の名称、当該組合若しくは信託に係る業務執行者等の氏名若

しくは名称若しくは住所その他の財務省令で定める事項の変更をした場合には、これらの者は、その変更をした日」を「次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日」に、「その変更をした後の当該非課税適用申告書を提出した者の氏名若しくは名称及び住所その他の財務省令で定める事項を記載した」を「当該各号に定める申告書又は」に改め、「（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受ける場合には、当該適格外国仲介業者及び当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関）及び当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）」を削り、「第一項第一号」を「第一項」に、「当該申告書又は当該」を「当該各号に定める申告書又は」に改め、「同項」の下に「及び第五項後段」を加え、同項に次の各号を加える。

一　当該非課税適用申告書又は第三号に定める申告書に記載した氏名若しくは名称又は住所その他の財務省令で定める事項の変更をした場合　その変更をした後の当該非課税適用申告書又は当該申告書を提出した者の氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定める事項を記載した申告書

二　当該組合等届出書又は第四号に定める届出書に記載した第四項の組合又は信託の名称、当該組合又は信託に係る業務執行者等の氏名若しくは名称又は住所その他の財務省令で定める事項の変更をした場合　その変更をした後の当該組合又は信託の名称その他の財務省令で定める事項を記載した届出書及び組合契約書等の写し

三　当該非課税適用申告書を提出した日、第一号に定める申告書を提出した日又はこの号に定める申告書を提出した日のいずれか遅い日の翌日から五年を経過した場合　当該非課税適用申告書を提出した者の氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定める事項を記載した申告書

四　当該組合等届出書及び組合契約書等の写しを提出した日、第二号に定める届出書及び組合契約書等の写しを提出した日又はこの号に定める届出書及び組合契約書等の写しを提出した日のいずれか遅い日の翌日から五年を経過した場合　当該組合等届出書及び組合契約書等の写しを提出した業務執行者等に係る組合又は信託の名称、当該業務執行者等の氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定める事項を記載した届出書並びに組合契約書等の写し

第五条の二第十四項を同条第十二項とし、同条第十五項中「前項に規定する」を「前項第一号及び第三号に定める」に、「並びに同項に規定する」を「並びに同項第二号及び第四号に定める」に、「第十三項の」を「第十一項の」に、「第一項第一号若しくは第二号又は第四項第一号若しくは第二号」を「第一項又は第四項」に、「第十四項」と、「非課税適用申告書若しくは」を「第十二項」と、「非課税適用申告書又は」に、「第一項第一号に規定する税務署長に提出されたとき又は振替国債所有期間明細書、振替地方債所有期間明細書若しくは組合等所有期間明細書が同項第二号イ若しくはロ」を「第一項」に、「「同項に規定する」を「同項各号に定める」に、「第一項第一号」と、「非課税適用申告書若しくは」を「第一項」と、「当該非課税適用申告書又は」に改め、「又は当該振替国債所有期間明細書、振替地方債所有期間明細書若しくは組合等所有期間明細書」を削り、「「申告書」を「当該各号に定める申告書」に、「「これらの」とあるのは「当該」と、第十三項」を「第十一項」に、「次項に規定する」を「次項第一号又は第三号に定める」に、「当該申告書」を「これらの号に定める申告書」に、「「氏名」を「「氏名又は」に、「変更後の氏名」を「氏名若しくは」と、「住所（同項」とあるのは「住所又は変更後の氏名若しくは名称及び住所（第二項」と、「住所並びに」とあるのは「住所又は変更後の氏名若しくは名称及び住所並びに」と、「の名称」とあるのは「の名称又は変更後の名称」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項を同条第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

15　適格外国仲介業者は、非課税適用申告書を提出した者が当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けている振替国債又は振替地方債につきその利子の支払を受ける場合には、その利子の支払を受けるべき日の前日までに、当該振替国債又は振替地方債の銘柄、その銘柄ごとの償還金の額その他の財務省令で定める事項を、当該適格外国仲介業者が当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受けた特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）に対し、書面による方法その他政令で定める方法により、通知しなければならない。

第五条の二第十七項から第二十項までを削り、同条第二十一項中「第十一項に規定する非課税区分口座の設定を受けている非居住者若しくは外国法人が振替記載等を受けている振替国債につき支払を受ける利子について同項の規定により同項の書類を特定振替機関に提出している場合又は第十二項に規定する非課税区分口座の設定を受けている非居住者若しくは外国法人が振替記載等を受けている振替地方債につきその利子の支払をする者に提出している」を「非課税適用申告書を提出した者が当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けている振替国債又は振替地方債につきその利子の支払を受ける」に、「非居住者又は外国法人」を「非課税適用申告書を提出した者」に改め、「事項を」の下に「、その支払の確定した日の属する月の翌月十日までに」を加え、「適格口座管理機関」を「特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十二項から第二十四項までを削り、同条第二十五項中「、第四項」を「、第四項から第六項まで」に、「第十四項まで、第十六項及び前三項」を「第十二項まで及び第十四項」に改め、同項の表を次のように改める。

第一項	、当該特定振替機関等	、特定受託者（第十七項に規定する信託の受託者をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）	
第四項	特定振替機関等の本店	特定受託者の本店	
	の特定振替機関等	の特定受託者	
	特定振替機関等の	特定受託者の	
第五項	の特定振替機関等	の特定受託者	
第六項	同条第一項に規定する特定振替機関等）」と、第三条の二	同条第十七項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する特定受託者」と、第三条の二	
	同条第一項に規定する特定振替機関等）」と、「当該	同条第十七項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する特定受託者」と、「当該	
第十項及び第十一項	特定振替機関等	特定受託者	
第十二項	提出した特定振替機関等	提出した特定受託者に係る特定振替機関（当該特定受託者が受託者である信託の信託財産に属する振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る特定振替機関に限る。第十四項において同じ。）	
	特定振替機関等を	特定受託者を	
第十四項	特定振替機関等及び	特定受託者及び	
	当該特定振替機関等	当該特定受託者に係る特定振替機関	

第五条の二第二十五項を同条第十七項とし、同条第二十六項中「特定振替機関等による振替国債所有期間明細書又は振替地方債所有期間明細書の提出の特例、第十八項、第二十一項及び第二十三項第三号又は第二十四項第三号」を「第十五項及び第十六項」に改め、同項を同条第十八項とする。

第五条の三第一項中「で次に掲げる要件を満たすもの」及び「平成二十五年三月三十一日までに発行された特定振替社債等で」を削り、「以下この項」を「以下この項及び第三項」に、「受けているもの」を「受けている特定振替社債等」に改め、「所得税法第二十四条第一項に規定する」を削り、「場合には、その」を「場合において、特定振替社債等の利子等につき最初にこの項の規定の適用を受けようとする際、その旨、その者の氏名又は名称及び住所（前条第一項に規定する住所をいう。）その他の財務省令で定める事項を記載した書類（以下この条において「非課税適用申告書」という。）を、当該特定振替機関等（当該特定振替社債等が第三条第一項第一号に規定する特定公社債以外の公社債又は第八条の二第一項第二号に掲げる社債的受益権（第七項及び第八項において「一般社債等」という。）に該当するものである場合には、適格口座管理機関に該当するものに限る。以下この項において同じ。）を経由し、又は当該適格外国仲介業者及び当該適格外国仲介業者が当該特定振替社債等の振替記載等を受ける特定振替機関等（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替社債等の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該特定振替社債等の振替記載等を受ける特定振替機関等）を経由して当該特定振替機関等の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しているときは、その」に改め、「（その者が当該特定振替社債等を引き続き所有していた期間（当該特定振替社債等につき引き続き振替記載等を受けていた期間に限る。第二号及び第三項において「所有期間」という。）に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）」を削り、同項各号を削り、同条第二項中「政令で定めるものにあつては、政令で定める者」を「第四項第七号ホに掲げるものにあつては、同号ホに掲げるものに係る特定目的信託の資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百二十四条に規定する原委託者」に、「第四項第二号」を「同項第一号」に、「第五項」を「第九項」に改め、同条第三項中「非居住者が、同項各号に掲げる要件」を「非居住者（当該特定振替社債等の発行者の特殊関係者でないものに限る。以下この項において同じ。）が、非課税適用申告書を、第一項の規定に準じて同項の特定振替機関等を経由し、又は同項の適格外国仲介業者及び特定振替機関等を経由して同項に規定する税務署長に提出しているとき」に、「第一項各号及び第五項において準用する同条第四項各号に掲げる要件）を満たしており、かつ、当該特定振替社債等の発行者の特殊関係者でないとき」を「当該非居住者が、非課税適用申告書を、第一項の規定に準じて同項の特定振替機関等を経由し、又は同項の適格外国仲

介業者及び特定振替機関等を経由して同項に規定する税務署長に提出しており、かつ、同条第四項に規定する業務執行者等が、第九項において準用する同条第四項に規定する組合等届出書及び組合契約書等の写しを、第一項の規定に準じて同項の特定振替機関等を経由し、又は同項の適格外国仲介業者及び特定振替機関等を経由して同項に規定する税務署長に提出しているとき）」に改め、「（所有期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）」を削り、「所得税法」を「第九条の三の二及び所得税法」に改め、同条第四項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第七号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　特定振替社債等　社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第二号に掲げる社債で同条に規定する振替社債に該当するもの（次に掲げるものを含む。以下この号において「振替社債等」という。）のうち、その利子等の額が当該振替社債等の発行者又は当該発行者の特殊関係者に関する政令で定める指標を基礎として算定されるもの以外のものをいう。

イ　社債、株式等の振替に関する法律第百十五条において準用する同法第六十六条の規定により同法の規定の適用を受けるものとされる同法第百十五条に規定する投資法人債

ロ　社債、株式等の振替に関する法律第百十七条において準用する同法第六十六条の規定により同法の規定の適用を受けるものとされる同法第百十七条に規定する相互会社の社債

ハ　社債、株式等の振替に関する法律第百十八条において準用する同法第六十六条の規定により同法の規定の適用を受けるものとされる同法第百十八条に規定する特定社債

ニ　社債、株式等の振替に関する法律第百二十条において準用する同法第六十六条の規定により同法の規定の適用を受けるものとされる同法第百二十条に規定する特別法人債

ホ　平成二十八年三月三十一日までに発行された社債、株式等の振替に関する法律第百二十四条において準用する同法第六十六条の規定により同法の規定の適用を受けるものとされる同法第百二十四条に規定する特定目的信託受益権のうち資産の流動化に関する法律第二百三十条第一項第二号に規定する社債的受益権に該当するもの

ヘ　社債、株式等の振替に関する法律第百二十七条において準用する同法第六十六条の規定により同法の規定の適用を受けるものとされる同法第百二十七条に規定する外債

ト　社債、株式等の振替に関する法律第百九十二条第一項に規定する振替新株予約権付社債

チ　社債、株式等の振替に関する法律第二百五十条に規定する振替転換特定社債

リ　社債、株式等の振替に関する法律第二百五十三条に規定する振替新優先出資引受権付特定社債

第五条の三第四項第九号を同項第十号とし、同項第八号を同項第九号とし、同号の前に次の一号を加える。

八　適格口座管理機関　特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関のうち、政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けたものをいう。

第五条の三第七項中「その他第一項」を「、第七項及び第八項の通知に係る書面等の保存に関する事項その他第一項から第三項まで及び第五項から前項まで」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項中「第九条の六第四項」を「第九条の三の二第一項若しくは第九条の六第四項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「第十項まで、第十二項から第二十二項まで、第二十四項及び第二十五項」を「第十四項まで、第十六項及び第十七項」に改め、同項の表を次のように改める。

前条第二項	前項	次条第一項
前条第三項	第一項の	次条第一項の
	同条第一項中	同法第十三条第一項中
	第五条の二第三項	第五条の三第九項（振替社債等の利子等の課税の特例）において準用する同法第五条の二第三項
	同項に規定する振替国債又は振替地方債の利子	同法第五条の三第一項に規定する特定振替社債等の利子等
前条第四項	第一項の規定は	次条第一項の規定は
	が第一項	が次条第一項
	つき第一項	つき同条第一項
	、第一項	、同条第一項
前条第六項	第一項及び前項	次条第一項及び第三項
	第三条の二及び	第三条の二、第八条の二及び

第五条の二第一項（振替国債等の利子の課税の特例）	第五条の三第一項（振替社債等の利子等の課税の特例）	
振替国債又は振替地方債の利子	特定振替社債等の同項に規定する利子等	
同条第五項後段	同条第三項後段	
第五条の二第一項又は第五項後段	第五条の三第一項又は第三項後段	
受ける利子	受けるこれらの規定に規定する利子等	
「当該利子等」とあるのは「当該利子」	第八条の二第一項中「（以下」とあるのは「（第五条の三第三項後段の規定の適用があるものを除く。以下」と、同条第五項中「配当等の支払を受ける居住者又は非居住者及びその」とあるのは「配当等（第五条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）の支払を受ける居住者又は非居住者及びその」	
第五条の二第五項後段	第五条の三第三項後段	
前項第四号	次条第四項第四号	前条第八項
第十五項	次条第七項若しくは第八項	前条第九項
第七項第四号	次条第四項第四号	前条第十項
第一項又は	次条第一項又は	
第一項に	同条第一項に	前条第十二項
第一項	次条第一項	

第五項後段	前条第十三項		同条第三項後段
第一項又は			次条第一項又は
第一項」とあるのは			同条第一項」とあるのは
第一項」と、			次条第一項」と、
第一項の	前条第十七項		次条第一項の
同項、			同項、同条第三項及び第八項並びに
ついては			ついては、同条第三項中「の特定振替機関等」とあるのは「の特定受託者」と、同条第八項中「適格口座管理機関又は適格外国仲介業者」とあるのは「第一項に規定する特定受託者又は適格外国仲介業者」と、「当該適格口座管理機関」とあるのは「特定振替機関」とするほか
第一項	前条第十七項の表第一項の項		次条第一項
当該特定振替機関等			当該特定振替機関等（
第十七項			前条第十七項
受託者をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）			受託者をいい、
の特定振替機関等	前条第十七項の表第四項の項		の特定振替機関等を経由し、又は同項
の特定受託者			の特定受託者（同項に規定する特定受託者をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）を経由し、又は同条第一項

前条第十七項の表第六項の項	同条第十七項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する特定受託者」と、第三条の二特定振替機関等」と、「当該	同条第九項において準用する同法第五条の二第十七項（振替国債等の利子の課税の特例）の規定により読み替えられた同法第五条の三第一項に規定する特定受託者」と、第三条の二特定振替機関等」と、第八条の二第一項
	同条第十七項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する特定受託者」と、「当該	同条第九項において準用する第五条の二第十七項の規定により読み替えられた第五条の三第一項に規定する特定受託者」と、第八条の二第一項

第五条の三第五項を同条第九項とし、同条第四項の次に次の四項を加える。

5　国税庁長官は、前項第八号の承認の申請があつた場合において、その申請を行つた者につき次のいずれかに該当する事実があるときは、その申請を却下することができる。

一　その申請を行う場合に必要となる書類に不備又は不実の記載があると認められることその他当該申請が前項第八号に規定する政令で定めるところに従つて行われていないと認められること。

二　その者が第八項に規定する通知を行うこと又は第九項において準用する前条第六項の規定により読み替えて適用される所得税法第二百二十五条第一項に規定する調書の提出を行うことが困難であると認められる相当の理由があること。

6　国税庁長官は、第四項第八号の承認を受けた者について前項各号のいずれかに該当する事実が生じたと認めるときは、政令で定めるところにより、その承認を取り消すことができる。

7　適格外国仲介業者は、非課税適用申告書を提出した者が当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けている特定振替社債等（一般社債等に該当するものを除く。以下この項において同じ。）につきその利子等の支払を受ける場合には、その利子等の支払を受けるべき日の前日までに、当該特定振替社債等の銘柄、その銘柄ごとの償還金の額その他の財務省令で定める事項を、当該適格外国仲介業者が当該特定振替社債等の振替記載等を受けた特定口座管理機関（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替社債等の振替記載等に係る外国間接口座管理機関であつて当該特定振替社債等の振替記載等を受けた適格口座管理機関）及び特定振替機関を経由して当該利子等の支払をする者に対し、書面による方法その他政令で定める方法により、通知しなければならない。

8　適格口座管理機関又は適格外国仲介業者は、非課税適用申告書を提出した者が当該適格口座管理機関又は当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けている特定振替社債等（一般社債等に該当するものに限る。以下この項において同じ。）につきその利子等の支払を受ける場合には、その利子等の支払を受けるべき日の前日までに、当該特定振替社債等の銘柄、その銘柄ごとの償還金の額その他の財務省令で定める事項を、特定振替機関を経由し、又は当該適格外国仲介業者が当該特定振替社債等の振替記載等を受けた適格口座管理機関（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替社債等の振替記載等に係る外国間接口座管理機関）及び特定振替機関を経由して当該利子等の支払をする者に対し、書面による方法その他政令で定める方法により、通知しなければならない。

第六条第一項中「又は第六項」を「若しくは第六項又は第四十一条の十二の二第一項」に改め、同条第二項中「又は第六項」を「若しくは第六項又は第四十一条の十二の二第四項」に改め、同条第六項中「規定は、適用しない」を「規定は適用せず、第八条の五第一項中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるもの（第六条第六項後段の規定により同法第二百十二条の規定による所得税の徴収がされなかつたものを除く。）」として、同項の規定を適用する」に改め、同条第八項中「第十項及び」を削り、同条第十項第二号中「については、前項」を「が前項」に改め、「その者による」を削り、「の提出がある場合又は」を「を提出している場合（」に、「当該民間国外債の利子の支払をする者による利子受領者確認書の提出がある場合」を「非課税適用申告書を提出したものとみなされる場合を含む。）及び第三条の三第六項に規定する内国法人又は金融機関若しくは金融商品取引業者等（以下この号において「公共法人等」という。）が国内における同条第一項に規定する支払の取扱者を通じて支払を受ける場合（当該公共法人等による同条第六項に規定する申告書の提出がある場合に限る。）」に、「次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ又はロに定める金額に係る」を「当該民間国外債の」に改め、同号イ及びロを削り、同条第十一項中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「読み替える」を「、第六項中「第六条第六項後段」とあるのは「第六条第十一項において準用する同条第六項後段」と読み替える」に改める。

第八条第一項中「（平成十年法律第百五号）」を削り、「この条、次条、第九条の四及び第三十七条の十五」を「この章」に改め、「（所得税法第二十四条第一項に規定する剰余金の配当をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を削り、「、同法」を「、所得税法」に改め、同項第一号中「でその記載又は記録がされていた期間内

に生じたもの」を削り、同項第三号中「（貸付信託又は特定公募公社債等運用投資信託」を「（貸付信託」に、「当該貸付信託又は特定公募公社債等運用投資信託の」を「その」に改め、同項第四号中「でその記載又は記録がされていた期間内に生じたもの」を削り、同条第二項中「及び第五項」を削り、同条第三項中「。第五項において同じ」を削り、同条第四項中「第一項第一号、第三号又は第四号」を「第一項第三号」に改め、「利子、」及び「又は剰余金の配当」を削り、同条第五項を削り、同条第六項中「第一項第一号、第三号又は第四号」を「第一項第三号」に改め、「規定する」の下に「委託した期間又は記名式であつた期間若しくは」を加え、「又は委託した期間若しくは記名式であつた期間」を削り、同項を同条第五項とする。

第八条の二第一項中「平成十六年一月一日」を「平成二十八年一月一日」に改め、「所得税法第二十四条第一項に規定する」を削り、「同法」を「所得税法」に改め、同項各号を次のように改める。

一　公社債等運用投資信託（その設定に係る受益権の募集が公募（金融商品取引法第二条第三項に規定する取得勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。）により行われたものを除く。）の受益権（第三十七条の十一第二項第一号に掲げる株式等に該当するものを除く。）

二　特定目的信託（その信託契約の締結時において資産の流動化に関する法律第二百二十四条に規定する原委託者（第八条の四第一項第四号、第八条の五第一項第五号、第九条の三の四第一項第四号及び第三十七条の十一第二項第四号において「原委託者」という。）が有する社債的受益権の募集が公募（金融商品取引法第二条第三項に規定する取得勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。）により行われたものを除く。）の社債的受益権（第三十七条の十一第二項第一号に掲げる株式等に該当するものを除く。）

第八条の二第三項及び第四項中「平成十六年一月一日」を「平成二十八年一月一日」に改め、同条第五項中「平成十六年一月一日」を「平成二十八年一月一日」に、「第二百二十四条第一項から第三項まで」を「第二百二十四条」に改める。

第八条の三第一項中「平成十六年一月一日」を「平成二十八年一月一日」に改め、「所得税法第二十四条第一項に規定する」を削り、「同法」を「所得税法」に改め、同条第二項中「平成十六年一月一日」を「平成二十八年一月一日」に、「除く。）又は」を「除く。）若しくは」に、「の収益の分配」を「又は社債的受益権の収益の分配又は剰余金の配当」に改め、同条第三項中「平成十六年一月一日」を「平成二十八年一月一日」に改める。

第八条の四の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第一項中「平成二十一年一月一日」を「平成二十八年一月一日」に改め、「受けるべき所得税法」の下に「第二十三条第一項に規定する利子等（第三条第一項に規定する一般利子等、第三条の三第一項に規定する国外一般公社債等の利子等その他政令で定めるものを除く。以下この項及び第五項において「利子等」という。）又は同法」を加え、「及び前条第一項」を「、前条第一項」に、「配当等を」を「配当等その他政令で定めるものを」に改め、「おいて、当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある確定申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同法第二十二条」を「利子所得及び配当所得については、同法第二十二条」に、「配当所得の金額（以下」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同項第一号中「第三十七条の十一の三第二項第一号に掲げる株式等の」を「第三十七条の十一第二項第一号に掲げる株式等の利子等又は」に、「受けるもの」を「受ける配当等」に改め、同項第二号中「公社債投資信託以外の証券投資信託」を「投資信託」に改め、「に係る配当等」を削り、同項に次の二号を加える。

四　特定目的信託（その信託契約の締結時において原委託者が有する社債的受益権の募集が第八条の二第一項第二号に規定する公募により行われたものに限る。）の社債的受益権の剰余金の配当

五　第三条第一項第一号に規定する特定公社債の利子

第八条の四第二項中「居住者又は」を「前項の規定のうち、上場株式等の配当等で同項第一号から第三号までに掲げるもの（同項第二号に掲げる収益の分配にあつては、公社債投資信託以外の証券投資信託に係るものに限る。以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者がその年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある確定申告書を提出した場合に限り適用するものとし、居住者又は」に、「上場株式等」を「特定上場株式等」に、「前項」を「同項」に改め、同条第三項第一号から第三号までの規定中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項第四号中「配当所得の課税」を「配当所得等の課税」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第四項中「に係る配当等及び」を「及び」に改め、「確定した日（」の下に「無記名の公社債の利子、」を加え、同条第五項中「支払つた」の下に「利子等及び」を加える。

第八条の五の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第一項中「平成二十一年一月一日」を「平成二十八年一月一日」に改め、「所得税法」の下に「第二十三条第一項に規定する利子等（第三条第一項に規定する一般利子等その他の政令で定めるものを除く。以下この条において「利子等」という。）又は同法」を加え、「に係る配当等その他」を「その他」に、「配当所得の金額の」を「配当所得等の金額の」に改め、「計算上当該」の下に「利子等に係る利子所得の金額又は」を加え、「及び第三十七条の十二の二第十一項

（第三十七条の十三の二第七項」を「の規定及び第三十七条の十二の二第九項（第三十七条の十三の二第十項」に改め、同項第一号中「第四号」を「第五号」に改め、同項第二号中「内国法人」を「国若しくは地方公共団体又はその他の内国法人（第六号において「内国法人等」という。）」に改め、「掲げる」の下に「利子等又は」を加え、同項第三号中「公社債投資信託以外の証券投資信託」を「投資信託」に改め、「公募（」、「をいう。）」及び「に係る配当等」を削り、同項に次の二号を加える。

五　内国法人から支払を受ける特定目的信託（その信託契約の締結時において原委託者が有する社債的受益権の募集が第八条の二第一項第二号に規定する公募により行われたものに限る。）の社債的受益権の剰余金の配当

六　内国法人等から支払を受ける第三条第一項第一号に規定する特定公社債の利子

第八条の五第二項中「平成二十一年」を「平成二十八年」に改め、「該当する」の下に「利子所得の金額並びに」を加え、同条第四項中「掲げる」の下に「利子等又は」を、「受けるべき」の下に「利子等の額又は」を加え、同条第五項中「掲げる」の下に「利子等又は」を加える。

第九条の二第一項中「（所得税法第二十四条第一項に規定する剰余金の配当をいう。）」を削り、「（同項」を「（所得税法第二十四条第一項」に改める。

第九条の三中「平成十五年四月一日」を「平成二十八年一月一日」に、「、前条第一項及び第二項並びに次条第一項」を「並びに前条第一項及び第二項」に改め、同条第一号中「第三十七条の十一の三第二項第一号」を「第三十七条の十一第二項第一号」に改め、「個人」の下に「（次条第一項において「大口株主等」という。）」を加え、同条第二号中「平成十六年一月一日以後に支払を受けるべき公社債投資信託以外の証券投資信託」を「次に掲げる投資信託」に改め、「に係る配当等」を削り、同号に次のように加える。

イ　公社債投資信託以外の証券投資信託

ロ　証券投資信託以外の投資信託（公募公社債等運用投資信託を除く。）

第九条の三第三号中「平成十六年一月一日以後に支払を受けるべき」を削り、同条に次の一号を加える。

四　特定目的信託（その信託契約の締結時において原委託者が有する社債的受益権の募集が第八条の二第一項第二号に規定する公募により行われたものに限る。）の社債的受益権の剰余金の配当

第九条の三の二第一項中「平成二十二年一月一日」を「平成二十八年一月一日」に改め、「次に掲げる」の下に「利子等（同法第二十三条第一項に規定する利子等をいう。以下この項及び第四項において同じ。）又は」を加え、「百分の二十」を「百分の十五（第一号に掲げる配当等でその配当等の支払をする内国法人に係る大口株主等に対し交付をするものについては、百分の二十）」に改め、同項第一号中「第三十七条の十一の三第二項第一号」を「第三十七条の十一第二項第一号」に、「配当等」を「利子等又は配当等」に改め、同項第二号中「公社債投資信託以外の証券投資信託」を「投資信託」に改め、「公募（」、「をいう。）」及び「に係る配当等」を削り、同項に次の二号を加える。

四　特定目的信託（その信託契約の締結時において原委託者が有する社債的受益権の募集が第八条の二第一項第二号に規定する公募により行われたものに限る。）の社債的受益権の剰余金の配当

五　第三条第一項第一号に規定する特定公社債の利子

第九条の三の二第四項中「配当等の額」を「利子等の額又は配当等の額」に改める。

第九条の四の二第一項中「金融商品取引所」の下に「（これに類するもので外国の法令に基づき設立されたものを含む。）」を、「の規定」の下に「並びに第八条の三第二項及び第三項の規定」を加え、同項第一号中「次条第一項」を「第九条の三第二号」に改める。

第九条の七第一項中「の取得」の下に「（相続税法又は第七十条の七の三の規定により相続又は遺贈による財産の取得とみなされるものを含む。）」を加え、「相続税法」を「同法」に改め、同条第二項中「（第三十七条の十二第四項において準用する場合を含む。）」を「及び第三十七条の十二第二項」に、「、第三十七条の十第三項」を「、これらの規定」に改める。

第九条の八中「に同号」を「に開設した同号」に、「（以下この条において「非課税口座」という。）を開設した日」を「に同項第二号に規定する非課税管理勘定を設けた日」に、「十年」を「五年」に、「当該非課税口座」を「当該非課税管理勘定」に改め、同条第一号中「第三十七条の十一の三第二項第一号」を「第三十七条の十一第二項第一号」に改め、同条第二号中「に係る配当等」を削る。

第十条第八項第三号中「又は大学と」を「、大学その他の者と」に、「又は大学に」を「、大学又は第四十二条の四第十二項第五号に規定する中小企業者に」に改める。

第十条の二第一項中「平成二十二年から平成二十四年まで」を「平成二十六年又は平成二十七年」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「第一項の規定により読み替えられた」を「前項の規定により読み替えられた」に改め、同項を同条第二項とし、同条第六項を削り、同条第七項中「前三項」を「前項」に改め、「から第三項まで」を削り、同項を同条第三項とし、同条第八項中「から第三項まで」を削り、同項を同条第四項とする。

第十条の二の二第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、「（第一号イに掲げる減価償却資産にあつては、平成二十四年七月一日から平成二十五年三月三十一日まで）」及び「その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない」を削り、「いう。）を「いう。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを」に改め、「場合を除く。第三項」の下に「及び第六項」を加え、「第九項」を「第十二項」に改め、「（以下この項において「普通償却額」という。）」及び「（第一号イに掲げる減価償却資産にあつて

は、その取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額）」を削り、同項第一号ロ中「エネルギー資源」を「エネルギー源」に改め、同号ハ中「又はエネルギー消費に係る環境への負荷の低減」を削り、「減価償却資産（」を「減価償却資産のうち電気及び熱の効率的な利用に資するもの（」に改め、同号に次のように加える。

二　エネルギー消費量との対比における性能の向上又はエネルギー消費に係る環境への負荷の低減に資する機械その他の減価償却資産（イからハまでに掲げる機械その他の減価償却資産に該当するものを除く。）

第十条の二の二第一項第二号中「次に掲げる」を「建築物の室内の温度、エネルギーの使用の状況等に応じた空気調和設備、照明設備その他の建築設備の運転及び管理を行うことによりエネルギーの使用量の削減に資する」に改め、同号イ及びロを削り、同条第三項中「その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないエネルギー環境負荷低減推進設備等」を「エネルギー環境負荷低減推進設備等（エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得又は製作若しくは建設に充てるための国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他これらに準ずるもの（以下この項において「補助金等」という。）の交付を受けた個人が、当該補助金等をもつて取得し、又は製作し、若しくは建設した当該補助金等の交付の目的に適合したエネルギー環境負荷低減推進設備等については、適用しない。

第十条の二の二第五項の次に次の二項を加える。

6　青色申告書を提出する個人が、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に第一項第一号イ及びハに掲げる減価償却資産（以下この項及び次項において「特定エネルギー環境負荷低減推進設備等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定エネルギー環境負荷低減推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該個人の事業の用に供した場合における第一項に規定する特別償却限度額は、同項の規定にかかわらず、当該特定エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額から当該特定エネルギー環境負荷低減推進設備等について所得税法第四十九条第一項の規定により計算した償却費の額を控除した金額に相当する金額とする。

7　個人の有する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等で前項の規定の適用を受けたものに係る第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項又は第六項」と、「エネルギー環境負荷低減推進設備等」とあるのは「特定エネルギー環境負荷低減推進設備等」とする。

第十条の三第一項中「その製作の後事業の用に供されたことのない」を削り、「いう。）を」を「いう。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを」に改め、同条第三項中「その製作の後事業の用に供されたことのない特定機械装置等」を「特定機械装置等でその製作の後事業の用に供されたことのないもの」に改める。

第十条の五第一項中「において、当該個人が」を「で、かつ、」に、「ときは、当該」を「場合には、当該個人の当該」に、「二十万円」を「四十万円」に改め、同項ただし書中「税額控除限度額が、」の下に「当該個人の」を加え、同項第一号中「適用年及び」を「当該適用年及び」に改め、「雇用者であつた者で」を削り、「者を」を「雇用者及び高年齢雇用者を」に改め、同項第二号中「における雇用者」の下に「（当該適用年の十二月三十一日において高年齢雇用者に該当する者を除く。）」を加え、同号イからハまでの規定中「当該個人の」を削り、同条第二項第一号中「除く」の下に「。次号において同じ。」を加え、同項第六号中「適用年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される給与等の支給額に、当該給与等の支給額」を「個人の給与等の支給額のうち前号の適用年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される金額（当該適用年の十二月三十一日において高年齢雇用者に該当する者に係るものを除く。以下この号において「適用年前年分における給与等の支給額」という。）に、当該適用年前年分における給与等の支給額」に改め、「計算した金額」の下に「（当該適用年の前年の十二月三十一日における雇用者の数が零である場合には、当該適用年前年分における給与等の支給額）」を加え、同号を同項第七号とし、同項第五号中「適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される」を削り、「同じ。）」の下に「のうち適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される金額（当該適用年の十二月三十一日において高年齢雇用者に該当する者に係るものを除く。）」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「当該適用年」を「適用年」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「雇用者の数を」を「雇用者（当該適用年の十二月三十一日において高年齢雇用者に該当する者を除く。次号及び第七号において同じ。）の数を」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　高年齢雇用者　個人の使用人のうち高年齢継続被保険者（雇用保険法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者をいう。）に該当するものをいう。

第十条の五第四項中「前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される給与等の支給額」を「個人の給与等の支給額のうち前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される金額」に改め、同条の次に次の三条を加える。

9　第一項及び第六項又は第三項の規定は、エ

（国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の五の二　青色申告書を提出する個人の平成二十六年又は平成二十七年の各年（平成二十六年又は平成二十七年に事業を開始した個人のその開始した日の属する年（相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年を除く。）及びその事業を廃止した日の属する年を除く。以下この項及び第三項において「適用年」という。）において当該個人が取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、相続、遺贈、贈与、交換又は法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配による取得その他政令で定める取得を除く。以下この項及び第三項において同じ。）をした一又は二以上の生産等設備を構成する減価償却資産（国内にある当該個人の事業の用に供する機械及び装置その他の政令で定めるものに限る。以下この項及び第三項において「生産等資産」という。）で当該適用年の十二月三十一日において有するものの取得価額の合計額が、当該個人がその有する減価償却資産につき当該適用年においてその償却費として必要経費に算入する金額（所得税法その他の所得税に関する法令の規定（この項及び次項の規定を除く。）により、必要経費として計算した金額をいう。第三項において同じ。）を超え、かつ、当該適用年の前年における生産等資産の取得価額の合計額として政令で定める金額（同項において「比較取得資産総額」という。）の百分の百十に相当する金額を超える場合において、当該個人が当該取得等をした生産等資産のうち機械及び装置（取得をしたものにあつては、その製作の後事業の用に供されたことのないものに限る。以下この条において「機械等」という。）を当該適用年において国内にある当該個人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供したときは、当該適用年の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該機械等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該機械等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該機械等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2　前項の規定により当該機械等の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該機械等を事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該機械等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該機械等の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

3　青色申告書を提出する個人の適用年において当該個人が取得等をした生産等資産で当該適用年の十二月三十一日において有するものの取得価額の合計額が、当該個人がその有する減価償却資産につき当該適用年においてその償却費として必要経費に算入する金額を超える場合において、当該個人が当該適用年の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該機械等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三に相当する金額との合計額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の当該適用年における税額控除限度額が、当該個人の当該適用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4　第一項の規定は、個人が所有権移転外リース取引により取得した機械等については、適用しない。

5　第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、機械等の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

6　第三項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる機械等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該確定申告書に添付された書類に記載された機械等の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

7　その年分の所得税について第三項の規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第十条の五の二第三項（国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る所得税額の特別控除）」とする。

（特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の五の三　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第十七条第二項に規定する認定経営革新等支援機関（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）による経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類として財務省令で定めるものの交付を受けた第十条第四項に規定する中小企業者に該当する個人で青色申告書を提出するもの（以下この条において「特定中小企業者」という。）が、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間（第三項において「指定期

間」という。）内に、当該書類に記載された器具及び備品並びに建物附属設備（政令で定める規模のものに限る。以下この条において「経営改善設備」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は経営改善設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該特定中小企業者の営む卸売業、小売業その他の政令で定める事業の用（貸付けの用を除く。以下この条において「指定事業の用」という。）に供した場合には、その指定事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。第三項及び第九項において「供用年」という。）の年分における当該特定中小企業者の事業所得の金額の計算上、当該経営改善設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該経営改善設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該経営改善設備の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2　前項の規定により当該経営改善設備の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該経営改善設備を指定事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該経営改善設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該経営改善設備の償却費として同項の規定により必要経費に算入した金額とその満たない金額以下の金額で当該特定中小企業者が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

3　特定中小企業者が、指定期間内に、経営改善設備でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は経営改善設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該特定中小企業者の営む指定事業の用に供した場合において、当該経営改善設備につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その指定事業の用に供した当該経営改善設備の取得価額の合計額の百分の七に相当する金額（以下この項及び第五項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該特定中小企業者の供用年における税額控除限度額が、当該特定中小企業者の当該供用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額（次項において「事業所得に係る所得税額」という。）の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4　青色申告書を提出する個人が、その年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該個人のその年における繰越税額控除限度超過額が当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（その年においてその指定事業の用に供した経営改善設備につき前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5　前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該個人のその年の前年（当該前年分の所得税につき青色申告書を提出している場合に限る。）における税額控除限度額のうち、第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額をいう。

6　第一項の規定は、特定中小企業者が所有権移転外リース取引により取得した経営改善設備については、適用しない。

7　第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、経営改善設備の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

8　第三項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる経営改善設備の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該確定申告書に添付された書類に記載された経営改善設備の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

9　第四項の規定は、供用年及びその翌年分の確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、当該翌年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同項の規定による控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該確定申告書に添付された書類に記載された経営改善設備の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

10　その年分の所得税について第三項又は第四項の規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）並びに租税特別措置法第十条の五の三第三項及び第四項（特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除）」とする。

（雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除）

第十条の五の四　青色申告書を提出する個人が、平成二十六年から平成二十八年までの各年（第十条の五の規定の適用を受ける年及び事業を廃止した日の属する年を除く。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合

において、当該個人の雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した金額（以下この項及び第四項において「雇用者給与等支給増加額」という。）の当該基準雇用者給与等支給額に対する割合が百分の五以上であるとき（次に掲げる要件を満たす場合に限る。）は、当該個人のその年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該雇用者給与等支給増加額の百分の十に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該個人のその年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の十（当該個人が第十条第四項に規定する中小企業者である場合には、百分の二十）に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

一　当該雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額以上であること。

二　平均給与等支給額が比較平均給与等支給額以上であること。

2　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　国内雇用者　個人の使用人（当該個人と政令で定める特殊の関係のある者を除く。）のうち当該個人の有する国内の事業所に勤務する雇用者として政令で定めるものに該当するものをいう。

二　給与等　所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。

三　雇用者給与等支給額　前項の規定の適用を受けようとする年（以下この項において「適用年」という。）の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次号及び第五号において同じ。）をいう。

四　基準雇用者給与等支給額　平成二十五年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める金額）をいう。

イ　平成二十五年において事業を開始した場合（相続又は包括遺贈により当該事業を承継した場合を除く。ロ及び次号において同じ。）　平成二十五年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額の百分の七十に相当する金額（当該事業を開始した日の属する年において事業を営んでいた期間の月数と当該適用年において事業を営んでいた期間の月数とが異なる場合には、当該金額に十二を乗じてこれを当該事業を開始した日の属する年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額）

ロ　平成二十六年以後に事業を開始した場合　当該事業を開始した日の属する年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額の百分の七十に相当する金額（当該事業を開始した日の属する年において事業を営んでいた期間の月数と当該適用年において事業を営んでいた期間の月数とが異なる場合には、当該金額に十二を乗じてこれを当該事業を開始した日の属する年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額）

五　比較雇用者給与等支給額　適用年の前年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（当該適用年の前年において事業を開始した場合には、当該給与等の支給額に十二を乗じてこれを当該適用年の前年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額）をいう。

六　平均給与等支給額　適用年の給与等支給額として政令で定める金額を給与等支給者数として政令で定める数で除して計算した金額をいう。

七　比較平均給与等支給額　適用年に係る比較給与等支給額として政令で定める金額を比較給与等支給者数として政令で定める数で除して計算した金額をいう。

3　前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

4　第一項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる雇用者給与等支給増加額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該確定申告書に添付された書類に記載された雇用者給与等支給増加額を基礎として計算した金額に限るものとする。

5　前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受けようとする個人が同項に規定する事業所得を生ずべき事業を平成二十五年以後に相続又は包括遺贈により承継した者である場合における基準雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6　その年分の所得税について第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第十条の五の四第一項（雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除）」とする。

第十条の六第一項第一号中「又は第二項」及び「、平成二十二年分繰越税額控除限度超過額若しくは平成二十三年分繰越税額控除限度超過額」を削り、同項第二号中「又は第三項」及び「、平成二十二年分繰越中小企業者税額控除限度超過額若しくは平成二十三年分繰越中小企業者税額控除限度超過額」を削り、同項第六号を同項第九号とし、同項第五号の次に次の三号を加える。

六　第十条の五第一項の規定　同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

七　第十条の五の二第三項の規定　同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

八　第十条の五の三第三項又は第四項の規定　それぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第十条の六第二項中「から第三項まで」を削り、「又は第十条の三第四項」を「、第十条の三第四項又は第十条の五の三第四項」に改め、同条第三項中「若しくは第十条の三第五項」を「、第十条の三第五項若しくは第十条の五の三第五項」に、「もの若しくは」を「もの又は」に改め、「又は第十条の二第四項各号の規定を適用したならば当該各号に規定する平成二十二年分繰越税額控除限度超過額、平成二十三年分繰越税額控除限度超過額、平成二十二年分繰越中小企業者税額控除限度超過額若しくは平成二十三年分繰越中小企業者税額控除限度超過額に該当するもの」を削る。

第十一条の三第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第十二条第一項の表の第一号の第一欄中「掲げる地区」の下に「（第三項の表の各号の上欄に掲げる地区に該当する地区を除く。）」を加え、同欄のイを削り、同欄のロを同欄のイとし、同欄のハを削り、同欄のニを同欄のロとし、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　青色申告書を提出する個人が、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間のうち政令で定める期間内に、次の表の各号の上欄に掲げる地区内において当該各号の中欄に掲げる事業の用に供する当該各号の下欄に掲げる設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下この項において同じ。）をする場合において、その取得等をした当該設備を当該地区内において当該個人の当該各号の中欄に掲げる事業の用に供したとき（当該地区の産業の振興に資する場合として政令で定める場合に限る。）は、その用に供した日以後五年以内の日の属する各年分の事業所得の金額の計算上、当該設備を構成するもののうち機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（所有権移転外リース取引により取得したものを除く。以下この項及び次項において「産業振興機械等」という。）の償却費として必要経費に算入する金額は、その用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該産業振興機械等について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るものの百分の百三十二（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の百四十八）に相当する金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該産業振興機械等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

地区	事業	設備
一　半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区のうち、産業の振興のための取組が積極的に推進されるものとして政令で定める地区	製造業その他の政令で定める事業	当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの
二　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区及びこれに類する地区として政令で定める区域のうち、産業の振興のための取組が積極的に推進されるものとして政令で定める地区	製造業その他の政令で定める事業	当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの

4　前項の規定の適用を受けた年において同項の規定により当該産業振興機械等の償却費として必要経費に算入した金額がその年における同項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額に満たない場合には、その年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該産業振興機械等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定（当該産業振興機械等について前項の規定の適用を受けるときは、同項の規定を含む。）にかかわらず、当該産業振興機械等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入する金額（その年の翌年において当該産業振興機械等につき前項の規定の適用を受ける場合には、当該翌年における同項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額に相当する金額とする。）とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

第十二条の二第一項中「平成二十五年」を「平成二十七年」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第十四条第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、「新築された」を削り、「を取得し」を「で新築され

たものを取得し」に改め、「これを」の下に「当該個人の」を加え、「賃貸の用に供した場合を」を「その用に供した場合を」に、「その賃貸の用」を「その用」に、「の百分の百二十八（当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅のうちその新築の時における同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の百四十）に相当する」を「に次の各号に掲げるサービス付き高齢者向け賃貸住宅の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一　サービス付き高齢者向け賃貸住宅のうちその新築の時における所得税法の規定により定められている耐用年数（次号において「耐用年数」という。）が三十五年未満であるもの　百分の百二十八（平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得し、又は新築したものについては、百分の百十四）

二　サービス付き高齢者向け賃貸住宅のうちその新築の時における耐用年数が三十五年以上であるもの　百分の百四十（平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得し、又は新築したものについては、百分の百二十）

第十四条の二第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「が次項第二号」を「が、次項第二号」に改め、「掲げる建築物」の下に「のうち同号イに掲げる地域内において整備されるもの」を加え、「、百分の百五十」を「百分の百五十とし、同号に掲げる建築物のうち同号ロに掲げる地域内において整備されるものである場合には百分の百四十とする。」に改め、同条第二項中「から第三号まで」を「及び第二号」に、「第四号」を「第三号」に改め、同項第一号中「第二条第六号」を「第二条第一号」に、「施設建築物」を「市街地再開発事業（政令で定める要件を満たすものに限る。）によって建築される建築物」に改め、同項第二号中「都市再生特別措置法」を「次に掲げる地域内において、都市再生特別措置法」に改め、「認定計画（」の下に「イに掲げる地域については、」を加え、同号に次のように加える。

イ　都市再生特別措置法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域

ロ　都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域（イに掲げる地域に該当するものを除く。）

第十四条の二第二項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

第十五条第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第十九条第一号中「第十条の三」の下に「、第十条の五の二、第十条の五の三」を加える。

第二十二条第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「以下この項」を「第一号」に、「鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第三条第一項に規定する」を「安定的な供給を確保することが特に必要なものとして政令で定める」に改め、同条第二項中「掘さく」を「掘削」に改める。

第二十三条第一項中「定める探鉱用機械設備」の下に「（第一号において「探鉱用機械設備」という。）」を加える。

第二十四条の二第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第二十四条の三第一項中「その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない」を削り、「いう。）の取得」を「いう。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものの取得」に改める。

第二十六条第一項中「各年において、」を「各年において」に、「場合において」を「場合において、」に、「あるとき」を「あり、かつ、当該個人が営む医業又は歯科医業から生ずる事業所得に係る総収入金額に算入すべき金額の合計額が七千万円以下であるとき」に改め、同条第二項第五号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二十九条の二第四項並びに第二十九条の三第三項及び第六項中「第三十七条の十」の下に「及び第三十七条の十一」を加える。

第三十一条の二第四項中「又は第三十七条の九の二から第三十七条の九の五まで」を「、第三十七条の九の四又は第三十七条の九の五」に改める。

第三十一条の三第一項中「若しくは第三十七条の九の二から第三十七条の九の五まで」を「、第三十七条の九の四若しくは第三十七条の九の五」に改める。

第三十三条第一項中「第三十七条の九の二」を「第三十七条の九」に改める。

第三十三条の三第一項中「第三十九条第一項」を「（平成十八年法律第九十一号）第三十九条第一項、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第十九条第一項」に改める。

第三十三条の六第一項中「、第三十七条の九及び第三十七条の九の二」を「及び第三十七条の九」に改める。

第三十四条第一項中「、第三十七条の九の二」を削る。

第三十四条の二第一項中「、第三十七条の九の二」を削り、同条第二項第一号中「第十号」を「第十二号」に改め、同項第二十号を次のように改める。

二十　都市再開発法第七条の六第三項、大都市地域住宅等供給促進法第八条第三項（大都市地域住宅等供給促進法第二十七条において準用する場合を含む。）又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第二十二条第三項の規定により土地等が買い取られる場合

第三十四条の三第一項中「、第三十七条の九の二」を削る。

第三十五条第一項中「若しくは第三十七条の九の二から第三十七条の九の五まで」を「、第三十七条の九の四若しくは第三十七条の九の五」に改める。

第三十五条の二第一項中「第三十七条の九の二から第三十七条の九の四まで」を「第三十七条の九の四」に改める。

第三十六条の二第一項中「又は第三十七条の九の二から第三十七条の九の五まで」を「、第三十七条の九の四又は第三十七条の九の五」に改める。

第三十七条の四第一項中「及び第三十七条の九から第三十七条の九の四まで」を「、第三十七条の九及び第三十七条の九の四」に改める。

第三十七条の六第一項中「、第三十七条の九及び第三十七条の九の二」を「及び第三十七条の九」に改める。

第三十七条の九の二及び第三十七条の九の三を次のように改める。

第三十七条の九の二及び第三十七条の九の三　削除

第三十七条の九の五第一項中「、第三十七条の七及び第三十七条の九の二」を「及び第三十七条の七」に改める。

第三十七条の十の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第一項中「平成十六年一月一日以後に株式等」を「平成二十八年一月一日以後に一般株式等（株式等のうち次条第二項に規定する上場株式等以外のものをいう。以下この条において同じ。）」に改め、「掲げる取引」の下に「（第三十七条の十一の二第二項において「有価証券先物取引」という。）」を、「行うもの」の下に「並びに法人の自己の株式又は出資の第三項第四号に規定する取得及び公社債の買入れの方法による償還に係るもの」を加え、「、次条及び第三十七条の十二の二」を「及び次条第一項」に、「当該株式等」を「当該一般株式等」に、「株式等に」を「一般株式等に」に改め、同条第二項中「前項に規定する株式等」を「この条において「株式等」」に改め、同項第二号中「第四号」を「次号」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　投資信託の受益権

第三十七条の十第二項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同項に次の二号を加える。

六　社債的受益権

七　公社債（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項第五号に規定する長期信用銀行債等その他政令で定めるものを除く。以下この款において同じ。）

第三十七条の十第三項中「居住者又は」を「一般株式等を有する居住者又は」に改め、「非居住者が」の下に「、当該一般株式等につき」を加え、「次の各号に」を「次に」に、「除く。）その他」を「除く。次条第三項において同じ。）及び」に改め、「事由により」の下に「当該一般株式等につき」を加え、「株式等に」を「一般株式等に」に改め、同項第四号中「第三十七条の十一の三第二項第一号」を「次条第二項」に改め、同項に次の二号を加える。

七　公社債の元本の償還（買入れの方法による償還を含む。以下この号において同じ。）により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額（当該金銭又は金銭以外の資産とともに交付を受ける金銭又は金銭以外の資産で元本の価額の変動に基因するものの価額を含むものとし、第三条第一項第一号に規定する特定公社債以外の公社債の償還により交付を受ける金銭又は金銭以外の資産でその償還の日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該金銭又は金銭以外の資産の交付をした法人が法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当することとなるときにおける当該株主その他の政令で定める者が交付を受けるものの価額を除く。）の合計額

八　分離利子公社債（公社債で元本に係る部分と利子に係る部分とに分離されてそれぞれ独立して取引されるもののうち、当該利子に係る部分であつた公社債をいう。）に係る利子として交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

第三十七条の十第四項中「株式等証券投資信託、非公社債等投資信託又は」を「投資信託若しくは」に、「「株式等証券投資信託等」」を「「投資信託等」」に改め、「という。）の受益権」の下に「で一般株式等に該当するもの又は社債的受益権で一般株式等に該当するもの」を、「非居住者が」の下に「これらの受益権につき」を加え、「次の各号に」を「次に」に、「株式等に」を「一般株式等に」に改め、同項第一号中「公募株式等証券投資信託（その設定に係る受益権の募集が第八条の四第一項第二号に規定する公募により行われたものに限る。）及び特定受益証券発行信託」を「上場廃止特定受益証券発行信託」に、「上場されている」を「上場されていた」に、「ものに限る。）を」を「特定受益証券発行信託を」に、「当該公募株式等証券投資信託等」を「当該上場廃止特定受益証券発行信託」に改め、同項第二号中「株式等証券投資信託等（公募株式等証券投資信託等」を「投資信託等（上場廃止特定受益証券発行信託」に、「当該株式等証券投資信託等」を「当該投資信託等」に改め、同項第三号中「移転する信託をいう」の下に「。次条第四項第二号において同じ」を、「受ける信託をいう」の下に「。同号において同じ」を加え、同項に次の一号を加える。

四　社債的受益権の元本の償還により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

第三十七条の十第六項中「株式等」を「一般株式等」に改める。

第三十七条の十一及び第三十七条の十一の二を削る。

第三十七条の十の二第一項中「特定管理株式（を「特定管理株式等（に、「第三十七条の十一の三第三項第一号」を「次条第三項第一号」に、「同条第二項に規定する上場株式等をいう。以下この項」を「前条第二項に規定する上場株式等をいう。以下この条から第三十七条の十一の四まで、第三十七条の十一の六及び第三十七条の十二の二」に、「内国法人の株式」を「内国

法人が発行した株式又は公社債」に、「次項並びに第三十七条の十一の三第一項」を「以下この項及び次項並びに次条第一項」に、「又は特定保有株式」を「、特定保有株式」に、「特定管理株式で」を「特定管理株式等で」に、「が株式」を「又は特定口座内公社債（当該特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該特定口座に保管の委託がされている内国法人が発行した公社債をいう。）が株式又は公社債」に、「ことは当該特定管理株式又は特定保有株式」を「ことは当該特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内公社債」に、「金額は当該特定管理株式又は特定保有株式」を「金額は第三十七条の十二の二第二項に規定する上場株式等」に、「及び前条」を「、前条及び第三十七条の十二の二」に改め、同項第一号中「特定管理株式又は特定保有株式」を「特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内公社債」に、「株式会社又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人」を「内国法人」に改め、同条第二項中「特定管理株式」を「特定管理株式等」に、「含む」を「含み、有価証券先物取引の方法により行うものを除く」に、「前条第二項」を「第三十七条の十第二項」に改め、同条を第三十七条の十一の二とする。

第三十七条の十の次に次の一条を加える。

（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第三十七条の十一　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成二十八年一月一日以後に上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。第三項及び第四項において「上場株式等に係る譲渡所得等」という。）については、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第六項において準用する前条第六項第五号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2　この条において「上場株式等」とは、株式等（前条第二項に規定する株式等をいう。第一号において同じ。）のうち次に掲げるものをいう。

一　株式等で金融商品取引所に上場されているものその他これに類するものとして政令で定めるもの

二　投資信託でその設定に係る受益権の募集が第八条の四第一項第二号に規定する公募により行われたもの（第三条の二に規定する特定株式投資信託を除く。）の受益権

三　第八条の四第一項第三号に規定する特定投資法人の投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口

四　特定目的信託（その信託契約の締結時において原委託者が取得する社債的受益権の募集が第八条の二第一項第二号に規定する公募により行われたものに限る。）の社債的受益権

五　国債及び地方債

六　外国又はその地方公共団体が発行し、又は保証する債券

七　会社以外の法人が特別の法律により発行する債券（外国法人に係るもの並びに投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項に規定する投資法人債、同法第百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債、資産の流動化に関する法律第二条第七項に規定する特定社債及び同条第八項に規定する特定短期社債を除く。）

八　公社債でその発行の際の金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集が同項に規定する取得勧誘であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものにより行われたもの

九　社債のうち、その発行の日前六月以内に金融商品取引法第五条第一項に規定する有価証券届出書、同法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書その他政令で定める書類（第十一号ロにおいて「有価証券報告書等」という。）を内閣総理大臣に提出している法人が発行するもの

十　金融商品取引所（これに類するもので外国の法令に基づき設立されたものを含む。以下この号において同じ。）において当該金融商品取引所の規則に基づき公表された公社債情報（一定の期間内に発行する公社債の種類及び総額、その公社債の発行者の財務状況及び事業の内容その他当該公社債及び当該発行者に関して明らかにされるべき基本的な情報をいう。以下この号において同じ。）に基づき発行する公社債で、その発行の際に作成される目論見書に、当該公社債が当該公社債情報に基づき発行されるものである旨の記載のあるもの

十一　国外において発行された公社債で、次に掲げるもの

イ　金融商品取引法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（同項に規定する売付け勧誘等であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定める場合に該当するものに限る。）に応じて取得した公社債（ロにおいて「売出し公社債」という。）で、当該取得の時から引き続き当該有価証券の売出しをした金融商品取引業者等（第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する金融商品取引業者

等をいう。ロにおいて同じ。）の営業所（同号に規定する営業所をいう。ロにおいて同じ。）において保管の委託がされているもの

ロ　金融商品取引法第二条第四項に規定する売付け勧誘等に応じて取得した公社債（売出し公社債を除く。）で、当該取得の日前六月以内に有価証券報告書等を提出している会社が発行したもの（当該取得の時から引き続き当該売付け勧誘等をした金融商品取引業者等の営業所において保管の委託がされているものに限る。）

十二　外国法人が発行し、又は保証する債券で政令で定めるもの

十三　銀行業若しくは金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者若しくは外国の法令に準拠して当該国において銀行業若しくは同法第二条第八項に規定する金融商品取引業を行う法人（以下この号において「銀行等」という。）又は次に掲げる者が発行した社債（その取得をした者が実質的に多数でないものとして政令で定めるものを除く。）

イ　銀行等がその発行済株式又は出資の全部を直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係（ロにおいて「完全支配の関係」という。）にある法人

ロ　親法人（銀行等の発行済株式又は出資の全部を直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係のある法人をいう。）が完全支配の関係にある当該銀行等以外の法人

十四　平成二十七年十二月三十一日以前に発行された公社債

3　上場株式等を有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、当該上場株式等につき交付を受ける前条第三項各号に掲げる金額及び同項に規定する政令で定める事由により当該上場株式等につき交付を受ける同項に規定する政令で定める金額は、上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、所得税法及びこの章の規定を適用する。

4　投資信託若しくは特定受益証券発行信託（以下この項において「投資信託等」という。）の受益権で上場株式等に該当するもの又は社債的受益権で上場株式等に該当するものを有する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者がこれらの受益権につき交付を受ける次に掲げる金額は、上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、所得税法及びこの章の規定を適用する。

一　その投資信託等の終了（当該投資信託等の信託の併合に係るものである場合にあつては、当該投資信託等の受益者に当該信託の併合に係る新たな信託の受益権以外の資産（信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）の交付がされた信託の併合に係るものに限る。）又は一部の解約により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

二　その特定受益証券発行信託に係る信託の分割（分割信託の受益者に承継信託の受益権以外の資産（信託の分割に反対する当該受益者に対する信託法第百三条第六項に規定する受益権取得請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）の交付がされたものに限る。）により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

三　社債的受益権の元本の償還により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

5　前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6　前条第六項の規定は、第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第六項中「第二十七条の十第一項（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）」とあるのは「第三十七条の十一第一項（上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「一般株式等に係る譲渡所得の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得の金額」と、「一般株式等に係る譲渡所得等が」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等が」と、「第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額」とあるのは「第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額」と、「第三十七条の十第一項に規定する株式等」を「第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等」に、「若しくは第七項」を「若しくは第六項」に、「第三十七条の十二の二第十一項（第三十七条の十三の二第七項」を「第三十七条の十二の二第九項（第三十七条の十三の二第十項」に改める。

第三十七条の十一の六第一項中「配当所得の金額と当該」を「利子所得の金額及び配当所得の金額と当該」に、「配当等（所得税法」を「利子等（所得税法第二十三条第一項に規定する利子等をいう。第四項第一号において同じ。）及び配当等（同法」に、「第四項第一号」を「同号」に改め、「に係る」の下に「利子所得の金額及び」を加え、同条第三項中「確定するもの（」の下に「無記名の公社債の利子、」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第四項第一号中「（第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等をいう。第六項において同じ。）」を削り、同号ハを同号ニとし、同号ロを同号ハとし、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

第三十七条の十一の三第一項中「次項に規定する」を削り、同条第二項中「（次に掲げる株式等をいう。以下この条、次条及び第三十七条の十二の二において同じ。）」を削り、同項各号を削る。

第三十七条の十一の五第一項中「第三十七条の十第一項に規定する株式等」を「第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等」に、「若しくは第七項」を「若しくは第六項」に、「第三十七条の十二の二第十一項（第三十七条の十三の二第七項」を「第三十七条の十二の二第九項（第三十七条の十三の二第十項」に改める。

第三十七条の十一の六第一項中「配当所得の金額と当該」を「利子所得の金額及び配当所得の金額と当該」に、「配当等（所得税法」を「利子等（所得税法第二十三条第一項に規定する利子等をいう。第四項第一号において同じ。）及び配当等（同法」に、「第四項第一号」を「同号」に改め、「に係る」の下に「利子所得の金額及び」を加え、同条第三項中「確定するもの（」の下に「無記名の公社債の利子、」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第四項第一号中「（第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等をいう。第六項において同じ。）」を削り、同号ハを同号ニとし、同号ロを同号ハとし、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ　第三条の三第二項に規定する国外公社債等の利子等（同条第一項に規定する国外一般公社債等の利子等を除く。）で同条第三項の規定に基づき当該金融商品取引業者等により所得税が徴収されるべきもの

第三十七条の十一の六第五項中「つき」の下に「、第三条の三第三項（同条第一項に規定する国外一般公社債等の利子等に係る部分を除く。次項及び第七項において同じ。）」を加え、同条第六項中「残額を」の下に「第三条の三第三項に規定する国外公社債等の利子等、」を加え、同条第七項中「際に」の下に「第三条の三第三項、」を加え、同条第八項中「年分の」の下に「利子所得の金額又は」を加え、同条第九項及び第十項中「配当所得の金額」を「利子所得の金額及び配当所得の金額の合計額」に改める。

第三十七条の十二第一項中「平成十六年一月一日以後に第三十七条の十第二項に規定する株式等の同条第一項に規定する譲渡」を「平成二十八年一月一日以後に一般株式等（第三十七条の十第一項に規定する一般株式等をいう。次項において同じ。）の譲渡（同条第一項に規定する譲渡をいう。第三項において同じ。）」に、「同項」を「同条第一項」に、「株式等に係る譲渡所得等（以下この条」を「一般株式等に係る譲渡所得等（以下この項及び次項」に、「株式等の譲渡」を「一般株式等の譲渡」に、「金額（以下この条」を「金額（以下この項及び第五項」に、「第四項」を「第七項」に改め、同条第四項中「第三十七条の十第三項及び第六項（第一号、第二号及び第六号を除く。）」を「第三十七条の十第六項第三号から第五号まで及び第七号」に、「において準用する」を「について準用する」に、「「株式等」を「「一般株式等」に、「規定する株式等」を「規定する一般株式等」に、「（株式等」を「（一般株式等」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「前項」を「第二項及び前二項」に、「第一項」を「第一項及び第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「第一項及び第三項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、「金額」の下に「及び上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」を加え、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　一般株式等を有する国内に恒久的施設を有しない非居住者が、当該一般株式等につき交付を受ける第三十七条の十第三項第一号から第六号までに掲げる金額（所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。第四項において同じ。）及び第三十七条の十第三項に規定する政令で定める事由により当該一般株式等につき交付を受ける同項に規定する政令で定める金額（当該非居住者の同法第百六十四条第一項第四号イに掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。）は、一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得に係る収入金額とみなして、同法及びこの章の規定を適用する。

3　国内に恒久的施設を有しない非居住者が平成二十八年一月一日以後に上場株式等（第三十七条の十一第二項に規定する上場株式等をいう。次項において同じ。）の譲渡をした場合には、当該非居住者の所得税法第百六十四条第一項第四号イに掲げる国内源泉所得のうち、第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等（以下この項及び次項において「上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得」という。）については、同法第百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項及び第五項において「上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額」という。）に対し、上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得の金額（第八項において準用する第三十七条の十第六項第五号の規定により適用される同法第七十二条、第七十八条、第八十六条及び第八十七条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の百分の十五に相当する金額に相当する所得税を課する。

4　上場株式等を有する国内に恒久的施設を有しない非居住者が、当該上場株式等につき交付を受ける第三十七条の十第三項第一号から第六号までに掲げる金額及び同項に規定する政令で定める事由により当該上場株式等につき交付を受ける同項に規定する政令で定める金額（当該非居住者の所得税法第百六十四条第一項第四号イに掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。）は、上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得に係る収入金額とみなして、同法及びこの章の規定を適用する。

第三十七条の十二に次の一項を加える。

8　前項の規定は、第三項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、前項中「第三十七条の十二第一項」とあるのは「第三十七条の十二第三項」と、「一般株式等の」とあるのは「上場株式等の」と読み替えるものとする。

第三十七条の十二の二第一項中「第十一項」第三十七条の十三の二第七項」を「第九項（第三十七条の十三の二第十項」に、「平成二十一年分」を「平成二十八年分」に、「第三十七条の十第一項後段」を「第三十七条の十一第一項後段」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第二項中「第三十七条の十第一項に規定する株式等」を「第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等」に改め、同項第四号中「第四項各号」を「第三十七条の十一第四項各号」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「配当所得の」を「計算した」に改め、「以下」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第三十七条の十第一項後段」を「第三十七条の十一第一項後段」に、「株式等に係る譲渡所得等」を「上場株式等に係る譲渡所得等」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第三十七条の十第一項に規定する株式等」を「第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項

とし、同条第九項を削り、同条第十項中「第六項の規定の適用がある場合における」を「第五項の規定の適用がある場合における」に、「第三十七条の十（一）を「第三十七条の十一（一）に、「中「配当所得の金額（以下」とあるのは「配当所得の金額（第三十七条の十二の二第六項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」と、第三十七条の十第一項」を「及び第三十七条の十一第一項」に、「「計算した金額（第三十七条の十二の二第六項」を「「計算した金額（第三十七条の十二の二第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「第六項の」を「第五項の」に、「第三十七条の十二の二第六項」を「第三十七条の十二の二第五項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に、「第三十七条の十一第一項（上場株式等」を「第三十七条の十一第一項（株式等」を「第三十七条の十第一項（上場株式等」に、「規定する株式等」を「規定する上場株式等」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「第六項」を「第五項」に、「第三十七条の十二の二第七項」を「第三十七条の十二の二第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第十一項とする。

第三十七条の十三第一項中「第三十七条の十第一項の」を「第三十七条の十第一項及び第三十七条の十一第一項の」に、「同項に規定する株式等」を「第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等」に、「（適用前の一般株式等」を「（適用前の一般株式等」に、「第三十七条の十第一項に規定する株式等」を「第三十七条の十第一項に規定する一般株式等」に、「第三十七条の十一第一項（上場株式等」を「第三十七条の十一第一項（一般株式等」に、「を限度」を「（前条第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）及び第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（前条第一項の規定又は第四項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度に、「の計算上」を「及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4　確定申告書（第十項において準用する第三十七条の十二の二第九項において準用する所得税法第百二十三条第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の特定株式に係る譲渡損失の金額がある場合には、第三十七条の十第一項後段の規定にかかわらず、当該特定株式に係る譲渡損失の金額は、当該確定申告書に係る年分の第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（前条第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）を限度として、当該年分の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

5　前項の規定は、同項の規定の適用を受けよ

三十七条の十第一項に規定する株式等」を「第三十七条の十第一項に規定する一般株式等」に、「が当該」を「及び適用前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額（この項の規定を適用しないで計算した場合における第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額をいう。次項において同じ。）の合計額（以下この項において「適用前の株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額」という。）が当該取得に要した金額の」に、「に相当する」を「の合計額に相当する」に改め、同項第一号中「（平成十一年法律第十八号）」を削り、同条第二項中「株式等」を「一般株式等に係る譲渡所得等の金額、適用前の上場株式等」に改める。

第三十七条の十三の二第一項中「第五項」を「第八項」に改め、同条第八項中「第五項」を「第八項」に、「及び第四項」を「、第四項及び第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「第三十七条の十二の二第十一項」を「第三十七条の十二の二第九項」に、「第四項の規定」を「第七項の規定」に、「同条第十一項」を「同条第九項」に、「第六項の」を「第五項の」に、「第三十七条の十三の二第四項」を「第三十七条の十三の二第七項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に、「第三十七条の十二の二第七項」を「第三十七条の十二の二第六項」に、「第三十七条の十三の二第五項」を「第三十七条の十三の二第八項」に改め、「規定する特定株式に係る譲渡損失の金額（この下に「同条第四項の規定の適用を受けて控除されたものを除く。」を加え、「第三十七条の十二の二第六項」を「第三十七条の十二の二第五項」に、「読み替える」を「、「第三十七条の十一第一項」とあるのは「第三十七条の十第一項（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、第三十七条の十一第一項」と読み替える」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第三十七条の十二の二第八項、第十項及び第十二項」を「第三十七条の十二の二第七項、第八項及び第十項」に、「、第四項」を「、第七項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に、「第六項の」を「第五項の」に、「第三十七条の十三の二第七項」に、「同条第四項の」を「同条第五項」を「同条第八項」に、「同条第七項の」に、「同条第十項」を「同条第八項」に、「おける」とあるのは」を「おける第八条の四（第三項を除く。）」とあるのは」に、「おける」と、」を「おける第三十七条の十（第六項を除く。）」と、「第八条の四第一項」とあるのは「第三十七条の十第一項」と、に、「第三十七条の十二の二第六項」を「第三十七条の十二の二第五項」に、「同条第十二項中「第六項」」を「同条第十項中「第五項」」に、「第三十七条の十三の二第八項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「前項」を「第四項、第五項及び前項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「（第七項において準用する第三十七条の十二の二第十一項において準用する所得税法第百二十三条第一項（同法第百六十六条にお

うとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、特定株式に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

6　第四項の規定の適用がある場合における第三十七条の十一の規定の適用については、同条第一項中「計算した金額（」とあるのは、「計算した金額（第三十七条の十三の二第四項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

第三十七条の十四第一項中「非課税口座を開設した日」を「非課税口座に非課税管理勘定を設けた日」に、「十年」を「五年」に改め、「間に、」の下に「非課税口座内上場株式等（を加え、「第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等（を「株式等（第三十七条の十第二項に規定する株式等をいう。第四項及び第五項において同じ。）であつて次に掲げるものをいう。」に、「「非課税口座内上場株式等」という。）の」を「同じ。）のうち当該非課税管理勘定に係るものの」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第三十七条の十第二項第一号から第五号までに掲げる株式等（同項第四号に掲げる受益権にあつては、公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権及び証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものの受益権に限る。）又は新株予約権付社債（資産の流動化に関する法律第百三十一条第一項に規定する転換特定社債及び同法第百三十九条第一項に規定する新優先出資引受権付特定社債を含む。）のうち、第三十七条の十一第二項第一号に掲げる株式等に該当するもの

二　公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が第八条の四第一項第二号に規定する公募により行われたもの（第三条の二に規定する特定株式投資信託を除く。）の受益権

三　第八条の四第一項第三号に規定する特定投資法人の投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口

第三十七条の十四第三項中「株式等（第三十七条の十第二項に規定する株式等をいう。」を「上場株式等（第三十七条の十一第二項に規定する上場株式等をいう。」に改め、同条第四項中「（以下この項」の下に「及び次項」を加え、「上場株式等（第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等をいう。以下この条において同じ。）」を「株式等」に改め、同項第一号中「他の上場株式等」を「他の株式等」に改め、同条第五項第一号中「されている上場株式等」の下に「（第一項各号に掲げる株式等をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「その年分の非課税口座開設確認書」を「非課税適用確認書」に、「平成二十六年から平成二十八年までの各年」を「平成二十六年一月一日から平成三十五年十二月三十一日までの間」に改め、同項第二号中「の勘定」の下に「で、平成二十六年から平成三十五年までの各年に設けられるもの」を、「行うこと」の下に「、当該非課税管理勘定は当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者から提出を受けた非課税適用確認書に記載された勘定設定期間（次号に規定する勘定設定期間をいう。以下この号において同じ。）においてのみ設けられること、当該非課税管理勘定は当該勘定設定期間内の各年の一月一日（非課税適用確認書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられること」を加え、「契約を締結した日」を「非課税管理勘定が設けられた日」に、「十年」を「五年」に改め、「において当該」の下に「非課税管理勘定に係る」を加え、「非課税口座から」を「口座から」に改め、同号イを次のように改める。

イ　次に掲げる上場株式等で、当該口座に非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の十二月三十一日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、当該口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいう。）の合計額が百万円を超えないもの

(1)　当該期間内に当該金融商品取引業者等への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含む。）により取得をした上場株式等、当該金融商品取引業者等から取得をした上場株式等又は当該金融商品取引業者等が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集に該当するものに限る。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該口座に受け入れられるもの

(2)　当該非課税管理勘定を設けた口座に係る他の年分の非課税管理勘定から、政令で定めるところにより移管がされる上場株式等

第三十七条の十四第五項第三号中「非課税口座開設確認書」を「非課税適用確認書」に、「次項に規定する基準日」を「非課税口座に新たに非課税管理勘定を設けることができる期間（以下この条において「勘定設定期間」という。）として次に掲げる期間のいずれかの期間、当該勘定設定期間の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める日（同日において国内に住所を有しない者にあつては、政令で定める日。次項及び第十三項において「基準日」という。）」に改め、同号に次のように加える。

イ　平成二十六年一月一日から平成二十九年十二月三十一日までの期間　平成二十五年一月一日

ロ　平成三十年一月一日から平成三十三年十二月三十一日までの期間　平成二十九年一月一日

ハ　平成三十四年一月一日から平成三十五年十二月三十一日までの期間　平成三十三年一月一日

第三十七条の十四第六項を次のように改める。

6　非課税適用確認書の交付を受けようとする居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、その者の氏名、生年月日、住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。以下この条において同じ。）、基準日における国内の住所その他の財務省令で定める事項を記載した申請書に、基準日における国内の住所を証する書類として政令で定める書類を添付して、勘定設定期間の開始の日の属する年の前年十月一日から当該勘定設定期間の終了の日の属する年の九月三十日までの間に、これを金融商品取引業者等の営業所の長に提出（当該申請書の提出に代えて行う電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による当該申請書に記載すべき事項の提供を含む。以下この条において同じ。）をしなければならない。

第三十七条の十四第十項中「による申請事項」の下に「（当該申請書に記載された勘定設定期間に係るものに限る。以下この項において同じ。）」を加え、同項第一号中「（再交付の申請の場合を含む。）」を削り、同号イ中「非課税口座を開設しようとする」を「勘定設定期間の開始の日の属する」に、「以後の各年分の非課税口座開設確認書」を「一月一日から開始する勘定設定期間に係る非課税適用確認書」に改め、同号ロ中「非課税口座を開設しようとする年の一月一日から九月三十日まで」を「勘定設定期間の開始の日から当該勘定設定期間の終了の日の属する年の九月三十日までに、「年以後の各年分の非課税口座開設確認書」を「勘定設定期間に係る非課税適用確認書」に改め、同項第二号中「場合（再交付の申請の場合を除く。）　非課税口座開設確認書」を「場合　非課税適用確認書」に改め、同条第十二項中「既にその年中に非課税口座を開設するための非課税口座開設届出書」を「金融商品取引業者等の営業所の長は、当該金融商品取引業者等に既に非課税口座を開設している居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者から重ねて提出された非課税口座開設届出書については、これを受理することができないものとし、既にその勘定設定期間に非課税管理勘定を設けるための非課税適用確認書」に、「当該非課税口座開設届出書」を「当該非課税適用確認書」に、「当該年と同一年中に非課税口座を開設するための非課税口座開設届出書」を「当該勘定設定期間と同一の勘定設定期間に非課税管理勘定を設けるための非課税適用確認書」に改め、同条第十三項中「非課税口座開設届出書の提出を受けた」を「非課税適用確認書（非課税口座開設届出書に添付して提出されるものを含む。以下この項において同じ。）の提出を受けた」に、「その非課税口座開設届出書」を「その非課税適用確認書」に改め、同条第十四項中「ほか」の下に「、第十項の所轄税務署長が同項の金融商品取引業者等の営業所の長を経由して同項各号に定める書類又は書面の交付をする際に当該所轄税務署長が当該金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報に関する事項」を加え、同条第十五項中「非課税口座が」を「非課税口座で非課税管理勘定が設けられていたものが」に改める。

第三十七条の十四の二第一項中「、株式等」を「、その有する株式が一般株式等（第三十七条の十第一項に規定する一般株式等をいう。次項及び次条において同じ。）に該当する場合には、一般株式等」に、「規定する株式等」を「規定する一般株式等」に改め、「収入金額」の下に「と、その有する株式が上場株式等（第三十七条の十一第二項に規定する上場株式等をいう。次項、第六項及び次条において同じ。）に該当する場合には、上場株式等に係る譲渡所得等（第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等をいう。次項及び次条において同じ。）に係る収入金額」を加え、同条第二項中「株式等」を「その有する株式が一般株式等に該当する場合には、一般株式等」に改め、「収入金額」の下に「と、その有する株式が上場株式等に該当する場合には、上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額」を加え、同条第四項中「第三十七条の十」の下に「及び第三十七条の十一」を加え、同条第六項中「第三十七条の十二の二第二項又は第七項に規定する」を削り、「同条の」を「第三十七条の十二の二の」に改め、「第三十七条の十第三項」を削り、「第四項各号」を「第三十七条の十一第四項各号」に、「同条第七項」を「同条第六項」に、「第三十七条の十四の二第六項の規定により読み替えられた第二項第四号」を「第二項各号（同項第四号の規定を第三十七条の十四の二第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同条第七項中「所得税法」を「第一項から第三項までの規定は、所得税法」に、「における第三十七条の十二第四項の規定の適用については、同項中「の規定は」とあるのは「並びに第三十七条の十四の二第一項から第三項までの規定は」と、「同条第六項第三号」とあるのは「第三十七条の十第六項第三号」を「について準用する。この場合において、第一項中「除く。）」とあるのは「除き、当該非居住者の同法第百六十四条第一項第四号イに掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。）」と、「一般株式等に係る譲渡所得等（第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等」とあるのは「一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得（第三十七条の十二第一項に規定する一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得」と、「上場株式等に係る譲渡所得等（第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等」とあるのは「上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得（第三十七条の十二第三項に規定する上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得」と、第二項中「除く。）」とあるのは「除き、当該非居住者の同法第百六十四条第一項第四号イに掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。）」と、「一般株式等に係る譲渡所得等」とあるのは「一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得」と、「上場株式等に係る譲渡所得等」とあるのは「上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得」と読み替えるもの」に改める。

第三十七条の十四の三第一項及び第二項中

「株式等」を「その有する株式が一般株式等に該当する場合には、一般株式等」に改め、「収入金額」の下に「と、その有する株式が上場株式等に該当する場合には、上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額」を加え、同条第四項を次のように改める。

4　前三項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一　第一項又は第二項に規定するその有する株式が上場株式等に該当する場合における第三十七条の十二の二の規定の適用については、同条第二項第四号中「又は第三十七条の十一第四項各号」とあるのは「若しくは第三十七条の十一第四項各号又は第三十七条の十四の三第一項若しくは第二項」と、同条第六項中「第二項各号」とあるのは「第二項各号（同項第四号の規定を第三十七条の十四の三第四項第一号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

二　前項に規定する旧株が第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等に該当する場合における同条の規定の適用については、同項中「行うもの」とあるのは、「行うもの及び第三十七条の十四の三第三項に規定する特定非適格株式交換による法人税法第二条第十二号の六の四に規定する株式交換完全親法人に対する同項に規定する旧株の譲渡」とする。

第三十七条の十四の三第五項中「所得税法」を「第一項から第三項までの規定は、所得税法」に、「における第三十七条の十二第四項の規定の適用については、同項中「の規定は」とあるのは「並びに第三十七条の十四の三第一項から第三項までの規定は」と、「同条第六項第三号」とあるのは「第三十七条の十第六項第三号」を「について準用する。この場合において、第一項中「除く」とあるのは「除き、当該非居住者の同法第百六十四条第一項第四号イに掲げる国内源泉所得に該当するものに限る」と、「一般株式等に係る譲渡所得等」とあるのは「一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得（第三十七条の十二第一項に規定する一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得をいう。次項において同じ。）」と、「上場株式等に係る譲渡所得等」とあるのは「上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得（第三十七条の十二第三項に規定する上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得をいう。次項において同じ。）」と、第二項中「除く」とあるのは「除き、当該非居住者の同法第百六十四条第一項第四号イに掲げる国内源泉所得に該当するものに限る」と、「一般株式等に係る譲渡所得等」とあるのは「一般株式等の譲渡に係る国内源泉所得」と、「上場株式等に係る譲渡所得等」とあるのは「上場株式等の譲渡に係る国内源泉所得」と読み替えるもの」に改める。

第三十七条の十五を次のように改める。

（貸付信託の受益権等の譲渡による所得の課税の特例）

第三十七条の十五　第四十一条の十二第七項に規定する償還差益につき同条第一項の規定の適用を受ける同条第七項に規定する割引債、預金保険法第二条第二項第五号に規定する長期信用銀行債等及び貸付信託の受益権（次項において「貸付信託の受益権等」という。）の譲渡による所得については、所得税を課さない。

2　貸付信託の受益権等の譲渡による収入金額が当該貸付信託の受益権等の所得税法第三十三条第三項に規定する取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額については、同法の規定の適用については、ないものとみなす。

第三十七条の十六を削る。

第三十八条第一項中「に掲げる」を「又は第十一号に掲げる」に、「同号」を「これらの規定」に、「居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者」を「個人又は同号に規定する内国法人若しくは外国法人」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　投資信託若しくは特定受益証券発行信託（以下この項及び第五項において「投資信託等」という。）でその受益権が第三十七条の十一第二項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）に該当するもの又は公社債、社債的受益権若しくは所得税法第二百二十四条の三第四項第三号に規定する分離利子公社債（以下この項及び第五項において「公社債等」という。）で上場株式等に該当するものを有する者（法人税法別表第一に掲げる法人その他の政令で定めるもの（第五項において「公共法人等」という。）を除く。）が、当該投資信託等又は公社債等に係る同条第四項に規定する償還金等（国内において交付されるものに限る。以下この項及び次項において「償還金等」という。）を国内における交付の取扱者で政令で定めるもの（以下この項において「交付の取扱者」という。）を通じて交付を受ける場合には、当該交付の取扱者を当該償還金等に係る同条第四項及び所得税法第二百二十五条第一項第十号又は第十一号に規定する交付をする者とみなして、これらの規定を適用する。

第三十八条に次の三項を加える。

4　前項の規定の適用を受ける償還金等の交付をする者については、所得税法第二百二十四条の三第四項及び第二百二十五条第一項の規定のうち当該償還金等に係る部分の規定は、適用しない。

5　国外において発行された投資信託等の受益権又は公社債等を有する者（公共法人等を除く。）が、当該投資信託等又は公社債等に係る所得税法第二百二十四条の三第四項に規定する償還金等（国外において交付されるものに限る。以下この項において同じ。）を国内における交付の取扱者で政令で定めるもの（以下この項において「交付の取扱者」という。）を通じて交付を受ける場合には、当該償還金等は国内において交付されるものと、当該交付の取扱者は当該償還金等に係る同条第四項及び

同法第二百二十五条第一項第十号又は第十一号に規定する交付をする者とそれぞれみなして、これらの規定を適用する。

6　第三項又は前項の規定の適用を受けるこれらの規定に規定する償還金等に係る所得税法第二百二十八条の規定の特例その他第三項又は前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十条第六項中「第九項」を「第十項」に改め、同条第八項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同条第十五項中「第十三項」を「第十四項」に、「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十一項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十項中「前項の特定一般法人」を「第九項の特定一般法人及び前項の譲渡法人」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項の規定を適用する場合について準用する第五項後段中「当該公益目的事業の用（政令で定める事業の用に限る。）」とあるのは、「当該公益目的事業の用」とあるのは、「当該公益目的事業の用（政令で定める事業の用に限る。）」と読み替えるものとする。

第四十条第十項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10　特定贈与等を受けた公益法人等（幼稚園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第二項に規定する幼稚園をいう。以下この項において同じ。）又は保育所等（同条第五項に規定する保育所等をいう。以下この項において同じ。）を設置する者で政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項において「譲渡法人」という。）が、当該譲渡法人に係る第三項に規定する財産等（当該幼稚園又は保育所等に係る事業の用に直接供されているものに限る。）を他の公益法人等（同条第七項に規定する幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等を設置しようとする者で政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項において「譲受法人」という。）に贈与をしようとする場合において、当該贈与の日の前日までに、政令で定めるところにより、当該贈与の日その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出したときは、当該贈与の日以後は、当該譲受法人は当該特定贈与等に係る公益法人等と、当該譲受法人がその贈与を受けた資産は当該特定贈与等に係る財産と、それぞれみなして、この条の規定を適用する。

第二章第四節第十款中第四十条の三の次に次の一条を加える。

（債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例）

第四十条の三の二　第四十二条の四第十二項第五号に規定する中小企業者に該当する内国法人の取締役又は業務を執行する社員である個人で当該内国法人の債務の保証に係る保証債務を有するものが、当該個人の有する資産（有価証券を除く。）で当該資産に設定された賃借権、使用貸借権その他資産の使用又は収益を目的とする権利が現に当該内国法人の事業の用に供されているもの（当該資産又は権利のうちに当該内国法人の事業の用以外の用に供されている部分がある場合には、当該内国法人の事業の用に供されている部分として政令で定める部分に限る。以下この条において同じ。）を、当該内国法人について策定された債務処理に関する計画で一般に公表された債務処理を行うための手続に関する準則に基づき策定されていることその他の政令で定める要件を満たすもの（以下この項において「債務処理計画」という。）に基づき、平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に当該内国法人に贈与した場合には、次に掲げる要件を満たしているときに限り、所得税法第五十九条第一項第一号の規定の適用については、当該資産の贈与がなかつたものとみなす。

一　当該個人が、当該債務処理計画に基づき、当該内国法人の債務の保証に係る保証債務の一部を履行していること。

二　当該債務処理計画に基づいて行われた当該内国法人に対する資産の贈与及び前号の保証債務の一部の履行後においても、当該個人が当該内国法人の債務の保証に係る保証債務を有していることが、当該債務処理計画において見込まれていること。

三　当該内国法人が、当該資産の贈与を受けた後に、当該資産をその事業の用に供することが当該債務処理計画において定められていること。

2　前項の規定は、確定申告書に、同項の規定の適用を受ける旨の記載があり、かつ、同項の贈与をした資産の種類その他の財務省令で定める事項を記載した書類及び同項各号に掲げる要件を満たす旨を証する書類として財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

3　税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第四十一条第一項中「第十四項まで」を「第二十一項まで」に、「及び第五項」を「及び第十項」に、「第四項、第十四項」を「第五項、第六項、第九項、第十一項、第二十一項」に、「第三項及び第四項」を「第六項及び第九項」に、「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に、「第五項まで、第七項」を「第十項まで、第十四項」に、「年（次項及び」を「年（第三項及び第四項並びに」に、「、次項及び次条」を「及び第四項」に、「期間（次項及び次条」を「期間（第四項及び次条第三項第一号」に、「次項、第三項、第五項及び次条」を「次項、第六項、第十項

及び次条第一項」に、「。次項及び次条」を「。第四項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項に規定する住宅借入金等特別税額控除額は、その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が借入限度額を超える場合には、当該借入限度額）に控除率を乗じて計算した金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

第四十一条第二十一項中「第三項」を「第六項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十項を同条第二十七項とし、同条第十七項から第十九項までを七項ずつ繰り下げ、同条第十六項中「第十四項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十五項中「当初居住年」を「特定事由が生ずる前」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十四項中「（以下この項及び次項において「当初居住年」という。）」を削り、「事由」の下に「（次項において「特定事由」という。）」を加え、「当初居住年の翌年以後」を削り、同項を同条第二十一項とし、同条第十三項中「第十一項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十二項を同条第十九項とし、同条第十一項中「第十四項」を「第二十一項」に、「第五項」を「第十項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十項中「第五項」を「第十項」に、「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第九項中「第五項」を「第十項」に、「、第三十七条の五又は第三十七条の九の二」を「又は第三十七条の五」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第八項中「第五項」を「第十項」に、「、第三十七条の五若しくは第三十七条の九の二」を「若しくは第三十七条の五」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第七項を同条第十四項とし、同条第六項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第五項中「（平成二十四年法律第八十四号）」を削り、「をいう。以下この項」を「又は同法第十六条の規定により低炭素建築物とみなされる同法第九条第一項に規定する特定建築物に該当する家屋で政令で定めるものをいう。以下この項」に、「第八項から第十一項まで」を「第十五項から第十八項まで」に、「、第十四項及び次条」を「及び第二十一項」に、「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に、「年（以下この項」を「年（次項及び第十二項」に、「。以下この項及び次条」を「。以下この項及び次条」に、「（以下この項」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「その年十二月三十一日における認定住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が認定住宅借入限度額を超える場合には、当該認定住宅借入限度額）に認定住宅控除率を乗じて計算した金額」に改め、同項各号を削り、同項を同条第十項とし、同項の次に次の二項を加える。

11　前項に規定する認定住宅借入限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　居住年が平成二十一年から平成二十三年までの各年又は平成二十六年から平成二十九年までの各年である場合（居住年が平成二十六年から平成二十九年までの各年である場合には、その居住に係る住宅の取得等が特定取得（第五項に規定する特定取得をいう。第三号において同じ。）に該当するものであるときに限る。）　五千万円

二　居住年が平成二十四年である場合　四千万円

三　居住年が平成二十五年から平成二十九年までの各年である場合（居住年が平成二十六年から平成二十九年までの各年である場合には、その居住に係る住宅の取得等が特定取得に該当するもの以外のものであるときに限る。）　三千万円

12　第十項に規定する認定住宅控除率は、居住年が平成二十一年から平成二十三年までの各年である場合には一・二パーセントとし、居住年が平成二十四年から平成二十九年までの各年である場合には一パーセントとする。

第四十一条第四項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項中「年（以下この項及び次条」を「。以下この項、第八項及び次条第一項」に、「（以下この項及び次条」を「（以下この項」に、「前項」を「第二項」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「その年十二月三十一日における特例住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が特例借入限度額を超える場合には、当該特例借入限度額）に特例控除率を乗じて計算した金額」に、「、次項及び次条」を「及び第四項」に、「（次項及び次条」を「（第四項及び次条第三項第一号」に、「第八項」を「第十五項」に、「第九項」を「第十六項」に、「第十一項及び第十四項」を「第十八項及び第二十一項」に改め、同項各号を削り、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7　前項に規定する特例借入限度額は、居住年が平成十九年である場合には二千五百万円とし、居住年が平成二十年である場合には二千万円とする。

8　第六項に規定する特例控除率は、特例適用年が居住年又は居住年の翌年以後九年以内の各年である場合には〇・六パーセントとし、特例適用年が居住年から十年目に該当する年以後の各年である場合には〇・四パーセントとする。

第四十一条第二項の次に次の三項を加える。

3　前項に規定する借入限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　居住年が平成十二年から平成十七年、平成二十三年又は平成二十六年から平成二十九年までの各年である場合（居住年が平成二十六年から平成二十九年までの各年である場合には、そ

の居住に係る住宅の取得等が特定取得に該当するものであるときに限る。）　四千万円

三　居住年が平成十八年又は平成二十四年である場合　三千万円

四　居住年が平成十九年である場合　二千五百万円

五　居住年が平成二十年又は平成二十五年から平成二十九年までの各年である場合（居住年が平成二十六年から平成二十九年までの各年である場合には、その居住に係る住宅の取得等が特定取得に該当するもの以外のものであるときに限る。）　二千万円

4　第二項に規定する控除率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

一　居住年が平成十二年又は平成十三年である場合（居住年が平成十三年である場合には、その居住日が平成十三年前期内の日である場合に限る。）　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ　適用年が居住年又は居住年の翌年以後五年以内の各年である場合　一パーセント

ロ　適用年が居住年から六年目に該当する年以後居住年から十年目に該当する年までの各年である場合　〇・七五パーセント

ハ　適用年が居住年から十一年目に該当する年以後の各年である場合　〇・五パーセント

二　居住年が平成十三年から平成十六年までの各年又は平成二十一年から平成二十九年までの各年である場合（居住年が平成十三年である場合には、その居住日が平成十三年七月一日から同年十二月三十一日までの期間（次条第三項第一号において「平成十三年後期」という。）内の日である場合に限る。）　一パーセント

三　居住年が平成十七年である場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ　適用年が居住年又は居住年の翌年以後七年以内の各年である場合　一パーセント

ロ　適用年が居住年から八年目又は九年目に該当する年である場合　〇・五パーセント

四　居住年が平成十八年である場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ　適用年が居住年又は居住年の翌年以後六年以内の各年である場合　一パーセント

ロ　適用年が居住年から七年目に該当する年以後の各年である場合　〇・五パーセント

五　居住年が平成十九年又は平成二十年である場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ　適用年が居住年又は居住年の翌年以後五年以内の各年である場合　一パーセント

ロ　適用年が居住年から六年目に該当する年以後の各年である場合　〇・五パーセント

5　第三項に規定する特定取得とは、居住者の住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額が、当該住宅の取得等に係る消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等（第四十一条の三の二第十五項、第四十一条の十九の二第二項第一号、第四十一条の十九の三第二項第一号及び第四項第一号イ並びに第四十一条の十九の四第二項第一号において「課税資産の譲渡等」という。）につき社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）第二条又は第三条の規定による改正後の消費税法（第四十一条の三の二第十五項、第四十一条の十九の二第二項第一号、第四十一条の十九の三第二項第一号及び第四項第一号イ並びに第四十一条の十九の四第二項第一号において「新消費税法」という。）第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額である場合における当該住宅の取得等をいう。

第四十一条の二第一項中「その適用年」を「前条第一項に規定する適用年（特例適用年又は認定住宅特例適用年を含む。以下この条において同じ。）」に改め、「居住年（居住年が平成十三年である場合には、平成十三年前期と平成十三年後期とをそれぞれ一の年とみなした場合における居住年）に係る」を削り、「には、当該適用年における前条第二項」を「には、当該適用年における同項」に、「同項の」を「前条第二項、第六項及び第十項の」に、「異なる居住年」を「異なる住宅の取得等」に改め、「居住年に係る」を削り、「ごとにそれぞれ同項各号の規定に準じて計算した金額」を「の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、「（当該住宅借入金等の金額のうちに同条第三項の規定により同条若しくは次条の規定の適用を受ける場合における特例住宅借入金等の金額又は前条第五項の規定により同条若しくは次条の規定の適用を受ける場合における認定住宅借入金等の金額が含まれるときは、次の各号に掲げる住宅借入金等の金額の区分に応じ当該各号に定める金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の合計額）」を削り、同項ただし書中「ときは、当該適用年における前条第二項」を「ときは、当該適用年における同条第一項」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　前条第六項に規定する特例住宅借入金等の金額（同項の規定により同条又は次条の規定の適用を受けるものに限る。以下この条において同じ。）　当該特例住宅借入金等の金額につき同項前段の規定に準じて計算した金額

二　前条第十項に規定する認定住宅借入金等の金額（同項の規定により同条又は次条の規定の適用を受けるものに限る。以下この

条において同じ。）当該認定住宅借入金等の金額につき同項の規定に準じて計算した金額

第四十一条の二第一項第三号中「以外の住宅借入金等の金額」の下に「（以下この条において「他の住宅借入金等の金額」という。）」を、「当該」の下に「他の」を加え、「前条第二項各号」を「前条第二項」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　前項ただし書の控除限度額は、居住者が適用年において有する住宅借入金等の金額の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額のうち最も多い金額とする。

一　特例住宅借入金等の金額　特例住宅借入金等の金額に係る居住年につき前条第七項の規定により定められた特例借入限度額に同条第八項の規定により当該適用年につき定められた特例控除率を乗じて計算した金額（二以上の住宅の取得等に係る特例住宅借入金等の金額を有する場合には、これらの特例住宅借入金等の金額ごとに、これらの特例住宅借入金等の金額に同条第十二項の規定により当該適用年につき定められた借入限度額に同条第四項の規定により定められた控除率を乗じてそれぞれ計算した金額のうち最も多い金額）

二　認定住宅借入金等の金額　認定住宅借入金等の金額に係る居住年につき前条第十一項の規定により定められた認定住宅借入限度額に同条第十二項の規定により当該適用年につき定められた認定住宅控除率を乗じてそれぞれ計算した金額のうち最も多い金額）

三　他の住宅借入金等の金額　他の住宅借入金等の金額に係る居住年につき前条第三項の規定により定められた借入限度額に同条第四項の規定により当該適用年につき定められた控除率を乗じて計算した金額（二以上の住宅の取得等に係る他の住宅借入金等の金額を有する場合には、これらの他の住宅借入金等の金額ごとに、これらの他の住宅借入金等の金額に係る居住年につき同条第三項の規定により定められた借入限度額に同条第四項の規定により当該適用年につき定められた控除率を乗じてそれぞれ計算した金額のうち最も多い金額）

3　二以上の住宅の取得等をし、かつ、これらの住宅の取得等をした前条第一項に規定する居住用家屋、既存住宅若しくは増改築等をした家屋又は同条第十項に規定する認定住宅を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した日（以下この項において「居住日」という。）が同一の年に属するものがある場合には、当該居住日が同一の年に属する住宅の取得等を一の住宅の取得等（次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める区分をした住宅の取得等）として、同条又は前二項の規定を適用する。

一　当該居住日の属する年が平成十三年である場合において、当該二以上の住宅の取得等のうちに、当該住宅の取得等に係る居住日が平成十三年前期内の日であるものと平成十三年後期内の日であるものとがあるとき　居住日が平成十三年前期内の日である住宅の取得等と居住日が平成十三年後期内の日である住宅の取得等とに区分をした住宅の取得等

二　当該居住日の属する年が平成二十一年から平成二十五年までの各年である場合において、当該二以上の住宅の取得等のうちに、認定住宅借入金等の金額に係るものと他の住宅借入金等の金額に係るものとがあるとき　認定住宅借入金等の金額に係る住宅の取得等と他の住宅借入金等の金額に係る住宅の取得等とに区分をした住宅の取得等

三　当該居住日の属する年が平成二十六年から平成二十九年までの各年である場合において、当該二以上の住宅の取得等のうちに、前条第五項に規定する特定取得（以下この号において「特定取得」という。）に該当するものと特定取得に該当するもの以外のものとがあるとき　特定取得に該当する住宅の取得等と特定取得に該当するもの以外の住宅の取得等とに区分をした住宅の取得等（当該区分をした住宅の取得等のうちに認定住宅借入金等の金額に係るものと他の住宅借入金等の金額に係るものとがあるときは、当該区分をした住宅の取得等を認定住宅借入金等の金額に係る住宅の取得等と他の住宅借入金等の金額に係る住宅の取得等とに区分をした住宅の取得等）

第四十一条の二第四項から第九項までを削る。

第四十一条の二の二第一項中「同条第三項」を「同条第六項」に改め、同条第五項中「第四十一条第三項」を「第四十一条第六項」に改める。

第四十一条の三第一項中「第四十一条第九項」を「第四十一条第十六項」に改める。

第四十一条の三の二第一項中「及び第八項」を「及び第九項」に、「（第四項」を「（第五項及び第十四項」に、「第三項及び第九項」を「第三項及び第四項」に、「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に、「第八項及び第九項」を「第四項、第九項及び第十一項第一号」に、「第四項及び第九項から第十一項まで」を「第五項及び第十項から第十二項まで」に、「この項及び第九項」を「この項」に、「第四項、」を「第五項、」に、「及び第三項」を「及び第六項」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（当該金額」を「その年十二月三十一日における特定増改築等住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が特定増改築等限度額を超える場合には、当該特定増改築等限度

額。以下この項において同じ。）の二パーセントに相当する金額とその年十二月三十一日における増改築等住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が千万円を超える場合には、千万円）から当該特定増改築等住宅借入金等の金額の合計額を控除した残額の一パーセントに相当する金額との合計額（当該合計額」に改め、同項各号を削り、同項を同条第二項とし、同条第三項中「第五項及び第六項」を「第六項及び第七項」に、「三十万円」を「五十万円」に、「第二項」を「第三項」に改め、同条第三項中「除く」の下に「、第十項及び第十一項において「住宅借入金等」という」を加え、「同項各号」を「第一項」に改め、同条第九項を削り、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「又は前項」を削り、「には」を「又は前項の断熱改修住宅借入金等には」に改め、「当該増改築等住宅借入金等」の下に「又は当該断熱改修住宅借入金等」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項に」を「第五項に」に、「増改築等住宅借入金等とは」を「断熱改修住宅借入金等とは」に、「第四項各号」を「第五項」に、「特定増改築等住宅借入金等」を「特定断熱改修住宅借入金等」に、「当該増改築等住宅借入金等」を「当該断熱改修住宅借入金等」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「三十万円」を「五十万円」に、「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「、第六項及び第十項」を「及び第七項」に、「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に、「（第十項」を「（第十一項第二号」に改め、「、第十項及び第十一項」を削り、「係る増改築等住宅借入金等」を「係る断熱改修住宅借入金等」に、「及び第三項」を「及び第六項」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（当該金額」を「その年十二月三十一日における特定断熱改修住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が第一項に規定する特定増改築等限度額を超える場合には、当該特定増改築等限度額。以下この項において同じ。）の二パーセントに相当する金額とその年十二月三十一日における断熱改修住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が千万円を超える場合には、千万円）から当該特定断熱改修住宅借入金等の金額の合計額を控除した残額の一パーセントに相当する金額との合計額（当該合計額」に改め、同項各号を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項に規定する特定増改築等限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　居住年が平成二十六年から平成二十九年までの各年である場合（その居住に係る住宅の増改築等が特定取得に該当するものである場合に限る。）　二百五十万円

二　前号に掲げる場合以外の場合　二百万円

第四十一条の三の二第十項及び第十一項を次のように改める。

10　第一項又は第五項に規定する居住者が、第一項又は第五項に規定する増改築等特例適用年において、二以上の住宅の増改築等（第一項又は第五項に規定する住宅の増改築等をいう。以下この項から第十二項まで、第十四項及び第十五項において同じ。）に係る第一項に規定する増改築等住宅借入金等の金額（同項の規定により第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この項から第十四項までにおいて同じ。）又は第五項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額（同項の規定により第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この項から第十四項までにおいて同じ。）を有する場合には、当該増改築等特例適用年における第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額は、第一項又は第五項の規定にかかわらず、当該増改築等特例適用年の十二月三十一日における当該増改築等住宅借入金等の金額又は当該断熱改修住宅借入金等の金額につき異なる住宅の増改築等ごとに区分をし、当該区分をした住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の合計額とする。ただし、当該合計額が控除限度額を超えるときは、当該増改築等特例適用年における同条第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、当該控除限度額とする。

一　当該増改築等住宅借入金等の金額　当該増改築等住宅借入金等の金額につき第一項の規定に準じて計算した金額

二　当該断熱改修住宅借入金等の金額　当該断熱改修住宅借入金等の金額につき第五項の規定に準じて計算した金額

11　前項ただし書の控除限度額は、居住者が同項に規定する増改築等特例適用年において有する住宅借入金等の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額とする。

一　当該住宅借入金等の全てがその居住年が平成十九年から平成二十五年までの各年である住宅の増改築等に係る増改築等住宅借入金等及び断熱改修住宅借入金等である場合　当該増改築等特例適用年の十二月三十一日における第一項に規定する特定増改築等住宅借入金等の金額及び第五項に規定する特定断熱改修住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が二百万円を超える場合には、二百万円。以下この号において「特例借入合計額」という。）の二パーセントに相当する金額と当該増改築等特例適用年の十二月三十一日における増改築等住宅借入金等の金額及び断熱改修住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が千万円を超える場合には、千万円）から当該特例借入合計額を控除した残額の一パーセントに相当する金額との合計額（当該合計額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

二　前号に掲げる場合以外の場合　次に掲げる住宅借入金等の金額の区分に応じそれぞれ次に定める金額に相当する金額のうち最も多い金額

イ　増改築等住宅借入金等の金額　当該増改築等住宅借入金等の金額に係る居住年につき第四項の規定により定められた特定増改築等限度額の二パーセントに相当する金額と千万円から当該特定増改築等

限度額を控除した残額の一パーセントに相当する金額との合計額（二以上の住宅の増改築等に係る増改築等住宅借入金等の金額を有する場合には、これらの増改築等住宅借入金等の金額ごとに、これらの増改築等住宅借入金等の金額に係る居住年につき第四項の規定により定められた特定増改築等限度額の二パーセントに相当する金額と千万円から当該特定増改築等限度額を控除した残額の一パーセントに相当する金額とをそれぞれ合算した金額のうち最も多い金額）

ロ　断熱改修住宅借入金等の金額　当該断熱改修住宅借入金等の金額に係る居住年につき第四項の規定により定められた特定増改築等限度額の二パーセントに相当する金額と千万円から当該特定増改築等限度額を控除した残額の一パーセントに相当する金額との合計額（二以上の住宅の増改築等に係る断熱改修住宅借入金等の金額を有する場合には、これらの断熱改修住宅借入金等の金額ごとに、これらの断熱改修住宅借入金等の金額に係る居住年につき第四項の規定により定められた特定増改築等限度額の二パーセントに相当する金額と千万円から当該特定増改築等限度額を控除した残額の一パーセントに相当する金額とをそれぞれ合算した金額のうち最も多い金額）

第四十一条の三の二第十二項中「第四項に規定する居住者が、第一項又は第四項」を「第五項に規定する居住者が、第一項又は第五項」に、「において、第一項又は第四項に規定する」を「において、」に、「（第一項又は第四項の規定により第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）及びこれらの」を「又は断熱改修住宅借入金等の金額及び当該」に、「に係る第一項又は第四項に規定する」を「又は断熱改修住宅借入金等の金額に係る」に、「同条第三項に」を「同条第六項に」に、「同条第五項」を「同条第十項」に改め、「係るものに限る。以下この項」の下に「及び次項」を加え、「場合には、第一項又は第四項」を「場合には、第一項又は第五項」に、「における第一項又は第四項」を「における同条第一項」に、「第一項各号、第四項各号及び前三項」を「第一項、第五項及び第十項並びに同条第二項、第六項及び第十項並びに第四十一条の二第一項」に、「これらの増改築等住宅借入金等の金額及び」を「当該増改築等特例適用年の十二月三十一日における当該増改築等住宅借入金等の金額又は当該断熱改修住宅借入金等の金額及び」に、「（当該他の住宅借入金等の金額のうちに、同条第三項の規定により同条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における同項に規定する特例住宅借入金等の金額が含まれるときは、当該特例住宅借入金等の金額又は当該特例住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額とし、第四十一条第五項の規定により同条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における同項に規定する認定住宅借入金等の金額が含まれるときは、当該認定住宅借入金等の金額又は当該認定住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額とし、第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において「当該他の住宅借入金等の金額」という。）について、第四十一条の二の規定に準じて政令で定めるところにより計算した金額」を「につき、増改築等住宅借入金等の金額又は断熱改修住宅借入金等の金額と他の住宅借入金等の金額とに区分をし、当該区分をした当該増改築等住宅借入金等の金額又は当該断熱改修住宅借入金等の金額と当該他の住宅借入金等の金額ごとに次の各号の規定によりそれぞれ計算した当該各号に掲げる金額の合計額」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該合計額が控除限度額を超えるときは、当該増改築等特例適用年における第四十一条第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、当該控除限度額とする。

第四十一条の三の二第十二項に次の各号を加える。

一　当該増改築等住宅借入金等の金額又は当該断熱改修住宅借入金等の金額につき異なる住宅の増改築等（当該異なる住宅の増改築等のうちに第十四項に規定する居住日が同一の年に属する住宅の増改築等（以下この号において「同一年住宅増改築等」という。）がある場合には、当該同一年住宅増改築等を一の住宅の増改築等（同項各号に掲げる場合には、当該各号に定める区分をした住宅の増改築等ごとに一の住宅の増改築等）とする。）ごとに区分をし、当該区分をした住宅の増改築等に係る第三項に規定する住宅借入金等の金額の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額（当該増改築等住宅借入金等の金額及び当該断熱改修住宅借入金等の金額の全てが当該居住日の属する年が平成十九年から平成二十五年までの各年である住宅の増改築等に係るものである場合において、当該合計額が前項第一号に定める金額を超えるときは、当該金額）

イ　当該増改築等住宅借入金等の金額　第十項第一号に定める金額

ロ　当該断熱改修住宅借入金等の金額　第十項第二号に定める金額

二　当該他の住宅借入金等の金額につき異なる他の住宅取得等（当該異なる他の住宅取得等のうちに第四十一条の二第三項に規定する居住日が同一の年に属する他の住宅取得等（以下この号において「同一年住宅取得等」という。）がある場合には、当該同一年住宅取得等を一の他の住宅取得等（同項各号に掲げる場合には、当該各号に定める区分をした住宅の取得等ごとに一の他の住宅取得等）とする。）ごとに区分をし、当該区分をした他の住宅取得等に係る他の住宅借入金等の金額の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額

イ　第四十一条第六項に規定する特例住宅借入金等の金額（同項の規定により同条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この号及び次項第二号イにおいて同じ。）　当該特例住宅

借入金等の金額につき第四十一条第六項前段の規定に準じて計算した金額

ロ　第四十一条第十項に規定する認定住宅借入金等の金額（同項の規定により同条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この号及び次項第二号ロにおいて同じ。）　当該認定住宅借入金等の金額につき第四十一条第十項の規定に準じて計算した金額

ハ　イ及びロに掲げる他の住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額　当該他の住宅借入金等の金額につき第四十一条第二項の規定に準じて計算した金額

第四十一条の三の二第十五項中「第五項」を「第六項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十四項中「第四項」を「第五項」に、「、次項及び次条」を「及び第四項」に、「（次項及び次条」を「（第四項及び次条第三項第一号」に、「同条第八項」を「同条第十五項」に、「同条第九項」を「同条第十六項」に、「同条第十一項及び第十四項」を「同条第十八項及び第二十一項」に、「同条第三項」を「同条第六項」に、「第四十一条第三項」を「第四十一条第六項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十三項中「第四項」を「第五項」に改め、「係る第一項」の下に「に規定する増改築等住宅借入金等の金額」を加え、「増改築等住宅借入金等」を「断熱改修住宅借入金等」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十二項の次に次の三項を加える。

13　前項ただし書の控除限度額は、居住者が同項に規定する増改築等特例適用年において有する第三項又は第四十一条第一項に規定する住宅借入金等の金額の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額のうちいずれか多い金額とする。

一　増改築等住宅借入金等の金額及び断熱改修住宅借入金等の金額　住宅借入金等の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　増改築等住宅借入金等及び断熱改修住宅借入金等の全てがその居住年が平成十九年から平成二十五年までの各年である住宅の増改築等に係る増改築等住宅借入金等及び断熱改修住宅借入金等である場合　第十一項第一号に定める金額

ロ　イに掲げる場合以外の場合　次に掲げる住宅借入金等の金額の区分に応じそれぞれ次に定める金額に相当する金額のうちいずれか多い金額

(1)　増改築等住宅借入金等の金額　第十一項第二号イに定める金額

(2)　断熱改修住宅借入金等の金額　第十一項第二号ロに定める金額

二　他の住宅借入金等の金額　次に掲げる住宅借入金等の金額の区分に応じそれぞれ次に定める金額に相当する金額のうち最も多い金額

イ　特例住宅借入金等の金額　第四十一条の二第二項第一号に定める金額

ロ　認定住宅借入金等の金額　第四十一条の二第二項第二号に定める金額

ハ　前項第二号ハに掲げる他の住宅借入金等の金額　第四十一条の二第二項第三号に定める金額

14　二以上の住宅の増改築等をし、かつ、これらの住宅の増改築等をした居住用の家屋を第四十一条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した日（以下この項において「居住日」という。）が同一の年に属するものがある場合には、当該居住日が同一の年に属する住宅の増改築等を一の住宅の増改築等（次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める区分をした住宅の増改築等ごとにそれぞれ一の住宅の増改築等）として、第一項、第五項、第十項又は第十一項の規定を適用する。

一　当該居住日の属する年が平成十九年から平成二十五年までの各年である場合において、当該二以上の住宅の増改築等のうちに、増改築等住宅借入金等の金額に係るものと断熱改修住宅借入金等の金額に係るものとがあるとき　増改築等住宅借入金等の金額に係る住宅の増改築等と断熱改修住宅借入金等の金額に係る住宅の増改築等とに区分をした住宅の増改築等

二　当該居住日の属する年が平成二十六年から平成二十九年までの各年である場合において、当該二以上の住宅の増改築等のうちに、特定取得に該当するものと特定取得に該当するもの以外のものとがあるとき　特定取得に該当する住宅の増改築等と特定取得に該当するもの以外の住宅の増改築等とに区分をした住宅の増改築等（当該区分をした住宅の増改築等のうちに増改築等住宅借入金等の金額に係るものと断熱改修住宅借入金等の金額に係るものとがあるときは、当該区分をした住宅の増改築等を増改築等住宅借入金等の金額に係る住宅の増改築等と断熱改修住宅借入金等の金額に係る住宅の増改築等とに区分をした住宅の増改築等）

15　第四項及び前項に規定する特定取得とは、居住者の住宅の増改築等に係る費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額が、当該住宅の増改築等に係る課税資産の譲渡等につき新消費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額である場合における当該住宅の増改築等をいう。

第四十一条の十二第一項中「第三条第一項」を「（昭和六十二年法律第六十二号）第三条第一項」に改め、「民間都市開発推進機構」の下に「（政令で定めるものに限る。）」を加え、「特定割引債」を「特別割引債」に改め、同条第二項及び第三項中「特定割引債」を「特別割引債」に改め、同条第七項に次の一号を加える。

三　平成二十八年一月一日以後に発行された公社債（預金保険法第二条第二項第五号に規定する長期信用銀行債等を除く。）

第四十一条の十二第九項から第二十八項までを削り、同条の次に次の一条を加える。

（割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例）

第四十一条の十二の二　内国法人（一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益

財団法人を除く。）、所得税法第二条第一項第八号に規定する人格のない社団等並びに法人税法以外の法律によつて法人税法第二条第六号に規定する公益法人等とみなされているもので政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）又は外国法人は、割引債の償還（買入消却及び第六項第一号ハに規定する分離利子公社債（第一号において「分離利子公社債」という。）に係る利子の支払を含む。同項において同じ。）により平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき次に掲げる償還金（外国法人にあつては、第一号に掲げる償還金に限る。）に係る差益金額について所得税を納める義務があるものとし、その差益金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

一　国内において支払われる割引債の償還金（分離利子公社債に係る利子を含み、買入消却が行われる場合にあつてはその買入れの対価とする。以下この条において同じ。）

二　国外において発行された割引債の償還金（国外において支払われるものに限る。以下この条において「国外割引債の償還金」という。）で国内における支払の取扱者で政令で定めるもの（以下この条において「国外割引債取扱者」という。）を通じて交付を受けるもの

2　平成二十八年一月一日以後に個人又は内国法人若しくは外国法人に対して国内において割引債の償還金（次項の規定の適用を受ける同項に規定する特定割引債の償還金を除く。）の支払をする者は、その支払の際、その割引債の償還金に係る差益金額に百分の十五の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

3　平成二十八年一月一日以後に個人又は内国法人若しくは外国法人に対して国内において支払われる割引債（第三十七条の十一第二項に規定する上場株式等（第十三項において「上場株式等」という。）に該当するものに限る。以下この条において「特定割引債」という。）の償還金の国内における支払の取扱者で政令で定めるもの（第六項及び第十二項において「特定割引債取扱者」という。）は、当該個人又は内国法人若しくは外国法人に当該償還金の交付をする際、その交付をする特定割引債の償還金に係る差益金額に百分の十五の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

4　平成二十八年一月一日以後に居住者又は内国法人に対して支払われる国外割引債の償還金の国内における国外割引債取扱者は、当該居住者又は内国法人に当該国外割引債の償還金の交付をする際、その交付をする国外割引債の償還金に係る差益金額に百分の十五の税率を乗じて計算した金額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

5　第一項及び前項の場合において、国外割引債の償還金の支払の際に徴収される所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税（同法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に相当するものとして政令で定めるものを含む。）の額があるときは、第一項及び前項の差益金額は、当該差益金額から当該外国所得税の額に相当する金額を控除した後の金額とする。

6　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　割引債　第三十七条の十第二項第七号に掲げる公社債（以下この号において「公社債」という。）のうち次に掲げるもの（その償還の時において第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する特定口座に係る振替口座簿（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿をいう。第三号ハにおいて同じ。）に記載若しくは記録がされ、又は当該特定口座に保管の委託がされているもの及び前条第七項第一号に掲げる外貨債を除く。）をいう。

イ　割引の方法により発行されるもの

ロ　分離元本公社債（公社債で元本に係る部分と利子に係る部分とに分離されてそれぞれ独立して取引されるもののうち、当該元本に係る部分であつた公社債をいう。）

ハ　分離利子公社債（公社債で元本に係る部分と利子に係る部分とに分離されてそれぞれ独立して取引されるもののうち、当該利子に係る部分であつた公社債をいう。第三号ロにおいて同じ。）

二　利子が支払われる公社債でその利率が著しく低いものとして財務省令で定めるもの

二　買入消却　買入れの方法により割引債を償還する場合におけるその買入れをいう。

三　差益金額　次に掲げる割引債の区分に応じそれぞれ次に定める金額をいう。

イ　第一号イ、ロ及びニに掲げる割引債のうち発行の日から償還の日までの期間が一年以下であるもの（ハに掲げるものを除く。）　当該割引債の償還金の額（外国法人により発行された割引債の償還金の支払を受ける者が非居住者又は外国法人である場合には、当該償還金の額のうち当該割引債を発行した外国法人が国内において行う事業に係るものとして政令で定める金額。ロにおいて同じ。）に〇・二パーセントを乗じて計算した金額

ロ　第一号イ、ロ及びニに掲げる割引債のうち発行の日から償還の日までの期間が一年を超えるもの並びに分離利子公社債（ハに掲げるものを除く。）　当該割引債の償還金の額に二十五パーセントを乗じて計算した金額

ハ　割引債のうち、その割引債の償還金の支払を受ける内国法人が当該割引債の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託をしている第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する金融商品取引業者等で当該償還金に係る国内における特定割引債取扱者又は国外割引債取扱者で

あるものと締結した割引債の取得に要した金額の管理に関する契約に基づき、政令で定めるところにより当該割引債の取得に要した金額が管理されているもの当該割引債の償還金の額が当該契約に基づき管理されている当該割引債の取得に要した金額を超える場合におけるその差益の金額

7　第二項から第四項までの規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、割引債の償還金の支払を受けるべき者が内国法人又は外国法人であるときは、当該内国法人又は外国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八条第一項及び第八十一条の十四第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法第四十一条の十二の二第一項各号（割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例）に掲げる割引債の償還金」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」と、同法第百四十四条中「所得税法の」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法の」と、「（同法）」とあるのは「（所得税法）」とする。

8　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対して国内において特定割引債の償還金の支払をする者（これに準ずる者として政令で定めるもの（以下この項及び次項において「準支払者」という。）を含む。以下この条において「償還金の支払者」という。）は、財務省令で定めるところにより、特定割引債の償還金の支払に関する通知書を、その支払の確定した日の属する月の翌月末日（準支払者が交付する場合には、当該確定した日の属する月の翌々月の十五日）までに、その支払を受ける者に交付しなければならない。

9　償還金の支払者は、財務省令で定めるところにより、前項の通知書を同一の者に対してその年中に支払つた特定割引債の償還金の額の合計額で作成する場合には、同項の規定にかかわらず、当該通知書を同項の支払の確定した日の属する年の翌年一月三十一日（準支払者が交付する場合には、同年二月十五日）までに、その支払を受ける者に交付しなければならない。

10　償還金の支払者は、前二項の規定による通知書の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該支払を受ける者の承諾を得て、当該通知書に記載すべき事項を第八条の四第六項に規定する電磁的方法により提供することができる。ただし、当該支払を受ける者の請求があるときは、当該通知書を当該支払を受ける者に交付しなければならない。

11　前項本文の場合において、同項の償還金の支払者は、第八項又は第九項の通知書を交付したものとみなす。

12　特定割引債の償還金につき国内における特定割引債取扱者を通じてその交付がされる場合には、当該特定割引債取扱者を第八項に規定する特定割引債の償還金の支払をする者とみなして、同項から前項までの規定を適用する。この場合において、当該特定割引債の償還金の支払をする者については、第八項から前項までの規定のうち当該特定割引債の償還金に係る部分の規定は、適用しない。

13　国外割引債の償還金で上場株式等に該当する割引債に係るものにつき国内における国外割引債取扱者を通じてその交付がされる場合には、当該国外割引債の償還金を国内において支払うものと、当該国外割引債取扱者を当該国外割引債の償還金の支払をする者とそれぞれみなして、第八項から第十一項までの規定を適用する。

14　第七項及び第十項から前項までに定めるもののほか、第一項から第六項まで、第八項及び第九項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の十三の見出し中「振替国債の償還差益等」を「振替国債等の償還差益」に改め、同条第一項中「振替国債（」の下に「割引債（第三十七条の十第二項第七号に掲げる公社債のうち前条第六項第一号イからニまでに掲げるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）に該当するものを除く。」を加え、「同条第一項」を「第五条の二第一項」に改め、「振替地方債（」の下に「割引債に該当するものを除く。」を加え、同条第二項中「平成二十五年三月三十一日までに発行された第五条の三第四項第一号」を「第五条の三第四項第七号」に改め、「特定振替社債等（」の下に「割引債に該当するものを除く。」を加え、同条第三項中「発行差金」を「償還差益」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（割引債の償還差益等に係る国内源泉所得の課税の特例）

第四十一条の十三の二　非居住者が平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき割引債（第三十七条の十第二項第七号に掲げる公社債のうち第四十一条の十二の二第六項第一号イからニまでに掲げるもの（外国法人が発行するものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の償還差益（当該割引債の同条第一項に規定する償還により受ける金額が当該割引債の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。）のうち当該外国法人の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、所得税法第百六十一条第一号に規定する国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得とみなして、同法その他所得税に関する法令の規定を適用する。

2　所得税法第百八十条の規定は、国内に恒久

に、「発行価額」を「取得価額」に改め、同条第四項中「特定振替社債等」の下に「（当該特定振替社債等の第五条の三第二項に規定する発行者の同項に規定する特殊関係者が有するものを除く。）」を、「又は民間国外債」の下に「（当該民間国外債の発行をする者の第六条第四項に規定する特殊関係者が有するものを除く。）」を加え、「民間国外債にあつては、その民間国外債の償還により受ける金額がその民間国外債の発行価額に満たない場合におけるその満たない部分の金額に限る。）」を削り、同条第五項中「発行差金」を「償還差益」に改め、同条の次に次の二条を加える。

的施設を有する外国法人が平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき第四十一条の十二の二第六項第一号に規定する割引債の同条第一項第一号に掲げる償還金に係る同条第六項第三号に規定する差益金額（次条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）について準用する。この場合において、同法第百八十条第一項中「第七条第一項第五号（外国法人の課税所得の範囲）及び前二条」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の十二の二第一項から第三項まで（割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例）」と、「支払をする者」とあるのは「支払をする者（当該国内源泉所得が同法第四十一条の十二の二第三項に規定する特定割引債の償還金（同条第一項第一号に掲げる償還金をいう。以下この項において同じ。）に係る差益金額（同条第六項第三号に規定する差益金額をいう。第一号において同じ。）に該当する場合にあつては、当該特定割引債の償還金の国内における同条第三項に規定する特定割引債取扱者）」と、同項第一号中「係るものに限る」とあるのは「係るものに限るものとし、租税特別措置法第四十一条の十二の二第六項第一号に規定する割引債の償還金に係る差益金額を含む」と読み替えるものとする。

（振替割引債の差益金額等の課税の特例）

第四十一条の十三の三　非居住者又は外国法人が、特定振替機関、特定口座管理機関若しくは特定間接口座管理機関（以下この項において「特定振替機関等」という。）又は適格外国仲介業者から開設を受けている口座において当該特定振替機関等の国内にある営業所若しくは事務所又は当該適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて振替記載等を受けている特定振替割引債につきその償還金の支払を受ける場合において、特定振替割引債の償還金に係る差益金額につき最初にこの項の規定の適用を受けようとする際、その旨、その者の氏名又は名称及び住所（第五条の二第一項に規定する住所をいう。）その他の財務省令で定める事項を記載した書類（第十項及び第十一項において「非課税適用申告書」という。）を、当該特定振替機関等（当該特定振替割引債が第三条第一項第一号に規定する特定公社債以外の公社債（第十項及び第十一項において「一般割引債」という。）に該当するものである場合には、適格口座管理機関に該当するものに限る。以下この項において同じ。）を経由し、又は当該適格外国仲介業者及び当該適格外国仲介業者が当該特定振替割引債の振替記載等を受ける特定振替機関等（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替割引債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該特定振替割引債の振替記載等を受ける特定振替機関等）を経由して当該特定振替機関等の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しているときは、その支払を受ける償還金に係る差益金額については、第四十一条の十二の二の規定は、適用しない。

2　非居住者が特定振替割引債の償還金に係る差益金額につき前項の規定の適用を受けた場合には、当該特定振替割引債につき支払を受ける償還差益（当該特定振替割引債の償還（第四十一条の十二の二第一項に規定する償還をいう。次項及び第四項において同じ。）により受ける金額が当該特定振替割引債の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。）については、所得税を課さない。

3　非居住者が特定振替割引債の償還金に係る差益金額につき第一項の規定の適用を受けた場合には、当該特定振替割引債の償還により生ずる損失の額は、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

4　前三項の規定は、特定振替割引債の発行者の特殊関係者（特定振替割引債の発行者との間に政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。）が支払を受ける当該特定振替割引債の償還金及び第二項に規定する償還差益並びに当該特殊関係者につき当該特定振替割引債の償還により生ずる損失の額（第十二項において準用する第五条の二第二項に規定する適格外国証券投資信託の受託者である非居住者若しくは外国法人が当該適格外国証券投資信託の信託財産につき支払を受けるもの若しくは生ずるもの又は第十二項において準用する同条第三項の規定により同項に規定する外国年金信託の受託者が支払を受けるもの若しくは生ずるものとされるものを除く。）については、適用しない。

5　第二項及び第三項の規定は、第二項に規定する償還差益又は第三項に規定する損失の額のうち、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるもの又は国内に恒久的施設を有する非居住者につき生ずるものでその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、適用しない。

6　第一項の規定の適用がある場合における所得税法第二百二十五条の規定の適用については、同条第一項第十号中「償還金等の交付をする同項に規定する交付をする者」とあるのは「償還金等の交付をする同項に規定する交付をする者（当該非居住者が租税特別措置法第四十一条の十三の三第七項第七号（振替割引債の差益金額等の課税の特例）に規定する特定振替割引債の同項第八号に規定する償還金に係る同項第九号に規定する差益金額（次号において「特定振替割引債の償還金に係る差益金額」という。）につき同条第一項の規定の適用を受けた場合には、同項に規定する特定振替機関等）」と、同項第十一号中「外国法人」とあるのは「外国法人（外国政府その他の政令で定める法人を除く。）」と、「交付をする者」とあるのは「交付をする者（当該非居住者又は当該外国法人が特定振替割引債の償還金に係る差益金額につき租税特別措置法第四十一条の十三の三第一項の規定の適用を受けた場合には、同項に規定する特定振替機関等）」とする。

7　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　特定振替機関　第五条の二第七項第一号に規定する特定振替機関又は第五条の三第四項第一号に規定する特定振替機関をいう。

二　特定口座管理機関　第五条の二第七項第二号に規定する特定口座管理機関をいう。

三　特定間接口座管理機関　第五条の二第七項第三号に規定する特定間接口座管理機関をいう。

四　適格外国仲介業者　外国間接口座管理機関又は外国再間接口座管理機関のうち、所得税法第百六十二条に規定する条約その他の我が国が締結した国際約束（租税の賦課及び徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有するものに限る。）の我が国以外の締約国又は締約者（次号において「条約相手国等」という。）に本店又は主たる事務所を有する者として政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けた者をいう。

五　特定国外営業所等　適格外国仲介業者の営業所又は事務所のうち、条約相手国等に所在するものをいう。

六　振替記載等　第五条の二第七項第六号に規定する振替記載等をいう。

七　特定振替割引債　社債、株式等の振替に関する法律第八十八条に規定する振替国債、第五条の二第一項に規定する振替地方債又は第五条の三第四項第七号に規定する振替社債等（同法第六十六条第一号に掲げる社債で同条に規定する振替社債に該当するものを含む。）のうち、第四十一条の十二の二第六項第一号に規定する割引債に該当するもの（その償還金の額が当該割引債の発行者又は当該発行者の特殊関係者に関する政令で定める指標を基礎として算定されるもの以外のものに限る。）をいう。

八　償還金　第四十一条の十二の二第一項第一号に掲げる償還金をいう。

九　差益金額　第四十一条の十二の二第六項第三号に規定する差益金額をいう。

十　適格口座管理機関　特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関のうち、政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けたものをいう。

十一　外国再間接口座管理機関　第五条の二第七項第七号に規定する外国再間接口座管理機関をいう。

十二　外国間接口座管理機関　第五条の二第七項第八号に規定する外国間接口座管理機関をいう。

8　国税庁長官は、前項第十号の承認の申請があつた場合において、その申請を行つた者につき次のいずれかに該当する事実があるときは、その申請を却下することができる。

一　その申請を行う場合に必要となる書類に不備又は不実の記載があると認められることその他当該申請が前項第十号に規定する政令で定めるところに従つて行われていないと認められること。

二　その者が第六項の規定により読み替えて適用される所得税法第二百二十五条第一項に規定する調書の提出を行うこと又は第十一項に規定する通知を行うことが困難であると認められる相当の理由があること。

9　国税庁長官は、第七項第十号の承認を受けた者について前項各号のいずれかに該当する事実が生じたと認めるときは、政令で定めるところにより、その承認を取り消すことができる。

10　適格外国仲介業者は、非課税適用申告書を提出した者が当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けている特定振替割引債（一般割引債に該当するものを除く。以下この項において同じ。）につきその償還金の支払を受ける場合には、その償還金の支払を受けるべき日の前日までに、当該特定振替割引債の銘柄、その銘柄ごとの償還金の額その他の財務省令で定める事項を、当該適格外国仲介業者が当該特定振替割引債の振替記載等を受けた特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替割引債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該特定振替割引債の振替記載等を受けた特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関）に対し、書面による方法その他政令で定める方法により、通知しなければならない。

11　適格口座管理機関又は適格外国仲介業者は、非課税適用申告書を提出した者が当該適格口座管理機関又は当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けている特定振替割引債（一般割引債に該当するものに限る。以下この項において同じ。）につきその償還金の支払を受ける場合には、その償還金の支払を受けるべき日の前日までに、当該特定振替割引債の銘柄、その銘柄ごとの償還金の額その他の財務省令で定める事項を、特定振替機関を経由し、又は当該適格外国仲介業者が当該特定振替割引債の振替記載等を受けた適格口座管理機関（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替割引債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該特定振替割引債の振替記載等を受けた適格口座管理機関）及び特定振替機関を経由して当該償還金の支払をする者に対し、書面による方法その他政令で定める方法により、通知しなければならない。

12　第五条の二第二項から第四項まで、第八項から第十四項まで、第十六項及び第十七項の規定は、特定振替割引債の償還金に係る差益金額について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五条の二第二項	前項	第四十一条の十三の三第一項
第五条の二第三項	第一項の	第四十一条の十三の三第一項の

同条第一項中		同法第十三条第一項中
第五条の二第三項		第四十一条の十三の三第十二項（振替割引債の差益金額等の課税の特例）において準用する同法第五条の二第三項
同項に規定する振替国債又は振替地方債の利子		同法第四十一条の十三の三第一項に規定する特定振替割引債の償還金
第五条の二第四項	第一項の規定は	第四十一条の十三の三第一項の規定は
	が第一項	が第四十一条の十三の三第一項
	つき第一項	つき同条第一項
	、第一項	、同条第一項
第五条の二第八項	前項第四号	第四十一条の十三の三第七項第四号
	第十五項	第四十一条の十三の三第十項若しくは第十一項
第五条の二第九項	第七項第四号	第四十一条の十三の三第七項第四号
第五条の二第十項	第一項又は	第四十一条の十三の三第一項又は
	第一項に	同条第一項に
第五条の二第十二項	第一項	第四十一条の十三の三第一項
	同項及び第五項後段	同項
第五条の二第十三項	第一項又は	第四十一条の十三の三第一項又は
	第一項」とあるのは	同条第一項」とあるのは
	第一項」と、	第四十一条の十三の三第一項」と、

第五条の二第十七項	第一項の	第四十一条の十三の三第一項の
	同項、	同項、同条第六項及び第十一項並びに
	ついては	ついては、同条第六項中「同項に規定する特定振替機関等」とあるのは「同条第十二項において準用する同法第五条の二第十七項（振替国債等の利子の課税の特例）の規定により読み替えられた同法第四十一条の十三の三第一項に規定する特定受託者」と、同条第十一項中「適格口座管理機関又は適格外国仲介業者」とあるのは「第一項に規定する特定受託者又は適格外国仲介業者」と、「当該適格口座管理機関」とあるのは「特定振替機関」とするほか
第五条の二第十七項の表第一項の項	第一項	第四十一条の十三の三第一項
	当該特定振替機関等	当該特定振替機関等（
	第十七項	第五条の二第十七項
	受託者をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）	受託者をいい、
第五条の二第十七項の表第四項の項	の特定振替機関等	の特定振替機関等を経由し、又は同項
	の特定受託者	の特定受託者（同項に規定する特定受託者をいう。以下第十四項までにおいて同じ。）を経由し、又は同条第一項

13　特定振替割引債の発行者は、第一項の規定の適用があるものとして当該特定振替割引債の償還金に係る差益金額につき第四十一条の十二の二第二項又は第三項の規定による所得税の徴収がされなかつた場合には、政令で定めるところにより、当該発行者の特殊関係者である非居住者又は外国法人の氏名又は名称及び国外にある住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地その他の財務省令で定める事項を記載した書類を税務署長に提出しなければならない。

14　特定振替割引債の償還金の支払を受ける者が特殊関係者であるかどうかの判定、第十項及び第十一項の通知に係る書面等の保存に関する事項その他第一項から第六項まで及び第八項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の十九の二第一項中「平成十八年四月一日」を「平成二十六年四月一日」に、「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に改め、「限る」の下に「。第三項において「居住用の家屋」という」を加え、「及び次項」を「から第三項まで」に、「次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額」を「当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額として政令で定める金額（当該住宅耐震改修の費用に関し補助金等（国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいう。以下この項並びに次条第一項及び第三項において同じ。）の交付を受ける場合には当該金額から当該補助金等の額を控除した金額（以下この項において「標準的費用額」という。）とし、当該標準的費用額が耐震改修工事限度額を超える場合には当該耐震改修工事限度額」に改め、「当該金額が二十万円を超えるときは二十万円とし、」を削り、同項各号を削り、同条第六項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「住宅耐震改修等証明書」を「耐震改修証明書」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「並びに同項第一号」を「及び同項に規定する家屋の所在地」に改め、「定める者の」の下に「居住用の家屋が」を加え、「及び当該住宅耐震改修の費用の額を記載した」を「その他の財務省令で定める事項を証する」に、「その他の」を「その他」に、「住宅耐震改修等証明書」を「耐震改修証明書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定する耐震改修工事限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　住宅耐震改修に要した費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額のうちに、当該住宅耐震改修に係る課税資産の譲渡等につき新消費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額が含まれている場合　二百五十万円

二　前号に掲げる場合以外の場合　二百万円

第四十一条の十九の三第一項中「次の各号に掲げる工事（以下この項において「改修工事」という。）」を「高齢者等居住改修工事等（当該高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額として政令で定める金額（当該高齢者等居住改修工事等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、当該金額から当該補助金等の額を控除した金額。以下この項において「標準的費用額」という。）が五十万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）」に、「当該改修工事」を「当該高齢者等居住改修工事等」に、「平成二十一年四月一日」を「平成二十六年四月一日」に、「平成二十四年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に、「当該各号に定める金額の合計額（当該合計額が二十万円を超える場合には二十万円とし、第四項第二号に掲げる工事を行う場合において当該合計額が三十万円を超えるときは三十万円とする。）」を「標準的費用額（当該標準的費用額が改修工事限度額を超える場合には、当該改修工事限度額）の十パーセントに相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」に改め、同項各号を削り、同条第十一項中「第三項」を「第五項」に、「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「及び第二項」を「及び第三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「特定改修等証明書」を「増改築等工事証明書」に、「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第二項」を「第三項」に改め、「登録住宅性能評価機関」の下に「（次条第六項において「登録住宅性能評価機関」という。）」を加え、「第一項第一号イ又は第二号イに掲げる金額を明らかにする書類その他の」を「居住用の家屋が第一項に規定する高齢者等居住改修工事等又は第三項に規定する一般断熱改修工事等が行われた家屋である旨その他の財務省令で定める事項を証する書類その他」に、「特定改修等証明書」を「増改築等工事証明書」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を削り、同条第五項中「その年の前年分」を「その年の前年以前三年内の各年分」に改め、「又は第二項」を削り、同項ただし書中「当該前年分」を「当該各年分」に、「これら」を「同項」に、「第一項に」を「同項に」に、「改修工事」を「高齢者等居住改修工事等」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「第一項第二号」を「第三項及び第四項」に改め、同項第一号中「当該改修工事が行われる構造又は設備と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含む。）」を削り、同項第二号中「前号」を「第一号」に、「政令で定める設備」を「太陽光を電気に変換する設備として政令で定める設備」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　前号に掲げる工事が行われる構造又は設備と一体となつて効用を果たすエネルギー

の使用の合理化に著しく資する設備として政令で定めるものの取替え又は取付けに係る工事

第四十一条の十九の三第四項を同条第七項とし、同条第三項中「前二項の規定は、特定居住者又は前項の」を「第一項及び第三項の規定は、特定居住者又は」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　第一項及び第二項に規定する高齢者等居住改修工事等とは、特定居住者が所有している家屋につき行う第四十一条の三の二第一項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための改修工事で政令で定めるものをいう。

第四十一条の十九の三第二項中「特定居住者以外の居住者」を「居住者」に改め、「前項第二号に規定する」を削り、「をして」を「（当該一般断熱改修工事等の標準的な費用の額として政令で定める金額（当該一般断熱改修工事等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には当該金額から当該補助金等の額を控除した金額。以下この項において「標準的費用額」という。）が五十万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）をして」に、「平成二十一年四月一日」を「平成二十六年四月一日」に、「平成二十四年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に、「、その者」を「、当該居住者」に、「同号に定める金額」を「標準的費用額（当該標準的費用額が断熱改修工事限度額を超える場合には、当該断熱改修工事限度額）の十パーセントに相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　前項に規定する断熱改修工事限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　一般断熱改修工事等として第七項第三号に掲げる工事を行う場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　当該一般断熱改修工事等に要した費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額のうちに、当該一般断熱改修工事等に係る課税資産の譲渡等につき新消費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額が含まれている場合　三百五十万円

ロ　イに掲げる場合以外の場合　三百万円

二　前号に掲げる場合以外の場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　前号イに掲げる場合　二百五十万円

ロ　イに掲げる場合以外の場合　二百万円

第四十一条の十九の三第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定する改修工事限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　高齢者等居住改修工事等に要した費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額のうちに、当該高齢者等居住改修工事等に係る課税資産の譲渡等につき新消費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額が含まれている場合　二百万円

二　前号に掲げる場合以外の場合　百五十万円

第四十一条の十九の四の見出し中「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に改め、同条第一項中「第四十一条第五項」を「第四十一条第十項」に、「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に改め、「（以下この項」の下に「及び次項」を加え、「）をして」を「次項及び第六項において同じ。）をして」に、「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に、「第四項」を「第五項」に、「五百万円」を「認定住宅限度額」に、「次項」を「第三項」に改め、同条第十六項中「第三項」を「第四項」に、「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第十三項の」を「第十四項の」に改め、同項第一号中「第十三項」を「第十四項」に改め、同項第二号中「で第十三項」を「で第十四項」に、「第四十一条の十九の四第十三項」を「第四十一条の十九の四第十四項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第十二項中「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に、「第二項の」を「第三項の」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第二項」を「第三項」に、「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第二項」を「第三項」に、「第五項」を「第六項」に、「長期優良住宅等証明書」を「認定住宅証明書」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に、「長期優良住宅等証明書」を「認定住宅証明書」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第二項」を「第三項」に、「長期優良住宅等証明書」を「認定住宅証明書」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第七条に規定する所管行政庁の同法第九条第一項に規定する計画の認定に係る書類として財務省令で定めるもの」を「登録住宅性能評価機関その他の財務省令で定める者の居住者が新築又は取得をした家屋が同項に規定する認定住宅に該当する家屋である旨その他の財務省令で定める事項を証する書類」に、「第七項」を「第八項」に、「長期優良住宅等証明書」を「認定住宅証明書」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、

同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定する認定住宅限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　認定住宅の新築又は取得に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額のうちに、当該認定住宅の新築又は取得に係る課税資産の譲渡等につき新消費税法第二十九条に規定する税率により課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額の合計額に相当する額が含まれている場合　六百五十万円

二　前号に掲げる場合以外の場合　五百万円

第四十一条の十九の五を削る。

第四十一条の二十の二第二項第三号中「保険業法」の下に「（平成七年法律第百五号）」を加える。

第四十二条の二第一項第一号中「これに類するものとして政令で定めるもの」を「第五条の三第四項第七号イからリまでに掲げるもの」に改め、「利子等の額」の下に「若しくは第四十一条の十三の三第七項第八号に規定する償還金の額」を加え、「同条第二項」を「第五条の三第二項」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　第三十七条の十第二項第一号から第五号までに掲げる株式等（同項第四号に掲げる受益権にあつては、公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権及び証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものの受益権に限る。）又は新株予約権付社債（資産の流動化に関する法律第百三十一条第一項に規定する転換特定社債及び同法第百三十九条第一項に規定する新優先出資引受権付特定社債を含む。）のうち、第三十七条の十一第二項第一号に掲げる株式等に該当するもの（前三号に掲げるものを除く。）

第四十二条の二の二第一項中「、第三十七条の十四第十五項又は第四十一条の十二第二十一項若しくは第二十二項」を「又は第三十七条の十四第十五項」に改め、同条第二項中「、第三十七条の十四第十五項若しくは第四十一条の十二第二十一項若しくは第二十二項」を「若しくは第三十七条の十四第十五項」に改め、同条第三項中「、第三十七条の十四第十五項又は第四十一条の十二第二十一項若しくは第二十二項」を「又は第三十七条の十四第十五項」に改め、「、第四十一条の十二第二十四項から第二十八項まで」を削る。

第四十二条の三第一項及び第三項中「（第三十七条の九の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）」を削り、「第四十一条の十九の四第十三項」を「第四十一条の十九の四第十四項」に改め、同条第四項第一号を次のように改める。

一　第四十一条の十三の二第二項において準用する所得税法第百八十条第一項に規定する要件に該当しないにもかかわらず偽りの申請をして第四十一条の十三の二第二項において準用する同法第百八十条第一項に規定する証明書の交付を受けた者、第四十一条の十三の二第二項において準用する同法第百八十条第二項の規定による届出又は通知をしなかつた者及び第四十一条の十三の二第二項において準用する同法第百八十条第四項の規定による通知をしなかつた者

第四十二条の三第四項第二号中「、第三十七条の十四第十五項」を「又は第三十七条の十四第十五項」に改め、「又は第四十一条の十二第二十一項に規定する特定振替国債等の譲渡対価の支払調書若しくは同条第二十二項に規定する特定振替国債等の償還金等の支払調書」を削り、同項第三号中「規定する通知書若しくは」を「規定する通知書」に改め、「規定する報告書」の下に「若しくは第四十一条の十二の二第八項若しくは第九項に規定する通知書」を加え、「若しくは第三十七条の十一の三第九項」を「、第三十七条の十一の三第九項若しくは第四十一条の十二の二第十項」に改め、同項第四号中「若しくは同条第九項ただし書の」を「、同条第九項ただし書若しくは第四十一条の十二の二第十項ただし書の」に、「通知書若しくは」を「通知書、」に改め、「規定する報告書」の下に「若しくは第四十一条の十二の二第十項ただし書に規定する通知書」を加え、同項第五号中「、第三十七条の十四第十七項若しくは第四十一条の十二第二十四項」を「若しくは第三十七条の十四第十七項」に改め、同項第六号中「、第三十七条の十四第十七項又は第四十一条の十二第二十四項」を「又は第三十七条の十四第十七項」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「第四項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とする。

第四十二条の四第一項中「並びに第四十二条の十二」を「、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の四」に改め、同条第十一項中「第四十二条の十二の三第五項」を「第四十二条の十二の三第五項」に改め、同条第十二項第三号中「又は大学と」を「、大学その他の者と」に、「又は大学に」を「、大学又は中小企業者に」に改める。

第四十二条の四の二第一項中「平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」を「平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改め、同条第二項から第八項までを削り、同条第九項中「第一項の規定により読み替えられた」を「前項の規定により読み替えられた」に改め、同項を同条第二項とし、同条第十項を削り、同条第十一項中「第三項、第四項、第六項及び前三項」を「前項」に改め、「、第二項、第五項又は第七項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第十二項中「、第二項又は第五項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第十三項を削る。

第四十二条の五第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、「（第一号イに掲げる減価償却資産にあつては、平成二十四年七月一日から平成二十五年三月三十一日まで）」及び「その製作若しくは建設

の後事業の用に供されたことのない」を削り、「いう。」を「いう。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを」に改め、「場合を除く。次項」の下に「及び第六項」を加え、「第九項」を「第十二項」に改め、「（第一号イに掲げる減価償却資産にあつては、その取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額）」を削り、同項第一号ロ中「エネルギー資源」を「エネルギー源」に改め、同号ハ中「又はエネルギー消費に係る環境への負荷の低減」を削り、「減価償却資産（」を「減価償却資産のうち電気及び熱の効率的な利用に資するもの（」に改め、同号に次のように加える。

二　エネルギー消費量との対比における性能の向上又はエネルギー消費に係る環境への負荷の低減に資する機械その他の減価償却資産（イからハまでに掲げる機械その他の減価償却資産に該当するものを除く。）

第四十二条の五第一項第二号中「次に掲げる」を「建築物の室内の温度、エネルギーの使用の状況等に応じた空気調和設備、照明設備その他の建築設備の運転及び管理を行うことによりエネルギーの使用量の削減に資する」に改め、同号イ及びロを削り、同条第二項中「その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないエネルギー環境負荷低減推進設備等」を「エネルギー環境負荷低減推進設備等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの」に、「並びに第四十二条の十二」を「、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二」に改める。

9　第一項及び第六項又は第二項の規定は、エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得又は製作若しくは建設に充てるための国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他これらに準ずるもの（以下この項において「補助金等」という。）の交付を受けた法人が、当該補助金等をもつて取得し、又は製作し、若しくは建設した当該補助金等の交付の目的に適合したエネルギー環境負荷低減推進設備等については、適用しない。

第四十二条の五第五項の次に次の二項を加える。

6　青色申告書を提出する法人が、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に第一項第一号イ及びハに掲げる減価償却資産（以下この項において「特定エネルギー環境負荷低減推進設備等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定エネルギー環境負荷低減推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該法人の事業の用に供した場合における第一項に規定する特別償却限度額は、同項の規定にかかわらず、当該特定エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額とする。

7　法人の有する減価償却資産で、前項の規定の適用を受けたもの（当該法人の事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の十第六項の規定の適用を受けたもの）又は前項の規定の適用を受けることができるものに係る第四十二条の十二の二、第五十二条の二及び第五十二条の三の規定の適用については、第四十二条の十二の二第三項第二号イ中「第四十二条の五第一項」とあるのは「第四十二条の五第一項若しくは第六項」と、第五十二条の二第一項中「第四十二条の五第一項」とあるのは「第四十二条の五第一項若しくは第六項」と、「第六十八条の四十第一項」とあるのは「第六十八条の四十第一項（第六十八条の十第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）」と、第五十二条の三第一項中「前条第一項」とあるのは「前条第一項（第四十二条の五第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同条第二項中「場合（第六十八条の四十一第一項」とあるのは「場合（第六十八条の四十一第一項（第六十八条の十第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）」と、「同項の特別償却限度額に満たない場合を」とあるのは「第六十八条の四十一第一項の特別償却限度額に満たない場合を」とする。

第四十二条の六第一項中「その製作の後事業の用に供されたことのない」を削り、「いう。」を「いう。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを」に改め、同条第二項中「その製作の後事業の用に供されたことのない特定機械装置等」を「特定機械装置等でその製作の後事業の用に供されたことのないもの」に、「並びに第四十二条の十二」を「、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の四」に改め、同条第五項中「（第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「第四十二条の十一第五項」の下に「、第四十二条の十二の三第五項」を加え、同条第七項中「同項に規定する」を「特定機械装置等の」に改める。

第四十二条の九第一項中「並びに第四十二条の十二」を「、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の四」に改め、同条第四項中「第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場

合を含む。）」を削り、「第四十二条の十一第五項」の下に「、第四十二条の十二の三第五項」を加える。

第四十二条の十一第一項中「同法第二十六条第一項」を「同法第十五条第一項」に、「定められた同項に規定する事業（以下この条において「特定国際戦略事業」という。）の用に供するものとして財務省令で定める機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物」を「適合する財務省令で定める計画に記載された次に掲げる減価償却資産」に改め、「当該国際戦略総合特別区域内において」を削り、「当該特定国際戦略事業」を「同法第二条第二項第二号イ又はロに掲げる事業（以下この条において「特定国際戦略事業」という。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一　機械及び装置並びに器具及び備品（器具及び備品については、専ら開発研究（新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究として政令で定めるものをいう。）の用に供されるものとして財務省令で定めるものに限る。）

二　建物及びその附属設備並びに構築物

第四十二条の十一第二項中「当該国際戦略総合特別区域内において」を削り、「並びに次条」を「、次条、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の四」に改め、同条第五項中「（第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十二の三第五項」を加え、同条第七項中「同項に規定する」を「特定機械装置等の」に改める。

第四十二条の十二第一項中「において、当該法人が」を「で、かつ、」に、「ときは、当該」を「場合には、当該法人の当該」に、「並びに前条第二項、第三項及び第五項」を「、前条第二項、第三項及び第五項、次条第二項並びに第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項」に、「二十万円」を「四十万円」に改め、同項ただし書中「税額控除限度額が、」の下に「当該法人の」を加え、同項第一号中「適用年度及び」を「当該適用年度及び」に、「当該適用年度開始の日前一年以内に開始した事業年度」を「その事業年度」に改め、「雇用者であつた者で」を削り、「者を」を「雇用者及び高年齢雇用者を」に改め、同項第二号中「における雇用者」の下に「（当該適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者を除く。）」を加え、同号イからハまでの規定中「当該法人の」を削り、同条第二項第一号中「設立（合併」の下に「、分割又は現物出資」を加え、「（政令で定める事業年度を除く。）」を削り、同項第二号中「除く」の下に「。次号において同じ」を加え、同項第七号中「適用年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等の支給額（」を「法人の給与等の支給額のうち前号の適用年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額（当該適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係るものを除くものとし、」に、「一年以内連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等の支給額」を「給与等の支給額のうち当該一年以内連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額（当該適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係るものを除く。）」に改め、「当該給与等の支給額」の下に「のうち当該適用年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額」を、「を乗じて計算した金額」の下に「（当該適用年度開始の日の前日における雇用者の数が零である場合には、当該適用年度前一年以内事業年度等における給与等の支給額）」を加え、同号を同項第八号とし、同項第六号中「適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される」を削り、「同じ。）」の下に「のうち適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額（当該適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係るものを除く。）」を加え、同号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「当該適用年度」を「適用年度」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「前日における雇用者」の下に「（当該適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者を除く。次号及び第八号において同じ。）」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　高年齢雇用者　法人の使用人のうち高年齢継続被保険者（雇用保険法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者をいう。）に該当するものをいう。

第四十二条の十二第五項中「適用年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等の支給額を「当該法人の給与等の支給額のうち適用年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額（国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は法人税額の特別控除）

第四十二条の十二の二　青色申告書を提出する法人の平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（設立事業年度等を除く。以下この項及び次項において「適用対象年度」という。）において当該法人が取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、合併、分割、贈与、交換、現物出資又は法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配による取得その他政令で定める取得を除く。次項において同じ。）をした一又は二以上の生産等設備を構成する減価償却資産（国内にある当該法人の事業の用に供する機械及び装置その他の政令で定めるものに限る。以下この項及び次項において「生産等資産」という。）で当該適用対象年度終了の日において有するものの取得価額の合計額が、当該法人がその有する減価償却資産につき当該適用対象年度においてその償却費として損金経理（同法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）をした金額（損金経理の方法又は当該適用対象年度の決算の確定の日までに

剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てた金額を含み、当該生産等資産のうち機械及び装置（取得をしたものにあつては、その製作の後事業の用に供されたことのないものに限る。以下この条において「機械等」という。）の普通償却限度額を超えて当該機械等につき償却費として損金経理をした金額（特別償却に関する他の規定の適用により損金の額に算入される金額を除く。）及び同法第三十一条第四項の規定により同条第一項に規定する損金経理額に含むものとされる金額を除く。次項において同じ。）を超え、かつ、当該適用対象年度開始の日の前日を含む事業年度における生産等資産の取得価額の合計額として政令で定める金額（次項において「比較取得資産総額」という。）の百分の百十に相当する金額を超える場合において、当該法人が当該適用対象年度において当該機械等を国内にある当該法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供したときは、当該適用対象年度の当該機械等の償却限度額は、同条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該機械等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該機械等の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　青色申告書を提出する法人の適用対象年度において当該法人が取得等をした生産等資産で当該適用対象年度終了の日において有するものの取得価額の合計額が、当該法人がその有する減価償却資産につき当該適用対象年度においてその償却費として損金経理をした金額を超え、かつ、比較取得資産総額の百分の百十に相当する金額を超える場合において、当該法人が当該適用対象年度において当該生産等資産のうち機械等を国内にある当該法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供したときは、当該機械等につき前項の規定の適用を受ける場合を除き、当該適用対象年度の所得に対する法人税の額（この項、第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第二項、第三項及び第五項、第四十二条の九、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、前条、次条第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の四並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項において同じ。）からその事業の用に供した当該機械等の取得価額の合計額の百分の三に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の当該適用対象年度における税額控除限度額が、当該法人の当該適用対象年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3　第一項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　設立事業年度等　設立の日（法人税法第二条第四号に規定する外国法人にあつては同法第百四十一条第一号に掲げる外国法人に該当することとなつた日とし、同法第二条第六号に規定する公益法人等（以下この号において「公益法人等」という。）及び人格のない社団等にあつては新たに同条第十三号に規定する収益事業（以下この号において「収益事業」という。）を開始した日とし、公益法人等（収益事業を行つていないものに限る。）に該当していた同条第九号に規定する普通法人又は同条第七号に規定する協同組合等にあつては当該普通法人又は協同組合等に該当することとなつた日とする。）を含む事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度をいう。

二　特別償却に関する他の規定　次に掲げる規定をいう。

イ　第四十二条の五第一項、第四十二条の六第一項、第四十二条の十一第一項、第四十三条から第四十四条まで、第四十四条の三から第四十六条の二まで又は第四十七条の二の規定

ロ　イに掲げる規定に係る第五十二条の二の規定

ハ　イに掲げる規定に係る第五十二条の三の規定

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、特別償却に関する規定として政令で定める規定

4　第一項の規定は、法人が所有権移転外リース取引により取得した機械等については、適用しない。

5　第一項の規定は、確定申告書等に機械等の償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

6　第二項の規定は、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる機械等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該確定申告書等に添付された書類に記載された機械等の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

7　第二項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第六十七条第三項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）又は租税特別措置法第四十二条の十二の二第二項（国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第四十二条の十二の二第二項（国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除」と、「まず前条」とあるのは「まず同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の十二の二

第二項（国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除）の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第四十二条の十二の二第二項（国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除）」とする。

8　第三項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第四十二条の十二の三　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十七条第二項に規定する認定経営革新等支援機関（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）による経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類として財務省令で定めるものの交付を受けた第四十二条の四第六項に規定する中小企業者又はこれに準ずるものとして政令で定める法人で、青色申告書を提出するもの（以下この条において「特定中小企業者等」という。）が、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、当該書類に記載された器具及び備品並びに建物附属設備（政令で定める規模のものに限る。以下この条において「経営改善設備」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は経営改善設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該特定中小企業者等の営む卸売業、小売業その他の政令で定める事業の用（貸付けの用を除く。以下この条において「指定事業の用」という。）に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項及び第九項において「供用年度」という。）の当該経営改善設備の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該経営改善設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該経営改善設備の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　特定中小企業者等（政令で定める法人を除く。以下この項において同じ。）が、指定期間内に、経営改善設備でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は経営改善設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該特定中小企業者等の営む指定事業の用に供した場合において、当該経営改善設備につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する法人税の額（この項、次項及び第五項、第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第二項、第三項及び第五項、第四十二条の九、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二、前条第二項並びに次条並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項において同じ。）からその指定事業の用に供した当該経営改善設備の取得価額の合計額の百分の七に相当する金額（以下この項及び第四項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該特定中小企業者等の供用年度における税額控除限度額が、当該特定中小企業者等の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3　青色申告書を提出する法人が、各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額（当該事業年度においてその指定事業の用に供した経営改善設備につき前項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4　前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該法人の当該事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「一年以内連結事業年度」という。）とし、当該事業年度まで連続して青色申告書の提出（一年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出）をしている場合の各事業年度又は一年以内連結事業年度に限る。）における税額控除限度額（当該法人の一年以内連結事業年度における第六十八条の十五の四第二項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額」という。）を含む。）のうち、第二項の規定（連結税額控除限度額については、同条第二項の規定）による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各事業年度において法人税の額から控除された金額（既に同条第三項の規定により一年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額をいう。

5　連結子法人が、法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合を除く。）において、当該連結子法人の取消日前五年以内

に開始した各連結事業年度において第六十八条の十五の四第二項又は第三項の規定の適用に係る連結子法人であるときは、当該連結子法人の取消日の前日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで並びに第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十一第五項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第六十八条の十五の四第二項又は第三項の規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該連結子法人に係る金額に相当する金額を加算した金額とする。

6　第一項の規定は、特定中小企業者等が所有権移転外リース取引により取得した経営改善設備については、適用しない。

7　第一項の規定は、確定申告書等に経営改善設備の償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

8　第二項の規定は、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる経営改善設備の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該確定申告書等に添付された書類に記載された経営改善設備の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

9　第三項の規定は、供用年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第四項に規定する連結税額控除限度額を有する法人については、当該明細書の添付がある場合及び第六十八条の十五の四第二項に規定する供用年度以後の各連結事業年度（当該供用年度以後の各事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該供用年度以後の各事業年度）の同法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書（当該供用年度以後の各事業年度にあつては、同条第三十一号に規定する確定申告書）に第六十八条の十五の四第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第三項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

10　第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第六十七条第三項中「第七十条の二まで（税額控除）又は租税特別措置法第四十二条の十二の三第二項若しくは第三項（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）並びに租税特別措置法第四十二条の十二の三第二項及び第三項（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）並びに租税特別措置法第四十二条の十二の三第二項及び第三項（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）」とする。

11　第五項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第六十七条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十二の三第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）」と、同条第三項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第四十二条の十二の三第五項」とするほか、同法第二編第一章第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

12　第五項の規定の適用を受けた場合における第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の計算その他第一項から第十項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）

第四十二条の十二の四　青色申告書を提出する法人が、平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（第四十二条の十二の規定の適用を受ける事業年度、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、当該法人の雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した金額（以下この項及び第四項において「雇用者給与等支給増加額」という。）の当該基準雇用者給与等支給額に対する割合が百分の五以上であるとき（次に掲げる要件を満たす場合に限る。）は、当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額（この条、第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第二項、第三項及び第五項、第四十二条の九、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の二第二項並びに前条第二項、第三項及び第五項並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項において同じ。）から、当該雇用者給与等支給増加額の百分の十に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控

除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の十（当該法人が中小企業者等（第四十二条の四第六項に規定する中小企業者又は農業協同組合等をいう。）である場合には、百分の二十）に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

一　当該雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額以上であること。

二　平均給与等支給額が比較平均給与等支給額以上であること。

2　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　国内雇用者　法人の使用人（当該法人の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この号において同じ。）と政令で定める特殊の関係のある者及び当該法人の使用人としての職務を有する役員を除く。）のうち当該法人の有する国内の事業所に勤務する雇用者として政令で定めるものに該当するものをいう。

二　給与等　所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。

三　雇用者給与等支給額　前項の規定の適用を受けようとする事業年度（以下この項において「適用年度」という。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者（当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次号及び第五号において同じ。）をいう。

四　基準雇用者給与等支給額　平成二十五年四月一日以後に開始する各事業年度（当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）のうち最も古い事業年度（当該最も古い事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。イ及びハにおいて「最も古い事業年度等」という。）開始の日の前日を含む事業年度（ロ及びハにおいて「基準事業年度」という。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める金額）をいう。

イ　当該最も古い事業年度等の開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合　当該連結事業年度（ハにおいて「基準連結事業年度」という。）の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（当該連結事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額）

ロ　基準事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合（イに掲げる場合を除く。）　当該基準事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該基準事業年度の月数で除して計算した金額

ハ　基準事業年度又は基準連結事業年度がない場合（当該法人が、合併、分割又は現物出資により設立されたものである場合を除く。）　最も古い事業年度等の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（当該最も古い事業年度等が連結事業年度である場合には、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額）の百分の七十に相当する金額（当該最も古い事業年度等の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該金額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該最も古い事業年度等の月数で除して計算した金額）

五　比較雇用者給与等支給額　適用年度開始の日の前日を含む事業年度（ロにおいて「前事業年度」という。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める金額）をいう。

イ　当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合　当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（当該連結事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該連結事業年度の月数で除して計算した金額）

ロ　前事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合（イに掲げる場合を除く。）　当該前事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該前事業年度の月数で除して計算した金額

六　平均給与等支給額　適用年度の給与等支給額として政令で定める金額を給与等支給者数として政令で定める数で除して計算した金額をいう。

七　比較平均給与等支給額　適用年度に係る比較給与等支給額として政令で定める金額を比較給与等支給者数として政令で定める数で除して計算した金額をいう。

3　前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

4　第一項の規定は、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる雇用者給与等支給増加額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該確定申告書等に添付された書類に記載された雇用者給与等支

給増加額を基礎として計算した金額に限るものとする。

5　前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受けようとする法人が合併法人、分割法人若しくは分割承継法人、現物出資法人若しくは被現物出資法人又は現物分配法人若しくは被現物分配法人である場合における基準雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6　第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第六十七条第三項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）又は租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第四十二条の十二の四第一項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）」と、「これらの金額」を「当該繰越税額控除限度超過額」に、「第四十二条の四第五項又は第四十二条の四の二第四項」を「同条第五項」に、「第四十二条の四第三項」を「同条第三項」に改め、同項第二号中「又は第五項」、「、平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額若しくは平成二十二年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額」及び「又は第四十二条の四の二第六項において準用する同条第三項」を削り、「これらの金額」を「当該繰越中小企業者等税額控除限度超過額」に、「第四十二条の四第八項」を「同条第八項」に改め、「又は第四十二条の四の二第六項において準用する同条第四項」を削り、「第四十二条の四第七項」を「同条第七項」に改め、同項第八号を同項第十一号とし、同項第七号の次に次の三号を加える。

八　第四十二条の十二第一項の規定　同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

九　第四十二条の十二の二第二項の規定　同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

十　第四十二条の十二の三第二項又は第三項の規定　それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第四十二条の十三第二項中「及び第二項又は第五項」を削り、「又は第四十二条の十一第三項」を「、第四十二条の十一第三項又は第四十二条の十二の三第三項」に改め、同条第三項中「若しくは」を「又は」に、「若しくは第四十二条の十一第四項」を「、第四十二条の十一第四項若しくは第四十二条の十二の三第四項」に改め、「又は第四十二条の四の二第八項各号の規定を適用したならば当該各号に規定する平成二十一年度分繰越税額控除限度超過額、平成二十二年度分繰越税額控除限度超過額、平成二十一年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額若しくは平成二十二年度分繰越中小企業者等税額控除限度超過額を含む。）」を削り、同条第四項中「第六十八条の十五の三第一項の」を「第六十八条の十五の六第一項の」に、「第六十八条の十五の三第一項各号」を「第六十八条の十五の六第一項各号」に改め、同条第五項中「第六十八条の十五の三第一項」を「第六十八条の十五の六第一項」に改める。

第四十三条第一項中「この項」を「この条」に、「、その用」を「、その事業の用」に改め、同項の表の第二号の中欄中「船舶」の下に「（当該法人が次に掲げる法人である場合には、当該法人の区分に応じそれぞれ次に定める外航船舶（本邦と外国又は外国と外国との間を往来する船舶をいう。以下この号において同じ。）を除く。）」を加え、同欄に次のように加える。

イ　第五十九条の二第一項の規定の適用を受ける法人　外航船舶のうち日本船舶（船舶法第一条に規定する日本船舶をいう。以下この号において同じ。）に該当するもの

ロ　イに掲げる法人（第六十八条の六十二の二第一項の規定の適用を受けるものを含む。）の子会社（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三十九条の五第一項に規定する子会社をいう。）に該当する法人　外航船舶のうち日本船舶に該当しないもの

第四十三条第一項の表の第二号の下欄中「本邦と外国又は外国と外国との間を往来するもの（以下この号において「外航船舶」という。）」を「外航船舶」に改め、「船舶法第一条に規定する」を削り、同条第二項中「同項に規定する」を「特定設備等の」に改める。

第四十三条の二第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「で、その」を「でその」に改める。

第四十四条の三第一項及び第四十四条の四第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第四十四条の五を次のように改める。

（特定信頼性向上設備の特別償却）

第四十四条の五　青色申告書を提出する法人で電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第四条第一項に規定する実施計画（以下この項において「実施計画」という。）について同条第一項の認定を受けたものが、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に、当該認定に係る実施計画（同法第五条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に記載された減価償却資産（同法第二条第三項に規定する信頼性向上施設に該当するもののうち、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）の保管及び電磁的記録に記録された情報の電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。）による提供の事業の用に供されるものとして政令で定める減価償却資産に限る。以下この項において「特定信頼性向上設備」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定信頼性向上設備を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定信頼性向上設備をその事業の用に供した場合を除く。）において、その事業の用に供した当該特定信頼性向上設備が既に保管されている電磁的記録の保全に資するものであることにつき政令で定めるところにより証明がされたときは、その用に供した日を含む事業年度の当該特定信頼性向上設備の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定信頼性向上設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定信頼性向上設備の取得価額の百分の十五に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　第四十三条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第四十五条第一項の表の第一号の第一欄中「掲げる地区」の下に「（次項の表の各号の上欄に掲げる地区に該当する地区を除く。）」を加え、同欄のイを削り、同欄のロを同欄のイとし、同欄のハを削り、同欄のニを同欄のロとし、同条第二項中「前項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　青色申告書を提出する法人が、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間のうち政令で定める期間内に、次の表の各号の上欄に掲げる地区内において当該各号の中欄に掲げる事業の用に供する当該各号の下欄に掲げる設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下この項及び次項において同じ。）をする場合（政令で定める中小規模法人以外の法人にあつては、新設又は増設に係る当該設備の取得等をする場合）において、その取得等をした当該設備を当該地区内において当該法人の当該各号の中欄に掲げる事業の用に供したとき（当該地区の産業の振興に資する場合として政令で定める場合に限る。）は、その用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各事業年度の当該設備を構成するもののうち機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（所有権移転外リース取引により取得したものを除く。以下この項及び次項において「産業振興機械等」という。）の償却限度額は、

地区	事業	設備
一　半島振興法第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区のうち、産業の振興のための取組が積極的に推進されるものとして政令で定める地区	製造業その他の政令で定める事業	当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの
二　離島振興法第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区及びこれに類する地区として政令で定める区域のうち、産業の振興のための取組が積極的に推進されるものとして政令で定める地区	製造業その他の政令で定める事業	当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの

供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該産業振興機械等の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の三十二（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の四十八）に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

3　青色申告書を提出する法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）により前項の規定（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併等の日（適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合（以下この項において「連結法人から引継ぎを受けた場合」という。）には、第六十八条の二十七第二項の規定）の適用を受けている産業振興機械等（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第二項に規定する産業振興機械等）の移転を受け、これを当該法人の前項の表の各号の中欄に掲げる事業（当該適格合併等に係る被合併法人等が当該産業振興機械等をその用に供していた事業と同一の事業に限る。）の用に供した場合には、当該移転を受けた法人が同項の供用日に当該産業振興機械等の取得等をして、これを当該供用日に当該法人の当該各号の中欄に掲げる事業の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第二項に規定する供用期間）の末日までの期間内で当該法人自らがその用に供している期間とする。

第四十五条に次の一項を加える。

5　前項に定めるもののほか、第二項及び第三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十五条の二第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第四十六条の二第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第四十七条第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、「新築された」を削り、「この項及び次項」を「この条」に、「）を取得し」を「）で新築されたものを取得し」に改め、「これを」の下に「当該法人の」を加え、「賃貸の用に供した場合を」を「その用に供した場合を」に、「当該法人の賃貸の用」を「その用」に、「の百分の二十八（当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅のうちその新築の時における同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の四十）に相当する」を「に次の各号に掲げるサービス付き高齢者向け賃貸住宅の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一　サービス付き高齢者向け賃貸住宅のうちその新築の時における法人税法の規定により定められている耐用年数（次号において「耐用年数」という。）が三十五年未満であるもの　百分の二十八（平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得し、又は新築したものについては、百分の十四）

二　サービス付き高齢者向け賃貸住宅のうちその新築の時における耐用年数が三十五年以上であるもの　百分の四十（平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得し、又は新築したものについては、百分の二十）

第四十七条第三項中「同項に規定する」を「サービス付き高齢者向け賃貸住宅の」に改める。

第四十七条の二第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「その事業の用」を「その用」に、「が第三項第二号」を「、第三項第二号」に改め、「掲げる建築物」の下に「のうち同号イに掲げる地域内において整備されるもの」を加え、「百分の五十」を「百分の五十とし、同号に掲げる建築物のうち同号ロに掲げる地域内において整備されるものである場合には百分の四十とする。」に改め、同条第三項中「から第三号まで」を「及び第一号」に、「第四号」を「第三号」に改め、同項第一号中「第二条第六号」を「第二条第一号」に、「施設建築物」を「市街地再開発事業（政令で定める要件を満たすものに限る。）によつて建築される建築物」に改め、同項第二号中「都市再生特別措置法」を「次に掲げる地域内において、都市再生特別措置法」に改め、「認定計画（」の下に「イに掲げる地域については、」を加え、同号に次のように加える。

イ　都市再生特別措置法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域

ロ　都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域（イに掲げる地域に該当するものを除く。）

第四十七条の二第三項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。

第四十八条第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「その事業の用」を「その用」に改める。

第五十二条の二第一項中「第四十二条の十一第一項」の下に「、第四十二条の十二の二第一項、第四十二条の十二の三第一項」を加え、同条第二項及び第五項中「第四十六条」を「第四十五条第二項」に改め、同条第六項中「同項に規定する特別償却対象資産」を「特別償却対象資産」に改める。

第五十二条の三第一項中「（法人税法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することをいう。以下第八節までにおいて同じ。）」を削り、同条第四項及び第十三項中「第四十六条」を「第四十五条第二項」に改める。

第五十三条第一項第二号中「第四十二条の十一」の下に「、第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の三」を加える。

第五十七条の七の二第一項中「事業年度の」を「適用事業年度の」に改め、同項第二号中「から、当該事業年度」を「から、当該適用事業年度」に、「の当該事業年度」を「の各事業年度」に、「（当該事業年度」を「（各事業年度」に、「とし、当該事業年度」を「とし、当該各事業年度」に、「控除した後の」を「控除した」に改め、同条第二項中「中部国際空港をその事業の用に供した日」を「平成二十五年四月一日」に改め、「期間」の下に「（次項において「積立期間」という。）」を加え、同条第三項中「の事業年度」の下に「（積立期間の末日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その末日を含む連結事業年度。以下この項において「基準事業年度等」という。）」を加え、「（同項に規定する期間の末日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度終了の日の翌日以後連結事業年度に該当しないこととなつた事業年度以後の各事業年度）」を削り、「中部国際空港整備準備金として積み立てた金額を基礎として政令で定めるところにより」を「基準事業年度等の終了の日における中部国際空港整備準備金の金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを積立期間を勘案して政令で定める期間の月数で除して」に、「当該前事業年度等」を「前事業年度等」に改め、「当該繰り越された」の下に「中部国際空港整備準備金の」を加え、同条第四項中「適格合併」の下に「又は適格分割型分割」を加え、「第二号」を「第二号イ」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　中部国際空港の設置及び管理に関する法律第二十一条第一項の規定により同法第四条第一項の規定による指定が取り消された場合　その取り消された日における中部国際空港整備準備金の金額

二　譲渡、合併又は分割により中部国際空港を移転した場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　合併により合併法人に中部国際空港を移転した場合　その合併の直前における中部国際空港整備準備金の金額

ロ　イに掲げる場合以外の場合　中部国際空港を移転した日における中部国際空港整備準備金の金額

第五十七条の七の二第五項及び第六項中「第八項及び第九項」を「第九項及び第十項」に改め、同条第九項中「前項において準用する第五十五条第十一項に規定する合併法人のその合併の日を含む事業年度における第三項の規定の適用について」を「第七項及び第八項に定めるもののほか、第一項から第六項まで及び前二項の規定の適用に関し必要な事項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「、第十二項及び第十三項前段」を「から第十三項まで」に、「第六十八条の五十七の二第六項前段」を「第六十八条の五十七の二第七項前段」に、「第六十八条の五十七の二第六項」を「第六十八条の五十七の二第七項」に、「中部国際空港の設置及び管理の事業を営む者」を「中部国際空港の設置及び管理に関する法律第四条第二項に規定する指定会社」に、「同条第十三項前段」を「同条第十二項」に、「第三項」を「第三項の」に、「と読み替える」を「と、「第三項中」とあるのは「第五十七条の七の二第三項中」と読み替える」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　第五十五条第十四項から第十七項までの規定は、第一項の中部国際空港整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七の二第一項の中部国際空港整備準備金を含む。）を積み立てている指定会社が適格分割型分割により分割承継法人に中部国際空港を移転した場合（第六十八条の五十七の二第九項前段に規定する場合を除く。）について準用する。この場合において、第五十五条第十五項中「第三項」とあるのは「第五十七条の七の二第三項」と、同条第十六項中「第六十八条の四十三第十二項」とあるのは「第六十八条の四十三第十二項」と、「第三項の」とあるのは「第五十七条の七の二第一項及び第三項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十二項」とあるのは「第六十八条の五十七の二第九項において準用する第六十八条の四十三第十二項」と、「第三項中」とあるのは「第五十七条の七の二第三項中」と読み替えるものとする。

第五十七条の七の二第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　第三項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第五十七条の九を削る。

第五十七条の十第一項中「、同項に」を「、同条第二項に」に改め、同条第三項中「第五十七条の十第一項」を「第五十七条の九第一項」に改め、同条を第五十七条の九とする。

第五十八条第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「以下この項」を「第一号」に、「鉱業法第三条第一項に規定する」を「安定的な供給を確保することが特に必要なものとして政令で定める」に改め、同条第二項中「青色申告書」を「国内鉱業者（青色申告書」に改め、「定めるもの」の下に「をいう。以下この項において同じ。）及び青色申告書を提出する法人で国内鉱業者に準ずるものとして政令で定めるもの」を加え、「国内鉱業者」を「国内鉱業者等」に、「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「安定的供給」を「安定的な供給」に、「百分の五十」を「百分の四十」に改め、同条第三項中「掘さく」を「掘削」に改め、同条第五項中「鉱業法」の下に「（昭和二十五年法律第二百八十九号）」を加え、「第二号及び」を削り、「これらの号」を「同号」に改め、同項第一号中「国内鉱業者でない」を「国内鉱業者等に該当しない」に、「又はない」を「又は該当しない」に改め、同条第十四項中「国内鉱業者である」を「国内鉱業者等に該当する」に改める。

第五十九条第一項中「探鉱用機械設備（」の下に「第一号及び」を加え、同項第一号中「当該機械設備」を「当該探鉱用機械設備」に改め、同項第二号中「次項」を「次項第二号」に改め、同条第二項中「以下この項」を「第一号」に、「海外探鉱用設備」を「海外探鉱用機械設備」に改め、同項第一号中「海外新鉱床探鉱費」を「当該海外新鉱床探鉱費」に、「海外探鉱用設備」を「当該海外探鉱用機械設備」に改める。

第五十九条の二第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、「（昭和二十四年法律第百八十七号）」を削り、「当該認定を」を「同法第三十五条第三項の認定を」に、「同法第三十五条第四項」を「同条第四項」に改め、同項第一号中「日本船舶」の下に「（特定準日本船舶（海上運送法第三十九条の五第五項に規定する準日本船舶のうち安定的な海上輸送の確保に資するものとして財務省令で定めるものをいう。次号において同じ。）」を加え、「海上運送法」を「同法」に改める。

第六十一条第一項中「第四条第一項」の下に「の認定を受けた同項」を、「研究開発事業計画」という。）」の下に「に係る同法第十一条第一項に規定する認定研究開発事業者（以下この項において「認定研究開発事業法人」という。）」を、「第六条第一項」の下に「の認定を受けた同項」を加え、「のこれらの規定の認定を受けた」を「に係る」に改め、「認定研究開発事業者（以下この項において「認定研究開発事業法人」という。）又は同条第一項に規定する」を削り、「当該認定の」を「その認定の」に改める。

第六十一条の二第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第六十一条の三第一項中「その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない」を削り、「いう。）の取得」を「いう。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものの取得」に改める。

第六十一条の四第一項中「当該交際費等の額のうち次に掲げる金額の合計額」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、同項第一号中「のうち六百万円」を「が八百万円」に、「に達するまでの金額の百分の十に相当する金額」を「以下である場合　零」に改め、同項第二号中「場合におけるその」を「場合　その」に改め、同条第二項中「ときは、」の下に「これを」を加える。

第六十二条第一項中「（第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「第四十二条の十一第五項」の下に「、第四十二条の十二の三第五項」を加え、同条第六項第二号中「及び第四十二条の九第一項」を「、第四十二条の九第一項及び第四十二条の十一第二項」に、「第四十二条の十二の四」に、「、第四十二条の十二」を「、第四十二条の十二の四」に、「第四十二条の十一第二項」を「第四十二条の十二第一項中「並びに第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項」とあるのは、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項並びに第六十二条の三第二項、第三項及び第五項並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十二の二第二項中「並びに第四十二条の十二の四」とあるのは、「第四十二条の十二の四並びに第六十二条の三」と、第四十二条の十二の三第二項」に、「第四十二条の十二第一項」を「第四十二条の十二の四第一項」に改める。

第六十三条第一項中「（第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「第四十二条の十一第五項」の下に「、第四十二条の十二の三第五項」を加え、同条第四項中「第六十五条の七第四項」を「、第六十五条の七第四項」に、「、第六十五条の十二第十項」を「又は第六十五条の十二第十項」に改める。

第六十五条第一項中「第三十九条第一項」の下に「、都市の低炭素化の促進に関する法律第十九条第一項」を加え、同条第二項第二号中「こえる」を「超える」に、「とき。」を「とき」に改める。

第六十五条の四第一項第一号中「第十号」を「第十二号」に改め、同項第二十号を次のように改める。

二十　都市再開発法第七条の六第三項、大都市地域住宅等供給促進法第八条第三項（大都市地域住宅等供給促進法第二十七条において準用する場合を含む。）又は地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第二十二条第三項の規定により土地等が買い取られる場合

第六十五条の十三及び第六十五条の十四を削る。

第六十六条第七項中「第六十八条の八十五の二第一項」を「第六十八条の八十四第一項」に改める。

第六十六条の二第十一項及び第十二項中「第六十八条の八十五の三第一項」を「第六十八条の八十五第一項」に改め、同条第十四項第二号ハ中「又は第六十五条の十一から第六十五条の十四まで」を「、第六十五条の十一又は第六十五条の十二」に改める。

第六十六条の五第四項に次のただし書を加える。

ただし、同条第四項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

第六十六条の五の三第三項中「株主等」を「同条第十四号に規定する株主等」に改める。

第六十六条の十の見出し中「所得計算」を「所得の計算」に改め、同条第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第六十七条の見出し中「所得計算」を「所得の計算」に改め、同条第一項中「場合において」を「場合において、」に、「あるとき」を「あり、かつ、当該事業年度の総収入金額（当該医療法人の営む医業又は歯科医業に係るものとして政令で定める金額に限る。）が七千万円以下であるとき」に改め、同条第二項中「とあるのは「二千五百万円」と」の下に「、「七千万円」とあるのは「三千五百万円」と」を加える。

第六十七条の五の次に次の一条を加える。

（中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例）

第六十七条の五の二　青色申告書を提出する法人（第四十二条の四第六項に規定する中小企業者に限る。以下この項において「中小企業者」という。）について平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に再生計画認可の決定があつたことに準ずる政令で定める事実が生じた場合（当該事実が生じた時において当該中小企業者に対する債権（当該事実の発生前の原因に基づいて生じた債権であるものに限る。以下この項において「再生債権」という。）を有する二以上の金融機関等（当該再生債権が投資事業有限責任組合契約等に係る組合財産である場合における当該投資事業有限責任組合契約等を締結しているものを除く。）の当該再生債権が当該事実に係る債務処理に関する計画の定めるところにより特定投資事業有限責任組合契約に係る組合財産となる場合に限る。）において、当該中小企業者が、その有する資産の価額につき政令で定める評定を行い、又は当該債務処理に関する計画に従つてその再生債権につき債務の免除を受けたときは、当該中小企業者の当該事実が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度の所得の金額の計算上、当該事実を法人税法第二十五条第三項、第三十三条第四項及び第五十九条第二項に規定する政令で定める事実とみなして、これらの規定を適用する。この場合において、同項第一号中「政令で定める債権」とあるのは「政令で定める債権（租税特別措置法第六十七条の五の二第一項（中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実にあつては、同項に規定する再生債権。以下この号において「特定債権」という。）と、「除く」とあるのは「除き、特定債権が同項に規定する債務処理に関する計画の定めるところにより同項に規定する特定投資事業有限責任組合契約に係る組合財産となる場合における当該特定債権を有する者を含む」と、「当該債権」とあるのは「特定債権」とする。

2　前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　金融機関等　預金保険法第二条第一項各号に掲げる金融機関（同法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行を除く。）その他政令で定めるものをいう。

二　投資事業有限責任組合契約等　投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約（次号において「投資事業有限責任組合契約」という。）及び有限責任事業組合契約に関する法律第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約をいう。

三　特定投資事業有限責任組合契約　投資事業有限責任組合契約のうち中小企業の事業の再生に著しく寄与する契約として政令で定めるものをいう。

3　前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七条の十四第二項の表第五十八条第六項第一号の項の次に次のように加える。

第五十九条第二項	当該適用年度終了の時において第五十七条第十一項各号に掲げる法人	租税特別措置法第六十七条の十四第一項第一号（特定目的会社に係る課税の特例）に掲げる要件を満たす特定目的会社
	同条第一項	第五十七条第一項

第六十七条の十四第三項の表第五十七条の十第一項の項中「第五十七条の十第一項」を「第五十七条の九第一項」に改める。

第六十七条の十五第一項第二号ヘ中「他の法人の」を「他の法人（当該投資法人につき投資法人法第百九十四条第二項に規定する場合に該当する場合における当該投資法人に代わつて専ら投資法人法第百九十三条第一項第三号から第五号までに掲げる取引（国外において行われるものに限る。）を行うことを目的とするものとして財務省令で定める法人を除く。）の」に改め、同条第三項の表第五十八条第六項第一号の項の次に次のように加える。

第五十九条第二項	当該適用年度終了の時において第五十七条第十一項各号に掲げる法人	租税特別措置法第六十七条の十五第一項第一号（投資法人に係る課税の特例）に掲げる要件を満たす投資法人
	同条第一項	第五十七条第一項

第六十七条の十五第四項の表第五十七条の十第一項の項中「第五十七条の十第一項」を「第五十七条の九第一項」に改める。

第六十七条の十七第一項中「振替国債（」の下に「割引債（第四十一条の十三第一項に規定する割引債をいう。以下この項及び次項において同じ。）に該当するものを除く。」を加え、「同条第一項」を「第五条の二第一項」に改め、「振替地方債（」の下に「割引債に該当するものを除く。」を加え、「以下この条」を「次項、第三項及び第九項」に改め、同条第二項中「平成二十五年三月三十一日までに発行された第五条の三第四項第一号」を「第五条の三第四項第七号」に、「以下この条」を「割引債に該当するものを除く。以下この項及び第九項」に、「第五条の三第一項」を「同条第一項」に改め、同条第三項中「発行差金」を「償還差益」に、「発行価額」を「取得価額」に改め、同条第四項中「のうち」を「及び第四十一条の十二の二第六項第一号に規定する割引債の償還差益（当該割引債の同条第一項に規定する償還により受ける金額が当該割引債の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。）のうち、」に改め、同条第五項中「第四十一条の十二第九項に規定する特定短期公社債（次項及び第九項において「特定短期公社債」という。）を除く」を「第四十一条の十二第三項の規定の適用を受けたものに限る」に改め、同条第六項を次のように改める。

6　外国法人が特定振替機関等（第四十一条の十三の三第一項に規定する特定振替機関等をいう。以下この項において同じ。）又は適格外国仲介業者（同条第七項第四号に規定する適格外国仲介業者をいう。以下この項において同じ。）から開設を受けている口座において当該特定振替機関等の国内にある営業所若しくは事務所又は当該適格外国仲介業者の同条第七項第五号に規定する特定国外営業所等を通じて同項第六号に規定する振替記載等を受けている特定振替割引債（同項第七号に規定する特定振替割引債をいう。以下この項及び第九項において同じ。）の保有により生ずる所得を有する場合の当該特定振替割引債の保有により生ずる所得で、当該特定振替割引債の発行者の同条第四項に規定する特殊関係者でないものにつき生ずる所得については、法人税を課さない。

第六十七条の十七第九項中「、民間国外債又は特定短期公社債」を「（当該特定振替社債等の第五条の三第二項に規定する発行者の同項に規定する特殊関係者が有するものを除く。）、民間国外債（当該民間国外債の発行をする者の第六条第四項に規定する特殊関係者が有するものを除く。）又は特定振替割引債（当該特定振替割引債の発行者の第四十一条の十三の三第四項に規定する特殊関係者が有するものを除く。）」に、「民間国外債にあつては、その民間国外債の償還により受ける金額がその民間国外債の発行価額に満たない場合におけるその満たない部分の金額に限る。」を「特定振替割引債にあつては、当該特定振替割引債の保有により生ずる損失の額その他の政令で定める金額」に改め、同条第十項中「発行差金」を「償還差益」に、「規定する償還差益」を「規定する保有により生ずる所得」に改め、「及び次条」を削る。

第六十七条の十八を削る。

第六十八条の二中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三の二第二項の表第五十八条第六項第一号の項の次に次のように加える。

第五十九条第二項	当該適用年度終了の時において第五十七条第十一項各号に掲げる法人	租税特別措置法第六十八条の三の二第一項第一号（特定目的信託に係る受託法人の課税の特例）に掲げる要件を満たす特定目的信託に係る受託法人
同条第一項	第五十七条第一項

第六十八条の三の三第二項の表第五十八条第六項第一号の項の次に次のように加える。

第五十九条第二項	当該適用年度終了の時において第五十七条第十一項各号に掲げる法人	租税特別措置法第六十八条の三の三第一項第一号（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に掲げる要件を満たす特定投資信託に係る受託法人
同条第一項	第五十七条第一項

第六十八条の三の四第二項中「並びに第四十二条の十一第三項」を「、第四十二条の十一第三項、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の三第三項並びに第四十二条の十二の四」に改める。

第六十八条の九第一項中「並びに第六十八条の十五の二」を「、第六十八条の十五の二、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の五」に改め、同条第十一項中「第六十八条の十五第五項」の下に「、第六十八条の十五の四第五項」を加え、同条第十二項第三号中「又は大学と」を「、大学その他の者と」に、「又は大学に」を「、大学又は中小企業者に」に改める。

第六十八条の九の二第一項中「（以下この条において「連結親法人事業年度」という。）が平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」を「が平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改め、同条第二項から第八項までを削り、同条第九項中「第一項の規定により読み替えられた」を「前項の規定により読み替えられた」に改め、同項を同条第二項とし、同条第十項を削り、同条第十一項中「第三項、第四項、第六項及び前二項」を「前項」に改め、「、第二項、第五項又は第七項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第十二項中「、第

二項又は第五項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第十三項を削る。

第六十八条の十第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、「（第一号イに掲げる減価償却資産にあつては、平成二十四年七月一日から平成二十五年三月三十一日まで）」及び「その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない」を削り、「いう。）を」を「いう。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを」に改め、「。次項」の下に「及び第六項」を加え、「第十項」を「第十三項」に改め、「（第一号イに掲げる減価償却資産にあつては、その取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額）」を削り、同項第一号ロ中「エネルギー源」を「エネルギー消費に係る環境への負荷の低減」を削り、「減価償却資産（」を「減価償却資産のうち電気及び熱の効率的な利用に資するもの（」に改め、同号に次のように加える。

ニ　エネルギー消費量との対比における性能の向上又はエネルギー消費に係る環境への負荷の低減に資する機械その他の減価償却資産（イからハまでに掲げる機械その他の減価償却資産に該当するものを除く。）

第六十八条の十第一項第二号中「次に掲げる」を「建築物の室内の温度、エネルギーの使用の状況等に応じた空気調和設備、照明設備その他の建築設備の運転及び管理を行うことによりエネルギーの使用量の削減に資する」に改め、同号イ及びロを削り、同条第二項中「その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないエネルギー環境負荷低減推進設備等」を「エネルギー環境負荷低減推進設備等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの」に、「並びに第六十八条の十五の二」を「、第六十八条の十五の二、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の五」に改め、同条第五項中「（前条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「第六十八条の十五第五項」の下に「、第六十八条の十五の四第五項」を加え、同条第十三項中「第六項から第十項まで」を「第八項から第十三項まで」に、「第五項」を「第七項」に、「第十一項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十二項を同条第十五項とし、同条第九項から第十一項までを三項ずつ繰り下げ、同条第八項中「第一項」の下に「及び第六項」を加え、「同項に規定する」を「エネルギー環境負荷低減推進設備等の」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「から第三項まで」を「及び第六項、第二項又は第三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第一項」の下に「及び第六項」を加え、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　第一項及び第六項又は第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得又は製作若しくは建設に充てるための国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他これらに準ずるもの（以下この項において「補助金等」という。）の交付を受けたものが、当該補助金等をもつて取得し、又は製作し、若しくは建設した当該補助金等の交付の目的に適合したエネルギー環境負荷低減推進設備等については、適用しない。

第六十八条の十第五項の次に次の二項を加える。

6　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に第一項第一号イ及びハに掲げる減価償却資産（以下この項において「特定エネルギー環境負荷低減推進設備等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定エネルギー環境負荷低減推進設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合における第一項に規定する特別償却限度額は、同項の規定にかかわらず、当該特定エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額とする。

7　連結親法人又はその連結子法人の有する減価償却資産で、前項の規定の適用を受けたもの（当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、第四十二条の五第六項の規定の適用を受けたもの）又は前項の規定の適用を受けることができるものに係る第六十八条の十五の二、第六十八条の四十及び第六十八条の四十一の規定の適用については、第六十八条の十五の三第三項第一号中「第六十八条の十第一項」とあるのは「第六十八条の十第一項若しくは第六項」と、第六十八条の四十第一項中「第六十八条の十第一項」とあるのは「第六十八条の十第一項若しくは第六項」と、「第五十二条の二第一項」とあるのは「第五十二条の二第一項（第四十二条の五第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）」と、第六十八条の四十一第一項中「前条第一項」とあるのは「前条第一項（第六十八条の十第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同条第二項中「場合（第五十二条の三第一項」とあるのは「場合、第五十二条の三第一項（第四十二条の五第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）」と、「同項の特別償却限度額に満たない場合を」とあるのは「第五十二条の三第一項の特別償却限度額に満たない場合を」とする。

第六十八条の十一第一項中「その製作の後事業の用に供されたことのない」を削り、「いう。）を」を「いう。）でその製作の後事業の用に供され

たことのないものを」に改め、同条第二項中「その製作の後事業の用に供されたことのない特定機械装置等」を「特定機械装置等でその製作の後事業の用に供されたことのないもの」に、「並びに第六十八条の十五の二」を「、第六十八条の十五の二、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の五」に改め、同条第五項中「第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「第六十八条の十五第五項」の下に「、第六十八条の十五の四第五項」を加え、同条第八項中「同項に規定する」を「特定機械装置等の」に改める。

第六十八条の十三第一項中「並びに第六十八条の十五の二」を「、第六十八条の十五の二、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の五」に改め、同条第四項中「（第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「第六十八条の十五第五項」の下に「、第六十八条の十五の四第五項」を加える。

第六十八条の十五第一項中「同法第二十六条第一項」を「同法第十五条第一項」に、「定められた同項に規定する事業（以下この条において「特定国際戦略事業」という。）の用に供するものとして財務省令で定める機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物」を「適合する財務省令で定める計画に記載された第四十二条の十一第一項各号に掲げる減価償却資産」に改め、「当該国際戦略総合特別区域内において」を削り、「当該特定国際戦略事業」を「同法第二条第二項第二号イ又はロに掲げる事業（以下この条において「特定国際戦略事業」という。）」に改め、同条第二項中「当該国際戦略総合特別区域内において」を削り、「並びに次条」を「、次条、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の五」に改め、同条第五項中「（第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「第六十八条の十三第四項」の下に「、第六十八条の十五の四第五項」を加え、同条第八項中「同項に規定する」を「特定機械装置等の」に改める。

第六十八条の十五の二第一項中「において、当該」を「で、かつ、当該」に、「ときは、当該」を「場合には、当該」に、「並びに前条第二項、第三項及び第五項」を「、前条第二項、第三項及び第五項、次条第二項並びに第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項」に、「二十万円」を「四十万円」に改め、同項第一号中「適用年度及び」を「当該適用年度及び」に改め、「雇用者であつた者で」を削り、「者を」を「雇用者及び高年齢雇用者を」に改め、同項第二号中「適用年度」を「当該適用年度」に改め、「における雇用者」の下に「（当該連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者を除く。）」を加え、同条第二項第一号中「除く」の下に「。次号において同じ」を加え、同項第六号中「又は適用年度」を「又は前号の適用年度」に、「適用年度に係る連結親法人事業年度開始の日の一年前の日から当該連結親法人又はその連結子法人の適用年度開始の日の前日までの期間内に開始した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等の支給額（「連結親法人又はその連結子法人の給与等の支給額のうち当該適用年度に係る連結親法人事業年度開始の日の一年前の日から当該適用年度開始の日の前日までの期間内に開始した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額（当該連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係るものを除くものとし」に、「その各連結子法人」を「その連結子法人」に、「一年以内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等の支給額」を「給与等の支給額のうち当該一年以内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額（当該連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係るものを除く。）」に改め、「当該給与等の支給額」の下に「のうち当該適用年度に係る連結親法人事業年度開始の日の一年前の日から当該適用年度開始の日の前日までの期間内に開始した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額」を、「を乗じて計算した金額」の下に「（当該適用年度に係る連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者の数が零である場合には、当該適用年度前一年以内連結事業年度等における給与等の支給額）」を加え、同号を同項第七号とし、同項第五号中「適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される」を削り、「同じ。）」の下に「のうち適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額（当該適用年度に係る連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者に係るものを除く。）」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「前号の」の下に「適用年度に係る」を、「の雇用者」の下に「（当該連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者を除く。）」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号中「前日における雇用者」の下に「（当該連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者を除く。第七号において同じ。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　高年齢雇用者　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の使用人のうち高年齢継続被保険者（雇用保険法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者をいう。）に該当するものをいう。

第六十八条の十五の二第五項中「適用年度開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等の支給額」を「当該連結親法人又はその連結子法人の給与等の支給額のうち適用年度開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額」に改める。

第六十八条の十五の三第一項中「第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項」の下に「、第六十八条の十五の二、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項」を加え、同項第一号中「又は第二項」、「平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額若しくは平成二十二年度分連結繰越税額控除限度超過額」及び「又は第六十八条の九の二第三項」を削り、「これらの金額」を「当該連結繰越税額控除限度超過額」に、「第六十八条の九第五項又は第六十八条の九の二第四項」を「同条第五項」に、「第六十八条の九第三項」を「同条第三項」に改め、同項第二号中「又は第五項」、「、平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額若しくは平成二十二年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額」及び「又は第六十八条の九の二第六項において準用する同条第三項」を削り、「これらの金額」を「当該繰越中小連結法人税額控除限度超過額」に、「第六十八条の九第八項」を「同条第八項」に改め、「又は第六十八条の九の二第六項において準用する同条第四項」を削り、「第六十八条の九第七項」を「同条第七項」に改め、同項第八号を同項第十一号とし、同項第七号の次に次の三号を加える。

八　第六十八条の十五の二第一項の規定　同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

九　第六十八条の十五の三第二項の規定　同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額

十　第六十八条の十五の四第二項又は第三項の規定　それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額

第六十八条の十五の三第二項中「及び第二項又は第五項」を削り、「又は第六十八条の十五第三項」を「、第六十八条の十五第三項又は第六十八条の十五の四第三項」に改め、同条第三項中「、第六十八条の十第四項」を「又は第六十八条の十第四項」に、「若しくは第六十八条の十五第四項若しくは第六十八条の十五の四第四項」に改め、「又は第六十八条の九の二第八項第一号、第二号、第五号若しくは第六号の規定を適用したならばそれぞれこれらの号に規定する平成二十一年度分連結繰越税額控除限度超過額、平成二十二年度分連結繰越税額控除限度超過額、平成二十一年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額若しくは平成二十二年度分繰越中小連結法人税額控除限度超過額に該当するもの（同条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定を適用したならばこれらの金額とみなされる金額を含む。）」を削り、同条を第六十八条の十五の六とし、第六十八条の十五の二の次に次の三条を加える。

（国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は法人税額の特別控除）

第六十八条の十五の三　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の各連結事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に開始するものに限る。以下この項及び次項において「適用対象年度」という。）において当該連結親法人又はその連結子法人が取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、合併、分割、贈与、交換、現物出資又は同法第二条第十二号の六に規定する現物分配による取得その他政令で定める取得を除く。次項において同じ。）をした一又は二以上の生産等設備を構成する減価償却資産（国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供する機械及び装置その他の政令で定めるものに限る。以下この項及び次項において「生産等資産」という。）で当該適用対象年度終了の日において有するものの取得価額の合計額が、当該連結親法人又はその連結子法人がその有する減価償却資産につき当該適用対象年度においてその償却費として損金経理（同法第八十一条の二十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る各連結法人の決算において費用又は損失として経理することをいう。以下この章において同じ。）をした金額（損金経理の方法又は当該連結親法人若しくはその連結子法人の当該適用対象年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てた金額を含み、当該生産等資産のうち機械及び装置（取得をしたものにあつては、その製作の後事業の用に供されたことのないものに限る。以下この条において「機械等」という。）の普通償却限度額を超えて当該機械等につき償却費として損金経理をした金額（特別償却に関する他の規定の適用により損金の額に算入される金額を除く。）及び同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第四項の規定により同条第一項に規定する損金経理額に含むものとされる金額を除く。次項において同じ。）を超え、かつ、当該適用対象年度開始の日の前日を含む連結事業年度における生産等資産の取得価額の合計額として政令で定める金額（次項において「比較取得資産総額」という。）の百分の百十に相当する金額を超える場合において、当該連結親法人又はその連結子法人が当該適用対象年度において当該機械等を国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供したときは、当該適用対象年度の当該機械等の償却限度額は、同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合におけ
る同法第三十一条第一項又は第二項の規定に

かかわらず、当該機械等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該機械等の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の適用対象年度において当該連結親法人又はその連結子法人が取得等をした生産等資産で当該適用対象年度終了の日において有するものの取得価額の合計額が、当該連結親法人又はその連結子法人がその有する減価償却資産につき当該適用対象年度においてその償却費として損金経理をした金額を超え、かつ、比較取得資産総額の百分の百十に相当する金額を超える場合において、当該連結親法人又はその連結子法人が当該適用対象年度において当該生産等資産のうち機械等を国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供したときは、当該機械等につき前項の規定の適用を受ける場合を除き、当該適用対象年度の連結所得に対する法人税の額（この項、第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十三、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項、前条、次条第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の五並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項において「調整前連結税額」という。）から、当該連結親法人の税額控除限度額（その事業の用に供した当該機械等の取得価額の合計額の百分の三に相当する金額をいう。以下この項において同じ。）及び当該各連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該適用対象年度における税額控除限度額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用対象年度の法人税額基準額（当該適用対象年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

3　第一項に規定する特別償却に関する他の規定とは、次に掲げる規定をいう。

一　第六十八条の十第一項、第六十八条の十一第二項、第六十八条の十五第一項、第六十八条の十六、第六十八条の十七、第六十八条の二十、第六十八条の二十四から第六十八条の二十七まで、第六十八条の二十九、第六十八条の三十一、第六十八条の三十二又は第六十八条の三十五の規定

二　前号に掲げる規定に係る第六十八条の四十の規定

三　第一号に掲げる規定に係る第六十八条の四十一の規定

四　前三号に掲げるもののほか、特別償却に関する規定として政令で定める規定

4　第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が所有権移転外リース取引により取得した機械等については、適用しない。

5　第一項及び第二項の規定は、これらの規定に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。

一　連結親法人の設立又は解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二　連結子法人の設立又は解散の日を含む連結事業年度におけるその設立し、又は解散した連結子法人

三　清算中の連結子法人

6　第一項の規定は、連結確定申告書等に機械等の償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

7　第二項の規定は、連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる機械等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該連結確定申告書等に添付された書類に記載された機械等の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

8　第二項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）」又は租税特別措置法第六十八条の十五の三第二項（国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第六十八条の十五の三第二項（国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十五の三第二項（国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除）の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第六十八条の十五の三第二項（国内の設備投資額が増加した場

合の機械等に係る法人税額の特別控除）」とする。

9　第三項から第七項までに定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第六十八条の十五の四　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、第四十二条の十二の三第一項に規定する認定経営革新等支援機関による経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類として財務省令で定めるものの交付を受けた第六十八条の九第十二項第六号に規定する中小連結法人又はこれに準ずるものとして政令で定める連結法人に該当するもの（以下この条においてそれぞれ「特定中小連結親法人」又は「特定中小連結子法人」という。）が、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、当該書類に記載された器具及び備品並びに建物附属設備（政令で定める規模のものに限る。以下この条において「経営改善設備」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は経営改善設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該特定中小連結子法人の営む第四十二条の十二の三第一項に規定する指定事業の用（以下この条において「指定事業の用」という。）に供した場合には、その指定事業の用に供した日を含む連結事業年度（次項及び第十項において「供用年度」という。）の当該経営改善設備の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該経営改善設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該経営改善設備の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　特定中小連結親法人（政令で定める連結法人を除く。以下この項において同じ。）又は特定中小連結子法人（当該特定中小連結親法人による連結完全支配関係にあるものに限る。以下この項において同じ。）が、指定期間内に、経営改善設備でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は経営改善設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人の営む指定事業の用に供した場合において、当該経営改善設備につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する法人税の額（この項、次項及び第五項、第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十三、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の二、前条第二項並びに次条並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下第四項までにおいて「調整前連結税額」という。）から、当該特定中小連結親法人の税額控除限度額（その指定事業の用に供した当該経営改善設備の取得価額の合計額の百分の七に相当する金額をいう。以下この項及び第四項において同じ。）及び当該各特定中小連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該特定中小連結親法人又はその各特定中小連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

3　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、各連結事業年度において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人の繰越税額控除限度超過額及び当該各連結子法人の繰越税額控除限度超過額の合計額に相当する金額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の法人税額基準額（当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその指定事業の用に供した経営改善設備につき同項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その繰越税額控除限度超過額は、当該法人税額基準額を限度とする。

4　前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度（当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業

年度に該当しない場合には、当該事業年度（以下この項において「一年以内事業年度」という。）とし、当該連結事業年度まで連続して当該連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出（一年以内事業年度にあつては、青色申告書の提出）をしている場合の各連結事業年度又は一年以内事業年度に限る。）における税額控除限度額（一年以内事業年度にあつては、第四十二条の十二の三第二項に規定する税額控除限度額（以下この項において「単体税額控除限度額」という。）を含む。）のうち、第二項の規定（単体税額控除限度額については、同条第二項の規定）による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額から控除された金額（既に同条第三項の規定により一年以内事業年度において法人税の額から控除された金額を含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額をいう。

5　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該連結子法人にあつては、当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合に限る。）において、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第二項又は第三項の規定の適用があるときは、連結親法人に対して課する当該取消日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、同法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の百第一項及び第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第二項又は第三項の規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人に係る金額に相当する金額を加算した金額とする。

6　第一項の規定は、特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人が所有権移転外リース取引により取得した経営改善設備については、適用しない。

7　第一項から第三項までの規定は、これらの規定に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三　清算中の連結子法人

8　第一項の規定は、連結確定申告書等に経営改善設備の償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

9　第二項の規定は、連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる経営改善設備の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該連結確定申告書等に添付された書類に記載された経営改善設備の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

10　第三項の規定は、供用年度以後の各連結事業年度の法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第四項に規定する単体税額控除限度額を有する連結親法人又はその連結子法人については、当該明細書の添付がある場合及び第四十二条の十二の三第二項に規定する供用年度以後の各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）の同法第二条第三十一号に規定する確定申告書（当該供用年度以後の各連結事業年度にあつては、同条第三十二号に規定する連結確定申告書）に第四十二条の十二の三第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第三項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

11　第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）又は租税特別措置法第六十八条の十五の四第二項若しくは第三項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款並びに租税特別措置法第六十八条の十五の四第二項及び第三項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第六十八条の十五の四第二項及び第三項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特

別控除）の規定と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）並びに租税特別措置法第六十八条の十五の四第二項及び第三項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）」とする。

12　第五項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、同法第八十一条の十三第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十五の四第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十五の四第五項」と、同法第八十一条の十八第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十五の四第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）に規定する加算した金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」とするほか、同法第二編第一章の二第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

13　第六項から第十項までに定めるもののほか、第一項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）

第六十八条の十五の五　連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人が、各連結事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始するものに限り、第六十八条の十五の二の規定の適用を受ける連結事業年度及び当該連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、当該連結親法人及びその各連結子法人の雇用者給与等支給額の合計額から当該連結親法人及びその各連結子法人の基準雇用者給与等支給額の合計額を控除した金額（以下この項及び第四項において「雇用者給与等支給増加額」という。）の当該基準雇用者給与等支給額の合計額に対する割合が百分の五以上であるとき（次に掲げる要件を満たす場合に限る。）は、当該連結事業年度の連結所得に対する法人税の額（この条、第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十三、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の三第二項並びに前条第二項、第三項及び第五項並びに同法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項において「調整前連結税額」という。）から、当該雇用者給与等支給増加額の百分の十に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の十（当該連結親法人が中小連結親法人（第六十八条の九第六項に規定する中小連結親法人をいう。）である場合には、百分の二十）に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

一　当該連結親法人及びその各連結子法人の当該雇用者給与等支給額の合計額が当該連結親法人及びその各連結子法人の比較雇用者給与等支給額の合計額以上であること。

二　平均給与等支給額が比較平均給与等支給額以上であること。

2　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　国内雇用者　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の使用人（当該連結親法人又はその連結子法人の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この号において同じ。）と政令で定める特殊の関係のある者及び当該連結親法人又はその連結子法人の使用人としての職務を有する役員を除く。）のうち当該連結親法人又はその連結子法人の有する国内の事業所に勤務する雇用者として政令で定めるものに該当するものをいう。

二　給与等　所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。

三　雇用者給与等支給額　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、前項の規定の適用を受けようとする連結事業年度（以下この項において「適用年度」という。）の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者（当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次号及び第五号において同じ。）をいう。

四　基準雇用者給与等支給額　連結親法人又は適用年度終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、平成二十五年四月一日以後に開始する各連結事業年度（同日以後に開始する当該連結親法人又はその各連結子法人の連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、当該事業年度）のうち最も古い連結事業年度又は事業年度（イ及びハにおいて「最も古い連結事業年度等」という。）開始の日の前日を含む連結事業年度（ロ及びハにおいて「基準連結事業年度」という。）の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める金額）をいう。

イ　当該最も古い連結事業年度等の開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合　当該

事業年度（八において「基準事業年度」という。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（当該事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して計算した金額）

ロ　基準連結事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合　当該基準連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該基準連結事業年度の月数で除して計算した金額

ハ　基準連結事業年度又は基準事業年度がない場合（当該連結親法人又はその連結子法人が、合併、分割又は現物出資により設立されたものである場合を除く。）　最も古い連結事業年度等の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（当該最も古い連結事業年度等の月数で除して計算した金額）

五　比較雇用者給与等支給額　連結親法人又は適用年度終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、当該適用年度開始の日の前日を含む連結事業年度（ロにおいて「前連結事業年度」という。）の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める金額）をいう。

イ　当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合　当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（当該事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して計算した金額）

ロ　前連結事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合　当該前連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該前連結事業年度の月数で除して計算した金額

六　平均給与等支給額　連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の適用年度の給与等支給額として政令で定める金額の合計額を当該連結親法人及びその各連結子法人の給与等支給者数として政令で定める数を合計した数で除して計算した金額をいう。

七　比較平均給与等支給額　連結親法人及び適用年度終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の当該適用年度に係る比較給与等支給額として政令で定める金額の合計額を当該連結親法人及びその各連結子法人の比較給与等支給者数として政令で定める数を合計した数で除して計算した金額をいう。

3　前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

4　第一項の規定は、連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる雇用者給与等支給増加額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該連結確定申告書等に添付された書類に記載された雇用者給与等支給増加額を基礎として計算した金額に限るものとする。

5　前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用を受けようとする連結親法人又はその連結子法人が合併法人、分割法人若しくは分割承継法人、現物出資法人若しくは被現物出資法人又は現物分配法人若しくは被現物分配法人である場合における基準雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6　第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）又は租税特別措置法第六十八条の十五の五第一項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第六十八条の十五の五第一項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十五の五第一項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第六十八条の十五の五第一項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第六十八条の十五の五第一項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）」とする。

第六十八条の十六第一項中「この項」を「この条」に、「、その用」を「、その事業の用」に改め、同項の表の第二号の中欄中「船舶」の下に「（当該連結法人が次に掲げる連結法人である場合には、当該連結法人の区分に応じそれぞれ次に定める外航船舶（本邦と外国又は外国と外国との間を往来する船舶をいう。以下この号において同じ。）を除く。）」を加え、同欄に次のように加える。

イ　第六十八条の六十二の二第一項の規定の適用を受ける連結法人　外航船舶のうち日本船舶（船舶法第一条に規定する日本船舶をいう。以下この号において同じ。）に該当するもの

ロ　イに掲げる連結法人の子会社（海上運送法第三十九条の五第一項に規定する子会社をいう。）に該当する連結法人　外航船舶のうち日本船舶に該当しないもの

第六十八条の十六第一項の表の第二号の下欄中「本邦と外国又は外国と外国との間を往来するもの（以下この号において「外航船舶」という。）」を「外航船舶」に改め、「船舶法第一条に規定する」を削り、同条第二項中「同項に規定する」を「特定設備等の」に改める。

第六十八条の十七第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、「という。）」の下に「でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの」を加える。

第六十八条の二十四第一項及び第六十八条の二十五第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第六十八条の二十六を次のように改める。

（特定信頼性向上設備の特別償却）

第六十八条の二十六　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、電気通信基盤充実臨時措置法第四条第一項に規定する実施計画（以下この項において「実施計画」という。）について同条第一項の認定を受けたものが、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に、当該認定に係る実施計画（同法第五条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に記載された減価償却資産（同法第二条第三項に規定する信頼性向上施設に該当するもののうち、第四十四条の五第一項に規定する電磁的記録（以下この項において「電磁的記録」という。）の保管及び電磁的記録に記録された情報の電磁的方法（同条第一項に規定する電磁的方法をいう。）による提供の事業の用に供されるものとして政令で定める減価償却資産に限る。以下この項において「特定信頼性向上設備」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定信頼性向上設備を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定信頼性向上設備をその事業の用に供した場合を除く。）において、その事業の用に供した当該特定信頼性向上設備が既に保管されている電磁的記録の保全に資するものであることにつき政令で定めるところにより証明がされたときは、その用に供した日を含む連結事業年度の当該特定信頼性向上設備の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定信頼性向上設備の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定信頼性向上設備の取得価額の百分の十五に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　第六十八条の十六第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第六十八条の二十七第二項中「前項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間のうち政令で定める期間内に、次の表の各号の上欄に掲げる地区内において当該各号の中欄に掲げる事業の用に供する当該各号の下欄に掲げる設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下この項及び次項において同じ。）をする場合（政令で定める中小規模法人に該当する連結法人以外の連結法人にあつては、新設又は増設に係る当該設備の取得等をする場合）において、その取得等をした当該設備を当該地区内において当該連結親法人又はその連結子法人の当該各号の中欄に掲げる事業の用に供したとき（当該地区の産業の振興に資する場合として政令で定める場合に限る。）は、その用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各連結事業年度の当該設備を構成するもののうち機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（所有権移転外リース取引により取得したものを除く。以下この項及び次項において「産業振興機械等」という。）の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該産業振興機械等の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の三十二（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の四十八）に相当する金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

地区	事業	設備
一　第四十五条第二項の表の第一号の上欄に掲げる地区	同号の中欄に掲げる事業	当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの
二　第四十五条第二項の表の第二号の上欄に掲げる地区	同号の中欄に掲げる事業	当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの

3　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下この項において「適格合併等」という。）により前項の規定（当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併等の日（適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。）を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合（以下この項において「連結法人以外の法人等から引継ぎを受けた場合」という。）には、第四十五条第二項の規定）の適用を受けている産業振興機械等（連結法人以外の法人等から引継ぎを受けた場合には、同条第二項に規定する産業振興機械等）の移転を受け、これを当該連結親法人又はその連結子法人の前項の表の各号の中欄に掲げる事業（当該適格合併等に係る被合併法人等が当該産業振興機械等をその用に供していた事業と同一の事業に限る。）の用に供した場合には、当該移転を受けた連結親法人又はその連結子法人が同項の供用日に当該産業振興機械等の取得等をして、これを当該供用日に当該連結親法人又はその連結子法人の当該各号の中欄に掲げる事業の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間（連結法人以外の法人等から引継ぎを受けた場合には、同条第二項に規定する供用期間）の末日までの期間内で当該連結親法人又はその連結子法人自らがその用に供している期間とする。

第六十八条の二十七に次の一項を加える。

5　前項に定めるもののほか、第二項及び第三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の二十九第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三十二第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第六十八条の三十四第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、「新築された」を削り、「この項及び次項」を「この条」に、「）を取得し」を「）で新築されたものを取得し」に改め、「これを」の下に「当該連結親法人又はその連結子法人の」を加え、「賃貸の用に供した場合を」を「その用に供した場合を」に、「当該連結親法人又はその連結子法人の賃貸の用」を「その用」に、「の百分の二十八（当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅のうちその新築の時における同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の四十）に相当する」を「に次の各号に掲げるサービス付き高齢者向け賃貸住宅の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一　サービス付き高齢者向け賃貸住宅のうちその新築の時における法人税法の規定により定められている耐用年数（次号において「耐用年数」という。）が三十五年未満であるもの　百分の二十八（平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得し、又は新築したものについては、百分の十四）

二　サービス付き高齢者向け賃貸住宅のうちその新築の時における耐用年数が三十五年以上であるもの　百分の四十（平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得し、又は新築したものについては、百分の二十）

第六十八条の三十四第三項中「同項に規定する」を「サービス付き高齢者向け賃貸住宅の」に改める。

第六十八条の三十五第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「その事業の用」を「その用」に、「が第三項第二号」を「が、第三項第二号」に改め、「掲げる建築物」の下に「のうち同号イに掲げる地域内において整備されるもの」を加え、「、百分の五十」を「百分の五十とし、同号に掲げる建築物のうち同号ロに掲げる地域内において整備されるものである場合には百分の四十とする。」に改め、同条第三項中「、第四十七条の二第三項第三号に掲げる建築物に係る建物及びその附属設備並びに同項第四号」を「並びに第四十七条の二第三項第三号」に改め、同項第一号中「第二条第六号」を「第二条第一号」に、「施設建築物」を「市街地再開発事業（政令で定める要件を満たすものに限る。）によつて建築される建築物」に改め、同項第二号中「都市再生特別措置法」を「次に掲げる地域内において、都市再生特別措置法」に改め、「認定計画（」の下に「イに掲げる地域については、」を加え、同号に次のように加える。

イ　都市再生特別措置法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域

ロ　都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域（イに掲げる地域に該当するものを除く。）

第六十八条の三十六第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「その事業の用」を「その用」に改める。

第六十八条の四十第一項中「第六十八条の十五第一項」の下に「、第六十八条の十五の三第一項、第六十八条の十五の四第一項」を加え、同条第二項及び第五項中「第六十八条の三十一」を「第六十八条の二十七第二項」に改める。

第六十八条の四十一第一項中「（法人税法第八十一条の二十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る各連結法人の決算において費用又は損失として経理することをいう。以下この章において同じ。）」を削り、同条第四項及び第十三項中「第六十八条の三十一」を「第六十八条の二十七第二項」に改める。

第六十八条の四十二第一項第二号中「第六十八条の十五」の下に「、第六十八条の十五の三、第六十八条の十五の四」を加える。

第六十八条の五十七の二第一項中「適用事業年度に」を「適用連結事業年度に」に、「適用事業年度の」を「適用連結事業年度の」に改め、同項第二号中「適用事業年度」を「適用連結事業年度」に、「控除した後の」を「控除した」に改め、同条第二項中「適用事業年度」を「適用連結事業年度」に、「中部国際空港をその事業の用に供した日」を「平成二十五年四月一日」に改め、「期間」の下に「（次項において「積立期間」という。）」を加え、「被合併法人の」を「指定会社が被合併法人となる」に改め、同条第三項中「適用事業年度の」を「適用連結事業年度の」に改め、「の連結事業年度」の下に「（積立期間の末日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、その末日を含む事業年度。以下この項において「基準連結事業年度等」という。）」を加え、「（同条第二項に規定する適用事業年度後に最初に連結事業年度に該当することとなつた場合には、当該連結事業年度以後の各連結事業年度）」を削り、「中部国際空港整備準備金として積み立てた金額を基礎として政令で定めるところにより」を「基準連結事業年度等の終了の日における中部国際空港整備準備金の金額に当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを積立期間を勘案して政令で定める期間の月数で除して」に、「当該前連結事業年度等」を「前連結事業年度等」に改め、「当該繰り越された」の下に「中部国際空港整備準備金の」を加え、同条第四項中「適格合併」の下に「又は適格分割型分割」を加え、「第二号」を「第二号イ」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　中部国際空港の設置及び管理に関する法律第二十一条第二項の規定により同法第四条第一項の規定による指定が取り消された場合　その取り消された日における中部国際空港整備準備金の金額

二　譲渡、合併又は分割により中部国際空港を移転した場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　合併により合併法人に中部国際空港を移転した場合　その合併の直前における中部国際空港整備準備金の金額

ロ　イに掲げる場合以外の場合　中部国際空港を移転した日における中部国際空港整備準備金の金額

第六十八条の五十七の二第九項中「及び第七項」を「、第八項及び前項」に、「第七項まで」を「第四項まで及び第七項から前項まで」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項を削り、同条第七項中「第五十七条の七の二第八項」を「第五十七条の七の二第九項」に、「中部国際空港の設置及び管理の事業を営む者」を「指定会社」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の二項を加える。

9　第六十八条の四十三第十二項から第十四項までの規定は、第一項の中部国際空港整備準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の七の二第一項の中部国際空港整備準備金を含む。）を積み立てている指定会社が適格分割型分割により分割承継法人に中部国際空港を移転した場合について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十三項中「第三項」とあるのは「第六十八条の五十七の二第三項」と、同条第十四項中「第五十五条第十四項」とあるのは「第五十七条の七の二第十項において準用する第五十五条第十四項」と、「第三項の」とあるのは「第六十八条の五十七の二第一項及び第三項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十四項」とあるのは「第五十七条の七の二第十項において準用する第五十七条第十四項」と、「第三項中」とあるのは「第六十八条の五十七の二第三項中」と読み替える。

10　前項において準用する第六十八条の四十三第十二項又は第五十七条の七の二第十項において準用する第五十五条第十四項の場合において、これらの規定の分割承継法人（その適格分割型分割後において連結親法人に該当するものに限る。）が指定会社でないときは、当該適格分割型分割の日を含む連結事業年度終了の日における中部国際空港整備準備金の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十八条の五十七の二第六項中「第十一項前段の」を「第十一項の」に、「第六十八条の四十三第十一項前段」を「第六十八条の四十三第十一項」に、「第五十七条の七の二第八項」を「第五十七条の七の二第九項」に、「第三項」を「第三項の」に、「と読み替える」を「と、「第三項中」とあるのは「第六十八条の五十七の二第三項中」と読み替える」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第三項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第六十八条の五十九第一項中「、同項」を「、同条第二項」に改める。

第六十八条の六十一第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」

に、「以下この項」を「第一号」に、「鉱業法第三条第一項」を「第五十八条第一項」に改め、同条第二項中「前項に規定する連結親法人又はその」を「国内鉱業者（連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある」に改め、「定めるもの」の下に「をいう。以下この項において同じ。）及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、国内鉱業者に準ずるものとして政令で定めるもの」を加え、「国内鉱業者」を「国内鉱業者等」に、「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「安定的供給」を「安定的な供給」に、「百分の五十」を「百分の四十」に改め、同条第三項中「掘さく」を「掘削」に改め、同条第四項中「この条」を「この項及び次項」に改め、同条第五項中「第二号及び」を削り、「これらの号」を「同号」に改め、同項第一号中「国内鉱業者でない」を「国内鉱業者等に該当しない」に、「又はない」を「又は該当しない」に改め、同条第十三項中「国内鉱業者である」を「国内鉱業者等に該当する」に改める。

第六十八条の六十二第二項中「探鉱用機械設備（」の下に「第一号及び」を加え、同項第一号中「当該機械設備」を「当該探鉱用機械設備」に改め、同項第二号中「次項」を「次項第二号」に改め、同条第三項中「以下この項」を「第一号」に、「海外探鉱用設備」を「海外探鉱用機械設備」に改め、同項第一号中「海外新鉱床探鉱費」を「当該海外新鉱床探鉱費」に、「海外探鉱用設備」を「当該海外探鉱用機械設備」に改める。

第六十八条の六十二の二第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に、「当該認定を」を「同法第三十五条第三項の認定を」に、「同法第三十五条第四項」を「同条第四項」に改め、同項第一号中「日本船舶」の下に「（特定準日本船舶（海上運送法第三十九条の五第五項に規定する準日本船舶のうち安定的な海上輸送の確保に資するものとして財務省令で定めるものをいう。）を含む。次号において同じ。）」を加え、「海上運送法」を「同法」に改める。

第六十八条の六十三の三第一項中「第四条第一項」の下に「の認定を受けた同項」を、「研究開発事業計画」という。）」の下に「に係る同法第十一条第一項に規定する認定研究開発事業者（以下この項において「認定研究開発事業法人」という。）」を、「第六条第一項」の下に「の認定を受けた同項」を加え、「のこれらの規定の認定を受けた」を「に係る」に改め、「認定研究開発事業者（以下この項において「認定研究開発事業法人」という。）又は同条第一項に規定する」を削り、「当該認定の」を「その認定の」に改める。

第六十八条の六十四第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第六十八条の六十五第一項中「その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない」を削り、「いう。）の取得」を「いう。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものの取得」に改める。

第六十八条の六十六第一項中「当該交際費等の額の合計額のうち次に掲げる金額の合計額」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」に改め、同項第一号中「のうち六百万円」を「が八百万円」に、「連結親法人事業年度」を「当該連結親法人事業年度」に、「に達するまでの金額の百分の十に相当する金額」を「以下である場合　零」に改め、同項第二号中「場合におけるその」を「場合　その」に改め、同条第二項中「ときは、」の下に「これを」を加える。

第六十八条の六十七第一項中「（第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「第六十八条の十五第五項第二号中「第六十八条の十五の三まで」を「第六十八条の十五の六まで」に、「及び第六十八条の十三第一項」を「、第六十八条の十三第一項及び第六十八条の十五第二項」に、「第六十八条の十五の二」を「第六十八条の十五の二」に、「並びに第六十八条の十五の二第一項中「並びに第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項」とあるのは「、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の三第二項中「並びに第六十八条の十五の五」とあるのは「、第六十八条の十五の五並びに第六十八条の十五の五第一項」に、「第六十八条の十五の五第一項」に、「第六十八条の十五の五第一項」を「第六十八条の十五の六第一項」に改める。

第六十八条の六十八第一項及び第八項中「（第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「第六十八条の十五第五項」の下に「、第六十八条の十五の四第五項」を加え、同条第九項中「第六十八条の八十五の三」を「第六十八条の八十五」に、「、第六十八条の八十三第十一項から第十四項まで又は第六十八条の八十五第十一項から第十四項まで」を「又は第六十八条の八十三第十一項から第十四項まで」に改め、同条第十一項第二号中「第六十八条の十五の三まで」を「第六十八条の十五の六まで」に、「及び第六十八条の十三第一項及び第六十八条の十五第二項」に、「第六十八条の十五の二」を「第六十八条の十五の二」に、「第六十八条の十五第二項」を「第六十八条の十五の二第一項中「並びに第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の三第二項中「並びに第六十八条の十五の五」とあるのは「、第六十八条の十五の五並びに第六十八条の十五の五第一項」に、「第六十八条の十五の五第一項」に、「第六十八条の十五の五第一項」を「第六十八条の十五の六第一項」に改める。

第六十八条の六十九第一項中「（第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「第六十八条の十五第五項」の下に「、第六十八条の十五の四第五項」を加え、同条第四項中「第六十八条の七十八第四項」を「、第六十八条の七十八第四項」に、「、第六十八条の八十三第十一項」を「又は第六十八条の八十三第十一項」に、「第六十八条の八十三第十一項」を「又は第六十八条の八十三第十一項」に改める。

第六十八条の七十四第一項、第六十八条の七十五第一項及び第六十八条の七十六第一項中「第六十八条の八十五の三」を「第六十八条の八十五」に改める。

第六十八条の七十六の二第一項中「第六十八条の八十五の二」を「第六十八条の八十四」に改める。

第六十八条の八十四及び第六十八条の八十五を削り、第六十八条の八十五の二を第六十八条の八十四とする。

第六十八条の八十五の三第十四項第二号ハ中「又は第六十八条の八十二から第六十八条の八十五まで」を「、第六十八条の八十二又は第六十八条の八十三」に改め、同条を第六十八条の八十五とする。

第六十八条の八十九第四項に次のただし書を加える。

ただし、同条第四項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

第六十八条の八十九の三第三項第二号中「株主等」の下に「（同条第十四号に規定する株主等をいう。次号において同じ。）」を加え、同項第三号中「連結親法人事業年度開始の日」を「連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この号及び次項において同じ。）開始の日」に改める。

第六十八条の九十四の見出し中「所得計算」を「連結所得の計算」に改め、同条第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第六十八条の九十九の見出し中「所得計算」を「連結所得の計算」に改め、同条第一項中「場合において」を「場合において、」に、「あるとき」を「あり、かつ、当該連結事業年度の総収入金額（当該医療法人の営む医業又は歯科医業に係るものとして政令で定める金額に限る。）が七千万円以下であるとき」に改め、同条第二項中「とあるのは「二千五百万円」と」の下に「、「七千万円」とあるのは「三千五百万円」と」を加える。

第六十八条の百二の次に次の一条を加える。

（中小連結法人の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例）

第六十八条の百二の三　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、第六十八条の九第十二項第六号に規定する中小連結法人に該当するもの（以下この項においてそれぞれ「中小連結親法人」又は「中小連結子法人」という。）について平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に再生計画認可の決定があつたことに準ずる政令で定める事実が生じた場合（当該事実が生じた時において当該中小連結親法人又はその中小連結子法人に対する債権（当該事実の発生前の原因に基づいて生じた債権であるものに限る。以下この項において「再生債権」という。）を有する二以上の金融機関等（第六十七条の五の二第二項第一号に規定する金融機関等をいい、当該再生債権が同項第二号に規定する投資事業有限責任組合契約等に係る組合財産である場合における当該投資事業有限責任組合契約等を締結しているものを除く。）の当該再生債権が当該事実に係る債務処理に関する計画の定めるところにより第六十七条の五の二第二項第三号に規定する特定投資事業有限責任組合契約に係る組合財産となる場合に限る。）において、当該中小連結親法人又はその中小連結子法人が、その有する資産の価額につき政令で定める評定を行い、又は当該債務処理に関する計画に従つてその再生債権につき債務の免除を受けたときは、当該中小連結親法人又はその中小連結子法人の当該事実が生じた日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、当該事実を法人税法第八十一条の三第一項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第二十五条第三項、第三十三条第四項及び第五十九条第二項に規定する政令で定める事実とみなして、これらの規定を適用する。この場合において、同項第一号中「政令で定める債権」とあるのは「政令で定める債権（租税特別措置法第六十八条の百二の三第一項（中小連結法人の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実にあつては、同項に規定する再生債権。以下この号において「特定債権」という。）と、「除く」とあるのは「除き、特定債権が同項に規定する債務処理に関する計画の定めるところにより同項に規定する特定投資事業有限責任組合契約に係る組合財産となる場合における当該特定債権を有する者を含む」と、「当該債権」とあるのは「特定債権」とする。

2　前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十九条の四第一項中「居住の用」の下に「（居住の用に供することができない事由として政令で定める事由により相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていなかつた場合（政令で定める用途に供されている場合を除く。）における当該事由により居住の用に供されなくなる直前の当該被相続人の居住の用を含む。同項第二号において同じ。）」を加え、「ものを」を「もののうち」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項に規定する限度面積要件は、当該相続又は遺贈により特例対象宅地等を取得した者

に係る次の各号に掲げる選択特例対象宅地等の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

一　特定事業用宅地等又は特定同族会社事業用宅地等（第三号イにおいて「特定事業用等宅地等」という。）である選択特例対象宅地等　当該選択特例対象宅地等の面積の合計が四百平方メートル以下であること。

二　特定居住用宅地等である選択特例対象宅地等　当該選択特例対象宅地等の面積の合計が三百三十平方メートル以下であること。

三　貸付事業用宅地等である選択特例対象宅地等　次のイ、ロ及びハの規定により計算した面積の合計が二百平方メートル以下であること。

イ　特定事業用等宅地等である選択特例対象宅地等がある場合の当該選択特例対象宅地等の面積を合計した面積に四百分の二百を乗じて得た面積

ロ　特定居住用宅地等である選択特例対象宅地等がある場合の当該選択特例対象宅地等の面積を合計した面積に三百三十分の二百を乗じて得た面積

ハ　貸付事業用宅地等である選択特例対象宅地等の面積を合計した面積

第六十九条の四第三項第二号イ中「供されていた家屋」を「供されていた一棟の建物（当該被相続人、当該被相続人の配偶者又は当該親族の居住の用に供されていた部分として政令で定める部分に限る。）」に、「当該家屋」を「当該建物」に改め、同号ロ中「イに規定する」を「当該被相続人の居住の用に供されていた」に改める。

第六十九条の五第一項中「第二十一条の九第三項」の下に「（第七十条の二の五第一項において準用する場合を含む。次項第二号において同じ。）」を加え、同条第五項中「で同条第二項第四号イからハまでに掲げるもの」を「につき同条第二項第三号イからハまでの規定により計算した面積」に、「四百平方メートル未満」を「二百平方メートル未満」に改め、同項第二号中「四百平方メートル」を「二百平方メートル」に改める。

第七十条の二の二第一項中「第七十条の二の二」を「第七十条の二の三」に改め、同条を第七十条の二の三とし、第七十条の二の次に次の一条を加える。

（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）

第七十条の二の二　平成二十五年四月一日から平成二十七年十二月三十一日までの間に、個人（教育資金管理契約を締結する日において三十歳未満の者に限る。）が、その直系尊属と信託会社（信託業法第三条又は第五十三条第一項の免許を受けたものに限るものとし、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。次項において「受託者」という。）との間の教育資金管理契約に基づき信託の受益権（以下この項及び第四項において「信託受益権」という。）を取得した場合、その直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭を教育資金管理契約に基づき銀行等（銀行その他の預金又は貯金の受入れを行う金融機関として政令で定める金融機関をいう。次項及び第四項において同じ。）の営業所、事務所その他これらに準ずるものでこの法律の施行地にあるもの（以下この条において「営業所等」という。）において預金若しくは貯金として預入をした場合又は教育資金管理契約に基づきその直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭若しくはこれに類するものとして政令で定めるもの（以下この条において「金銭等」という。）で金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。次項及び第四項において同じ。）の営業所等において有価証券を購入した場合には、当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち千五百万円までの金額（既にこの項の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかつた金額がある場合には、当該算入しなかつた金額を控除した残額）に相当する部分の価額については、贈与税の課税価格に算入しない。

2　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　教育資金　次に掲げる金銭をいう。

イ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校、同法第百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに類する施設として政令で定めるものを設置する者（ロにおいて「学校等」という。）に直接支払われる入学金、授業料その他の金銭で政令で定めるもの

ロ　学校等以外の者に、教育に関する役務の提供の対価として直接支払われる金銭その他の教育のために直接支払われる金銭で政令で定めるもの

二　教育資金管理契約　個人（以下この条において「受贈者」という。）の教育に必要な教育資金を管理することを目的とする契約であつて次に掲げるものをいう。

イ　当該受贈者の直系尊属と受託者との間の信託に関する契約で次に掲げる事項が定められているもの

(1)　信託の主たる目的は、教育資金の管理とされていること。

(2)　受託者がその信託財産として受け入れる資産は、金銭等に限られるものであること。

(3)　当該受贈者を信託の利益の全部についての受益者とするものであること。

(4)　その他政令で定める事項

ロ　当該受贈者と銀行等との間の普通預金その他の財務省令で定める預金又は貯金に係る契約で次に掲げる事項が定められているもの

(1)　教育資金の支払に充てるために預金又は貯金を払い出した場合には、当該受贈者は銀行等に第七項に規定する領収書等を提出することが定められているものであること。

(2)　その他政令で定める事項

八　当該受贈者と金融商品取引業者との間の有価証券の保管の委託に係る契約で次に掲げる事項が定められているもの

(1)　教育資金の支払に充てるために有価証券の譲渡、償還その他の事由により金銭の交付を受けた場合には、当該受贈者は金融商品取引業者に第七項に規定する領収書等を提出することが定められているものであること。

(2)　その他政令で定める事項

三　教育資金非課税申告書　前項の規定の適用を受けようとする旨、受贈者の氏名及び住所又は居所その他財務省令で定める事項を記載した申告書をいう。

四　非課税拠出額　教育資金非課税申告書又は第四項に規定する追加教育資金非課税申告書に前項の規定の適用を受けるものとして記載された金額を合計した金額をいう。

五　教育資金支出額　第八項の規定により取扱金融機関（受贈者の直系尊属と教育資金管理契約を締結した受託者又は受贈者と教育資金管理契約を締結した銀行等若しくは金融商品取引業者をいう。以下この条において同じ。）の営業所等において教育資金の支払の事実が確認され、かつ、記録された金額を合計した金額をいう。

3　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする受贈者が教育資金非課税申告書を当該教育資金非課税申告書に記載した取扱金融機関の営業所等を経由し、信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日までに、その受理された日にこれらの規定に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

4　受贈者が既に教育資金非課税申告書を提出している場合（当該教育資金非課税申告書に記載された金額が千五百万円に満たない場合に限る。）において、当該教育資金非課税申告書に係る教育資金管理契約に基づき、当該受贈者が新たにその直系尊属の行為により信託受益権を取得したとき、その直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭を銀行等の営業所等において預金若しくは貯金として預入をしたとき又はその直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭等で金融商品取引業者の営業所等において有価証券を購入したときは、当該受贈者は、当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額について第一項の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書（次項及び第六項において「追加教育資金非課税申告書」という。）を当該教育資金非課税申告書を提出した取扱金融機関の営業所等を経由し、新たに信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日までに、当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、第一項の規定の適用を受けることができる。

5　前二項の場合において、第三項の教育資金非課税申告書又は前項の追加教育資金非課税申告書がこれらの規定に規定する取扱金融機関の営業所等に受理されたときは、これらの申告書は、その受理された日にこれらの規定に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

6　教育資金非課税申告書は、受贈者が既に教育資金非課税申告書を提出している場合（既に提出した教育資金非課税申告書に係る教育資金管理契約が第十項第三号に掲げる事由に該当したことにより終了している場合を除く。）には提出することができないものとし、教育資金非課税申告書に第一項の規定の適用を受けるものとして記載された金額が千五百万円を超えるものである場合又は追加教育資金非課税申告書に係る教育資金管理契約について既に受理された教育資金非課税申告書及び追加教育資金非課税申告書に同項の規定の適用を受けるものとして記載された金額を合計した金額が千五百万円を超えるものである場合には、取扱金融機関の営業所等は、これらの申告書を受理することができない。

7　第一項の規定の適用を受ける受贈者は、政令で定めるところにより選択した次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日までに、教育資金の支払に充てた金銭に係る領収書その他の書類又は記録でその支払の事実を証するもの（相続税法第二十一条の三第一項第二号の規定の適用を受けた贈与により取得した財産が充てられた教育費に係るものを除く。以下この条において「領収書等」という。）を取扱金融機関の営業所等に提出しなければならない。

一　教育資金の支払に充てた金銭に相当する額を払い出す方法により専ら払出しを受ける場合　当該領収書等に記載された支払年月日から一年を経過する日

二　前号に掲げる場合以外の場合　当該領収書等に記載された支払年月日の属する年の翌年三月十五日

8　取扱金融機関の営業所等は、前項の規定により受贈者から提出を受けた領収書等により払い出した金銭が教育資金の支払に充てられたことを確認し、当該領収書等に記載された支払の金額及び年月日について記録をし、かつ、当該領収書等を受領した日から当該受贈者に係る教育資金管理契約が終了した日の属する年の翌年三月十五日後六年を経過する日までの間、財務省令で定める方法により当該領収書等及び当該記録を保存しなければならない。

9　第七項第二号に掲げる場合において、その年中に払い出した金銭の合計額がその年中に教育資金の支払に充てたものとして提出を受けた領収書等（当該領収書等に記載された支払年月日その他の記録によりその年中に教育資金の支払に充てられたことを確認できるものに限る。）により教育資金の支払に充てたことを確認した金額の合計額を下回るときは、前項の規定により取扱金融機関の営業所等が記録する金額は、当該払い出した金銭の合計額を限度とする。

10　教育資金管理契約は、次の各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める日のいずれか早い日に終了するものとする。

一　受贈者が三十歳に達したこと　当該受贈者が三十歳に達した日

二　受贈者が死亡したこと　当該受贈者が死亡した日

三　教育資金管理契約に係る信託財産の価額が零となつた場合、教育資金管理契約に係る預金若しくは貯金の額が零となつた場合又は教育資金管理契約に基づき保管されている有価証券の価額が零となつた場合において受贈者と取扱金融機関との間でこれらの教育資金管理契約を終了させる合意があつたこと　当該教育資金管理契約が当該合意に基づき終了する日

11　前項第一号又は第三号に掲げる事由に該当したことにより教育資金管理契約が終了した場合において当該教育資金管理契約に係る非課税拠出額から教育資金支出額（第十五項の規定による訂正があつた場合には、その訂正後のものとし、第二項第一号ロに掲げる教育資金については、五百万円を限度とする。次項において同じ。）を控除した残額があるときは、当該残額については、当該教育資金管理契約に係る受贈者の前項第一号又は第三号に定める日の属する年の贈与税の課税価格に算入する。

12　第十項第二号に掲げる事由に該当したことにより教育資金管理契約が終了した場合には、当該教育資金管理契約に係る非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額については、贈与税の課税価格に算入しない。

13　取扱金融機関の営業所等の長は、教育資金管理契約が終了した場合には、当該教育資金管理契約に係る受贈者の氏名及び住所又は居所その他の財務省令で定める事項を記載した調書（第十七項及び第十八項において「教育資金管理契約の終了に関する調書」という。）を当該教育資金管理契約が終了した日（当該教育資金管理契約が第十項第二号に掲げる事由に該当したことにより終了した場合には、取扱金融機関の営業所等の長が当該事由を知つた日）の属する月の翌々月末日までに当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

14　税務署長は、次に掲げる事実を知つた場合には、取扱金融機関の営業所等の長にその旨その他の財務省令で定める事項を通知するものとする。

一　受贈者が教育資金の支払に充てるために取扱金融機関の営業所等から払い出した金銭が教育資金の支払に充てられていないこと。

二　当該受贈者に係る教育資金非課税申告書が二以上の取扱金融機関の営業所等に提出されていること又は当該受贈者に係る非課税拠出額が千五百万円を超えること。

15　取扱金融機関の営業所等の長は、前項の規定による税務署長からの通知（同項第一号に掲げる事実に係るものに限る。）を受けたときは、当該通知に基づき第八項の記録を訂正しなければならない。

16　第三項から第十項まで及び前三項に定めるもののほか、第一項、第十一項及び第十二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

17　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、教育資金管理契約の終了に関する調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該教育資金管理契約の終了に関する調書を提出する義務がある者に質問し、その者の教育資金管理契約に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第七十条の十三第四項第三号において同じ。）その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

18　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、教育資金管理契約の終了に関する調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

19　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第十七項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

20　第十七項及び第十八項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

21　前項に定めるもののほか、第十八項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例）

第七十条の二の四　平成二十七年一月一日以後に直系尊属からの贈与により財産を取得した者（その年一月一日において二十歳以上の者に限る。）のその年中の当該財産に係る贈与税の額は、相続税法第二十一条の七の規定にかかわらず、前条の規定による控除後の課税価格を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額とする。

二百万円以下の金額	百分の十
二百万円を超え四百万円以下の金額	百分の十五
四百万円を超え六百万円以下の金額	百分の二十
六百万円を超え千万円以下の金額	百分の三十
千万円を超え千五百万円以下の金額	百分の四十
千五百万円を超え三千万円以下の金額	百分の四十五
三千万円を超え四千五百万円以下の金額	百分の五十
四千五百万円を超える金額	百分の五十五

2　その年一月一日において二十歳以上の者が、贈与により財産を取得した場合において、その年の中途において当該贈与をした者の直系卑属となつたときは、直系卑属となつた時前に当該贈与をした者からの贈与により取得した財産については、前項の規定の適用はないものとする。

3　贈与により第一項の規定の適用を受ける財産（第一号において「特例贈与財産」という。）を取得した者がその年中に贈与により同項の規定の適用を受けない財産（第二号において「一般贈与財産」という。）を取得した場合における贈与税の額は、同項及び相続税法第二十一条の七の規定にかかわらず、次に掲げる金額を合計した金額とする。

一　前条及び相続税法第二十一条の六の規定による控除後の課税価格について第一項の規定により計算した金額に特例贈与財産の価額がその年中に贈与により取得した財産の価額の合計額（贈与税の課税価格の計算の基礎に算入されるものに限り、同条の規定による控除後のものとする。次号において「合計贈与価額」という。）のうちに占める割合を乗じて計算した金額

二　前条及び相続税法第二十一条の六の規定による控除後の課税価格について同法第二十一条の七の規定により計算した金額に一般贈与財産の価額（同法第二十一条の六の規定による控除後のものとする。）が合計贈与価額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

4　第一項又は前項の規定の適用を受ける者は、相続税法第二十八条の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）又は国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書に第一項又は前項の規定の適用を受ける旨を記載し、これらの規定による計算の明細書その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。この場合において、相続税法第二十八条第一項及び第二項第一号中「第二十一条の八」とあるのは、「第二十一条の八並びに租税特別措置法第七十条の二の四（直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例）」とする。

5　相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者が同項に規定する特定贈与者からの贈与により取得した財産については、同法第二十一条の十一中「第二十一条の七まで」とあるのは、「第二十一条の七まで及び租税特別措置法第七十条の二の四（直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例）」とする。

6　第二項及び前二項に定めるもののほか、第一項又は第三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（相続時精算課税適用者の特例）

第七十条の二の五　平成二十七年一月一日以後に贈与により財産を取得した者がその贈与をした者の孫（その年一月一日において二十歳以上である者に限る。）であり、かつ、その贈与をした者がその年一月一日において六十歳以上の者である場合には、その贈与により財産を取得した者については、相続税法第二十一条の九の規定を準用する。

2　その年一月一日において二十歳以上の者が同日において六十歳以上の者からの贈与により財産を取得した場合において、当該贈与により財産を取得した者がその年の中途において当該贈与をした者の孫となつたときは、孫となつた時前に当該贈与をした者からの贈与により取得した財産については、前項の規定の適用はないものとする。

3　第一項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出した者が、その届出書に係る第一項の贈与をした者の孫でなくなつた場合においても、当該贈与をした者からの贈与により取得した財産については、同項において準用する同条第三項の規定の適用があるものとする。

4　第一項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出した者については同条第三項の規定の適用を受ける財産を取得した同条第五項に規定する相続時精算課税適用者と、第一項の贈与をした者については同条第三項の規定の適用を受ける財産の贈与をした同条第五項に規定する特定贈与者とそれぞれみなして、同法その他相続税又は贈与税に関する法令の規定を適用する。

5　前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の四の見出し中「納税猶予」の下に「及び免除」を加え、同条第三項第一号中「第七十条の三第一項」を「前条第一項」に改める。

第七十条の六の見出し中「納税猶予等」を「納税猶予及び免除等」に改める。

第七十条の六の四の見出し中「納税猶予」の下に「及び免除」を加え、同条第二項第四号中「全ての山林」の下に「（特定森林経営計画が定められている区域内に存するものに限る。）」を加え、同項第五号中「第十五条」を「第十三条」に改め、同条第四項中「特例山林の金額」を「特例山林の価額」に改め、同条第六項中「山林」の下に「（特定森林経営計画が定められている区域内に存するものに限る。）」を加え、同条第八項中「、特例施業対象山林」の下に「（同項各号に掲げる要件の全てを満たすものに限る。）」を加え、同条第九項中「相続税の申告書の提出期限の翌日」を「被相続人の死亡の日の翌日」に、「当該相続税」を「第一項の相続に係る相続税」に改め、同条第十三項第二号及び第六号中「納税猶予」の下に「及び免除」を加え、同条第十四項中「納税猶予」の下に「及び免除」を加え、「又は当該林業経営相続人若しくは同項の被相続人」を「若しくは当該林業経営相続人に係る被相続人又はこれらの者」に改め、同条第十五項中「を除く」を「並びに同日前に第三項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合を除く」に改める。

第七十条の七の見出し中「納税猶予」の下に「及び免除」を加え、同条第二項第三号中「政令で定めるところにより」を削り、同号イ中「当該贈与の時において当該贈与者の親族であり、かつ、」を削り、同号トを削り、同項第五号中「の株式等」の下に「（投資信託及び投資法人に関す

る法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。）」を加え、「同項」を「前項」に、「第七十条の二の二」を「第七十条の二の三及び第七十条の二の四」に改め、同項第六号中「当該贈与に係る」を「同項の規定の適用を受ける経営承継受贈者若しくは当該経営承継受贈者に係る」に改め、「死亡の日」の下に「の前日」を加え、同条第三項第二号中「第二十一条の九第二項（」の下に「第七十条の二の五第一項又は」を加え、同条第四項第二号中「第一種贈与基準日において」を削り、「常時使用従業員の数が」を「各第一種贈与基準日における常時使用従業員の数の合計を経営贈与承継期間の末日において経営贈与承継期間内に存する第一種贈与基準日の数で除して計算した数が」に改め、「場合」の下に「（第二項第六号の五年を経過する日までに当該経営承継受贈者に係る贈与者が死亡した場合において当該経営承継受贈者が当該特例受贈非上場株式等につき第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けるときを除く。）」を加え、「当該第一種贈与基準日」を「経営贈与承継期間の末日」に改め、同項第十号中「総収入金額」の下に「（主たる事業活動から生ずる収入の額とされるべきものとして財務省令で定めるものに限る。）」を加え、同条第十項中「第二十二項」を「第二十七項」に改め、同条第十四項第五号及び第七号中「納税猶予」の下に「及び免除」を加え、同項第九号中「第四項から第六項まで」を「第四項（同項第二号に係る部分を除く。）、第五項、第六項」に改め、同項に次の一号を加える。

十　第四項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定に該当する納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、相続税法第三十九条第二十九項において準用する同条第一項の延納を求めようとする贈与税の納期限は、経営贈与承継期間の末日から五月を経過する日（以下この号において「延納申請期限」という。）とする。この場合において、第一項の規定による納税の猶予に係る期限（第四項第二号に係るものに限る。）の翌日から延納申請期限までの間については、当該期間に対応する部分の延滞税（猶予中贈与税額のうち延納の許可を受けた部分に係るものに限る。）に代え、利子税を納付するものとし、納付すべき利子税の額は、当該許可を受けた部分を基礎として、当該期間に、年六・六パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。

第七十条の七第十五項中「納税猶予」の下に「及び免除」を加え、同条第十六項中「を除く」を「並びに経営贈与承継期間内に第四項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合を除く」に改め、「六月」の下に「（第二号に掲げる場合に該当することとなつた場合にあつては、十月）」を加え、「第二十二項」を「第二十七項」に改め、同条第十七項第一号中「を受け、当該再生計画若しくは当該更生計画」を「があつた場合（再生計画の認可の決定に準ずる政令で定める事実が生じた場合を含む。）において当該再生計画若しくは当該更生計画（債務の処理に関する計画として政令で定めるもの（第二十二項及び第二十四項において「債務処理計画」という。）を含む。）」に、「場合に限り」を「ときに限り」に改め、同項第二号イ中「第二十三項」を「第二十八項」に改め、同条第十九項及び第二十項中「第二十三項」を「第二十八項」に改め、同条第二十七項を同条第三十三項とし、同条第二十四項から第二十六項までを六項ずつ繰り下げ、同条第二十三項の表に次のように加える。

九　第二十二項の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第二号に掲げる金額	同項の規定による納税の猶予に係る期限

第七十条の七第二十三項を同条第二十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

29　第一項の規定の適用を受けた経営承継受贈者が前項の表の第三号から第九号までの上欄に掲げる場合に該当する場合（同表の第四号又は第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合にあつては、経営贈与承継期間の末日の翌日以後にこれらの規定に規定する場合に該当することとなつた場合に限る。）における同項の規定の適用については、同項中「年三・六パーセント」とあるのは、「年三・六パーセント（経営贈与承継期間については、年零パーセント）」とする。

第七十条の七第二十二項を同条第二十七項とし、同条第二十一項の次に次の五項を加える。

22　経営贈与承継期間の末日の翌日以後に、第一項の特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第二条に規定する中小企業者であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）について民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があつた場合（再生計画の認可の決定に準ずる政令で定める事実が生じた場合を含む。）において、当該認定贈与承継会社の有する資産につき政令で定める評定が行われたとき（当該認可の決定があつた日（当該政令で定める事実が生じた場合にあつては、債務処理計画が成立した日。以下第二十四項までにおいて「認可決定日」という。）以後当該認定贈与承継会社に係る経営承継受贈者が第二十五項の規定による通知が発せられた日（以下この項において「通知日」という。）前に第六項の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなつた場合及び第十二項の規定の適用があつた場合並びに当該通知日前に第十三項又は第十五項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げがあつた場合を除き、再生計画を履行している認定贈与承継会社にあつては、監督委員又は管財人が選任されている場合に限る。）は、再計算猶予中贈与税額をもつて当該特例受贈非上場株式等に係る猶予中贈与税額とする。この場合において、第二号に掲げる金額に相当する贈与税に

ついては、第一項の規定にかかわらず、当該通知日から二月を経過する日（当該通知日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継受贈者が死亡した場合には、当該経営承継受贈者の相続人が当該経営承継受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とし、猶予中贈与税額から次に掲げる金額の合計額を控除した残額に相当する贈与税（第二十五項において「再計算免除贈与税」という。）については、免除する。

一　当該再計算猶予中贈与税額

二　認可決定日前五年以内において、当該経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者と生計を一にする者が当該認定贈与承継会社から受けた剰余金の配当等の額その他当該認定贈与承継会社から受けた金額として政令で定めるものの合計額

23　前項の「再計算猶予中贈与税額」とは、第一項の規定の適用に係る特例受贈非上場株式等（猶予中贈与税額に対応する部分に限り、合併により当該特例受贈非上場株式等に係る同項の認定贈与承継会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、当該特例受贈非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるものとする。以下この項において同じ。）の認可決定日における価額として財務省令で定める金額を第一項の規定の適用に係る贈与により取得をした特例受贈非上場株式等の当該贈与の時における価額とみなして、第二項第五号の規定により計算した金額をいう。

24　第二十二項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする経営承継受贈者（同項の認定贈与承継会社の代表権を有する者その他これに準ずる者として財務省令で定める者に限る。）が、当該認可決定日から二月を経過する日（当該認可決定日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継受贈者が死亡した場合には、当該経営承継受贈者の相続人が当該経営承継受贈者の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日。次項において「申請期限」という。）までに、第二十二項の規定の適用を受けたい旨、前項に規定する再計算猶予中贈与税額及びその計算の明細その他財務省令で定める事項を記載した申請書（第二十二項に規定する認可の決定があつた再生計画又は更生計画（債務処理計画を含む。）に関する書類として財務省令で定めるものを添付したものに限る。）を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

25　税務署長は、前項の規定による申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載された事項について調査を行い、当該申請書に係る再計算免除贈与税の免除をし、又は当該申請書に係る申請の却下をする。この場合において、税務署長は、当該申請書に係る申請期限の翌日から起算して六月以内に、当該再計算免除贈与税の額又は当該却下をした旨及びその理由を記載した書面により、これを当該申請書を提出した経営承継受贈者に通知するものとする。

26　前二項に定めるもののほか、第二十二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の七の二の見出し中「納税猶予」の下に「及び免除」を加え、同条第二項第一号ハ中「第十四項第十号」を「第十四項第十一号」に改め、同項第三号中「政令で定めるところにより」を削り、同号イを削り、同号ロを同号イとし、同号ハを同号ロとし、同号ニ中「ハに」を「ロに」に改め、同号ニを同号ハとし、同号ホを同号ニとし、同号ヘを同号ホとし、同項第五号イ中「の株式等」の下に「（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。）」を加え、「同項」を「前項」に、「第十五条」を「第十三条」に改め、同号ロ中「第十五条」を「第十三条」に改め、同項第六号中「死亡の日」の下に「の前日」を加え、同条第三項第二号中「第一種基準日において」を削り、「常時使用従業員の数が」を「各第一種基準日における常時使用従業員の数の合計を経営承継期間の末日において経営承継期間内に存する第一種基準日の数で除して計算した数が」に、「当該第一種基準日」を「経営承継期間の末日」に改め、同項第十号中「総収入金額」の下に「（主たる事業活動から生ずる収入の額とされるべきものとして財務省令で定めるものに限る。）」を加え、同条第十項中「第二十二項」を「第二十七項」に改め、同条第十四項第五号及び第七号中「納税猶予」の下に「及び免除」を加え、同項第九号中「第三項から第五項まで」を「第三項（同項第二号に係る部分を除く。）、第四項、第五項」に改め、同項第十一号中「納税猶予」の下に「及び免除」を、「規定する特例非上場株式等」の下に「のうち同条第三項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定に該当する猶予中相続税額に係るもの以外のもの」を加え、同号を同項第十二号とし、同項第十号中「の株式等」の下に「（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。）」を加え、同号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十　第三項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定に該当する納税猶予分の相続税額に相当する相続税については、相続税法第三十八条第一項の延納期間は、五年以内とし、同法第三十九条第一項の延納を求めようとする相続税の納期限及び同法第四十二条第一項の物納を求めようとする相続税の納期限は、経営承継期間の末日から五月を経過する日（以下この号において「延納等申請期限」という。）とし、同法第四十八条の二第二項の規定による申請書の提出の期限は、延納等申請期限の翌日から五年を経過する日とし、同法第五十二条第一項の利子税の割合は、年六・六パーセントとして、これらの規定を適用する。この場合において、第一項の規定による納税の猶予に係る

期限（第三項第二号に係るものに限る。）の翌日から延納等申請期限までの間については、当該期間に対応する部分の延滞税（猶予中相続税額のうち延納又は物納の許可を受けた部分に係るものに限る。）に代え、利子税を納付するものとし、納付すべき利子税の額は、当該許可を受けた部分を基礎として、当該期間に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める割合を乗じて計算した金額とする。

イ　延納の許可を受けた場合　年六・六パーセント

ロ　物納の許可を受けた場合　年七・三パーセント

第七十条の七の二第十五項中「納税猶予」の下に「及び免除」を加え、同条第十六項中「を除く」を「並びに経営承継期間内に第三項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合を除く」に、「当該各号」を「次の各号」に、「第二十二項」を「第二十七項」に改め、同条第十七項第一号中「を受け、当該再生計画若しくは当該更生計画」を「があつた場合（再生計画の認可の決定に準ずる政令で定める事実が生じた場合を含む。）において当該再生計画若しくは当該更生計画（債務の処理に関する計画として政令で定めるもの（第二十二項及び第二十四項において「債務処理計画」という。）を含む。）」に、「場合に限り」を「ときに限り」に改め、同項第二号イ中「第二十三項」を「第二十八項」に改め、同条第十九項及び第二十項中「第二十三項」を「第二十八項」に改め、同条第二十七項を同条第三十三項とし、同条第二十四項から第二十六項までを六項ずつ繰り下げ、同条第二十三項の表に次のように加える。

九　第二十二項の規定の適用があつた場合（第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合を除く。）	同項第二号に掲げる金額	同項の規定による納税の猶予に係る期限

第七十条の七の二第二十三項を同条第二十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

29　第一項の規定の適用を受けた経営承継相続人等が前項の表の第三号から第九号までの上欄に掲げる場合に該当する場合（同表の第四号又は第五号の上欄に掲げる場合に該当する場合にあつては、経営承継期間の末日の翌日以後にこれらの規定に規定する場合に該当することとなつた場合に限る。）における同項の規定の適用については、同項中「年三・六パーセント」とあるのは、「年三・六パーセント（経営承継期間については、年零パーセント）」とする。

第七十条の七の二第二十二項を同条第二十七項とし、同条第二十一項の次に次の五項を加える。

22　経営承継期間の末日の翌日以後に、第一項の特例非上場株式等に係る認定承継会社（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第二条に規定する中小企業者であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）について民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があつた場合（再生計画の認可の決定に準ずる政令で定める事実が生じた場合を含む。）において、当該認定承継会社の有する資産につき政令で定める評定が行われたとき（当該認可の決定があつた日（当該政令で定める事実が生じた場合にあつては、債務処理計画が成立した日。以下第二十四項までにおいて「認可決定日」という。）以後当該認定承継会社に係る経営承継相続人等が第二十五項の規定による通知が発せられた日（以下この項において「通知日」という。）前に第五項の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなつた場合及び第十二項の規定の適用があつた場合並びに当該通知日前に第十三項又は第十五項の規定による納税の猶予に係る期限の繰上げがあつた場合を除き、再生計画を履行している認定承継会社にあつては、監督委員又は管財人が選任されている場合に限る。）は、再計算猶予中相続税額をもつて当該特例非上場株式等に係る猶予中相続税額とする。この場合において、第二号に掲げる金額に相当する相続税については、第一項の規定にかかわらず、当該通知日から二月を経過する日（当該通知日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継相続人等が死亡した場合には、当該経営承継相続人等の相続人が当該経営承継相続人等の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日）をもつて同項の規定による納税の猶予に係る期限とし、猶予中相続税額から次に掲げる金額の合計額を控除した残額に相当する相続税（第二十五項において「再計算免除相続税」という。）については、免除する。

一　当該再計算猶予中相続税額

二　認可決定日前五年以内において、当該経営承継相続人等及び当該経営承継相続人等と生計を一にする者が当該認定承継会社から受けた剰余金の配当等の額その他当該認定承継会社から受けた金額として政令で定めるものの合計額

23　前項の「再計算猶予中相続税額」とは、第一項の規定の適用に係る特例非上場株式等（猶予中相続税額に対応する部分に限り、合併により当該特例非上場株式等に係る同項の認定承継会社が消滅した場合その他の財務省令で定める場合には、当該特例非上場株式等に相当するものとして財務省令で定めるものとする。以下この項において同じ。）の認可決定日における価額として財務省令で定める金額を第一項の規定の適用に係る相続により取得をした特例非上場株式等の当該相続の時における価額とみなして、第二項第五号の規定により計算した金額をいう。

24　第二十二項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする経営承継相続人等（同項の認定承継会社の代表権を有する者その他これに準ずる者として財務省令で定める者に限る。）

が、当該認可決定日から二月を経過する日（当該認可決定日から当該二月を経過する日までの間に当該経営承継相続人等が死亡した場合には、当該経営承継相続人等の相続人が当該経営承継相続人等の死亡による相続の開始があつたことを知つた日の翌日から六月を経過する日。次項において「申請期限」という。）までに、第二十二項の規定の適用を受けたい旨、前項に規定する再計算猶予中相続税額及びその計算の明細その他財務省令で定める事項を記載した申請書（第二十二項に規定する認可の決定があつた再生計画又は更生計画（債務処理計画を含む。）に関する書類として財務省令で定めるものを添付したものに限る。）を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

25　税務署長は、前項の規定による申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載された事項について調査を行い、当該申請書に係る再計算免除相続税の免除をし、又は当該申請書に係る申請の却下をする。この場合において、税務署長は、当該申請書に係る申請期限の翌日から起算して六月以内に、当該再計算免除相続税の額又は当該却下をした旨及びその理由を記載した書面により、これを当該申請書を提出した経営承継相続人等に通知するものとする。

26　前二項に定めるもののほか、第二十二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の七の四の見出し中「納税猶予」の下に「及び免除」を加え、同条第二項第三号イを削り、同号ロを同号イとし、同号ハを同号ロとし、同号ニ中「ハに」を「ロに」に改め、同号ニを同号ハとし、同項第四号イ中「を有する」を「（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。）を有する」に、「同項」を「前項」に、「第十五条」を「第十三条」に改め、同号ロ中「第十五条」を「第十三条」に改め、同項第五号中「開始の日の翌日」を「開始の日」に改め、「死亡の日」の下に「の前日」を加え、同項第六号ロ中「当該経営相続承継受贈者に係る第七十条の七第二項第六号に規定する経営贈与承継期間の末日」を「前号の五年を経過する日」に、「当該経営贈与承継期間」を「当該経営相続承継受贈者に係る第七十条の七第二項第六号に規定する経営贈与承継期間」に改め、「既に次項」の下に「において準用する第七十条の七の二第四項又は第五項」を加え、「同項」を「次項」に改め、同条第三項中「同条第三項中「経営承継期間」とあるのは「経営相続承継期間」と、「第一項の規定の」とあるのは「第七十条の七の四第一項の規定の」と、「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「特例非上場株式等」とあるのは「特例相続非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と、同項第一号中「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「特例非上場株式等」とあるのは「特例相続非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と、同項第二号中「当該特例非上場株式等に係る認定承継会社の各第一種基準日」とあるのは「特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社の各第一種贈与基準日における常時使用従業員の数と当該特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会社の各第一種相続基準日」と、「経営承継期間の末日において経営承継期間内に存する第一種基準日の数」とあるのは「経営相続承継期間の末日において経営贈与承継期間内に存する第一種贈与基準日の数と経営相続承継期間内に存する第一種相続基準日の数の合計」と、「場合　経営承継期間の末日」とあるのは「場合　経営相続承継期間の末日」と、同項第三号から第十七号までの規定中「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「特例非上場株式等」とあるのは「特例相続非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」に、「当該経営相続承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期間の末日」を「同条第二項第五号の五年を経過する日」に、「当該経営贈与承継期間」を「当該経営相続承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期間」に改め、同条第七項第二号中「当該経営相続承継受贈者に係る第七十条の七第二項第六号に規定する経営贈与承継期間の末日」を「第七十条の七の四第一項第五号の五年を経過する日」に改め、同項第三号中「二まで」を「ハまで」に改め、同条第八項中「当該経営相続承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期間の末日」を「第七十条の七の四第二項第五号の五年を経過する日」に改め、同条第十二項中「同条第十六項及び第十七項」を「同条第十六項中「第一項の規定の適用を受ける」とあるのは「第七十条の七の四第一項の規定の適用を受ける」と、「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「経営承継期間内に」とあるのは「経営相続承継期間内に同条第三項において準用する」と、「経営承継期間の」とあるのは「経営相続承継期間（第七十条の七の四第一項の規定の適用を受ける経営相続承継受贈者に係る贈与者が同条第二項第五号の五年を経過する日の翌日以後に死亡した場合にあつては、当該経営相続承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期間）の」と、「特例非上場株式等」とあるのは「特例相続非上場株式等」と、同条第十七項」に改め、「「第一項」の下に「の規定の適用を受ける」を、「「第七十条の七の四第一項」の下に「の規定の適用を受ける」を、「経営相続承継受贈者」と」の下に「、「特例非上場株式等」とあるのは「特例相続非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と」を加え、「当該経営相続承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期間の末日」を「同条第二項第五号の五年を経過する日」に、「当該経営贈与承継期間」と、「特例非上場株式等」とあるのは「特例相続非上場株式等」

相続非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「当該経営相続承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期間」に改め、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第七十条の七の二第二十六項」を「第七十条の七の二第三十二項」に、「同条第二十五項」を「同条第三十一項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第七十条の七の二第二十五項」を「第七十条の七の二第三十一項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第七十条の七の二第二十三項」を「第七十条の七の二第二十八項及び第二十九項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第七十条の七の二第二十二項」を「第七十条の七の二第二十七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13　第七十条の七の二第二十二項から第二十六項までの規定は、認定相続承継会社について同条第二十二項に規定する評定が行われた場合における納税猶予分の相続税額の計算及び免除について準用する。この場合において、同項から同条第二十五項までの規定中「経営承継期間」とあるのは「経営相続承継期間（第七十条の七の四第一項の規定の適用を受ける経営相続承継受贈者に係る贈与者が同条第二項第五号の五年を経過する日の翌日以後に死亡した場合にあつては、当該経営相続承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期間）」と、「第一項」とあるのは「第七十条の七の四第一項」と、「特例非上場株式等に」とあるのは「特例相続非上場株式等に」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と、「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「特例非上場株式等（」とあるのは「特例相続非上場株式等（」と、「相続により取得をした特例非上場株式等の当該相続の時における」とあるのは「特例相続非上場株式等の」と読み替えるものとする。

第七十条の八の二第一項中「第七十条の七の二第十四項第十号」を「第七十条の七の二第十四項第十一号」に改め、「法人の株式」の下に「（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口を含む。）」を加える。

第七十条の十三の見出し中「提出」を「提出等」に改め、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第七十条の二の二第十三項に規定する教育資金管理契約の終了に関する調書をその提出期限までに税務署長に提出せず、又は当該教育資金管理契約の終了に関する調書に偽りの記載若しくは記録をして税務署長に提出した者

二　第七十条の二の二第十七項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は当該規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三　第七十条の二の二第十七項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第七十二条第一項中「平成十八年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」を「平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改め、同項各号を次のように改める。

一　売買による所有権の移転の登記　千分の十五

二　所有権の信託の登記　千分の三

第七十二条第二項各号を次のように改める。

一　売買による所有権の移転の登記　千分の七・五

二　所有権の信託の登記　千分の一・五

第七十二条第三項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合」を「千分の三」に改め、同項各号を削る。

第七十二条の二及び第七十三条中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第七十四条の二第一項中「低炭素建築物」の下に「（同法第十六条の規定により当該低炭素建築物とみなされた同法第九条第一項に規定する特定建築物のうち政令で定めるものを含む。）」を加える。

第七十五条、第七十七条及び第七十八条中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第八十条第二項中「（昭和四十六年法律第三十四号）」を削る。

第八十二条の三を削る。

第八十三条第一項中「認定民間都市再生事業計画」を「同法第二十五条に規定する認定計画」に、「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、「国土交通大臣の認定」の下に「（以下この項において「計画認定」という。）」を加え、「同法第二十五条に規定する認定計画をいう。次項において同じ。）に基づき当該認定の日から三年以内に」を「もののうち、当該計画認定の申請が」に、「同条」を「同法第二十五条」に、「次項において同じ。）の」を「以下この条において同じ。）に係る工事着手前に行われたもの（同法第二十四条第一項の規定による国土交通大臣の認定を受けたものにあつては、同法第二十一条第一項の認定に係る申請が特定民間都市再生事業に係る工事着手前に行われ、かつ、同法第二十四条第一項の変更の認定に係る申請が特定民間都市再生事業（当該変更に係る部分に限る。）に係る工事着手前に行われたもの）に限る。次項において「認定民間都市再生事業計画」という。）に基づき当該計画認定の日から三年以内に当該特定民間都市再生事業の」に改め、同条第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

第八十三条の二第一項から第三項までの規定中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第四項を削る。

第八十三条の三を第八十三条の四とし、第八十三条の二の次に次の一条を加える。

（特例事業者が不動産特定共同事業契約により不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減）

第八十三条の三　不動産特定共同事業法第二条第七項に規定する特例事業者が、同条第三項に規定する不動産特定共同事業契約（同項第一号又は第二号に掲げる契約のうち政令で定めるものに限る。）に係る不動産取引の目的となる不動産で次に掲げるものの取得をした場合には、当該不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十三とする。

一　建替え（建替えが必要な建築物として政令で定めるものの当該建替えに限る。）その他財務省令で定める行為により建築物（都市機能の向上に資する建築物として政令で定めるものに限る。以下この条において「特定建築物」という。）の新築又は改築をする場合において、当該特定建築物の敷地の用に供することとされている土地で政令で定めるもの

二　前号に掲げる土地を敷地とする同号の建替えが必要な建築物として政令で定めるもの

三　特定建築物とするために増築、修繕又は模様替で政令で定めるもの（次項において「増築等」という。）をすることが必要な建築物として政令で定めるもの

四　前号に掲げる建築物の敷地の用に供されている土地で政令で定めるもの

2　不動産特定共同事業法第二条第七項に規定する特例事業者が、前項に規定する不動産特定共同事業契約に係る不動産取引の目的となる建築物（同項第一号に掲げる土地に建築をする特定建築物又は同項第三号に掲げる特定建築物に限る。）の新築、改築又は増築等をした場合には、当該建築物（増築等の場合にあつては、当該増築等部分に限る。）の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより同項に規定する期間内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三とする。

第八十四条の五を次のように改める。

第八十四条の五　削除

第八十七条中「平成元年四月一日（合成清酒及び発泡酒にあつては、平成十五年四月一日）から平成二十五年三月三十一日まで」を「平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」に改め、「数量」の下に「（次項において「前年度課税移出数量」という。）」を加え、「、次の表の上欄に掲げる酒類の移出の日が同表の中欄に掲げる期間のいずれに属するかに応じ」を削り、「同表の下欄に定める割合」を「百分の八十（合成清酒及び発泡酒にあつては、百分の九十）」に改め、同条の表を削り、同条に次の一項を加える。

2　前項の場合において、平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間の各年度のうちに前年度課税移出数量が千キロリットルを超え千三百キロリットル以下である年度（以下この項において「特定年度」という。）があるときは、前項に規定する清酒等の製造者が当該特定年度に酒類の製造場から移出する清酒等に係る同項の規定の適用については、同項中「その年度に」とあるのは「平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間の各年度に」と、「開始前」とあるのは「うちにその年度の開始前」と、「が千三百キロリットル以下で」とあるのは「が千キロリットルを超え千三百キロリットル以下である年度（以下この項において「特定年度」という。）が」と、「その年度に」とあるのは「当該特定年度に」と、「当該千三百キロリットル以下」とあるのは「当該千キロリットルを超え千三百キロリットル以下」と、「百分の八十」とあるのは「百分の九十」と、「百分の九十」とあるのは「百分の九十五」とする。

第八十七条の五第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第八十七条の六第一項中「平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」を「平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」に改め、「移出した数量」の下に「（次項において「前年度課税移出数量」という。）」を加え、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」を「同年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで」に改め、「数量」の下に「（次項において「前年度課税移出数量」という。）」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　前項の場合において、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間の年度の前年度課税移出数量が千キロリットルを超え千三百キロリットル以下であるときは、同項に規定するビールの製造者が当該年度に酒類の製造場から移出するビールに係る同項の規定の適用については、同項中「その年度の」とあるのは「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間の年度の」と、「千三百キロリットル以下」とあるのは「千キロリットルを超え千三百キロリットル以下」と、「その年度に」とあるのは「当該年度に」と、「百分の八十五」とあるのは「百分の九十二・五」とする。

第八十七条の六第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の場合において、平成二十七年四月一日から同項に規定するビールの製造免許を受けた日以後五年を経過する日の属する年度の末日までの間の各年度のうちに前年度課税移出数量が千キロリットルを超え千三百キロリットル以下である年度（以下この項におい

て「特定年度」という。）があるときは、前項に規定するビールの製造者が当該特定年度に酒類の製造場から移出するビールに係る同項の規定の適用については、同項中「その年度（」とあるのは「平成二十七年四月一日から当該五年を経過する日の属する年度（」と、「開始前」とあるのは「末日までの間の各年度のうちにその年度の開始前」と、「千三百キロリットル以下で」とあるのは「千キロリットルを超え千三百キロリットル以下である年度（以下この項において「特定年度」という。）が」と、「その年度に」とあるのは「当該特定年度に」と、「百分の八十五」とあるのは「百分の九十二・五」とする。

第八十八条の二第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第八十八条の七第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

第九十条の六の二第五項中「規定する原油等（同法第四条第二項（納税義務者）に規定する原油等」とあるのは「石油アスファルト等（租税特別措置法第九十条の六の二第一項に規定する石油アスファルト等」と、「若しくは帳簿書類」とあるのは「（その者が石油等の残留物（同法第九十条の六の二第三項に規定する石油等の残留物をいう。以下この号において同じ。）」を「規定する原油等」とあるのは「石油アスファルト等（その者が石油等の残留物」に改める。

第九十条の十三の見出しを「（公共交通移動等円滑化基準に適合した乗合自動車等に係る自動車重量税の免税）」に改める。

第九十条の十四の見出しを「（衝突被害軽減制動制御装置を装備した乗合自動車等に係る自動車重量税率の特例）」に改め、同条第一項中「第九十条の十二第一項から第三項まで」を「前二条」に改め、「平成二十四年五月一日」の下に「（第一号に掲げる検査自動車にあつては、平成二十五年四月一日）」を加え、「第一号」を「同号に掲げる検査自動車のうち車両総重量が十二トンを超えるもの、第二号」に、「第二号」を「第三号」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号において「制動装置保安基準」という。）」を「制動装置保安基準」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　車両総重量が五トンを超える専ら人の運送の用に供する自動車（財務省令で定めるものに限る。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号及び第三号において「制動装置保安基準」という。）で財務省令で定めるものに適合するもの

第九十一条中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、「含む」の下に「。次項において「不動産譲渡契約書」という」を、「限る」の下に「。第三項において「建設工事請負契約書」という」を加え、同条に次の三項を加える。

2　平成二十六年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に作成される不動産譲渡契約書のうち、当該不動産譲渡契約書に記載された契約金額が十万円を超えるものに係る印紙税の税率は、印紙税法別表第一第一号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる契約金額の区分に応じ、一通につき、当該各号に定める金額とする。

一　十万円を超え五十万円以下のもの　二百円

二　五十万円を超え百万円以下のもの　五百円

三　百万円を超え五百万円以下のもの　千円

四　五百万円を超え千万円以下のもの　五千円

五　千万円を超え五千万円以下のもの　一万円

六　五千万円を超え一億円以下のもの　三万円

七　一億円を超え五億円以下のもの　六万円

八　五億円を超え十億円以下のもの　十六万円

九　十億円を超え五十億円以下のもの　三十二万円

十　五十億円を超えるもの　四十八万円

3　平成二十六年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に作成される建設工事請負契約書のうち、当該建設工事請負契約書に記載された契約金額が百万円を超えるものに係る印紙税の税率は、印紙税法別表第一第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる契約金額の区分に応じ、一通につき、当該各号に定める金額とする。

一　百万円を超え二百万円以下のもの　二百円

二　二百万円を超え三百万円以下のもの　五百円

三　三百万円を超え五百万円以下のもの　千円

四　五百万円を超え千万円以下のもの　五千円

五　千万円を超え五千万円以下のもの　一万円

六　五千万円を超え一億円以下のもの　三万円

七　一億円を超え五億円以下のもの　六万円

八　五億円を超え十億円以下のもの　十六万円

九　十億円を超え五十億円以下のもの　三十二万円

十　五十億円を超えるもの　四十八万円

4　前二項の規定の適用がある場合における印紙税法第四条第四項及び別表第一の課税物件表の適用に関する通則3の規定の適用については、同項第一号中「十万円」とあるのは「十万円（当該課税文書が租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十一条第一項に規定する不動産譲渡契約書である場合にあつては、五十万円）」と、同項第二号中「百万円」とあるのは「百万円（当該課税文書が租税特別

措置法第九十一条第一項に規定する建設工事請負契約書である場合にあつては、一百万円）」と、同法別表第一の課税物件表の適用に関する通則3ホ中「十万円」とあるのは「十万円（同号に掲げる文書が租税特別措置法第九十一条第一項に規定する不動産譲渡契約書である場合にあつては、五十万円）」と、「契約金額が百万円」とあるのは「契約金額が百万円（同号に掲げる文書が同項に規定する建設工事請負契約書である場合にあつては、二百万円）」とする。

第九十一条の二中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削る。

第九十三条第一項中「（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下第九十五条までにおいて同じ。）」及び「（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、同項に次の一号を加える。

四　第七十条の七の二第十四項第十号ロ（第七十条の七の四第十一項において準用する場合を含む。）

第九十三条第三項を削り、同条第二項中「（各分納期間の開始の日の属する月の二月前の月の末日を経過する時における前項に規定する商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）」を削り、第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　第七十条の七の二第十四項第十号前段（第七十条の七の四第十一項において準用する場合を含む。）

第九十三条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に規定する特例基準割合とは、各年の前々年の十月から前年の九月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行つた貸付け（貸付期間が一年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を十二で除して計算した割合（当該割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として各年の前年の十二月十五日までに財務大臣が告示する割合に、年一パーセントの割合を加算した割合をいう。

第九十三条第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第七十条の七第二十三項及び第七十条の七の二第二十三項（第七十条の七の四第十四項」を「第七十条の七第十四項第十号及び第二十八項並びに第七十条の七の二第十四項第十号イ（第七十条の七の四第十一項において準用する場合を含む。）及び第二十八項（同条第十五項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4　前項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　分納期間　相続税法第五十二条第一項第一号又は第二号に規定する分納税額に併せて納付しなければならない利子税の額の計算の基礎となる期間をいう。

二　延納特例基準割合　各分納期間の開始の日の属する年の特例基準割合（第二項に規定する特例基準割合をいう。以下第九十五条までにおいて同じ。）をいう。

第九十四条第一項中「延滞税の」の下に「年十四・六パーセントの割合及び」を加え、「当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を「年十四・六パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）」に改める。

第九十四条第二項を次のように改める。

2　国税通則法第六十二条第一項、第四項及び第五項に規定する延滞税（以下この項において「納税の猶予等をした国税に係る延滞税」という。）につきこれらの規定により免除し、又は免除することができる金額の計算の基礎となる期間であつて特例基準割合適用年に含まれる期間（以下この項において「軽減対象期間」という。）がある場合には、当該軽減対象期間に対応する納税の猶予等をした国税に係る延滞税についてのこれらの規定の適用については、同条第二項中「期間（当該国税の納期限の翌日から二月を経過する日後の期間に限る。）」とあるのは「期間」と、「の二分の一」とあるのは「のうち当該延滞税の割合が特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項（利子税の割合の特例）に規定する特例基準割合をいう。）であるとした場合における当該延滞税の額（第四項及び第五項において「特例延滞税額」という。）を超える部分の金額」と、「同法第百五十二条」とあるのは「国税徴収法第百五十二条」と、同条第四項中「期間のうち当該国税の納期限の翌日から二月を経過する日後の期間」とあるのは「期間」と、「の二分の一」とあるのは「のうち特例延滞税額を超える部分の金額」と、同条第五項中「期間のうち、当該国税の納期限の翌日から二月を経過する日後の期間」とあるのは「期間」と、「の二分の一」とあるのは「のうち特例延滞税額を超える部分の金額」とする。

第九十四条第三項中「附記」を「付記」に改める。

第九十五条中「（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第一項」を「第九十三条第二項」に改め、「（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削る。

第九十七条中「第三条第一項」を「（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項」に改める。

第九十七条の二第三項中「第十一項」の下に「及び第十七項」を加え、同条第十項中「第九十三条に規定する各年の」を「各年の第九十三条第

二項に規定する」に改め、「（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、同条第十七項に次のただし書を加える。

ただし、国税通則法第十一条の規定による請求に関する期限の延長により、特別還付金請求書又は変更決定請求書の提出が請求期間の終了の日後となる場合には、当該特別還付金請求書又は変更決定請求書に係る決定又は変更決定は、当該延長された特別還付金請求書又は変更決定請求書に係る請求に関する期限の日以後一年を経過する日までの間においても、することができる。

第九十七条の二第二十二項中「十四・六パーセントの割合」の下に「（各年の特例基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合）」を加え、同項ただし書中「が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を「に年一パーセントの割合を加算した割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合」に改め、同条第二十四項中「、第七十一条第一項」の下に「（第三号を除く。）」を加え、同条第三十項中「刑法」の下に「（明治四十年法律第四十五号）」を加える。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第九条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十条中「内国法人が」の下に「平成二十八年三月三十一日までに」を加え、「第五条の三第四項第一号」を「第五条の三第四項第七号」に改める。

第十条の二第一項の表の第一号中「第五十一条」を「第六十四条」に、「第五十二条」を「第六十五条」に改める。

第十条の二の二の見出し中「避難解除区域」を「避難解除区域等」に改め、同条第一項中「第十八条」を「第二十六条」に、「避難解除区域」を「避難解除区域等」に、「から二まで」を「、ロ、ニ又はホ」に、「同日」を「同日又は同号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日」に改め、「その製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含む。）に供されたことのない」を削り、「いう。）を」を「いう。）でその製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含む。）に供されたことのないものを」に改め、同条第三項中「第十八条」を「第二十六条」に、「避難解除区域」を「避難解除区域等」に、「同日」を「同日又は同法第四条第四号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日」に、「その製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含む。）に供されたことのない特定機械装置等」を「特定機械装置等でその製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含む。）に供されたことのないもの」に改め、同条第七項中「前条」を「前二条」に改め、同条第八項中「前条第九項」を「第十条の二第九項」に改め、同条第九項中「第十条の二の二第三項」を「第十条の二の三第三項」に、「避難解除区域」を「避難解除区域等」に改め、同条を第十条の二の三とする。

第十条の二の次に次の一条を加える。

（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の二の二　個人で福島復興再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者に該当するものが、同条に規定する提出企業立地促進計画（以下この項において「提出企業立地促進計画」という。）の同法第十八条第四項の規定による提出のあった日から同日又は提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域（同条第二項第二号に規定する企業立地促進区域をいう。以下この項及び第三項において同じ。）に該当する同号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後五年を経過する日までの期間（当該期間内に当該企業立地促進区域の変更がある場合には、政令で定める期間。第三項において「対象期間」という。）内に、機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（以下この条において「特定機械装置等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該企業立地促進区域内において当該個人の同法第十八条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業（以下この項から第三項までにおいて「避難解除等区域復興再生推進事業」という。）の用に供した場合には、当該避難解除等区域復興再生推進事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。第三項において「供用年」という。）の当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等について同項の規定により計算した償却費の額（以下この項において「普通償却額」という。）と特別償却限度額（当該特定機械装置等が機械及び装置である場合にあっては当該特定機械装置等の取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額をいい、当該特定機械装置等が建物及びその附属設備並びに構築物である場合にあっては当該特定機械装置等の取得価額の百分の二十五に相当する金額をいう。）との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定機械装置等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2　前項の規定により当該特定機械装置等の償却費として必要経費に算入した金額がその合計償却限度額に満たない場合には、当該特定機械装置等を避難解除等区域復興再生推進事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該特定機械装置等の償却費とし

て必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

3　個人で福島復興再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者に該当するものが、企業立地促進区域に係る対象期間内に、特定機械装置等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該企業立地促進区域内において当該個人の避難解除等区域復興再生推進事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該避難解除等区域復興再生推進事業の用に供した当該特定機械装置等の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する金額の合計額（以下この項及び第五項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額（次項において「事業所得に係る所得税額」という。）の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4　個人が、その年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該個人のその年における繰越税額控除限度超過額が当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額（前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

5　前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該個人のその年の前年以前四年内の各年（その年まで連続して確定申告書を提出している場合の各年に限る。）における税額控除限度額のうち、第三項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定によりその年の前年以前三年内の各年分の総所得金額に係る所得税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

6　第一項の規定は、個人が所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、適用しない。

7　第一項から第四項までの規定は、前条の規定の適用を受ける年分については、適用しない。

8　前条第九項の規定は第一項又は第二項の規定を適用する場合について、同条第十項の規定は第三項の規定を適用する場合について、同条第十一項の規定は第四項の規定を適用する場合について、同条第十二項の規定は第一項から第四項までの規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

9　その年分の所得税について第三項又は第四項の規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の二の二第三項及び第四項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除）」とする。

第十条の三第一項中「第五十一条」を「第六十四条」に、「第五十二条」を「第六十五条」に改め、同条第二項中「前二条」を「前三条」に改め、「第十条の五」の下に「若しくは第十条の五の四」を加える。

第十条の三の二の見出し中「避難解除区域等」を「避難解除区域等」に改め、同条第一項中「第十九条」を「第二十七条」に、「避難解除区域」を「避難解除区域等」に、「からニまで」を「、ロ、ニ又はホ」に、「同日以後三年」を「同日又は同号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日以後三年」に、「規定する指示」を「規定する避難指示」に改め、同条第二項中「前三条」を「第十条の二から前条まで」に改め、「第十条の五」の下に「若しくは第十条の五の四」を加え、同条第三項中「前条第三項」を「第十条の三第三項」に改め、同条第四項中「第十条の三の二第一項（避難解除区域」を「第十条の三の三第一項（避難解除区域等」に改め、同条を第十条の三の三とする。

第十条の三の次に次の一条を加える。

（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）

第十条の三の二　福島復興再生特別措置法第二十四条に規定する提出企業立地促進計画（以下この項において「提出企業立地促進計画」という。）の同法第十八条第四項の規定による提出のあった日から同日又は提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域（同条第二項第二号に規定する企業立地促進区域をいう。以下この項において同じ。）に該当する同号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後三年を経過する日までの期間（当該期間内における当該企業立地促進区域の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる区域については、政令で定める対象期間）内に同法第二十条第三項の認定を受けた個人が、当該認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間（当該個人が同条第四項に規定する認定事業者に該当しないこととなった場合その他の政令で定める場合には、政令で定める期間。以下この項において「適用期間」という。）内の日の属する各年（事業を廃止した日

の属する年を除く。以下この項において「適用年」という。）の適用期間内において、当該提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域内に所在する同法第十八条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業を行う事業所に勤務する避難対象雇用者等（避難対象区域（同号に規定する避難指示の対象となった区域をいう。以下この項において同じ。）内に所在する事業所に勤務していた者又は避難対象区域内に居住していた者として政令で定める者をいう。）に対して給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下この項において同じ。）を支給する場合には、当該適用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その支給する給与等の額のうち当該適用年の年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの（当該給与等の額のうち他の者から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）の百分の二十に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該個人の当該適用年の年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

2　前項の規定は、第十条の二から前条まで又は租税特別措置法第十条の五若しくは第十条の五の四の規定の適用を受ける年分については、適用しない。

3　前条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

4　その年分の所得税について第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）」とする。

第十条の四第一項中「並びに前二条」を「、第十条の二の三第三項及び第四項並びに前三条」に、「震災特例法第十条の三第一項の規定及び」を「震災特例法第十条の二の三第三項又は第四項の規定、震災特例法第十条の三第一項の規定、」に、「規定を含む」を「規定及び震災特例法第十条の三の三第一項の規定を含む」に、「とし、震災特例法第十条の三第一項」を「とし、震災特例法第十条の二の三第三項又は第四項の規定にあつてはそれぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の三第一項」に、「控除した金額とし、震災特例法第十条の三の三第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする」に改め、「を」と」の下に「、「の額として」とあるのは「の額（震災特例法第十条の二第三項又は第四項の規定の適用がある場合にあつては、不動産所得の金額又は事業所得の金額に係る所得税の額）として」と」を加え、「第十条の三第四項」を「第十条の五の三第四項」に、「若しくは第十条の二の二第四項」を「、第十条の二の二第四項若しくは第十条の二の三第四項」に、「第十条の二第四項各号」を「第十条第八項第五号」に、「若しくは第十条の二の二第五項」を「、第十条の二の二第五項若しくは第十条の二の三第五項」に改める。

第十条の五第一項中「第五十一条又は第五十二条」を「第六十四条又は第六十五条」に改め、同条第六項中「及び第二項又は第三項」を削る。

第十一条の三中「、第十条の二の二」を「から第十条の二の三まで」に改める。

第十一条の四第六項中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第十一条の六の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第一項中「この項」の下に「及び次項」を、「権利」の下に「（次項において「土地等」という。）」を加え、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった個人（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（包括受遺者を含み、その居住の用に供することができなくなった時の直前において当該家屋（以下この項において「旧家屋」という。）に居住していた者に限る。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちに当該直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として政令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた租税特別措置法第三十一条の三、第三十五条、第三十六条の二、第三十六条の五、第四十一条の五又は第四十一条の五の二の規定を適用することができる。

第十二条第一項中「までの間」を「までの期間（以下この条において「対象期間」という。）内」に、「第四項」を「第五項」に、「第七項」を「第八項」に、「、租税特別措置法」を「、同法」に改め、同条第三項及び第四項中「平成二十三年三

月十一日から平成二十八年三月三十一日までの間」を「対象期間内」に改め、同条第九項中「第五項」を「第六項」に改め、「（第三項及び第四項において準用する場合」の下に「並びにこれらの規定を第五項の規定により適用する場合」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項中「平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十一日までの間」を「対象期間内」に改め、「準用する場合」の下に「並びにこれらの規定を第五項の規定により適用する場合」を加え、「第五項」を「第六項」に、「準用する租税特別措置法」を「準用する同法」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前二項において準用する」を「第三項及び第四項において準用する場合並びにこれらの規定を前項の規定により適用する」に、「第七項に」を「第八項に」に改め、同項の表租税特別措置法第三十七条第六項の項中「場合」の下に「並びにこれらの規定を同条第五項の規定により適用する場合」を加え、「及び同法第十二条第五項において準用する第三十七条の三第二項」を削り、同表租税特別措置法第三十七条第八項の項中「第十二条第五項」を「第十二条第六項」に改め、同表租税特別措置法第三十七条の二第一項の項中「第十二条第一項」の下に「（同条第五項の規定により適用する場合を含む。）」を加え、同表租税特別措置法第三十七条の二第二項の項中「第十二条第四項」の下に「（同条第五項の規定により適用する場合を含む。）」を加え、同表租税特別措置法第三十七条の二第四項の項を次のように改める。

租税特別措置法第三十七条の二第四項	第三十七条の二第一項又は第二項に	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第六項において準用する第三十七条の二第一項又は第二項に
	第三十三条の五第一項」とあるのは「	租税特別措置法第三十三条の五第一項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第六項において準用する租税特別措置法第十二条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項の表の第一号の上欄に掲げる資産のうち事業の用に供しているもの（以下この項において「相続事業用資産」という。）を有していた個人（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（包括受遺者を含み、平成二十三年三月十一日の直前において、当該事業に従事していた者又は当該被相続人と生計を一にしていた者に限る。以下この項において同じ。）が、対象期間内に当該相続事業用資産の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該相続事業用資産を当該相続人の事業の用に供していない場合に限る。）における当該相続事業用資産の譲渡については、当該相続人が当該譲渡の時において当該相続事業用資産を事業の用に供しているものとみなして、前各項の規定を適用することができる。

第十三条第一項中「同条第五項」を「同条第十項」に、「同条第三項」を「同条第六項」に、「第三項、第五項及び次条」を「第六項、第十項及び次条第一項」に、「同条第二項第一号ハ」を「同条第二項」に、「以下この項、次項、第五項及び次条」を「第六項、第十項及び次条第一項」に、「同条第十一項及び第十四項」を「同条第十八項及び第二十一項」に改め、同条第二項中「又は第四項」を「又は第五項」に改め、「規定する増改築等住宅借入金等」の下に「又は断熱改修住宅借入金等」を加え、「第四項及び第九項から第十一項」を「第五項及び第十項から第十二項」に、「同項第一号中「十二月三十一日」とあるのは「十二月三十一日」を「、その年十二月三十一日」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第十四項」を「同条第十七項」に、「同条第八項」を「同条第十五項」に、「第三項、第五項及び次条」を「第六項、第十項及び次条第一項」に改め、同条第五項第一号中「同条第六項」を「同条第十三項」に、「第四十一条第五項」を「第四十一条第十項」に、「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に改め、同項第二号中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に改める。

第十三条の二第一項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に改める。

第十三条の二第一項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、平成二十六年一月一日から施行する。

（居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

2　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第一項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

3　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第二項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

4　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第四項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

5　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第五項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

6　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第六項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

7　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第七項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

8　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第八項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

9　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第九項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

10　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第十項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

11　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第十一項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

12　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第十二項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

13　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第十三項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

14　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第十四項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

15　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第十五項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

16　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第十六項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

17　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第十七項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

18　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第十八項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

19　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第十九項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

20　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第二十項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

21　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第二十一項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

22　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第二十二項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

23　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第二十三項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

24　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第二十四項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

25　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第二十五項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

26　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第二十六項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

27　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第二十七項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

28　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第二十八項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

29　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第二十九項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

30　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第三十項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

31　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第三十一項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

32　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第三十二項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

33　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第三十三項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

34　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第三十四項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

35　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第三十五項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

36　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第三十六項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

37　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第三十七項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

38　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第三十八項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

39　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第三十九項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

40　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第四十項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

41　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第四十一項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

42　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第四十二項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

43　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第四十三項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

44　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第四十四項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

45　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第四十五項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

46　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第四十六項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

47　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第四十七項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

48　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第四十八項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

49　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第四十九項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

50　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第五十項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

51　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第五十一項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

52　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第五十二項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

53　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第五十三項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

54　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第五十四項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

55　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第五十五項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

56　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第五十六項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

57　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第五十七項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

58　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第五十八項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

59　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第五十九項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

60　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第六十項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

61　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第六十一項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

62　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第六十二項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

63　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第六十三項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

64　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第六十四項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

65　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第六十五項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

66　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第六十六項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

67　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第六十七項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

68　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第六十八項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

69　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第六十九項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

70　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第七十項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

71　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第七十一項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

72　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第七十二項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

73　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第七十三項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

74　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第七十四項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

75　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第七十五項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

76　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第七十六項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

77　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第七十七項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

78　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第七十八項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

79　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第七十九項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

80　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第八十項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

81　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第八十一項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

82　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第八十二項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

83　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第八十三項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

84　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第八十四項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

85　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第八十五項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

86　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第八十六項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

87　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第八十七項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

88　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第八十八項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

89　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第八十九項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

90　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第九十項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

91　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第九十一項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

92　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第九十二項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

93　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第九十三項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

94　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第九十四項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

95　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第九十五項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

96　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第九十六項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

97　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第九十七項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

98　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第九十八項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

99　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第九十九項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

100　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第百項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

101　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第百一項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

102　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第百二項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

103　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第百三項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

104　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第百四項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に譲渡をした場合について適用し、同日前に譲渡をした場合については、なお従前の例による。

（特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の特例に関する経過措置）

105　第一条の規定による改正後の租税特別措置法第三十七条の二第百五項の規定は、平成二十六年一月一日から平成二十八年三月三

での期間（次項において「平成二十六年後期」という。）内の日である場合に限る。）

五千万円

第十三条の二第三項中「二以上の居住年」の下に「（同項に規定する居住年をいい、当該居住年が平成二十六年である場合には、平成二十六年前期と平成二十六年後期とをそれぞれ一の年とみなした場合における居住年をいう。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」を加え、「（同項」を「（第一項」に、「第一項の」を「同法第四十一条第一項の」に、「、同項」を「、第一項」に、「おける同項」を「おける同条第一項」に改め、同条第五項中「他の住宅取得等」を「再取得等以外の住宅取得等」に、「同条第三項」を「同条第六項」に、「同条第五項」を「同条第十項」に改め、「又は特定増改築等」の下に「（以下この項において「他の増改築等」という。）」を加え、「当該特定増改築等」を「当該他の増改築等」に、「第四項」を「第五項」に、「第一項の」を「同法第四十一条第一項の」に、「、同項」を「、第一項」に改め、「及び第三項」の下に「並びに同条第二項、第六項及び第十項並びに同法第四十一条の二第一項並びに第四十一条の三の二第一項、第五項、第十項及び第十二項」を加え、「当該再建住宅借入金等の金額及び当該他の住宅借入金等の金額（当該他の住宅借入金等の金額のうちに、同法第四十一条第三項の規定により同条又は同法第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における同項に規定する特例住宅借入金等の金額が含まれるときは、当該特例住宅借入金等の金額又は当該特例住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額とし、同法第四十一条第五項の規定により同条又は同法第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における同項に規定する認定住宅借入金等の金額が含まれるときは、当該認定住宅借入金等の金額又は当該認定住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額とする。）又は当該他の増改築等住宅借入金等の金額について、同法第四十一条の二の規定に準じて政令で定めるところにより計算した金額」を「当該再建特例適用年の十二月三十一日における当該再建住宅借入金等の金額及び当該他の住宅借入金等の金額又は当該他の増改築等住宅借入金等の金額につき、再建住宅借入金等の金額と他の住宅借入金等の金額又は他の増改築等住宅借入金等の金額とに区分をし、当該区分をした当該再建住宅借入金等の金額及び当該他の住宅借入金等の金額又は当該他の増改築等住宅借入金等の金額ごとに次の各号の規定によりそれぞれ計算した当該各号に掲げる金額の合計額」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該合計額が控除限度額を超えるときは、当該再建特例適用年における同法第四十一条第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、当該控除限度額とする。

第十三条の二第五項に次の各号を加える。

一　当該再建住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分をし、当該区分をした居住年に係る住宅の再取得等に係る再建住宅借入金等の金額ごとにそれぞれ第一項の規定に準じて計算した金額の合計額

二　当該他の住宅借入金等の金額につき異なる再取得等以外の住宅取得等（当該異なる再取得等以外の住宅取得等のうちに租税特別措置法第四十一条の二第三項に規定する居住日が同一の年に属する再取得等以外の住宅取得等（以下この号において「同一年住宅取得等」という。）がある場合には、当該同一年住宅取得等を一の再取得等以外の住宅取得等（同項各号に掲げる場合には、当該各号に定める区分をした住宅の取得等ごとに一の再取得等以外の住宅取得等）とする。）ごとに区分をし、当該区分をした再取得等以外の住宅取得等に係る他の住宅借入金等の金額の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額

イ　租税特別措置法第四十一条第六項に規定する特例住宅借入金等の金額（同項の規定により同条又は同法第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この号及び次項第二号において同じ。）　当該特例住宅借入金等の金額につき同項前段の規定に準じて計算した金額

ロ　租税特別措置法第四十一条第十項に規定する認定住宅借入金等の金額（同項の規定により同条又は同法第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この号及び次項第二号において同じ。）　当該認定住宅借入金等の金額につき同法第四十一条第十項に規定に準じて計算した金額

ハ　イ及びロに掲げる他の住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額　当該他の住宅借入金等の金額につき租税特別措置法第四十一条第二項の規定に準じて計算した金額

三　当該他の増改築等住宅借入金等の金額につき異なる他の増改築等（当該異なる他の増改築等のうちに租税特別措置法第四十一条の三の二第十四項に規定する居住日が同一の年に属する他の増改築等（以下この号において「同一年住宅増改築等」という。）がある場合には、当該同一年住宅増改築等を一の他の増改築等（同項各号に掲げる場合には、当該各号に定める区分をした住宅の増改築等ごとに一の他の増改築等）とする。）ごとに区分をし、当該区分をした他の増改築等に係る他の増改築等住宅借入金等の金額の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額（当該他の増改築等住宅借入金等の金額の全てが当該居住日の属する年が平成十九年から平成二十五年までの各年である他の増改築等に係るものである場合において、当該合計額が同条第十一項第一号に定める金額を超えるときは、当該金額）

イ　租税特別措置法第四十一条の三の二第一項に規定する増改築等住宅借入金等の金額（同項の規定により同法第四十一条

又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この号において同じ。）当該増改築等住宅借入金等の金額につき同項の規定に準じて計算した金額

ロ　租税特別措置法第四十一条の三の二第五項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額（同項の規定により同法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この号において同じ。）当該断熱改修住宅借入金等の金額につき同項の規定に準じて計算した金額

第十三条の二第七項中「同条第十七項」を「同条第二十四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　前項ただし書の控除限度額は、居住者が同項に規定する再建特例適用年において有する租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等の金額の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額のうち最も多い金額とする。

一　再建住宅借入金等の金額　第四項に規定する控除限度額

二　認定住宅借入金等の金額　租税特別措置法第四十一条の二第二項第二号に定める金額

三　前項第二号ハに掲げる他の住宅借入金等の金額　租税特別措置法第四十一条の二第二項第三号に定める金額

第十七条の見出しを「（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）」に改め、同条第一項中「規定する法人」を「掲げる法人」に、「当該各号に掲げる事実」を「再生計画認可の決定があったことに準ずる政令で定める事実」に、「第五十九条第二項」を「第二十五条第三項、第三十三条第四項及び第五十九条第二項」に、「同項中」を「同法第二十五条第三項中「政令で定める事実」とあるのは「政令で定める事実又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条第一項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実」と、同法第三十三条第四項中」に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（第一号において「震災特例法」という。）第十七条第一項各号」を「震災特例法第十七条第一項」に、「あった場合の欠損金の損金算入」を「ある場合の評価損益等」に、「」に掲げる事実」を「」に規定する政令で定める事実」に、「同項第一号」を「同法第五十九条第二項」に、「債権」を「事実」に、「債権（」を「事実又は」に、「第十七条第一項各号に掲げる事実にあつては、当該各号に規定する債権」」を「第十七条第一項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実」と、同項第三号中「第二十五条第三項又は第三十三条第四項」とあるのは「第二十五条第三項（震災特例法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は第三十三条第四項（震災特例法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）」に改め、同項第一号中「第二十二条第一項に規定する買取決定に係る債権の債務者である法人について債務処理に関する計画が策定されたこと。」を「第十九条第四項に規定する支援決定の対象となった法人」に改め、同項第二号中「について債務処理に関する計画が策定されたこと。」を削り、同条第二項中「あつた場合の欠損金の損金算入」を「ある場合の評価損益等」に、「同条第二項」を「同条第二項（同項第三号」に、「第五十九条第二項」と、「除く」とあるのは「除き、」を「第五十九条第二項（」に、「含む」と、「同条第三項」とあるのは「第五十九条第二項第三号」に、「次条第二項」と、「場合を除く」とあるのは「場合を除き、」を「次条第二項（」に、「含む」と、「同条第三項」とあるのは「次条第三項」を「含み、次条第二項第三号」に改める。

第十七条の二第一項の表の第一号中「第五十一条」を「第六十四条」に、「第五十二条」を「第六十五条」に改め、同条第二項中「第四十二条の十二」の下に「、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の四」を加え、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項中「、第四十二条の十一及び第四十二条の十二」を「及び第四十二条の十一から第四十二条の十二の四まで」に、「第四十二条の十二」とあるのは「第四十二条の十二の四」に、「及び第四十二条の九第一項」を「、第四十二条の九第一項及び第四十二条の十一第二項」に、「第四十二条の十一第二項」を「第四十二条の十二第一項中「第五項並びに」とあるのは「第五項並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項並びに」と、同法第四十二条の十二の二第二項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の三第二項」に、「第四十二条の十二第一項」を「第四十二条の十二の四第一項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　第一項又は第五項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二条の十二の二の規定の適用については、同条第三項第二号イ中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二第一項若しくは第五項の規定」とする。

第十七条の二の見出し中「避難解除区域」を「避難解除区域等」に改め、同条第一項中「第十八条」を「第二十六条」に、「避難解除区域」を「避難解除区域等」に、「から二まで」を「、ロ、二又はホ」に、「同日」を「同日又は同号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日」に改め、「その製作若しくは建設の後事業の用（居住

の用を含む。）に供されたことのない」を削り、「いう。）を」を「いう。）でその製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含む。）に供されたことのないものを」に改め、同条第二項中「第十八条」を「第二十六条」に、「避難解除区域」を「避難解除区域等」に、「同日」を「同日又は同法第四条第四号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日」に、「その製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含む。）に供されたことのない特定機械装置等」を「特定機械装置等でその製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含む。）に供されたことのないもの」に改め、「第四十二条の十二」の下に「、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の四」を加え、同条第四項中「第二十五条の二の二第二項」を「第二十五条の二の三第二項」に改め、同条第六項各号中「前条」を「前二条」に改め、同条第七項中「前条第七項」を「第十七条の二第七項」に、「次条第一項」を「第十七条の二の三第一項」に、「次条第四項」を「第十七条の二の三第四項」に、「第二十五条の二の二第二項」を「第二十五条の二の三第二項」に、「第二十五条の二の二第三項」を「第二十五条の二の三第三項」に改め、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「、第四十二条の十一及び第四十二条の十二」を「及び第四十二条の十一から第四十二条の十二の四まで」に、「第四十二条の十二」とあるのは「第四十二条の十二」を「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四」に、「第十七条の二の二第二項」を「第十七条の二の三第二項」に、「及び第四十二条の九第一項」を「、第四十二条の九第一項及び第四十二条の十一第二項」に、「第四十二条の十一第二項」を「第四十二条の十二第一項」に、「第五項並びに」とあるのは「第五項並びに震災特例法第十七条の二の三第二項及び第三項並びに」と、同法第四十二条の十二の二第二項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の三第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の三第二項」に、「第四十二条の十二第一項」を「第四十二条の十二の四第一項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第十七条の二の二第二項」を「第十七条の二の三第二項」に、「避難解除区域」を「避難解除区域等」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二条の十二の二の規定の適用については、同条第三項第二号イ中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の三第一項の規定」とする。

第十七条の二の二を第十七条の二の三とする。

第十七条の二の次に次の一条を加える。

（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第十七条の二の二　法人で福島復興再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者に該当するものが、同条に規定する提出企業立地促進計画（以下この項において「提出企業立地促進計画」という。）の同法第十八条第四項の規定による提出のあった日から同日又は提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域（同条第二項第二号に規定する企業立地促進区域をいう。以下この項及び次項において同じ。）に該当する同号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後五年を経過する日までの期間（当該期間内に当該企業立地促進区域の変更がある場合には、政令で定める期間。次項において「対象期間」という。）内に、機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（以下この条において「特定機械装置等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該企業立地促進区域内において当該法人の同法第十八条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業（以下この項及び次項において「避難解除等区域復興再生推進事業」という。）の用に供した場合には、当該避難解除等区域復興再生推進事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項において「供用年度」という。）の当該特定機械装置等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定機械装置等が機械及び装置である場合にあっては当該特定機械装置等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいい、当該特定機械装置等が建物及びその附属設備並びに構築物である場合にあっては当該特定機械装置等の取得価額の百分の二十五に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　法人で福島復興再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者に該当するものが、企業立地促進区域に係る対象期間内に、特定機械装置等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該企業立地促進区域内において当該法人の避難解除等区域復興再生推進事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する法人税の額（この項及び次項、租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第二項、第三項及び第五項、第四十二条の九、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第四十二条の十二の四、第六十二条第一項、第六十二条の十二の四、第六十二条の十二の四第一項、第六十二条の十二の四第二項、第六十二条の十二の四第三項、第六十二条の十二の四第四項、第六十二条の十二の四第五項、第六十二条の十二の四第六項、第六十二条の十二の四第七項、第六十二条の十二の四第八項、第六十二条の十二の四第九項、第六十二条の十二の四第十項、第六十二条の十二の四第十一項、第六十二条の十二の四第十二項、第六十二条の十二の四第十三項、第六十二条の十二の四第十四項、第六十二条の十二の四第十五項、第六十二条の十二の四第十六項、第六十二条の十二の四第十七項、第六十二条の十二の四第十八項、第六十二条の十二の四第十九項、第六十二条の十二の四第二十項、第六十二条の十二の四第二十一項、第六十二条の十二の四第二十二項、第六十二条の十二の四第二十三項、第六十二条の十二の四第二十四項、第六十二条の十二の四第二十五項、第六十二条の十二の四第二十六項、第六十二条の十二の四第二十七項、第六十二条の十二の四第二十八項、第六十二条の十二の四第二十九項、第六十二条の十二の四第三十項、第六十二条の十二の四第三十一項、第六十二条の十二の四第三十二項、第六十二条の十二の四第三十三項、第六十二条の十二の四第三十四項、第六十二条の十二の四第三十五項、第六十二条の十二の四第三十六項、第六十二条の十二の四第三十七項、第六十二条の十二の四第三十八項、第六十二条の十二の四第三十九項、第六十二条の十二の四第四十項、第六十二条の十二の四第四十一項、第六十二条の十二の四第四十二項、第六十二条の十二の四第四十三項、第六十二条の十二の四第四十四項、第六十二条の十二の四第四十五項、第六十二条の十二の四第四十六項、第六十二条の十二の四第四十七項、第六十二条の十二の四第四十八項、第六十二条の十二の四第四十九項、第六十二条の十二の四第五十項、第六十二条の十二の四第五十一項、第六十二条の十二の四第五十二項、第六十二条の十二の四第五十三項、第六十二条の十二の四第五十四項、第六十二条の十二の四第五十五項、第六十二条の十二の四第五十六項、第六十二条の十二の四第五十七項、第六十二条の十二の四第五十八項、第六十二条の十二の四第五十九項、第六十二条の十二の四第六十項、第六十二条の十二の四第六十一項、第六十二条の十二の四第六十二項、第六十二条の十二の四第六十三項、第六十二条の十二の四第六十四項、第六十二条の十二の四第六十五項、第六十二条の十二の四第六十六項、第六十二条の十二の四第六十七項、第六十二条の十二の四第六十八項、第六十二条の十二の四第六十九項、第六十二条の十二の四第七十項、第六十二条の十二の四第七十一項、第六十二条の十二の四第七十二項、第六十二条の十二の四第七十三項、第六十二条の十二の四第七十四項、第六十二条の十二の四第七十五項、第六十二条の十二の四第七十六項、第六十二条の十二の四第七十七項、第六十二条の十二の四第七十八項、第六十二条の十二の四第七十九項、第六十二条の十二の四第八十項、第六十二条の十二の四第八十一項、第六十二条の十二の四第八十二項、第六十二条の十二の四第八十三項、第六十二条の十二の四第八十四項、第六十二条の十二の四第八十五項、第六十二条の十二の四第八十六項、第六十二条の十二の四第八十七項、第六十二条の十二の四第八十八項、第六十二条の十二の四第八十九項、第六十二条の十二の四第九十項、第六十二条の十二の四第九十一項、第六十二条の十二の四第九十二項、第六十二条の十二の四第九十三項、第六十二条の十二の四第九十四項、第六十二条の十二の四第九十五項、第六十二条の十二の四第九十六項、第六十二条の十二の四第九十七項、第六十二条の十二の四第九十八項、第六十二条の十二の四第九十九項、第六十二条の十二の四第百項、第六十二条の十二の四第百一項、第六十二条の十二の四第百二項、第六十二条の十二の四第百三項、第六十二条の十二の四第百四項、第六十二条の十二の四第百五項、第六十二条の十二の四第百六項、第六十二条の十二の四第百七項、第六十二条の十二の四第百八項、第六十二条の十二の四第百九項、第六十二条の十二の四第百十項、第六十二条の十二の四第百十一項、第六十二条の十二の四第百十二項、第六十二条の十二の四第百十三項、第六十二条の十二の四第百十四項、第六十二条の十二の四第百十五項、第六十二条の十二の四第百十六項、第六十二条の十二の四第百十七項、第六十二条の十二の四第百十八項、第六十二条の十二の四第百十九項、第六十二条の十二の四第百二十項、第六十二条の十二の四第百二十一項、第六十二条の十二の四第百二十二項、第六十二条の十二の四第百二十三項、第六十二条の十二の四第百二十四項、第六十二条の十二の四第百二十五項、第六十二条の十二の四第百二十六項、第六十二条の十二の四第百二十七項、第六十二条の十二の四第百二十八項、第六十二条の十二の四第百二十九項、第六十二条の十二の四第百三十項、第六十二条の十二の四第百三十一項、第六十二条の十二の四第百三十二項、第六十二条の十二の四第百三十三項、第六十二条の十二の四第百三十四項、第六十二条の十二の四第百三十五項、第六十二条の十二の四第百三十六項、第六十二条の十二の四第百三十七項、第六十二条の十二の四第百三十八項、第六十二条の十二の四第百三十九項、第六十二条の十二の四第百四十項、第六十二条の十二の四第百四十一項、第六十二条の十二の四第百四十二項、第六十二条の十二の四第百四十三項、第六十二条の十二の四第百四十四項、第六十二条の十二の四第百四十五項、第六十二条の十二の四第百四十六項、第六十二条の十二の四第百四十七項、第六十二条の十二の四第百四十八項、第六十二条の十二の四第百四十九項、第六十二条の十二の四第百五十項、第六十二条の十二の四第百五十一項、第六十二条の十二の四第百五十二項、第六十二条の十二の四第百五十三項、第六十二条の十二の四第百五十四項、第六十二条の十二の四第百五十五項、第六十二条の十二の四第百五十六項、第六十二条の十二の四第百五十七項、第六十二条の十二の四第百五十八項、第六十二条の十二の四第百五十九項、第六十二条の十二の四第百六十項、第六十二条の十二の四第百六十一項、第六十二条の十二の四第百六十二項、第六十二条の十二の四第百六十三項、第六十二条の十二の四第百六十四項、第六十二条の十二の四第百六十五項、第六十二条の十二の四第百六十六項、第六十二条の十二の四第百六十七項、第六十二条の十二の四第百六十八項、第六十二条の十二の四第百六十九項、第六十二条の十二の四第百七十項、第六十二条の十二の四第百七十一項、第六十二条の十二の四第百七十二項、第六十二条の十二の四第百七十三項、第六十二条の十二の四第百七十四項、第六十二条の十二の四第百七十五項、第六十二条の十二の四第百七十六項、第六十二条の十二の四第百七十七項、第六十二条の十二の四第百七十八項、第六十二条の十二の四第百七十九項、第六十二条の十二の四第百八十項、第六十二条の十二の四第百八十一項、第六十二条の十二の四第百八十二項、第六十二条の十二の四第百八十三項、第六十二条の十二の四第百八十四項、第六十二条の十二の四第百八十五項、第六十二条の十二の四第百八十六項、第六十二条の十二の四第百八十七項、第六十二条の十二の四第百八十八項、第六十二条の十二の四第百八十九項、第六十二条の十二の四第百九十項、第六十二条の十二の四第百九十一項、第六十二条の十二の四第百九十二項、第六十二条の十二の四第百九十三項、第六十二条の十二の四第百九十四項、第六十二条の十二の四第百九十五項、第六十二条の十二の四第百九十六項、第六十二条の十二の四第百九十七項、第六十二条の十二の四第百九十八項、第六十二条の十二の四第百九十九項、第六十二条の十二の四第二百項、第六十二条の十二の四第二百一項、第六十二条の十二の四第二百二項、第六十二条の十二の四第二百三項、第六十二条の十二の四第二百四項、第六十二条の十二の四第二百五項、第六十二条の十二の四第二百六項、第六十二条の十二の四第二百七項、第六十二条の十二の四第二百八項、第六十二条の十二の四第二百九項、第六十二条の十二の四第二百十項、第六十二条の十二の四第二百十一項、第六十二条の十二の四第二百十二項、第六十二条の十二の四第二百十三項、第六十二条の十二の四第二百十四項、第六十二条の十二の四第二百十五項、第六十二条の十二の四第二百十六項、第六十二条の十二の四第二百十七項、第六十二条の十二の四第二百十八項、第六十二条の十二の四第二百十九項、第六十二条の十二の四第二百二十項、第六十二条の十二の四第二百二十一項、第六十二条の十二の四第二百二十二項、第六十二条の十二の四第二百二十三項、第六十二条の十二の四第二百二十四項、第六十二条の十二の四第二百二十五項、第六十二条の十二の四第二百二十六項、第六十二条の十二の四第二百二十七項、第六十二条の十二の四第二百二十八項、第六十二条の十二の四第二百二十九項、第六十二条の十二の四第二百三十項、第六十二条の十二の四第二百三十一項、第六十二条の十二の四第二百三十二項、第六十二条の十二の四第二百三十三項、第六十二条の十二の四第二百三十四項、第六十二条の十二の四第二百三十五項、第六十二条の十二の四第二百三十六項、第六十二条の十二の四第二百三十七項、第六十二条の十二の四第二百三十八項、第六十二条の十二の四第二百三十九項、第六十二条の十二の四第二百四十項、第六十二条の十二の四第二百四十一項、第六十二条の十二の四第二百四十二項、第六十二条の十二の四第二百四十三項、第六十二条の十二の四第二百四十四項、第六十二条の十二の四第二百四十五項、第六十二条の十二の四第二百四十六項、第六十二条の十二の四第二百四十七項、第六十二条の十二の四第二百四十八項、第六十二条の十二の四第二百四十九項、第六十二条の十二の四第二百五十項、第六十二条の十二の四第二百五十一項、第六十二条の十二の四第二百五十二項、第六十二条の十二の四第二百五十三項、第六十二条の十二の四第二百五十四項、第六十二条の十二の四第二百五十五項、第六十二条の十二の四第二百五十六項、第六十二条の十二の四第二百五十七項、第六十二条の十二の四第二百五十八項、第六十二条の十二の四第二百五十九項、第六十二条の十二の四第二百六十項、第六十二条の十二の四第二百六十一項、第六十二条の十二の四第二百六十二項、第六十二条の十二の四第二百六十三項、第六十二条の十二の四第二百六十四項、第六十二条の十二の四第二百六十五項、第六十二条の十二の四第二百六十六項、第六十二条の十二の四第二百六十七項、第六十二条の十二の四第二百六十八項、第六十二条の十二の四第二百六十九項、第六十二条の十二の四第二百七十項、第六十二条の十二の四第二百七十一項、第六十二条の十二の四第二百七十二項、第六十二条の十二の四第二百七十三項、第六十二条の十二の四第二百七十四項、第六十二条の十二の四第二百七十五項、第六十二条の十二の四第二百七十六項、第六十二条の十二の四第二百七十七項、第六十二条の十二の四第二百七十八項、第六十二条の十二の四第二百七十九項、第六十二条の十二の四第二百八十項、第六十二条の十二の四第二百八十一項、第六十二条の十二の四第二百八十二項、第六十二条の十二の四第二百八十三項、第六十二条の十二の四第二百八十四項、第六十二条の十二の四第二百八十五項、第六十二条の十二の四第二百八十六項、第六十二条の十二の四第二百八十七項、第六十二条の十二の四第二百八十八項、第六十二条の十二の四第二百八十九項、第六十二条の十二の四第二百九十項、第六十二条の十二の四第二百九十一項、第六十二条の十二の四第二百九十二項、第六十二条の十二の四第二百九十三項、第六十二条の十二の四第二百九十四項、第六十二条の十二の四第二百九十五項、第六十二条の十二の四第二百九十六項、第六十二条の十二の四第二百九十七項、第六十二条の十二の四第二百九十八項、第六十二条の十二の四第二百九十九項、第六十二条の十二の四第三百項、第六十二条の十二の四第三百一項、第六十二条の十二の四第三百二項、第六十二条の十二の四第三百三項、第六十二条の十二の四第三百四項、第六十二条の十二の四第三百五項、第六十二条の十二の四第三百六項、第六十二条の十二の四第三百七項、第六十二条の十二の四第三百八項、第六十二条の十二の四第三百九項、第六十二条の十二の四第三百十項、第六十二条の十二の四第三百十一項、第六十二条の十二の四第三百十二項、第六十二条の十二の四第三百十三項、第六十二条の十二の四第三百十四項、第六十二条の十二の四第三百十五項、第六十二条の十二の四第三百十六項、第六十二条の十二の四第三百十七項、第六十二条の十二の四第三百十八項、第六十二条の十二の四第三百十九項、第六十二条の十二の四第三百二十項、第六十二条の十二の四第三百二十一項、第六十二条の十二の四第三百二十二項、第六十二条の十二の四第三百二十三項、第六十二条の十二の四第三百二十四項、第六十二条の十二の四第三百二十五項、第六十二条の十二の四第三百二十六項、第六十二条の十二の四第三百二十七項、第六十二条の十二の四第三百二十八項、第六十二条の十二の四第三百二十九項、第六十二条の十二の四第三百三十項、第六十二条の十二の四第三百三十一項、第六十二条の十二の四第三百三十二項、第六十二条の十二の四第三百三十三項、第六十二条の十二の四第三百三十四項、第六十二条の十二の四第三百三十五項、第六十二条の十二の四第三百三十六項、第六十二条の十二の四第三百三十七項、第六十二条の十二の四第三百三十八項、第六十二条の十二の四第三百三十九項、第六十二条の十二の四第三百四十項、第六十二条の十二の四第三百四十一項、第六十二条の十二の四第三百四十二項、第六十二条の十二の四第三百四十三項、第六十二条の十二の四第三百四十四項、第六十二条の十二の四第三百四十五項、第六十二条の十二の四第三百四十六項、第六十二条の十二の四第三百四十七項、第六十二条の十二の四第三百四十八項、第六十二条の十二の四第三百四十九項、第六十二条の十二の四第三百五十項、第六十二条の十二の四第三百五十一項、第六十二条の十二の四第三百五十二項、第六十二条の十二の四第三百五十三項、第六十二条の十二の四第三百五十四項、第六十二条の十二の四第三百五十五項、第六十二条の十二の四第三百五十六項、第六十二条の十二の四第三百五十七項、第六十二条の十二の四第三百五十八項、第六十二条の十二の四第三百五十九項、第六十二条の十二の四第三百六十項、第六十二条の十二の四第三百六十一項、第六十二条の十二の四第三百六十二項、第六十二条の十二の四第三百六十三項、第六十二条の十二の四第三百六十四項、第六十二条の十二の四第三百六十五項、第六十二条の十二の四第三百六十六項、第六十二条の十二の四第三百六十七項、第六十二条の十二の四第三百六十八項、第六十二条の十二の四第三百六十九項、第六十二条の十二の四第三百七十項、第六十二条の十二の四第三百七十一項、第六十二条の十二の四第三百七十二項、第六十二条の十二の四第三百七十三項、第六十二条の十二の四第三百七十四項、第六十二条の十二の四第三百七十五項、第六十二条の十二の四第三百七十六項、第六十二条の十二の四第三百七十七項、第六十二条の十二の四第三百七十八項、第六十二条の十二の四第三百七十九項、第六十二条の十二の四第三百八十項、第六十二条の十二の四第三百八十一項、第六十二条の十二の四第三百八十二項、第六十二条の十二の四第三百八十三項、第六十二条の十二の四第三百八十四項、第六十二条の十二の四第三百八十五項、第六十二条の十二の四第三百八十六項、第六十二条の十二の四第三百八十七項、第六十二条の十二の四第三百八十八項、第六十二条の十二の四第三百八十九項、第六十二条の十二の四第三百九十項、第六十二条の十二の四第三百九十一項、第六十二条の十二の四第三百九十二項、第六十二条の十二の四第三百九十三項、第六十二条の十二の四第三百九十四項、第六十二条の十二の四第三百九十五項、第六十二条の十二の四第三百九十六項、第六十二条の十二の四第三百九十七項、第六十二条の十二の四第三百九十八項、第六十二条の十二の四第三百九十九項、第六十二条の十二の四第四百項、第六十二条の十二の四第四百一項、第六十二条の十二の四第四百二項、第六十二条の十二の四第四百三項、第六十二条の十二の四第四百四項、第六十二条の十二の四第四百五項、第六十二条の十二の四第四百六項、第六十二条の十二の四第四百七項、第六十二条の十二の四第四百八項、第六十二条の十二の四第四百九項、第六十二条の十二の四第四百十項、第六十二条の十二の四第四百十一項、第六十二条の十二の四第四百十二項、第六十二条の十二の四第四百十三項、第六十二条の十二の四第四百十四項、第六十二条の十二の四第四百十五項、第六十二条の十二の四第四百十六項、第六十二条の十二の四第四百十七項、第六十二条の十二の四第四百十八項、第六十二条の十二の四第四百十九項、第六十二条の十二の四第四百二十項、第六十二条の十二の四第四百二十一項、第六十二条の十二の四第四百二十二項、第六十二条の十二の四第四百二十三項、第六十二条の十二の四第四百二十四項、第六十二条の十二の四第四百二十五項、第六十二条の十二の四第四百二十六項、第六十二条の十二の四第四百二十七項、第六十二条の十二の四第四百二十八項、第六十二条の十二の四第四百二十九項、第六十二条の十二の四第四百三十項、第六十二条の十二の四第四百三十一項、第六十二条の十二の四第四百三十二項、第六十二条の十二の四第四百三十三項、第六十二条の十二の四第四百三十四項、第六十二条の十二の四第四百三十五項、第六十二条の十二の四第四百三十六項、第六十二条の十二の四第四百三十七項、第六十二条の十二の四第四百三十八項、第六十二条の十二の四第四百三十九項、第六十二条の十二の四第四百四十項、第六十二条の十二の四第四百四十一項、第六十二条の十二の四第四百四十二項、第六十二条の十二の四第四百四十三項、第六十二条の十二の四第四百四十四項、第六十二条の十二の四第四百四十五項、第六十二条の十二の四第四百四十六項、第六十二条の十二の四第四百四十七項、第六十二条の十二の四第四百四十八項、第六十二条の十二の四第四百四十九項、第六十二条の十二の四第四百五十項、第六十二条の十二の四第四百五十一項、第六十二条の十二の四第四百五十二項、第六十二条の十二の四第四百五十三項、第六十二条の十二の四第四百五十四項、第六十二条の十二の四第四百五十五項、第六十二条の十二の四第四百五十六項、第六十二条の十二の四第四百五十七項、第六十二条の十二の四第四百五十八項、第六十二条の十二の四第四百五十九項、第六十二条の十二の四第四百六十項、第六十二条の十二の四第四百六十一項、第六十二条の十二の四第四百六十二項、第六十二条の十二の四第四百六十三項、第六十二条の十二の四第四百六十四項、第六十二条の十二の四第四百六十五項、第六十二条の十二の四第四百六十六項、第六十二条の十二の四第四百六十七項、第六十二条の十二の四第四百六十八項、第六十二条の十二の四第四百六十九項、第六十二条の十二の四第四百七十項、第六十二条の十二の四第四百七十一項、第六十二条の十二の四第四百七十二項、第六十二条の十二の四第四百七十三項、第六十二条の十二の四第四百七十四項、第六十二条の十二の四第四百七十五項、第六十二条の十二の四第四百七十六項、第六十二条の十二の四第四百七十七項、第六十二条の十二の四第四百七十八項、第六十二条の十二の四第四百七十九項、第六十二条の十二の四第四百八十項、第六十二条の十二の四第四百八十一項、第六十二条の十二の四第四百八十二項、第六十二条の十二の四第四百八十三項、第六十二条の十二の四第四百八十四項、第六十二条の十二の四第四百八十五項、第六十二条の十二の四第四百八十六項、第六十二条の十二の四第四百八十七項、第六十二条の十二の四第四百八十八項、第六十二条の十二の四第四百八十九項、第六十二条の十二の四第四百九十項、第六十二条の十二の四第四百九十一項、第六十二条の十二の四第四百九十二項、第六十二条の十二の四第四百九十三項、第六十二条の十二の四第四百九十四項、第六十二条の十二の四第四百九十五項、第六十二条の十二の四第四百九十六項、第六十二条の十二の四第四百九十七項、第六十二条の十二の四第四百九十八項、第六十二条の十二の四第四百九十九項、第六十二条の十二の四第五百項、第六十二条の十二の四第五百一項、第六十二条の十二の四第五百二項、第六十二条の十二の四第五百三項、第六十二条の十二の四第五百四項、第六十二条の十二の四第五百五項、第六十二条の十二の四第五百六項、第六十二条の十二の四第五百七項、第六十二条の十二の四第五百八項、第六十二条の十二の四第五百九項、第六十二条の十二の四第五百十項、第六十二条の十二の四第五百十一項、第六十二条の十二の四第五百十二項、第六十二条の十二の四第五百十三項、第六十二条の十二の四第五百十四項、第六十二条の十二の四第五百十五項、第六十二条の十二の四第五百十六項、第六十二条の十二の四第五百十七項、第六十二条の十二の四第五百十八項、第六十二条の十二の四第五百十九項、第六十二条の十二の四第五百二十項、第六十二条の十二の四第五百二十一項、第六十二条の十二の四第五百二十二項、第六十二条の十二の四第五百二十三項、第六十二条の十二の四第五百二十四項、第六十二条の十二の四第五百二十五項、第六十二条の十二の四第五百二十六項、第六十二条の十二の四第五百二十七項、第六十二条の十二の四第五百二十八項、第六十二条の十二の四第五百二十九項、第六十二条の十二の四第五百三十項、第六十二条の十二の四第五百三十一項、第六十二条の十二の四第五百三十二項、第六十二条の十二の四第五百三十三項、第六十二条の十二の四第五百三十四項、第六十二条の十二の四第五百三十五項、第六十二条の十二の四第五百三十六項、第六十二条の十二の四第五百三十七項、第六十二条の十二の四第五百三十八項、第六十二条の十二の四第五百三十九項、第六十二条の十二の四第五百四十項、第六十二条の十二の四第五百四十一項、第六十二条の十二の四第五百四十二項、第六十二条の十二の四第五百四十三項、第六十二条の十二の四第五百四十四項、第六十二条の十二の四第五百四十五項、第六十二条の十二の四第五百四十六項、第六十二条の十二の四第五百四十七項、第六十二条の十二の四第五百四十八項、第六十二条の十二の四第五百四十九項、第六十二条の十二の四第五百五十項、第六十二条の十二の四第五百五十一項、第六十二条の十二の四第五百五十二項、第六十二条の十二の四第五百五十三項、第六十二条の十二の四第五百五十四項、第六十二条の十二の四第五百五十五項、第六十二条の十二の四第五百五十六項、第六十二条の十二の四第五百五十七項、第六十二条の十二の四第五百五十八項、第六十二条の十二の四第五百五十九項、第六十二条の十二の四第五百六十項、第六十二条の十二の四第五百六十一項、第六十二条の十二の四第五百六十二項、第六十二条の十二の四第五百六十三項、第六十二条の十二の四第五百六十四項、第六十二条の十二の四第五百六十五項、第六十二条の十二の四第五百六十六項、第六十二条の十二の四第五百六十七項、第六十二条の十二の四第五百六十八項、第六十二条の十二の四第五百六十九項、第六十二条の十二の四第五百七十項、第六十二条の十二の四第五百七十一項、第六十二条の十二の四第五百七十二項、第六十二条の十二の四第五百七十三項、第六十二条の十二の四第五百七十四項、第六十二条の十二の四第五百七十五項、第六十二条の十二の四第五百七十六項、第六十二条の十二の四第五百七十七項、第六十二条の十二の四第五百七十八項、第六十二条の十二の四第五百七十九項、第六十二条の十二の四第五百八十項、第六十二条の十二の四第五百八十一項、第六十二条の十二の四第五百八十二項、第六十二条の十二の四第五百八十三項、第六十二条の十二の四第五百八十四項、第六十二条の十二の四第五百八十五項、第六十二条の十二の四第五百八十六項、第六十二条の十二の四第五百八十七項、第六十二条の十二の四第五百八十八項、第六十二条の十二の四第五百八十九項、第六十二条の十二の四第五百九十項、第六十二条の十二の四第五百九十一項、第六十二条の十二の四第五百九十二項、第六十二条の十二の四第五百九十三項、第六十二条の十二の四第五百九十四項、第六十二条の十二の四第五百九十五項、第六十二条の十二の四第五百九十六項、第六十二条の十二の四第五百九十七項、第六十二条の十二の四第五百九十八項、第六十二条の十二の四第五百九十九項、第六十二条の十二の四第六百項、第六十二条の十二の四第六百一項、第六十二条の十二の四第六百二項、第六十二条の十二の四第六百三項、第六十二条の十二の四第六百四項、第六十二条の十二の四第六百五項、第六十二条の十二の四第六百六項、第六十二条の十二の四第六百七項、第六十二条の十二の四第六百八項、第六十二条の十二の四第六百九項、第六十二条の十二の四第六百十項、第六十二条の十二の四第六百十一項、第六十二条の十二の四第六百十二項、第六十二条の十二の四第六百十三項、第六十二条の十二の四第六百十四項、第六十二条の十二の四第六百十五項、第六十二条の十二の四第六百十六項、第六十二条の十二の四第六百十七項、第六十二条の十二の四第六百十八項、第六十二条の十二の四第六百十九項、第六十二条の十二の四第六百二十項、第六十二条の十二の四第六百二十一項、第六十二条の十二の四第六百二十二項、第六十二条の十二の四第六百二十三項、第六十二条の十二の四第六百二十四項、第六十二条の十二の四第六百二十五項、第六十二条の十二の四第六百二十六項、第六十二条の十二の四第六百二十七項、第六十二条の十二の四第六百二十八項、第六十二条の十二の四第六百二十九項、第六十二条の十二の四第六百三十項、第六十二条の十二の四第六百三十一項、第六十二条の十二の四第六百三十二項、第六十二条の十二の四第六百三十三項、第六十二条の十二の四第六百三十四項、第六十二条の十二の四第六百三十五項、第六十二条の十二の四第六百三十六項、第六十二条の十二の四第六百三十七項、第六十二条の十二の四第六百三十八項、第六十二条の十二の四第六百三十九項、第六十二条の十二の四第六百四十項、第六十二条の十二の四第六百四十一項、第六十二条の十二の四第六百四十二項、第六十二条の十二の四第六百四十三項、第六十二条の十二の四第六百四十四項、第六十二条の十二の四第六百四十五項、第六十二条の十二の四第六百四十六項、第六十二条の十二の四第六百四十七項、第六十二条の十二の四第六百四十八項、第六十二条の十二の四第六百四十九項、第六十二条の十二の四第六百五十項、第六十二条の十二の四第六百五十一項、第六十二条の十二の四第六百五十二項、第六十二条の十二の四第六百五十三項、第六十二条の十二の四第六百五十四項、第六十二条の十二の四第六百五十五項、第六十二条の十二の四第六百五十六項、第六十二条の十二の四第六百五十七項、第六十二条の十二の四第六百五十八項、第六十二条の十二の四第六百五十九項、第六十二条の十二の四第六百六十項、第六十二条の十二の四第六百六十一項、第六十二条の十二の四第六百六十二項、第六十二条の十二の四第六百六十三項、第六十二条の十二の四第六百六十四項、第六十二条の十二の四第六百六十五項、第六十二条の十二の四第六百六十六項、第六十二条の十二の四第六百六十七項、第六十二条の十二の四第六百六十八項、第六十二条の十二の四第六百六十九項、第六十二条の十二の四第六百七十項、第六十二条の十二の四第六百七十一項、第六十二条の十二の四第六百七十二項、第六十二条の十二の四第六百七十三項、第六十二条の十二の四第六百七十四項、第六十二条の十二の四第六百七十五項、第六十二条の十二の四第六百七十六項、第六十二条の十二の四第六百七十七項、第六十二条の十二の四第六百七十八項、第六十二条の十二の四第六百七十九項、第六十二条の十二の四第六百八十項、第六十二条の十二の四第六百八十一項、第六十二条の十二の四第六百八十二項、第六十二条の十二の四第六百八十三項、第六十二条の十二の四第六百八十四項、第六十二条の十二の四第六百八十五項、第六十二条の十二の四第六百八十六項、第六十二条の十二の四第六百八十七項、第六十二条の十二の四第六百八十八項、第六十二条の十二の四第六百八十九項、第六十二条の十二の四第六百九十項、第六十二条の十二の四第六百九十一項、第六十二条の十二の四第六百九十二項、第六十二条の十二の四第六百九十三項、第六十二条の十二の四第六百九十四項、第六十二条の十二の四第六百九十五項、第六十二条の十二の四第六百九十六項、第六十二条の十二の四第六百九十七項、第六十二条の十二の四第六百九十八項、第六十二条の十二の四第六百九十九項、第六十二条の十二の四第七百項、第六十二条の十二の四第七百一項、第六十二条の十二の四第七百二項、第六十二条の十二の四第七百三項、第六十二条の十二の四第七百四項、第六十二条の十二の四第七百五項、第六十二条の十二の四第七百六項、第六十二条の十二の四第七百七項、第六十二条の十二の四第七百八項、第六十二条の十二の四第七百九項、第六十二条の十二の四第七百十項、第六十二条の十二の四第七百十一項、第六十二条の十二の四第七百十二項、第六十二条の十二の四第七百十三項、第六十二条の十二の四第七百十四項、第六十二条の十二の四第七百十五項、第六十二条の十二の四第七百十六項、第六十二条の十二の四第七百十七項、第六十二条の十二の四第七百十八項、第六十二条の十二の四第七百十九項、第六十二条の十二の四第七百二十項、第六十二条の十二の四第七百二十一項、第六十二条の十二の四第七百二十二項、第六十二条の十二の四第七百二十三項、第六十二条の十二の四第七百二十四項、第六十二条の十二の四第七百二十五項、第六十二条の十二の四第七百二十六項、第六十二条の十二の四第七百二十七項、第六十二条の十二の四第七百二十八項、第六十二条の十二の四第七百二十九項、第六十二条の十二の四第七百三十項、第六十二条の十二の四第七百三十一項、第六十二条の十二の四第七百三十二項、第六十二条の十二の四第七百三十三項、第六十二条の十二の四第七百三十四項、第六十二条の十二の四第七百三十五項、第六十二条の十二の四第七百三十六項、第六十二条の十二の四第七百三十七項、第六十二条の十二の四第七百三十八項、第六十二条の十二の四第七百三十九項、第六十二条の十二の四第七百四十項、第六十二条の十二の四第七百四十一項、第六十二条の十二の四第七百四十二項、第六十二条の十二の四第七百四十三項、第六十二条の十二の四第七百四十四項、第六十二条の十二の四第七百四十五項、第六十二条の十二の四第七百四十六項、第六十二条の十二の四第七百四十七項、第六十二条の十二の四第七百四十八項、第六十二条の十二の四第七百四十九項、第六十二条の十二の四第七百五十項、第六十二条の十二の四第七百五十一項、第六十二条の十二の四第七百五十二項、第六十二条の十二の四第七百五十三項、第六十二条の十二の四第七百五十四項、第六十二条の十二の四第七百五十五項、第六十二条の十二の四第七百五十六項、第六十二条の十二の四第七百五十七項、第六十二条の十二の四第七百五十八項、第六十二条の十二の四第七百五十九項、第六十二条の十二の四第七百六十項、第六十二条の十二の四第七百六十一項、第六十二条の十二の四第七百六十二項、第六十二条の十二の四第七百六十三項、第六十二条の十二の四第七百六十四項、第六十二条の十二の四第七百六十五項、第六十二条の十二の四第七百六十六項、第六十二条の十二の四第七百六十七項、第六十二条の十二の四第七百六十八項、第六十二条の十二の四第七百六十九項、第六十二条の十二の四第七百七十項、第六十二条の十二の四第七百七十一項、第六十二条の十二の四第七百七十二項、第六十二条の十二の四第七百七十三項、第六十二条の十二の四第七百七十四項、第六十二条の十二の四第七百七十五項、第六十二条の十二の四第七百七十六項、第六十二条の十二の四第七百七十七項、第六十二条の十二の四第七百七十八項、第六十二条の十二の四第七百七十九項、第六十二条の十二の四第七百八十項、第六十二条の十二の四第七百八十一項、第六十二条の十二の四第七百八十二項、第六十二条の十二の四第七百八十三項、第六十二条の十二の四第七百八十四項、第六十二条の十二の四第七百八十五項、第六十二条の十二の四第七百八十六項、第六十二条の十二の四第七百八十七項、第六十二条の十二の四第七百八十八項、第六十二条の十二の四第七百八十九項、第六十二条の十二の四第七百九十項、第六十二条の十二の四第七百九十一項、第六十二条の十二の四第七百九十二項、第六十二

二条の三並びに第六十三条並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項において同じ。）から当該避難解除等区域復興再生推進事業の用に供した当該特定機械装置等の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する金額の合計額（以下この項及び第四項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3　法人が、各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額（前項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4　前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該法人の当該事業年度開始の日前四年以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「四年以内連結事業年度」という。）とし、当該事業年度まで連続して確定申告書の提出（四年以内連結事業年度にあっては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出）をしている場合の各事業年度又は四年以内連結事業年度に限る。）における税額控除限度額（当該法人の四年以内連結事業年度における第二十五条の二の二第二項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額」という。）を含む。）のうち、第二項の規定（連結税額控除限度額については、同条第二項の規定）による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各事業年度において法人税の額から控除された金額（既に同条第三項の規定により四年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額をいう。

5　第一項の規定は、法人が所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、適用しない。

6　第一項から第三項までの規定は、次に掲げる規定の適用を受ける事業年度については、適用しない。

一　前条の規定

二　前条の規定に係る第十八条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第五十二条の二第一項又は第四項の規定

三　前条の規定に係る第十八条の六第一項前段の規定によりみなして適用される租税特別措置法第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

7　前条第七項の規定は第一項の規定を適用する場合について、同条第八項及び第九項の規定は第二項の規定を適用する場合について、同条第十項及び第十一項の規定は第三項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第七項中「第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産」とあるのは「次条第一項に規定する特定機械装置等」と、同条第八項中「第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産」とあるのは「次条第一項に規定する特定機械装置等」と、「当該減価償却資産」とあるのは「当該特定機械装置等」と、同条第十項中「第四項」とあるのは「次条第四項」と、「第二十五条の二第二項」とあるのは「第二十五条の二の二第二項」と、同条第十一項中「第四項」とあるのは「次条第四項」と、「第二十五条の二第三項」とあるのは「第二十五条の二の二第三項」と読み替えるものとする。

8　第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二条の十二の二の規定の適用については、同条第三項第二号イ中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の二第一項の規定」とする。

9　第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第六十七条第三項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条の二の二第二項若しくは第三項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第二項及び第三項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項（企業立地促進区域において機械等を取

得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」とする。

10　第二項又は第三項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二条の四（同法第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五、第四十二条の六、第四十二条の九及び第四十二条の十一から第四十二条の十二の四までの規定の適用については、同法第四十二条の四第一項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項、第四十二条の九第一項及び第四十二条の十一第二項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二第一項中「第五項並びに」とあるのは「第五項並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項並びに」と、同法第四十二条の十二の二第二項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の三第二項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第一項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第二項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第三項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第四項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第五項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第六項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第七項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第八項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第九項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第十項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第十一項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第十二項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第十三項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第十四項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第十五項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第十六項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第十七項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第十八項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第十九項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第二十項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第二十一項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第二十二項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第二十三項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第二十四項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第二十五項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第二十六項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第二十七項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第二十八項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第二十九項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第三十項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第三十一項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第三十二項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第三十三項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第三十四項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第三十五項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第三十六項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第三十七項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第三十八項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第三十九項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第四十項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第四十一項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第四十二項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第四十三項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第四十四項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第四十五項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第四十六項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第四十七項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第四十八項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第四十九項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第五十項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第五十一項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第五十二項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第五十三項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第五十四項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第五十五項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第五十六項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第五十七項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第五十八項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第五十九項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第六十項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第六十一項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第六十二項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第六十三項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第六十四項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第六十五項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第六十六項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第六十七項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第六十八項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第六十九項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第七十項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第七十一項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第七十二項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第七十三項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第七十四項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第七十五項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第七十六項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第七十七項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第七十八項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第七十九項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第八十項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第八十一項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第八十二項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第八十三項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第八十四項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第八十五項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第八十六項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第八十七項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第八十八項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第八十九項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第九十項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第九十一項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第九十二項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第九十三項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第九十四項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第九十五項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第九十六項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第九十七項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第九十八項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第九十九項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百一項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百二項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百三項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百四項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百五項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百六項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百七項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百八項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百九項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百十項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百十一項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百十二項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百十三項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百十四項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百十五項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百十六項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百十七項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百十八項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百十九項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百二十項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百二十一項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百二十二項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百二十三項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百二十四項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百二十五項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百二十六項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百二十七項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百二十八項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百二十九項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百三十項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百三十一項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百三十二項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百三十三項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百三十四項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百三十五項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百三十六項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百三十七項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百三十八項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百三十九項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百四十項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百四十一項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百四十二項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百四十三項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百四十四項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百四十五項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百四十六項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百四十七項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百四十八項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百四十九項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百五十項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百五十一項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百五十二項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百五十三項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百五十四項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百五十五項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百五十六項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百五十七項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百五十八項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百五十九項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百六十項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百六十一項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百六十二項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百六十三項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百六十四項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百六十五項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百六十六項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百六十七項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百六十八項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百六十九項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百七十項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百七十一項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百七十二項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百七十三項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百七十四項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百七十五項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百七十六項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百七十七項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百七十八項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百七十九項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百八十項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百八十一項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百八十二項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百八十三項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百八十四項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百八十五項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百八十六項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百八十七項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百八十八項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百八十九項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百九十項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百九十一項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百九十二項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百九十三項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百九十四項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百九十五項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百九十六項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百九十七項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百九十八項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第百九十九項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第二百項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第二百一項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第二百二項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第二百三項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第二百四項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第二百五項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第二百六項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第二百七項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第二百八項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第二百九項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第二百十項中「第四十二条の

興再生推進事業を行う事業所に勤務する避難対象雇用者等（避難対象区域（同号に規定する避難指示の対象となった区域をいう。以下この項において同じ。）内に所在する事業所に勤務していた者又は避難対象区域内に居住していた者として政令で定める者をいう。）に対して給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下この項において同じ。）を支給する場合には、当該適用年度の所得に対する法人税の額（この条、租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第二項、第三項及び第五項、第四十二条の九、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の二第二項、第三項及び第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三並びに第六十三条並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項において同じ。）から、その支給する給与等の額のうち当該適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの（当該給与等の額のうち他の者（当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）の百分の二十に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該法人の当該適用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

2　前項の規定は、次に掲げる規定の適用を受ける事業年度については、適用しない。

一　第十七条の二から第十七条の二の三までの規定

二　第十七条の二から第十七条の二の三までの規定に係る第十八条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第五十二条の二第一項又は第四項の規定

三　第十七条の二から第十七条の二の三までの規定に係る第十八条の六第一項前段の規定によりみなして適用される租税特別措置法第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

四　前条の規定

五　租税特別措置法第四十二条の十二又は第四十二条の十二の四の規定

3　前条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「被災雇用者等」とあるのは「次条第一項に規定する避難対象雇用者等」と、同条第四項中「被災雇用者等」とあるのは「避難対象雇用者等」と読み替えるものとする。

4　第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第六十七条第三項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款及び震災特例法第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び震災特例法第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」とする。

5　第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二条の四（同法第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五、第四十二条の六、第四十二条の九、第四十二条の十一、第四十二条の十二の二及び第四十二条の十二の三の規定の適用については、同法第四十二条の四第一項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条の三の二」と、同法第四十二条の六第二項、第四十二条の九第一項、第四十二条の十一第二項及び第四十二条の十二の二第二項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の三の二」と、同法第四十二条の十二の三第二項中「次条」とあるのは「次条並びに震災特例法第十七条の三の二」とする。

6　第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十七条の四第一項中「並びに前二条」を「、第十七条の二の三第二項及び第三項並びに前三条」に、「震災特例法第十七条の三第一項の規定及び」を「震災特例法第十七条の二の三第二項又は第三項の規定、震災特例法第十七条の三第一項の規定」に、「規定を含む」を「規定及び震災特例法第十七条の三の三第一項の規定を含む」に、「とし、震災特例法第十七条の三第一項」を「とし、震災特例法第十七条の二の三第二項又は第三項の規定にあつてはそれぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十七条の三第一項」に、「控除した金額とする」を「控除した金額とし、震災特

例法第十七条の三第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする」に、「第十七条の三並びに第十七条の三の二」を「第十七条の二の三第二項及び第三項並びに第十七条の三から第十七条の三の三まで」に、「第四十二条の十一第三項」を「第四十二条の十二の三第三項」に、「若しくは第十七条の二の二第三項」を「、第十七条の二の二第三項若しくは第十七条の二の三第三項」に、「第四十二条の四の二第八項各号」を「第四十二条の五第四項」に、「含む。）」を「該当するもの」に、「若しくは第十七条の二の二第四項」を「、第十七条の二の二第四項若しくは第十七条の二の三第四項」に、「第六十八条の十五の三第一項各号」を「第六十八条の十五の六第一項各号」に改める。

第十七条の五第一項中「第五十一条又は第五十二条」を「第六十四条又は第六十五条」に改め、同条第四項中「及び第二項又は第五項」を削り、同条第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二条の十二の二の規定の適用については、同条第三項第二号イ中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の五の規定」とする。

第十八条に次の一項を加える。

3　第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二条の十二の二の規定の適用については、同条第三項第二号イ中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条の規定」とする。

第十八条の三第一項中「の規定により同法」を「（福島復興再生特別措置法第六十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により東日本大震災復興特別区域法」に、「第五十一条」を「第六十四条」に、「第五十二条」を「第六十五条」に改め、同条第二項第二号イからハまでの規定中「又は第十七条の二の二」を「から第十七条の二の三まで」に改め、同号ニ中「又は第十七条の三の二」を「から第十七条の三の三まで」に改める。

第十八条の四第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二条の十二の二の規定の適用については、同条第三項第二号イ中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条の四の規定」とする。

第十八条の五第一項中「第十七条の二の二第一項」の下に「、第十七条の二の三第一項」を、「第二十五条の二の二第一項」の下に「、第二十五条の二の三第一項」を加える。

第十八条の六第一項中「第十七条の二の二第一項」の下に「、第十七条の二の三第一項」を加える。

第十八条の七第一項中「、第十七条の二の二」を「から第十七条の二の三まで」に改める。

第二十五条の見出しを「（被災連結法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）」に改め、同条第一項中「規定する連結法人」を「掲げる連結法人」に、「当該各号に掲げる事実」を「再生計画認可の決定があったことに準ずる政令で定める事実」に、「個別損金額」を「個別益金額又は個別損金額」に、「第五十九条第二項」を「第二十五条第三項、第三十三条第四項及び第五十九条第二項」に、「同項中」を「同法第二十五条第三項中「政令で定める事実」とあるのは「政令で定める事実又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十五条第一項（被災連結法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実」と、同法第三十三条第四項中」に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（第一号において「震災特例法」という。）第二十五条第一項各号」を「震災特例法第二十五条第一項」に、「あつた場合の欠損金の損金算入」を「ある場合の評価損益等」に、「に掲げる事実」を「に規定する政令で定める事実」に、「同項第一号」を「同法第五十九条第二項」に、「債権」を「事実」に、「債権（」を「事実（又は」に、「第二十五条第一項各号に掲げる事実にあつては、当該各号に規定する債権）」を「第二十五条第一項（被災連結法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実」と、同項第三号中「第二十五条第三項（震災特例法第二十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は第三十三条第四項（震災特例法第二十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）」に改め、同項第一号中「第二十二条第一項に規定する買取決定に係る債権の債務者である連結法人について債務処理に関する計画が策定されたこと。」を「第十九条第四項に規定する支援決定の対象となった連結法人」に改め、同項第二号中「について債務処理に関する計画が策定されたこと。」を削り、同条第二項中「あつた場合の欠損金の損金算入」を「ある場合の評価損益等」に、「除く。）又は同条第三項」を「同項第三号」に改め、「除き、」を削り、「含む。）又は第五十九条第三項」を「含み、第五十九条第二項第三号」に改める。

第二十五条の二第一項の表の第一号中「第五十一条」を「第六十四条」に、「第五十二条」を「第六十五条」に改め、同条第二項中「並びに次条第二項」を「、次条第二項」に改め、「及び第三項」の下に「並びに第二十五条の二の三第二項及び第三項」を、「第六十八条の十五の二」の下に

「、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の五」を加え、同条第十五項中「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「、第六十八条の十五及び第六十八条の十五の二」を「及び第六十八条の十五から第六十八条の十五の五まで」に、「第六十八条の十五の二」とあるのは「第六十八条の十五の五」とあるのは「第六十八条の十五の五」に、「及び第六十八条の十三第一項」を「、第六十八条の十三第一項及び第六十八条の十五第二項」に、「第六十八条の十五の二第一項」を「第六十八条の十五の二第一項中「第五項並びに」とあるのは「第五項並びに震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項並びに」と、同法第六十八条の十五の三第二項中「第六十八条の十五の五」とあるのは「第六十八条の十五の五並びに震災特例法第二十五条の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の四第二項」に、「第六十八条の十五の二第一項」を「第六十八条の十五の五第一項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13　第一項又は第五項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の十五の三の規定の適用については、同条第三項第一号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二第一項若しくは第五項の規定」とする。

第二十五条の二の二の見出し中「避難解除区域」を「避難解除区域等」に改め、同条第一項中「第十八条」を「第二十六条」に、「避難解除区域」を「避難解除区域等」に、「からニまで」を「、ロ、ニ又はホ」に、「同日」を「同日又は同号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日」に改め、「その製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含む。）に供されたことのない」を削り、「いう。）を」を「いう。）でその製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含む。）に供されたことのないものを」に改め、同条第二項中「第十八条」を「第二十六条」に、「避難解除区域」を「避難解除区域等」に、「同日」を「同日又は同法第四条第四号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日」に、「その製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含む。）に供されたことのない特定機械装置等」を「特定機械装置等でその製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含む。）に供されたことのないもの」に改め、「次項」の下に「、第二十五条の二第二項及び第三項」を、「第六十八条の十五の二」の下に「、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の五」を加え、同条第四項中「第十七条の二の二第二項」を「第十七条の二の三第二項」に改め、同条第六項第四号中「前条」を「前二条」に改め、同条第七項中「前条第八項」を「第二十五条の二第八項」に、「次条第一項」を「第二十五条の二の三第一項」に、「次条第四項」を「第二十五条の二の三第四項」に、「第十七条の二の二第二項」を「第十七条の二の三第二項」に、「第十七条の二の二の二第三項」を「第十七条の二の三第三項」に改め、同条第十項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「、第六十八条の十五及び第六十八条の十五の二」を「及び第六十八条の十五から第六十八条の十五の五まで」に、「第六十八条の十五の二」とあるのは「第六十八条の十五の五」とあるのは「第二十五条の二の二第二項」を「第二十五条の二の三第二項

作し、若しくは建設して、これを当該企業立地促進区域内において当該連結親法人又はその連結子法人の同法第十八条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業（以下この項及び次項において「避難解除等区域復興再生推進事業」という。）の用に供した場合には、当該避難解除等区域復興再生推進事業の用に供した日を含む連結事業年度（次項において「供用年度」という。）の当該特定機械装置等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定機械装置等が機械及び装置である場合にあっては当該特定機械装置等の取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額をいい、当該特定機械装置等が建物及びその附属設備並びに構築物である場合にあっては当該特定機械装置等の取得価額の百分の二十五に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、福島復興再生特別措置法第二十二条に規定する認定事業者に該当するものが、企業立地促進区域に係る対象期間内に、特定機械装置等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該企業立地促進区域内において当該連結親法人又はその連結子法人の避難解除等区域復興再生推進事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する法人税の額（この項及び次項、前条第二項及び第三項並びに次条第二項及び第三項、租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十三、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の二、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の五、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八並びに第六十八条の六十九並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下第四項までにおいて「調整前連結税額」という。）から、当該連結親法人の税額控除限度額（当該避難解除等区域復興再生推進事業の用に供した当該特定機械装置等の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する金額の合計額をいう。以下この項及び第四項において同じ。）及び当該各連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人の繰越税額控除限度超過額及び当該各連結子法人の繰越税額控除限度超過額の合計額に相当する金額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の法人税額基準額（当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（同項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額を控除した残額）の合計額をいう。

3　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、各連結事業年度において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該連結親法人の繰越税額控除限度超過額及び当該各連結子法人の繰越税額控除限度超過額の合計額に相当する金額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の法人税額基準額（当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その繰越税額控除限度超過額は、当該法人税額基準額を限度とする。

4　前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日前四年以内に開始した各連結事業年度（当該連結事業年度開始の日前四年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度（以下この項において「四年以内事業年度」という。）とし、当該連結事業年度まで連続して当該連結親法人による連結確定申告書の提出（四年以内事業年度にあっては、確定申告書の提出）をしている場合の各連結事業年度又は四年以内事業年度に限る。）における税額控除限度額（四年以内事業年度にあっては、第十七条の二の二第二項に規定する税額控除限度額（以下この項において「単体税額控除限度額」という。）を含む。）のうち、第二項の規定（単体税額控除限度額については、同条第二項の規定）による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額から控除された金額（既に同条第三項の規定により四年以内事業年度において法人税の額から控除された金額を含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額をいう。

5　第一項の規定は、連結親法人又は当該連結

親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、適用しない。

6　第一項から第三項までの規定は、これらの規定に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。

一　連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二　連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三　清算中の連結子法人

四　次に掲げる規定の適用を受ける連結事業年度における当該適用に係る連結法人

イ　前条の規定

ロ　前条の規定に係る第二十六条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八条の四十第一項又は第四項の規定

ハ　前条の規定に係る第二十六条の六第一項前段の規定によりみなして適用される租税特別措置法第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

7　前条第八項の規定は第一項の規定を適用する場合について、同条第九項及び第十項の規定は第二項の規定を適用する場合について、同条第十一項及び第十二項の規定は第三項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第八項中「第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産」とあるのは「次条第一項に規定する特定機械装置等」と、同条第九項中「第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産」とあるのは「次条第一項に規定する特定機械装置等」と、「当該減価償却資産」とあるのは「当該特定機械装置等」と、同条第十一項中「第四項」とあるのは「次条第四項」と、「第十七条の二第二項」とあるのは「第十七条の二の二第二項」と、同条第十二項中「第四項」とあるのは「次条第四項」と、「第十七条の二第三項」とあるのは「第十七条の二の二第三項」と読み替えるものとする。

8　第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の十五の三の規定の適用については、同条第三項第一号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二の二第一項の規定」とする。

9　第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十五条の二の二第二項若しくは第三項（連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項（連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第二項及び第三項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項（連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項（連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項（連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」とする。

10　第二項又は第三項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の九（同法第六十八条の九の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八条の十、第六十八条の十一、第六十八条の十三及び第六十八条の十五から第六十八条の十五の五までの規定の適用については、同法第六十八条の十五の五」とあるのは「第六十八条の十五の五並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十第二項、第六十八条の十一第二項、第六十八条の十三第一項及び第六十八条の十五第二項中「第六十八条の十五の五」とあるのは「第六十八条の十五の五並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の五並びに」とあるのは「第五項並びに」とあるのは「第五項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項並びに」と、同法第六十八条の十五の三第二項中「第六十八条の十五の五」とあるのは「第六十八条の十五の五並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の四第二項中「次条」とあるのは「次条並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」と、同法第六十八条の十五の五第一項中「前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは「前条第二項、第三項及び第五項並びに震災特例法第二十五条の二の二第二項及び第三項」とする。

11　第五項から第八項まで及び前項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十五条の三第一項中「第五十一条」を「第六十五条」に、「第五十二条」を「第六十六条」に、「第六十八条の六十七第一項」を「第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第

二項、第三項及び第五項、第六十八条の六十七第一項」に改め、同条第二項第一号から第三号までの規定中「前二条」を「前三条」に改め、同項第四号中「第六十八条の十五の二」の下に「又は第六十八条の十五の五」を加え、同条第六項中「及び第六十八条の十五」を「、第六十八条の十五、第六十八条の十五の三及び第六十八条の十五の四」に、「第六十八条の十五の二」を「第六十八条の十五の五」に、「及び第六十八条の十三第一項」を「、第六十八条の十三第一項、第六十八条の十五第二項及び第六十八条の十五の三第二項」に、「第六十八条の十五第二項」を「第六十八条の十五の四第二項」に改める。

第二十五条の三の二の見出し中「避難解除区域」を「避難解除区域等」に改め、同条第一項中「第十九条」を「第二十七条」に、「避難解除区域」を「避難解除区域等」に、「から二まで」を「、ロ、ニ又はホ」に、「同日以後三年」を「同日又は同号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日以後三年」に、「規定する指示」を「規定する避難指示」に、「第六十八条の六十七第一項」を「第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六十七第一項」に改め、同条第二項第一号から第三号までの規定中「又は第二十五条の二の二」を「から第二十五条の二の三まで」に改め、同項第四号中「前条」を「前二条」に改め、同項第五号中「第六十八条の十五の二」の下に「又は第六十八条の十五の五」を加え、同条第三項中「前条第三項」を「第二十五条の三第三項」に、「次条第一項」を「第二十五条の三の三第一項」に改め、同条第四項中「第二十五条の三の二第一項」を「第二十五条の三の三第一項」に、「避難解除区域」を「避難解除区域等」に改め、同条第五項中「及び第六十八条の十五」を「、第六十八条の十五、第六十八条の十五の三及び第六十八条の十五の四」に、「第六十八条の十五の五」を「、第二十五条の三の二」を「第二十五条の三の三」に、「及び第六十八条の十三第一項」を「、第六十八条の十三第一項、第六十八条の十五第二項及び第六十八条の十五の三第二項」に、「第六十八条の十五第二項」を「第六十八条の十五の四第二項」に改め、同条を第二十五条の三の三とする。

第二十五条の三の次に次の一条を加える。

（連結法人が企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）

第二十五条の三の二　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、福島復興再生特別措置法第二十四条に規定する提出企業立地促進計画（以下この項において「提出企業立地促進計画」という。）の同法第十八条第四項の規定による提出のあった日から同日又は提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域（同条第二項第二号に規定する企業立地促進区域をいう。以下この項において同じ。）に該当する同号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後三年を経過する日までの期間（当該期間内における当該企業立地促進区域の変更により新たに企業立地促進区域に該当することとなる区域については、政令で定める対象期間）内に同法第二十条第三項の認定を受けたものが、当該認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間（当該連結親法人又はその連結子法人が同条第四項に規定する認定事業者に該当しないこととなった場合その他の政令で定める場合には、政令で定める期間。以下この項において「適用期間」という。）内の日を含む各連結事業年度（当該連結親法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。）の適用期間内において、当該提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域内に所在する同法第十八条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業を行う事業所に勤務する避難対象雇用者等（避難対象区域（同号に規定する避難指示の対象となった区域をいう。以下この項において同じ。）内に所在する事業所に勤務していた者又は避難対象区域内に居住していた者として政令で定める者をいう。）に対して給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下この項において同じ。）を支給する場合には、当該適用年度の連結所得に対する法人税の額（この条、租税特別措置法第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十三、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八並びに第六十八条の六十九並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項において「調整前連結税額」という。）から、その支給する給与等の額のうち当該適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの（当該給与等の額のうち他の者（当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）の百分の二十に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

2　前項の規定は、次に掲げる規定の適用を受ける連結事業年度については、適用しない。

一　第二十五条の二から第二十五条の二の三までの規定

二　第二十五条の二から第二十五条の二の三までの規定に係る第二十六条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八条の四十第一項又は第四項の規定

三　第二十五条の二から第二十五条の二の三までの規定に係る第二十六条の六第一項前段の規定によりみなして適用される租税特別措置法第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

四　前条の規定

五　租税特別措置法第六十八条の十五の二又は第六十八条の十五の五の規定

3　前条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「被災雇用者等」とあるのは「次条第一項に規定する避難対象雇用者等」と、同条第四項中「被災雇用者等」とあるのは「避難対象雇用者等」と読み替えるものとする。

4　第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十五条の三の二第一項（連結法人が企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款及び震災特例法第二十五条の三の二第一項（連結法人が企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額及び震災特例法第二十五条の三の二第一項（連結法人が企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第二十五条の三の二第一項（連結法人が企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び震災特例法第二十五条の三の二第一項（連結法人が企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」とする。

5　第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の九（同法第六十八条の九の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八条の十、第六十八条の十一、第六十八条の十三、第六十八条の十五、第六十八条の十五の三及び第六十八条の十五の四の規定の適用については、同法第六十八条の九第一項中「第六十八条の十五の五」とあるのは「第六十八条の十五の五並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十五条の三の二」と、同法第六十八条の十第二項、第六十八条の十一第二項、第六十八条の十三第一項、第六十八条の十五第二項及び第六十八条の十五の三第二項中「第六十八条の十五の五」とあるのは「第六十八条の十五の五並びに震災特例法第二十五条の三の二」と、同法第六十八条の十五の四第二項中「次条」とあるのは「次条並びに震災特例法第二十五条の三の二」とする。

6　第二項、第三項及び前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十五条の四第一項中「並びに前二条」を「、第二十五条の二の三第二項及び第三項並びに前三条」に、「第六十八条の十五の三」を「第六十八条の十五の六」に、「震災特例法第二十五条の三第一項の規定及び」を「震災特例法第二十五条の二の三第二項又は第三項の規定、震災特例法第二十五条の三第一項の規定、」に、「規定を含む」を「規定及び震災特例法第二十五条の三の三第一項の規定を含む」に、「とし、震災特例法第二十五条の三第一項」を「とし、震災特例法第二十五条の二の三第二項又は第三項の規定にあつてはそれぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額とし、震災特例法第二十五条の三第一項」に、「控除した金額とする」を「控除した金額とし、震災特例法第二十五条の三の三第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする」に、「第二十五条の三並びに第二十五条の三の二」を「第二十五条の二の三第二項及び第三項並びに第二十五条の三から第二十五条の三の三まで」に、「第六十八条の十五第三項」を「第六十八条の十五の四第三項」に、「若しくは第二十五条の二の二第三項若しくは第二十五条の二の三第三項」に、「第六十八条の九の二第八項第一号」を「第六十八条の十第四項」に、「含む。）」を「該当するもの」に、「若しくは第二十五条の二の二第四項」を「、第二十五条の二の二第四項若しくは第二十五条の二の三第四項」に改める。

第二十五条の五第一項中「第五十一条又は第五十二条」を「第六十四条又は第六十五条」に改め、同条第四項中「及び第二項又は第五項」を削り、同条第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の十五の三の規定の適用については、同条第三項第一号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の五の規定」とする。

第二十六条に次の一項を加える。

3　第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の十五の三の規定の適用については、同条第三項第一号中「又は」

とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の規定」とする。

第二十六条の三第一項中「の規定により同法」を「（福島復興再生特別措置法第六十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により東日本大震災復興特別区域法」に、「第五十一条」を「第六十四条」に、「第五十二条」を「第六十五条」に改め、同条第二項中「又は第二十五条の三の二」を「から第二十五条の三の三まで」に改め、同条第六項第五号中「又は第二十五条の二の二」を「から第二十五条の二の三まで」に改める。

第二十六条の四第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の十五の三の規定の適用については、同条第三項第一号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十六条の四の規定」とする。

第二十六条の五第一項中「第二十五条の二の二第一項」の下に、「第二十五条の二の三第一項」を、「第十七条の二の二第一項」の下に、「第十七条の二の三第一項」を加える。

第二十六条の六第一項中「第二十五条の二の二第一項」の下に、「第二十五条の二の三第一項」を加える。

第二十六条の七第一項中「、第二十五条の二の二」を「から第二十五条の二の三まで」に改める。

第三十八条の三第一項第一号中「この項」の下に「、第五項第二号イ」を加え、同項第二号イ中「経営贈与承継期間内に」を「各第一種贈与基準日（に、「における」を「をいう。イ及び第五項第二号イにおいて同じ。）における」に、「数が当該被災事業所」を「数の合計を経営贈与承継期間の末日において経営贈与承継期間内に存する第一種贈与基準日の数で除して計算した数が、当該被災事業所」に改め、「あっては、」の下に「各第一種贈与基準日における」を加え、「数が当該事業所」を「数の合計を経営贈与承継期間の末日において経営贈与承継期間内に存する第一種贈与基準日の数で除して計算した数が、当該事業所」に改め、同項第三号中「限り、」の下に「経営贈与承継期間の末日（経営贈与承継期間内に同条第四項第九号に掲げる場合又は贈与特定期間内に同条第六項の表の第一号の上欄（同条第四項第九号に係る部分に限る。）に掲げる場合に該当することとなった場合にあっては、」を加え、「期間）は」を「期間）においては」に改め、同条第三項第二号イ中「経営承継期間内に」を「各第一種基準日（に、「における」を「をいう。イにおいて同じ。）における」に、「数が当該被災事業所」を「数の合計を経営承継期間の末日において経営承継期間内に存する第一種基準日の数で除して計算した数が、当該被災事業所」に改め、「あっては、」の下に「各第一種基準日における当該事業所の常時使用従業員の数と各第一種相続基準日における」を加え、「数が当該事業所」を「数の合計を経営相続承継期間の末日において経営贈与承継期間内に存する第一種贈与基準日の数と経営相続承継期間内に存する第一種相続基準日の数の合計で除して計算した数が、当該事業所」に改め、同項第三号中「限り、」の下に「経営相続承継期間の末日（経営相続承継期間内に同法第七十条の七の二第三項第九号に掲げる場合又は相続特定期間内に同法第七十条の七の四第三項の規定により読み替えられた同法第七十条の七の二第五項の表の第一号の上欄（同条第三項第九号に係る部分に限る。）に掲げる場合に該当することとなった場合にあっては、」を加え、「期間）は」を「期間）においては」に改める。

第二十八条の四第一項第一号ロ中「贈与が」を「贈与が、」に、「を受け、」を「があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる政令で定める事実が生じた場合を含む。第三項第一号ロにおいて同じ。）において」に改め、「当該更生計画」の下に「（債務の処理に関する計画として政令で定めるものを含む。第三項第一号ロにおいて同じ。）」を加え、同条第三項第一号ロ中「贈与が」を「贈与が、」に、「を受け、」を「があった場合において」に改める。

第四十条の四中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第四十一条の二第一項中「登録免許税法」の下に「（昭和四十二年法律第三十五号）」を加える。

第四十一条の四中「平成三十年九月三十日」と」の下に「、税率は、株式会社商工組合中央金庫が同法第二十一条第一項第二号に掲げる業務のうち同法第六条第一項第十二号に掲げるものに対するものを行う場合には」とあるのは「税率は、」と」を加える。

第四十三条の二第一項中「第八十七条に」を「第八十七条第一項に」に、「又は租税特別措置法第八十七条若しくは」を「並びに租税特別措置

法第八十七条第一項及び」に、「当該清酒等の移出の日が次の各号に掲げる期間のいずれに属するかに応じ、これらの規定」を「同項の規定」に、「当該各号に定める割合」を「百分の九十三・七五」に改め、同項各号を削る。

第四十五条第一項及び第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第五十二条第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正）

第十条　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第七号中「第三十七条の十二の二第十一項」を「第三十七条の十二の二第九項」に、「第三十七条の十三の二第七項」を「第三十七条の十三の二第十項」に改める。

第十条第四号ロ中「及び同法」を「、同法」に改め、「償還差益」の下に「及び同法第四十一条の十二の二第一項に規定する差益金額」を加え、同条第五号ロ中「並びに同法」を「、同法」に改め、「償還差益」の下に「並びに同法第四十一条の十二の二第一項に規定する差益金額」を加える。

第二十八条第一項中「第四十一条の十二第三項」の下に「、第四十一条の十二の二第二項から第四項まで」を加える。

第三十三条第一項の表租税特別措置法の項中「第四十条第十三項」を「第四十条第十四項」に改める。

第五十二条第二項第二号中「（同法第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「又は第六十八条の十五第五項」を「、第六十八条の十五第五項又は第六十八条の十五の四第五項」に改め、同項第四号中「第二十五条の三第一項並びに第二十五条の三の二第一項」を「第二十五条の二の三第二項及び第三項、第二十五条の三第一項、第二十五条の三の二第一項並びに第二十五条の三の三第一項」に、「同条第三項」を「同条第一項から第三項まで、第六項」に、「第六十八条の九の二第二項又は第五項」を「第六十八条の九の二第一項」に、「並びに第六十八条の十五の二第一項」を「、第六十八条の十五の二第一項、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項及び第三項並びに第六十八条の十五の五第一項」に、「第六十八条の十五の三第一項後段」を「第六十八条の十五の六第一項後段」に、「第六十八条の十五の三第一項に」を「第六十八条の十五の六第一項に」に、「に相当する金額がある場合には、当該相当する金額のうち当該連結親法人又は連結子法人に帰せられる金額を控除した金額」を「を除く。」に改める。

第六十三条第二項第二号中「この号及び第六項」を「この条」に改め、同条第三項中「この項」の下に「及び第五項」を加え、「をいう。」を「をいう。第五項において同じ。」に、「第六項及び第十項」を「以下この条」に、「第六項の」を「第八項の」に改め、同条第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第十一項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第六十三条第十一項」を「第六十三条第十三項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項中「第六項第一号」を「第八項第一号」に、「第六十三条第十項」を「第六十三条第十二項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「第六項の」を「第八項の」に、「第六十三条第六項」を「第六十三条第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「第六十三条第六項」を「第六十三条第八項」に、「同条第六項」を「同条第八項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　国税通則法第七十一条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定により法人税について更正の請求に係る更正が行われた場合において、同号に定める期間の満了する日が同法第七十条の規定又は第三項若しくは第八項の規定により当該法人税に係る復興特別法人税についての更正決定等をすることができる期間の満了する日後に到来するときは、当該復興特別法人税についての更正若しくは決定又は当該更正若しくは決定に伴って行われることとなる加算税についてする賦課決定は、同条の規定並びに第三項及び第八項の規定にかかわらず、当該更正の請求があった日から六月間においても、することができる。同法第七十一条第一項（同号に係る部分に限る。）の規定により復興特別法人税について更正の請求に係る更正が行われた場合における当該復興特別法人税に係る法人税についての更正又は賦課決定についても、同様とする。

6　前項の場合において、国税通則法第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「あつた日」とあるのは、「あつた日とし、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六十三条第五項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）の規定による更正若しくは決定又は賦課決定により納付すべきものについては、同項に規定する更正又は決定があつた日」とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次に掲げる規定　平成二十五年六月一日

イ　第一条中所得税法第十七条の改正規定及び附則第三条の規定

ロ　第六条中国税通則法第三十三条の改正規定及び同法第八十五条の改正規定

ハ　第八条中租税特別措置法第四十条の改正規定、同法第四十一条第五項の改正規定（「をいう。以下この項」を「又は同法第十六条の規定により低炭素建築物とみなされる同法第九条第一項に規定する特定建築物に

該当する家屋で政令で定めるものをいう。以下この項」に改める部分に限る。）及び同法第七十四条の二第一項の改正規定並びに附則第五十三条、第五十四条第二項及び第八十七条第一項の規定

ニ　第十条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の表租税特別措置法の項の改正規定

二　第七条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十一条の改正規定及び同法第十一条の二の改正規定　平成二十五年七月一日

三　次に掲げる規定　平成二十六年一月一日

イ　第八条中租税特別措置法第九条の八の改正規定（同条第一号に係る部分を除く。）、同法第十条の二の改正規定、同法第十条の五の改正規定、同法第十条の六第一項第一号の改正規定、同項第二号の改正規定、同条第二項の改正規定（「から第三項まで」を削る部分に限る。）、同条第三項の改正規定（「若しくは第十条の三第五項」を「、第十条の三第五項若しくは第十条の五の三第五項」に改める部分を除く。）、同法第二十二条第一項の改正規定（「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「以下この項」を「第一号」に改める部分を除く。）、同法第二十六条第一項の改正規定、同法第三十七条の十四の改正規定、同法第三十七条の十四の三第四項の改正規定、同法第四十一条の改正規定（同条第五項中「（平成二十四年法律第八十四号）」を削り、「をいう。以下この項」を「又は同法第十六条の規定により低炭素建築物とみなされる同法第九条第一項に規定する特定建築物に該当する家屋で政令で定めるものをいう。以下この項」に改める部分、同条第六項中「第二項」を「第三項」に改める部分、同条第八項中「、第三十七条の五若しくは第三十七条の九の二」を「若しくは第三十七条の五」に改める部分、同条第九項中「、第三十七条の五又は第三十七条の九の二」を「又は第三十七条の五」に改める部分、同条第十項中「第二項」を「第三項」に改める部分、同条第十四項に係る部分（同項を同条第二十一項とする部分を除く。）及び同条第十五項に係る部分（同項を同条第二十二項とする部分を除く。）、同法第四十一条の二の改正規定、同法第四十一条の二の二の改正規定、同法第四十一条の三第一項の改正規定、同法第四十一条の三の二の改正規定（同条第二項中「三十万円」を「五十万円」に、「第二項」を「第三項」に改める部分を除く。）、同法第四十一条の十九の二第一項の改正規定（「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に改める部分に限る。）、同法第四十一条の十九の四第一項の改正規定（「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に改める部分に限る。）、同法第五十八条第五項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）、同法第六十九条の四第一項の改正規定、同条第三項第二号の改正規定、同法第九十三条の改正規定（同条第一項に一号を加える部分、同条第二項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に一号を加える部分及び同条第四項中「第七十条の七第二十三項及び第七十条の七の二第二十三項（第七十条の七の四第十四項」を「第七十条の七第十四項第十号及び第二十八項並びに第七十条の七の二第十四項第十号イ（第七十条の七の四第十一項において準用する場合を含む。）及び第二十八項（同条第十五項」に改める部分を除く。）、同法第九十四条の改正規定、同法第九十五条の改正規定及び同法第九十七条の二の改正規定（同条第十項及び第二十二項に係る部分に限る。）並びに附則第三十二条、第三十四条、第三十六条、第三十九条、第四十条、第四十八条、第四十九条、第五十四条第一項及び第四項、第五十五条第三項、第八十五条第一項、第九十条、第九十一条並びに第百四条（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第八条第二項の表第三項の項の改正規定（「第十条の二第四項各号」を「第十条第八項第五号」に改める部分に限る。）に限る。）の規定

ロ　第九条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の四第一項の改正規定（「第十条の二第四項各号」を「第十条第八項第五号」に改める部分に限る。）、同法第十条の五第六項の改正規定、同法第十三条の改正規定及び同法第十三条の二の改正規定並びに附則第九十五条の規定

四　次に掲げる規定　平成二十六年四月一日

イ　第五条及び附則第十六条の規定

ロ　第八条中租税特別措置法第四十一条第六項の改正規定（「第二項」を「第三項」に改める部分に限る。）、同条第十項の改正規定（「第二項」を「第三項」に改める部分に限る。）、同法第四十一条の三の二の改正規定（同条第二項中「三十万円」を「五十万円」に、「第二項」を「第三項」に改める部分及び同条第五項中「三十万円」を「五十万円」に、「第二項」を「第三項」に改める部分に限る。）、同法第四十一条の十九の二の改正規定（同条第一項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第四十一条の十九の四の見出しの改正規定、同条の改正規定（同条第一項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に改める部分を除く。）並びに同法第四十二条の三第一項及び第三項の改正規定（「第四十一条の十

の四第十三項」を「第四十一条の十九の四第十四項」に改める部分に限る。）並びに附則第五十五条第一項及び第二項、第五十九条並びに第六十条の規定

五　次に掲げる規定　平成二十七年一月一日

イ　第一条中所得税法第八十九条第一項の表の改正規定、同法別表第二八の改正規定、同法別表第三の改正規定及び同法別表第四の改正規定並びに附則第五条から第七条までの規定

ロ　第三条の規定（同条中相続税法第一条の三第二号の改正規定、同法第一条の四第二号の改正規定及び同法第二十一条の四（見出しを含む。）の改正規定を除く。）並びに附則第十条、第十二条及び第十三条の規定

ハ　第八条中租税特別措置法第九条の七第一項の改正規定、同法第六十九条の四第二項の改正規定、同法第六十九条の五の改正規定、同法第七十条の三の前に二条を加える改正規定、同法第七十条の四の見出しの改正規定、同法第七十条の六の見出しの改正規定、同法第七十条の六の四の見出しの改正規定、同条第二項第五号の改正規定、同条第十三項の改正規定、同条第十四項の改正規定（「納税猶予」の下に「及び免除」を加える部分に限る。）、同条第十五項の改正規定、同法第七十条の七（見出しを含む。）の改正規定（同条第二項第三号ト を削る部分及び同項第五号中「第七十条の二の二」を「第七十条の二の三及び第七十条の二の四」に改める部分を除く。）、同法第七十条の七の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第七十条の七の四（見出しを含む。）の改正規定並びに次条並びに附則第四条並びに第八条第一項及び第二項の規定

ロ　第七条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の改正規定

ハ　第八条中租税特別措置法第三条の改正規定、同法第三条の二の改正規定、同法第三条の三の改正規定、同法第四条の四第三項の改正規定、同法第五条の二の改正規定、同法第五条の三の改正規定（同条第一項中「平成二十五年三月三十一日までに発行された特定振替社債等で」を削る部分及び「受けているもの」を「受けている特定振替社債等」に改める部分、同条第二項に係る部分（「第五項」を「第九項」に改める部分を除く。）並びに同条第四項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第七号を同項第六号とし、同号の次に一号を加える部分を除く。）、同法第六条の改正規定、同法第八条の改正規定、同法第八条の二の改正規定、同法第八条の三の改正規定、同法第八条の四（見出しを含む。）の改正規定、同法第八条の五（見出しを含む。）の改正規定、同法第九条の二第一項の改正規定、同法第九条の三の改正規定、同法第九条の三の二の改正規定、同法第九条の八第一項の改正規定、同法第九条の二第四項並びに第二十九条の三第三項及び第六項の改正規定、同法第三十七条の十（見出しを含む。）の改正規定、同法第三十七条の十一及び第三十七条の十一の二を削る改正規定、同法第三十七条の十の二の改正規定、同条を第三十七条の十一の二とする改正規定、同法第三十七条の十の次に一条を加える改正規定、同法第三十七条の十一の三の改正規定、同法第三十七条の十一の五第一項の改正規定、同法第三十七条の十一の六の改正規定、同法第三十七条の十二の改正規定、同法第三十七条の十二の二の改正規定、同法第三十七条の十三の改正規定（同条第一項第一号に係る部分を除く。）、同法第三十七条の十三の二の改正規定、同法第三十七条の十四の二の改正規定、同法第三十七条の十四の三の改正規定（同条第四項を改める部分を除く。）、同法第三十七条の十五の改正規定、同法第三十七条の十六を削る改正規定、同法第三十八条の改正規定、同法第四十一条の十二の改正規定（同条第一項中「第三条第一項」を「（昭和六十二年法律第六十二号）第三条第一項」に改め、「民間都市開発推進機構」の下に「（政令で定めるものに限る。）」を加える部分を除く。）、同条の次に一条を加える改正規定、同法第四十一条の十三（見出しを含む。）の改正規定（同条第二項中「平成二十五年三月三十一日までに発行された第五条の三第四項第七号」を「第五条の三第四項第七号」に改める部分を除く。）、同条の次に二条を加える改正規定、同法第四十一条の二十の二

第二項第三号の改正規定、同法第四十二条の二第一項第一号の改正規定（「これに類するものとして政令で定めるもの」を「第五条の三第四項第七号イからリまでに掲げるもの」に改める部分を除く。）、同項第四号の改正規定、同法第四十二条の二の二の改正規定、同法第四十二条の三の改正規定（同条第一項及び第三項に係る部分を除く。）、同法第六十七条の十七の改正規定（同条第二項中「平成二十五年三月三十一日までに発行された第五条の三第四項第一号」を「第五条の三第四項第七号」に改める部分を除く。）、同法第六十七条の十八を削る改正規定、同法第八十条第二項の改正規定並びに同法第九十七条の二第三十項の改正規定並びに附則第十九条から第二十一条まで、第二十二条第一項から第五項まで、第二十三条から第二十九条まで、第四十二条から第四十七条まで、第五十条から第五十二条まで、第五十六条から第五十八条まで、第七十二条、第七十三条及び第百一条の規定

二　第十条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六条第七号の改正規定、同法第十条の改正規定及び同法第二十八条第一項の改正規定

七　第一条中所得税法第二百二十四条の五第一項の改正規定及び附則第八条第三項の規定

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十六号）の施行の日

八　第八条中租税特別措置法第六十七条の十五第一項第二号への改正規定及び附則第七十一条の規定　金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　　号）の施行の日

九　第八条中租税特別措置法第八十三条の三を第八十三条の四とし、第八十三条の二の次に一条を加える改正規定　不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　　号）の施行の日

十　次に掲げる規定　福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　　号）の施行の日

イ　第九条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の二第一項の表の第一号の改正規定、同法第十条の二の二（見出しを含む。）の改正規定、同条を同法第十条の二の三とする改正規定、同法第十条の二の次に一条を加える改正規定、同法第十条の三の改正規定（同条第二項中「第十条の五」の下に「若しくは第十条の五の四」を加える部分を除く。）、同法第十条の三の二（見出しを含む。）の改正規定（同条第二項中「第十条の五」の下に「若しくは第十条の五の四」を加える部分を除く。）、同条を同法第十条の三の三とする改正規定、同法第十条の三の次に一条を加える改正規定、同法第十条の四第一項の改正規定（「第十条の三第四項」を「第十条の五の三第四項」に改める部分及び「第十条の二第四項各号」を「第十条第八項第五号」に改める部分を除く。）、同法第十条の五第一項の改正規定、同法第十一条の三の改正規定、同法第十七条の二第一項の表の第一号の改正規定、同法第十七条の二の二の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「第四十二条の十二」の下に「、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の四」を加える部分を除く。）、同条第四項の改正規定、同条第六項各号の改正規定、同条第七項の改正規定、同条を同法第十七条の二の三とする改正規定、同法第十七条の二の次に一条を加える改正規定、同法第十七条の三の改正規定（「第五十一条」を「第六十五条」に、「第五十二条」を「第六十五条の二」に改める部分に限る。）、同条第二項第一号から第三号までの改正規定、同法第十七条の三の二の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定（「第六十二条第一項」を「第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項、第六十二条第一項」に改める部分を除く。）、同条第二項第一号から第三号までの改正規定、同項第四号の改正規定、同条第三項の改正規定、同条第四項の改正規定、同条第五項の改正規定（「第十七条の三の二」を「第十七条の三の三」に改める部分に限る。）、同条を同法第十七条の三の三とする改正規定、同法第十七条の三の次に一条を加える改正規定、同法第十七条の四第一項の改正規定（「第六十二条の十五の二」の下に「、第六十二条の十五の三第二項、第六十二条の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十二条の十五の五」を加える部分を除く。）、同条第四項の改正規定、同条第六項第四号の改正規定、同条第七項の改正規定、同条を同法第二十五条の二の三とする改正規定、同法第二十五条の二の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の三第一項の改正規定（「第五十一条」を「第六十四条」に、「第五十二条」を「第六十五条」に改める部分に限る。）、同条第二項第一号から第三号までの改正規定、同法第二十五条の三の二の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定、同法第二十五条の三の二第一項の表の第一号の改正規定、同条第二項の改正規定（「並びに次条第二項」を「、次条第二項」に改める部分及び「及び第三項」の下に「並びに第二十五条の二の三第二項及び第三項」を加える部分に限る。）、同法第二十五条の二の二の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「第六十八条の十五の二」の下に「、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の五」を加える部分を除く。）、同条第四項の改正規定、同条第六項第四号の改正規定、同条第七項の改正規定、同条を同法第二十五条の二の三とする改正規定、同法第二十五条の二の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の三第一項の改正規定（「第五十一条」を「第六十四条」に、「第五十二条」を「第六十五条」に改める部分に限る。）、同条第二項第一号から第三号までの改正規定、同法第二十五条の三の二の見出しの改正規定、同条第一項

の改正規定（「第六十八条の六十七第一項」を「第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の六十七第一項」に改める部分を除く。）、同条第二項第一号から第三号までの改正規定、同項第四号の改正規定、同条第三項の改正規定、同条第四項の改正規定、同条第五項の改正規定（「第二十五条の三の二」を「第二十五条の三の三」に改める部分に限る。）、同条を同法第二十五条の三の三とする改正規定、同法第二十五条の三の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の四第一項の改正規定（「第六十八条の十五の三」を「第六十八条の十五の六」に、「第六十八条の十五第三項」を「第六十八条の十五の四第三項」に、「第六十八条の九の二第八項第一号」を「第六十八条の十第四項」に、「含む。」を「該当するもの」に改める部分を除く。）、同法第二十五条の五第一項の改正規定、同法第二十六条の三の改正規定、同法第二十六条の五第一項の改正規定、同法第二十六条の六第一項の改正規定及び同法第二十六条の七第一項の改正規定並びに附則第九十二条、第九十七条第二項、第九十九条第二項及び第百四条（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第八条第二項の改正規定（「新租税特別措置法」を「平成二十五年新租税特別措置法」に改める部分及び同項の表の改正規定を除く。）、同項の表第一項の項の改正規定、同表第二項の項の改正規定（「若しくは第十条の二の二第四項若しくは第十条の二の三第四項」に改める部分に限る。）、同表第三項の項の改正規定（「若しくは第十条の二の二第五項」を「、第十条の二の二第五項若しくは第十条の二の三第五項」に改める部分に限る。）、同法附則第二十二条第三項の改正規定（同項の表の改正規定を除く。）、同項の表第十七条の二の二第九項の項の次に次のように加える改正規定、同法附則第二十三条第二項の改正規定（「新租税特別措置法」を「平成二十五年新租税特別措置法」に改める部分及び同項の表の改正規定を除く。）、同項の表第一項の項の改正規定、同表第二項の項の改正規定（「若しくは第二十五条の二の二第三項」を「、第二十五条の二の二第三項若しくは第二十五条の二の三第三項」に改める部分に限る。）、同表第三項の項の改正規定（「若しくは第二十五条の二の二第四項」を「、第二十五条の二の二第四項若しくは第二十五条の二の三第四項」に改める部分に限る。）及び同法附則第六十六条第二項の改正規定に限る。）の規定

ロ　第十条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第五十二条第二項第四号の改正規定（「第二十五条の三第一項並びに第二十五条の三の二第一項」を「第二十五条の二の三第二項及び第三項、第二十五条の三第一項、第二十五条の三の二第一項並びに第二十五条の三の三第一項」に改める部分に限る。）

（公共法人等及び公益信託等に係る非課税に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の所得税法（以下附則第八条までにおいて「新所得税法」という。）第十一条の規定は、同条第一項又は第二項に規定する内国法人又は公益信託若しくは加入者保護信託が同日前に支払を受けるべき同条第一項に規定する利子等、配当等、給付補塡金、利息、利益、差益及び利益の分配については、なお従前の例による。

（源泉徴収に係る所得税の納税地に関する経過措置）

第三条　新所得税法第十七条の規定は、同条に規定する源泉徴収をすべき所得税及び旧所得税法第十七条に規定する源泉徴収をすべき所得税を平成二十五年六月一日以後に納付する場合について適用し、同条に規定する源泉徴収をすべき所得税を同日前に納付した場合については、なお従前の例による。

（利子所得に関する経過措置）

第四条　新所得税法第二十三条第一項の規定は、平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき同項に規定する利子等について適用し、同日前に支払を受けるべき旧所得税法第二十三条第一項に規定する利子等については、なお従前の例による。

（所得税の税率に関する経過措置）

第五条　新所得税法第八十九条第一項の規定は、平成二十七年分以後の所得税について適用し、平成二十六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（平成二十七年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例）

第六条　平成二十七年において純損失の金額がある場合における新所得税法第百四十条第一項又は第百四十一条第一項（これらの規定を新所得

税法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定による還付金の計算の基礎となる所得税の額は、旧所得税法第二編第三章第一節又は第百六十五条の規定を適用して計算した所得税の額による。

（給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置）

第七条　新所得税法別表第二から別表第四までの規定は、平成二十七年一月一日以後に支払うべき新所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等については、なお従前の例による。

（告知及び支払調書に関する経過措置）

第八条　平成二十八年一月一日前に行われた旧所得税法第二百二十四条第四項に規定する割引債の償還については、なお従前の例による。

2　新所得税法第二百二十四条の三第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二百二十五条第一項（第十号及び第十一号に係る部分に限る。）及び第二百二十八条第二項（新所得税法第二百二十四条の三第二項に規定する株式等及び同条第四項に規定する償還金等に係る部分に限る。）の規定は、平成二十八年一月一日以後に行われる新所得税法第二百二十四条の三第二項に規定する株式等の譲渡又は同条第四項に規定する償還金等の交付について適用し、同日前に行われた旧所得税法第二百二十四条の三第二項に規定する償還金等の交付については、なお従前の例による。

3　新所得税法第二百二十四条の五第一項及び第二百二十五条第一項（第十三号に係る部分に限る。）の規定は、新所得税法第二百二十四条の五第二項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で附則第一条第七号に定める日以後に行われるものについて適用し、旧所得税法第二百二十四条の五第二項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同日前に行われたものについては、なお従前の例による。

（会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入に関する経過措置）

第九条　第二条の規定による改正後の法人税法第五十九条第二項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同項に規定する事実が生ずる場合について適用し、施行日前に第二条の規定による改正前の法人税法第五十九条第二項に規定する事実が生じた場合については、なお従前の例による。

（相続税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第十条　第三条の規定による改正後の相続税法（以下附則第十四条までにおいて「新相続税法」という。）の相続税に関する規定は、この附則に別段の定めがあるものを除き、平成二十七年一月一日以後に相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）により取得する財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

2　新相続税法の贈与税に関する規定は、この附則に別段の定めがあるものを除き、平成二十七年一月一日以後に贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。）により取得する財産に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

（相続税及び贈与税の納税義務者に関する経過措置）

第十一条　新相続税法第一条の三第二号及び第一条の四第二号の規定は、施行日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用し、施行日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

（未成年者控除に関する経過措置）

第十二条　新相続税法第十九条の三第一項の規定に該当する者が、その者又は同条第二項に規定する扶養義務者の平成二十七年一月一日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について第三条の規定による改正前の相続税法（以下附則第十四条までにおいて「旧相続税法」という。）第十九条の三第一項又は第二項の規定の適用を受けたことがある者である場合には、その者又はその扶養義務者が新相続税法第十九条の三第一項又は第二項の規定による控除を受けることができる金額は、同条第三項の規定にかかわらず、当該相続税について同条第一項の規定を適用するとしたならば控除を受けることができる金額（二回以上旧相続税法第十九条の三第一項又は第二項の規定による控除を受けた場合には、最初に相続又は遺贈により財産を取得した際に新相続税法第十九条の三第一項の規定を適用するとしたならば控除を受けることができる金額）から既に旧相続税法第十九条の三第一項若しくは第二項又は新相続税法第十九条の三第一項若しくは第二項の規定による控除を受けた金額の合計額を控除した金額に達するまでの金額とする。

（障害者控除に関する経過措置）

第十三条　新相続税法第十九条の四第一項の規定に該当する同項に規定する障害者が、その者又は同条第三項において準用する新相続税法第十九条の三第二項に規定する扶養義務者の平成二十七年一月一日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について旧相続税法、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）第三条の規定による改正前の相続税法、所得税法等の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第百九号）第三条の規定による改正前の相続税法、相続税法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十五号）による改正前の相続税法又は相続税法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第六号）による改正前の相続税法（以下この条において「旧法」と総称する。）第十九条の四第一項又は同条第三項において準用する旧法第十九条の三第二項の規定の適用を受けたことがある者である場合には、その者又はその扶養義務者が新相続税法第十九条の四第一項又は同条第三項において準用する新相続税法第十九条の三第二項の規定による控除を受けることができる金額は、同条第三項の規定にかかわらず、当該相続税について新相続税法第十九条

の四第一項の規定を適用するとしたならば控除を受けることができる金額（二回以上旧法第十九条の四第一項又は同条第三項において準用する旧法第十九条の三第二項の規定による控除を受けた場合には、最初に相続又は遺贈により財産を取得した際に新相続税法第十九条の四第一項の規定を適用するとしたならば控除を受けることができる金額）から既に旧法第十九条の四第一項若しくは同条第三項において準用する旧法第十九条の三第二項又は新相続税法第十九条の四第一項若しくは同条第三項において準用する新相続税法第十九条の三第二項の規定による控除を受けた金額の合計額を控除した金額に達するまでの金額とする。

（特定障害者に対する贈与税の非課税に関する経過措置）

第十四条　新相続税法第二十一条の四の規定は、施行日以後にされる同条第一項に規定する特定障害者扶養信託契約に基づく同項の信託について適用し、施行日前にされた旧相続税法第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約に基づく同項の信託については、なお従前の例による。

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第十五条　第四条の規定による改正後の登録免許税法（次項において「新登録免許税法」という。）の規定は、施行日以後に受ける登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2　施行日から子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日の前日までの間における新登録免許税法別表第三の一の項の第三欄の第三号の規定の適用については、同号中「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）」とあるのは、「児童福祉法」とする。

（印紙税法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条　第五条の規定による改正後の印紙税法別表第一第十七号の規定は、平成二十六年四月一日以後に作成される同号に掲げる金銭又は有価証券の受取書に係る印紙税について適用し、同日前に作成される同条の規定による改正前の印紙税法別表第一第十七号に掲げる金銭又は有価証券の受取書に係る印紙税については、なお従前の例による。

（国税通則法の一部改正に伴う経過措置）

第十七条　第六条の規定による改正後の国税通則法第七十一条第一項第三号及び第七十二条第一項の規定は、施行日以後にされる国税通則法第二十三条第一項の規定による更正の請求（以下この条において「更正の請求」という。）に係る国税について適用し、施行日前にされた更正の請求に係る国税については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則）

第十八条　別段の定めがあるものを除き、第八条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第二章の規定は、平成二十五年分以後の所得税について適用し、平成二十四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（利子所得の分離課税等に関する経過措置）

第十九条　個人が平成二十八年一月一日前に支払を受けるべき第八条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第三条第一項に規定する利子等については、なお従前の例による。

（国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等に関する経過措置）

第二十条　旧租税特別措置法第三条の三第一項の居住者又は同条第二項の内国法人が平成二十八年一月一日前に支払を受けるべき同条第一項に規定する国外公社債等の利子等については、なお従前の例による。

（勤労者財産形成貯蓄契約に基づく生命保険等の差益等の課税の特例に関する経過措置）

第二十一条　新租税特別措置法第四条の四第三項の規定は、平成二十八年一月一日以後の同項に規定する証券投資信託の終了又は一部の解約について適用し、同日前の旧租税特別措置法第四条の四第三項に規定する証券投資信託の終了又は一部の解約については、なお従前の例による。

（振替国債等の利子の課税の特例等に関する経過措置）

第二十二条　新租税特別措置法第五条の二の規定は、非居住者又は外国法人が平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき同条第一項に規定する振替国債又は振替地方債の利子について適用し、同日前に支払を受けるべき旧租税特別措置法第五条の二第一項に規定する振替国債又は振替地方債の利子については、なお従前の例による。

2　平成二十八年一月一日前に提出された旧租税特別措置法第五条の二第一項第一号に規定する非課税適用申告書又は同条第四項第一号に規定する組合等届出書及び組合契約書等の写し（当該非課税適用申告書若しくは組合等届出書及び組合契約書等の写し又はこれらにつき提出された同条第十四項に規定する申告書若しくは届出書及び組合契約書等の写し（以下この項において「異動申告書等」という。）の提出後に同条第十四項に規定する変更をした場合において、その変更をした日以後平成二十七年十二月三十一日までに異動申告書等の提出がされていないときにおける当該非課税適用申告書又は組合等届出書及び組合契約書等の写しを除く。）は、平成二十八年一月一日において提出された新租税特別措置法第五条の二第一項に規定する非課税適用申告書又は同条第四項に規定する組合等届出書及び組合契約書等の写しとみなす。

3　新租税特別措置法第五条の三の規定は、非居住者又は外国法人が平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき同条第一項に規定する特定振替社債等の同項に規定する利子等について適用し、同日前に支払を受けるべき旧租税特別措置法第五条の三第一項に規定する特定振替社債等の同項に規定する利子等については、なお従前の例による。

4　平成二十八年一月一日前に提出された旧租税

特別措置法第五条の三第一項第一号に規定する書類（以下この項において「非課税適用申告書」という。）又は同条第五項において準用する旧租税特別措置法第五条の二第四項第一号に規定する組合等届出書及び組合契約書等の写し（当該非課税適用申告書若しくは組合等届出書及び組合契約書等の写し又はこれらにつき提出された旧租税特別措置法第五条の三第五項において準用する旧租税特別措置法第五条の二第十四項に規定する申告書若しくは届出書及び組合契約書等の写し（以下この項において「異動申告書等」という。）の提出後に旧租税特別措置法第五条の三第五項において準用する旧租税特別措置法第五条の二第十四項に規定する変更をした場合において、その変更をした日以後平成二十七年十二月三十一日までに異動申告書等の提出がされていないときにおける当該非課税適用申告書又は組合等届出書及び組合契約書等の写しを除く。）は、平成二十八年一月一日において提出された新租税特別措置法第五条の三第一項に規定する非課税適用申告書又は同条第九項において準用する新租税特別措置法第五条の二第四項に規定する組合等届出書及び組合契約書等の写しとみなす。

5　平成二十八年一月一日前に旧租税特別措置法第五条の二第十八項（旧租税特別措置法第五条の三第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により承認を受けた旧租税特別措置法第五条の二第十八項に規定する適格口座管理機関（同日において当該承認を同条第二十項（旧租税特別措置法第五条の三第五項において準用する場合を含む。）の規定により取り消されていないものに限る。）は、同日において新租税特別措置法第五条の三第四項第八号の規定により承認を受けた同号に規定する適格口座管理機関とみなす。

6　施行日から平成二十七年十二月三十一日までの間における旧租税特別措置法第五条の三第五項の規定の適用については、同項の表前条第八項の項及び前条第九項の項中「次条第四項第四号」とあるのは「次条第四項第四号」と、同表前条第二十二項の項中「同条第四項第五号」とあるのは「同条第四項第四号」とする。

（金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用に関する経過措置）

第二十三条　新租税特別措置法第八条の規定は、同条第一項に規定する金融機関、同条第二項に規定する金融商品取引業者等又は同条第三項に規定する内国法人が平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき同条第一項に規定する利子、収益の分配又は剰余金の配当について適用し、旧租税特別措置法第八条第一項に規定する金融機関、同条第二項に規定する金融商品取引業者等又は同条第三項に規定する内国法人が同日前に支払を受けるべき同条第一項に規定する利子、収益の分配又は剰余金の配当については、なお従前の例による。

（私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等に関する経過措置）

第二十四条　旧租税特別措置法第八条の二第一項の居住者若しくは国内に恒久的施設を有する非居住者又は同条第三項の非居住者、内国法人若しくは外国法人が平成二十八年一月一日前に支払を受けるべき同条第一項に規定する私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等については、なお従前の例による。

（国外で発行された投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等に関する経過措置）

第二十五条　旧租税特別措置法第八条の三第一項の居住者又は同条第二項の内国法人が平成二十八年一月一日前に支払を受けるべき同条第一項に規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等及び同条第二項に規定する国外投資信託等の配当等については、なお従前の例による。

（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例に関する経過措置）

第二十六条　旧租税特別措置法第八条の四第一項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十八年一月一日前に支払を受けるべき同項に規定する上場株式等の配当等については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第八条の四第四項から第七項までの規定は、平成二十八年一月一日以後に支払うべき同条第四項に規定する上場株式配当等について適用し、同日前に支払うべき旧租税特別措置法第八条の四第四項に規定する上場株式配当等については、なお従前の例による。

（確定申告を要しない配当所得等に関する経過措置）

第二十七条　旧租税特別措置法第八条の五第一項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十八年一月一日前に支払を受けるべき同項に規定する配当等については、なお従前の例による。

（上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例に関する経過措置）

第二十八条　平成二十八年一月一日前に支払を受けるべき旧租税特別措置法第九条の三に規定する配当等については、なお従前の例による。

（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例に関する経過措置）

第二十九条　平成二十八年一月一日前に旧租税特別措置法第九条の三の二第一項の個人又は内国法人若しくは外国法人に対して支払われる同項に規定する上場株式等の配当等については、なお従前の例による。

（上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例に関する経過措置）

第三十条　新租税特別措置法第九条の四の二第一項の規定は、施行日以後の同項に規定する上場証券投資信託等の終了又は一部の解約について適用し、施行日前の旧租税特別措置法第九条の四の二第一項に規定する上場証券投資信託等の終了又は一部の解約については、なお従前の例による。

（相続財産に係る株式をその発行した非上場会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する経過措置）

第三十一条　新租税特別措置法第九条の七第一項の規定は、平成二十七年一月一日以後に開始する相続又は遺贈による同項に規定する財産の取得について適用し、同日前に開始した相続又は遺贈による旧租税特別措置法第九条の七第一項

に規定する財産の取得については、なお従前の例による。

（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税に関する経過措置）

第三十二条　新租税特別措置法第九条の八の規定は、同条の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十六年一月一日以後に支払を受けるべき同条に規定する非課税口座内上場株式等の配当等について適用する。

（試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第三十三条　新租税特別措置法第十条第八項第三号の規定は、個人が施行日以後に支出する同号に規定する試験研究費の額について適用し、個人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第十条第八項第三号に規定する試験研究費の額については、なお従前の例による。

（試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の特例に関する経過措置）

第三十四条　新租税特別措置法第十条の二の規定は、平成二十六年分以後の所得税について適用し、平成二十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第三十五条　新租税特別措置法第十条の二の二（第六項、第七項及び第九項を除き、第一項第一号イに係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同号イに掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十条の二の二第一項第一号イに掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2　個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十条の二の二第一項第二号イに掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第十条の二の二第六項及び第七項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同条第六項に規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等について適用する。

4　新租税特別措置法第十条の二の二第九項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同条第一項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等について適用する。

（雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第三十六条　新租税特別措置法第十条の五の規定は、平成二十六年分の所得税について適用し、平成二十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第三十七条　新租税特別措置法第十条の五の三の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する経営改善設備について適用する。

（個人の減価償却に関する経過措置）

第三十八条　新租税特別措置法第十二条（第一項の表の第一号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項において同じ。）をする同号の第三欄に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十二条第一項の表の第一号の第三欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第十二条（第三項及び第四項に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に同条第三項に規定する取得等をする同項に規定する産業振興機械等について適用する。

3　新租税特別措置法第十四条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条第一項に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第十四条の二（第二項第一号及び第二号ロに係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同条第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

5　個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条の二第二項第一号から第三号までに掲げる建築物については、同条（同項第一号から第三号までに掲げる建築物に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

（探鉱準備金に関する経過措置）

第三十九条　新租税特別措置法第二十二条の規定は、平成二十六年分以後の所得税について適用し、平成二十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する経過措置）

第四十条　新租税特別措置法第二十六条第一項の規定は、平成二十六年分以後の所得税について適用し、平成二十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第四十一条　新租税特別措置法第三十三条の三第一項の規定は、個人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十三条の三第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

2　個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地等のうち同条第二項第二十号に規定する保留地に対応する部分の譲渡については、なお従前の例による。

3　個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七条の九の二第一項に規定する所有隣接土地等の交換又は譲渡については、なお従前の例による。

（一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置）

第四十二条　旧租税特別措置法第三十七条の十第一項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十八年一月一日前に行った同項に規定する株式等の譲渡については、なお従前の例による。

（特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する経過措置）

第四十三条　新租税特別措置法第三十七条の十一の二の規定は、同条第一項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の有する同項に規定する特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内公社債につき平成二十八年一月一日以後に同項に規定する事実が発生する場合について適用し、旧租税特別措置法第三十七条の十の二第一項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の有する同項に規定する特定管理株式又は特定保有株式につき同日前に同項に規定する事実が発生した場合については、なお従前の例による。

（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等に関する経過措置）

第四十四条　新租税特別措置法第三十七条の十一の三から第三十七条の十一の五までの規定は、個人が平成二十八年一月一日以後に行う新租税特別措置法第三十七条の十一の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第三十七条の十一の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡について、なお従前の例による。

2　平成二十八年一月一日において新租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する金融商品取引業者等（以下この条において「金融商品取引業者等」という。）の営業所（同号に規定する営業所をいう。次項において同じ。）に開設されている特定口座（同号に規定する特定口座をいう。以下この項及び次項において同じ。）には、当該特定口座を開設している居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が同日において有する上場株式等（新租税特別措置法第三十七条の十一第二項に規定する上場株式等をいい、特定公社債等に該当するものに限る。以下この条において同じ。）のうち次に掲げるものを受け入れることができるものとする。

一　当該金融商品取引業者等に開設されている当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の当該特定口座以外の有価証券の振替口座簿（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する振替口座簿をいう。以下この項及び第四項において同じ。）への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座（以下この項及び第四項において「他の保管口座」という。）に、その取得（平成二十七年十二月三十一日以前の取得で、当該金融商品取引業者等への買付けの委託（買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含む。）による取得、当該金融商品取引業者等からの取得又は当該金融商品取引業者等が行う上場株式等の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する取得勧誘若しくは同条第四項に規定する売付け勧誘等に応じたことによる取得に限る。次項及び第四項において「特定取得」という。）後直ちに振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされていることその他政令で定める要件を満たす上場株式等（以下この項及び次項において「特定取得上場株式等」という。）で当該他の保管口座から政令で定めるところにより移管がされるもの

二　当該金融商品取引業者等に開設されている当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の他の保管口座に、平成二十七年六月三十日以前から引き続き当該金融商品取引業者等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等（特定取得上場株式等を除く。次項において「一般取得上場株式等」という。）で当該他の保管口座から政令で定めるところにより移管がされるもの

3　平成二十八年一月一日から同年十二月三十一日までの間に金融商品取引業者等の営業所に開設されている特定口座には、当該特定口座を開設している当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が有する上場株式等（同年一月一日以後に当該金融商品取引業者等を通じて特定取得がされたもの並びに特定取得上場株式等及び一般取得上場株式等を除く。）を、政令で定めるところにより受け入れることができるものとする。

4　居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が贈与、相続（限定承認に係るものを除く。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除く。）により取得した上場株式等（当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が他の保管口座を開設している金融商品取引業者等に当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者（以下この項において「被相続人等」という。）が開設した有価証券の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座（以下この項において「相続等口座」という。）において振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は保管の委託がされているものに限る。）で次の各号に掲げるものの全部又は一部が、平成二十七年十二月三十一日までに、当該相続等口座から当該他の保管口座に移管された場合には、その移管がされた当該各号に掲げる上場株式等は当該各号に定める上場株式等に該当するものとみなして、第二項の規定を適用する。

一　その被相続人等が平成二十七年十二月三十一日までに特定取得をした上場株式等で、その特定取得の日以後引き続き当該相続等口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該相続等口座に保管の委託がされていたことその他政令で定める要件を満たすもの　当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が当該特定取得があった日に特定取得をし、かつ、当該特定取得の日以後引き続き当該他の保管口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録をし、又は当該他の保管口座に保管の委託をしていた上場株式等

二　平成二十七年六月三十日以前から引き続き当該相続等口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該相続等口座に保管の委託がされていた上場株式等（前号に掲げるものを除く。）　当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が政令で定める日に取得し、かつ、当該取得の日以後引き続き当

該他の保管口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録をし、又は当該他の保管口座に保管の委託をしていた上場株式等

5　第二項に規定する特定公社債等とは、次に掲げる公社債又は受益権をいう。

一　新租税特別措置法第三条第一項第一号に規定する特定公社債（新株予約権付社債（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第百三十一条第一項に規定する転換特定社債及び同法第百三十九条第一項に規定する新優先出資引受権付特定社債を含む。）を除く。）

二　公社債投資信託又は証券投資信託以外の投資信託で、その設定に係る受益権の募集が新租税特別措置法第八条の四第一項第二号に規定する公募により行われたもの又はその受益権が新租税特別措置法第三十七条の十一第二項第一号に掲げる株式等に該当するものの受益権

三　新租税特別措置法第三十七条の十一第二項第四号に掲げる社債的受益権

6　第二項から第四項までの規定により受け入れた上場株式等の取得価額及び取得の時期の判定に関する特例その他第二項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例に関する経過措置）

第四十五条　新租税特別措置法第三十七条の十一の六の規定は、同条第一項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十八年一月一日以後に同項の金融商品取引業者等から交付を受ける同項に規定する源泉徴収選択口座内配当等について適用し、平成二十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例に関する経過措置）

第四十七条　新租税特別措置法第三十七条の十三及び第三十七条の十三の二の規定は、平成二十八年分以後の所得税について適用し、平成二十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税に関する経過措置）

第四十八条　新租税特別措置法第三十七条の十四第一項から第五項まで及び第十五項の規定は、平成二十六年一月一日以後に設定される同条第五項第一号に規定する非課税口座に係る同日以後の同条第一項に規定する非課税口座内上場株式等の譲渡及び同条第四項に規定する事由による同項の非課税口座内上場株式等の払出しについて適用する。

2　新租税特別措置法第三十七条の十四第六項、第十項、第十二項及び第十三項の規定は、平成二十六年一月一日以後に同条第五項第一号に規定する非課税口座開設届出書の同号に規定する提出又は同条第六項の申請書の同項に規定する提出をする場合について適用する。

3　平成二十六年一月一日から平成二十七年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第三十七条の十四の規定の適用については、同条第一項中「株式等（第三十七条の十第二項に規定する株式等をいう。第四項及び第五項において同じ。）であつて次に掲げるもの」とあるのは「第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等」と、同条第三項中「上場株式等（第三十七条の十一第二項に規定する上場株式等をいう。）」とあるのは「株式等（第三十七条の十第二項に規定する株式等をいう。次項において同じ。）」と、同条第五項中「第一項各号に掲げる株式等をいう」とあるのは「第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等をいう」とする。

（特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例に関する経過措置）

第四十九条　平成二十六年一月一日から平成二十七年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第三十七条の十四の三第四項第一号の規定の適用については、同号中「上場株式等」とあるのは「第三十七条の十二の二第二項又は第七項に規定する上場株式等」と、「第三十七条の十二の二」とあるのは「同条」と、「又は第三十七条の十一第四項各号」とあるのは「第三十七条の十第三項又は第四項各号」と、「若しくは第三十七条の十一第四項各号」とあるのは「第三十七条の十第三項若しくは第四項各号」と、「同条第六項」とあるのは「同条第七項」とする。

（貸付信託の受益権等の譲渡による所得の課税の特例に関する経過措置）

第五十条　新租税特別措置法第三十七条の十五の規定は、個人が平成二十八年一月一日以後に行う同条第一項に規定する貸付信託の受益権等の譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第三十七条の十五第一項第一号に規定する公社債等の譲渡及び同日前の同項第二号に規定する公社債投資信託等の終了又は一部の解約については、なお従前の例による。

（割引の方法により発行される公社債等の譲渡による所得の課税の特例に関する経過措置）

第五十一条　個人が平成二十八年一月一日前に行った旧租税特別措置法第三十七条の十六第一項各号に規定する公社債の譲渡については、なお従前の例による。

（株式等の譲渡の対価に係る支払調書等の特例に関する経過措置）

第五十二条　新租税特別措置法第三十八条第一項の規定は、平成二十八年一月一日以後に行う同項に規定する支払又は交付について適用し、同日前に行った旧租税特別措置法第三十八条第一項に規定する支払又は交付については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第三十八条第三項及び第四項の規定は、平成二十八年一月一日以後に交付されるべき同条第三項に規定する投資信託等でその受益権が同項に規定する上場株式等に該当

するもの又は同項に規定する公社債等で同項に規定する上場株式等に該当するものに係る同項に規定する償還金等について適用する。

3　新租税特別措置法第三十八条第五項の規定は、平成二十八年一月一日以後に交付されるべき同項に規定する投資信託等の受益権又は公社債等に係る同項に規定する償還金等について適用する。

（国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税に関する経過措置）

第五十三条　新租税特別措置法第四十条第十項及び第十一項の規定は、同条第十項に規定する譲渡法人が平成二十五年六月一日以後に行う同項に規定する譲受法人への同項の贈与について適用する。

2　平成二十五年六月一日から子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日の前日までの間における新租税特別措置法第四十条の規定の適用については、同条第十項中「同条第五項」とあるのは「同条第四項」と、「同条第七項に規定する幼保連携型認定こども園、幼稚園」とあるのは「幼稚園」とする。

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第五十四条　平成二十六年一月一日から同年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第四十一条第五項の規定の適用については、同項中「第四十一条の三の二第十五項、第四十一条の十九の二第二項第一号、第四十一条の十九の三第二項第一号及び第四項第一号イ並びに第四十一条の十九の四第二項第一号」とあるのは、「第四十一条の三の二第十五項」とする。

2　新租税特別措置法第四十一条第十項（同項に規定する特定建築物に係る部分に限る。）の規定は、居住者が同項に規定する認定住宅の新築等に係る家屋を平成二十五年六月一日以後に同条第一項に定めるところにより居住の用に供する場合について適用する。

3　新租税特別措置法第四十一条第二十一項の規定は、居住者が平成二十五年一月一日以後に同項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋又は認定住宅等の新築等をした家屋をその者の居住の用に供しないこととなる場合について適用する。

4　居住者が、新租税特別措置法第四十一条の二第一項に規定する二以上の住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合における新租税特別措置法第四十一条から第四十一条の二の二までの規定の適用については、その適用を受けようとする同項に規定する適用年が平成二十六年以後の各年に係る同項の住宅借入金等特別税額控除額について適用し、旧租税特別措置法第四十一条の二第一項に規定する二以上の居住年に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合における同項に規定する適用年が平成二十五年以前の各年に係る同項の住宅借入金等特別税額控除額については、なお従前の例による。

（特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例に関する経過措置）

第五十五条　新租税特別措置法第四十一条の三の二第二項の規定は、同条第一項に規定する特定居住者が、同項に規定する家屋を平成二十六年四月一日以後に同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合における同条第二項に規定する増改築等について適用し、旧租税特別措置法第四十一条の三の二第一項に規定する特定居住者が同項に規定する家屋を同日前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合における同条第二項に規定する増改築等については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第四十一条の三の二第六項の規定は、居住者が同条第五項に規定する居住用の家屋を平成二十六年四月一日以後に同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合における同条第六項に規定する増改築等について適用し、居住者が旧租税特別措置法第四十一条の三の二第四項に規定する居住用の家屋を同日前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合における同条第五項に規定する増改築等については、なお従前の例による。

3　居住者が、新租税特別措置法第四十一条の三の二第十二項に規定する増改築等住宅借入金等の金額又は断熱改修住宅借入金等の金額及び同項に規定する他の住宅借入金等の金額を有する場合における同項に規定する適用年が平成二十六年以後の各年に係る新租税特別措置法第四十一条第一項の住宅借入金等特別税額控除額について適用し、旧租税特別措置法第四十一条の三の二第十二項に規定する増改築等住宅借入金等の金額及び同項に規定する他の住宅借入金等の金額を有する場合における同条第一項又は第四項に規定する増改築等特例適用年が平成二十五年以前の各年に係る同条第一項又は第四項の住宅借入金等特別税額控除額については、なお従前の例による。

（償還差益等に係る分離課税等に関する経過措置）

第五十六条　平成二十八年一月一日前に発行された旧租税特別措置法第四十一条の十二第七項に規定する割引債（同条第九項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第七項に規定する償還差益については、なお従前の例による。

2　旧租税特別措置法第四十一条の十二第九項に規定する特定短期公社債について平成二十八年一月一日前に支払を受けるべき同条第七項に規定する償還差益及び同日前に行った当該特定短期公社債の譲渡による所得については、なお従前の例による。

3　平成二十八年一月一日前に行った旧租税特別措置法第四十一条の十二第十二項に規定する特定振替国債等の同項に規定する振替記載等、同条第十七項に規定する譲渡、同条第十八項に規定する償還若しくは利息の支払又は同条第二十一項に規定する譲渡の対価の支払については、なお従前の例による。

（割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例に関する経過措置）

第五十七条　新租税特別措置法第四十一条の十二

の二第八項から第十三項までの規定は、平成二十八年一月一日以後に支払うべき同条第八項に規定する特定割引債の償還金又は同条第十三項に規定する国外割引債の償還金について適用する。

（振替国債等の償還差益の非課税等に関する経過措置）

第五十八条　新租税特別措置法第四十一条の十三第一項及び第五項の規定は、非居住者が平成二十八年一月一日以後に支払を受ける同条第一項に規定する振替国債又は振替地方債の同項に規定する償還差益について適用し、同日前に支払を受けた旧租税特別措置法第四十一条の十三第一項に規定する振替国債又は振替地方債の同項に規定する償還差益については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第四十一条の十三第二項及び第五項の規定は、非居住者が平成二十八年一月一日以後に支払を受ける同条第二項に規定する特定振替社債等の同項に規定する償還差益について適用し、同日前に支払を受けた旧租税特別措置法第四十一条の十三第二項に規定する特定振替社債等の同項に規定する償還差益については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第四十一条の十三第三項及び第五項の規定は、非居住者が平成二十八年一月一日以後に支払を受ける同条第三項に規定する民間国外債の同項に規定する償還差益について適用し、同日前に支払を受けた旧租税特別措置法第四十一条の十三第三項に規定する民間国外債の同項に規定する発行差金については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第四十一条の十三第四項及び第五項の規定は、非居住者が有する同条第一項に規定する振替国債若しくは振替地方債又は同条第四項に規定する特定振替社債等若しくは民間国外債の償還（買入消却を含む。以下この項において同じ。）により平成二十八年一月一日以後に生ずる損失の額について適用し、旧租税特別措置法第四十一条の十三第一項に規定する振替国債若しくは振替地方債、同条第二項に規定する特定振替社債等又は同条第三項に規定する民間国外債の償還により同日前に生じた同条第四項に規定する損失の額については、なお従前の例による。

（既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第五十九条　居住者が平成二十六年四月一日前に旧租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修をした場合の所得税については、なお従前の例による。

2　居住者が、平成二十六年一月一日から同年三月三十一日までの間に旧租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修をし、かつ、同年四月一日から同年十二月三十一日までの間に新租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修をした場合における同条の規定の適用については、同条第二項中「金額」とあるのは、「金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項の規定によりその年分の所得税の額から控除される金額がある場合には、当該控除される金額に十を乗じて計算した金額を控除した残額）」とする。

（既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第六十条　居住者が旧租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項に規定する改修工事又は同条第二項に規定する一般断熱改修工事等をしたこれらの規定に規定する居住用の家屋（当該改修工事又は当該一般断熱改修工事等に係る部分に限る。）を平成二十六年四月一日前に同条第一項又は第二項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合の所得税については、なお従前の例による。

2　居住者が、旧租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項に規定する改修工事又は同条第二項に規定する一般断熱改修工事等をしたこれらの規定に規定する居住用の家屋（当該改修工事又は当該一般断熱改修工事等に係る部分に限る。）を平成二十六年一月一日から同年三月三十一日までの間に同条第一項又は第二項の定めるところによりその者の居住の用に供し、かつ、新租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項に規定する高齢者等居住改修工事等又は同条第三項に規定する一般断熱改修工事等をしたこれらの規定に規定する居住用の家屋（当該高齢者等居住改修工事等又は当該一般断熱改修工事等に係る部分に限る。）を同年四月一日から同年十二月三十一日までの間に同条第一項又は第三項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合における同条の規定の適用については、同条第二項中「金額とする」とあるのは「金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法（第四項において「旧措置法」という。）第四十一条の十九の三第一項又は第二項の規定によりその年分の所得税の額から控除される金額がある場合には、当該控除される金額に十を乗じて計算した金額（以下この項において「旧税額控除対象額」という。）を控除した残額）とする。この場合において、次項の規定の適用があり、かつ、第四項の定めるところにより同項各号に定める金額から控除をしてもなお控除しきれない金額（以下この項において「控除未済額」という。）があるときにおける当該旧税額控除対象額は当該控除未済額とし、次項の規定の適用があり、かつ、控除未済額がないときにおける当該旧税額控除対象額はないものとする」と、同条第四項中「各号に定める金額」とあるのは「各号に定める金額（旧措置法第四十一条の十九の三第一項又は第二項の規定によりその年分の所得税の額から控除される金額がある場合には、当該控除される金額に十を乗じて計算した金額を控除した残額）」とする。

3　平成二十六年四月一日から平成二十九年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第四十一条の十九の三第八項の規定の適用については、平成二十六年四月一日から同年十二月三十一日までの間は、同項中「前年以前三年内の各年分の所得税について同項の」とあるのは「前年分の所得税について所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）第

八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項の」と、「同項に」とあるのは「第一項に」とし、平成二十七年一月一日から同年十二月三十一日までの間は、同項中「以前三年内の各年分の所得税について同項の」とあるのは「又は前々年分の所得税について同項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項の」と、「同項の規定の適用を受けた」とあるのは「これらの規定の適用を受けた」と、「同項に」とあるのは「第一項に」とし、平成二十八年一月一日から同年十二月三十一日までの間は、同項中「以前三年内の各年分の所得税について同項の」とあるのは「以前二年内の各年分の所得税について同項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項の」と、「同項の規定の適用を受けた」とあるのは「これらの規定の適用を受けた」と、「同項に」とあるのは「第一項に」とし、平成二十九年一月一日から同年十二月三十一日までの間は、同項中「同項の規定の適用を受けている」とあるのは「同項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項の規定の適用を受けている」と、「同項の規定の適用を受けた」とあるのは「これらの規定の適用を受けた」と、「同項に」とあるのは「第一項に」とする。

（租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則）

第六十一条　別段の定めがあるものを除き、新租税特別措置法第三章の規定は、法人（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第六十二条　新租税特別措置法第四十二条の四第十二項第三号の規定は、法人が施行日以後に支出する同号に規定する試験研究費の額について適用し、法人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第四十二条の四第十二項第三号に規定する試験研究費の額については、なお従前の例による。

（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）

第六十三条　連結子法人の施行日前に開始した各連結事業年度において旧租税特別措置法第六十八条の九の二第一項、第二項又は第五項の規定により読み替えられた旧租税特別措置法第六十八条の九第一項から第三項まで、第六項又は第七項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対するこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除された金額のうち当該連結子法人に帰せられる金額については、旧租税特別措置法第四十二条の四の二（第七項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第七項	第六十八条の九の二第一項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号。以下この項において「平成二十五年改正法」という。）附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九の二第一項
	前条第十一項	新租税特別措置法第四十二条の四第十一項
	第六十八条の九第一項	平成二十五年改正法第八条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この項及び第十三項において「新租税特別措置法」という。）第六十八条の九第一項
	第六十八条の九の二第八項第三号	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の九の二第八項第三号
	第六十八条の九の二第八項第七号	旧効力連結措置法第六十八条の九の二第八項第七号
第十三項	前条第十一項	新租税特別措置法第四十二条の四第十一項
	同法第四十二条の四の二第七項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）附則第六十三条（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四の二第七項

（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第六十四条　新租税特別措置法第四十二条の五（第六項、第七項及び第九項を除き、第一項第一号イに係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同号イに掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十二条の五第一項第一号イに掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2　法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十二条の五第一項第二号イに掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第四十二条の五第六項及び第七項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同条第六項に規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等について適用する。

4　新租税特別措置法第四十二条の五第九項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同条第一項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等について適用する。

（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第六十五条　新租税特別措置法第四十二条の十一（同条第一項第一号に規定する器具及び備品に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同号に規定する器具及び備品について適用する。

（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第六十六条　新租税特別措置法第四十二条の十二の三の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する経営改善設備について適用する。

（法人の減価償却に関する経過措置）

第六十七条　新租税特別措置法第四十三条第一項（同項の表の第二号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下第四項までにおいて同じ。）をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条第一項の表の第二号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第四十四条の五の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同条第一項に規定する特定信頼性向上設備について適用する。

3　法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の五第一項に規定する特定高度通信設備については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第四十五条（第一項の表の第一号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同号の第三欄に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十五条第一項の表の第一号の第三欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

5　新租税特別措置法第四十五条（第二項及び第三項に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に同条第二項に規定する取得等をする同項に規定する産業振興機械等について適用する。

6　新租税特別措置法第四十七条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条第一項に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅については、なお従前の例による。

7　新租税特別措置法第四十七条の二（第三項第一号及び第二号ロに係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同条第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

8　法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条の二第三項第一号から第三号までに掲げる建築物については、同条（同項第一号から第三号までに掲げる建築物に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第六十八条の三十五第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）附則第八十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十五第一項」とする。

（対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例に関する経過措置）

第六十八条　施行日前に旧租税特別措置法第五十九条の二第一項に規定する計画の認定を受けた法人（施行日以後に新租税特別措置法第五十九条の二第一項に規定する計画の認定を受ける法人を除く。）の施行日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する事業年度における新租税特別措置法第五十九条の二の規定の適用については、同条第一項第一号中「日本船舶（特定準日本船舶（海上運送法第三十九条の五第五項に規定する準日本船舶のうち安定的な海上輸送の確保に資するものとして財務省令で定めるものをいう。）を含む。次号において同じ。）」とあるのは「日本船舶」と、「同法」とあるのは「海上運送法」とする。

2　施行日以後に新租税特別措置法第五十九条の二第一項に規定する計画の認定を受ける法人の施行日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する事業年度における同条の規定の適用については、同条第二項中「開始の日」とあるのは、「開始の日以後二月を経過した日」とする。

（法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）

第六十九条　新租税特別措置法第六十五条第一項の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十五条第一項に規定する資産の譲渡に係る法人

税については、なお従前の例による。

2　法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等のうち同項第二十号に規定する保留地に対応する部分の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

3　法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の十三第一項に規定する所有隣接土地等の交換又は譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

（中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例に関する経過措置）

第七十条　新租税特別措置法第六十七条の五の二の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する事実が生ずる場合について適用する。

（投資法人に係る課税の特例に関する経過措置）

第七十一条　新租税特別措置法第六十七条の十五第一項第二号への規定は、同項に規定する投資法人の附則第一条第八号に定める日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十七条の十五第一項に規定する投資法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（振替国債の利子等の非課税等に関する経過措置）

第七十二条　新租税特別措置法第六十七条の十七第一項及び第十項の規定は、外国法人が平成二十八年一月一日以後に支払を受ける同条第一項に規定する振替国債又は振替地方債の利子及び同項に規定する償還差益について適用し、同日前に支払を受けた旧租税特別措置法第六十七条の十七第一項に規定する振替国債又は振替地方債の利子及び同項に規定する償還差益について適用し、同日前に支払を受けた旧租税特別措置法第六十七条の十七第一項に規定する振替国債又は振替地方債の利子及び同項に規定する償還差益については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十七条の十七第二項及び第十項の規定は、外国法人が平成二十八年一月一日以後に支払を受ける同条第二項に規定する特定振替社債等の同項に規定する利子等及び償還差益について適用し、同日前に支払を受けた旧租税特別措置法第六十七条の十七第二項に規定する特定振替社債等の同項に規定する利子等及び償還差益については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第六十七条の十七第三項及び第十項の規定は、外国法人が平成二十八年一月一日以後に支払を受ける同条第三項に規定する民間国外債の利子及び同項に規定する償還差益について適用し、同日前に支払を受けた旧租税特別措置法第六十七条の十七第三項に規定する民間国外債の利子及び同項に規定する発行差金については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第六十七条の十七第四項の規定は、平成二十八年一月一日以後に生ずる新租税特別措置法第四十一条の十二第七項に規定する割引債の同項に規定する償還差益及び新租税特別措置法第四十一条の十二の二第六項第一号に規定する割引債の同条第一項に規定する償還により受ける金額が当該割引債の取得価額を超える場合におけるその差益について適用し、同日前に生じた旧租税特別措置法第六十七条の十七第四項に規定する割引債の同項に規定する償還差益については、なお従前の例による。

5　新租税特別措置法第六十七条の十七第六項及び第十項の規定は、外国法人の同条第六項に規定する特定振替割引債の保有により平成二十八年一月一日以後に生ずる所得について適用し、同日前に支払を受けた旧租税特別措置法第六十七条の十七第六項に規定する特定短期公社債の同項に規定する償還差益については、なお従前の例による。

6　新租税特別措置法第六十七条の十七第九項及び第十項の規定は、外国法人が有する同条第一項に規定する振替国債若しくは振替地方債若しくは同条第九項に規定する特定振替社債等若しくは民間国外債の償還（買入消却を含む。以下この項において同じ。）により平成二十八年一月一日以後に生ずる損失の額又は同条第九項に規定する特定振替割引債の保有により同日以後に生ずる同項に規定する政令で定める金額について適用し、旧租税特別措置法第六十七条の十七第一項に規定する振替国債若しくは振替地方債、同条第二項に規定する特定振替社債等、同条第三項に規定する民間国外債又は同条第六項に規定する特定短期公社債の償還により同日前に生じた同条第九項に規定する損失の額については、なお従前の例による。

（分離振替国債の課税の特例に関する経過措置）

第七十三条　外国法人の旧租税特別措置法第六十七条の十八第一項に規定する分離振替国債の保有又は譲渡により平成二十八年一月一日前に生じた所得及び同条第二項に規定する損失額については、なお従前の例による。

（連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十四条　新租税特別措置法第六十八条の九第十二項第三号の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に支出する同号に規定する試験研究費の額について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第六十八条の九第十二項第三号に規定する試験研究費の額については、なお従前の例による。

（連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）

第七十五条　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した各連結事業年度において旧租税特別措置法第六十八条の九の二第一項、第二項又は第五項の規定により読み替えられた旧租税特別措置法第六十八条の九第一項から第三項まで、第六項又は第七項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対するこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除された金額のうち当該連結親法人又は当該連結子法人に帰せられる金額については、旧租税特別措置法第六十八条の九の二（第七項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第七項	前条第一項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（第十三項において「新租税特別措置法」という。）第六十八条の九第一項	
	次条第八項第三号	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法（次号において「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の九の二第八項第三号	
	次条第八項第七号	旧効力連結措置法第六十八条の九の二第八項第七号	
第十三項	前条第十一項	新租税特別措置法第六十八条の九第十一項	
	「」とあるのは「（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）（同法第六十八条の九の二第七項	「」とあるのは「（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）附則第七十五条（連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の九の二第七項	
	に」とあるのは「（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）（同法第六十八条の九の二第七項	に」とあるのは「（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）（旧効力連結措置法第六十八条の九の二第七項	

（連結法人がエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十六条　新租税特別措置法第六十八条の十（第六項、第七項及び第九項を除き、第一項第一号イに係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同号イに掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十第一項第一号イに掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十第一項第二号イに掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第六十八条の十第六項及び第七項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同条第六項に規定する特定エネルギー環境負荷低減推進設備等について適用する。

4　新租税特別措置法第六十八条の十第九項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同条第一項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等について適用する。

（連結法人が国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十七条　新租税特別措置法第六十八条の十五（新租税特別措置法第四十二条の十一第一項第一号に規定する器具及び備品に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作をする同号に規定する器具及び備品について適用する。

（連結法人の雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十八条　新租税特別措置法第六十八条の十五の二の規定は、連結法人の連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十九条　新租税特別措置法第六十八条の十五の四の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する経営改善設備について適用する。

（連結法人の減価償却に関する経過措置）

第八十条　新租税特別措置法第六十八条の十六第一項（同項の表の第二号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下第四項までにおいて同じ。）をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十六第一

項の表の第二号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十八条の二十六の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同条第一項に規定する特定信頼性向上設備について適用する。

3　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十六第一項に規定する特定高度通信設備については、なお従前の例による。

4　新租税特別措置法第六十八条の二十七（新租税特別措置法第四十五条第一項の表の第一号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同号の第三欄に掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十五条第一項の表の第一号の第三欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

5　新租税特別措置法第六十八条の二十七（第二項及び第三項に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に同条第二項に規定する取得等をする同項に規定する産業振興機械等について適用する。

6　新租税特別措置法第六十八条の三十四第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八条の三十四第一項に規定するサービス付き高齢者向け賃貸住宅については、なお従前の例による。

7　新租税特別措置法第六十八条の三十五（第三項第一号及び第二号ロに係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は新築をする同条第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

8　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八条の三十五第三項第一号及び第二号並びに旧租税特別措置法第四十七条の二第三項第三号に掲げる建築物については、旧租税特別措置法第六十八条の三十五（第三項第一号及び第二号並びに旧租税特別措置法第四十七条の二第三項第三号に掲げる建築物に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧租税特別措置法第六十八条の三十五第二項中「第四十七条の二第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）附則第六十七条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十七条の二第一項」とする。

（対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例に関する経過措置）

第八十一条　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、施行日前に旧租税特別措置法第六十八条の六十二の二第一項に規定する計画の認定を受けたもの（施行日以後に新租税特別措置法第六十八条の六十二の二第一項に規定する計画の認定を受けるものを除く。）の施行日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する連結事業年度における新租税特別措置法第六十八条の六十二の二の規定の適用については、同条第一項第一号中「日本船舶（特定準日本船舶（海上運送法第三十九条の五第五項に規定する準日本船舶のうち安定的な海上輸送の確保に資するものとして財務省令で定めるものをいう。）を含む。次号において同じ。）」とあるのは「日本船舶」と、「同法」とあるのは「海上運送法」とする。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、施行日以後に新租税特別措置法第六十八条の六十二の二第一項に規定する計画の認定を受けるものの施行日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する連結事業年度における同条の規定の適用については、同条第二項中「開始の日」とあるのは、「開始の日以後二月を経過した日」とする。

（連結法人の交際費等の損金不算入に関する経過措置）

第八十二条　新租税特別措置法第六十八条の六十六第一項の規定は、連結法人の連結親法人事業年度が施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（連結法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）

第八十三条　新租税特別措置法第六十八条の七十二（新租税特別措置法第六十五条第一項に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行う新租税特別措置法第六十八条の七十二第一項に規定する資産の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等のうち旧租税特別措置法第六十五条の四第一項第二十号に規定する保留地に対応する部分の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等のうち旧租税特別措置法第六十五条の四第一項第二十号に規定する保留地に対応する部分の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

3　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十八条の八十四第一項に規定する所有隣接土地等の交換又は譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

（中小連結法人の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例に関する経過措置）

第八十四条　新租税特別措置法第六十八条の百二の三の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する事実が生ずる場合について適用する。

（相続税の特例に関する経過措置）

第八十五条　新租税特別措置法第六十九条の四第一項及び第三項第二号の規定は、平成二十六年一月一日以後に相続又は遺贈により取得をする財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得をした財産に係る相続税については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第六十九条の四第二項、第六十九条の五並びに第七十条の六の四第二項第五号及び第十五項の規定は、平成二十七年一月一日以後に相続又は遺贈により取得をする財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得をした財産に係る相続税については、なお従前の例による。

（非上場株式等についての贈与税又は相続税の納税猶予等に関する経過措置）

第八十六条　附則第一条第五号ハに掲げる規定による改正後の租税特別措置法（以下この条及び附則第百条において「新租特法」という。）第七十条の七の規定は、平成二十七年一月一日以後に贈与により取得をする同条第二項第二号に規定する非上場株式等に係る贈与税について適用する。

2　平成二十七年一月一日前に贈与により取得をした附則第一条第五号ハに掲げる規定による改正前の租税特別措置法（以下この条及び附則第百条において「旧租特法」という。）第七十条の七第二項第二号に規定する非上場株式等については、同条の規定は、なおその効力を有する。

3　施行日から平成二十六年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第七十条の七第二項第五号の規定の適用については、同号中「第七十条の二の三及び第七十条の二の四」とあるのは、「第七十条の二の三」とする。

4　次に掲げる者は、その者の選択により、新租特法第七十条の七第二項第三号に規定する経営承継受贈者とみなして、同項第五号並びに同条第四項第二号及び第十号、第十四項第九号及び第十号、第十七項第一号、第二十二項から第二十六項まで並びに第二十九項の規定の適用を受けることができる。この場合において、当該経営承継受贈者に係るこれらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

一　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第百二十四条第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の七第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者（当該経営承継受贈者が同条第一項に規定する贈与者から同項の規定の適用に係る贈与により新租特法第七十条の七第二項第五号に規定する政令で定める法人の株式等（医療法人の出資を除く。以下この項において同じ。）の取得をしている場合を除く。）

二　現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）附則第七十八条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十七条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の七第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者（当該経営承継受贈者が同条第五号に規定する政令で定める法人の株式等の取得をしている場合を除く。）

三　旧租特法第七十条の七第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継受贈者（当該経営承継受贈者が同条第一項に規定する贈与者から同項の規定の適用に係る贈与により新租特法第七十条の七第二項第五号に規定する政令で定める法人の株式等の取得をしている場合を除く。）

5　前項の規定の適用がある場合において、平成二十七年一月一日以後新租特法第七十条の七第二項第六号に規定する経営贈与承継期間の末日までの間における同条第四項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第二号中「各第一種贈与基準日」とあるのは「平成二十七年一月一日以後に到来する各第一種贈与基準日」と、「第一種贈与基準日の」とあるのは「第一種贈与基準日（平成二十七年一月一日以後に到来するものに限る。）の」とする。

6　新租特法第七十条の七の二の規定は、平成二十七年一月一日以後に相続又は遺贈により取得をする同条第二項第二号に規定する非上場株式等に係る相続税について適用する。

7　平成二十七年一月一日前に相続又は遺贈により取得をした旧租特法第七十条の七の二第二項第二号に規定する非上場株式等に係る相続税については、同条の規定は、なおその効力を有する。

8　次に掲げる者は、その者の選択により、新租特法第七十条の七の二第二項第三号に規定する経営承継相続人等とみなして、同項第五号並びに同条第三項第二号及び第十号、第十四項第九号から第十二号まで、第十七項第一号、第二十二項から第二十六項まで並びに第二十九項の規定の適用を受けることができる。この場合において、当該経営承継相続人等に係るこれらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

一　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第百二十四条第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継相続人等（当該経営承継相続人等が同条第一項に規定する被相続人から同項の規定の適用に係る相続又は遺贈により新租特法第七十条の七の二第二項第五号に規定する政令で定める法人の株式等（医療法人の出資を除く。以下この項において同じ。）の取得をしている場合を除く。）

二　現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応

して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）附則第七十八条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十七条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継相続人等（当該経営承継相続人等が同条第一項に規定する被相続人から同項の規定の適用に係る相続又は遺贈により新租特法第七十条の七の二第二項第五号に規定する政令で定める法人の株式等の取得をしている場合を除く。）

三　旧租特法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継相続人等（当該経営承継相続人等が同条第一項に規定する被相続人から同項の規定の適用に係る相続又は遺贈により新租特法第七十条の七の二第二項第五号に規定する政令で定める法人の株式等の取得をしている場合を除く。）

9　前項の規定の適用がある場合において、平成二十七年一月一日以後新租特法第七十条の七の二第二項第六号に規定する経営承継期間の末日までの間における同条第三項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第二号中「各第一種基準日」とあるのは「平成二十七年一月一日以後に到来する各第一種基準日」と、「第一種基準日の」とあるのは「第一種基準日（平成二十七年一月一日以後に到来するものに限る。）の」とする。

10　新租特法第七十条の七の四第一項の規定は、平成二十七年一月一日以後に相続又は遺贈により取得をする新租特法第七十条の七の二第二項第二号に規定する非上場株式等に係る相続税について適用する。

11　平成二十七年一月一日前に相続又は遺贈により取得をした旧租特法第七十条の七の四第二項第二号に規定する非上場株式等に係る相続税については、同条の規定は、なおその効力を有する。

12　次に掲げる者は、その者の選択により、新租特法第七十条の七の四第二項第三号に規定する経営相続承継受贈者とみなして、同項第五号、同条第三項において準用する新租特法第七十条の七の二第三項第二号及び第十号、新租特法第七十条の七の四第十一項において準用する新租特法第七十条の七の二第十四項第九号から第十二号まで、新租特法第七十条の七の四第十二項において準用する新租特法第七十条の七の二第十七項第一号、新租特法第七十条の七の四第十三項において準用する新租特法第七十条の七の二第二十二項から第二十六項まで並びに新租特法第七十条の七の四第十五項において準用する新租特法第七十条の七の二第二十九項の規定の適用を受けることができる。この場合において、当該経営相続承継受贈者に係るこれらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

一　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第百二十四条第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営相続承継受贈者（当該経営相続承継受贈者が同法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継相続人等又は同法第七十条の七の四第二項第二号に規定する非上場株式等に係る相続税については、同条の規定の適用を受けている場合を除く。）

二　現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）附則第七十八条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十七条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の七の四第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営相続承継受贈者（当該経営相続承継受贈者が同法第七十条の七の二第一項の規定の適用を受けている同条第二項第三号に規定する経営承継相続人等又は同法第七十条の七の四第二項第二号に規定する非上場株式等に係る相続税については、同条の規定の適用がある場合において、平成二十七年一月一日以後新租特法第七十条の七の二第二項第六号に規定する経営承継期間の末日までの間における同条第三項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第二号中「各第一種基準日」とあるのは「平成二十七年一月一日以後に到来する各第一種基準日」と、「第一種基準日の」とあるのは「第一種基準日（平成二十七年一月一日以後に到来するものに限る。）の」とする。

13　前項の規定の適用がある場合において、平成二十七年一月一日以後新租特法第七十条の七の四第二項第五号に規定する経営相続承継期間の末日までの間における同条第三項において準用する新租特法第七十条の七の二第二項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、新租特法第七十条の七の四第三項中「各第一種贈与基準日」とあるのは「各第一種贈与基準日（平成二十七年一月一日以後に到来するものに限る。以下この号において同じ。）」と、「各第一種相続基準日」とあるのは「各第一種相続基準日（平成二十七年一月一日以後に到来するものに限る。以下この号において同じ。）」とする。

14　第四項、第八項及び第十二項の規定は、これらの規定に規定する経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が、次に掲げる日のいずれか遅い日までに納税地の所轄税務署長に対し、これらの規定の適用を受けようとする旨その他の財務省令で定める事項を記載した書類を提出した場合に限り、適用する。

一　平成二十七年一月一日以後最初に到来する新租特法第七十条の七第十項、新租特法第七十条の七の二第十項又は新租特法第七十条の七の四第八項において準用する新租特法第七十条の七の二第十項に規定する届出書の提出期限（これらの規定に規定する届出期限をいう。）

二　平成二十七年三月三十一日

15　新租特法第七十条の八の二第一項の規定は、平成二十七年一月一日以後に相続又は遺贈によ

り取得をする新租特法第七十条の七の二第一項に規定する特例非上場株式等又は新租特法第七十条の七の四第一項に規定する特例相続非上場株式等に係る相続税については、なお従前の例による。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第八十七条　新租税特別措置法第七十四条の二第一項又は第二項の規定は、平成二十五年六月一日以後に新築又は取得をする同条第一項に規定する認定低炭素住宅の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税について適用し、同日前に新築又は取得をした旧租税特別措置法第七十四条の二第一項に規定する認定低炭素住宅の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第八十三条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する国土交通大臣の認定を受ける場合における同項に規定する建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条第一項に規定する国土交通大臣の認定を受けた場合における同項に規定する建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3　新租税特別措置法第八十三条第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する国土交通大臣の認定を受ける場合における同項に規定する建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第八十三条第二項に規定する国土交通大臣の認定を受けた場合における同項に規定する建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4　施行日前に電子情報処理組織を使用して旧租税特別措置法第八十四条の五第一項各号に掲げる登記の申請を行った場合における当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（酒税の特例に関する経過措置）

第八十八条　別段の定めがあるものを除き、施行日前に課した、又は課すべきであった酒税については、なお従前の例による。

2　旧租税特別措置法第八十七条の六第一項に規定するビールの製造免許を受けた者が、当該製造免許を受けた日から五年を経過する日の属する月の末日までの間に酒類の製造場から移出する同項に規定するビールに係る酒税については、なお従前の例による。

（印紙税の特例に関する経過措置）

第八十九条　新租税特別措置法第九十一条第二項から第四項までの規定は、平成二十六年四月一日以後に作成される同条第一項に規定する不動産譲渡契約書及び同項に規定する建設工事請負契約書について適用し、同日前に作成される当該不動産譲渡契約書及び当該建設工事請負契約書に係る印紙税については、なお従前の例による。

（利子税等の割合の特例に関する経過措置）

第九十条　新租税特別措置法第九十三条から第九十五条までの規定は、租税特別措置法第九十六条に規定する利子税等のうち平成二十六年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、当該利子税等のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

2　平成二十六年一月一日前に開始した新租税特別措置法第九十三条第四項第一号に規定する分納期間のうちに同日以後の期間（以下この項において「特例対象期間」という。）がある場合における当該特例対象期間に対応する利子税に係る同条第三項、第四項及び第六項の規定の適用については、同条第四項第二号中「開始の日の属する年」とあるのは「旧延納特例基準割合（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法第九十三条第二項に規定する延納特例基準割合をいう。）又は平成二十六年」と、「をいう」とあるのは「のうちいずれか低い割合をいう」とする。

3　税務署長は、平成二十六年一月一日前に所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第五十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第三条の規定による改正前の相続税法第二十八条第一項又は第四十三条第五項の規定による延納の許可をした相続税額（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号。以下この項において「平成十四年改正法」という。）附則第三十二条第九項の規定の適用を受けているものに限る。）に係る利子税のうち同日以後の期間に対応するものについては、平成十四年改正法附則第三十二条第九項の規定にかかわらず、新租税特別措置法第九十三条第三項の規定に準じて計算するものとする。

（特別還付金の支給に関する経過措置）

第九十一条　新租税特別措置法第九十七条の二第十項及び第二十二項の規定は、同条第十項に規定する加算金及び同条第二十一項の延滞金のうち平成二十六年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、当該加算金及び当該延滞金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第九十二条　第九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下附則第百条までにおいて「新震災特例法」という。）第十条の二の三の規定は、個人が同条第一項に規定する避難解除区域等に係る同項に規定する避難等指示が解除された日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定機械装置等について適用する。

（被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例に関する経過措置）

第九十三条　新震災特例法第十一条の六第二項の規定は、個人が平成二十五年一月一日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

（特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第九十四条　新震災特例法第十二条（第五項に係る部分に限る。）の規定は、個人が平成二十五年一月一日以後に行う同項に規定する相続事業用資産の譲渡について適用する。

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例に関する経過措置）

第九十五条　居住者が、新震災特例法第十三条の二第五項に規定する再建住宅借入金等の金額及び同項に規定する他の住宅借入金等の金額又は同項に規定する他の増改築等住宅借入金等の金額を有する場合における同項の規定の適用については、その適用を受けようとする同条第一項に規定する再建住宅適用年が平成二十六年以後の各年に係る租税特別措置法第四十一条第一項の住宅借入金等特別税額控除額について適用し、第九条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下附則第百条までにおいて「旧震災特例法」という。）第十三条の二第五項に規定する再建住宅借入金等の金額及び同項に規定する他の住宅借入金等の金額又は同項に規定する他の増改築等住宅借入金等の金額を有する場合における同条第一項に規定する再建住宅適用年が平成二十五年以前の各年に係る租税特別措置法第四十一条第一項の住宅借入金等特別税額控除額については、なお従前の例による。

（被災法人について債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の特例に関する経過措置）

第九十六条　新震災特例法第十七条の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する事実が生ずる場合について適用する。

2　施行日前に旧震災特例法第十七条第一項各号に掲げる事実が生じた場合については、なお従前の例による。ただし、当該事実が生じた法人について、施行日以後に前項に規定する事実が生ずる場合には、この限りでない。

（避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十七条　施行日から附則第一条第十号に定める日の前日までの間における第九条の規定（同号イに掲げる規定を除く。）による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の二の規定の適用については、同条第八項中「第十七条の二の三第一項」とあるのは「第十七条の二の二第一項」と、同条第九項中「第十七条の二の三第二項」とあるのは「第十七条の二の二第二項」と、「避難解除区域等」とあるのは「避難解除区域」と、同条第十項中「第十七条の二の三第二項」とあるのは「第十七条の二の二第二項」とする。

2　新震災特例法第十七条の二の三の規定は、法人が同条第一項に規定する避難解除区域等に係る同項に規定する避難等指示が解除された日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定機械装置等について適用する。

（被災連結法人について債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の特例に関する経過措置）

第九十八条　新震災特例法第二十五条の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する事実が生ずる場合について適用する。

2　施行日前に旧震災特例法第二十五条第一項各号に掲げる事実が生じた場合については、なお従前の例による。ただし、当該事実が生じた連結法人について、施行日以後に前項に規定する事実が生ずる場合には、この限りでない。

（連結法人が避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十九条　施行日から附則第一条第十号に定める日の前日までの間における第九条の規定（同号イに掲げる規定を除く。）による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二の二の規定の適用については、同条第八項中「第二十五条の二の三第一項」とあるのは「第二十五条の二の二第一項」と、同条第九項中「第二十五条の二の三第二項」とあるのは「第二十五条の二の二第二項」と、「避難解除区域等」とあるのは「避難解除区域」と、同条第十項中「第二十五条の二の三第二項」とあるのは「第二十五条の二の二第二項」とする。

2　新震災特例法第二十五条の二の三の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同条第一項に規定する避難解除区域等に係る同項に規定する避難等指示が解除された日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する特定機械装置等について適用する。

（被災した認定贈与承継会社等に係る非上場株式等についての納税猶予の特例に関する経過措置）

第百条　新震災特例法第三十八条の三及び第三十八条の四の規定は、平成二十七年一月一日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得をする新租特法第七十条の七第二項第二号に規定する非上場株式等に係る相続税又は贈与税について適用する。

2　平成二十七年一月一日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得をした旧租特法第七十条の七第二項第二号に規定する非上場株式等に係る贈与税については、旧震災特例法第三十八条の三及び第三十八条の四の規定は、なおその効力を有する。

3　附則第八十六条第四項、第八項又は第十二項の規定により新租特法第七十条の七第二項第三号に規定する経営承継受贈者、新租特法第七十条の七の二第二項第三号に規定する経営承継相続人等又は新租特法第七十条の七の四第二項第三号に規定する経営相続承継受贈者とみなされた者は、それぞれ新震災特例法第三十八条の三第一項に規定する経営承継受贈者、同条第三項に規定する経営承継相続人等又は同条第五項に規定する経営相続承継受贈者とみなして、同条第一項（同項第二号及び第三号に係る部分に限る。）、同条第三項（同項第二号及び第三号に係る部分に限る。）及び同条第五項（同項第二号及び第三号に係る部分に限る。）並びに新震災特例法第三十八条の四第一項第一号（同号ロに係る

部分に限る。）及び同条第三項第一号（同号ロに係る部分に限り、同条第五項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。この場合において、当該経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者に係るこれらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4　前項の規定の適用がある場合において、次の各号に掲げる規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一　平成二十七年一月一日以後新租特法第七十条の七第二項第六号に規定する経営贈与承継期間の末日までの間における新震災特例法第三十八条の三第一項の規定　同項第二号イ中「各第一種贈与基準日」とあるのは「平成二十七年一月一日以後に到来する各第一種贈与基準日」と、「第一種贈与基準日の」とあるのは「第一種贈与基準日（平成二十七年一月一日以後に到来するものに限る。）の」とする。

二　平成二十七年一月一日以後新租特法第七十条の七の二第二項第六号に規定する経営承継期間の末日までの間における新震災特例法第三十八条の三第三項の規定　同項第二号イ中「各第一種基準日」とあるのは「平成二十七年一月一日以後に到来する各第一種基準日」と、「第一種基準日の」とあるのは「第一種基準日（平成二十七年一月一日以後に到来するものに限る。）の」とする。

三　平成二十七年一月一日以後新租特法第七十条の七の四第二項第五号に規定する経営相続承継期間の末日までの間における新震災特例法第三十八条の三第五項の規定　同項第二号イ中「第一種贈与基準日におけるその」とあるのは「第一種贈与基準日（平成二十七年一月一日以後に到来するものに限る。イにおいて同じ。）におけるその」と、「をいう」とあるのは「をいい、平成二十七年一月一日以後に到来するものに限る」とする。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百一条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四十八条中「前日」と」の下に「、第三十七条の十第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「平成二十五年新法」という。）第三十七条の十第一項又は第三十七条の十一第一項」と、「同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「平成二十五年新法第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）又は平成二十五年新法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）」と、「当該株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と」を加える。

第百二条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第十八条中租税特別措置法第四十一条の十九の五第一項の改正規定を削る。

第十八条中租税特別措置法の改正規定に次のように加える。

第九十七条中「（平成十四年法律第百五十一号）」を削る。

附則第一条第七号の二中「同法第四十一条の十九の五第一項の改正規定及び同法第四十二条の三第四項」を「同法第四十二条の三第四項の改正規定及び同法第九十七条」に改める。

（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百三条　経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第四十五条中「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）第十九条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）第十九条」に改め、同表第二項の項中「平成二十三年改正法」を「平成二十三年改正法附則第七十二条」に、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第七十二条」を「同法第十九条」に改め、同表第五項の項中「新租税特別措置法第四十二条の四の二第七項」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）附則第六十三条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四の二第七項」に改め、「新租税特別措置法第四十二条の十一第五項」の下に「、新租税特別措置法第四十二条の十二の三第五項」を加える。

附則第六十三条第一項中「新租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法」に改め、同項の表第二項

の項中「第四十二条の十一第三項」を「第四十二条の十二の二第三項」に改め、同表第三項の項中「第四十二条の十一第四項」を「第四十二条の十二の三第四項」に改める。

附則第七十二条の表第二項の項中「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号。第四項において「平成二十三年改正法」という。）第十九条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　　号）第八条」に、「並びに新租税特別措置法第六十八条の十五の二」を「、新租税特別措置法第六十八条の十五の二、新租税特別措置法第六十八条の十五の三第二項、新租税特別措置法第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項並びに新租税特別措置法第六十八条の十五の五」に改め、同表第四項の項中「平成二十三年改正法附則第五十五条」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第五十五条」に、「平成二十三年改正法第十九条」を「同法第十九条」に改め、同表第五項の項中「新租税特別措置法第六十八条の九の二第七項」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　　号）附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九の二第七項」に改め、「新租税特別措置法第六十八条の十五第五項」の下に「、新租税特別措置法第六十八条の十五の四第五項」を加える。

附則第八十条第一項中「新租税特別措置法第六十八条の十五の三」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　　号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法第六十八条の十五の六」に改め、同項の表第二項の項中「第六十八条の十五第三項」を「第六十八条の十五の四第三項」に改め、同表第三項の項中「第六十八条の十五第四項」を「第六十八条の十五の四第四項」に改める。

（租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百四条　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「新租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律第　　号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（次項において「平成二十五年新租税特別措置法」という。）」に改め、同項の表第二項の項中「第十条の三第四項」を「第十条の五の三第四項」に改め、同表第三項の項中「第十条の三第五項」を「第十条の五の三第五項」に改め、同条第二項中「かつ、」の下に「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　　号）」を加え、「「新震災特例法」を「この項において「平成二十五年新震災特例法」」に、「第十条の三の二まで」を「第十条の三の三まで」に、「新租税特別措置法」を「平成二十五年新租税特別措置法」に、「及び新震災特例法」を「及び平成二十五年新震災特例法」に改め、同項の表第一項の項を次のように改める。

第一項		
次の各号に掲げる規定	次の各号に掲げる規定（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第七条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第十条の四第三項又は第四項の規定、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）第十条の二第三項又は第四項の規定、震災特例法第十条の二の三第三項又は第四項の規定、震災特例法第十条の三第一項の規定、震災特例法第十条の三の二第一項の規定及び震災特例法第十条の三の三第一項の規定を含む。以下この条において同じ。）	当該各号に定める金額
	当該各号に定める金額（旧効力措置法第十条の四第三項又は第四項の規定にあつてはそれぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の二第三項又は第四項の規定にあつてはそれぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の二の二第三項又は第四項の規定にあつてはそれぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は	

	の額として
同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の二の三第三項又は第四項の規定にあつてはそれぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の三第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の三の二第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十条の三の三第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする。第三号を除き、以下この条において同じ。）を	の額（震災特例法第十条の二第三項又は第四項の規定の適用がある場合にあつては、不動産所得の金額又は事業所得の金額に係る所得税の額）として

附則第八条第二項の表第二項の項中「第十条の三第四項」を「第十条の五の三第四項」に、「若しくは第十条の二の二第四項」を「、第十条の二の二第四項若しくは第十条の二の三第四項」に改め、同表第三項の項中「第十条の三第五項」を「第十条の五の三第五項」に、「第十条の二第四項各号」を「第十条第八項第五号」に、「若しくは第十条の二の二第五項」を「、第十条の二の二第五項若しくは第十条の二の三第五項」に改める。

附則第二十二条第一項後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	平成二十四年三月三十一日	平成二十五年三月三十一日	
第二項	第四十二条の四	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　　号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（第五項において「新租税特別措置法」という。）第四十二条の四	
	前条、次条第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二	第四十二条の九、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二の四	租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（次項及び第九項において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十四第二項
第四項	第六十八条の十四第二項		
第五項	第六十八条の十四第二項	旧効力措置法第六十八条の十四第二項	法人税法第六十六条第一項
	同法第六十六条第一項	新租税特別措置法第四十二条の四第十一項（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　　号）附則第六十三条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四の二第七項	
	第四十二条の四第十一項（第四十二条の四の二第七項	第四十二条の九第四項、第四十二条の十一第五項、第四十二条の十二の三第五項	旧効力措置法第六十八条の十四第二項
第九項	前条第四項、次条第五項	第六十八条の十四第二項	法人税法第二条第三十二号
	第六十八条の十四第二項	同法第二条第三十二号	

第六十八条の十四第三項	旧効力措置法第六十八条の十四第三項	
第十項	又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力単体措置法」という。）第四十二条の十第二項	
	並びに旧効力単体措置法第四十二条の十第二項	
第十一項	租税特別措置法第四十二条の十第五項（	
	旧効力単体措置法第四十二条の十第五項	

附則第二十二条第二項中「おける新租税特別措置法」を「おける所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この項において「平成二十五年新租税特別措置法」という。）」に、「（新租税特別措置法」を「（平成二十五年新租税特別措置法」に、「、第四十二条の十二」を「から第四十二条の十二の四まで、」に、「、新租税特別措置法」を「、平成二十五年新租税特別措置法」に、「及び第四十二条の十二第一項」を「、第四十二条の十二第一項、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項及び第四十二条の十二の四第一項」に、「並びに第四十二条の十二」を「法人税法」に、「、第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法」に、「及び第四十二条の十二第一項並びに法人税法」に、「、第四十二条の十二並びに第六十二条の三」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法第六十二条の三並びに法人税法」に改め、同条第三項中「新震災特例法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）第九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」に、「第十七条の三の二まで」を「第十七条の三の三まで」に改め、同項の表第十七条の二第十三項の項中「第十七条の二第十三項」を「第十七条の二第十四項」に、「及び第四十二条の十二」を「第四十二条の十二の四まで」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」に、「第四十二条の十二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」に改め、「第三項」の下に「並びに法人税法」を加え、同表第十七条の二の二第九項の項中「第十七条の二の二第九項」を「第十七条の二の二第十項」に、「及び第四十二条の十二」を「第四十二条の十二の四まで」に、「「第四十二条の十二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」に改め、「第三項」の下に「並びに法人税法」を加え、同項の次に次のように加える。

第十七条の二の三第二項	第六十三条	第六十三条、旧効力措置法第四十二条の十第二項、第三項及び第五項
第十七条の二の三第十項	第四十二条の十二の四まで	第四十二条の十二の四まで並びに旧効力措置法第四十二条の十
	同法第四十二条の四第一項	租税特別措置法第四十二条の四第一項
	とする	と、旧効力措置法第四十二条の十第二項中「法人税法」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の三第二項及び第三項並びに法人税法」とする

附則第二十二条第三項の表第十七条の三第六項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三」を「第十七条の三並びに法人税法」に改め、同表第十七条の三の二第五項の項中「第四十二条の十一」を「第四十二条の十二の三」に、「「第四十二条の十二」を「「法人税法」に改め、「第四十二条の十二並びに」を削り、「第十七条の三の二並びに法人税法」に改め、同表に次のように加える。

第十七条の三の三第一項	第六十三条	第六十三条、旧効力措置法第四十二条の十第二項、第三項及び第五項
第十七条の三の三第五項	及び第四十二条の十二の三	及び第四十二条の十二の三並びに旧効力措置法第四十二条の十
	同法第四十二条の四第一項	租税特別措置法第四十二条の四第一項
	とする	と、旧効力措置法第四十二条の十第二項中「法人税法」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の三の三並びに法人税法」とする

附則第二十三条第一項中「新租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（次項において「平成二十五年新租税特別措置法」という。）」に改め、同項の表第二項の項中「第四十二条の十一第三項」を「第四十二条の十二の三第三項」に改め、同表第三項の項中「第四十二条の十一第四項」を「第四十二条の十二の三第四項」に改め、同表第四

	前条、次条第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の二	第六十八条の十三、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の二、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の五
第四項	第四十二条の十第二項	租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（第十項において「旧効力措置法」という。）第四十二条の十第二項
第五項	第六十八条の九第十一項（第六十八条の九の二第七項	新租税特別措置法第六十八条の九第十一項（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九の二第七項
	前条第四項、次条第五項	第六十八条の十三第四項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の十五の四第五項
第十項	第四十二条の十第二項	旧効力措置法第四十二条の十第二項
	同法第二条第三十一号	法人税法第二条第三十一号
	第四十二条の十第三項	旧効力措置法第四十二条の十第三項
第十一項	又は租税特別措置法第六十八条の十四第二項	又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の十四第二項

	並びに租税特別措置法第六十八条の十四第二項	並びに旧効力連結措置法第六十八条の十四第二項
第十二項	「租税特別措置法第六十八条の十四第五項（	「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の十四第五項（
	租税特別措置法第六十八条の十四第五項」	旧効力連結措置法第六十八条の十四第五項」
	及び租税特別措置法第六十八条の十四第五項	及び旧効力連結措置法第六十八条の十四第五項

附則第三十三条第二項中「おける新租税特別措置法」を「おける所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この項において「平成二十五年新租税特別措置法」という。）に、「（新租税特別措置法」を「（平成二十五年新租税特別措置法」に、「、第六十八条の十五の二」を「から第六十八条の十五の五まで、」に、「ついては、新租税特別措置法」を「ついては、平成二十五年新租税特別措置法」に、「及び第六十八条の十五の二第一項」を「、第六十八条の十五の二第一項、第六十八条の十五の三第二項及び第六十八条の十五の四第二項」に、「法人税法」と、新租税特別措置法」を「法人税法」と、平成二十五年新租税特別措置法第六十八条の十五の五第一項中「並びに同法」とあるのは「、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項並びに法人税法」と、平成二十五年新租税特別措置法」に、「第六十八条の十五の三まで」を「第六十八条の十五の六まで」に、「並びに第六十八条の十五の二」を「法人税法」に、「、第六十八条の十五の二並びに第六十八条の六十七第一項」とする」と、新租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法第六十八条の六十七第一項並びに法

人税法」とする」と、平成二十五年新租税特別措置法に、「、第六十八条の十五の二並びに第六十八条の六十八」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　　号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法第六十八条の六十八並びに法人税法」に改め、同条第三項中「新震災特例法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　　号）第九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」に、「第二十五条の三の二まで」を「第二十五条の三の三まで」に改め、同項の表第二十五条の二第十四項の項中「第二十五条の二第十四項」を「第二十五条の二第十五項」に、「及び第六十八条の十五の二」を「第六十八条の十五の五まで」に、「第六十八条の六十九、旧効力措置法第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項

第二十五条の二の三第二項	第六十八条の六十九	第六十八条の六十九、旧効力措置法第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項
第二十五条の二の三第十項	第六十八条の十五の五まで	第六十八条の十五の五まで並びに旧効力措置法第六十八条の十四
	同法第六十八条の九第一項	租税特別措置法第六十八条の九第一項
	とする	と、旧効力措置法第六十八条の十四第二項中「法人税法」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の二の三第二項及び第三項並びに法人税法」とする

に、「第六十八条の十五の二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」に改め、「第三項」の下に「並びに法人税法」を加え、同表第二十五条の二の二第九項の項中「第二十五条の二の二第十項」に、「及び第六十八条の十五の二」を「第六十八条の十五の五まで」に、「「第六十八条の十五の二」を「法人税法」」に、「第六十八条の十五の二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」に改め、「第三項」の下に「並びに法人税法」を加え、同項の次に次のように加える。

附則第三十三条第三項の表第二十五条の三第六項の項中「及び第六十八条の十五」を「及び第六十八条の十五の四」に、「「第六十八条の十五の二」を「法人税法」」に改め、「第六十八条の十五の二並びに」を削り、「第二十五条の三」を「第二十五条の三並びに法人税法」」に改め、同表第二十五条の三の二第五項の項中「及び第六十八条の十五」を「及び第六十八条の十五の四」に、「「第六十八条の十五の二」を「法人税法」」に改め、「第六十八条の十五の二並びに」を削り、「第二十五条の三の二」を「第二十五条の三の二並びに法人税法」」に改め、同表に次のように加える。

第二十五条の三の三第一項	第六十八条の六十九	第六十八条の六十九、旧効力措置法第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項
第二十五条の三の三第五項	及び第六十八条の十五の四	及び第六十八条の十五の四並びに旧効力措置法第六十八条の十四
	同法第六十八条の九第一項	租税特別措置法第六十八条の九第一項
	とする	と、旧効力措置法第六十八条の十四第二項中「法人税法」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十五条の三の三並びに法人税法」とする

附則第三十四条第一項中「新租税特別措置法第六十八条の十五の三」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　　号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（次項において「平成二十五年新租税特別措置法」という。）第六十八条の十五の六」に改め、同項の表第二項の項中「第六十八条の十五第三項」を「第六十八条の十五の四第三項」に改め、同表第三項の項中「第六十八条の十五第四項」を「第六十八条の十五の四第四項」に改め、同条第二項中「、新震災特例法」を「、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　　号）第九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「平成二十五年新震災特例法」という。）に、「第二十五条の三の二まで」

を「第二十五条の三の三まで」に、「新租税特別措置法第六十八条の十五の三」を「平成二十五年新租税特別措置法第六十八条の十五の六」に、「及び新震災特例法」を「及び平成二十五年新震災特例法」に改め、同項の表第一項の項中「震災特例法第二十五条の三第一項の規定及び」を「震災特例法第二十五条の二の三第二項又は第三項の規定、震災特例法第二十五条の三第一項の規定」に、「を含む」を「及び震災特例法第二十五条の三第一項の規定を含む」に、「とし、震災特例法第二十五条の三第一項」を「とし、震災特例法第二十五条の二の三第二項又は第三項の規定にあつてはそれぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額とし、震災特例法第二十五条の三第一項」に、「金額とする」を「金額とし、震災特例法第二十五条の三の三第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする」に、「第二十五条の三並びに第二十五条の三の二」を「第二十五条の二の三第二項及び第三項並びに第二十五条の三から第二十五条の三の三まで」に改め、同表第二項の項中「第六十八条の十五第三項」を「第六十八条の十五の四第三項」に、「若しくは第二十五条の二の二第三項」を「、第二十五条の二の二第三項若しくは第二十五条の二の三第三項」に改め、同表第三項の項中「若しくは第六十八条の十五第四項」を「又は第六十八条の十第四項」に、「、第六十八条の十五第四項若しくは旧効力措置法第六十八条の十四第四項」を「若しくは第六十八条の十第四項」に、「又は第六十八条の九の二第八項第一号」を「若しくは第六十八条の十五の四第四項」に、「若しくは第六十八条の九の二第八項第一号」を「、第六十八条の十五の四第四項若しくは旧効力措置法第六十八条の十四第四項」に、「含む。」を「該当するもの」に、「若しくは第二十五条の二の二第四項」を「、第二十五条の二の二第四項若しくは第二十五条の二の三第四項」に改める。

附則第六十六条第二項中「新震災特例法」を「第九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」に改める。

（民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正）

第百五条　民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条の九を次のように改める。

第十四条の九　削除

（罰則の適用に関する経過措置）

第百六条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合においてこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第百七条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第百八条　政府は、次に掲げる基本的方向性により、第一号、第三号及び第四号に関連する税制上の措置については平成二十五年度中に、第二号に関連する税制上の措置については平成二十六年度中に財源も含め検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

一　大学に対する寄附金その他の寄附金に係る税制上の措置の在り方について、これまで講じられた措置の効果等を踏まえつつ、対象範囲を含め、検討すること。

二　給与所得者の特定支出の控除の特例の在り方について、給与所得者の負担軽減及び実額控除の機会拡大の観点から、これまで講じられた措置の効果等を踏まえつつ、適用判定の基準（所得税法第五十七条の二第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。）及び控除対象の範囲を含め、検討すること。

三　交際費等の課税の特例の在り方について、当該特例が租税特別措置法で定められていることも踏まえ、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、その適用範囲を含め、検討すること。

四　贈与税について、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点、格差の固定化の防止等の観点から、結婚、出産又は教育に要する費用等の非課税財産の範囲の明確化も含め、検討すること。

審査報告書

関税定率法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十五年三月二十七日

財政金融委員長　藤田　幸久

参議院議長　平田　健二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、課税標準となる価格の決定に係る規定の整備を行うほか、暫定関税率の適用期限の延長等の措置を講ずるものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に伴い、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　東日本大震災により多大な被害を受けた地域における復旧・復興を図るため、被災者の状況に十分配慮した税関手続の弾力的な対応に引き続き努めるとともに、被災地域の物流・貿易の

円滑化、活性化に向けた税関による支援策を積極的に実施すること。

一　関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

一　最近におけるグローバル化の進展等に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、水際において国民の安心・安全を確保するため、税関職員の定員の確保、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の処遇改善、機構の充実及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。

右決議する。

――――――――――

関税定率法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十五年三月二十二日

衆議院議長　伊吹　文明

参議院議長　平田　健二殿

――――――――――

関税定率法等の一部を改正する法律案

関税定率法等の一部を改正する法律

（関税定率法の一部改正）

第一条　関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「第二条」の下に「（課税標準及び税率）」を加え、「第四条の八」を「第四条の九」に改め、同項ただし書中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第四条第一項中「がされた時に」を「（買手が本邦に住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるものを有しない者であるものを除く。以下同じ。）がされた場合において、当該輸入取引に関し」に、「課徴金」を「公課」に改め、同項第二号イ中「買付手数料」を「買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるもの」に改め、同項第四号中「対価で、」の下に「当該輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて」を加え、「の条件として、」を「をするために」に改め、同条第二項ただし書中「又は第四条の三」の下に「（国内販売価格又は製造原価に基づく課税価格の決定）」を加え、同項第四号中「（売手と買手」を「（一方の者と他方の者」に、「定める売手と買手」を「定める一方の者と他方の者」に改め、同条に次の一項を加える。

3　本邦にある者（以下この項において「委託者」という。）から委託を受けた者（以下この項において「受託者」という。）が当該委託者から直接又は間接に提供された原料又は材料を外国において加工又は組立て（以下この項において「加工等」という。）をし、当該委託者が当該加工等によつてできた製品を取得することを内容とする当該委託者と当該受託者との間の取引に基づき当該製品が本邦に到着することとなる場合には、当該取引を輸入取引と、当該委託者を買手と、当該受託者を売手と、当該加工等の対価として現実に支払われた又は支払われるべき額を輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格とそれぞれみなして、前二項の規定を適用する。この場合において、第一項第二号イ中「手数料（買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるものを除く。）」とあるのは、「手数料」とする。

第四条の三第一項ただし書中「要請する」を「希望する旨を税関長に申し出た」に改め、同項第一号中「の特例」を削り、同号ハ中「課徴金」を「公課」に改め、同条第二項中「できるとき」の下に「（当該輸入貨物を輸入しようとする者と当該輸入貨物の生産者との間の当該輸入貨物に係る取引に基づき当該輸入貨物が本邦に到着することとなる場合に限る。次項において同じ。）」を加え、同条第三項中「要請する」を「希望する旨を税関長に申し出た」に改める。

第四条の五中「輸入取引の条件」を「輸入貨物に係る取引の状況その他の事情」に改め、「の特例」を削り、「までに」の下に「当該」を加える。

第四条の八を第四条の九とし、第四条の七の次に次の一条を加える。

（課税価格の計算に用いる資料等）

第四条の八　第四条から前条までの規定により輸入貨物の課税価格を計算する場合において、当該計算の基礎となる額その他の事項は、合理的な根拠を示す資料により証明されるものでなければならず、かつ、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従つて算定されたものでなければならない。

第十二条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「第四条の八」を「第四条の九」に改める。

別表の関税率表の解釈に関する通則の備考3中「第四条の八」を「第四条の九」に改める。

（関税法の一部改正）

第二条　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　更正の請求をすることができる期限について第二条の二において準用する国税通則法第十条第二項（期間の計算及び期限の特例）の規定又は第二条の三（災害による期限の延長）の規定の適用がある場合において、これらの規定により更正の請求をすることができることとされる期間にされた更正の請求に係る更正又は当該更正に伴つて行われることとなる過少申告加算税、無申告加算税若しくは重加算税についてする賦課決定は、前三項の規定にかかわらず、当該更正の請求があつた日から六月を経過する日まで、することができる。

第十四条の二第一項中「前条第二項」の下に「又は第四項」を加え、同条第二項中「第十四条第四項」を「第十四条第五項」に改め、「同条第二項」の下に「又は第四項」を加える。

附則第三項を次のように改める。

3　第十二条第一項（延滞税）（とん税法第十条第一項（特別とん税法第六条において準用する場合を含む。）及び輸入品に対する内国消費

税の徴収等に関する法律第二十条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する延滞税の年七・三パーセントの割合及び年十四・六パーセントの割合は、第十二条第一項の規定にかかわらず、当分の間、各年の特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項（利子税の割合の特例）に規定する特例基準割合をいう。以下この項及び次項において同じ。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合）とし、年十四・六パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とする。

附則第四項中「（還付加算金）を「（還付及び充当」に改め、「（関税法の準用）」及び「（当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削る。

（関税暫定措置法の一部改正）

第三条　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第七条の三第一項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改める。

第七条の四第一項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、「第四条の八」を「第四条の九」に改める。

第七条の五第一項並びに第七条の六第一項、第二項及び第七項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改める。

別表第一の三、別表第一の三の二、別表第一の六及び別表第一の八中「平成二五年三月三一日」を「平成二六年三月三一日」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条中関税法第十四条の改正規定及び同法第十四条の二の改正規定　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）の施行の日

二　第二条中関税法附則第三項の改正規定及び同法附則第四項の改正規定　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

（関税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第二条の規定による改正後の関税法（次項において「新関税法」という。）第十四条第四項並びに第十四条の二第一項及び第二項の規定（これらの規定（同条第二項の規定を除く。）を輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号。以下この項において「輸徴法」という。）第二十条において準用する場合を含む。）は、前条第一号に定める日以後にされる更正の請求（関税法第七条の十五第一項（輸徴法第六条第六項において準用する場合を含む。）の規定による更正の請求をいう。以下この項において同じ。）に係る関税及び内国消費税（輸徴法第二条第一号に規定する内国消費税をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前にされた更正の請求に係る関税及び内国消費税については、なお従前の例による。

2　新関税法附則第三項及び第四項の規定は、これらの規定の適用がある場合における延滞税及び還付加算金のうち前条第二号に定める日以後の期間に対応するものについて適用し、当該延滞税及び還付加算金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三条　前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第四条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項中「第四条の八」を「第四条の九」に、「課徴金」を「公課」に改め、同条第二項中「第四条の八」を「第四条の九」に改める。

（たばこ事業法及び消費税法の一部改正）

第五条　次に掲げる法律の規定中「第四条の八」を「第四条の九」に改める。

一　たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第三十四条第一項第二号

二　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二十八条第三項

審査報告書

予防接種法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十五年三月二十八日

厚生労働委員長　武内　則男

参議院議長　平田　健二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国における予防接種の総合的な推進を図るため、厚生労働大臣が予防接種に関する基本的な計画を策定すること、新たにＨｉｂ感染症、小児の肺炎球菌感染症及びヒトパピローマウイルス感染症を定期の予防接種の対象とすること、定期の予防接種等の適正な実施のための措置に関する規定を整備すること等所要の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成二十五年度一般会計予算（厚生労働省所管）に約一億六千万円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会が七ワクチンについて医学的・科学的観点から広く接種を促進していくことが望ましいと提言したことを踏まえ、七ワクチンのうち本法で追加される三疾病に係るワクチンを除く四ワクチンを定期接種の対象とすることについて検討し、平成二十五年度末までに結論を得ること。

二、ロタウイルス・ワクチンについては、現在実施中の専門家による評価・検討の結果を踏まえ、予防接種法上の定期接種の対象とすること等について早期に結論を得るよう検討すること。

三、新規ワクチンについて薬事法上の手続きを経て製造販売の承認がなされた際には、速やかに、当該ワクチンの予防接種法上の位置付けについて厚生科学審議会の意見を聴いて検討し、その結果に基づいて必要な法制上又は財政上の措置を講ずるよう努めること。

四、予防接種基本計画を定めるに当たっては、独立行政法人医薬品医療機器総合機構を通じて集積する安全性情報と国立感染症研究所で集積する疾患の発症率等の疫学情報を機能的に活用して予防接種の安全性、有効性の評価を行うこと、医療経済的な分析を踏まえた施策の推進を確保するために予防接種導入前後の医療費及び社会的損失に対する影響を比較評価すること等の事項を盛り込むこと。

五、予防接種基本計画については、予防接種実施に関する諸外国の状況等を踏まえ、ワクチンで予防可能な疾患は適正に予防接種で予防するという考え方を基本として策定すること。また、予防接種基本計画に定められた施策等の実施状況について、厚生科学審議会の意見を聴いた上で一年ごとの評価を行い、五年の見直しを待たずに必要に応じた措置を随時講ずること。

六、里帰り出産等により住所地以外で予防接種を受けた場合に、ワクチン接種の助成制度等が異なることに起因するいわゆる「里帰り問題」について、被接種者及びその保護者の負担の軽減や自治体間の格差是正に向けた取組を推進するための方策を検討すること。

七、公衆衛生の見地から予防接種を実施し国民の健康の保持に寄与するという目的を達成するために、接種率の向上、安全性情報の収集、副反応による健康被害の救済を図るとともに、予防接種の意義やリスクに関して分かりやすい情報を提供することにより、予防接種が円滑かつ適正に実施される体制を整備すること。

右決議する。

予防接種法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十五年三月二十二日

衆議院議長　伊吹　文明

参議院議長　平田　健二殿

予防接種法の一部を改正する法律案

予防接種法の一部を改正する法律

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　予防接種基本計画等（第三条・第四条）

第三章　定期の予防接種等の実施（第五条―第十一条）

第四章　定期の予防接種等の適正な実施のための措置（第十二条―第十四条）

第五章　定期の予防接種等による健康被害の救済措置（第十五条―第二十二条）

第六章　雑則（第二十三条―第二十九条）

附則

第一条に見出しとして「（目的）」を付し、同条中「、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進」を「公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、国民の健康の保持」に改める。

第二条に見出しとして「（定義）」を付し、同条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

この法律において「A類疾病」とは、次に掲げる疾病をいう。

第二条第二項第九号中「ほか、」の下に「人から人に伝染することによるその発生及びまん延を予防するため、又はかかった場合の病状の程度が重篤になり、若しくは重篤になるおそれがあることから」を加え、同号を同項第十二号とし、同項第八号の次に次の三号を加える。

九　Ｈｉｂ感染症

十　肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）

十一　ヒトパピローマウイルス感染症

第二条第三項を次のように改める。

3　この法律において「B類疾病」とは、次に掲げる疾病をいう。

一　インフルエンザ

二　前号に掲げる疾病のほか、個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防に資するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病として政令で定める疾病

第二条中第四項を第七項とし、第三項の次に次の三項を加える。

4　この法律において「定期の予防接種」とは、次に掲げる予防接種をいう。

一　第五条第一項の規定による予防接種

二　前号に掲げる予防接種に相当する予防接種として厚生労働大臣が定める基準に該当する予防接種であって、市町村長以外の者により行われるもの

5　この法律において「臨時の予防接種」とは、次に掲げる予防接種をいう。

一　第六条第一項又は第三項の規定による予防接種

二　前号に掲げる予防接種に相当する予防接種として厚生労働大臣が定める基準に該当する予防接種であって、第六条第一項又は第三項の規定による指定があった日以後当該指定に係る期日又は期間の満了の日までの間に都道府県知事及び市町村長以外の者により行われるもの

6　この法律において「定期の予防接種等」とは、定期の予防接種又は臨時の予防接種をいう。

第二十五条に見出しとして「（事務の区分）」を付し、同条中「第六条第一項から第三項まで」を「第六条」に、「第十一条第一項、第十四条並びに第十五条第一項」を「第十五条第一項、第十八条並びに第十九条第一項」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十四条に見出しとして「（実費の徴収）」を付し、同条中「第三条第一項」を「第五条第一項」に、「行った」を「行った」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十三条に見出しとして「（国庫の負担）」を付し、同条第一項中「第二十一条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十二条に見出しとして「（都道府県の負担）」を付し、同条を第二十六条とする。

第二十一条に見出しとして「（予防接種等に要する費用の支弁）」を付し、同条を第二十五条とする。

第二十条を削る。

第十九条に見出しとして「（国等の責務）」を付し、同条第一項中「関する」の下に「啓発及び」を加え、同条第二項中「国は」の下に「、予防接種による免疫の獲得の状況に関する調査」を加え、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　国は、予防接種の円滑かつ適正な実施を確保するため、予防接種の研究開発の推進及びワクチンの供給の確保等必要な措置を講ずるものとする。

第十九条に次の一項を加える。

5　病院又は診療所の開設者、医師、ワクチン製造販売業者、予防接種を受けた者又はその保護者その他の関係者は、前各項の国の責務の遂行に必要な協力をするよう努めるものとする。

第十九条を第二十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（厚生科学審議会の意見の聴取）

第二十四条　厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。

一　第二条第二項第十二号及び第三項第二号並びに第五条第一項及び第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

二　予防接種基本計画及び個別予防接種推進指針を定め、又は変更しようとするとき。

三　第六条第一項及び第三項に規定する疾病を定めようとするとき。

四　第六条第二項及び第三項の規定による指示をしようとするとき。

五　第七条の予防接種を受けることが適当でない者を定める厚生労働省令、第十一条の厚生労働省令（医学的知見に基づき定めるべき事項に限る。）及び第十二条第一項の定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状を定める厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

第四章を第六章とする。

第三章の章名中「予防接種」を「定期の予防接種等」に改める。

第十八条に見出しとして「（保健福祉事業の推進）」を付し、同条中「第十二条第一項第一号」を「第十六条第一項第一号」に、「であつて」を「であつて」に改め、第三章中同条を第二十二条とする。

第十七条に見出しとして「（公課の禁止）」を付し、同条を第二十一条とする。

第十六条に見出しとして「（受給権の保護）」を付し、同条を第二十条とする。

第十五条に見出しとして「（不正利得の徴収）」を付し、同条を第十九条とする。

第十四条に見出しとして「（損害賠償との調整）」を付し、同条を第十八条とする。

第十三条に見出しとして「（政令への委任等）」を付し、同条第一項中「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条を第十七条とする。

第十二条に見出しとして「（給付の範囲）」を付し、同条第一項中「一類疾病」を「A類疾病」に、「定期の予防接種若しくは臨時の予防接種」を「定期の予防接種等」に、「二類疾病」を「B類疾病」に改め、同条を第十六条とする。

第十一条に見出しとして「（健康被害の救済措置）」を付し、同条第一項中「定期の予防接種又は臨時の予防接種」を「定期の予防接種等」に、「当該予防接種」を「当該定期の予防接種等」に、「第十三条」を「第十七条」に改め、同条第二項中「当たつて」を「当たつて」に改め、同条を第十五条とする。

第三章を第五章とする。

第二章の章名中「予防接種」を「定期の予防接種等」に改める。

第四条及び第五条を削る。

第三条に見出しとして「（市町村長が行う予防接種）」を付し、同条第一項中「一類疾病」を「A類疾病」に、「二類疾病」を「B類疾病」に、「であつて」を「であつて」に、「保健所長（」を「保健所長（」に、「第九条」を「第十条」に、「あつては、都道府県知事とする。）」を「あつては、都道府県知事）」に改め、同条第三項中「あつた」を「あった」に改め、同条を第五条とする。

第六条に見出しとして「（臨時に行う予防接種）」を付し、同条第一項中「一類疾病」を「A類疾病」に、「二類疾病」を「B類疾病」に改め、同条第三項中「二類疾病」を「B類疾病」に、「かかつた」を「かかった」に改め、同条第四項を削る。

第七条に見出しとして「（予防接種を行ってはならない場合）」を付し、同条中「第三条第一項」を「第五条第一項」に、「に規定する」を「の規定による」に、「当たつて」を「当たって」に、「行つて」を「行って」に改める。

第十条に見出しとして「（政令及び厚生労働省令

への委任）」を付し、第二章中同条を第十一条とする。

第九条に見出しとして「（保健所長への委任）」を付し、同条中「第三条第一項」を「第五条第一項」に、「に規定する」を「の規定による」に改め、同条を第十条とする。

第八条に見出しとして「（予防接種を受ける努力義務）」を付し、同条第一項中「第三条第一項に規定する」を「第五条第一項の規定による」に、「であつて一類疾病」を「であってA類疾病」に、「第六条第一項に規定する」を「第六条第一項の規定による」に改め、同条第二項中「であつて一類疾病」を「であってA類疾病」に改め、同条を第九条とする。

第七条の二に見出しとして「（予防接種の勧奨）」を付し、同条第一項中「、第三条第一項に規定する」を「、第五条第一項の規定による」に、「であつて一類疾病」を「であってA類疾病」に、「若しくは第三項に規定する」を「若しくは第三項の規定による」に改め、「（第三条第一項に規定する予防接種をいい、当該予防接種に相当する予防接種として厚生労働大臣が定める基準に該当するものであつて市町村長以外の者により行われるものを含む。以下同じ。）」及び「（第六条第一項又は第三項に規定する予防接種をいい、当該予防接種に相当する予防接種として厚生労働大臣が定める基準に該当するものであつて同条第一項又は第三項の規定による指定があつた日以後当該指定に係る期日又は期間の満了の日までの間に都道府県知事及び市町村長以外の者により行われるものを含む。以下同じ。）」を削り、同条第二項中「であつて一類疾病」を「であってA類疾病」に改め、同条を第八条とする。

第二章を第三章とし、同章の次に次の一章を加える。

第四章　定期の予防接種等の適正な実施のための措置

（定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状の報告）

第十二条　病院若しくは診療所の開設者又は医師は、定期の予防接種等を受けた者が、当該定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状として厚生労働省令で定めるものを呈していることを知つたときは、その旨を厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に報告しなければならない。

2　厚生労働大臣は、前項の規定による報告があつたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その内容を当該定期の予防接種等を行った市町村長又は都道府県知事に通知するものとする。

（定期の予防接種等の適正な実施のための措置）

第十三条　厚生労働大臣は、毎年度、前条第一項の規定による報告の状況について厚生科学審議会に報告し、必要があると認めるときは、その意見を聴いて、定期の予防接種等の安全性に関する情報の提供その他の定期の予防接種等の適正な実施のために必要な措置について、調査審議し、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に意見を述べることができる。

3　厚生労働大臣は、第一項の規定による報告又は措置を行うに当たっては、前条第一項の規定による報告に係る情報の整理又は当該報告に関する調査を行うものとする。

4　厚生労働大臣は、定期の予防接種等の適正な実施のため必要があると認めるときは、地方公共団体、病院又は診療所の開設者、医師、ワクチン製造販売業者（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十二条第一項の医薬品の製造販売業の許可を受けた者であって、ワクチンの製造販売（同法第二条第十二項に規定する製造販売をいう。附則第六条第一項において同じ。）について、同法第十四条の承認を受けているもの（当該承認を受けようとするものを含む。）をいう。第二十三条第五項において同じ。）、定期の予防接種等を受けた者又はその保護者その他の関係者に対して前項の規定による調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

（機構による情報の整理及び調査）

第十四条　厚生労働大臣は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下この条において「機構」という。）に、前条第三項に規定する情報の整理を行わせることができる。

2　厚生労働大臣は、前条第一項の規定による報告又は措置を行うため必要があると認めるときは、機構に、同条第三項の規定による調査を行わせることができる。

3　機構は、第一項の規定による情報の整理又は前項の規定による調査を行ったときは、遅滞なく、当該情報の整理又は調査の結果を厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に通知しなければならない。

第一章の次に次の一章を加える。

第二章　予防接種基本計画等

（予防接種基本計画）

第三条　厚生労働大臣は、予防接種に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、予防接種に関する基本的な計画（以下この章及び第二十四条第二号において「予防接種基本計画」という。）を定めなければならない。

2　予防接種基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　予防接種に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する基本的な方向

二　国、地方公共団体その他関係者の予防接種に関する役割分担に関する事項

三　予防接種に関する施策の総合的かつ計画的な推進に係る目標に関する事項

四　予防接種の適正な実施に関する施策を推進するための基本的事項

五　予防接種の研究開発の推進及びワクチンの供給の確保に関する施策を推進するための基本的事項

六　予防接種の有効性及び安全性の向上に関する施策を推進するための基本的事項

七　予防接種に関する国際的な連携に関する事項

八　その他予防接種に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する重要事項

3　厚生労働大臣は、少なくとも五年ごとに予防接種基本計画に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

4　厚生労働大臣は、予防接種基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5　厚生労働大臣は、予防接種基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（個別予防接種推進指針）

第四条　厚生労働大臣は、A類疾病及びB類疾病のうち、特に総合的に予防接種を推進する必要があるものとして厚生労働省令で定めるものについて、当該疾病ごとに当該疾病に応じた予防接種の推進を図るための指針（以下この条及び第二十四条第二号において「個別予防接種推進指針」という。）を予防接種基本計画に即して定めなければならない。

2　個別予防接種推進指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　当該疾病に係る予防接種の意義、有効性及び安全性に関する事項

二　当該疾病に係る予防接種に関する啓発及び知識の普及に関する事項

三　当該疾病に係る予防接種の適正な実施のための方策に関する事項

四　当該疾病に係る予防接種の研究開発の推進及びワクチンの供給の確保に関する事項

五　その他当該疾病に係る予防接種の推進に関する重要事項

3　当該疾病について感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。附則第六条第一項において「感染症法」という。）第十一条第一項の規定により同項に規定する特定感染症予防指針が作成されるときは、個別予防接種推進指針は、当該特定感染症予防指針と一体のものとして定められなければならない。

4　厚生労働大臣は、個別予防接種推進指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

附則第一条に見出しとして「（施行期日）」を付し、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

附則第二条の前に見出しとして「（経過措置等）」を付する。

附則第六条に見出しとして「（損失補償契約）」を付し、同条第一項中「ひつ迫し、又はひつ迫する」を「ひっ迫し、又はひっ迫する」に改め、「（昭和三十五年法律第百四十五号）」を削り、「であつて」を「であって」に改め、「（同法第二条第十二項に規定する製造販売をいう。）」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、附則第六条及び第十九条の規定は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延の状況、予防接種の接種率の状況、予防接種による健康被害の発生の状況その他この法律による改正後の予防接種法（以下この条から附則第七条までにおいて「新法」という。）の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（指針に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の際現にこの法律による改正前の予防接種法（次条並びに附則第五条及び第七条において「旧法」という。）第二十条第一項の規定により定められている指針は、新法第四条第一項の規定により定められた指針とみなす。

（報告に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前に行われた旧法第七条の二第一項に規定する定期の予防接種又は臨時の予防接種は、新法第十二条の規定の適用については、新法第二条第六項に規定する定期の予防接種等とみなす。

（健康被害の救済に関する経過措置）

第五条　この法律の施行前に旧法第七条の二第一項に規定する定期の予防接種であって一類疾病に係るもの又は同項に規定する臨時の予防接種を受けた者は、新法第十五条第一項の規定の適用については新法第二条第四項に規定する定期の予防接種又は同条第五項に規定する臨時の予防接種を受けた者と、新法第十六条第一項の規定の適用については同項に規定するA類疾病に係る定期の予防接種等又は同項に規定するB類疾病に係る臨時の予防接種を受けた者とみなす。

2　この法律の施行前に旧法第七条の二第一項に規定する定期の予防接種であって二類疾病に係るものを受けた者は、新法第十五条第一項の規定の適用については新法第二条第四項に規定する定期の予防接種を受けた者と、新法第十六条第二項の規定の適用については同項に規定するB類疾病に係る定期の予防接種を受けた者とみなす。

（厚生科学審議会の意見の聴取）

第六条　厚生労働大臣は、新法第二十四条各号に掲げる場合には、この法律の施行前においても、厚生科学審議会の意見を聴くことができる。

（新型インフルエンザ等感染症に係る定期の予防接種に関する特例）

第七条　インフルエンザであって次に掲げるものに係る新法第五条第一項の規定による予防接種についての附則第十二条の規定による改正後の予防接種法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百十六号）附則第三条の規定の適用については、同条第一項中「インフルエンザ」とあるのは「インフルエンザ（予防接種法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第　号）附則第七条各号に掲げるものを除く。次項において同じ。）」と、「同項」とあるのは「予防接種法第五条第一項」とする。

一　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下この条において「感染症法」という。）第六条第七項第一号に掲げる新型インフルエンザに該当するものとして感染症法第四十四条の二第一項の規定により厚生労働大臣が平成二

十一年四月二十八日にその発生に係る情報を公表したもの（次号において「特定新型インフルエンザ」という。）

二　この法律の施行前に感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症に該当するものとして感染症法第四十四条の二第一項の規定により厚生労働大臣がその発生に係る情報を公表したもの（特定新型インフルエンザを除く。）のうち旧法第六条第一項若しくは第三項に規定する二類疾病又は新法第六条第一項若しくは第三項に規定するB類疾病として厚生労働大臣が定めたもの

三　この法律の施行後に感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症に該当するものとして感染症法第四十四条の二第一項の規定により厚生労働大臣がその発生に係る情報を公表したもののうち新法第六条第一項又は第三項に規定するB類疾病として厚生労働大臣が定めたもの

（地方自治法の一部改正）

第八条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の項中「第六条第一項から第三項まで」を「第六条」に、「第十一条第一項、第十四条並びに第十五条第一項」を「第十五条第一項、第十八条並びに第十九条第一項」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第九条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の四の項及び別表第四の三の項中「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に改める。

（予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部改正）

第十条　予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「第十二条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条第二項中「第十一条第二項、第十四条から第十七条まで、第二十一条第二項、第二十二条第二項及び第二十三条第二項」を「第十五条第二項、第十八条から第二十一条まで、第二十五条第二項、第二十六条第二項及び第二十七条第二項」に改める。

（予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部改正）

第十一条　予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律（平成六年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条中「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「第八条第一項」を「第二条第四項」に、「同項に規定する臨時の予防接種」を「同条第五項に規定する臨時の予防接種（同法第六条第三項に係るものを除く。）」に、「第十二条第一項」を「第十六条第一項」に、「一類疾病」を「A類疾病」に、「定期の予防接種若しくは臨時の予防接種」を「定期の予防接種等」に、「二類疾病」を「B類疾病」に改める。

（予防接種法の一部を改正する法律の一部改正）

第十二条　予防接種法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「（次条において「新法」という。）」を削る。

附則第三条第一項中「新法第三条第一項」を「予防接種法第五条第一項」に、「であつて」を「であつて」に改め、同条第二項中「新法第三条第一項」を「予防接種法第五条第一項」に、「新法第十二条第二項第二号」を「同法第十六条第二項第二号」に改める。

（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の一部改正）

第十三条　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項に次の一号を加える。

六　予防接種に関する次に掲げる業務

イ　予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十四条第一項の規定による情報の整理及び同条第二項の規定による調査を行うこと。

ロ　イに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第十六条第二項第一号中「（昭和二十三年法律第六十八号）」を削る。

第二十九条第一項第三号中「審査等業務」の下に「（第十五条第一項第六号に掲げる業務を含む。第三十七条第一項において同じ。）」を加える。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正）

第十四条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第百二十一条第三項中「二類疾病」を「A類疾病」に、「二類疾病」を「B類疾病」に、「同条第二項第九号」を「同条第二項第十二号」に改める。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第十五条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項中「第二条の規定による改正後の」を削り、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「第八条第一項に規定する定期の予防接種又は臨時の予防接種」を「第二条第四項に規定する定期の予防接種又は同条第五項に規定する臨時の予防接種（同法第六条第三項に係るものを除く。）」に、「第十二条第一項」を「第十六条第一項」に、「一類疾病に係る定期の予防接種又は臨時の予防接種」を「A類疾病に係る定期の予防接種等」に改め、同条第二項中「第二条の規定による改正後の」を削り、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に改める。

（予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）

第十六条　予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条を次のように改める。

第三条　削除

附則第六条第一項中「改正後予防接種法」を「第一条の規定による改正後の予防接種法」に改める。

（新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正）

第十七条　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第五項中「第二十二条及び第二十三条」を「第十二条第二項、第二十六条及び第二十七条」に、「第七条の二」を「第八条」に、「第十一条第一項、第十四条及び第十五条第一項」を「第十五条第一項、第十八条及び第十九条第一項」に、「第十一条第一項中」を「第十五条第一項中」に、「定期の予防接種又は臨時の予防接種」を「定期の予防接種等」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」を「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第六項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項、第十四条及び第十五条第一項」を「第十五条第一項、第十八条及び第十九条第一項」に、「第十一条第一項中」を「第十五条第一項中」に、「定期の予防接種又は臨時の予防接種」を「定期の予防接種等」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第七項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第八項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第九項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第十項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第十一項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第十二項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第十三項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第十四項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第十五項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第十六項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第十七項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第十八項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第十九項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第二十項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第二十一項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第二十二項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第二十三項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第二十四項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第二十五項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第二十六項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第二十七項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第二十八項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第二十九項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第三十項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第三十一項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第三十二項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第三十三項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第三十四項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第三十五項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第三十六項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第三十七項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第三十八項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第三十九項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第四十項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第四十一項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第四十二項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第四十三項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第四十四項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第四十五項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第四十六項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第四十七項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第四十八項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第四十九項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第五十項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第五十一項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第五十二項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第五十三項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第五十四項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第五十五項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第五十六項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第五十七項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第五十八項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第五十九項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第六十項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第六十一項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第六十二項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第六十三項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第六十四項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第六十五項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第六十六項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第六十七項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第六十八項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第六十九項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第七十項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第七十一項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第七十二項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第七十三項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第七十四項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第七十五項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第七十六項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第七十七項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第七十八項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第七十九項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第八十項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第八十一項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第八十二項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第八十三項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第八十四項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第八十五項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第八十六項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第八十七項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第八十八項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第八十九項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第九十項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第九十一項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第九十二項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第九十三項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第九十四項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第九十五項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第九十六項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第九十七項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第九十八項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第九十九項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第百項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第百一項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第百二項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第百三項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第百四項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第百五項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第百六項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第百七項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第百八項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第百九項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第百十項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第百十一項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第百十二項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第百十三項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第百十四項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第百十五項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第百十六項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第百十七項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第百十八項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第百十九項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第百二十項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第百二十一項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第百二十二項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第百二十三項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第百二十四項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第百二十五項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第百二十六項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第百二十七項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第百二十八項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第百二十九項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第百三十項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二十六条及び第二十七条」に、「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「定期の予防接種等」を「定期の予防接種」に、「同法第二十一条第一項」を「当該定期の予防接種等」と、同法第二十五条第一項」に改め、同条第百三十一項中「第二十二条及び第二十三条」を「第二

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　本号一部　八〇五円（本体七七〇円）